○令和７年１０月８日（水）

開会　午前１１時５２分

散会　午後　０　時０２分

○出席委員（１６名）

委員長	高橋　ひでとし	委員	まじま　隆英
副委員長	小林　ゆうき	委員	髙橋　紀博
委員	いしかわ　まさき	委員	高木　ひろたか
委員	あべ　なお	委員	佐藤　さだお
委員	江川　あや	委員	能登谷　繁
委員	駒木　おさみ	委員	金谷　美奈子
委員	皆川　ゆきたけ	委員	高花　えいこ
委員	石川　まさゆき	委員	安田　佳正

○出席議員（１名）

決算審査特別委員会委員長	杉山　允孝

○説明員

副市長	菅野　直行	総務部長	和田　英邦
総合政策部長	熊谷　好規	防災安全部長	内村　充彦
総合政策部次長	小澤　直樹	消防長	河端　勝彦
行財政改革推進部長	浅利　豪	水道事業管理者	佐藤　幸輝
地域振興部長	三宅　智彦	監査委員	大鷹　明

○事務局出席職員

議会事務局長	稲田　俊幸	議事調査課書記	髙橋　理恵
議事調査課主査	長谷川　香織	議事調査課書記	朝倉　あゆみ

開会　午前１１時５２分

○高橋ひでとし委員長　ただいまから、決算審査特別委員会総務経済建設分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、全員でありますので、これより会議を開きます。

ここで、審査に入ります前に、若干のお願いを申し上げたいと思います。

本分科会に分担を受けております案件は、先ほどの決算審査特別委員会で決定されましたとおり、認定第１号、認定第３号、認定第４号、認定第９号及び認定第１０号の令和６年度旭川市一般会計決算の認定の分担部分、動物園事業特別会計決算の認定、公共駐車場事業特別会計決算の認定、水道事業会計決算の認定、下水道事業会計決算の認定の以上５件であります。

本分科会におきましては、分担を受けております各号議案に対する質疑のみを行うことになっておりますので、御了承願います。

なお、決算審査特別委員会において総括質疑の御意向がある場合は、本分科会における質疑の中で、その旨、御発言いただきますようお願いいたします。

次に、本分科会の開催日につきましては、本日を含め、１０月１０日及び１４日から１７日までの以上６日間でありますが、この日程の中で本分科会の質疑を終了することになっておりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

ここで、各号議案に対する質疑の方法について御相談させていただきたいと思います。

質疑の方法につきましては、この際、正副委員長としての案をお示ししたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高橋ひでとし委員長　それでは、正副委員長といたしましては、分担議案を所管ごとに２つに区分し、まず、総務常任委員会所管分、次に、経済建設常任委員会所管分の順で質疑を行っていきたいと思います。

そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高橋ひでとし委員長　それでは、そのように決定させていただきます。

次に、発言方法についてでありますが、発言される際は、必ず委員長の許可を得た上で発言されるようお願いいたします。

また、理事者においては、明確に職名をもって発言の許可を得られますようお願いいたします。

なお、理事者からの反問につきましては、その趣旨を説明の上、発言の許可を得ることになっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、資料要求についてでありますが、既に提出されました関係資料につきましては、委員各位に配付されているわけでありますが、さらに、本分科会として審査に必要な資料がございましたら、できるだけ早めにお申出をお願いいたします。

ここで、特に資料の要求がございましたら、お受けいたしたいと思います。

御要求はございますか。

○皆川委員　総務部に、令和２年度から令和６年度までの年度別の公用車の台数、公用車（一般車両）の稼働率及び車両管理・維持費の分かるもの、以上３点の資料をよろしくお願いいたします。

○江川委員　地域振興部に、地域公共交通対策費、ＪＲ路線維持対策費、公共交通事業者等緊急支援金の過去１０年分の予算、決算の推移が分かるものを１点、それから、行財政改革推進部に、平成２０年度から令和６年度までのふるさと納税に係る寄附実績等の推移が分かるものと、それから、令和６年度ふるさと納税寄附に係る寄附金歳入と各基金等への寄附状況の前年度比較が分かるもの、この２点をお願いいたします。

○高花委員　消防本部にお願いいたします。

令和６年度消防団員数男女別及び女性消防団員に係る決算状況が分かるものをお願いいたします。

○佐藤委員　防災安全部に、令和７年度整備予定分も含む備蓄品の整備状況について、提出をお願いします。

○能登谷委員　総務部と総合政策部にまたがる課題になりますが、生活保護におけるケースワーカーの数と人員、世帯数などが分かるものと、あわせて、生活保護等国庫負担金所要額の過去１０年間の推移が分かる資料をお願いしたいと思います。

○高橋ひでとし委員長　他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○高橋ひでとし委員長　暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時５８分

再開　午前１１時５９分

○高橋ひでとし委員長　再開いたします。

ここで、御要求のありました資料につきまして、提出の可否と時期について、理事者に発言を求めることといたします。

○和田総務部長　皆川委員から御要求がございました令和２年度から令和６年度までの年度別の公用車の台数、公用車（一般車両）の稼働率、車両管理・維持費の分かるものの３点の資料につきましては、明後日の分科会開会時までに提出をさせていただきます。

○三宅地域振興部長　江川委員から資料要求のございました地域公共交通対策費、ＪＲ路線維持対策費、公共交通事業者等緊急支援金の過去１０年の予算、決算の推移が分かるものにつきましては、次回の分科会開催時までに提出させていただきます。

○浅利行財政改革推進部長　江川委員から御要求がございました、まず１つ目、平成２０年度から令和６年度までのふるさと納税に係る寄附実績等の推移が分かるもの、そして、２つ目、令和６年度ふるさと納税寄附に係る寄附金歳入と各基金等への寄附状況の前年度比較が分かるものにつきましては、次回の委員会開催時までに御提出申し上げます。

○河端消防長　高花委員から御要求のございました令和６年度消防団員数男女別及び女性消防団員に係る決算状況が分かるものにつきましては、分科会開催時までに提出させていただきます。

○内村防災安全部長　佐藤委員から要求のありました備蓄品の整備状況が分かる資料につきましては、分科会開催時までに提出させていただきます。

○熊谷総合政策部長　能登谷委員から要求がございました生活保護における人員、世帯数、ケースワーカー数と、生活保護等国庫負担金所要額の過去１０年間の推移が分かる資料につきましては、次回の分科会開催時までに提出いたします。

○高橋ひでとし委員長　ただいま御要求があり、提出可能な資料につきましては、決算審査特別委員会の資料といたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次回の分科会は、総務常任委員会所管分から質疑に入りますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、１０月１０日午前１０時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。

本日の分科会は、これで散会いたします。

散会　午後０時０２分

○令和７年１０月１０日（金）

開議　午前１０時００分

散会　午後　５　時００分

○出席委員（１６名）

委員長	高橋　ひでとし	委員	まじま　隆英
副委員長	小林　ゆうき	委員	髙橋　紀博
委員	いしかわ　まさき	委員	高木　ひろたか
委員	あべ　なお	委員	佐藤　さだお
委員	江川　あや	委員	能登谷　繁
委員	駒木　おさみ	委員	金谷　美奈子
委員	皆川　ゆきたけ	委員	高花　えいこ
委員	石川　まさゆき	委員	安田　佳正

○出席議員（１名）

決算審査特別委員会委員長	杉山　允孝

○説明員

副市長	菅野　直行	総務部人事課コンプライアンス担当課長	村椿　慎一
副市長	桝井　正将	総務部人事課主幹	橋本　敦
総合政策部長	熊谷　好規	総務部職員厚生課長	坂谷内　彰
総合政策部次長	小澤　直樹	総務部職員厚生課職員健康担当課長	山田　晴絵
総合政策部財政課主幹	今田　秀人	防災安全部長	内村　充彦
旭川大雪圏東京事務所長	菅原　大	防災安全部防災課長	紺田　勝哉
行財政改革推進部長	浅利　豪	防災安全部防災課主幹	伊藤　敦子
行財政改革推進部行政改革課長	梶山　朋宏	消防長	河端　勝彦
地域振興部長	三宅　智彦	消防本部次長	藤原　肇
地域振興部次長	佐瀬　勝明	消防本部総務課消防団担当課長	沼田　有史
地域振興部都市計画課主幹	原　智之	選挙管理委員会事務局長	長谷川　伸一
地域振興部交通空港課長	松本　学	選挙管理委員会事務局次長	鳴海　秀一
地域振興部交通空港課主幹	石川　貴康	選挙管理委員会事務局主幹	蛯名　英城
総務部長	和田　英邦	監査委員	大鷹　明
総務部次長	金　みのり	監査事務局次長	稲田　英樹
総務部次長	八木　治樹	市民生活部長	樽井　里美
総務部管財課長	川原　由幸	東旭川支所長	羽田野　収

○事務局出席職員

議会事務局長	稲田俊幸	議事調査課書記	朝倉あゆみ
議事調査課主査	佐藤友紀	議事調査課会計年度任用職員	河合理子
議事調査課主査	信濃孝美		

○高橋ひでとし委員長　ただいまから、決算審査特別委員会総務経済建設分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、全員でありますので、これより会議を開きます。

ここで、過日の分科会で、皆川、江川、高花、佐藤、能登谷各委員から要求のありました９件の資料につきましては、委員各位に御配付申し上げておりますので、御確認願います。

資料の説明は必要でしょうか。

（「要りません」の声あり）

○高橋ひでとし委員長　それでは、資料の説明につきましては、省略させていただきます。

なお、資料に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

それでは、認定第１号の分担部分のうち総務常任委員会所管分及び認定第４号の以上２件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○あべ委員　おはようございます。

平仮名４文字、あべなおです。

先日、自民党の総裁選が行われまして、高市早苗新総裁が誕生しました。近く開かれる国会の首相指名選挙で日本初の女性首相に選ばれる可能性っていうところで、新時代が見えてきたなあというふうに思っています。アメリカよりも早く誕生したことが個人的にとても驚きでもあり、うれしくもありました。高市総裁は保守派というふうには言われています。実は、私も北海道自民党・保守系女性議員連絡協議会、すずらんの会というものに加入しています。

今、ＳＮＳとか論壇の場で、意見の異なる中道とか保守層に対して厳しいというか、批判的な声というのも多く見られます。御自身の主義主張がぶれないというのは、それはそれで大変結構なことだと思うんですけれども、それにこだわり過ぎて、ほかの意見が受け入れられなくなったり、自分自身の思考の自由を奪うことになるのではないかなあと思っていつも見ています。

先ほど述べましたが、私も、保守派でありながら、女性活躍といった中道リベラルな側を向いた政策提言もしてきたつもりです。保守の中の多様性を大切にしながら、高市総裁とともにまちづくりに邁進していけたらというふうに思っています。

それでは、質疑に入らせていただきます。

１９款財産収入１項財産運用収入１目財産貸付収入の部分において、庁舎に係る行政財産使用料と――賃家料ですか、これは。による歳入について決算額とその内訳をお示しください。

○河原総務部管財課長　令和６年度の行政財産使用料の決算額につきましては３４６万２６０円となっており、その内訳といたしましては、職員福利厚生会に職員の福利厚生のために使用させている庁舎の使用料として３０２万９千４００円、総合庁舎の閉鎖に伴い、第三庁舎に移転した職員団体事務所に係る使用料として３４万６千１５０円、総合庁舎１階のＡＴＭに係る使用料として６万２千１６０円、その他携帯電話基地局や公衆電話等の設置に係る庁舎や庁舎敷地使用料として２万２千５５０円となっております。

また、令和６年度の貸家料の決算額は４５１万６千３２２円となっており、その主なものといた

しましては、総合庁舎と第二・第三庁舎における飲料の自動販売機の設置場所の貸付料として３９９万８千３３２円、ロビー、階段に設置している広告つき地図等の設置場所に係る貸付料として５万２千８００円、第三庁舎の閉鎖に伴い、第二庁舎に移転した職員団体事務所の貸付料として４６万５千１９０円となっております。

○あべ委員　行政財産使用料と貸家料ですね、これ。理事者の皆さんにいいネタを与えてしまったなと思いました。

これによる歳入について、主要なものをお示しください。

○河原総務部管財課長　行政財産使用料の主なものですが、職員福利厚生会が職員の福利厚生の目的で設置している施設のうち、ローソンが出店しているスペースの使用料が１８８万７千２４０円、レストランの使用料が１０５万３千７２０円などとなっております。

また、貸家料は、庁舎本来の用途、目的に反しない範囲で貸付けをしているものであり、主なものといたしましては、総合庁舎、第二・第三庁舎の飲料自動販売機の設置場所として総合庁舎４台分、第二庁舎３台分、第三庁舎２台分の貸付料であり、合計３９９万８千３３２円となっております。

○あべ委員　思っているよりもレストランの使用料が結構いっているんだなあというふうに思いました。

総合庁舎開庁後、１階のロビースペースでのパネル展、イベント展、先日も、農政部主催の花マルシェで写真を撮ってＳＮＳにも出させていただきましたし、定期的にあさがおの出張マルシェもしていて、私もなかなか夕飯の買物をしに行く時間がないので、昼休みとかに合わせてお野菜を買わせていただいたりして、ロビースペースがにぎわっているなという印象があります。

市民の皆さんからも、この１階のロビースペースでのイベントだとかの開催の要望というのが多いとも聞いています。ほかにも、パブリックビューイングですね、北口榛花選手の。私も夜中に行って見させていただきましたけど、こういった市民の皆さんに来庁いただけるような集客力のある魅力的な事業開催もあるみたいなんですけども、これに関しては利用料が発生しているのかどうか、お示しください。

○河原総務部管財課長　総合庁舎で行うイベント等については、市が主催、共催する事業やイベントに限り利用できることとしており、市が業務で利用することから、利用料の徴収は行ってございません。

○あべ委員　市の主催であったり共催する事業やイベントに限っては使える、なおかつ、利用料もかかりませんよということで、この庁舎のロビーに関して利用の条件というものがあるのでしょうか、お示しください。

○河原総務部管財課長　総合庁舎ロビー等の利用条件につきまして、庁舎は、市民の手続や申請、相談等、公務の適正かつ円滑な執行を期する目的から、売店やレストラン等、業務に支障のない場所や目的と認められる場合を除いて、目的外の利用を制限しており、市が主催、共催する事業やイベント等に限定しているところです。また、市の事業やイベント等で使用する場合でも、窓口の手続や相談といった市の業務に支障がないよう、平日、日中の開庁時間帯については、音楽会やミニコンサートなど大きな音を出す事業やイベントの開催を制限しております。

利用可能な場所は、１階や２階のロビースペース、２階臨時窓口スペース及び９階展望フロアと

しており、これ以外の条件については、市の業務に支障がないことのほか、庁舎における秩序の維持等のために必要に応じて各課と協議や相談の上、決めているところでございます。

○あべ委員　総合庁舎のロビー等の利用条件は思ったよりも細かくされているなというところと、やっぱり、開庁時間帯の職員とか利用する市民の方に迷惑がかからないような形でいろんな制限を設けられているんだなということが分かりました。

今回、支所の利用について、市民の方から要望をいただいております。支所や市が所管している施設の利用条件というのは、今、御答弁いただいた庁舎と同じ条件なのでしょうか、お示しください。

○河原総務部管財課長　支所やほかの市有施設の利用条件につきましては、それぞれの施設の管理者が定めることとしておりますので、当課はほかの市有施設の利用条件については把握していないところでございます。

○あべ委員　今回は、市民の方々から、東旭川支所の利活用について御要望をいただいておりますので、総務部のほうではそれについての答弁ができないということで、東旭川支所を所管します市民生活部の出席を求めます。

○高橋ひでとし委員長　ただいま、あべ委員から市民生活部に対する出席要求がありましたので、出席を求めることでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高橋ひでとし委員長　暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時０９分

再開　午前１０時１０分

○高橋ひでとし委員長　再開いたします。

御質疑願います。

○あべ委員　先ほど、総務部から支所の利用条件等については各施設の管理者において判断していると答弁をいただきました。

今回、市民要望のあります東旭川支所における取扱いがどうなっているのか、お示しください。

○羽田野東旭川支所長　東旭川支所では、利用条件等について特段の定めはありませんが、使用の申請があった際には、行政財産の目的外使用の許可について、旭川市公有財産規則に基づき、その可否を個別に判断しているところです。

○あべ委員　支所では、公有財産規則に基づき、使用の可否について判断しているとのことです。

ここ最近というか、近年、東旭川支所において大人気な地域イベントを開催したと思うんですけれども、その事業概要をお示しください。

また、その際に、支所の使用料は発生したのでしょうか、併せてお示しください。

○羽田野東旭川支所長　東旭川支所を会場としたイベントとしては、令和４年度に開催した東旭川まるっとマルシェｍｉｎｉがございます。この事業は、旭川発祥の地、東旭川を広く市民に知ってもらい、地域住民に地元のよいところを再認識してもらうことを目的に実施したものでございます。

イベントの内容ですが、支所の前庭において東旭川地域で作られる野菜や加工品等の販売、旭川厚生看護専門学校の学生ボランティアによる血圧測定などを行い、支所内のスペースでは、地域や

昔の写真などの展示、ポケモンのマンホール蓋の展示なども実施され、当初に見込んでいた３００人程度の来場者を上回り、延べ来場者数は５５０人となっております。

なお、使用料につきましては、市との共催事業であったことから発生しておりません。

○あべ委員　令和４年度に、東旭川まるっとマルシェが開催されたということで、私も、これ、行ったんですけど、今ちょっと思い出したんですが、看護学生さんに血圧測定してもらったときに、私も看護師だっていうような話をしたら、かなり怖いと思われたのか、看護学生さんの脈をはかる手が物すごいぶるぶる震えていて、何かかわいそうなことをしてしまったなあっていう、しかも、ちょっと数値が自分が見ているのと違って、違うという指摘もさせていただいて大変厳しく指導させていただいて、怖かったんだと思うんですよね。

そういったところで、５５０人と、かなり多くの来場者があって、なおかつ、市との共催事業ということで使用料が発生していないにもかかわらず、令和５年度と６年度については支所が使われていないと思うんですけれども、これについてどういった経緯があったのか、お示しください。

○羽田野東旭川支所長　令和５年度につきましては、経費や人員配備の面で課題があったことから開催は見送りとなり、令和６年２月に東旭川ゆきまつりが代替イベントとして実施されております。

令和６年度は、毎年、夏季に東旭川屯田公園で開催され、長年にわたり、地域の皆様からも親しまれている地元市民委員会主催のふれあいまつりとの連携について実行委員会において協議がなされ、前年度までの課題の解消を図ること、さらには、両イベントの相乗効果も見込み、マルシェについては、会場を東旭川屯田公園に移し、ふれあいまつりと同時開催として実施したところでございます。

○あべ委員　ちょっと今思ったんですけど、このふれあいまつりと連携、市民委員会さん主催ということで、このふれあいまつりを主催している市民委員会さんはかなり高齢化が進んでいまして、支所長は御存じだと思うんですけども、８０歳近い方っていうのもかなりいるじゃないですか。個人的な気持ちとしては、ふれあいまつりにマルシェが寄せるんじゃなくて、ふれあいまつりに寄ってもらったほうがいいと思うんですよね。

前の年の開催も、結構、支所の職員さんを見ていても、ふれあいまつりも一緒にやるってことになったために多くの業務負担が増えているんじゃないかなあっていうふうにもちょっと感じていた部分があって、支所の人的負担もですけど、時間もかなり取られていたと思うんですよね。

で、支所長に、私、当日、声をかけさせていただきましたけど、当日、物すごい早くから来て、作業着を着て大きいトラックを運転したりとか、すごい大変そうだったんですよね。後から、お疲れさまでしたみたいなことを言いに行ったら、何か１週間ぐらい心身のダメージが取れなかったって支所長が言っていて、やっぱり、あれだけのことを、支所が中心になって、屯田公園も活用して、何日も前から設営準備してっていうのは、なかなか骨の折れる仕事だなというふうに思っています。

そういった人的とか時間の制限とか、いろいろある中で、実際に支所としてこのふれあいまつりと共催でまるっとマルシェをやったことに対して、大変だったことと工夫したことなんていうのがちょっとあれば、今、簡単に答えられる範囲で教えていただきたいなというふうに思います。

○羽田野東旭川支所長　大変だったことということで、人繰りにもなると思うんですけども、やはり、人員というか、職員が、かなり、窓口業務をやる中で、いろいろ準備をしていかなきゃいけないということもありますし、やはり、時間外なりもかかってくるものですから、若干の負担はある

のかなと思っております。

ただ、やっぱり、このイベントを盛り上げていきたいという気持ちはあるものですから、みんなと協力しながらやっているところでございます。

○あべ委員　大変だったことは、時間外も多くて、だけど、イベントを盛り上げたいという気持ちでいろいろ工夫されたということでありました。

こういった市との共催事業であれば、施設の利用が可能であって、なおかつ、使用料もかからないということを先ほどの答弁でもいただきましたが、そうであれば、やっぱり、現在、東旭川の屯田公園で開催されているこの東旭川まるっとマルシェを支所で開催すべきではないかなというふうに思います。やっぱり、先ほどの人的とか時間的資源の制限もありますのでね、そういうふうに私は思います。

しかも、最近、毎年のように猛暑の報道というのがなされて、マルシェの来場者からも熱中症対策として屋根のある場所での開催を希望する声も多く寄せられています。

今年の話になっちゃうんですけど、支所長も覚えていらっしゃるかと思うんですけど、今年、来場者の中で１名倒れましたよね、お客さん。それで、私、ママ友たちと一緒に来ていたんですけど、私も、一応、腐ってもまだ看護師なので、ママ友さんの中に医師をやっているママ友さんもいて、看護師いっぱいと、医師もいて、すぐに駆けつけさせていただいたんですよね。そのとき、その倒れた方、いろいろ診させていただいたら、やっぱり、熱中症様の症状が認められたっていうところもあって、いろいろ何か飲物とかを渡して対応させていただいたんですけど、やっぱり、休むところ、なかったんですよね。何ていうんですか、何か、こうケースみたいなやつをひっくり返して、その上に板を乗せる椅子みたいのありますよね、よくイベントのところに。出荷のケースみたいな、コンテナみたいな。あそこもすごい満席で空いていなくて、座るところがなくて、当然、横になるところもなくて、その方を、よいしょって、そこに乗せようと思ったんですけど、そういう元気がなくて、結局、仕方なく、みんなのかばんとか、持っている上着みたいのを広げて、そこに、地面の上で横になってもらったっていう経緯があったんですよ。

そのことについてママ友たちと後からカンファレンスみたいなものをさせていただいて、やっぱり、市が共催でやっている以上、そういう傷病者とか、増えて、対応がっていうところで責任を求められちゃうようなこともあると思うんですよね。やっぱり、支所は休むところもあるし、いつでも使える冷たいお水も出るしっていうところで、私はやっぱり支所でやったほうがいいなあというふうに思います。

さっきも言っていましたけど、東旭川支所は、ポケモンの、何か、マンホールの蓋の展示があるんですよね。このイベント中、令和４年度のイベントのときは、この展示の前で写真を撮る人が大人も子どももたくさんいて、結構並んでいたことを覚えています。で、支所内には、令和４年度のときは、東旭川の、何かこう、歴史の、昭和何年、飛行機の中から撮った何とか畑みたいな、田んぼとかっていうような写真が展示されていて、結構、懐かしそうに見ている高齢者の方っていうのもいっぱいいました。

で、東旭川支所ってどこって聞かれることが非常に多くて、実は、豊岡寄りの東旭川にずっと住んでいるママ友が、年内に同じ町内会に引っ越してくるんですよね。ずっとこう、東旭川、私よりも長く何十年も住んでいるのに、東旭川支所ってどこにあるのっていうふうに聞かれたんですよね。

確かに、あんまり、用事がないと支所には行かないかなと思うんですけど、それにしても、今まで市役所でやるような手続はどうしていたのって言ったら、支所があることを知らなかったので、やっぱり本庁舎まで来ていたって言うんですよね。やっぱり、働きながらとか、東旭川でその方は働いているんですけど、休み時間とかにぱっと行けるような距離に市役所がないので、午後休を使ったりとかっていうので結構大変だったっていうのを聞いて、いや、それだったら、今すぐ、東旭川支所、お昼休みで行ける距離にあるから使ってっていうので、すごい便利になったっていうのを、この前、お話しいただいたばっかりなんですよね。

それ以外にも、やっぱり、支所っていうのは市民にとって憩いの場であるべきじゃないかなっていうふうにも、私、考えますので、やっぱり、マルシェのような楽しい事業で、人がたくさん、大人も子どももですね、人がたくさん集まる事業でもやっぱり支所を活用すべきだと思いますが、見解を伺います。

○羽田野東旭川支所長　東旭川まるっとマルシェにつきましては、地域のイベントとして多くの方々に東旭川の魅力を知っていただく大変よい機会であると考えております。

現在の開催場所である東旭川屯田公園は、広いスペースを活用できるほか、開放的な雰囲気の中で開催できるという利点がございますが、御指摘のとおり、近年の猛暑を踏まえますと、来場者の体調面への配慮も必要であると認識しております。

東旭川支所は、地域の行政サービスの拠点であるとともに、住民が集い、交流を深めることができる地域活動の拠点としての機能も有しているものと考えております。支所を活用した地域イベントの開催は、地域のにぎわいづくりの観点からも意義があり、さらには、支所を知っていただく機会になると考えております。

また、支所では、イベントを開催することにより、委員からの質問にあったとおり、暑さ対策として体調を崩された方の休憩場所に、あるいは、熱中症予防のために小まめな水分補給を行う給水スポットとして利用いただくことも可能と考えております。

今後につきましては、委員から御指摘をいただきました視点も含め、地域や関係の皆様の御意見、御要望を実行委員会にお伝えし、次年度に向けた議論が深まるよう支所としても関わってまいりたいと考えておりますし、実行委員会から支所を活用したいとの御意向が寄せられた際には積極的に協力してまいりたいと考えております。

○あべ委員　市民生活部にお聞きしたいことは、以上でおしまいです。

今度は、総務部に戻ります。

支所の積極的な活用について、市民生活部のほうから前向きな答弁をいただきました。ぜひ、今の答弁みたく、本庁舎も積極的な利活用をしてほしいなと思っているところであります。

先ほどの答弁の中で、平日、日中の開庁時間は、音楽会やミニコンサートとか音の出るイベントでの利用を制限しているというお話がありました。本庁舎でコンサートをしてほしいっていう要望が、実は市民からとっても多いんです。本庁舎でこれまでコンサートをしていた記憶っていうのは――今の庁舎になってからですよ。ないなというふうに私は思っていて、旧庁舎、前の庁舎では開催したことはあるんでしょうか、お示しください。

○河原総務部管財課長　旧総合庁舎では、コンサートを開催できるようなスペースがなかったことや、土日は閉鎖しているということもあり、庁舎内におけるコンサート等の実施については、記録

に残っている範囲では確認できておりません。

一方で、議場におけるコンサートは実施をしており、記録が残っている範囲では、これまでに１３回開催しているところでございます。

○あべ委員　議場コンサートはもう１３回もやっているってことは、よく道議会でコンサートをやりましたとか、ニュースでも見ますし、旭川市議会の今の新しい議場も、２０日ですね、２０日に何かコンサートをやるというふうに伺って、大変楽しみにしているところです。

さっき、私のほうから言ったように、本庁舎でコンサートをしてほしいっていう要望もあって、やった記憶は私の中でないんですが、私、子どもも多くてしょっちゅう休ませていただいていますので、自分が行っていないだけなんじゃないかってちょっと心配になりましたので、新庁舎では開催したことがないのかどうか、改めてお伺いします。

○河原総務部管財課長　開庁前の新庁舎市民見学会において、小中学生や高校生による演奏会の開催があったことを除いて、開庁後に音楽会などの利用はないところでございます。

○あべ委員　開催はまだないということで、高校生とかによる開催があったこと以外は。

本市では、皆さんも御存じのとおり、旭川ミュージックウィークとか、例えば、８月だと、皆さん、まだ記憶に新しいと思いますが、市民の日があります。そういった機会を活用して、新庁舎の魅力を知ってもらうためにも、総務部のほうから、ほかの部局に、庁舎の利活用について、使いませんかみたいな感じで働きかけをしていくっていうのも一つの手だと思うんですが、見解を伺います。

○和田総務部長　庁舎におけるイベントの実施につきましては、新総合庁舎の開庁以降、パネル展などの展示に多く利用されておりますほか、先ほど委員から御指摘がございました花マルシェ、それから、地場産品のＰＲと販売会など、パブリックビューイング、各種表彰式や観光大使の委嘱式など、多種多様な目的で利用されておりまして、これまでの総合庁舎ではできなかったにぎわいづくりとしても活用されているものというふうに認識しているところでございます。

今後におきましては、庁内各部局に対し、掲示板等において庁舎ロビーの活用事例の紹介を行うなどして、一層の利用促進、働きかけを行っていまいりますとともに、本市が主催または共催する事業の提案があった際には、様々な問題を解決するべく検討を行いながら、より市民に親しまれる庁舎を目指してまいります。

○あべ委員　これで、庁舎の利活用についての質問は終わりです。

次は、旭川大雪圏東京事務所について御質問したいと思います。

まず、旭川大雪圏東京事務所が所管する事業について、決算額と事業目的をお伺いします。

○菅原旭川大雪圏東京事務所長　旭川大雪圏東京事務所は、所長と２名の正職員、１名の会計年度任用職員の４名体制で運営し、東京事務所運営費と旭川大雪圏プロモーション事業費の２つの事業を所管しております。

まず、東京事務所運営費は、首都圏に事務所を設置することにより、国からの情報収集や関係構築など連携を深めることや、旭川大雪圏域連携中枢都市圏の活動拠点としての位置づけで、圏域の魅力の情報発信を強化し、圏域全体の発展を牽引することを目的としており、令和６年度の決算額は１千７１７万６千２７２円となっております。

次に、旭川大雪圏プロモーション事業費は、上川中部の８町と連携し、首都圏におけるプロモー

ション活動を展開し、圏域のＰＲを行うことを目的として、令和６年度の決算額は５万９千３９円となっております。

○あべ委員　ふだん、東京事務所にいるっていうことで、きっと、こっち側の議員席は、誰、誰、誰、誰ってなったと思うんですけど、この方が所長さんですよ、皆さん覚えておいてくださいというところで。

それで、この東京事務所運営費の令和６年度の事業内容について、ちょっと詳細をお伺いしたいと思います。

○菅原旭川大雪圏東京事務所長　東京事務所運営費では、東京事務所の運営をはじめ、各省庁、団体等との連絡調整、情報収集、要望活動などを行ったほか、首都圏に設置している利点を生かし、担当部署と連携し、各種展示会や物販イベントの支援、企業訪問、企業交流会への参加、移住相談への対応など、旭川大雪圏域のＰＲや関係人口の創出等に取り組んでまいりました。

○あべ委員　各種展示会や物販イベントの支援、企業訪問、企業交流会に参加しているという答弁がありました。

最近、新聞とかいろんなものを見ていても、いろんな自治体が新しい事業を始めたとか、結構、目玉だな、これって思うようなニュースを見ていると、大体、企業版ふるさと納税を活用しって、必ず、一言、入っている。

東京事務所のほうで、このイベントとか企業交流会ですか、こういうのに参加して、話題の、今、熱い企業版ふるさと納税に結びついた例があれば教えてください。

○菅原旭川大雪圏東京事務所長　東京事務所は、昨年１１月に、内閣府主催の企業交流会で、国や自治体と接点を持ちたいスタートアップ企業と、スタートアップ企業との協業に意欲のある自治体を対象にしたマッチングピッチ２０２４に参加いたしました。

その際、企業版ふるさと納税の仲介事業をしている企業と接点を持つことができたのを契機に、農業システムの開発をしている企業を紹介いただき、今年の５月に農業センターに農業用ハウス用リモートコントローラー一式の寄附と、さらに、ベビー用品を扱っている企業の紹介もあり、今年の１０月には、児童センターにおむつ台やベビーベッドなど物納の企業版ふるさと納税の寄附をいただいた事例が２件ございます。

○あべ委員　金額というよりは物で企業版ふるさと納税をいただいたということで、ただ、２件、これについてちょっと今どうなのかなというふうに思いますね。

なんですけど、さっき答弁にありました旭川大雪圏プロモーション事業費、令和６年度の事業内容を先にちょっとお示しいただきたいと思います。

○菅原旭川大雪圏東京事務所長　旭川大雪圏プロモーション事業費では、昨年５月に、天王洲アイルにオープンした交流施設であるＥＺＯＨＵＢ東京で行われたイベントに、釧路市、苫小牧市などの各東京事務所とともに出展し、約２００名の来場者に対して、旭山動物園や観光プロモーション動画の放映、動物キャラクターのノベルティーの配布など、旭川大雪圏域の魅力や観光情報の発信、ふるさと納税の周知を行い、圏域を身近に感じていただけるような取組をいたしました。

また、今後のシティープロモーション活動の会場選定や手法の検討のための調査として、千葉市、さいたま市、三鷹市で開催されたイベントの視察を行い、各会場での立地環境や出展条件、特徴を経済交流課に提供するなど、首都圏でのシティープロモーションを実施してまいりました。

○あべ委員　このプロモーション事業費の内容をお伺いする限り、いわゆる営業活動なのかなというふうには思うんですけども、行財政改革推進部のほうから、この企業版ふるさと納税についてのちょっとデータをいただいているんですけども、令和５年度で１千１７０万円ぐらい、寄附額がですね。令和６年度で６千３７２万円と物すごい額、うなぎ登り状態なんですが、なおかつ、地域ごとの寄附割合っていうところで、やっぱり関東地方が全体の３８％とかなり大きなところを占めている。実は、１位は関西なんですけど、そういったこともあって、この営業活動というのはすごい大事だと思うんですけども、この東京事務所が、先ほど答弁でありましたけど、実際のふるさと納税に結びついた実績というところで２件っていう、これ、ちょっと、一番初めの答弁にもありましたけど、１千７００万円の事業費をかけて、２件っていうのはどうなのかなっていうふうに思います。

それ以外にも、何かいろんなイベントに出ていますとか、交流会に出ていますとか、イベント支援とかっていうのもあるっていうのはよく分かるんですけども、これ、一般企業で事業費１千７００万円かけて、市のいろんな事業とかに必要な財源、お金を持って帰ってくるのって大事だと思うんですけど、それが、２件、しかも物納、これは、大変、企業さんにはありがたいと思うんですけど、数字では、実際、じゃ、費用対効果はどうなのかって聞いたところで表せないとは思うんですけども、ちょっとこれはいただけない結果なのではないかなというふうに、私、個人的には思います。１千７００万円もかけていて財源を持って帰ってこられないっていうのはちょっとどうかなというところで、やっぱり営業がもっと必要なんじゃないでしょうか。その点についてちょっと見解を伺いたいと思います。

○菅原旭川大雪圏東京事務所長　東京事務所では、日頃から、地場産品、移住、ふるさと納税など、圏域の魅力をＰＲするためのシティープロモーション活動を行っており、１日当たり約４千５００人が利用するみずほ銀行本店の社員食堂において圏域の食材を使って提供するイベントに、東京事務所が企画段階から関わり、地場産品の紹介と併せ、ふるさと納税及び返礼品のＰＲも行っております。また、首都圏在住の大学生を対象に、東京に支店がある道内企業と道内自治体の東京事務所が連携して交流会を２か所で合計２回開催し、就職相談や本市での生活環境などを伝えるほか、日常的にも移住希望者からの相談に対応するなど、Ｕターン及びＩターンにつなげていく取組も実施しております。

さらに、スタートアップも含め、行政とのつながりを希望している企業が集まる拠点でありますＮＥＸｓＴｏｋｙｏには、毎月２回以上、その他の拠点にも随時訪問し、本市のポテンシャルを丁寧に説明することで、人脈形成や実証実験、最新の技術やサービスなどの情報を収集し、行政改革課、産業振興課、企業立地課などを中心に担当部署と共有しているところでございます。

東京事務所は、プロモーション活動のほかに、各省庁、団体等との連絡調整、情報収集、要望活動などを行っており、費用対効果を具体の数値としてお示しすることは難しいところではありますが、プロモーション活動は、東京事務所の重要な活動でありますので、今後とも積極的な活動を展開することにより、本市の認知度が向上し、観光やふるさと納税、移住、企業との連携などにつなげられるよう、引き続き、首都圏でのシティープロモーションの効果的な実施に取り組んでまいりたいと思います。

○あべ委員　今、御答弁に、プロモーション活動は東京事務所の重要な活動であるというふうにい

ただいたんですけども、実は、令和５年度に、旭川大雪圏フェスティバルっていうのを、東京駅だったかな、やったと思うんですけど、そのとき、私、結構、やっぱり埼玉県が出身地ですので、友達だとか、もともと勤めていた病院の先生とかを呼んで、行ってください、行ってくださいっていうふうに言ったんですよね。そうしたら、なおちゃん、今、来たよっていって、写真を送ってくれたんですけど、がらがらだった上に、全く知り合いでもないのに、その写真、まばらに写っている人の奥のほうに私の友達が写っていて、自分の身内しか来ていないんじゃないかなっていうような印象があったんですよね。

こういうプロモーション、シティープロモーションの一つでイベントを開催するっていうのはもちろん大事なんですけど、開催するんで来てくださいっていう営業回りって、普通の企業だったら営業さんに絶対必要なことだと思うんですよね。

昨年、私が、首都圏で、結構、視察に行ったついでに、いろんなところへ営業に行って、何か旭川でこういうことをやれませんかとかいろいろ言って回ってきているんですけど、そこでまとめてきた話っていうのが幾つかありまして、ほとんどが、旭川、北海道といえば食ということで、農産物とか食べ物とかの物販に関する案件っていうのを持ってきたわけです。

なんですけど、急に、担当部局に、こういう話、いい話があるんだけどって持っていっても、やっぱり、すぐに、分かりました、じゃ、商談に行きますとはならないと思うんですよね。やっぱり、事業予算とか、そういう予算の兼ね合いもあると思うんです。

実際に、これ、農政部とか、経済部が担当だと思うんですけど、ちょっと聞いてみたら、やっぱり、そういうお話をいただいても、コンセプトとか会場確認とか、そういった打合せが必要だと。しかしながら、地理的な制約とか予算とかもあって、いきなりぽんと、当該部局の職員が、その都度、現地に行くことは何かやっぱり困難だっていうような話を受けたんですよね。

じゃあ、どこの誰が行くんですかというところで、府省庁とのネットワークの構築及び情報収集、要望活動、首都圏に設置している利点を生かしたシティープロモーション活動などを担当しているとホームページにありました、旭川市の。それであるのであれば、東京事務所が行くべきだと思うんですけども、考えを伺います。

○菅原旭川大雪圏東京事務所長　首都圏における本市の事業実施に当たりましては、東京事務所が積極的に関わっていくものと考えております。東京事務所では、各部からの依頼に基づき、日頃から、情報収集、企業訪問、各種要望の調整、会議の出席、視察調査、イベント出展の支援なども行っております。今後も、東京に常駐していることのメリットを最大限に活用し、庁内からの要望に機動的に対応してまいります。

○あべ委員　過去にも、この東京事務所の在り方っていうのは、度々、取り上げられているっていうところは皆さんも記憶にあると思うんですけど、今、答弁を聞かせていただいて、答弁の内容とか方向性、趣旨、ほとんど変わらないですよね。

ちょっと聞きますけど、できない理由があるのかって、もっと私が営業したほうがいいですよって言っていることに対して。何かそういう課題があるんだったら、その課題を、ちょっと、今、分かる範囲、答えられる範囲で教えていただきたいです。

○菅原旭川大雪圏東京事務所長　現在の東京事務所の課題でございます。

東京事務所の課題といたしましては、例えば、シティープロモーションの効果的な手法、そして、

企業誘致や企業版ふるさと納税に取り組むための企業へのアプローチ、そして、８町との連携や、旭川の庁内も含めてなんですけども、東京事務所のさらなる活用をいかに提案していくか、そういったことが課題だというふうに考えております。

○あべ委員　そもそも、こういう話とか案件が来たらどういうフローで対応しているのかなと思っています。さっきもお話しさせていただきましたけど、今回、こういうまとめてきた話が俗に言うぽしゃった状況に今あるわけでして、相手先から電話がかかってきて、あべ議員、どうなりましたか、あの件っていうふうな話があって、私、それまで、東京事務所のほうにも話を持っていって、その後、何も連絡がなかったので、お忙しいと思うんでそういう連絡を求めるとかではないんですけど、何かやってくれているのかなあと思ったら、相手側から連絡があって、もちろん、私が持ってきた話っていうのは、私が突然行ったのもありますし、いろんな関係者にこういう話はありませんか、旭川で何かできるようなことはありませんかっていろんな人に声かけて、そのつてがそういう話として、案件として形になったっていうところで、もうその電話をもらってきて、物すごいびっくりして、心の中で思わず違うだろうってなりました。何か、そういう議員も昔いましたけど、ちょっとそういうふうな気持ちを持ってしまった新人議員ながらというところで、ちょっと、そういう話を持ってきたときに、きちっと話が行くまで、そのフローにも、過程にも問題があるのかなあというふうにも感じているんですけども、まず、どういうフローで対応しているのかっていうのを御説明いただけたらと思います。

○菅原旭川大雪圏東京事務所長　庁内から、例えば、東京でこのようなことを見てほしい、このような会議に参加してほしいとか、そういった依頼というのは日頃からよくあります。その際には、私のほうでまずお受けいたしまして、それで、３人のスタッフの中で担当を決めて各場所に行って対応しているところでございます。

○あべ委員　分かりました。

その後、きっと、担当部局などにつなげて何かしているものなんじゃないかなというふうに思うんですけども、４人いらっしゃって、どうしても１人は事務所に置いておかなきゃいけないっていうのもあるんですけども、行って、ぜひ、つながりっていうのをそのまま持ち続けてほしいんですよね。一回連絡したから終わりっていうのではなくて、やっぱり、いつ、何どき、そういうチャンスが降ってくるか分からないので、ぜひ、持っていった話を、そのときやらないからっていうのでもうほっぽっとくわけではなくて、やっぱり、今後も継続して営業活動をつなげていってほしいなあと思います。

少ない人数で、今、要望はたくさん、いっぱいあるっていうことだったのでお伺いしますけど、逆に、今までそういうふうな経験がいっぱいおありの中で、ここは工夫してやっているんだぞ、うちの東京事務所はみたいなのがあれば、それも併せてお示しください。

○菅原旭川大雪圏東京事務所長　東京事務所の事業で工夫している点でございますけれども、今、私どもが東京事務所を構えているビルが、３０の東京事務所が入っているビル、都市センター会館というところになります。そこでは、日頃、各東京事務所の職員と顔を合わせることができまして、東京事務所の運営のことにおいてもそうですし、シティープロモーションのこと、いろんな案件について、各市の抱える課題等について、いろいろと情報交換をさせていただいているところでございます。

公私ともに仲よくさせていただくことで、例えば、シティープロモーションの企業との接点づくりも、ほかのまちで工夫しているような点がありましたら、そういったところを参考にさせていただきながらとか、逆に、私どもがイベントに出展しようとしたときには、ほかの東京事務所の方をお誘いしたりとか、そういったことで連携しながら進めているところが工夫している点だというふうに考えております。

○あべ委員　いろんな工夫もしているということで、先ほども申し上げましたが、毎回毎回、答弁が一緒だと言われないように、来年度はどうするのかというところを聞きたいです。

この企業版ふるさと納税とかをしてくれる企業を探すのも、物販を含めたいろいろなイベントの場についての情報を集めてくるのも、これも、全部、営業ですよね。東京事務所は、やっぱり旭川の東京における顔だと思いますし、営業して何ぼの世界かなあというふうにも思います。

来年度、どうするのか、もう同じ答弁したら、本当、そのとおりやっていますねと私が言えるぐらいの頑張りをしてほしいなと思うんですけど、市の考えを、それについて伺いたいと思います。

○菅原旭川大雪圏東京事務所長　東京事務所の今後の展開でございます。

東京事務所は、令和４年４月に現在の体制となりまして、今、４年目になっております。情報収集や企業との接点づくり、要望時のいろんな調整など、これまでよりも少しずつ効率的に業務を遂行できているというふうに感じております。

現在の業務をまずしっかり定着させて、そして、私が去年４月に東京事務所長として着任いたしましたが、そのときからずっと考えていることは、やっぱり、少しでも多くの人と直接出会って、お話しして、そして旭川をＰＲしていく、それが、一つ一つ次の新しい機会が生まれてきますし、ふるさと納税もそうですし、物販もそうですし、いろんなところにつながっていくものだと思っております。そういった考え方は、他のスタッフとも共有して、職員一人一人がこういった意識を持って業務に取り組んでまいりたい、そういったように考えております。

○あべ委員　私も、今回の議会が終わったら、ちょっと、東京に、視察を兼ねて、企業版ふるさと納税してくれる企業を探そうと思って、今、５つぐらいアポを取っていて、ちょっとお願いしてこようかなあと思います。いい話がいただけたら、東京事務所のほうにもおつなぎさせていただきますので、ぜひ、億を超える大型の企業版ふるさと納税を目指して頑張っていただきたいなと思うところであります。

この項目については、これで終わりにします。

次に、今、皆さん、御存じのとおり、議会は大荒れでございます。職員の皆さんも、その対応に追われていて、毎日、残業、本庁舎の明かりが、夜遅く通るとまだついている、道行く人の足元を照らしているというふうに思うんですけど、そうじゃない。

旭川は、冬の夜をやっぱりイルミネーションでびかびかにしてほしいということで、街あかり推進費についてお伺いします。

街あかり推進費について、事業概要と決算額についてお伺いします。

○原地域振興部都市計画課主幹　街あかり推進費は、冬期間における市内中心部にイルミネーションを設置するため、あさひかわ街あかりイルミネーションの実施主体であります旭川街あかり実行委員会への負担金を支出しており、当初予算１千４００万円に補正予算５００万円を加えた合計１千９００万円の予算現額に対して、決算額は１千９００万円となっております。

○あべ委員　街あかり推進費は、全額、旭川街あかり実行委員会への負担金とのことでありますが、この街あかり実行委員会における事業費の内訳についてお示しください。

○原地域振興部都市計画課主幹　街あかり実行委員会は、一般社団法人旭川観光コンベンション協会が事務局を担っており、令和６年度の決算額は２千３２４万８千４５７円となっております。

内訳といたしましては、イルミネーションの設置関係費として１千７２９万７千円、宣伝広告費等で２９４万１千７８０円、電気料で１０２万６千８４７円、事務局費で１６１万３千円などとなっております。

○あべ委員　イルミネーションの設置関係費として１千７００万円ぐらいかかっているということで、東京事務所の維持費と同じぐらい、イルミネーションのほうが、よほど旭川に大きな経済効果をもたらしているのかなというふうに思いました。

この決算額１千９００万円のうち、５００万円については補正予算にて計上したというふうにありましたが、その財源についてお伺いします。

○原地域振興部都市計画課主幹　令和６年第２回定例会において議決いただいた補正予算５００万円につきましては、株式会社旭ダンケの市外の関連会社３社からの企業版ふるさと納税により、街あかり推進事業に対して５００万円の寄附があったものであります。

○あべ委員　こういう企業から５００万円もの企業版ふるさと納税をいただけるって、非常にありがたいことだなあと。それだけ、こういうイルミネーションとか冬のまちづくりっていうところに御理解と応援もいただいているんだなということがよく分かりました。

過去に、私、この街あかりについて質問させていただいているんですけども、イルミネーションの球の数ですね。この球が１４万球だったのが２１万球に増えたとありましたが、昨年度のイルミネーションの評判、大変よかった。私、ちょっと産後だったんで行けなかったんですけど、うちの子をママ友たちが連れていってくれて、写真、いっぱい送ってくれたりして、すごいやっぱり好評だったなあというふうに伺っています。

昨年度は、２１万球から、この球の数、増えたんでしょうか、お示しください。

○原地域振興部都市計画課主幹　令和６年度のイルミネーションの球数は、令和５年度の実績である２１万球より２万球増加し、２３万球となっております。

○あべ委員　２万球増やしていただいたということで、今、旭川市の人口は３２万人ということで、やっぱり、１人１球、目指していただきたいなというふうに思っています。

このイルミネーションのデザインについても、市民の方から好評な御意見をいただいています。すごい、何か、フォトジェニックとかエモいみたいな声も聞こえてきますし、私、やっぱり、さっきも言いましたけど、産んだばっかりで、自分で見に行けなかったので、インスタで、結構、ハッシュタグで検索したりもしたんですよね。

で、旭川イルミネーションとかなんか、そういうふうに調べても出ますし、英語とか韓国語で調べてみると、結構、海外の人も来ていて、すごい、ローマ字で、＃ＫＡＷＡＩＩとかってついていて、やっぱりすごいデザインについても好評だったんだなあというふうに思います。なかなか、市役所の職員さんとか、インスタでどのくらい反応があるか、特に、海外の人の反応って、どうやってあるのか、どのくらいあるのかっていうのを調べることってなかなか機会として難しいと思うんですけど、ああいうＳＮＳで調べてみると、やっぱり、今、一番熱いのは何かっていうのがすごい

よく分かるなあというふうに思いました。

この大人気なデザインなんですけども、このデザインについて、何か工夫したことや、今年度予定していることっていうのはあるんでしょうか、お示しください。

○佐瀬地域振興部次長　令和６年度は、企業版ふるさと納税による寄附がありましたことから、新たに宮下通から１条通までのキャノピーイルミや、６年ぶりにロータリータワーのイルミネーションを設置しましたほか、街路樹のイルミネーションの数を増やすなど、充実を図ったところでございます。

令和７年度につきましては、来街される方にさらに楽しんでもらえるような工夫として、買物公園のイルミネーションを一部集約するほか、イルミネーションだけではなく、ライトやレーザー等による光の演出などについて検討しているところでございます。

○あべ委員　６年ぶりにロータリータワーのイルミネーションを設置していただいたということで、私、ロータリーの近くの産科で出産したんですけど、夜、ロータリー、やっぱり見るんですよね。子ども、寝ないので窓からどうしてもずっと見る。もしあれがちょうど冬の時期だったら、あそこ、イルミネーションを見られたらすごい何か癒やされたなっていうふうに思います。時期がちょっと早かったんで見られなかったんですけど。

令和７年度は、ライトとかレーザーによる光の演出について検討しているとのことで、きっと、これ、子どもたちにとってもすごい人気の出る演出なんじゃないかなあというふうに思っています。

おとといだったか、昨日だったか、ちょっと失念しましたが、街あかりイルミネーションの新名称を募集しているっていうふうに新聞で見ました。その、何か、経緯というか、背景、２０２５年で３０周年を迎えますよってことで、新しい節目を迎えてのことかなあというふうに思っているんですけども、この新名称募集に至った経緯についてお伺いします。

○佐瀬地域振興部次長　街あかりイルミネーションは、旭川街あかり計画に基づきまして、積雪寒冷地である本市において、冬の雪の白さや寒さ、長い夜など、厳しい半年間を明かりによって美しく際立たせ、個性的で特色のある夜間景観をつくることを目的として、平成７年度に緑橋通のナナカマドイルミネーションとして開始されまして、今年度、３０周年を迎えます。街あかり実行委員会において、今年度、３０周年を契機に、事業全体をもう一度見詰め直し、ほかの都市にはない旭川らしい表現や、これからどう進化していくのかといった期待される仕掛けを取り入れ、見る人に強いインパクトで冬の思い出として記憶に残るようなイルミネーションとすることを意識したものでございます。

このため、テーマを「光で魅せる旭川の誇りと未来」と設定しまして、デザインやレイアウトのリニューアルを進めることと併せて新たな名称とすることを決定し、本年９月２６日から１０月１３日までを募集期間として、実行委員会と市、それぞれのホームページやＳＮＳのほか、市内の高校１３校には直接周知などしながら、新たな名称の募集を行っているところでございます。

○あべ委員　名称募集に市内の高校にまで行っていただいているということで、すごいな、気合の入りようがあるなというふうに思って、ぜひ、これから先も何十年も使えるような、すてきな名前に決まるといいなというふうに思っています。

今年度は、名称に加えてデザインもリニューアルするとのことでありましたが、この街あかり事業そのものをやっぱり持続的な取組とするためには、財源の確保っていうのが重要なんじゃないか

なというふうに思っています。

案としてですが、例えば、スポンサー制度を設けて、場所を、いろんな企業さんとか、そのスポンサーとかに貸して、そこにその企業さんなり団体さんなりでイルミネーションをつくってもらって、それを競うコンペ形式なんかにすると、やっぱり、お金の面でも、財源の面でもいいし、人っていう、人手の部分っていうもの、人的支援を受けるというのも可能なんじゃないかなあと思います。

財源に関係して、もう一個、私、いい考えがあるんですけど、冬にバーサーロペットをやっていますよね、旭川市。これ、全体の予算は３千万円ぐらいだと。うち、市の負担金は１千６００万円ぐらい。私個人の考えですけど、もうこのバーサーロペットをやめて、そのお金を全部このイルミネーションとゆっきリンクにばんと充てる。そうすると、もう、まちは、夜、びかびかになりますし、リンクはもうてかてかで最高じゃないかなというふうに思います。

このバーサーロペットについては、うちの会派の石川まさゆき委員が、この後、とことんやりますから、皆さん、期待してください。

こういった今の提案などに加えて、いわゆる財源の確保の話、今、させていただきました。さっきのコンペ形式みたいにして人的支援っていうふうなことも受けることで、さらなる充実が図られるのではないかなあというふうに考えますが、認識を伺います。

○佐瀬地域振興部次長　街あかりイルミネーションの充実、持続可能な取組とするためには、財源の確保が課題でありまして、これまで、市の負担金のほか、個人や団体、企業等からの寄附金や協賛金により、既存の資機材を活用しながら取り組んできたところでございます。

委員の御指摘のとおり、財源の確保に加えまして、団体や企業など賛同いただける方がイルミネーションの設置等に直接協力いただけることで、イルミネーションの充実が図られるものと認識しておりますことから、人的な支援がいただけるような仕組みづくりについて、街あかり実行委員会とともに検討してまいります。

○あべ委員　ぜひ、お金の面だけではなくて、人手っていうところにも焦点を当てて仕組みづくりの構築をしていただきたいなというふうに思います。

ところで、この街あかりっていうのは、冬のグレーシーズンの景観づくりというのが目的であるというふうに最初の答弁でもいただいたんですけど、実は、市内の企業さんとか市民の方からも、夏にイルミネーションをやってほしいというふうな声をいただいています。

私、応援していただいている方の中で、大学生とかも結構多いんですよね。夏の、何か、デートスポットがないっていうような話をいただいています。今、副市長、遠い目をしていましたけど。やっぱり夏のデートスポット、イルミネーション、きらきらしているところ、もちろん冬も行けるんですけど、やっぱり、学生さんだと、冬、運転とか、やっぱり交通の面で不便があるということで、夏のイルミネーションを見たいっていう声が実は結構ある。

今回、今までのやり取りの中で、冬は名称も変えるし、新しい段階に入っていくのかなあと思います。このまま、冬も夏もってなると、何かめり張りがないような感じは、私、個人的には受けるんですよね。

夏は夏で、一気に集客が高まるような、例えば、今、経済部で夜の動物園をやっていますけど、ああいう期間にぶち当てて、学生さんのデートの場所ももちろんなんですけど、道内外からの集客

が多い時期にばーんと合わせて、期間限定で夏のイルミネーションをやってもいいんじゃないかなあ、夏にもこういうイルミネーションをやることで観光客にもすごい喜ばれるんじゃないかなと思いますが、認識を伺います。

○佐瀬地域振興部次長　夏のイルミネーションについてでございますけども、冬に比べ、日の入りが遅いこと、樹木の枝葉が繁茂しているほか、湿度が高く、冬に比べ、光が拡散するなど、季節特有の条件はございますが、市民や観光客にとって夏の新たなイベントとしての可能性があるものと認識しております。

本年６月から８月まで、旭川平和通買物公園企画委員会の取組として、買物公園に動物のイルミネーションが設置されました。こうした民間や他部局の取組などを含めて、イルミネーションによる景観づくりが一年を通じて展開されることは、中心部のにぎわいづくりなどにも有用だと考えられますので、街あかり実行委員会として効果的なイルミネーション展開の在り方について検討を重ねてまいります。

○あべ委員　ぜひ、夏のすてきなデートスポットとして道内でも有名になるくらい、いい効果的なイルミネーションの在り方について検討していただきたいと思います。

今回、球数も増えて、名称も新しくされるとのことで、より一層、見どころが増えるということと、やっぱり、愛着が深まるようなイルミネーションになることを期待します。

三笠市で、イルミネーションをやっているらしいんですよね。ちょっと調べたら、球の数が６万５千球と旭川の大体３分の１ぐらい。なのに、来客数が３万人ぐらい行っているっていうような話で、それは、イルミネーションのほかに、いろんな雪原体験みたいな、雪の体験ですね、できるということで、外国人観光客からもすごく人気が出ていて、インスタとかでも調べたらかなり出ているんですよね。

雪原体験の部分に関しては、ゆっきリンクとかそういう部分で、また、これは別の予算でということで別の機会にやりたいとは思うんですけども、三笠市の規模で、３万人の来場者数があるのであれば、旭川ならやっぱり１０万人を目指せるというふうに思います。ぜひ目指していただきたいです。

市長公約にも街あかりイルミネーションのさらなる充実とありますが、私としては、さっきも申し上げましたけど、市民１人１球ですね、３２万球、目指せ来場者１０万人ということを願って、今後の方向性についてお伺いして、この項目の質問を終わりにします。

○三宅地域振興部長　コロナ後となりまして、昨年度に、本市として観光入り込み客数が大きく回復しておりますし、インバウンド、外国人についても過去最高、また、旭川空港の利用も９年ぶりの大きな数字になっています。夏場、毎年計測しております買物公園の通行量につきましても、前年比で十数%の増ということで、交流人口の増加等による活性化の兆しが見えてきている状況かなと認識しております。

都市機能、また交通結節機能が集積しております中心市街地の活性化を図っていくことは、本市全体の活力の向上に寄与しておりますし、まちの顔である買物公園を中心としたエリアにおいて、このイルミネーションを活用した冬季の魅力を高めることで、結果として、一年を通じて市民また観光客など多くの方に来街いただく魅力ある都市空間の形成、これにもしっかりつながっていくものと考えております。

街あかりイルミネーションにつきましては、るる、今申し上げたところでございますが、新たな名称にしようとするタイミングでもあります。レイアウト、またデザインも変えるというところであります。球の数という話がありました。令和４年、１４～１５万球だったところ、何とかこの３年、４年かけて２３万球までという状況でありますけれども、あわせて、今、見せ方の工夫というのもしているところであります。

私も、出張に行くたびに、冬季、いろいろ六本木とか渋谷とか有名なところを見ながら、そこは数十万、５０万、６０万球と公表されている状況でありますけれども、唯一、旭川が全国的に違うところは、やっぱりホワイトイルミネーション、雪の中のイルミネーションというのは、本当に全国、世界に向けて発信できる、そういう特徴かなと思っております。そういう意味で、量から質へのある意味での転換ということも同時に意識しながら、民間の多くの皆さんのお力もいただきながら、進化する取組のメッセージ、これを発信していきたいと考えております。

世代を問わず、様々な方々の来街の増加、また滞在時間の延伸につながるような、さらなる充実に取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋ひでとし委員長　理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時０４分

再開　午前１１時０５分

○高橋ひでとし委員長　再開いたします。

御質疑願います。

○金谷委員　それでは、令和６年度決算分科会総務所管分に対して質疑をいたしたいと思います。

私、４項目、用意しております。順番としましては、選管、空港、総務、行革の順で行いたいと思います。では、よろしくお願いいたします。

それでは、２款４項３目の令和６年衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行費について、決算内容をお聞かせください。

○蛯名選挙管理委員会事務局主幹　令和６年の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行費の決算額は１億６千７３２万９千１１円であり、主な内容は、投開票事務等に係る報酬や職員手当等の人件費４千９６０万４千２９０円、ポスター掲示場の設置に係る賃貸借料１千４０８万円、投票所整理券の作成費用２９７万円及び郵送料１千３１０万５千８１８円などであります。

○金谷委員　それでは、その中のポスターの掲示場の設置数と設置費用についてもお聞かせください。

○蛯名選挙管理委員会事務局主幹　衆議院議員総選挙におけるポスター掲示場の設置数は、４３０か所であり、設置に係る契約を２つに分けて行っており、費用は合わせて１千４０８万円であります。

○金谷委員　ポスター掲示場所の設置はどのように行っているのでしょうか、御説明ください。

○蛯名選挙管理委員会事務局主幹　ポスター掲示場の設置につきましては、選挙の都度、前回選挙の際の設置箇所を基本とし、同じ場所への設置可否を調査し、設置できない場合には、新たな候補地を調査し、それぞれの土地所有者の許可を得て決定しております。

設置作業については、４３０か所のポスター掲示場の作製及び設置から撤去までそれぞれ委託を

しておりますが、短期間で設置することが必要なため、作業を２つに分けて契約を行っております。

○金谷委員　このポスターの掲示場について、こうしなければいけないというような基準、それがあるのであればお聞かせください。

○鳴海選挙管理委員会事務局次長　ポスター掲示場の総数は、公職選挙法及び同施行令により、当該市町村の各投票区の選挙人名簿登録者数及び投票区ごとの面積に応じ、定められておりまして、この基準に基づく本市における法定設置数は、令和６年の衆議院議員総選挙で６１５か所となっています。この基準については、特別の事情がある場合には、国政選挙、北海道知事選挙及び北海道議会議員選挙は、北海道選挙管理委員会と協議の上、設置総数を減ずることができるとされております。

○金谷委員　旭川の市内のポスター掲示場の設置状況についてお聞かせください。

○鳴海選挙管理委員会事務局次長　旭川市の選挙につきましても、公職選挙法及び同施行令の考え方に準じて、選挙管理委員会が設置総数を決定しております。

ポスター掲示場の設置状況につきましては、広大な行政面積を有する本市においては、山間部等人口密度の低い地域も多く、法定どおりポスター掲示場を設置しても十分な効果が得られないことから、令和６年の衆議院議員総選挙におきましては、そうした地域は設置しないこととし、法定設置数の６１５か所から４３０か所に減じて設置したところであります。また、令和５年の旭川市議会議員選挙におきましては、候補者が多数のため、掲示場が大型となり、設置場所が確保できない箇所もあったことから、設置可能となる３９９か所に減じて設置したところです。

○金谷委員　基準の数よりは減ずることができ、減らしているということが分かりました。

これまで、市内の設置場所であんまり人が通らないような場所ですね、山の中と思われるところにも設置がされていると思います。そこにポスターを張りに行かなければいけないんですけれども、ポスター掲示場の設置の数、これを減らす見直しのお考えがないのか、お聞かせください。

○鳴海選挙管理委員会事務局次長　選挙運動ポスターの掲示場は、できるだけ多くの方の目に触れるよう、幹線道路沿いですとか人口の多い地域などを中心に設置しておりますが、山間部においては、有権者数が減少し、人通りや交通等の事情の変化などにより、効果が限定的な状況になっている場合もあると考えられます。

ポスターの掲示は、候補者の限られた選挙運動の機会でありますことから、掲示場の設置数については、単に減らすことは難しいという側面もありますが、現状における設置の効果、また、昨今においては選挙執行経費の増大も大きな課題であることなどを踏まえ、見直しの必要性について検討してまいります。

○金谷委員　このポスター掲示場所、特に心配されるのが山の中です。熊の出没している地域がこの中に含まれていると思います。これまで被害はありませんが、危険な箇所については見直さなくてはならないのではありませんか、見解をお聞かせください。

○長谷川選挙管理委員会事務局長　ポスター掲示場は、先ほどもお答えさせていただきましたとおり、基準に基づき設置していますが、御指摘のありました熊の出没への不安に関しましても山間部における事情の変化として考えられますので、設置箇所を決定する際の貴重な御意見とさせていただきます。

近年の選挙活動は、インターネットの普及によりＳＮＳなどの活用が急激に進み、様々な方法で

候補者の周知が展開されています。そうした環境の変化に合わせて、ポスター掲示をはじめ、選挙体制も徐々に見直していく時期に来ていると感じていますので、安心して選挙が行えるようしっかり検討してまいります。

○金谷委員　今、前向きな御答弁がありました。被害が出てからでは遅いと思います。特に、近年、今までとは違う状況が出ていますので、ぜひ御検討いただきまして、そういった場所については減らしていくべきと指摘をし、次の項目といたします。

すいません、この項目は終わります。

次は、１６款１項６目の空港使用料、昨年度まで未収金を繰り返しておりました。この内容と経緯についてお聞かせください。

○石川地域振興部交通空港課主幹　令和６年度における空港使用料の未収金の調定額は２９８万２千７９２円となっておりますが、これは、旭川空港の運営を北海道エアポート株式会社に委託する前の時期に、空港管理者として本市が徴収していた使用料に関わり発生した債権であるため、本市の未収金として計上しているものであります。

経緯でありますが、かつて台湾に本社を置き、旭川－台北線を運航しておりましたトランスアジア航空が平成２８年１１月２２日に会社が解散となり、その時点で発生していた着陸料内訳として、平成２８年１０月分２３６万６千３９４円、同じく１１月分６１万６千３９８円、合計２９８万２千７９２円が未収となったものであります。

○金谷委員　この未収金に対して、昨年度までの対応はどのような状況なのか、お聞かせください。

○石川地域振興部交通空港課主幹　未収となっております着陸料の対応状況について申し上げます。

市としましては、同社の解散直後の平成２８年度より、発生した未収金について速やかな支払いを求め、日本支社に請求をしておりましたが、未払い状態が続き、その後、同社に破産管財人が選任されましたので、平成３０年９月に同破産管財人に対して本市の債権についての破産債権申立書を提出し、これまで定期的に債権の処理状況の照会を行ってきたところであります。

その結果、令和６年７月に第１次分配金として４４万５千４０２円の支払いがあり、このうち、延滞金に対する充当を優先的に行い、残額の１０万４千２４２円を空港使用料として収入したものであります。

○金谷委員　この未収金ですね、ずっと続いておりました。これからも続いていくのでしょうか、方向性をお聞かせください。

○松本地域振興部交通空港課長　当該債権につきましては、台湾現地の裁判所と破産管財人の下で全体の整理が進んでいるところであり、現時点でさらなる分配金を得られるかは不明でありますが、市といたしましては、引き続き、破産管財人と連絡を取りながら必要な事務手続を進めてまいります。

○金谷委員　この未収金は、以前からずっと残っていたと思います。令和６年度決算では、僅かですが、収入が入った、第１次分配金が戻されたということが分かりました。今後、第２次分配金の収入もあるかもしれませんので、それを見守りたいと思います。

続きまして、２款１項９目の新規路線就航支援費です。

事業概要と決算状況をお聞かせください。

○石川地域振興部交通空港課主幹　新規路線就航支援費は、旭川空港に新規路線の開設や既存路線

の増便などを行う航空運送事業者に対して、運航に係る経費の補助や広告支援などを行うことで就航先の安定的な拡大を図り、空港の利便性の向上と併せて、観光やビジネスなどによる需要の取り込みを図るほか、空港の人材確保を行ったものであります。

決算額は２千５７２万円で、旭川空港新規路線就航支援事業実行委員会への負担金として支出することで事業を実施いたしました。

○金谷委員　昨年度、令和６年度は、第３回定例会で補正をしましたが、不用額を出しています。その理由、内容をお聞かせください。

○松本地域振興部交通空港課長　補正予算において不用額が発生した理由でございますが、当時の航空業界を取り巻く状況は、全国的にコロナ禍で運休または縮小していた航空路線について、各航空運送事業者がそれまで運休していた路線の復便を大規模空港へ優先的に進めていた状況があり、大規模空港の受入れが、早晩、飽和状態を迎えると予想された中、路線再編の需要拡大が依然として続いていく当時のタイミングは、旭川空港にとって新規路線の開設に向けた大きな好機であると捉えておりました。このため、空港運営者である北海道エアポートが用意している支援策と併せて、市としても独自に国際及び国内の各１路線を想定した支援を準備し、より強力なインセンティブとすることを意図したものであります。

こうした考えの下で予算化させていただいた後は、北海道エアポートと連携しながら、道外や道内の他空港に先んじて国際線と国内線をそれぞれ誘致しようと取り組んだ結果、韓国からの国際線の誘致は実現したものの、国内線については就航の実現までには至らなかったことから、就航実績に伴う支援の予算分が不執行となり、８２３万円の不用額が生じたものでございます。

○金谷委員　それでは、国内線の乗降客数、その変化、要因をどのように捉えているのでしょうか、御説明ください。

○松本地域振興部交通空港課長　旭川空港の国内線の乗降客数につきましては、令和５年度は１０１万６千７０１人、令和６年度は１１１万２千８３４人となっております。

乗降客数が増えた要因といたしましては、令和５年１２月に就航したジェットスター・ジャパン成田線の運航期間が令和５年度は約３か月半であったことに対しまして、令和６年度は通年となったことや、令和５年度の時点で回復基調が鮮明となっていた羽田線など、既存路線の利用実績の好調が令和６年度も継続されたことなどが、トータルで実績につながったものと考えております。

○金谷委員　それでは、この事業の方向性についてお聞かせください。

○松本地域振興部交通空港課長　本事業におきまして、今後は、北海道エアポート株式会社などと連携し、国内線は関西や名古屋方面の路線の期間拡大や通年化を目指すとともに、国際線では特に訪日旅行者が伸びているアジア圏を中心に誘致活動を進めてまいります。

○金谷委員　新規路線就航に対しては、ジェットスター・ジャパン成田線があり、現在も利用が増加していると思います。この影響は、海外からの観光客の増加につながりました。大変評価しております。今後は、さらなるアジア圏の誘致にも期待しております。ぜひ、頑張っていただきたいと思います。

この項目は、終わります。

続きまして、２款１項９目の航空路線確保対策費について伺います。

事業概要、令和６年度決算状況についてお聞かせください。

○石川地域振興部交通空港課主幹　航空路線確保対策費は、国内・国際航空路線の維持及び拡大を図ることを目的といたしまして、関係機関等と連携した航空会社への誘致活動や、旭川空港の利用活性化に向けたＰＲ活動などを実施するもので、令和６年度の決算額は２千３１１万３千７２円となっております。

その内容といたしましては、航空機の受入れに必要となる地上支援業務、いわゆるグランドハンドリング業務を支援する補助として１千２００万円、路線要望に係る航空会社等への訪問旅費として１３３万６千９７２円、本市が事務局となり、路線誘致や空港利用促進に係る事業を実施しております旭川空港利用拡大期成会への負担金として８７０万円、関係会議の開催に伴う委託料として９万５千７００円、関係団体等への負担金などとして９８万４００円となっております。

○金谷委員　旭川空港では、国際線ターミナルを増築し、供用開始してきました。完成した年度から昨年度までの空港における国際線の乗降客数の推移をお聞かせください。

○石川地域振興部交通空港課主幹　旭川空港の国際線乗降客数につきましては、平成３０年度が５万５千２４７人、令和元年度が４万３千６４４人、令和２年度と令和３年度はいずれもゼロ人、令和４年度は１千４９８人、令和５年度が３万２千８５２人、令和６年度は４万７千９１６人となっております。

○金谷委員　コロナ禍で一旦ゼロになりました。その以前、中国からの便があったため、乗降客数は多かったわけですが、その後、回復傾向にあるというふうに見ております。

それでは、国際線ターミナルを増築した際、施設の規模をどのように決定したのか、考え方をお聞かせください。

○石川地域振興部交通空港課主幹　国際線ターミナルの増築に当たりまして、当時の状況としましては、平成２６年までに国際線の就航が相次ぎ、国内線施設を暫定的に分離使用していたため、国際線待合室の狭隘化が著しい状態となっておりましたことから、平成２７年度に国際線旅客の需要予測調査を実施したところです。この需要予測の試算では、将来的なピーク時には、国際線２便が同時に発着する可能性があり、令和１２年、２０３０年には、中国や台湾などからの利用の大きな伸びを基本として、乗降客数が５０万人に達するとの見通しが示された予測結果となったところであります。

建物を所有していた旭川空港ビル株式会社では、こうした調査結果を踏まえ、国際線２便の同時対応が可能となり、年間で最大５０万人を受け入れできる規模のビルの増築を、やはり課題となっていた既存の国内線ビルの施設機能の改善と合わせて行う計画を立て、行ったものであります。

○金谷委員　旭川空港の利用状況を踏まえて、当時の国際線ターミナルの増築判断について、考え方をお聞かせください。

○松本地域振興部交通空港課長　国際線ターミナルの増築によりまして、ＣＩＱの十分なスペースや待合ラウンジの確保がなされたことはもとより、既存ターミナルを含め、空港全体の共用機能としてお土産等の物販施設の拡充やフードコートの新設が図られたことで、空港の魅力が高まった結果、路線誘致の追い風にもなったものと考えております。また、現状の国際線ターミナルの施設規模は、まだまだ受入れを増やすことが可能でありますことから、国際線の誘致に当たり、旭川空港の利点になるものと考えております。

北海道エアポート株式会社といたしましては、今後、旅客需要に応じたさらなる施設全体の改修

も検討しておりますことから、本市といたしましても、旭川空港の施設が生かされるよう、同社と連携しながら、空港の利用拡大に取り組んでまいります。

○金谷委員　旭川空港の運営は、以前とは違いまして、北海道エアポートに民間移譲している、委託をされております。委託後の旭川空港への路線の誘致については、市と北海道エアポート、それぞれどのような取組を行っているのでしょうか。

○松本地域振興部交通空港課長　民間委託後の路線誘致につきましては、空港の運営を受託した事業者であります北海道エアポート株式会社として、就航数、乗降客数が増えることは収益を上げることに直接つながることにもなるため、率先して誘致を行っており、また、本市といたしましても、空港の利用拡大は、観光や企業誘致、地域産業の振興等からも重要であり、空港の管理者であり、かつ大きな波及効果を受ける地元の自治体という立場においても、同社と連携を図りながら利用拡大に積極的に努めているところであります。

具体的には、同社は、世界各国の航空会社の航空路線担当者や観光開発の担当者などが参加する商談会等でのＰＲや、これまでに同社が築いてきた航空会社とのネットワークを通じた情報収集と交渉などを行っております。また、市は、必要に応じて、同社とともに旭川空港への就航に関心がある航空会社との交渉や関係機関との協議などを行い、利用拡大や新規路線の就航実現に向けた取組を進めております。

○金谷委員　旭川空港の利用拡大に向けて、北海道エアポートにはどのような役割を期待しているのでしょうか、また、その役割を担保するため、市はどのような取組をしていくのか、お聞かせください。

○三宅地域振興部長　空港運営者でございます北海道エアポートでは、２０１９年以降、道内７空港の一括委託以降にコロナ禍があり、インバウンドほか、国内も含めた空港の利用者の急激な悪化に見舞われて、想定していなかった厳しい経営環境の下、空港運営を強いられてきた状況がございましたが、コロナが明けた現在は、急速な空港利用の回復で、２０２４年度、昨年度の国内外の利用者数、これが千歳空港では約２千５００万人と開港以来で最高となり、旭川空港も同じく９年ぶりに１１６万人突破となりました。

北海道エアポート、ＨＡＰには、いよいよこれから７空港が連携できるメリットを生かし、旭川空港とほかの空港とも組み合わせた多様な路線誘致など、委託の提案時にお示しいただいた７空港を世界から北海道に観光客を送り込むマルチ・ツーリズムゲートウェイにするとの方針を実現いただくべく、さらに取り組んでいただきたいと思っております。

また一方で、本市の役割につきましては、ＨＡＰとの関係では、空港管理者でありますので、民間委託業務の着実な履行についてモニタリングでしっかりと把握し、空港の安全運営などしっかり実施いただくようにしてまいります。

その上で、広大な北海道において、これまで以上に国内外からの観光客の受入れを進めるためには、航空ネットワークの分散、また拡大が重要であり、ＨＡＰ任せだけにしてしまえば、旭川としても７空港のうちの一つ以上の存在感は出せませんので、こうした千歳空港だけでは応え切れない新たな需要の受皿となる役割を旭川空港が真っ先に担えるよう、誘致の取組をＨＡＰと連携しつつしっかり進めてまいります。

○金谷委員　空港は民営化され、誘致は北海道エアポート次第ではないかというふうに思われてお

ります。新聞では、新千歳空港の国際線の便を非常に北海道エアポートが増やして、それによって最多更新と、社長は高らかに語っておりました。新千歳空港以外の運営について、それぞれの魅力を生かし、新しい空港をつくり上げたいとも話しておりますので、旭川空港の魅力、これは何かについて検証をしっかりしていただきまして、ぜひ、北海道エアポートに旭川空港の魅力をアピールし、空港の利用促進に御努力願いたいと指摘をして、空港については終了いたします。

それでは、２款１項２目の人事管理費の事業の中で、令和６年度ハラスメントの相談件数と申出件数についてお聞かせください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長　ハラスメントにつきましては、旭川市職員のハラスメント防止等に関する要綱に基づき、相談窓口を人事課及び職員厚生課に設置しております。

令和６年度の人事課への相談件数は１５件、そのうちハラスメントに関する調査の申出件数は３件となっております。

○金谷委員　それでは、ハラスメントとして認定をした件数は何件ですか。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長　調査の申出を受けたときは、人事課におきまして、申し出た職員や関係者に対し、事情聴取や事実確認を行い、その上でハラスメントに該当するかどうかを判断しており、令和６年度は、申出のあった３件いずれもハラスメントとしては認定していないところでございます。

○金谷委員　つまり、相談は１５件あって、そして、そのうち調査まで申し出られたのは３件、１５件のうち３件、そして、その３件についても、相談された内容も全て含めて、認定はゼロ件だった、令和６年度は、なんですね。

非常に疑問なんですけれども、コンプライアンス課へ相談があった１５件のうち、１２件は調査まで行っていないという今の御答弁なんですね。そういうことであるならば、相談した方というのは、コンプライアンス課に対して何を求めて相談に来ているとお考えですか。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長　令和６年度の１５件の相談のうち、調査の申出がなかった１２件につきましては、いずれも相談者が行為者や関係者への事情聴取や事実確認を行うことまでは望まなかったものでございます。

相談窓口に寄せられる相談は、職場でハラスメントと思われる行為を受けているというものや、ハラスメントという言葉を使わずに、相手方の言動に不快感を感じたというような相談もあり、その内容は様々でございます。また、相談者の意向も、ハラスメントとしての認定を明らかにしてほしいというものもあれば、話を聞いてほしいというものもございます。

相談者が相談窓口に相談する理由は、このように相談者が置かれている状況によって異なるものと考えられますが、ハラスメントの相談の対応に当たっては、相談者のプライバシーを確実に守っており、相談によって不利益な取扱いが決してされないよう最大限の配慮をすることを説明するとともに、解決に向けた調査の意向を本人に確認し、その意向を踏まえた対応を行っております。

調査の実施は相談者の意向によるところでありますが、調査の申出がない場合でも、相談者の意向によっては、相談があった旨を所属長や相手方に伝えて注意を払ってもらうようにするなど、相談者の就労環境の改善に向けた対応を行っているところでございます。

○金谷委員　それでは、一件もハラスメントとして認定しなかったということが分かりました。理由をお聞かせください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長　ハラスメントの認定におきましては、労働施策総合推進法や旭川市職員のハラスメント防止等に関する要綱の規定に基づき、例えば、パワーハラスメントであれば、同じ職場で働く者に対して職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為に該当するか否かを判断しております。ハラスメントとしての認定に当たっては、相手方や周囲の職員などに対し、事情聴取や事実確認等の調査を行い、その上で、ハラスメントに該当するかどうかを判断いたします。

令和６年度の１５件の相談のうち、ハラスメントに関する調査の申出があった３件につきましては、調査の結果、相手方の言動がいずれも業務の適正な範囲を超えたものとは認められなかったことから、ハラスメントがあったとの認定は行わなかったところであり、１２件につきましては、ハラスメントに関する調査の申出がなかったことから、ハラスメントとしての認定は行っていないものでございます。

○金谷委員　この全て、１５件について、それでは、相談された方、いわゆる被害者と見受けられるのですが、そういった方の立場に立って解決したとお考えなのでしょうか、お聞かせください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長　相談者の求めに対しては、行為者や関係者の調査を行い、ハラスメントとしての認定を求めるものや、調査等の対応は求めずに話を聞いてほしいといったものなど、解決の着地点はそれぞれ異なるものと考えております。

そのため、調査の申出を行わずに相談のみで対応を終わる場合においても、話を聞いてもらえてよかったという相談者もいるなど、相談者の気持ちや考え方が整理されることもあり、また、相談のみで終わっても、その後に、相談者が希望すれば関係者への調査等を行うなど、相談者の意向が変わった場合の対応の見通しを説明していることから、相談窓口としての役割は、一定程度、果たせているのではないかと考えております。

また、ハラスメントの認定を求めて調査の申出を行った方にとって、ハラスメントの要件に該当せずに認定に至らないことは、希望が満足されたことにはなりませんが、そのような場合におきましても、行為者や関係者への聞き取りを通じ、相談者の気持ちや要望を伝える中で、行為者の言動が改善されたり、職場において相談者の就労環境を振り返る契機になると考えており、相談に対応したことの意義はあるのではないかと考えております。

いずれの場合も、相談者の希望に応じて再度相談に対応することも説明しており、相談者の立場に立った対応に努めておりましたし、今後もしっかりと相談者の立場や思いに立って対応してまいりたいと考えております。

○金谷委員　相談者への対応、一旦終了したと思う時点で、満足したのか、納得したのか、そういったことについては、何をもって解決したのか、実は、今の制度というか、内容では分からないんですよね。

それで、これではいつまでも不十分な対応を続けることになると思われるのですが、いかがでしょうか。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長　相談者に対しては、再度、相談に対応することを説明しているものの、相談窓口から相談者に対し、相談後の状況については確認をしていなかったところでございます。

相談後の相談者や職場の状況などを把握することは、相談者のメンタルケアや職場環境の改善、悪化の防止につながる場合もあるものと考えますことから、相談者に対する相談後のフォローについて、その時期や内容、方法などを検討してまいりたいと考えております。

○金谷委員　現在まで、特に、これは昨年度についてお聞きしましたけれども、ハラスメントの相談の窓口として、十分対応が、今の御説明では、できていないのではないかと思うのですが、見解をお聞かせください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長　先ほども御答弁申し上げましたが、相談窓口に寄せられる相談は、職場でハラスメントと思われる行為を受けていて、ハラスメントとしての認定を明らかにしてほしいものや、相手方の言動に不快感を感じ、話を聞いてほしいというものなど様々でございます。

ハラスメントの相談の対応に当たっては、相談者に対し、相談者のプライバシーを確実に守ること、相談により決して不利益な取扱いをされないよう配慮することを説明するとともに、相談者の訴えを丁寧に聞き取ること、相談者の考えを否定せずに傾聴し、相談者が置かれている状況を把握するよう心がけております。その上で、解決に向けた調査の意向を本人に確認し、その意向を踏まえて対応するなど、相談窓口としての役割を果たすよう努めているところでございます。

また、職員全体に対しても、ハラスメントの相談窓口について、ハラスメントについて困っていることがあれば相談を受け付けていること、プライバシーを厳守すること、相談しやすい環境への配慮から、希望する性別の職員が同席の上、対応することについて、職員向けの電子掲示板やハラスメントに関する研修により周知を図っているところでございます。

○金谷委員　単に話を聞いてほしい、本当にそうなんでしょうかね。多くは調査を望まなかったっていうことなんですよね。

昨年の、令和６年に行われました職員意識調査の集計結果では、正職員が１５１人、会計年度任用職員５０人、合わせて２０１人の職員がハラスメント行為を受けたと回答しております。しかし、昨年度の相談は１５件、それも、勇気を出して相談にいらっしゃったというふうに推察できるわけなんですが、相談者のニーズと、実際、この結果というのは乖離しているのではないかというふうに見受けられるんです。

であれば、どのような相談窓口だったら相談ができるのか、多くのハラスメントを受けている方からですね。また、それが、本当に満足する結果が得られるような、そういった対応にどうしたらなるのか、しっかりとニーズ把握をし直すべきだと思います。また、それをした上で改善をすべきなのではありませんか。

○和田総務部長　昨年実施いたしました職員意識調査は、令和４年１１月から昨年７月までのハラスメントの状況を昨年の７月に調査したものでございまして、令和６年度の相談件数との関係において対象や期間が異なる面はございますが、意識調査の回答と相談件数には開きが大きいことは御指摘のとおりでございます。今後につきましては、相談したい職員がためらうことがないよう、改めて、庁内電子掲示板における相談窓口の周知、ハラスメントに関する情報の提供の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、ハラスメントに関する職員アンケートにつきましては、昨年実施した意識調査の回答と相談件数に、御指摘のとおり開きがございますので、次回の職員意識調査でしっかりと把握を行いま

して、職員が相談しやすくなる相談窓口の体制について検討してまいりたいと考えております。

○金谷委員　最も問題だなと思われるのは、相談しても解決にならないという、ひょっとして当事者、被害者の諦めがあるのではないかと思うことです。一件も認定がないという事実であるならば、相談は無意味であり、当事者は職場における自分の立場を失うかもしれない、そういったリスクを抱えているにもかかわらず、人事課に相談に行くでしょうか。見合う結果とならないならば、途中で諦め、これ以上の相談を中止せざるを得ない、その結果、この数字で、調査までは断っているというのが事実ではないでしょうか。しっかりと改善を求めまして、この項目については終わります。

それでは、最後の項目です。

２款１項２目のＢＰＯ導入推進費、行革についてお伺いいたします。

これは、令和６年度新規の事業ということでありました。

この内容につきまして、それでは、これまでの業務委託とこのＢＰＯは何が違うのでしょうか、御説明ください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　ＢＰＯ、ビジネス・プロセス・アウトソーシングにつきましては、広義の意味では業務委託の一種でございますが、単なる業務の一部委託にとどまりませんで、業務プロセス全体を一括してお任せし、プロセスの改善を含む継続的な課題解決ですとか品質向上を図る戦略的な手法と言われております。一方、業務委託につきましては、業務の一部を切り出して委託するものとされております。

申請の受付業務を例として申し上げますと、業務委託の場合ですと、申請書の受付で終わるところ、ＢＰＯでございますと、申請書の発送、受付、形式的な審査、結果の通知といった一連の業務を委託することが可能となります。

○金谷委員　よく分からないんですよね、何が違うか。対象１０業務ですね。決算４９０万円なんですけれども、この１０業務の内容について、なぜこの１０業務の調査を選定したのか、理由をお聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　今回の調査業務は、より高い費用対効果を得るために、複数業務を一括して実施することを前提として調査することとしたものでございます。

そのため、まず、市として令和２年度に全庁を対象として実施しました業務量調査において、正職員でなくてもできる定型的な業務、いわゆるノンコア業務の割合が高く、かつ、時間外勤務が多く発生している業務の中から、ＢＰＯ導入が有効と推定する５業務を選択したところでございます。

また、本事業の委託先につきましては、公募型プロポーザルにより選定しておりますが、当該プロポーザルにおいて、介護システム利用業務等の自治体情報システム標準化対象業務のうち、ＢＰＯが有効と想定される業務について提案を受けることとしておりまして、事業者から他自治体でのＢＰＯ実施実績のございます業務として提案があった５業務を合わせて、最終的には、受託業者と協議の上、今回の１０業務を選定したところでございます。

○金谷委員　１０業務を選定して、調べてみた、今までと違う業務委託、ＢＰＯを導入できるかどうかを調査したということなんですけれども、この事業について、詳細分析、調査内容、どのようなものでしょうか、お聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　各業務、業務フローのうち、一部にＢＰＯを導入することは可能であるというような分析結果が出ておりますが、業務によっては、正職員による確認が必要

であったり個別対応があるなど、業務手順の見直しですとか、どの部分までＢＰＯを導入するのかについて引き続き検討する必要があることが明らかとなりました。また、年間を通じたＢＰＯを導入しようとした場合、１０業務全体で見ると、繁忙期に波がありまして費用対効果を得るのが難しいという結果となったところでございます。

○金谷委員　１０業務を調査はしたけれど、費用対効果がなく、ＢＰＯ導入には至らないという結論、つまり見送ることとなりましたということなんですね。

しかし、他の業務は導入していくという結論なんですよね、令和６年度。もう、今年度、導入しているということなんですけれども、それは、この調査した１０業務ではない業務を、調査せず導入しているんですよね。どういうことなのか、御説明ください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　今回の調査につきましては、ＢＰＯの導入の可能性を調査したものでございまして、その結果、各業務の手順ですとか業務量などから、調査した１０業務について、現状のままＢＰＯを導入するには費用対効果を得るのが難しいと判断したところでございます。

一方で、将来的な職員数の減少ですとか職員のモチベーションの維持、多様化、複雑化する行政需要に的確に対応するには、業務の効率化とリソースシフトによって、本来、職員が担うべき業務、いわゆるコア業務に集中していく必要があるものと考えておりますことから、今後の取組の考え方として費用対効果が得られる業務から導入するとしたところでございます。

こうした考えの下、自治体情報システムの標準化に伴いまして、これまで各課が庁内で実施しておりました市民向けの大量帳票に係る業務につきまして、この標準化に当たりましては業務の分析もそちらのほうでされていると伺っておりますので、その辺の帳票の印刷ですとか、印刷後の封入封緘業務、郵便局への持ち込みといった一連の業務をＢＰＯで実施した場合の経費と、新たな大型印刷機の導入ですとか当該作業を職員自ら実施した場合に要する経費を比較しまして、費用対効果が得られるものと判断しましたことから、今年度から軽自動車税など８業務について一括してＢＰＯを導入したところでございます。

○金谷委員　今お示しいただきましたように、もう既に、費用対効果がなく、１０業務、昨年調査したこの推進費は内容を見送って、しかし、今年度、８業務についてもう導入しているんですよね。だったら、この事業費４９４万円は必要なかったのではないかと思うんですけれど、いかがですか。

○浅利行財政改革推進部長　今回の業務委託については、どういった作業がＢＰＯ導入に可能性があるのか、どういった業務手順の見直しが必要なのか、あるいは年間通じた業務量をいかに確保するかなど、今後の検討の方向性が見えてまいりましたし、検討する中で、例えば窓口業務をどうするのかというような議論なんかもあったところでございますし、業務と業務の組合せによって、結局、忙しいときと暇なときを埋めていく必要が、やはり業務を受ける側として効率的に進めるためにあるもんですから、そういったようなことなども検討を進めることができたというふうにも思っております。

また、委託業務の中で、管理職を対象にしまして、業務分析の手法でありますとか組織マネジメントに係る研修というものを実施しておりまして、こういったことを通じて、職員自らが、自分が担当している業務、あるいは自分がマネジメントしている業務についての課題、そういったものを発見することができるというような、何ていうんでしょうか、力というか、そういったものも、今

回の研修を通じてできたものというふうに考えておりまして、各職場、職場で自ら業務改善に向かっていくという方向性を与えることができたんではないかなというふうに思っております。

また、限られた人材資源の中で、効率的かつ効果的に行政運営を進めるということが必要でありますし、職員の働き方、あるいは働きがい改革を実現するという部分では、このＢＰＯの導入っていうのはやはり欠かせないものではないかなというふうに思っているわけでございまして、今回の調査結果等を踏まえまして、今後についても、業務の集約、あるいは費用対効果を得られる業務というものについて、導入の可能性を探っていきたいと思っておりますし、何といっても、民間の活力でありますとかノウハウというのをお借りして、効率的かつ効果的な業務改善につなげるというのが、今後、持続可能な行政運営の大きな一歩となるということで、そういった意味でもＢＰＯは重要な施策というふうに位置づけておりまして、今後も様々な業務について導入の検討というものを進めてまいりたいというふうに考えております。

○金谷委員　財政が厳しい、厳しいとおっしゃる中で、やはり、効果がなかった、結果を得られなかった事業、これがあっていいのかと思いました。説明が十分であったのか、今の答弁をお聞きした上で、決算として、今後、判断材料としていきたいと思います。

以上で、総務所管を終わります。

○高橋ひでとし委員長　午前中は、ここまでで終了させていただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時５７分

再開　午後　１　時００分

○高橋ひでとし委員長　再開いたします。

御質疑願います。

○皆川委員　公明党の皆川です。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、防災安全部にお聞きをしてまいります。

昨年１月に発生をした能登半島地震を受けて、国や自治体は、避難生活の中で命を失う災害関連死を減らす取組というのを進めているというふうに聞いております。積雪寒冷地で条件が厳しい道内はもとより、本市においても、避難所の質を高めることは簡単ではないというふうに感じているところであります。

そこで、今回は、９款１項４目防災対策費のうち、防災施設等整備費について、様々、お聞きしていきたいと思います。

初めに、事業概要及び決算額の内訳についてお示しをいただきたいと思います。

○伊藤防災安全部防災課主幹　防災施設等整備費は、防災体制の充実強化を図るため、災害時における物資の備蓄、避難所標識の整備等を行うものであります。

令和６年度は、予算現額７８７万７千４３２円に対しまして、決算額は６９０万５千６５７円、執行率は８７．６６％となっております。

その内訳ですが、アルファ化米などの食料品の購入費で１９５万４千８５７円、災害用の毛布や寝袋などの生活用品の購入費で４６５万９千３００円、災害時避難場所標識の修繕等で２９万１千５００円となっております。

○皆川委員　本市の防災対策は、市の単独財源だけでは限界があるというふうに考えますけども、それでは、国や道からの補助金や交付金をどのような整備に充てているのか、その活用状況について伺いたいと思います。

○伊藤防災安全部防災課主幹　補助金等の活用状況は、北海道から地域づくり総合交付金として食料品及び生活用品の購入費６６１万４千１５７円のうち、およそ２分の１に相当します３３０万円を本事業に充当しております。

○皆川委員　旭川では、なかなか大規模災害って、今までもあんまり起こっていないですけども、いつか起こるかもしれないこの大規模災害であります。被災者にとっては、ほとんどが被災初心者でありまして、何回目というベテランというのはほとんどいません。備えとして、備蓄品の充実は欠かせないというふうに考えます。

そこで、備蓄品の内容と、備蓄計画上における食料品や生活必需品の目標人数に対してどの程度達成できているのか、その成果と課題についてどのように認識されているのか、お聞かせください。

○紺田防災安全部防災課長　備蓄品につきましては、旭川市備蓄計画に基づきまして、食料品、生活必需品、避難所運営用資機材及び感染症対策用品の４項目を整備しております。このうち、食料品及び生活必需品につきましては、各種品目の対象年齢に応じて目標値を設定してございます。市が整備することとしている公的備蓄品目の令和６年度末の達成率は、食料品のうち、アルファ化米等の主食は６０．２％、栄養機能食品等の補食は８４．３％、乳児用ミルク及び離乳食は１００％となっております。また、生活必需品のうち、災害用毛布は５６．９％、防災マットは５１．５％、災害用寝袋は４７．６％、簡易トイレは８３．３％、哺乳瓶は１００％となってございます。

毎年、達成率は一定程度上昇しているものの、一部品目は依然として低い状況にあることから、防災協定に基づく流通備蓄の調達や、国や都道府県からの支援を受けるための体制づくりについても進めているところでございます。

○皆川委員　目標人数に対しての達成率をお伺いしました。

それでは、本市では、災害時に、どの程度の避難者数、また、何人分を対象として想定して備蓄、整備しているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○伊藤防災安全部防災課主幹　平成２５年度に実施しました旭川市防災アセスメント基礎調査で算出し、全国どこでも発生し得るマグニチュード６．９の直下型地震が本市で発生した際、発災当初に想定される避難者３万７千７００人を備蓄物資支給対象者数とし、過去の大規模災害における実例等を踏まえ、４万５千人を想定して必要な備蓄品の整備を進めております。

○皆川委員　今、４万５千人分ということで、それを想定して必要な備蓄品を整備しているということでありました。

備蓄品は期限の管理も必要であります。保存期限が迫っている食料品をどのように把握、更新し、廃棄ロスを防いでいるのか、取扱い、管理や更新方法について伺いたいと思います。

○紺田防災安全部防災課長　備蓄食料につきましては、保存期限の１年前に更新することとしておりまして、期限切れ前に市が行う防災講習会や訓練の中で防災意識の普及啓発を目的として参加者へ提供するほか、生活支援課からの要請に応じて、生活困窮者の相談支援機関である旭川市自立サポートセンターへ提供してございます。また、乳児用ミルクや離乳食は市立保育所へ提供し、給食等に活用いただいております。

○皆川委員　アルファ化米のほか、その他に災害食として備蓄を考えている品目と選定基準について伺いたいと思います。

○伊藤防災安全部防災課主幹　食料品につきましては、アルファ化米のほか、クラッカー、洋風鶏雑炊、野菜ジュース、栄養機能食品、粉ミルク及び離乳食を備蓄しておりますが、栄養情報やアレルギー情報、保存期限や１食当たりの単価、また必要に応じて試食を行うなど、総合的に判断した上で選定しております。

○皆川委員　避難が長引くと、さすがに、３食、アルファ化米っていうのは本当に厳しいかなというふうに想像もできるんですけども、ちなみに、何日分を想定しているのでしょうか。

また、以前に、防災の連携協定について一般質問を行ったんですけども、そのとき、令和４年６月のペーパン川の浸水では、防災協定に基づいてイオン北海道から食料を調達したと答弁されておりました。

食料の調達については、そこからのほかにもあるんでしょうか、また、１日当たりの食費ですね、１人当たり幾らくらいを想定しているのか、伺いたいと思います。

○伊藤防災安全部防災課主幹　本市の備蓄計画での備蓄の基本的な考え方としまして、市民備蓄と事業所等における備蓄の推進、事業所による流通備蓄、旭川市による備蓄の３つの柱を掲げておりまして、市の責務である公的備蓄の整備目標数は、さきに答弁しました４万５千人に対して２食分を想定しております。

防災協定に基づく食料の調達ですが、複数の民間業者と物資等供給対策関係の防災協定を締結しておりまして、定期的に物資保有の保有量調査を行い、災害時に提供可能な物資を把握しているところです。

また、１日当たりの食費を本市では定めておりませんが、災害救助法に１人１日当たり３食で１千３９０円以内という一般基準がございますので、基準額を考慮しながら必要な主食や飲料水の調達を想定しております。

○皆川委員　４万５千人に対して２食分を用意している、１人１日当たり３食で１千３９０円以内という基準で準備する、用意するということで、次に、万が一のときこそ、ふだんに近い食べ物っていうのが非常に大切かなというふうに考えます。ふだん食べ慣れているものや温かいもの、塩分の少ないもの、また食物繊維を提供できるものなど、大規模な災害のときには、非常食だけではなくて、衛生に配慮した炊き出しなども大切であると考えます。

そういった中で、健康維持を踏まえて、災害食の重要性として食べ物のアレルギー対策が挙げられます。特に子どもたちのアレルギー、お米アレルギーの子どもなどもいるので、そういった方々への配慮も必要不可欠ではと考えます。

そこで、本市において、アレルギー対応の非常食の確保状況と提供体制の考え方について伺いたいと思います。

○紺田防災安全部防災課長　現在、アルファ化米、野菜ジュース、粉ミルク及び離乳食につきましては、アレルギー特定原材料等２８品目不使用のものを備蓄してございます。

避難者のアレルギー等情報につきましては、避難生活時の配慮事項といたしまして受付時に把握することとしてございまして、安全に食料品を提供できる体制を構築しておりますが、大規模災害が発生した場合に、即時に必要となる食料が調達できない場合も考慮いたしまして、平常時から家

庭内備蓄による自助の周知を実施しております。

○皆川委員　備蓄品の在庫管理システムやＱＲコードなど、デジタル管理の導入状況と課題などもあれば伺いたいと思います。

○紺田防災安全部防災課長　備蓄品の在庫管理につきましては、パソコン等の表計算ソフトを用いて管理しているほか、内閣府が運用しています全自治体共通の物資管理システムを活用し、国、都道府県、市町村間で物資の調達、輸送等に必要な情報を共有してございます。

現在、避難所でのＱＲコードを用いた避難者の受付や、被災者支援に係る各種業務のシステム化など、デジタル技術を活用した様々なシステムが開発されておりますが、導入に係る財源については自治体単独での整備となるため、国の動向、他都市の整備状況を勘案し、検討を進めてまいります。

○皆川委員　能登半島地震、前にありましたけども、その能登半島地震における体調悪化の発生場所というのがＮＨＫで集計されておりまして、第２位が避難所で３０％、第１位が３８％で、実は介護施設で体調が悪化したというふうにありました。災害関連死で言うと、肺炎などの呼吸器系、また心不全などの循環器系疾患を合わせて、全体の約６割になったということであります。これは、熊本地震のときも同じだったそうであります。誤嚥性肺炎からの関連死というのも特に多いというふうにお聞きをいたしました。

そこで、本市としては、誤嚥性肺炎などの対応や歯磨きなどのトータルで口腔ケアの重要度についてどのような考え方なのか、伺っておきたいと思います。

○伊藤防災安全部防災課主幹　口腔ケアが不十分になりますと、口内の細菌が増え、誤嚥した際に肺炎を引き起こす原因にもなるため、旭川市避難マニュアルの災害時非常持ち出し品において、食料や常備薬などとともに歯ブラシ、歯磨き粉、マウスウオッシュの携行を推奨しております。また、歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、旭川市地域防災計画に基づきまして、災害時の歯科医療救護活動に関する協定を締結しております旭川歯科医師会に派遣を要請することとなります。

○皆川委員　様々、歯ブラシとかそういうのは個人で準備してくださいっていうことかなあと思いますけども、先ほど災害食の答弁もありました。高齢の方とか、例えばおにぎりとか配られてもなかなか飲み込めないっていう、そういう方も多くて、それで誤嚥性肺炎になるっていう方も多いようです。とろみがついた、とろみ食じゃないと飲み込めないとか、かめないということで、口腔ケアの欠如によって口内炎とかそういうのが多発していくようで、そういったことで、歯磨きとか歯ブラシなどの口腔ケアが大切になってくるということでありますので、歯磨きセットを、今後、備蓄品として準備も検討していただければいいかなというふうに思っておりますんで、よろしくお願いします。

それでは、視点を変えて、体育館などの指定避難所の環境改善、例えば、プライバシーの確保とか、床の冷え対策とか、照明、また電源などについてどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○紺田防災安全部防災課長　本市では、避難所の停電対策や暖房対策を目的といたしまして、発電機や投光器、石油ストーブ等を市内の小中学校の体育館等に備蓄してございます。また、プライバシー確保や床冷え対策につきましては、昨年発生した能登半島地震の課題等も踏まえまして、発災

当初から良好な避難所環境を確保するため、テント等も含めた間仕切りや段ボールベッドなどの資機材について、現在、拡充を検討しているところでございます。

○皆川委員　車を利用して避難するっていう方も当然多いっていうふうに思いますけども、７月３０日にカムチャツカ半島付近の地震があったんですけど、津波警報とか出て、ちょっと大変だったんですけども、ちょうどそのとき、視察に行っていまして、登別とか苫小牧のあの辺に行っていて、みんな、かなり車で高台のほうに避難をずっとしていたんですね。で、もう大渋滞に巻き込まれて、セブンイレブンとか寄ろうと思っても、全然、トイレもない、閉まっちゃうんですね、コンビニとか全部ね。だから、トイレにも行けないって、そういう状況を経験したんですけども、そういう車で避難する方、そういう方たちの何か支援策など、例えば、駐車場の確保であったり、エコノミークラス症候群の対策とか、情報提供も含めて、どのように対応しようと考えているのか、伺いたいと思います。

○紺田防災安全部防災課長　避難所までの移動につきましては、原則として徒歩で避難することを推奨しております。これは、車の利用の避難が、渋滞の発生、緊急車両の通行の妨げ、また、エコノミークラス症候群などの健康被害のリスクも想定されるためでございます。

なお、車中泊によるエコノミークラス症候群への対応につきましては、本市避難マニュアル及び避難所開設・運営マニュアルに車中泊避難の留意点を明記するとともに、チラシなどで周知することとしてございます。

車中泊での避難生活が長期にわたる場合には、エコノミークラス症候群対策といたしまして、西日本豪雨時などにも使用されておりました加圧式のタイツなどの配付にも配慮する必要があると認識しております。

○皆川委員　今、加圧式タイツっていうお話もありました。

次に、ちょっとトイレ関係です。トイレについてお聞きしていきたいなあと思っているんですけど、トイレを我慢するってことは疾患につながるというふうにもお聞きしています。で、避難所では、もうトイレに始まりトイレに終わるというふうに言われていて、食事を我慢することは仮にあったとしても、トイレだけは我慢ができないものであります。

仮設トイレありきの避難対策では、例えば、車椅子利用者や足の不自由な人、また、小さな子どもっていうのはなかなか使いづらいんですね。食事が、先ほどもありましたけども、アルファ化米だったり、きっと、おにぎりとかパンとか、そういう炭水化物が中心の食べ物が多いので、便秘を引き起こしやすいっていう、そういうふうになるそうであります。また、トイレを我慢するために、できるだけ水分を取らないようにする方もいるそうであります。

そこで、簡易トイレの備蓄数と、特に冬季、冬の使用上の課題、また、女性トイレ、バリアフリー等、多様な避難者への配慮や考え方について伺いたいと思います。

○伊藤防災安全部防災課主幹　簡易トイレの備蓄数につきましては、現在、１７５基のほか、既存のトイレにかぶせて使用できますビニール袋と処理剤が５千セットございます。東日本大震災を教訓として、本市では、便秘対策として野菜ジュースの備蓄も行っております。

令和７年度中に改定いたします本市備蓄計画では、令和６年１月に発生しました能登半島地震での教訓や、令和６年１２月に改定された避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン、本市での災害リスクなどを踏まえまして、女性の視点への配慮、高齢者、乳幼児などの要配慮者に対応し

た備蓄や避難所環境の整備に重点を置きまして、多様な避難者に配慮した備蓄品目の見直しを行う予定としております。

○皆川委員　多様な避難者へ配慮した備蓄品目について見直しを行う予定であるということでありました。

実際の災害に備えるには、何度も訓練が不可欠であります。断水になることも想定してのトイレ解決案として、既設型トイレを使用する携帯トイレ方式というのもありますが、これも訓練しないとなかなか使えないというふうにも聞きました。高齢者など大人用紙おむつを捨てることができるサニタリーボックスも必要不可欠であると考えます。

避難所運営の訓練での仮設トイレ、また、断水を想定した運営訓練の実施状況や成果、課題について伺いたいと思います。

○紺田防災安全部防災課長　過去に実施いたしました宿泊型の冬季防災訓練の際に、実際に段ボールトイレ、いわゆる簡易トイレを使用した訓練を実施しております。

簡易トイレの課題といたしましては、使用後の処理袋を入れたサニタリーボックスの最終的な処理の仕方などがございます。また、長期にわたって既設のトイレの水洗が使用できない場合にも、使用後の処理袋の仮置場の配置箇所や処分の仕方も課題となっております。

このため、市職員や地域住民を対象といたしました防災訓練、防災講習の際に、簡易トイレの組み立て方や使用方法の説明を行っているほか、東光スポーツ公園にありますマンホールトイレを使用するための設営訓練を公園みどり課とともに実施しております。

令和６年能登半島地震の際にも、断水でトイレが使用できなかったことによる課題が挙げられていることから、避難所運営等避難生活支援のためのガイドラインを踏まえまして、避難所開設・運営マニュアルや旭川市備蓄計画の見直しを行うことが必要であると認識しております。

○皆川委員　避難所開設・運営マニュアルや旭川市備蓄計画の見直しを行うことが必要であると認識しているとのことでありました。

避難所運営では、トイレの問題も含め、女性や子どもの視点が不可欠であると考えます。プライバシー保護や女性の視点を反映し、配慮した避難所運営の体制づくりについて、どのように考えているのか、市の取組についてお聞きしたいと思います。

○伊藤防災安全部防災課主幹　避難所の運営については、本市地域防災計画や避難所開設・運営マニュアルで、女性や子ども、高齢者、病弱者、性的マイノリティー等の多様なニーズの配慮に努めるほか、女性専用の相談窓口、授乳室の設置、女性による物資配付等を明記しております。

また、避難所生活が長期化する場合は、避難者自らが避難所を運営する自主運営組織を立ち上げることとなりますが、自主運営組織の委員長及び副委員長には可能な限り女性と男性の両方を配置することとしており、役割分担別の班の構成メンバーも、男女のニーズに対応するため、３割以上、女性を配置することが望ましいとしております。

○皆川委員　次、入浴、お風呂についてちょっと聞きたいと思います。

支援体制や、民間の温浴施設などと本市は、協定の締結についてはどのようになっているのか、状況を伺いたいと思います。

○伊藤防災安全部防災課主幹　入浴等の支援には、北海道公衆浴場業生活衛生同業組合旭川支部旭川浴場組合と災害時における公衆浴場等の協力に関する協定を締結しておりまして、その内容は、

避難所生活者への風呂の提供や、市民が緊急に避難する場所としての建物及び敷地の提供、生活用水の市民等への提供等がございます。また、災害時には、市及び入浴施設で保管している入浴券を配付し、旭川浴場組合に加盟している浴場で入浴していただくこととしております。

○皆川委員　次に、ペット同伴の避難について、ペットを飼う家庭が多いと思います。災害時には一緒に同伴避難を希望される方も多く、重要な課題だなというふうに考えます。

本市として、ペット同伴避難に関するガイドラインや支援体制、どのようになっているでしょうか、また、一緒に避難し、共存することについて課題などあれば伺いたいと思います。

○紺田防災安全部防災課長　環境省が策定いたしました人とペットの災害対策ガイドライン、こちらの記載同様、本市の市民向けの避難マニュアルでは、ペットと同行避難する方は、まず、ケージを用意していただくことを明記してございます。避難所開設・運営マニュアルでは、避難所におけるペットの飼育場所や、ペット同行避難者にペット受付簿に記入していただく等の取決め事項を記載してございます。

ペット同行避難につきましては、ペットの避難スペースは原則として屋外に設けることとしているため、避難所におけるペットの飼育ルールや、盲導犬とペットの違い等を飼い主に説明し、納得していただくことが避難所運営において重要でございまして、また課題であると考えております。

○皆川委員　なかなか難しい問題なのかなとも考えますけども、やっぱり、ペットと同じ避難所でっていう、そういう思いの方は多いのかなあと思って、安心して避難できるような環境整備をぜひ考えていただきたいなあって思っております。

そして、実際に、東日本大震災の経験などから、避難所生活を快適にするものの一つとして段ボールベッドというのがございます。本市においても備蓄しているということで、今後は拡充していきたいとの答弁がありましたけども、しかし、様々な種類の段ボールベッドっていうのが出回っていて、推奨規格に満たないもので使い物にならないものが多くて、そういったものが避難所に全国から集まるんですね。能登半島地震の際にも、そういう使い物にならない段ボールベッドが確認され、苦労されたっていうふうに伺いました。

推奨品の規定は、幅９０センチ、高さが、椅子として使え、車椅子からも移動できるように３０センチから３５センチぐらい、そして、ベッドの基礎部分が空箱になっていて、個人の荷物を収納できて天板が交換できるもの、そういうふうに伺いました。

本市の段ボールベッドはこの基準を満たしているのでしょうか、また、これまでの段ボールベッドの活用実績や組立ての状況、何人分を確保しているのか、そういう状況や課題もあれば伺いたいと思います。

○伊藤防災安全部防災課主幹　本市が備蓄している段ボールベッドは、国が推奨する規格ができる前に整備しているため、現行の推奨規格に合致しておりませんが、東日本大震災で問題なく使用された実績のある製品を選定しており、幅は９０センチメートル、高さは３５センチメートル程度、荷物の収納や天板の交換が可能であるほか、大柄な成人男性にも対応できるなど、推奨規格に劣らない性能を有しております。

これまで、本市において避難所開設時にベッドを使用した実績はございませんが、災害時に速やかに利用できるよう、市職員の避難所運営訓練や地域住民を対象とした防災講習の際にベッドの組立てを体験いただいております。

現在、２００人分の段ボールベッドを備蓄しておりますが、大規模災害時におけます想定避難者数を考慮した場合には数量が不足しておりますため、今後、拡充する場合には国が推奨する規格の段ボールベッドを整備してまいります。

○皆川委員　今後は、国が推奨する規格の段ボールベッドを準備していくと。結構大柄な方でも寝ても大丈夫、お相撲さんが寝ても大丈夫なぐらいの、そういう本当に強い段ボールベッドということであります。

その段ボールベッドですね、１台分の段ボールの重さっていうのが２０キロぐらいだっていうふうに、畳んである状態で２０キロぐらいだって伺っています。この重さですと、１人での搬送というのはなかなか容易じゃないというか、結構重たいかなと。実際に何十人か分をこの体育館に入れて、そして、展開して組み立てるとなるとかなりの時間を要することも考えられるので、ちょっと課題もあるのかなと思いますけども、その点でいえば、例えば折り畳みスチールベッドを使うところも、そういう自治体もあるようで、軽くて置場所や組立てに時間がかからない上に、価格も段ボールベッドとさほど変わらないで、繰り返し使用できるなど、多くの利点があるっていうふうにもお聞きをいたしました。例えば、試験的に導入して有効性が確認できれば、段ボールベッドだけではなくて、来年度以降、スチールベッドを導入していくことも選択肢として検討すべきであると考えますが、段ボールベッドとの比較ですね、保管性だったり搬送性だったり、使用感、また価格などについて、見解を伺いたいと思います。

○紺田防災安全部防災課長　折り畳みスチールベッドにつきましては、段ボールベッドと比較いたしまして、重量は軽く、組立ても容易でございまして、梱包容積も小さく保管場所がかさばらないという利点はございますが、段ボールベッドには、下着や貴重品などを収納できる、スチールベッドと比較するとフラットで、通常のベッドの使用感と遜色がない、堅牢で使用後の処理が簡単なため、オリンピック選手村でも使用されたという実績があること、また、災害が発生した場合にも製造が容易であることなどの利点がございます。また、スチールベッドでは、座面がたわむため、ベッドのほかに布製のマットが必要となること、また、使用時に体を動かした際にはきしみ音がすること、また、ベッドサイズが規格物で限定されておりますから、大きいサイズを選べないといった課題もあるため、現在のところ、導入には至ってございません。

○皆川委員　スチールベッド、実際にはやっぱり使い勝手があんまりよくないというか、管理する分にはいいけど、なかなか使いづらいということで、段ボールベッドなら、サイズ、幅をいろいろ付け足して変更ができたりとか、そういう利点が多いということかと思います。

以前に、夏の暑い時期に避難訓練に参加させていただきまして、あまりにも暑かった印象がありました。避難所としての観点から、暑さ対策として体育館のエアコン設置についても以前に伺ったことがあるんですけども、それとは反対に、これまでに、寒い時期、いわゆる厳冬期の宿泊型の防災訓練など、本市としてこれまでに行ってきたことはあるのでしょうか。また、道内他都市で同様に行っていると伺っております冬の避難訓練などで見えたことや課題について伺いたいと思います。

○紺田防災安全部防災課長　宿泊型の冬季防災訓練につきましては、過去に４回実施しておりまして、その際には、備蓄しているコークスストーブや灯油ストーブを使用いたしました。

その訓練で得た課題といたしましては、コークスストーブは、煙突を取り付けて設置、また、火を入れて使用できるようになるまでに時間を要すること、次に、灯油ストーブを使用する場合には、

燃料の調達や到着に時間がかかる場合があること、また、暖房の使用を開始しても厳寒期には防寒衣を着用した段階で室温が約１０度ぐらいを維持する程度でございまして、自宅のように薄着でリラックスできる状況ではないこと、また、トイレには暖房がないため、トイレをちゅうちょしてしまうこと、また、小さい子どもが不用意にストーブに近づき、やけどのリスクがあることなどの課題がございました。

ほかに、道内他都市では、日本赤十字北海道看護大学が主催いたしまして、北見市で行っている宿泊型の厳冬期災害演習がございます。主催の看護大学教授や参加者から、北海道での厳冬期の避難所は寒さ対策というのが重要であると伺ってございます。

○皆川委員　厳冬期の災害演習で大事なのは寒さ対策だというお話がございました。ストーブを使用しても、実際には、例えばブルーシートを敷いて、その上に毛布を敷いて、そういうところで雑魚寝をしたとしても、ちょっと訓練とは違って、上靴を履かないで、素足でいるので非常に厳しいかなと考えます。実際に室温３度ぐらいの中で素足でいられるのは、何か３０秒ぐらいだっていうお話も伺っております。

先ほど段ボールベッドの活用状況についてもお聞きしましたが、各避難所施設において、例えば、どこに、どのように段ボールベッドを配置して、また、通路などはどのように確保しながらとか、あと、物資などの荷物はどこに置くとか、そういう動線の確保などについて、事前に、各施設においてレイアウト図みたいな施設の利用計画など、そういうのを作成しているのか、伺いたいと思います。

○紺田防災安全部防災課長　避難所のレイアウトにつきましては、避難所開設・運営マニュアルにおいて、居住区や通路のレイアウト案を掲載しているほか、女性への配慮といたしまして、授乳室や専用物干場、専用更衣室の設置等、プライバシーの確保に努めることとしております。また、食料や生活必需品の物資保管場所につきましては、物資の搬入しやすい場所に設置することが望ましいことなど、避難所レイアウトの留意点についても明記させてもらっています。

○皆川委員　様々な避難所運営についてお聞きしてまいりましたが、実際に、事前にこれまでの災害や訓練の教訓を踏まえて、重点的に備蓄していく計画や整備していくものなど、避難所運営の今後の見直し方針についてどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○内村防災安全部長　避難所運営の今後の見直し方針につきましては、能登半島地震を踏まえて改定されました国の避難所ガイドラインに沿って、各種マニュアルの改定作業を行うほか、現在、見直し作業を行っております本市の備蓄計画に基づきまして、女性や要配慮者などのニーズを考慮した備蓄品の整備や、発災当初から良好な避難所環境を目指す質の向上を重点的に見直しまして、本市の災害対応力の強化、推進に努めてまいります。

○皆川委員　防災安全部は、一応、これで終わりたいと思います。

それでは、次、地域振興部にお願いしたいと思います。

２款１項９目の航空路線確保対策費と、同じく２款１項９目の新規路線就航支援費ということで２つの事業なんですけども、先ほど金谷委員のほうからも質疑がございましたので、概要とか決算の内容とか、そういうのを含めてはちょっと聞かないでおきますね。

私のほうは、特に地上支援業務というか、グランドハンドリングの業務について、そういう支援について何点かお聞きをしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最初、航空路線確保対策費のほうで、この事業におけるグランドハンドリング業務への支援について、令和６年度決算では、どのような目的で支援を行い、どのような成果があったと評価しているのか、その実績について伺いたいと思います。

○石川地域振興部交通空港課主幹　グランドハンドリング業務への支援につきましては、航空路線を確保していくために、国内線だけではなく、国際線の航空機受入れ業務に習熟した人員を確保することを目的とし、旭川空港でグランドハンドリングを行う２社に対して１社当たり６００万円の支援を行ったものであります。

この取組により、航空機の運航に欠かせないランプサービス業務や旅客業務などにおいて、国際線の運航に係る地上支援業務の経験豊富な人員の確保につなげることができました。

○皆川委員　グランドハンドリング業務を行う２社に対して実施した支援ということでありました。

それでは、今度、新規路線就航支援費のほうについて伺っていきますけども、空港における人材確保対策を行っているというふうにお聞きをしておりますが、具体的にどのように人材確保につなげたのか、これまで本市が取り組んできた概要とその実績について伺いたいと思います。

○石川地域振興部交通空港課主幹　空港の人材確保対策の取組につきましては、旭川空港の保安検査業務や地上支援業務の採用募集の支援を行ったほか、就職希望者の募集や就業継続意欲の喚起に向けて１人当たり１０万円の奨励金を支給し、さらに、即戦力となることが見込まれる業務経験者には５万円を加算して支給したものであります。

令和６年度の実績といたしましては、保安検査業務で経験者１人を含む３人、地上支援業務で５人の合計８人の採用につながったものであります。

○皆川委員　令和６年度の実績として保安検査業務３人と地上支援業務５人、合計８人の採用につながったということでありました。就職希望者の募集や就業継続意欲の喚起に向けて、奨励金１０万円を支給し、さらに、即戦力となる業務経験者には５万円を加算したということでありました。

それでは、昨年度における旭川空港のグランドハンドリング事業者における新規採用者数と、そして、同じく離職した方の数と離職の主な理由について伺いたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課長　旭川空港でグランドハンドリングを行う事業者に確認いたしましたところ、昨年度におきましては、旭川空港でグランドハンドリングを行う２社合わせて９人の採用がありました。

一方、年度内の離職者は３人であり、その理由といたしましては、一身上の都合や勤務形態によるものなど、一様ではないと伺っております。

○皆川委員　どちらかというと、若い方がグランドハンドリング業務に従事している、そういう印象を感じますけども、勤務時間の形態なども様々であって、人材を確保していくためには、まず、その職業に関心を持ってもらうということが重要なのかなというふうにも考えます。

昨年、ＡＮＡグループと小学館がコラボをして、グランドハンドリングを担う女性を主人公とした漫画があって、「ブルーフライト～グラハン女子物語～」みたいな、そういうタイトルの漫画が連載されて、こうした取組もあって、近年は特に女性からの関心や人気が高まっている職種であるというふうに聞いているところであります。

そこで、改めてではありますが、グランドハンドリング業務には具体的にどのような作業が含まれるのか、また、旭川空港内のグランドハンドリング業務に従事する女性職員の割合はどの程度な

のか、お聞かせをいただきたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課長　グランドハンドリングの業務内容といたしましては、ランプハンドリングと呼ばれる駐機場での航空機の誘導であったり、手荷物や貨物の積卸しなどを行う業務と、旅客ハンドリングと呼ばれる航空会社のカウンターにおいて搭乗手続や手荷物の受託、搭乗者の案内などを行う業務があり、旭川空港でグランドハンドリングを行う２社におきましては女性の割合は４０％前後と伺っております。

○皆川委員　女性の割合４０％前後ということでありました。

私、個人的に、この旭川空港の展望デッキから、到着する航空機を誘導する、いわゆるマーシャリングですか、飛行機を誘導する、そういう様子を見るのが好きなんですね。飛行機が下りてくるところも好きなんですけども、その様子を見るのが好きで、飛行機そのものというよりは、どちらかといえば、その陰で安全、円滑な運航を支えている、そういうグランドハンドリングの作業を見るのが個人的に結構好きなもんですから、魅力を感じております。

空港では、到着した飛行機から次の便へ向けて荷物を積み込んで、航空機を押す、プッシュバックするっていうトーイングトラクターだったり、あと、コンテナを幾つも連結して運ぶ車両みたいな、トラクターみたいな、そういうのですね、そういった数多くの特殊な機械が活躍している様子を目にすることが多いです。

これらの機械の多くは、会社にとっても、それぞれの操作に応じた資格を取得しなければならないというふうに伺っております。そこで、こうしたグランドハンドリング業務に就職するためには、専門的な大学や専門学校での教育や資格の取得は必要となるのでしょうか、また、採用後において、資格取得のための補助や支援の仕組みがあるのか、併せてお聞かせいただきたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課長　旭川空港でグランドハンドリングを行う２社への就職に当たりましては、専門的な知識や資格を有することは必須ではなく、就職後に作業車両の運転資格等を取得する必要が生じた場合におきましては、会社負担により取得できると伺っております。

○皆川委員　会社負担によって資格取得費用を支援していただけるということでありますが、やはり、資格や専門的な知識を持っている人材が入社していただければ大変貴重でありますし、即戦力として現場で活躍していただけるものというふうに考えます。

そのため、今後も、本市として、こうした人材の確保を後押しするような、個人に対しても何かしらの支援を継続していただきたいなというふうに考えます。

本年度、令和７年度については、北海道のほうでグランドハンドリング業務の人材確保に向けて補助事業を実施するというふうに伺っておりますが、本市としてはどのような取組を進めるお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課長　本市におきましては、本年８月に、旭川空港利用拡大期成会が北海道の航空地上支援業務人材確保事業を活用し、空港を支える人材の将来にわたる安定的な確保と空港業務の普及啓発を目的として、道内在住の小学５年生から中学３年生までを対象とした航空教室と遊覧飛行体験を実施いたしました。

○皆川委員　将来を担う大切な子どもたちへの普及啓発にも、様々、取組を進めておられるということでありました。

これまでも、本市として、グランドハンドリング事業者への支援や、また、人材確保に取り組ん

できたというふうに承知をしております。国際線で台北線であったりソウル線、また、国内線でもジェットスターの成田便が就航するなど、路線の拡充が進んでいるところであります。

今後のさらなる発展に大いに期待するところでありますが、現状として、旭川空港のグランドハンドリングの体制整備に課題はないのでしょうか、本市のお考えを伺いたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課長　旭川空港でグランドハンドリングを行う事業者からは、現在就航している定期路線につきましては、現状のグランドハンドリングの人員体制で対応ができていると伺っておりますが、インバウンド需要の増加に伴う国際チャーター便などを受け入れていくためには、状況に応じて柔軟な対応ができる受入れ体制を構築していくことが課題であると考えております。

○皆川委員　今現在のグランドハンドリング業務の人員体制は、現状の定期路線には対応ができているということであります。また、本市においては、これまで２つの事業を通じて、旭川空港におけるグランドハンドリングの体制を支えてきたということが分かりました。

しかしながら、今後の人材確保に向けては、一時的な支援にとどまらず、従事する方々が安心して長く働き続けられる環境づくりや体制が求められているなと考えます。

そこで、市では、状況に応じて柔軟な対応ができる受入れ体制を構築していくことが課題と認識している中、グランドハンドリング体制の安定的な確保や支援をどのように進めていくお考えなのか、見解を伺いたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課長　空港において十分な受入れ体制を整備することは、既存路線の安定運航に加え、新たな路線開設にもつながるものでありますが、グランドハンドリングや保安検査などの受入れ体制につきましては、厳しい人繰りの中で、関係者に努力をいただきながら維持されている状況にあります。

そのため、本年６月５日に、空港運営者である北海道エアポート株式会社が中心となり、本市を含めた道内の空港所在自治体等が加わり、国際線等の受入れ体制の整備や強化を図ることを目的とした実行委員会組織が設置されたところであります。

今後は、同組織において、国際線等の就航や増便に関わる人材確保等の諸課題に対応するとしておりますことから、本市といたしましても、こうした取組を通じ、旭川空港における受入れ体制の整備を支援してまいりたいと考えております。

○皆川委員　グランドハンドリングの体制もしっかりと整備されていくというように受け止めていきたいというふうに思います。

最後に、受入れ体制が整いつつある今、旭川空港のさらなる路線拡充を進める機会であるというふうに考えますけども、市の意気込みを伺いたいと思います。

○三宅地域振興部長　本市を取り巻く観光需要の動きにつきましては、コロナ禍の時期から大きく現在回復しておりますが、世界的に見ても、今後１０年、また１５年単位で航空需要は２倍に成長すると、ある調査においては言われております。また、特に、アジア圏は経済成長と旅行需要が旺盛でありますので、訪日旅行者数もまだまだ伸びる中、これをチャンスと捉え、しっかり取り込んでいけるように、ＨＡＰ、北海道エアポートにも、様々な誘導策、インセンティブを継続対応してもらいながら、航空各社などに市としても地域のＰＲをしっかりしていきたいと考えております。

改めて、航空路線を持つことは、地域経済への波及効果も大変大きなものがございます。先ほど

委員のほうからお話しいただきました、一昨年より就航した１日１便のＬＣＣ成田線、これだけの年間経済波及効果をとりましても、推計値で十数億円と言われております。この航空路線があることで、交流人口も大きく拡大し、市民生活の利便性、本市地域の暮らしやすさも高まってまいります。

国内線では、現在、名古屋中部線、大阪伊丹線が季節運航となっております。特に、関西方面については、後背地に大きな人口を有しており、通年運航が実現した場合には、観光需要の取り込みはもちろんですが、ビジネス機会の拡大、また企業誘致のきっかけにもなり、地域の活性化など大きなメリットとなると考えております。

改めまして、今後とも、運営者、北海道エアポートと連携して、全国での地方空港の地域間の競争、ますます激しくなっております、こうした中、チャンスを逸することなく、空港利用の拡大をしっかり進めていきたいと考えております。

○皆川委員　地域振興部については、以上になります。

続きまして、総務部にお聞きをしていきます。

初めに、２款１項８目財産管理費の中から、車両管理費について伺っていきたいと思います。

初めに、令和６年度の事業概要と決算額の内訳についてお聞きしたいと思います。

○河原総務部管財課長　車両管理費につきましては、各部における迅速な市民対応と職務遂行における機動力の確保を図ることを目的とし、公用車に要する経費を計上しているところであり、令和６年度の決算額で申し上げますと、まず、車両の借り上げ料や燃料費等、車両の管理維持に直接要した費用として９千３７６万６千５８３円と、バスの運転手等の会計年度任用職員に係る報酬や、コピー使用料、事故の賠償金などのそれ以外の経費として１千６１８万９千８７４円を支出しており、車両管理費の合計では１億９９５万６千４５７円となっております。

○皆川委員　過去５年の公用車の台数の推移について資料をいただきました。その中で、令和６年度末時点で合計で３６７台というふうになっておりまして、令和４年度、また５年度よりも５台減っているようであります。

そこで、旭川市が保有している公用車の台数、車種、平均車齢はそれぞれどのように変化しているのか、お伺いしたいと思います。

○河原総務部管財課長　令和６年度末現在、消防、水道局、市立旭川病院を除いて、管財課で管理している公用車は、一般車両が２２９台、重機などの特殊車両が１３８台あり、合計で３６７台となっております。

その内訳ですが、一般車両については、軽乗用車が１１１台、軽貨物車が１５台、乗用車が３７台、ライトバンが６６台となっており、令和５年度末と比較して５台減少しています。減少した５台の内訳ですが、乗用車で４台、軽乗用車で２台減車し、ライトバンを１台増車したものになってございます。また、特殊車両については、トラックが２６台、バスが６台、じんかい車が１６台、除雪車が３４台、その他トラクターなどの車両５６台を保有し、これらは５年度末との増減はないところでございます。

次に、新車登録年からの経過年数に当たる車齢についてでありますが、市有車の車両種類ごとの平均は、乗用車が２０年、貨物車が１９年、軽自動車が１３年、バスが２１年、じんかい車が２０年、除雪車が１０年となっております。

○皆川委員　以前は、管財課で管理する貸出しの共用車の予約っていうのは、電話で申込みを行っていて、利用後の運行記録は紙で記録するなど、運行管理に関する業務ではほとんど電子化がされていないという状況だとお聞きしました。

運行管理システムを導入していくことについて質疑をさせていただいたんですけども、以前にですね、その後、スマートフォンやパソコンから利用予約が行えるようになるなど、効率的な車両管理のデジタル化を進めているというふうにも伺っております。

そこで、デジタル化された予約システムや運行管理システムなど、走行記録、また燃費管理など、現状と課題について伺いたいと思います。

○河原総務部管財課長　車両管理のデジタル化については、貸出し共用車の運行記録システムを令和６年１１月から、予約システムを同年１２月から試行を開始し、各課で所管する指定共用車の運行記録システムにおいても令和７年２月から試行を開始し、いずれも令和７年４月から本格運用を開始しております。

効果としましては、貸出し予約や運行記録の電子化により紙資源の節減や職員の事務作業が軽減されたことのほか、運行情報の分析が容易になったことが挙げられます。

一方で、課題については、予約システムでは出張や早朝などに使用するため前の日から貸し出すように日をまたぐ予約ができないなどの課題があり、改修を検討しております。運行記録システムでは、入力後の誤りがあったら修正できないことや、燃費管理をシステム上でできないことがあり、いずれも管財課が職員の手作業で行っておりますことから、今後改善が必要であると考えているところでございます。

○皆川委員　予約や、また運行管理システムでは、デジタル化が進んだ一方で、できないこともかなりある、手作業もまだあるということで、課題も多く、かなり改善の必要があるということでありました。

先日、一部の職員の方からお聞きをしたんですけども、現地調査に急いで行かなければいけない、そういう感じだったので、いざ現地に行こうとしても、車が空いていなくて予約が取れず、緊急対応のときでどうしても行かなきゃいけないのに、対応ができたのは１週間後だった、それで困ったというお声もお聞きをいたしました。

用意していただいた年度別の公用車の稼働率の推移の資料によりますと、過去５年の中では、令和６年度が共用車全体の稼働率としては７３．９％と、前年度より２．６％低くなっているんですけども、実際には車両の稼働がうまくいっていないのかなというふうにも考えます。

こうした現場の声をどのように把握して改善していくのか、また、こういった場合の対応について伺いたいと思います。

○河原総務部管財課長　令和６年度の各課が管理する指定共用車の稼働率が、令和５年度と比べ、下がったことにつきましては、昨年度の中途から運行記録の電子化の試行運用を開始したことにより、稼働率の算定においても年度途中から紙から電子データの集計に変更しております。しかし、集計している走行距離はおおむね前年度並みでございますから、各課が管理する車両の運行記録で一部の入力が漏れている可能性があり、そのことが稼働率の低下に多少影響しているのではないかと考えております。

次に、管財課の貸出し共用車における稼働率は８９．４％で、令和５年度と比べ、０．８％上昇

しておりますとおり、公用車の予約が取りにくくなっていたものと思われますが、お尋ねの各課の緊急対応等で公用車の利用予約が取れない場合の対応については、外勤から帰ってきたばかりの貸出し車両があれば柔軟に融通するほか、それもない場合、他課が管理する公用車を紹介したり、状況に応じてタクシーの利用もできることとしております。

また、令和６年１０月からは、試行的にカーシェアリングサービスを導入しており、予約で全て埋まっていても車両が利用できるよう体制を整えているところでございます。

○皆川委員　今、カーシェアリングについて導入に取り組んだというお話もありました。カーシェアリングの利用状況と、使用することについての課題があればお聞かせいただきたいと思います。

○河原総務部管財課長　カーシェアリングの実績についてであります。

令和６年７月に契約を締結し、それ以降の９か月間の実績でありますが、年間で５件、利用額で１万３千３１０円となっております。１回当たりの平均で申し上げますと、利用距離が約１９キロ、利用時間で約２時間１５分、利用料金は２千６６２円となっております。カーシェアリングの利用は、公用車の予約がいっぱいで公用車を利用できない場合に利用できるという条件にしたことから、実際に公用車を利用できなかった状況が少なかったことが要因と考えております。

次に、利用する上での課題については、総合庁舎周辺に配置している車両が限られている、複数台を同時に利用するなどの場合、離れた場所まで借りに行く必要がございます。また、利用に当たっては、職員ごとにカーシェアリング業者が発行する利用カードが必要であり、運転する職員は、個人の免許証情報等を登録するなどの手続を事前に済ませておく必要がございます。このため、カードを持っていない職員の場合、急な利用に対応できないということが課題であると認識してございます。

○皆川委員　カーシェアリングですね、利用できるカードを持っていない職員の場合は、急な利用には対応できないということがあるということでありました。

それでは、カーシェアリングを利用するのとリース車両では、経済的に比較してどちらを利用するほうが望ましいんでしょうか。

○河原総務部管財課長　まず、カーシェアリングの料金体系は、車両の大きさと利用時間、利用距離などにより決まります。先ほどの１回当たりの平均利用を例にしますと、小型車を２時間１５分利用し、走行距離１９キロの場合、１回当たり２千５３０円となり、これには燃料費や保険料も含まれております。

一方、リース車両は、車両借り上げ料、任意保険に当たる共済分担金と燃料費がかかり、管財課の貸出し用の小型乗用車１か月１台当たりを例に申し上げますと、リース料が２万５千３００円、共済分担金が２千２５円、燃料費が５千６０円となり、合計で３万２千３８５円となります。

このため、単純にカーシェアリングサービスの平均的な利用でも１か月１３回以上利用するとリースのほうが経済的になりますことから、１か月当たり平均２７回運行する管財課の貸出し車両や利用頻度の多い部局の車両の場合はリース利用が望ましいものと考えております。

○皆川委員　利用頻度の多い部局の車両の場合は、リース利用が望ましいということでありました。

それでは、公用車の更新に際して、購入するのとリースをするのと、それぞれ費用対効果をどのように検証されたのか、比較結果と今後の導入方針について伺いたいと思います。

○河原総務部管財課長　軽乗用車とライトバンを購入とリースの費用比較を行ったところ、５年リ

ース後の下取り価格が高く残る傾向があるため、リースのほうが経済的に有利であると認識しております。このため、今後については、軽乗用車やライトバンなどで利用頻度が高い車両は、可能な限りリースによる導入を進めたいと考えております。

しかし、スピーカーの設置や専用塗装等の改造が必要な車両、除雪車やトラクターなどの特殊な車両については、改造等によりリース後の下取り価格が下がるため、購入が有利になる場合や、そもそもリースを行っていない車両の場合は購入により導入することを考えております。

○皆川委員　車両を有効に活用するためには、使用実態に応じた最適な車両配置が欠かせないのかなというふうに考えます。

部署ごとの使用頻度や稼働率をどのように把握して、遊休車両を減らすためにどのような取組を行っているのか、伺いたいと思います。

○河原総務部管財課長　公用車の稼働率については、これまで使用日数により算出しておりましたが、昨年中に導入した運行記録システムにより、日数に加えて運行時間までが把握できるようになったため、より精緻な稼働率の算出が可能になったところです。このため、今後は、より実態に沿った稼働率に基づき、利用状況を分析し、それにより、減車しても業務に支障がない遊休車両は減車してまいりたいと考えております。

しかし、緊急対応に備えている車両については、一概に稼働率だけでは減車できない事情もあるため、複数台管理している課や、部内で対応可能と考えられる部署がないか、工夫しながら慎重に判断してまいりたいと考えております。

○皆川委員　今後は、より実態に沿った稼働率に基づいて利用状況を分析し、それによって減車しても業務に支障がない遊休車両は減車していくことも考えているということであります。

今後の本市において、人口減少や、また業務効率化が進んでいく中で、先ほどはカーシェアリングサービスの利用も行っているということでありましたけども、将来的な公用車の削減や保有台数の適正化についてどのような方針を持っているのか、改めてお聞かせいただきたいと思います。

○和田総務部長　人口減少や業務効率化の進展によりまして将来的には公用車に余剰が生まれるものと思われますが、一方で、社会状況や市民ニーズの変化により、部署によりましては外勤業務が増加している部署もございますし、市の業務は災害や緊急事態に備える場合もございますことから、一定の台数は必要と考えてございます。

また、カーシェアリングサービスの利用は、一時的に利用が込み合う時期や、時間帯のピークカットとして保有する以外の選択肢としての活用が見込まれますので、これとのバランスなどもしっかり検討し、電子化によるより精緻な稼働率も活用しながら、より適正な台数となるようしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○皆川委員　交通安全や、また事故防止の観点からドライブレコーダーの活用は重要かなというふうに考えますけども、ドライブレコーダーの全車両への設置状況と、また、運転行動の改善や事故削減への効果についてお聞かせいただきたいと思います。

また、令和６年度、何台増やしたのかも併せて伺いたいと思います。

○河原総務部管財課長　ドライブレコーダーの設置状況については、令和６年度末現在、一般車両のうち、旭山動物園の園内作業専用車の７台を除く２２２台と、特殊車両のうち、じんかい車など主に公道を走行する車両５８台を加えた２８０台を設置対象としており、そのうち設置済みの台数

は２５０台となり、令和５年度よりも２台増加しております。

ドライブレコーダーは、事故発生状況の検証や運行状況の確認、研修教材としての活用などのほか、運行状況が記録されることにより、運転する職員の安全運転意識の向上にも効果があると考えております。また、ドライブレコーダーの映像は、第三者の事故現場の検証資料として、警察の求めに応じて提供した事例もあります。

○皆川委員　ドライブレコーダーの設置、２８０台中２５０台が設置済みということでありました。

今回、資料、３点いただいたうちのその中に、年度別車両管理・維持費の推移の資料を見させていただきました。

令和５年度と比べて、維持管理費の内訳として、燃料費だったり修繕費、保険料など、少し下がったようでありますけども、車両の借り上げ料が１千万円以上、また、駐車場の使用料も５００万円弱増えているようであります。トータルで１千３５０万円ちょっと、前年度よりも増えているようでありますけども、主要経費の増減とその要因についてお示しください。

○河原総務部管財課長　年間維持費についてですが、令和６年度決算額で申し上げますと、燃料費１千５４５万１千８１１円、自動車保険に当たる共済分担金で４５０万３千４２０円、定期点検や車検、修理費などの修繕費で１千２５万４千８１５円、車両借り上げ料で４千１７６万７千７７０円、駐車場使用料で１千９０９万６千円など、総額では９千３７６万６千５８３円となっており、令和５年度と比べて１千３５６万５千８００円増加し、これは、車両借り上げ料が約１千２０万円、駐車場使用料で５０８万２千円増加したことが要因となっております。車両借り上げ料については、昨今の新車の納期長期化によりリース期間終了時までに車両の入替えが間に合わない見込みとなっているため、既存のリース車両を延長して借り上げたことや、新車の車両価格の上昇により借り上げ料自体が増加したことが要因になっております。

また、昨年は、第二庁舎の大規模改修が完了し、第三庁舎や水道局庁舎、神楽市民交流センターなどから第二庁舎に執務室を移転したことにより、移転部局などが保有する車両の駐車場確保のため、７条駐車場の駐車場使用料が増加したことによるものです。

○皆川委員　新車納期延長であったり、またリース期間の延長で、さらに、新車の車両価格上昇による借り上げ料自体の増加、また、移転部局が保有する車両の駐車場確保で維持費が増加しているということでありました。

ガソリンや軽油など燃油代が高騰しているにもかかわらず、燃料費自体は前年度よりちょっと少ないということで、新車の車両自体の燃費も性能がよくなったということもあるのかなと考えられます。

車両の代替更新時における環境性能重視の基準はどのように設定し、更新を進めているのか、伺いたいと思います。

○河原総務部管財課長　車両の更新時における環境性能基準については、毎年、環境部から発信されます旭川市における公用車導入に係る選定基準についてを設定しており、具体的には、排出ガス中の一酸化炭素や窒素酸化物といった有害物質やエアコンの冷媒基準、車両の種類や重量に応じた燃費基準等により環境負荷にも配慮しております。

○皆川委員　環境負荷にも配慮しているということでありました。

環境負荷ということで、そのまま続けて、今度は、同じく２款１項８目財産管理費の中から、車

両つながりで、今度は公用電気自動車導入事業についてお伺いしていきたいというふうに思っております。

初めに、事業概要と決算額についてお聞きします。

○河原総務部管財課長　公用電気自動車導入事業につきましては、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組の一環として導入したもので、公用電気自動車を２台購入したものです。

令和６年度の決算額といたしまして、まず、電気自動車の購入費として５１３万５千９００円、充電設備工事として３９万３千８００円、リサイクル料金や自賠責保険料、任意保険に当たる共済分担金として８万２千５６０円を支出しており、合計では５６１万２千２６０円となっております。

○皆川委員　ゼロカーボンシティの実現に向けた取組の一環として導入したということでありました。当初予算７５５万６千円に対して、決算は５６１万２千円と約２００万円下回っております。この予算と決算の差が生じた主な要因について伺いたいと思います。

○河原総務部管財課長　公用電気自動車導入費に係る不用額１９４万３千４７０円の主な要因について、備品購入費で不用額１２１万６千１００円が生じたもので、これについては、電気自動車２台を入札により購入したことによる契約差金によるものです。また、修繕費で不用額７０万６千２００円が生じたことについては、第二庁舎公用車駐車場内に作製した電気スタンドの設置工事費が予算時の見積額を下回ったことによるものでございます。

○皆川委員　電気自動車やハイブリッド車など環境に配慮した車両の導入を今後進めることで、燃料費の削減や、またＣＯ2排出量など、環境負荷の軽減が期待されます。特に、ＥＶ車は、移動できる蓄電池として、災害時のＢＣＰ対策にも活用できて、ＳＤＧｓの推進や行財政改革の大きな取組への第一歩にもなるのかなと考えます。

今回、軽自動車タイプの電気自動車を２台導入されました。導入された際には、総合庁舎１階ロビーにも展示をしてありましたけども、今後、そういったゼロカーボンシティ実現に向けて、ＥＶ車導入に向けて動いていくのかなと考えますけども、今回のＥＶ車導入に当たって、環境負荷低減、また燃料費抑制、ＰＲ効果などの主な目的と令和６年度決算での達成度について、どう評価しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○河原総務部管財課長　電気自動車は、排気ガスを一切出さないことから環境負荷低減に貢献しており、燃料費では、令和６年度のガソリン平均単価や第二庁舎の電気料金の平均単価を基に試算をすると、電気自動車の１キロ走行にかかる費用として約６円となるところ、貸出し共用車の通常の軽自動車は約１３円、ハイブリッド型軽自動車でも約１１円となっており、燃料費の抑制につながっていると考えてございます。

ＰＲ効果につきましては、電気自動車が納車された昨年１０月８日から１１日までの間、総合庁舎ロビースペースに実際の車両やゼロカーボンなどの啓発パネルを展示し、複数の新聞にも取り上げられたほか、電気自動車にデザインシステムをラッピングしておりますことから、外勤で市内を走行するだけでも注目されやすい車両になっており、市民へのＰＲに一定の効果があったものと考えております。

○皆川委員　燃料費の抑制であったり、また、市民へのＰＲに一定の効果があったということでありました。

電気自動車導入に向けて、今後の増車計画や導入に向けた課題について伺いたいと思います。

○河原総務部管財課長　今後の電気自動車の導入についてでありますが、実際に電気自動車を運行した結果、厳寒期は、バッテリーの能力低下や暖房に電力を使用するため、走行可能距離がほかの季節と比べて約半分程度になってしまうことが分かりました。

また、今回の電気自動車の導入時に、第二庁舎の立体駐車場内に電気自動車充電用コンセント２基を設置しましたが、充電池の電気負荷が大きく、これ以上の充電設備を増設すると、第二庁舎建物全体の電気容量を超えてしまい、建物全体が停電するおそれがあることが分かっております。

また、電気自動車の軽自動車に４輪駆動車がないことや、航続距離が短いこと、車両自体が高額であることなどから、公務では、大雨や大雪等の災害等への使用を考慮すると公用車への電気自動車の導入には課題が残っており、これらのことから現時点では計画的な導入までは難しいと認識しております。

○皆川委員　なかなか計画的な導入まで難しいという認識ということで、電気自動車の軽の自動車は４輪駆動がないんですね。そういう課題もあるということであります。きっと冬以外は乗りやすいのかなとは思いますけども、実際に冬期間になると少し稼働率も低くなるのかなあと考えます。

職員が利用した回数や距離など、運行回数は分かるんでしょうか。

○河原総務部管財課長　電気自動車の利用実績についてであります。

電気自動車は、職員の貸出しを開始した１０月１５日から３月３１日までの２台の利用回数及び走行距離の合計で申し上げますと、１４５日間、延べ１８４回、２千７６０キロとなっております。このうち、１２月から２月までの厳冬期における利用実績では、同じく２台の平均で申し上げますと、１２月は１６回、１月と２月は共に９．５回であり、走行距離の平均では、１２月は２１７．５キロ、１月は８７．５キロ、２月は１３３．５キロとなっており、初めて乗る職員も多く、利用が少なかったところでございます。これを、今年の夏である令和７年７月の実績では、３５．５回、平均走行距離は５８６．５キロとなっており、ほぼ毎日利用されている状況となっております。

○皆川委員　冬の間はちょっと利用も少なかったということで、４輪駆動じゃないっていうのもあって、あまり乗りたがらないっていうか、職員、そういう方も多いのかなあと思いますけども、雪のない時期は、ほぼ毎日利用をされているということでありました。

それでは、導入時の総コストを比較して、ＥＶとガソリン車の購入費、リース料、維持管理費の比較をどのように分析しているのか、伺いたいと思います。

○河原総務部管財課長　軽乗用車のハイブリッド車と電気自動車の車両価格の差が１０８万円程度、電気自動車のほうが高額になります。

一方で、維持管理費用は、現在の電気料金水準でもガソリンよりも安くなるため、通常の維持管理費用は低く抑えられると認識しておりますが、仮に、車両価格の差額を維持管理費である燃料費の削減分で賄った場合、２１万キロ以上の走行が必要になるものと考えております。また、電気自動車は、走行用バッテリーのメーカー保証が８年１６万キロとなっており、８年を超えて使用すると経年劣化による充電池の交換等が必要になることも想定され、その場合は充電池の交換費用が数十万円と高額になると予想されるところです。

○皆川委員　確かに、環境には配慮はしているって言うけども、電気自動車よりも、ハイブリッド、いわゆるガソリンエンジン、また電気モーターの２つの動力を組み合わせた車のほうが、もしかしたら現実にはもう経済的ではあるのかなというふうに思いました。

ハイブリッドでも、今、かなり環境には配慮していると思いますけども、それでは、公用車用充電設備の設置箇所数、充電能力と、今後の拡充計画についてはどうなっているか、また、この新しい駐車場に充電設備を増やすっていうことは考えているのか、伺いたいと思います。

○河原総務部管財課長　今回の電気自動車導入に合わせて、第二庁舎の公用車駐車場内に電気自動車用充電器を２台整備しております。充電能力は３キロワットであり、普通充電器となります。

今後の公用車用充電設備の拡充計画についてですが、現時点で新たな公用電気自動車を導入する計画が立っておりませんので、充電設備についても同様に追加する予定はないところでございます。

○皆川委員　市民が利用することができるような充電設備は、新しい駐車場などに今後整備していく考えなど、あるのでしょうか。

○河原総務部管財課長　市民用の電気自動車用充電設備については、ゼロカーボンシティ旭川の推進や、来庁する市民等、利用者の充電需要等を考慮し、第三庁舎跡地の駐車場に設置できないか、環境部と連携しながら検討しているところであります。

○皆川委員　先ほどの答弁で、電気自動車への充電は電気負荷が大きくて、第二庁舎の駐車場内にこれ以上の充電設備を増設すると、建物全体の電気容量を超えてしまって建物が停電するおそれがあるというふうに伺いました。

充電設備についても、同様に追加する予定はないということでありますけども、それでは、ＥＶ車の、冬期間、特に氷点下だったり雪が降っている、そういう条件下では、電費、いわゆる電力消費量はどれぐらい悪化するのか、伺いたいと思います。

○河原総務部管財課長　導入した電気自動車により検証した結果、１２月から翌年２月までの１キロワットアワー当たりの走行距離は約３．３キロメートルに対し、１０月及び１１月と３月の１キロワットアワー当たりの走行距離は約４．８キロメートルであり、厳冬期は、秋や春先と比べ、約３割悪化しております。また、暖房や冷房によるバッテリーの負荷が少ない４月と５月の１キロワットアワー当たりの走行距離は約６．５キロメートルとなっており、それと比較しますと約半分程度になっているところでございます。

○皆川委員　エアコンであったり暖房の使用で、かなり、電力消費量、冬は、厳冬期は約半分だけど、ふだんの春とか夏とかそういうときはいいよということでありますけども、寒冷地特有でもありますけども、厳冬期における航続距離の低下や、また充電効率などについて、ＥＶ車の冬季運用上の課題や対策、また、今後のＥＶ車導入について、ゼロカーボンシティを目指していくという、その上で本市としてどのように考えているのか、環境部も絡んでいることもあるので、複数部局にまたがることなので、最後に、副市長にお伺いをして、質疑を終わりたいと思います。

○菅野副市長　公用車へのＥＶ車の導入ということでの御質疑でございますけれども、公用車の運転に関わりましては、運転の技術ですとか経験値が異なる様々な職員が、天気であったり季節であったり、あるいは時間帯にかかわらず使用しなければならない状況も想定されますので、やはり、どの職員も安全に運転できるような、ふだん乗り慣れたような走行性であったり操作性であったり、そういう車両が必要だということだと思います。特に、積雪寒冷地においては、やはり、４輪駆動車がないということであれば、なかなか現状では公用車を直ちにＥＶ車へ転換していくということは厳しい、難しい面があるのかなというふうには考えているところでございます。

ただ、ＥＶ車、電気自動車については、走行時の二酸化炭素排出量がゼロであり、これが、例え

ば、電気の供給、発電が化石燃料から再生可能エネルギーに代わっていくと、その効果は非常に大きいものになるというふうに考えてございますし、日本の二酸化炭素排出量のたしか２割が運輸関係で、そのうち９割が自家用車、自動車からの排出ということを考えますと、ゼロカーボンを進めていく上では、やはり、自動車のＥＶ化など、二酸化炭素排出量が少ない、あるいはない車両への転換というのは避けられないことだというふうに考えております。

現状では、そういう社会的ニーズの転換期でもありますし、様々な技術の発展過程でもありますから、市といたしましては、２０２１年、令和３年に、国がグリーン成長戦略を策定して以降、様々な方針であったり様々な施策を展開していただいておりますので、それら国の動向を注視しながら、また、自動車の技術開発の進み具合を見ながら、やはり、中期・長期的に取組を進めていくということが必要かなと認識をしています。

○高橋ひでとし委員長　理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩　午後２時２７分

再開　午後２時２８分

○高橋ひでとし委員長　再開いたします。

御質疑願います。

○能登谷委員　秋もすっかり、すっかりというか、急に来て寒くなってしまいましたけど、質疑のほうは、春の小川のようにさらさら行きたいと思っていますので、よろしくお願いします。

まず、旭川市の財政力について伺っていきたいと思います。

既に大綱質疑で財政状況についての議論がありましたが、ここでも少し伺いたいと思います。

まず、財政力指数の推移について、直近５年間、決算年度までについてお示しいただきたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹　直近５年の推移で申し上げますと、令和２年度が０．５３８、令和３年度が０．５３２、令和４年度が０．５３６、令和５年度が０．５３１、令和６年度が０．５２９となっております。

○能登谷委員　旭川市の財政力指数ということで、四捨五入すると０．５４から０．５３ぐらいまで、ここのところ下がって微減という傾向にあるようだということが分かりました。

それでは、財政力指数の他都市との比較についてはどうなっているか、伺いたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹　令和６年度決算におけます中核市との比較では、全６２市の平均０．７６２に対し、本市は０．５２９であり、高いほうから数えて６０番目となっております。また、人口１０万人以上の道内市との比較では、全９市の平均は０．５４８、本市は高いほうから数えて４番目となっております。

○能登谷委員　中核市６２市中６０番目と。高いほうからって言うんで、ちょっと無理があると思うんですけど、上から６０番目ですけど、下から３番目というのが言い換えれば実態だと思うんですね。それから、道内１０万人以上で、真ん中ぐらいに位置しているんですが、実際には数値で見れば０．５３ですから、平均値０．５４８に届かないということで、０．７を超えているところも幾つかありますので、相当厳しい状況なのかなあということが分かると思います。

それでは、財政力指数の見方について、どう捉えたらいいのかについてもお示しいただきたいと

思います。

○今田総合政策部財政課主幹　財政力指数は、普通交付税の算定における基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去３年間の平均で算出されます。この指数が１に近いほど税収等で必要な財政需要を賄えていることとなり、単年度で指数が１を超える場合は普通交付税の交付を受けない不交付団体となります。また、財政力指数が高い団体は、基準財政収入額が多いことから、税収等のうち、基準財政収入額に算入されない部分、いわゆる留保財源の額も大きくなるため、同規模の団体と比較した場合、活用可能な財源は多くなる傾向にあるものと考えております。

○能登谷委員　数値が１に近いほうが、留保財源も多くて、活用可能な財源が多いということです。

それで、続いて、経常収支比率についてもお聞きしたいと思います。

主要施策の成果報告書の４ページか。経常収支比率は、令和６年度決算で９６．２％で、昨年より０．４ポイント低下したというふうに書かれています。

しかし、実際は、令和３年度からこれが８９．３％、これから見ると６．９ポイント悪化したというふうに見られますが、財政が硬直したと見る必要があるんじゃないかなと思うんですが、その認識について伺いたいと思います。

○小澤総合政策部次長　経常収支比率は、経常的な支出を経常的な収入でどのくらい賄えているのかを表すもので、財政構造の弾力性を表す指標でもあります。

令和３年度につきましては、国の税収が増えたことに伴い、経常的な収入である地方交付税の追加交付等があったため、前年度の９４．９％から５．６ポイント低下し、８９．３％となりましたが、その後は、物価高騰や人件費の上昇の影響などのため、比率が上昇傾向でございます。比率の上昇は、財政の硬直化につながる可能性がありますことから、財源確保の取組をさらに進めていく必要があるものと考えております。

○能登谷委員　確かに、これを見ると、その前から比べると、令和３年度だけがくっと一回下がって好転したように見えるけど、追加の交付税があった、その後、徐々に悪くなって今に至っていると。その前、令和５年度よりはちょっといいという程度の話だと思うんですが、いずれにしても厳しいなというのは変わらないと思うんですね。

続いて、一般会計の市債残高の推移についてもお聞かせいただきたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹　市債の年度末残高につきましては、１０年前の平成２７年度が１千８０５億円、以後、減少を続けまして、直近３年では、令和４年度が１千６９２億円、令和５年度は１千６６６億円、令和６年度が１千６３０億円となっております。

○能登谷委員　市債は、大きなウエートを占めていた北彩都事業の償還がほぼ終わっているということと、それから、市の庁舎建設の市債償還はまだ一部だということもありますので、これから本格化するということだと思いますので、今は、市債の残高で言うと、谷底ではないかなというふうに思うんですね。

市債残高が減少している理由についてお聞かせいただきたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹　市債残高のうち、臨時財政対策債につきましては、発行可能額の減少により、平成２７年度の５２７億円に対し、令和６年度は４９７億円で３０億円の減少となっております。また、建設事業等債につきましては、財政の健全化を踏まえた発行の抑制により減少し、直近では、新庁舎の整備等により、令和４年度以降、増加しておりますが、平成２７年度の１千２

４８億円に対しまして、令和６年度は１千１２０億円で１２８億円の減少となっております。

○能登谷委員　今は底の中で、今後、上がっていくのかなという傾向があると思うんですね。今後、整備を予定されている大型施設についてどうなのかなと。

次期廃棄物最終処分場、もう既にやり始まっているということと、それから、東光スポーツ公園の複合体育施設、さらには、新たな市民文化ホールなども計画されていますので、これらの施設建設にも市債を活用すると思いますが、それぞれの施設の予定されている事業費、それぞれの完成時期はいつ頃を予定しているのかも伺いたいと思います。

○小澤総合政策部次長　今後予定している主な大型施設の完成時期と現時点の概算事業費でございますが、次期廃棄物最終処分場は、令和１１年度竣工予定で事業費は１０５億円、東光スポーツ公園の複合体育施設は、令和１２年度竣工予定で建設費は１０４億円、新文化ホールにつきましては、現在策定中の基本計画の中で規模や時期、建設費等を整理する予定でございます。

○能登谷委員　今分かっているだけで２１０億円ぐらいか、なんですが、文化ホールについては、大分前に１００億円を超えると言ったきり、その後、計算されていませんので、そうすると、人件費も材料費も相当高騰していますから、百数十億円ぐらいいくのかなと勝手に思っていますけど、合わせると三百数十億円かなあということで、多額の財政需要が今後見込まれるということでないかなと思うんですね。

今後、過度な市債の発行になると、将来の財政運営にも影響があると思うんですが、市としてどのようにコントロールしていくのか、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○小澤総合政策部次長　市債は、世代間の負担を公平にする役割がある一方で、過度な償還は将来の財政を圧迫することにもなりますことから、引き続き、将来の財政運営を見据え、発行額をコントロールしてまいりたいというふうに考えております。

○能登谷委員　それで、さきの答弁でも、財政状況は厳しいということが示されているわけですが、加えて、約三百数十億円の新たな財政需要が見込まれているということで、財源の確保にも限りがあると思います。

財政出動にも、出動自体もブレーキをかけるなど、大型事業のコントロールも必要になっているんではないかなというふうに考えますけれども、今後の財政運営の課題について、市の見解を伺って、この項目は終わりたいと思います。

○熊谷総合政策部長　財政力指数や経常収支比率の答弁をさせていただきましたが、本市の財政は、市税等の自主財源の割合が小さく、財政的な自由度が低いことなどが課題であると認識しております。

今後も、安定した財政運営を続けていくため、市税等の自主財源の確保や、さらなる国費等の活用に加え、業務の効率化による時間外勤務の削減や既存事業の見直しなど、引き続き、歳入、歳出の両面から財源確保に取り組んでまいります。

また、近文清掃工場、廃棄物最終処分場、総合体育館、市民文化会館など、市民生活に欠かせない大型施設が老朽化等により更新時期を迎えておりますことから、これら大型施設の整備につきましては、財政負担の軽減や平準化の観点等を踏まえ、必要な投資と持続可能な財政運営の両立を念頭に置きながら計画的に進めてまいります。

○能登谷委員　続いて、生活保護費の決算について、保護費の財源について主に伺っていきたいと

思います。

２０２４年度、令和６年度決算での生活保護費の財源がどうなっているか、これ、資料もいただいていますので、まず、概要を伺いたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹　令和６年度決算におけます生活保護費の概要につきまして、分科会資料に基づいて御説明いたします。

令和６年度の支出額、（ア）になりますが、１９１億３千１４７万２千５７７円につきましては、生活保護費等の決算額１９２億４千２８２万２千１１４円のうち、事務費である委託料や過年度償還金などを差し引いた国庫負担金の対象となる扶助費となっております。ここから返還金等の（イ）の額を差し引いた（ウ）の１８９億２千９３４万５７円が生活保護費の国庫負担基本額となり、その財源となる国庫負担所要額（エ）は１４１億９千７００万５千４３円、本市の一般財源（オ）は４７億３千２３３万５千１４円となっております。

○能登谷委員　生活保護費に係る扶助費について、国が４分の３を国庫負担所要額で負担し、市が残りの４分の１を支出していますが、市の４分の１は基準財政需要額で交付税措置されています。

旭川市の場合、令和６年度決算ではどのようになっているのか、お示しいただきたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹　生活保護費の扶助費における地方負担分につきましては、４分の１と定められており、普通交付税の基準財政需要額に算入されております。

資料にございます令和６年度における基準財政需要額への算入額（カ）は４９億８千８８万９千円となっており、一般財源（オ）の４７億３千２３３万５千１４円と比較いたしますと、過不足額（カ－オ）にお示ししておりますように、２億４千８５５万３千９８６円、基準財政需要額が上回っております。

○能登谷委員　そうすると、２０２４年度、令和６年度の生活保護に関わる扶助費の基準財政需要額が約４９億８千万円、それで、市の一般財源は約４７億３千万円となっていますので、約２億５千万円が余ったという考え方でよろしいでしょうか。

○今田総合政策部財政課主幹　普通交付税における基準財政需要額につきましては、地方自治体の財政需要を合理的に測定するために、国の一定のルールに従って算定されるものであり、予算額や決算額とは必ずしも一致しないものであります。

令和６年度におきましては、生活保護費の扶助費に関わる基準財政需要額が決算における一般財源を約２億５千万円上回っております。

地方交付税は、その使途が地方自治体の自主的な判断に任されている一般財源であり、基準財政需要額が決算額を超過した部分につきましては、地方交付税と市税等を合わせた一般財源として本市の様々な事業の財源となっているところでございます。

○能登谷委員　そうなんですが、ただ、国から来ている基準財政需要額、実際に市が使ったもの、その差が２億５千万円ぐらいあるということなので、ほかに流用しているということだと思うんですが、確かに、交付税には色はついていないから、この部分が何ぼでここに使えるというふうにはなっていないですけども、そうは言っても計算上はそういうことが言えるということなので、十分財源が来ているということだと思うんですね。

この１０年の合計で見たときはどうなっているのかもお示しいただきたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹　平成２７年度から令和６年度までの直近１０年では、資料にござい

ますように、生活保護費の扶助費に関わる基準財政需要額が決算における一般財源を上回る状況が続いており、その合計額は約４７億４千万円となっております。

○能登谷委員　これ、ずっと、僕、言い続けているんですけど、多いときは過不足額が５億円とか６億円とかいうときもありましたので、そういう意味で、確かに、保護人員が変わって、今だんだん減っていっているということで、過不足額がずーっと縮まってきているんだけど、皆さん方の説明では、２年、３年遅れて大体調整されていくから、いずれとんとんになるというような話だったんです、ずっと。しかし、ずーっとやっぱり多いんだよね。多いというか、来ている分を使い切らずに済んで、だから、簡単に言えば余しているということで、潤沢に財源があるんだなということが分かりました。１０年で見ても４７億円も多い、余っているということですね。

それで、続いて、生活保護費に関わる人件費の部分についても伺います。

今、扶助費のことは聞いたんですが、人件費は、これは国から措置されているのかなと思うんですけども、その辺について説明願います。

○今田総合政策部財政課主幹　生活保護に関する事務に伴う人件費につきましては、職員給与費等が普通交付税の基準財政需要額に算入されております。

○能登谷委員　なので、人件費についてもおおよそ措置されていると考えていいでしょうか。

○小澤総合政策部次長　生活保護に関わる事務に伴う人件費につきましては、基準財政需要額の中の生活保護費の区分において社会福祉事務所費として算入されており、ケースワーカー関係の職員給与費等に当たる基準財政需要額を抜き出してお示しすることは不可能でございますが、おおむね措置されているものと捉えております。

○能登谷委員　おおむね出ているってことですね。それで、何でこれをしつこくずっとやっているかというと、かつて、「旭川市の決算はどうだったの？」ってやつで、その決算のところで、生活保護などの扶助費の増額によって旭川市の財政、厳しくなっているって書かれたんですよ。それで、そんなことありませんよね、人件費も出ているし、むしろ余していますよね、公費でもらっている分はということの中で、毎年、確認しているんですね。

だから、生活保護世帯の増減によって市の財政が圧迫されているというようなことはない、制度上も、実際の旭川市の財政で見ても、ないということだと思うんですが、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○小澤総合政策部次長　生活保護費の扶助費につきましては、資料にお示ししておりますように、普通交付税の算定上、基準財政需要額が支出額の一般財源を上回っておりますが、近年、その超過額は減少傾向であるため、引き続き、それらの数値の推移を注視していく必要があるというふうに考えております。

○能登谷委員　注視はしていきますが、いずれにしても、今、困っている状況ではないというふうに思うんですね。

それで、そこについても終わりますので、財政についてはここまでで、続いて、総務部のほうに行きますが、生活保護ケースワーカーの人員配置についても伺いたいと思います。

まず、令和６年度の決算状況について伺いたいと思います。

○橋本総務部人事課主幹　令和６年度のケースワーカーの配置人数につきましては１１４人であり、社会福祉法の規定による標準数１１９人に対しまして、ケースワーカー数だけで見ますと５人の不

足となっております。

○能登谷委員　今回、５人の不足で、大分、保護人員が減っているから近づいてきているんですが、それでもまだ５人不足している、ひどいときは２０人ぐらい不足しているときもあったということだと思うんですね。普通交付税で人件費もおよそ措置されていると。

これまでも指摘を続けてきたんですが、現状をどのように認識されているのか、聞きたいと思います。

○八木総務部次長　適正な生活保護行政の推進のため、標準配置数の確保が望ましいという認識の下、保護世帯数が増加傾向となった平成１０年度以降、年度ごとに差はあるものの、ケースワーカーの増員を進めてまいりましたが、委員からの再三の御指摘等にもかかわらず、これまで標準配置数までには至らず、平成３０年度からはケースワーカーの増員も行えていない状況でございます。

この間、生活保護の被保護世帯数は、平成２６年度に１万世帯を超えた後、平成２９年度からは減少に転じ、令和６年度は９千５７４世帯となっております。社会福祉法では、相談・申請業務に関わる面接相談員も現業員に含まれますことから、社会福祉法に規定する現業員の標準数を充足しているところではございますけれども、ケースワーカー数の確保ということからしますと、不足の状況が続いているというふうに認識をしております。

○能登谷委員　苦しいですよね。社会福祉法に基づいて、面接相談員を入れれば合うという話をしているんですけれども、被保護世帯が減少していることでだんだん近づいているので、多分、我慢強く待っているのかなあということでもないとは思うんですけども、結果として、現業員の標準数は充足したと言うことができるんだろうか、現場の実情はどうなのかなあと、実態を伺いたいと思います。

○橋本総務部人事課主幹　生活保護行政を担うケースワーカーの業務状況としましては、ほとんどのケースワーカーが１人当たりで担当する標準の世帯数８０世帯を超えている状況にあることを確認しております。

○能登谷委員　結局、旭川市の場合は８０人ですよね、標準世帯はね、１人のケースワーカーが持てる数、それを大分超えているんじゃないか、人によっては１００人も超えているということもあるんじゃないかなというふうに思うもんですから、それらについては、監査での指摘も受けているのではないかなと思うんですが、その内容についてもお示しください。

○橋本総務部人事課主幹　これまで、北海道が毎年実施する生活保護法施行事務監査におきまして、生活保護制度の適正運営の観点から、現業員の所要人員の充足等に努めるよう継続して指摘されてきたことを確認しております。

令和６年度の施行事務監査では、現業員数の指摘は受けていないものの、担当する世帯数が１００世帯を超えるケースワーカーもいる中で、業務量が課題となっている状況に加え、査察指導員１名の不足を指摘されていることを確認しております。

○能登谷委員　監査でも、不足しているということが指摘されているんですよね。

これは、結局、法定受託事務なので、国がやっている標準どおりにやるしかない事務ですよね。市が、裁量で、いや、このぐらいでいいんだわとか、いうものではないですよね、しかも、お金も余っているという中で。なので、ちょっとそれはゆゆしき事態ではないかなあと思うんですね、毎年のように監査で指摘されているっていうのはね。

令和６年度に向けた現場からの増員要求はなかったのかどうか、あったのであれば何人だったのか、それに応えない理由は何なのかをお示しいただきたいと思います。

○八木総務部次長　令和５年度に実施をしました職員配置、組織体制に関する各部とのヒアリングでは、福祉保険部からは、査察指導員１名、また、ケースワーカー２名の増員の要望があったところでございます。

昨年度の職員配置におきましては、想定よりも多数となった新規採用候補者の辞退でありますとか、退職者数、また、組織体制を含めた他の要素等を踏まえて、全庁的な配置調整を行った結果、査察指導員及びケースワーカーの増員には至らなかったというところでございます。

○能登谷委員　なかなか、ずっと満たさないで来ているということで、先ほども言いましたけど、法定受託事務なので、国がこの水準を定めている、こういう事務はこういうふうにしなさいよと、それを満たさないということですね。その水準というのは、ケースワークの質を担保するものだと思うんですよね。１人で２００人も担当したら、これは、質が下がりますわな、どう見ても、それ、極端な話だけど。８０人のほうがいいわけで、１００人より８０人のほうがいいと。

だから、ケースワーク自体の質も担保するという上で大事な標準だと思うんですけども、皆さん方のほうでは、１人当たりの担当する世帯数を標準にしなければならない、または近づけるということで、そのケースワークの質がどのような効果をもたらすと考えられているのか、お示しいただきたいと思います。

○八木総務部次長　ケースワーカー１人当たりの担当が標準世帯数に近づくことは、委員の御指摘のとおり、被保護世帯に対する支援の質の向上につながるものと認識をしております。

ケースワーカーは、被保護世帯の抱えている様々な課題に対応しており、担当世帯数が減少することで、家庭訪問でありますとか様々な相談業務等に充てられる時間が増え、結果的に生活保護受給世帯に対するより丁寧な支援につながるものと考えております。

○能登谷委員　このケースワーカーの仕事っていうのは、大変ストレスのかかる仕事でもあると思うんですね。加えて、業務量が過大となっている状況というのは問題でないかなというふうに思うんですね。

自立支援などは実に息の長い粘り強い支援が必要で、あんた、あしたから働きなさいっていう、そういうことにはならないわけで、いろいろ支援をずっとしながら、本人が前に向いて歩き出すということを支援しなきゃならないものですよね。これ、やっぱり、標準数、しっかり配置して、生活実態に寄り添った丁寧な支援をするということができるような体制整備、私は必要ではないかなと思うんですが、今後の人事配置についての見解を伺いたいと思います。

○八木総務部次長　先ほども御答弁させていただきましたけれども、福祉保険部からは、毎年度、ケースワーカーの増員要望を受けている中で、標準の世帯数を担当できるだけの十分な職員数に至っていない、こういった職員配置となっていることにつきましては、生活保護世帯はもとより、生活保護行政の現場を担う福祉保険部に、大変、私どもは苦労をかけているという思いを深く有しているところでございます。また、経済的に困窮した状況にある世帯では、解決の糸口が容易に見いだせないような課題を抱えた方も多く、そうした方と直接向き合うケースワーカーの仕事は、ストレスが小さくないことも十分認識しているところでございます。

私も、二十数年前、新規採用職員の際には、ケースワーカー、保護課に最初に配属されておりま

す。現在に至る職員体制の中でも、新規採用職員をケースワーカーとして配置することも多く、人事課としましても、採用の１年目、２年目の職員との面談機会でありますとか、あと、不定期ではありますけれども、必要に応じて所属長から話を聞くなど、生活保護を担っている職場の状況把握に努めてきているところでございます。

引き続き、生活保護行政が適切に推進できるよう、現場の実情を把握しながら、人事配置上の配慮を行ってまいりたいと考えております。

○能登谷委員　ケースワーカーの経験もあり、気持ちも分かる人が、幸い、担当されていますので、ぜひ前に進めていってほしいなと思います。

これまでも、ケースワーカーの不足によって、生活保護の扶助費で浮いた財源を他の事業に回すのはおかしいんでないかということも指摘してきました。昨年度の監査においても、担当世帯数を８０世帯以下にすることなど、実施体制を確保するように指摘されている状況だということも分かりました。

生活保護行政の推進は、市民生活だけでなく、地元経済にも影響を与えていますので、そういうものだということで、ぜひ、適切な実施体制の整備、これを急いでいただきたいなということを、最後に見解を聞かせてもらいながら、終わりたいと思います。

○和田総務部長　ケースワーカーの業務は、法令に従った生活保護の適正実施の観点だけではなく、様々な境遇にある市民への臨機応変な対応、同じ仕事を務める仲間とのチームワークなど、市職員として備えるべき基本を学び、他の職場でも生かすことができる仕事でございまして、こうした点からも、しっかりと業務に従事できる職員数を確保、配置することが望ましいものと認識しております。

保護世帯の自立支援の充実につながる体制整備には、これまでも課題認識を有し、平成２７年度からは社会福祉枠での事務職員の採用を実施しているところでございまして、これまでの社会福祉枠での採用者は今年度当初で３０人となり、このうち、現在は６人をケースワーカーとして配置し、専門知識、資格を生かしながら、周囲にもよい影響を与えつつ、従事いただいているものと考えております。

現在の担当世帯数について、社会福祉法が定める基準を満たしていないことをしっかりと意識しながら、全庁的な視点から調整を図るとともに、適材適所の職員配置及び適切な実施体制の整備に努めてまいります。

○高橋ひでとし委員長　暫時休憩いたします。

休憩　午後３時０１分

再開　午後３時３５分

○高橋ひでとし委員長　再開いたします。

御質疑願います。

○安田委員　淡々と質疑させていただきたいと思います。

令和６年度における職員費の決算額についてお答えください。

そのうち、退職者手当について、退職者数と併せてお示しください。

○坂谷内総務部職員厚生課長　令和６年度における１３款１項１目職員給与費のうち、常勤職員に

支払う給与であります給料及び諸手当の決算額につきましては１５２億６千９５２万９千４６円となっております。そのうち、退職手当の額は１１億６千５８９万８千１８４円、職員給与費において支給を行った退職者の数は７８人となっております。

○安田委員　今お聞きして、退職者の数は７８人ということでありました。

退職者数について、過去５年間の推移と、退職者のうち、中途退職者の人数についてお示しください。

○橋本総務部人事課主幹　過去５年間の退職者数及びそのうち６０歳未満で退職をした者を中途退職者といたしますと、市立旭川病院及び消防本部の職員を除きまして、令和２年度の退職者数は３５人、うち中途退職が２１人、令和３年度の退職者数は３９人、うち中途退職が２７人、令和４年度の退職者数は４８人、うち中途退職が２７人、令和５年度の退職者数は５４人、うち中途退職が４１人、令和６年度の退職者数は８０人、うち中途退職が５３人となっております。

○安田委員　今お聞きすると、令和５年度の退職者は５４人のうち、中途退職者が４１人、令和６年度の退職者数は８０人のうち、中途退職者が５３人、夢と希望を持って旭川市の職員となりましたけれども、何があってこうやって中途退職してしまうのでしょうね。

近年、公務員の中途退職者が増えていると聞いております。そもそも、学生や社会人全般が公務員試験を受けなくなったということを、公務員離れの記事を目にすることが多くなりました。せっかく内定をしても、辞退をする方が３割を超える自治体もあるとも聞いております。

令和６年度の中途退職者の年齢構成について教えていただきたいと思います。

また、中途退職した理由についても、もし把握しているようであれば教えていただければと思います。

○橋本総務部人事課主幹　令和６年度の中途退職者５３人の年齢構成につきましては、５０代が最も多く２１人、４０代が７人、３０代が１０人、２０代が１３人、１０代が２人となっております。

中途退職の理由といたしましては、全ての方の理由は把握しておりませんが、民間企業や他の自治体等への公務員としての転職、市外等への転居のほか、病気療養による退職など生活や健康等の様々な都合から、それぞれの事情に応じて退職を選択されたものと認識しております。

○安田委員　厚生労働省の調べでは、家族の転勤や介護、出産、育児などの理由を除くと、大きく分けて３つあり、１つ目が自分に合った仕事をしたいといった要因、それから、２つ目は、人間関係を含む職場環境に関する要因、３つ目は、給与や労働時間、休日、休暇といった労働条件に関する要因の３つが挙げられておりました。

病気を理由とした中途退職者もいるとのことでありますけれども、過去５年間における長期病休者の人数はどのように推移されているのか、お答え願います。

○坂谷内総務部職員厚生課長　過去５年間における１か月以上の病気休暇、または病気休職をした職員数につきましては、令和２年度９０人、令和３年度８６人、令和４年度９８人、令和５年度１１５人、令和６年度１１３人と推移しております。また、このうち、メンタルヘルス系の疾患による職員数とその割合につきましては、令和２年度５８人で６４．４％、令和３年度５７人で６６．３％、令和４年度６３人で６４．３％、令和５年度８２人で７１．３％、令和６年度８０人で７０．８％と推移しており、増加傾向にございます。

○安田委員　実は、この質問って、４年ぐらい置きに質問をさせていただいておりまして、いろい

ろと推移の状況を聞くと、どんどん増えている状況にあるのかなと思っております。令和５年度で１１５人、令和６年度で１１３人、そのうち、メンタルヘルス系の疾患による職員数と割合が令和５年度で８２人で７１．３％、令和６年度で８０人で７０．８％というのは、大変多いのではないのかなと感じているところであります。

そのように、メンタルヘルス系疾患を抱える職員が多い中、旭川市として、職員のメンタルヘルス対策としてどのような取組を行ってきているのか、お答え願います。

○山田総務部職員厚生課職員健康担当課長　メンタルヘルス対策としましては、平成２７年に国が定めました労働者の心の健康の保持増進のための指針に基づきまして、メンタル不調を未然に防止するための１次予防、早期に発見し、適切な措置を行う２次予防、残念ながらメンタル不調となってしまった職員が円滑に職場復帰できるよう支援を行う３次予防という３つの段階に区分し、各所属長と連携を図りながら対策を実施しております。

具体的には、１次予防として、各職員が自ら心の健康の保持増進のために行うセルフケア、２次予防として、所属長が部下の心の健康の保持増進のために、職場環境の改善や相談対応を行うラインケアがありますが、これらについて、職員向けの掲示板や職員研修、各種相談の機会を通じて情報提供をしております。また、３次予防としまして、メンタル不調は再発しやすく、再発するたびに状態が悪くなっていくという特性を踏まえまして、復職に向けた職員の体調準備として、決まった時間に起床する、食事を取る、外出するなど、規則正しい生活が送れるようにサポートしたり、個々の不調に至る仕事上の原因について、職員健康管理室が本人、所属長と一緒に改善策を検討することで、再度、病気休職や病気休暇に入らぬよう予防に努めております。

○安田委員　このような状況は、もう旭川だけの話ではなくて、全国的な問題で、総務省自治行政局公務員部というところが、地方公共団体におけるメンタルヘルス対策の更なる推進に向けた取組についてという文書を今年の３月２１日に各都道府県総務部に通知しております。

ネットでもあったので調べてみると、メンタルヘルス不調を防止するための対策には、職員アンケートの実施だとか、産業医、専門医に相談しやすい環境の整備、業務負担の見直しの実施、ストレスチェックの実施と書いてありました。いろんなことが書いてあるので、また、旭川市もいろんなことをされているとは思いますけれども、いろんな試みを持ってやっていただければと思っております。

メンタルヘルス不全に陥る原因としては、職員間のハラスメントも起因しているのではないかという話も聞きますけれども、そのようなハラスメントについて、市は認識しているのですか、ハラスメントを理由として休んでいる職員もいるのか、お答え願います。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長　ハラスメントが直接的な原因となって精神疾患にかかったり休んでいる職員がいるということは、把握していないところであります。

しかしながら、ハラスメントを受けた場合には、心身に支障を来し、場合によっては業務を行うことが困難となり得るものと認識しておりますことから、研修等を通じてハラスメントの防止に取り組むとともに、困ったときには独りで悩んだり我慢したりせずに相談するよう周知を図っているところでございます。

○安田委員　ハードクレームに対応することで、職員が心身に不調を来すのではないかという懸念もされております。

昨年の第４回定例会の一般質問において、カスタマーハラスメントについて質問をさせていただきました。昨年１１月から、録音告知機能つき通話録音機器を試行的に導入したとのことでありましたが、その運用状況はどのようなことだったのか、お答えください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長　録音告知機能つき通話録音機器は、昨年の第３回定例会で補正予算の議決後、購入手続を経て、１１月８日にホームページや報道依頼による周知を行った上で１１月１１日に試行的な運用を開始しました。

導入した５０台のうち、半数は除排雪の問合せに対応する土木事業所や雪対策課に令和７年３月末まで配置し、残る半数につきましては、おおむね３週間程度を単位として、秘書課、広報広聴課、納税推進課、保護課など、希望する部局４２課において使用したところでございます。

試行運用としての配置は令和７年６月２７日をもって終了し、アンケート等による効果検証を行ったところであり、また、機器はその後も希望課へ貸出しを行っているところでございます。

○安田委員　昨年の答弁では、録音告知機能つき通話録音機器の導入の効果については、今後、試行運用を行った課に対して確認を行いながら、来年の夏をめどに整理していく予定がありますとの答弁がありました。

その試行運用における機器の効果はどのようなものだったのか、お答えください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長　令和６年１１月１１日から令和７年６月２７日までの期間、土木事業所や雪対策課を含め、４４課において試行運用を行い、それらの課で使用した職員を対象にアンケートを行いましたところ、回答者数３０１人のうち、カスタマーハラスメントの頻度が減ったとの回答は１２９件、４２．８％、効果があったとの回答は１５５件、５１．４％、対応時の気持ちとして安心感があったとの回答は１４９件、４９．５％、今後も使用したいとの回答は２４９件、８２．７％であり、効果があったものと考えております。

さらに、以前の調査で、月１０件以上のカスタマーハラスメントを受けていると回答があった課においては、今回のアンケートにおいて、６４．１％がカスハラの頻度が減少した、６７．３％が効果があった、６８．３％が安心感があったと回答しており、カスタマーハラスメントに一定の対応をしている課のほうが効果が高く、また、約５か月間と長期間の試行運用を行った土木事業所からは、上司を出せという電話が減ったり、録音する旨のアナウンス中に電話が切られることがあったということのほか、常連のクレーマーからの電話がなくなった、または、相手方の物腰が柔らかくなった、アナウンス中に相手の感情がクールダウンしていると感じたなどの声も聞いており、効果は大きいものと考えております。

○安田委員　今お聞きすると、アンケートにおいて、６４．１％の方々がカスハラの頻度が減少した、６７．３％が効果があった、６８．３％の人が安心したという回答をしており、カスハラに一定の対応をしている課のほうが効果が高かったということなので、ぜひ、今後もこの機器の利用をしていただきたいと思っております。

機器導入の今後の方向性についてどのようにお考えなのか、お答えください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長　試行運用によりまして、機器の導入が、カスタマーハラスメント対策として、職員の対応時の安心感など、精神的な負担の軽減に効果があったものと考えておりまして、また、試行運用後に庁内に配置の意向調査を行ったところ、３７課において、２１６台の配置の希望があったところでございます。

対応する職員の精神的ストレスや長時間の対応による通常業務への影響などを考慮しますと、早期に配置したいと考えております一方、希望どおりに配置するには、昨年度購入した５０台を除いても約７００万円の費用を要するところでありまして、導入につきまして今後検討してまいります。

○安田委員　職員をカスハラから守るためにも、この録音告知機能つき通話機器の導入を増やしていただきたいなと思っております。

それで、ここには教育委員会はいないんですけれども、実は、学校や教育委員会に対して、自己中心的で理不尽な要求や苦情を繰り返す保護者のモンスターペアレンツというのもいるっていうのが、前に教育委員会に対して質問したときに分かったんで、ぜひ、副市長、教育委員会と今度話をして、まあ、教育委員会にも来るのかな、そういうところにもこの機器を増やしていっていただければ、少しは安心できる会話ができるのかなと思いますので、よろしくお願いします。

市として、現在取り組んでいるメンタルヘルス対策等を踏まえて、長期病休者や中途退職者の人数は今後どのように推移していくと見込んでいるのか、お答えください。

○八木総務部次長　精神的な不調による本市職員の長期休暇・休職者の割合は、５年前の令和２年度と令和６年度を比較しますと、先ほど御答弁申し上げましたけれども、５８人から８０人と２２人増加をしており、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、こちらのほうが行っている地方公務員の健康実態に係る全国調査におきましても、長期病休者の割合というのは令和５年度までの１０年間で約１．９倍に増加をしているところでございます。

本市におきましても、職員に対するメンタルヘルスの情報提供でありますとか、研修、また健康相談等による不調者の早期確認と必要な支援、こういったことを実施して、要望等、あとまた、ケアに努めてきているところでございますけれども、やはり、全国的な傾向と同様、今後も、一定数は、やはり、長期休暇、長期休職、こういったことの状況というのは生じるところではないのかなというふうに考えているところでございます。

また、中途退職につきましても、令和５年度以降、増加傾向にございます。時差出勤等の新しい働き方の試行でありますとか時間外削減など、ワーク・ライフ・バランスを意識した取組等を行ってきておりますけれども、こちらも、今後におきましても、やはり、人口減少でありますとか社会情勢、こういったものに伴い、よりよい就労条件、また処遇を求める転職、またなりわいを起こす起業、また、経験豊かな職員におきましても、セカンドキャリアでありますとか、あと、年齢や体調、また、介護でありますとか、そういった生活状況に合わせた働き方への転換、こういったことなどもございますので、中途退職、また人材の流動ということも一定の割合としては避けられないものと考えておりまして、今後、市の職員としての意欲の向上でありますとか、やりがいの創出、また職員の満足度の向上、こういったこと、また、生活状況に応じた働き方、こういったことについての充実の必要性、私どもはそういったことを取り組んでいかなければならないというふうに考えているところでございます。

○安田委員　最後になりますけれども、病気などで長期間休む職員や退職者が増加する中で、今後、職員の人員確保、先ほど言ったみたいに公務員離れというものが増えていますし、そういう確保のことだとか、健康管理、職場環境の整備など、職員体制全般についての市の考えをお聞かせ願います。

○和田総務部長　職員体制の確保に関わりまして、本市の認識についてでございます。

病気等による長期間の休職、あるいは中途退職に至る理由といたしましては、近年、行政が担う業務が複雑多様化する中で、職場や職員個人の負担の増大、あるいは業務に対する意欲の低下、給料等の処遇不満など、様々な要因があるものと考えてございます。

こうした中、本市といたしましては、これからの行政を支える大変貴重な人材である職員一人一人へのきめ細やかな健康管理でありますとか、また、資質や能力、意欲を高めて十分に力を発揮していただくことが必要であるという認識に立ちまして、職場環境の整備、あるいは休暇等の制度拡充、人事異動等における職員の意向の反映等に努めてまいりました。

また、人口減少下における受験者数の減少など、公務を維持する上で職員確保は喫緊の課題でありますことから、今年度から職員に対する資格取得の助成制度や、時差出勤、フレックスタイム制等の多様な働き方の取組も試行実施するなど、既存の職員だけに限らず、公務員を目指す学生や社会人の方に対しましても、自身の生活状況に応じた働きやすい環境を整備し、旭川市役所で働く魅力を感じてもらえるような様々な取組を進めてきております。

引き続き、性別や年齢を問わず、幅広く職員からも意見を聞きまして、職員の生活や体調など様々な状況にあっても安心して継続して働けるよう、職場環境や制度の拡充にしっかりと取り組みまして、持続可能な職員体制の維持、構築に努めてまいります。

○安田委員　いろんな方々がいらっしゃると思うんで、やっぱり、細かく少しアンケート調査なんかを取って、どういうものを必要としているのかとか、どういうところを変えてほしいのかということをしっかりと細かく聞いて、変えられるところは変えて、職員の皆さんを守っていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

前半は、これで終わりとさせていただきます。

○高橋ひでとし委員長　理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩　午後３時５７分

再開　午後３時５８分

○高橋ひでとし委員長　再開いたします。

御質疑願います。

○石川まさゆき委員　今、安田委員がカスハラの質問をされていらっしゃいましたけれども、私も、ちょっと、カスハラ対策、今日させていただきたいと思っていまして、ちょっと重なる部分があるんですが、進行上、必要な部分でありますので、簡単にで構いませんので、お答えしていただければというふうに思っています。

では、２款１項２目の人事管理費７７７万５千９２８円、この中で、カスハラ防止策のために録音告知機能つき通話録音機器を導入したと思いますけれども、その内容についてお示しください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長　録音告知機能つき通話録音機器は、昨年の第３回定例会で補正予算の議決をいただきまして、カスタマーハラスメント対策を目的に試行的に導入したものでございます。

録音告知機能つき通話録音機器２万５千８５０円及び録音を行うＳＤカード１千７６０円を５０セット購入しまして、備品購入費として１２９万２千５００円、消耗印刷費８万８千円、合わせて１３８万５００円の決算額となっております。

○石川まさゆき委員　すみません、総務部さんに聞くって言わないで質問に入ってしまいまして、申し訳ありません。お願いします。

その導入した機器はどのようなものなのか、お示しください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長　導入しました録音告知機能つき通話録音機器は、既存の電話機に個別に接続しまして、市民等との通話時に手動で事前に録音することを告知するものでございまして、この電話はサービス向上のため録音させていただきますと告知した上で通話を録音するものでございます。

○石川まさゆき委員　カスハラとクレームですね。これ、一刀両断できるような明確な判断基準は難しいというふうに思うんですが、やはり違いはあるかなというふうに思っています。

クレームは、一般企業の場合は、顧客が消費者として商品、サービスに対する不満や改善点を指摘することが根幹にあって、企業側にとってはサービスの改善に生かせるフィードバックと好意的に取る場合が考えられます。昔は、お客様は神の声というような感じで日本企業らしい捉え方があったと思うんですけれども、今はまたちょっと違うのかなと。カスハラという言葉が出てきて、またちょっと変わってきたかなと思います。

繰り返しになりますけれども、カスハラとクレームはやっぱり違いがあります。カスハラに該当する行為とはどのようなものなのか、市の認識についてお示しください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長　本年４月から施行されております北海道カスタマーハラスメント防止条例では、カスタマーハラスメントとは、従業者等に対する顧客等からの要求、言動等のうち、その態様や程度が、社会通念上、不相当なものであって、当該要求、言動等により従業者等の就業環境が害される行為を言うこととされております。

また、北海道カスタマーハラスメント防止条例の指針では、カスタマーハラスメントの代表的な例として、身体的な攻撃、威圧的な言動、執拗な言動など、要求の妥当性にかかわらず、態様や程度が、社会通念上、不相当な言動、過度な金銭補償や謝罪の要求など、要求の妥当性に照らして態様や程度が、社会通念上、不相当な言動等、提供するサービスに不備、不具合が認められない、要求が提供するサービスに関係がないなど、要求が妥当性を欠く場合といったものが挙げられておりまして、そうした行為がカスタマーハラスメントに該当するものと認識しております。

○石川まさゆき委員　続きまして、市側への影響はどのようなものであったかについて、順次、確認していきたいと思いますけれども、令和６年度において、電話でカスハラを受けている、もしくは受けやすいのはどのような部署で、その考えられる理由についてもお聞かせいただきたいと思います。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長　昨年行いました調査におきましては、電話でカスハラ等を受けたことがあるかとの設問に対する回答では、保護課、市営住宅課、クリーンセンターなど、市民への対応が多い課で件数も多くなっていたところでございます。

その直接的な理由は捉えておりませんが、人事課に寄せられる相談や報告などからは、制度に対する不満をきっかけとして感情的になったことや、直接、業務に関わりのないものを含めて、不満のはけ口としていることなどが理由と考えられるところでございます。

○石川まさゆき委員　今、保護課と市営住宅課、そしてクリーンセンター、３つの課の具体名が示されました。市民への対応が必然的に多い課ですので、そういった件数がやっぱり多くなるのかな

あというふうには思います。さらに、当該部署の職員への負担もやっぱり多いというような部署ということも同時に言えるのかなというふうに思いますので、職員同士の情報共有や意思統一など、組織体制の充実が求められるというふうに思います。

続きまして、当該機器を令和６年度はどのような課に配置したのか、お聞かせください。

また、試行運用であったかということですが、その状況についてもお示しください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長　録音告知機能つき通話録音機器は、昨年の第３回定例会で補正予算の議決後、購入手続を経て、１１月８日にホームページや報道依頼による周知を行った上で１１月１１日に試行的運用を開始しました。

導入した５０台のうち半数は、除排雪の問合せに対応する土木事業所や雪対策課に令和７年３月末まで配置し、残る半数は、おおむね３週間程度を単位として、秘書課、広報広聴課、納税推進課、保護課、そして、先ほど申し上げたようなクリーンセンターですとか市営住宅課とか、希望する部局４２課において使用したところでございます。

試行運用としての配置は、令和７年６月２７日をもって終了し、アンケート等による効果検証を行ったところでありまして、また、機器は、その後も希望課への貸出しを行っているところでございます。

○石川まさゆき委員　導入した５０台のそのうちの半数は、除排雪の問合せに対応する土木事業所や雪対策課に３月末まで配置したということです。

今年の、帯広で、２月４日になりますけれども、２４時間で１２４センチの観測史上最大の降雪があったということは誰もが記憶しているところでもありますけれども、このような状況になると、やはり、電話対応が集中して、職員の方が本来業務に支障を来すような懸念もありますので、こういった録音機器の導入というのはやっぱり有効なんじゃないかなというふうに考えます。

続きまして、試行運用後、職員へのアンケートを実施したというふうに聞いておりますけれども、アンケート結果を基に、当該機器の効果について市はどのような見解を持っているのか、お聞かせください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長　令和６年１１月１１日から令和７年６月２７日までの期間、土木事業所や雪対策課を含め、４４課において試行運用を行い、それらの課で使用した職員を対象にアンケートを行いましたところ、回答数３０１人のうち、効果があったとの回答は１５５件、５１．４％、今後も使用したいとの回答は２４９件、８２．７％であり、効果があったものと考えております。

さらに、以前の調査で月１０件以上のカスハラを受けていると回答があった課においては、今回のアンケートにおいて、６７．３％が効果があったということで、カスハラに一定の対応をしている課のほうが効果が高く、また、５か月間と長期間の試行運用を行った土木事業所からは、上司を出せという電話が減ったり、常連のクレーマーからの電話がなくなったなどの声も聞いておりまして、効果は大きいものと考えてございます。

○石川まさゆき委員　答弁をお聞きしまして、やはり効果があったということを改めて理解することができました。カスハラの頻度が減少し、安心感があったと答え、カスハラに一定の対応をしている課で効果が高かったという点と、当該機器を今後も使用したいと回答したのが８２．７％という数字は、やっぱり、市は重く受け止めていただいたほうがいいかなというふうに思います。

続きまして、そもそも気になるのが、当該機器以外の市のカスハラ対策はどのようになっているのか、お聞かせください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長　本市では、平成１９年１２月に旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例を制定し、不当要求を拒絶する姿勢を明らかにするとともに、カスハラ等のハードクレームにつきましては、平成２９年１１月に旭川市職員のための暴力、乱暴な言動等の不当要求行為（ハードクレーム）対応マニュアルを作成し、具体的な対応方法を示しております。

また、不当要求などの対応を補助するコンプライアンスマネジャーとして会計年度任用職員４名を任用し、そのうち１名は、弁護士でハードクレームに係る法的な相談に対応しているほか、３名の警察ＯＢは、生活支援課などに配置し、窓口対応への同席、警察との連携や通報のタイミングの助言をするなど、カスタマーハラスメント等に対応する職員を支援する体制を構築しているところでございます。

○石川まさゆき委員　カスハラなどのハードなクレームに対して対応マニュアルを作成し、具体的な対応方法を示しているという点と、コンプライアンスマネジャーとして弁護士１名、警察ＯＢ３名を生活支援課などに配置して対応しているという実態があるということです。

窓口の対応におきまして警察ＯＢ３名の同席が可能ということですけれども、市役所全体だったり、また市有施設まで広げて考えたときには、全て賄うということはできないということだと思います。

カスハラについては、電話における対応だけではなくて、窓口における対策も重要であると考えます。どのような対策をしているのか、お聞かせください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長　カスタマーハラスメントの防止におきましては、市民にも理解していただく必要があり、啓発が重要と考えております。

北海道のカスタマーハラスメント防止条例が本年４月に施行され、北海道が７月にカスハラ防止に向けた周知啓発のためのポスター等を作成しましたことから、このポスターを庁舎内に掲示するとともに、窓口においては、カウンターのパーティションに掲示したり、デスクマットに挟み込む卓上ポップを配置するなど、それぞれの方法で大声や暴言、過剰な要求がカスタマーハラスメントに該当する可能性があることを周知しているところでございます。

○石川まさゆき委員　先日の一般質問では、神居大橋など市内の３か所への防犯カメラの設置が議題として上がりましたが、そもそも市役所内の窓口における対策としまして防犯カメラも重要だと思いますが、その設置はどのようになっているのでしょうか。既に設置されている場合は、音声が録音できるものなのでしょうか。録音機能があるものであればより効果的であると考えますが、市の見解をお聞かせください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長　防犯カメラにつきましては、庁舎管理規則に定める禁止行為の監視や、犯罪や事故防止を目的として設置しており、特に来庁者が多い総合庁舎の１階から３階までにつきましては、窓口にも防犯カメラを設置し、その旨を掲示していることから、カスタマーハラスメント対策にも寄与しているものと考えております。

防犯カメラが映像の録画とともに録音することができれば、カスハラ対策における効果はさらに高いものとなると考えておりますが、現在設置している防犯カメラは録音には対応していないとこ

ろでありまして、新庁舎の設置に合わせて導入したものであることから、当分の間は、現在設置しているものを使用することになるものと考えております。

○石川まさゆき委員　特に来庁者が多い１階から３階までの窓口には防犯カメラを設置しているということが分かりましたが、録音機能がついていないというのは非常に残念であると感じます。

ただし、少なくとも、窓口でやっぱりそういった会話の証拠を残すということも必要だと思いますので、会話のみでも録音できる機器の導入も効果があるのではないかなと思いますので、御検討いただければというふうに思います。

次に、カスハラが職員に与える影響は大きいものと考えますが、カスハラが原因で休職となった職員はこれまでいるのでしょうか。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長　病気休職者につきましては、疾病は把握しているものの、その要因の把握は困難でありまして、カスタマーハラスメントが原因となった休職者数も把握できていないところでございます。

一方で、昨年実施した職員意識調査におきましては、カスタマーハラスメントと思われる行為を受けたことによる生活上の変化についての設問に対し、出勤が憂鬱になったという回答が正職員で４３．６％、会計年度任用職員で５７．９％、心身に不調を来したという回答が正職員で２０．１％、会計年度任用職員で２３．７％あり、カスタマーハラスメントが職員に与える精神的な負担の大きさについては認識しているところでございます。

○石川まさゆき委員　出勤が憂鬱になった職員が正職員と会計年度職員合わせて約半数、心身に不調を来したと回答した職員が約２割以上ということなので、やはり、カスハラが日常的で蔓延化している表れであり、市役所内のさらなるカスハラ対策がやはり急がれるという数値であると私は評価します。

続きまして、保護課や生活支援課など、担当といいますか、特定の職員が市民に対応することが多いと思います。経過や背景などを理解して対応しやすいというメリットがある一方で、カスハラを職員１人が集中的に受けるリスクもあるかと思います。

カスハラを受けている職員に対する市の組織体制はどのような状況なのか、お示しください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長　先ほど申し上げた旭川市職員のための暴力、乱暴な言動等の不当要求行為（ハードクレーム）対応マニュアルにおきましては、長時間、複数回にわたり対応が求められるなど、業務に支障が生じていると担当者が判断した場合には、所属長と協議することや、暴力、乱暴な言動その他の社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為があった場合には、人事課コンプライアンス担当に情報を提供することを定めるなど、担当者一人ではなく、組織的に対応する体制を整備しております。そのほか、警察ＯＢなどのコンプライアンスマネジャーが窓口対応への同席や、警察との連携、警察への通報のタイミングなどの助言をするなど、カスハラ等に対応する職員を支援する体制を構築しているところでございます。

こうした組織的な対応により、対応する職員を孤立させないようにし、職員の不安を軽減するよう、精神的な面でのサポートについても行っているところでございます。

○石川まさゆき委員　対応マニュアルが適宜適切に生かされていれば、対処も早く、職員の負担も軽減できるものと考えますが、カスハラに対する職員の認識も様々かと思います。

まずは、その報告に対するハードルがあるのではないかなと思います。カスハラの被害者が上司

や人事課に報告を恐れることもあると思います。それは、加害者からの報復や職場での孤立を恐れるためではないかなと思います。市は、カスハラが起こった場合、職員から必ず報告等を共有してもらうことが重要だと思います。場合によっては、セクシュアルな内容で報告がしにくいというようなケースもあると思いますが、問題の報告と情報の共有の促進に努めていただければと思います。

次に、カスハラの延長線上で、職員個人をＳＮＳなどにさらされたことが過去にあったのでしょうか、その認識と、そういった場合の対処方法を市はどのように行うのか、お聞かせください。

○村椿総務部人事課コンプライアンス担当課長　人事課への具体的な報告や相談におきましては、業務に関連するものとして職員個人がＳＮＳなどにさらされたという事例は把握しておりませんが、そのような事態が生じた場合には、掲載された内容により、投稿者に削除を求めたり運営会社に削除を求めるなど、職員を守るための対応が考えられるところでございます。

○石川まさゆき委員　今までは把握していないということですけれども、大なり小なりあるんじゃないかなと思います。いずれにしましても、必要なことは、カスハラを未然に防ぐための技術や抱え込まないための報告体制、組織的な対応をするための職員教育が必要になってきます。クレームとカスハラの違いを理解させる教育や、適切な対応手順の確立とトレーニング、通報システムの整備などが考えられます。

答弁では、ＳＮＳへの市の対応はまだ確立されていないと私は感じましたが、市は、カスハラに対して厳格に対応することで、職員に明確なメッセージを送ることができます。その結果、職員のモチベーションや職場環境が向上して、カスハラによる問題が減少することが期待できますので、早期にあらゆるカスハラに対して対処できるような体制を構築していただければと思います。

当該機器の導入の今後の方向性については、先ほど安田委員から質問されていました。配置の希望が多いんだけれども、やはり、財源的に課題があるということを言われていましたので、ここは飛ばします。

最後の質問になりますけれども、当該の機器の導入以外に、カスハラ対策にどのように取り組んでいくのか、市の認識をお聞かせください。

○和田総務部長　カスタマーハラスメント対策につきましては、先ほども御答弁申し上げましたとおり、対応マニュアルの作成やコンプライアンスマネジャーの配置、ポスター等による周知のほか、職員の研修などを行っているところでございます。

カスタマーハラスメントは、職員の業務に大きな支障を生じさせるほか、職員の健康、また適切な職場環境を守る上でその対策が重要でありますことから、今後につきましても、適切な組織的な対応に向けて、研修などを通じてさらに職員の意識の醸成を図ってまいります。

また、本年６月に、カスタマーハラスメントの防止を事業主の義務とするよう労働施策総合推進法が改正され、１年６月以内に施行されること、国において指針を示すものとされていることを踏まえまして、これらの状況も見定めながら必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

○石川まさゆき委員　今はどこも人手不足で、市役所もやはり同じかなというふうに思っています。カスハラの加害者には厳格に対応するなど、やはり、職員を守る風土が求められるんじゃないかなと思います。特に、理事者の上層部の皆さんにはそういう意識がより必要であると思いますので、必要な対策を講じていただきたいことをお願いしまして、この質問を終えます。

続きまして、消防団活動推進費について質問させていただきたいと思っています。

私も、旭川市の消防団の第１２分団に所属をさせていただいておりまして、時間の許す限り、火災出動指令時の出動だったり、あと、各種防災訓練なんかも参加させていただいています。

昨今の火災状況を見ますと、減少傾向にあるかなと思いますが、先月、９月２２日は、１日３回の出動指令があったところであって、これから暖房機器の使用が増えるので、火災が頻発する冬の備えが必要であると改めて認識させられました。

それでは、消防団活動推進費の事業目的、また、令和６年度の事業概要と決算額についてお示しください。

○沼田消防本部総務課消防団担当課長　消防団活動推進費につきましては、全国的に災害が大規模化、複雑化する中、消防団活動に係る装備品等を計画的に整備し、災害現場で一層の効率的な活動を図ることを事業の目的としております。

事業の概要でございますが、令和６年度は、総務省の消防団設備整備費補助金を活用し、ガンタイプノズルを１５式導入しており、決算額は４１０万８千５００円でございます。

○石川まさゆき委員　令和６年度は、総務省の補助金を活用してガンタイプノズルを購入したということですけれども、これは、どのようなもので、どのような目的があるのか、また、導入の経緯や効果と課題についてもお聞かせください。

○沼田消防本部総務課消防団担当課長　ガンタイプノズルとは管そうに取っ手がついた銃のような形状をし、従来の筒先と比較し、小型で軽量な放水器具であります。

消防団員の減少等により、火災現場に出動できる団員が少なくなっていること及び消防団員の高齢化の対策を行うことを目的とし、身体的負担の軽減を図るため、従来の筒先と比較し、反動力が少なく、少人数でも機動性、安全性、消火効率等に優れたガンタイプノズルの導入に至ったところでございます。このガンタイプノズルの導入により、消火活動時の負担軽減につながること、放水射程が長いことから離れた場所からも放水が可能であり、安全性が高まること、きめの細かい噴霧注水を行えることから消火効率性が向上すること、消防本部の部隊と同圧で放水することができることから消防本部との連携も容易となるなど、このような効果があると考えております。

また、従来のノズルとは取扱いが大きく異なることから、火災現場で自在に操ることができるよう、操作技術を習得することが課題と考えておりましたことから、導入前から、消防本部が保有する資機材を使用し、計画的に座学の講習や実技訓練を実施していたところでございます。

○石川まさゆき委員　私も、所属消防団におきまして、ガンタイプノズルによる放水訓練に参加したことがありますが、小型、軽量で扱いやすかった印象があります。消防団員の減少、また高齢化の問題に対して、やはり、ガンタイプノズル導入は有効であると評価できると思います。

消防団員も火災対応をするわけですから、生命の危険性がある以上、装備の充実は欠くことができないものであると考えます。

消防団の装備品や貸出し品など、消防団からの要望があった場合、それを反映される仕組みになっているのか、お聞かせください。

○沼田消防本部総務課消防団担当課長　まず、今回導入いたしましたガンタイプノズルにつきましては、消防団からの要望を反映したものでございます。

また、過去に導入した装備品等につきましても、消防団からの要望によるものや、消防団本部と協議をしながら、その都度、導入の是非について判断しているところでございます。

○石川まさゆき委員　ぜひ、現場の声や意見を聞いて、これからも反映させていただきたいと思います。特に、安全性の向上や消火活動時の負担軽減につながるものであれば、積極的に導入を検討していただければと思います。

続きまして、旭川市の消防団の現在の組織状況についてお示しください。

○沼田消防本部総務課消防団担当課長　令和７年４月１日現在の組織状況につきましては、１消防団本部３５分団、条例定数７５０人に対しまして、実員６３１人という状況でございます。

○石川まさゆき委員　定員７５０人に対して、現在は実員数が６３１人ということで、定員を満たしていないというような実態があるということが分かりました。

続きまして、消防団の役割と消防団員の待遇についてお示しください。

○沼田消防本部総務課消防団担当課長　消防団は、地域密着性、要員動員力、即時対応力といった特性を生かし、災害発生時には消火活動、警戒活動、救助活動等を行うとともに、平時におきましても火災予防啓発や住民への防火・防災教育等の役割を担っているところでございます。

消防団員への被服の貸与につきましては、旭川市消防団員の被服貸与規則に基づき、制服、活動服、防火衣などを貸与しているところでございます。

報酬につきましては、旭川市消防団員の報酬に関する条例に基づき、階級に応じて３万６千５００円から８万２千５００円までの年額報酬を支給、また、災害出動時に１回発生の災害出動報酬を支給しているほか、訓練や会議等に出席したとき、災害発生の予防または警戒に当たったときには、それぞれ１回７千円の出動報酬を支給しているところでございます。

また、消防団員に対する公務災害補償につきましては、旭川市消防団員等公務災害補償条例に基づき、消防団員が公務により病気や負傷をし、または亡くなった場合において損害補償を行う制度があり、その補償の内容につきましては、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償の７種類がございます。

○石川まさゆき委員　公務災害補償について、改めて、１点ちょっとお聞きしたいと思いますが、過去５年間に旭川市消防団の公務による病気や負傷した例はあるでしょうか、また、その際は、どのような補償が対象となりましたか、加えて、過去において、殉職した事例はあったのでしょうか、それぞれお答えいただきたいと思います。

○沼田消防本部総務課消防団担当課長　令和２年度から令和６年度の過去５年間の件数を申し上げますと、６件の公務災害が発生しております。

その補償の内容につきましては、いずれも療養補償を行っており、この６件のうち、２件につきましては休業補償も併せて行ったところでございます。

公務災害が発生した状況といたしましては、火災現場で活動中の負傷が２件、訓練中の負傷が４件でございます。

なお、旭川市消防団におきましては、過去に火災や訓練活動中における殉職の事例はございません。

○石川まさゆき委員　過去５年間では、公務災害補償として療養補償、休業補償が対象となったことが分かりました。過去に殉職した例はないということで、旭川市は、今のところ、大きな災害、これまでないということも関係しているのかなというふうに思います。

次に、消防団活動での功労や功績に対して表彰される制度はどのようなものか、お示しください。

○沼田消防本部総務課消防団担当課長　表彰につきましては、旭川市消防職員等表彰条例に基づく優良表彰、功労表彰、特別表彰、勤続表彰があり、それぞれ功績のあった団員や、一定の年限を勤続し、功績のあった団員を、市長、消防長、または消防団長が表彰しているところでございます。また、叙勲をはじめ、消防庁長官表彰、北海道知事表彰、北海道消防協会長表彰等については、それぞれの基準を満たす功績があった団員を上申しているところでございます。

○石川まさゆき委員　様々な表彰制度が用意されているということが分かりました。

続きまして、消防団員の確保が課題となっています。

先ほどの答弁で、本市の場合、定員７５０人に対して現在は６３１人ということで定員を満たせていない実態があることが示されましたが、減少していることの理由について、市の認識についてお聞かせいただきたいと思います。

○藤原消防本部次長　全国的な傾向と同様に、本市におきましても消防団員が減少しておりますが、その理由といたしましては、社会全体の人口減少や少子化の進展、被用者の割合の高まり、若年層のライフスタイルの多様化などが要因となりまして減少が続いていると認識しているところでございます。

○石川まさゆき委員　消防団に入団される方の経緯として、団員自らの加入促進、非常に大きいと、私自身、感じていますし、そうしなければいけないと感じ、私も、入団後、３名の方を紹介して消防団に入っていただいたという経緯もあります。

消防団員の担い手が少ない現状の中で、これからもベテラン団員が活躍できる体制構築を進めていただければというふうにも思っているんですが、団員数の問題や、日中は仕事で出動できないというようなケースもありますし、複数の分団で出動隊数の増加を図っていくことはこれから必要な施策であるというふうに私は思っていますので、引き続き、ちょっと検討していただければいいなと思っています。

消防団員確保のために非常に重要なのが広報活動かと思います。広報活動の取組と方針についてお聞かせください。

○藤原消防本部次長　広報活動につきましては、消防団員の業務や活動の内容、待遇を掲載したパンフレットを用いて行っておりましたが、昨年の第３回定例会での石川まさゆき委員からの御質疑、御提案を受けまして、消防団に入った理由や消防団活動の魅力、またはやりがい、消防団の雰囲気などの現役消防団員の生の声を加えた広報チラシを作成し、昨年の秋の火災予防運動期間から配布を始めたところでございます。また、今年の３月には、同様のパンフレットも新たに作成し、各種イベント会場で配布を始めたほか、本市消防団のホームページもリニューアルしたところでございます。

これらのほか、今年度からは、総合庁舎、イオンモール旭川西、イオン旭川駅前店、旭川信金、市内各交差点のデジタルサイネージを活用した消防団員募集の広報も積極的に実施してございます。

○石川まさゆき委員　消防団員の勧誘強化のために、広報活動の強化が必要不可欠であると考えます。昨年の第３回定例会で私の質疑を反映していただいたというところですけれども、引き続き、消防団の業務内容や待遇が分かりやすく記載されたパンフレットやポスターの作成、若年層への勧誘の強化には、ＳＮＳなども活用して広く周知することだと思います。

やっぱり、消防団は大変だというイメージが先行されがちですので、入団のハードルを下げる必

要があると思います。待遇につきましては、特に報酬部分で、消防団員確保のための魅力は、私はあるのかなというふうに感じています。

私も、一団員として、加入促進のために広報活動をしていますが、実は、消防団は無報酬のボランティア組織だと思っている方が非常に多いんじゃないかなというふうに感じています。副業的といいますか、そういう要素もありますし、火災出動や会議出席などで報酬がありますので、その部分での周知がやはり必要なのかなと感じています。報酬でつるとなると、ちょっとイメージが悪いかもしれないんですけれども、やはり必要な部分であると思いますので、周知の方法を検討していただければなというふうに思います。

続きまして、消防団協力事業所のことをちょっとお聞きしてもよろしいですかね。

消防団協力事業所について、現在どのような状況なのか、お聞かせください。

○沼田消防本部総務課消防団担当課長　消防団協力事業所につきましては、令和７年４月１日時点で６１事業所に表示証を交付しているところでございます。

○石川まさゆき委員　６１事業所、協力事業所があるということです。先ほども消防団に入団される方の経緯として団員自らの加入促進が非常に大きいとお話をしましたが、協力事業所に認定された会社さんの職員がやはり多いと思います。

消防団員の確保に貢献している旭川市の協力事業所は、何か恩恵があるのでしょうか、どのような状況なのか、お答えください。

○沼田消防本部総務課消防団担当課長　消防団協力事業所に認定された事業所につきましては、本市から交付された表示証を掲示することで事業所としての社会貢献をＰＲできるほか、本市で行う建設工事の総合評価一般競争入札におきまして、その社会的貢献に対し、技術評価点を加点しているところでございます。

○石川まさゆき委員　旭川市の消防団のホームページを見ますと、総務省消防庁が推進する消防団協力事業所表示制度の欄があり、自治体の支援策の状況について確認することができます。その中身は、例えば、法人事業税の減税がある都道府県が３県、あと、融資の信用保証料の割引、制度融資の優遇が５県、その他１４６市町村で、広報誌広告掲載料の免除や消火器の無償提供が受けられるというようなことが書かれています。

旭川市の協力事業所の拡充に向けて、どのように取組を進めていくのか、方針をお聞かせください。

○藤原消防本部次長　今後におきましては、企業の方々に対し、インターネットや様々な場を活用いたしましてこの制度の意義やメリットの周知を図るほか、協力事業所を表彰し、広く市民に周知することや、消防本部の広報パンフレットなどへの企業広告の掲載などについても検討してまいりたいと思います。また、他県の一部で実施しております様々な制度につきましても、まずは、道内の他市町村、他消防団さんと情報交換を重ねてまいりたいと考えております。

○石川まさゆき委員　減少傾向にある消防団員を維持していくためには、やはり協力事業所の存在は不可欠ですので、少しでも恩恵が受けられるような体制を構築していただければと思います。

続きまして、消防団員の知識、技術向上に向けての研修制度などの取組について、どのような状況なのかもお示しください。

○沼田消防本部総務課消防団担当課長　まずは、新入団員に対しまして、北海道消防学校で行う消

防団員の基礎教育訓練と同様の教育を旭川市内で実施をしておりまして、その修了者には、北海道消防学校の承認を得て、北海道消防学校長から修了証書の交付を受けております。また、年間に数名の幹部、または幹部候補の消防団員を、北海道消防学校の幹部教育指揮幹部科に入校をさせているところでございます。

このほか、旭川市消防団の内部研修としまして、年２回の現任教養訓練、機関担当研修、中堅幹部研修、正副分団長研修を実施しているほか、各分団においても、それぞれ個別に訓練、研修を企画し、実施しているところでございます。

○石川まさゆき委員　私自身は、消防団員としてまだまだ知識不足で、経験も不足していますんで、火災現場での戦力としては未熟なんですけれども、近年の火災の減少は、よいことではあるんですが、一方で、現場経験を積みにくいというような環境にあるかなとも思います。災害の少ないまち旭川は、地域防災の充実があってこそです。そのためにも、充実した研修制度で消防団員の不安解消と質の向上を図っていただきたいと思います。

災害の少ないまち旭川は一つのトレンドだと思いますけれども、川のまち旭川としては、台風や線状降水帯の発生などで水害などの災害が起こる可能性もあります。もしもの大規模災害時などを想定し、消防本部と消防団の連携、または複数ある消防団同士の連携が必要となると思われますが、どのように進める方針なのか、お答えください。

○藤原消防本部次長　消防団が災害活動を行うに当たり、消防本部との連携は必須でありますことから、毎年策定する消防団業務執行計画に各消防署との合同訓練を位置づけまして、災害対応時の連携強化を念頭に、様々な訓練を実施してございます。また、各分団同士の連携訓練につきましても、管轄する地域の実情に即した訓練をそれぞれの地域で企画して実施しているところでございます。

いずれにしましても、台風や大雨などの自然災害などに迅速かつ的確な対応を行うためには、消防団と消防本部が連携し、力を合わせることが重要でありますことから、現在行われている合同訓練等を継続するとともに、検証も行いながら、今後とも連携を強化する取組をさらに進めてまいりたいと考えているところであります。

○石川まさゆき委員　旭川は川が多いですから、洪水、氾濫で道路が封鎖され、交通網に影響が出て出動できないといったことが懸念されますので、いろいろな災害を想定して、消防本部と消防団の連携、複数ある消防団同士の連携を強化する取組を御検討いただければと思います。

最後の質疑になりますが、消防団員の減少や高齢化が進んでいます。今後の消防団の災害対応の在り方についてどのように考えているのか、お聞かせください。

○河端消防長　消防団員の減少や高齢化の問題は喫緊の課題であると認識しているところでありまして、本市では、火災現場に出動する団員数を確保するために、令和４年４月に消防団火災等出動計画を改正し、１つの火災事案に対する消防分団の出動隊数の増加を図るなど、体制を強化してきたところでございます。また、さらなる減少対策として、応援可能な消防団員が他の分団が出動時に応援出動することができる制度についても、現在、検討を進めているところでございます。

さらに、高齢化対策として、ガンタイプノズルにつきましては、今年度、全ての分団に配置される予定となっておりまして、今後も車両の更新時には軽量化された可搬式小型ポンプの導入を進めるとともに、今年度導入されます可搬式小型ポンプには車輪つきの台座を設け、搬送をさらに容易

にできるよう改良されたものにするなど、消火活動時の効率化、省力化も高めているところでございます。

今後につきましても、ソフト面、ハード面の両面から各種災害に適切に対応できるよう、対策を講じてまいりたいと考えております。

○石川まさゆき委員　大きく２点について御答弁いただいたと思います。

まずは、出動人員の減少対策として、他の分団出動時にも応援出動することができる制度についても検討されているということで、今後、やはり、団員が少なくなりますので致し方ないと感じるというところもありますが、やはり、一方で、出動する機会が増える、そういうようなこともありますので、報酬の部分だとかも、改めて、その際は検討をしていただければなというふうに思っています。

また、高齢化対策につきましても、ガンタイプノズル、今年度で全ての分団に配置されるということですので、ぜひ進めていただければと思います。

以上で、前半部分の質疑を終えたいと思います。

○高橋ひでとし委員長　理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩　午後４時４５分

再開　午後４時４６分

○高橋ひでとし委員長　再開いたします。

御質疑願います。

○江川委員　それでは、前半部分なんですが、３項目用意させていただいておりますが、１項目だけ入らせていただきたいと思います。

２款１項９目の３つの市民の移動に関わる決算に関して、まず、公共交通の維持を考えるときに、議論する点というのを考えるときに、大きく分けて２点の視点があると思います。

１つ目が、赤字路線の運行経費を誰が負担するんでしょうかという点、それから、２点目が、運転手等、従事者がどんどん人員不足で確保できない、そういったところに関する部分です。

まず、令和６年度決算において、旭川市が行った公共交通の運行に関わる事業費と運転手確保に関わる事業費をお示しいただきたいと思います。

○石川地域振興部交通空港課主幹　公共交通に関する事業といたしましては、地域公共交通対策費、ＪＲ路線維持対策費、公共交通事業者等緊急支援金の事業を実施しております。

令和６年度の決算額は、地域公共交通対策費が３千６０３万９千６８２円、ＪＲ路線維持対策費が２７０万７千５５４円、公共交通事業者等緊急支援金が１千８２８万円で、総額５千７０２万７千２３６円となっており、そのうち、運転手確保に関わる事業費は１１８万７千円、公共交通の運行支援その他維持確保に関わる事業費は５千５８４万２３６円となっております。

○江川委員　赤字路線の運行経費、つまり運行経費に関わるような部分が多いということが分かりました。

通勤、通学、通院等、生活路線の維持というのは、バスだけではなくて、ＪＲなど様々な交通モードをつないでいく必要があって、それをつないでいかに交通空白を小さくしていくかというふうな状態になっています。札幌などと大きく異なって、旭川市というのは市営交通がないので、民間

事業者の責任感にこれまで頼ってきたわけですが、ここ数年で、それがもう限界を超えていたということが市民にも露呈して、生活にも影響が見えて、ようやく、みんなで、危機感、まずいよねっていうふうになっているという現状だと思っています。

これがいわゆる２０２４年問題だったということで、令和６年度の決算でこれが出てきているわけですが、どういうふうに市民の足を維持していくのかを考えて、予算づけをしていかなければならない状況なわけですが、令和６年度決算においてどのような努力を行ったのか、見解を伺いたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課長　生活路線を維持するためには、運転手の確保、利用促進、事業者への支援、事業者間の連携とバス路線の効率化に向けた協議など、様々な取組が必要であると考えております。

本市では、令和６年度において、運転手確保の取組のほか、空港路線バスのキャッシュレス決済導入への支援や、広域路線への運行支援金などの取組を実施するとともに、バスの利用実態を分析するシステムを活用し、市内のバス事業者などと効率化に向けた会議での検討を行うなど、持続可能な公共交通網の構築に関する調査、検討を行っております。

今後におきましても、運転手の確保の取組をはじめ、公共交通の利用促進や路線の効率化の取組を行い、公共交通網の維持に向けた対応を進めてまいりたいと考えております。

○江川委員　資料も提示していただいております。過去１０年間、平成２７年度から令和６年度までの様々な公共交通に関わるような部分というのを見ていくときに、冒頭で決算を確認しましたように、運行に関わる部分というのが大きいわけですね。民間事業者ですので、赤字が大きい路線から、当然、つまり、利用実態が少ないところから順に減らしていくわけです。

旭川市は、その過程について市民に対して公表する、何かをアクションするっていうような考えはあるんでしょうか。

○松本地域振興部交通空港課長　バス路線の減便や廃止につきましてはバス事業者の経営判断によるものでありますことから、市として、そうした検討プロセスにある情報を市民に公表するといったような関与をすることは難しいと考えておりますが、路線の見直しに当たりましては、事業者に対しても利用者の利便性を確保するよう求めていくほか、市といたしましても、地域の声を受け止め、対応に努めてまいります。

○江川委員　減便した路線が戻ることっていうのは、もう現状、困難だと思っています。つまり、減る前に、例えば、ＪＲさんのように、黄色バス路線区ですよっていうようなところをある程度先に伝えることによって、やはり、市民も危機感を持ちやすいのではないかなあと思っているので、赤になったらもう既に減らされていますので、そうではなくって、黄色ですよっていうことぐらいまでは伝えられるのではないかなというふうに思っているところで、その点、指摘をさせていただきます。

１１月からのダイヤ改正では、一定数の減便が予想されます。今、ここに、結構、私の通勤バス仲間がいるんですけれども、その方たちのところも、一定数、見直しがかかる可能性があるということなんですが、増便が要請されたところに関しては、何とか現状維持なんじゃないかなという状況っていうのが、いわゆる今の現状なわけです。

旭川市としては、どのように乗務員不足に関して認識を持っているのでしょうか。路線バス乗務

員確保対策助成金の予算現額とその成果及び市内バス事業者の運転者数の推移と年齢構成について伺いたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課長　運転手不足の影響といたしましては、バス事業者からは運行体制の確保に苦慮しているといったお話を伺っており、本市といたしましても、バス路線の維持に向けての大きな課題の一つであると認識しております。

路線バス乗務員確保対策助成金は、本市に移住し、運転手となった方に対する移住助成金と、４０歳以下で市内バス事業者に乗務員として就職後、免許を取得した場合にかかる費用に対する免許取得支援助成金の２種類があり、令和６年度の実績としては、移住助成金は５名に対して９０万円、免許取得支援助成金は２名に対して２８万７千円を交付しております。

市内バス事業者の運転手数につきまして、市内で路線バスを運行する事業者２社への過去３年間の聞き取り結果で申し上げますと、令和４年度の２社の運転手数の合計が３５０人、同じく令和５年度が３３６人、同じく令和６年度が３１６人と伺っており、この３年で３４人の減少となっております。

運転手の年齢構成比につきましては、地域公共交通計画の策定に当たり行った令和４年度の調査で２社より提出を受けた数字になりますが、３０代以下が４．３％、４０代が１６．４％、５０代が４４％、６０代が２７．３％、７０代が８．０％となっており、約８割が５０代以上となっております。

○江川委員　これ、令和４年度の調査なんですけれども、それでも、あと５年でバス運転手は半分ぐらいになると、そんな可能性があるということなんですね。

札幌市では、赤字バス路線に対する補助が令和６年度分から増額されて、運転手の待遇改善につながって、退職が少し緩やかになって、若い人たちが定着するようになってきた、そんなふうに聞いています。

その概要と、旭川市でも同様の取組ができないのかを伺いたいと思います。

○松本地域振興部交通空港課長　札幌市では、これまでも、バス事業者に対して市内バス路線への補助を行っておりますが、令和７年度に制度を拡充し、市内補助路線において人件費の上昇分に対する補助を追加するとともに、運転手の労働環境の改善に係る施設整備への補助や、新規採用等に向けた支度金などの費用の一部支援を行うことで、運転手の確保に取り組んでいると伺っております。

本市では、今年度、市内のバス事業者を対象として市内路線バスの運行支援として４千８００万円を予算化し、市内バス路線の維持に向けた支援を行っております。経営環境が厳しいバス事業者をしっかりと支援することにより、運転手の待遇改善や就労環境の整備などにもつながり、運転手確保や路線の維持が図られることを期待しております。

○江川委員　この項目、最後の質問になります。

冒頭、述べましたように、維持のためには運行に関する部分と運転手を確保する部分、その２つの部分で、圧倒的に、今回の決算を見ても、運転手に対する補助の部分というのが足りていないのかなというふうに見ることができます。

公共交通を維持する意思を持った自治体というのは、１０年以上前からしっかりとした運行支援を行ってきていて、それでも減便しているっていうのが現状なわけですね。民間というのは、事業

収入に基づいて路線の改廃っていうのを考えます。一方で、まちづくりを考えるときには、民間任せで本当にいいんでしょうか。旭川市では、コロナ禍なんかを挟みながらも、ここ２～３年の間、数年来、決算のこの状況を見ても、かなり旭川市から働きかけているという姿が見えると思うんですけれども、バス事業者とどのような関係を築いて、そして、どのように取り組んできたのでしょうか。

市として、どの路線を残すのかという方針を決めて支援するなど、人的部分に特化した補助の創設も含めて、踏み込んだ負担と支援が必要ではないかと思いますが、認識を伺って、この項目、終わりたいと思います。

○三宅地域振興部長　本市では、民間事業者２社を中心に路線バスを運行していただいておりますが、利用者の減少、また運転手不足という、両社とも、大変厳しい経営環境の中、事業を行っていただいております。

市としましては、生活、また経済を支える社会インフラである公共交通の維持を図る責任として、具体的な予算、また決算対応は先ほど答弁させていただいたとおりでございますが、これまで様々な施策、また支援を行ってまいりました。

その上で、市としまして、コロナ後のこの数年間でバス事業者との関係性の強化を図り、２社連携による構造的な課題への対応を進めてきたところです。令和４年９月、本市と路線バス事業者２社と持続可能な路線バス交通網の構築に係る覚書を取り交わし、その後、路線バス効率化検討会議を立ち上げて、乗降情報の協定を提携し、路線情報の共有と見直しに着手しました。また、３年半にわたる社会実験を経て、２社の協力による環状通り循環線の見直しと路線存続を公的負担なしで令和５年４月より開始、さらに、北海道上川エリアの利便増進計画に市として主導的に関わり、近郊市町との地域間幹線系統、この見直しを実施し、令和６年１０月より運行を開始しております。また、バス事業者の収益基盤の改善に向けましては、令和６年４月より、道北エリアで初となる市内中心部バス料金の協議運賃を実施したところでございます。

市としまして、今後も、公共交通の維持に向けて引き続き必要な支援を行っていくとともに、路線の効率化や事業者間の連携にもしっかりと関わり続けながら、将来に向けたまちづくりと合致した持続可能な公共交通網の形成を目指してまいります。

○高橋ひでとし委員長　それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、１０月１４日午前１０時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。

本日の分科会は、これで散会いたします。

散会　午後５時００分

○令和７年１０月１４日（火）

開議　午前１０時００分

散会　午後　５　時００分

○出席委員（１６名）

委員長	高橋　ひでとし	委員	まじま　隆英
副委員長	小林　ゆうき	委員	髙橋　紀博
委員	いしかわ　まさき	委員	高木　ひろたか
委員	あべ　なお	委員	佐藤　さだお
委員	江川　あや	委員	能登谷　繁
委員	駒木　おさみ	委員	金谷　美奈子
委員	皆川　ゆきたけ	委員	高花　えいこ
委員	石川　まさゆき	委員	安田　佳正

○出席議員（１名）

決算審査特別委員会委員長	杉山　允孝

○説明員

副市長	菅野　直行	総務部次長	八木　治樹
副市長	桝井　正将	総務部管財課長	河原　由幸
総合政策部長	熊谷　好規	総務部人事課主幹	橋本　敦
総合政策部次長	高橋　慶太	総務部職員厚生課長	坂谷内　彰
総合政策部次長	小澤　直樹	防災安全部長	内村　充彦
総合政策部政策調整課主幹	狩野　大助	防災安全部防災課長	紺田　勝哉
総合政策部財政課主幹	今田　秀人	防災安全部防災課主幹	伊藤　敦子
行財政改革推進部長	浅利　豪	消防長	河端　勝彦
行財政改革推進部行政改革課長	梶山　朋宏	消防本部次長	藤原　肇
女性活躍推進部長	片岡　晃恵	消防本部総務課消防団担当課長	沼田　有史
女性活躍推進部次長	松山　由夏	消防本部警防課長	泉　雅彦
地域振興部長	三宅　智彦	消防本部警防課主幹	狩野　陽
地域振興部次長	板谷　一希	選挙管理委員会事務局長	長谷川　伸一
地域振興部次長	佐瀬　勝明	選挙管理委員会事務局次長	鳴海　秀一
地域振興部都市計画課主幹	原　智之	選挙管理委員会事務局主幹	蛯名　英城
総務部長	和田　英邦	監査委員	大鷹　明
総務部次長	金　みのり	監査事務局次長	稲田　英樹

○事務局出席職員

議会事務局長	稲田俊幸	議事調査課書記	朝倉あゆみ
議事調査課主査	信濃孝美	議事調査課会計年度任用職員	河合理子
議事調査課書記	髙橋理恵		

○高橋ひでとし委員長　ただいまから、決算審査特別委員会総務経済建設分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、全員でありますので、これより会議を開きます。

それでは、前回に引き続き、認定第１号の分担部分のうち総務常任委員会所管分及び認定第４号の以上２件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○江川委員　おはようございます。

じゃ、週明けということで、また気持ちを新たに爽やかに参りたいと思います。

まず、予備費の充用に関して伺ってまいります。

予備費の充用に関して、管理事務費に充用したというふうに大綱質疑なんかでも言われていますが、その使途と決算額をそれぞれお示しください。

○金総務部次長　予備費から管理事務費へ充用した使途につきましては、４件の訴訟に対する本市の訴訟代理人弁護士への着手金及び報酬金で、決算額は５６０万７千８２４円となっております。

その内訳といたしましては、旧総合庁舎の解体の差止め等を目的として訴えを提起された建物解体撤去等差止め請求事件の第１審及び第２審に係る着手金としてそれぞれ４４万円、その２つの訴訟の報酬金として３２万４千８９０円、市が行った土壌汚染除去に係る処分が違法であるとして提起された汚染の除去等の措置義務づけ処分取消し請求事件の第１審及び第２審に係る報酬金として９９万２千９３４円、いじめの重大事態に関わり提起された損害賠償請求事件の着手金として３４１万円となっております。

○江川委員　提起と提訴とそれぞれあるんだなということで、まあ、予備費っていうのは、いわゆる予備なので、例えば、災害であったりとか、何かこう、突発的な事項が起きたときに使われるものだというふうに私は理解をしています。

じゃ、果たしてこの４点ですか、いずれも予測はつかなかったのかっていうところが疑問点だったので伺っているわけですけれども、特に、この損害賠償請求事件の着手金額、大分、この中でも高額な気がするんですけれども、金額の積算根拠をお示しください。

○金総務部次長　本市では、（旧）日本弁護士連合会弁護士報酬基準を参考に額を積算しており、着手金につきましては、その基準に示されている着手金と報酬金の平均額の２分の１の額に消費税相当額を加算した額としております。

２分の１としておりますのは、本市の訴訟では、通常、市の職員が資料作成等の業務を担っていることから、相応分としての減額をしているものであり、最終的な額につきましては、弁護士と協議の上、定めております。

損害賠償請求事件の着手金が高額となっている理由につきましては、当該基準が経済的利益によって金額が変わる基準となっており、本事件については、請求額が大きいことから、着手金も高額になっております。

なお、日本弁護士連合会弁護士報酬基準は平成１６年に廃止されており、新しい基準は設けられ

ていないことから、今でも多くの法律事務所はこの基準を参考にして報酬体系を構築していると認識しております。

○江川委員　この（旧）日本弁護士連合会弁護士報酬基準というのがどういったものなのかというのをちょっと調べていましたら、弁護士費用が、いわゆる自由化したということで、低くというよりは、どちらかというと、それまでの弁護士さんの働き方とか、そういったところに関してだと、その報酬だとなかなかちょっと難しいよねっていうようなところから基準が変更されたっていうことに鑑みると、この金額を、この基準を参考に出しているっていうのは、まあ、ある意味では、妥当というのか、この弁護士さんにしてみたら、今後のこの方以外の人がちゃんと受けてくれるんだろうかっていう、安過ぎるんじゃないかっていうような不安も、一瞬、あるなあっていうのを見たところなんです。

ただ、一般的に見て、着手金でこの金額ですかっていうのが最初の私の印象だったんですけれども、あっ、実際のところは、この背景が、訴訟が多くなっていく中で、やっぱり、そういったところは大変なんだよなっていうことなんだなっていうことが分かったので、こういう意味では妥当な金額なのかな、むしろ、何か、申し訳ないのかなっていうようなことは、ちょっと、この金額を見て思いました。

一方で、やはり、これ、ある程度見込みができるんじゃないかなあっていうふうにも思ったわけです。建物解体撤去等差止め請求事件など、ある程度、やっぱり見込みが立つんじゃないか、そうであるならば、先に補正を組むっていうようなこともできるんじゃないかと思いますけれども、見解を伺います。

○金総務部次長　着手金等の訴訟の費用を当初予算に計上していない理由につきましては、事前に訴訟を提起されることや提起された訴訟が控訴されるか否かにつきましては予見ができないこと、また、先ほど御答弁申し上げましたとおり、着手金等は訴訟の額によって変動することから、当初予算ではなく、予備費の充用で対応しているところです。

なお、委員の御指摘の建物解体撤去等差止め請求事件につきましては、令和６年６月１０日付の訴状で訴訟を提起されており、あらかじめ予見することはできなかったものでございます。

○江川委員　なるほど、両方とも、来るかなあっていう予想はできたけれども、なかなか金額とかはちゃんとできなかったっていうところですね。積算根拠を持って金額を積み上げて予算を提示するというのが基本だから、できなかったんだっていうような理解で大丈夫ですかね。

というようなところで、この予見ができない訴訟っていうことなんですけれども、そういったことに対応するのは、最近、訴訟保険っていうものがあるんですけれども、経済的利益とかによって金額が変わることを考えると、なおさら、そういった、さらに一定数の経費がかかるというふうにも考えられるわけです。このことに関して、どういうふうに捉えているのかというのを伺いたいと思います。

○和田総務部長　時代の変化に伴いまして、住民ニーズが多様化、複雑化する中にございまして、私ども自治体は様々な行政課題に適切に対応していくことが求められてございますが、その対応への不服等から訴訟に発展いたしまして、費用が今後さらに増大していくことも想定されるのではないかというふうに考えてございます。

現在、本市で加入している賠償責任保険等において、訴訟に関する費用について補償の対象とな

っているものもございますが、補償の内容は様々でありますことから、今後は訴訟等への備えも踏まえた対応を検討してまいりたいと考えております。

○江川委員　本当は訴訟を起こされないのがいいっていうのは、さきの答弁でも分かっているところだと思うんですよね。ただ、手持ち資料でいただいて、拝見したら、何年度、何年度っていうふうに複数年にまたがっている訴訟も今回ありました。そういったものに関しては、あえて中身に関しては伺いませんけれども、そういったものに対して、今後、当該の課ないしは当該の部で適切に備えをしていかなくてはならないのではないかなあというふうに思っていますので、その点は指摘をさせていただきます。

そして、この損害賠償請求事件なんかの中身に関しては、分科会が異なる部分だと思うので、それはもう会派として中身を確認していきたいというふうに申し上げて、この項目を終わります。

そして、次、ふるさと納税推進費について伺ってまいります。

資料もいただいています。このふるさと納税推進費についてですが、何度か私も取り上げてきているんですけれども、一覧表の横長の表を見ていただくと、市民税控除額の下のところに表があります。そういったところを見ても、かなりどんどんと増えている。少しずつ、努力の結果、増えているんだっていうことが理解できるところだと思います。

まず、このふるさと納税制度の目的と令和６年度決算の概要と寄附実績の推移について伺います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　まず、ふるさと納税制度につきましては、ふるさとですとか、応援したい自治体に対しまして、寄附行為を通じて恩返しや応援の気持ちを伝えるとともに、その使途を自らの意思で選択できることを趣旨として創設された制度であると認識しているところでございます。

本市におきましても、平成２０年の制度創設以降、毎年度、全国各地の方々から多くの御寄附と心温まる応援メッセージをいただいているところでございまして、本市の財政状況が厳しい中、非常にありがたく、御寄附いただいている方々には心より感謝を申し上げる次第でございます。

次に、令和６年度のふるさと納税推進費の決算概要といたしましては、寄附受付ポータルサイト運営ですとか、返礼品の調達及び配送、寄附者からの問合せ対応等の中間業務並びに寄附金受領証明書等の発送ですとか、ワンストップ特例申請の受付に係る業務などの委託料で１４億２千３７６万８千４７２円、ポータルサイト掲載に係る手数料や寄附金の決済手数料として１億７千４２０万３千９１９円、このほか、ポータルサイトを経由しない寄附の返礼品の調達及び配送に要する経費などを合わせまして、事業費全体で１６億１千１３９万２千３４０円を支出したところでございます。

また、寄附実績の推移につきましては、各年度の寄附件数、寄附金額の順に申し上げますと、令和２年度、１１万９千９７６件で１８億１３５万７千３４７円、令和３年度につきましては１２万９千９４６件で１９億２千６５４万８千５１９円、令和４年度につきましては１３万７千５２４件で２２億４千３６８万２千１９円、令和５年度につきましては１６万３千５７１件で２７億９千４９０万６千５５６円、令和６年度につきましては１７万４千７７９件で３６億９千９１６万６千５２９円となっております。

○江川委員　今、横長の１枚目のグラフのようなところの資料を基にして御答弁をいただきまし

た。

では、提出資料のうち、縦型のＡ４のほうの中、件数、それぞれの基金への寄附状況というこの表の中にありますけれども、この中で占有率というふうな項目があります。この占有率とはどのように考えたらよいのか、お答えください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　本市では、寄附者が寄附金の使い道を選択できることとなっておりまして、各ポータルサイトでは、旭山動物園への支援など２５の事業をお示しし、その中からお選びいただいているところでございます。

分科会提出資料、令和６年度ふるさと納税に係る寄附金歳入等の前年度比較の２ページ目、各基金等への寄附状況にてお示ししております占有率につきましては、当該年度、その年度の寄附金総額において各基金等への寄附金額が占める割合を示したものでありますことから、占有率が大きいものほど、その使い道が、その年度、多く選ばれたものと捉えることができます。

○江川委員　冒頭の２つの御答弁から、まず、寄附行為を通じて恩返しや応援の気持ちを伝えるということ、それから、もう一点、今の占有率の中で、寄附者が寄附金の使い道を選択できることから、その中でいろんな事業を示して、中からお選びいただいていますよというようなこの２点の部分が分かるわけです。

で、占有率が大きいほど、使い道が多く選ばれているということなんですけれども、令和５年度と、それから令和６年度のこの表の部分、占有率を見ていくと、まあ、人気ですね、旭山動物園。とか、子ども基金とか、それから動物愛護基金とか、そのあたりの部分というのが、令和５年度、占有率が比較的高い上位の３つ、そして、占有率としてずっと下を見ていくと、基金外、まあ、基金外は、いわゆる一般寄附に近いようなものですね。

で、物納っていうのが、項目が令和６年度の決算において増えているわけです、令和５年度にはなくて、令和６年度にあるもの。この物納というのは、令和６年度以前、まず、あったのか、それから、物納とはどういう制度なのか、あわせて、物納の他都市の例、活用方法をお示しいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　令和５年度までの中での物納の実績ということなんですけれども、そちらについては記録としては残ってございません。

次に、物納の制度でございますけれども、物納とは、金銭以外の物による寄附でございまして、物品の査定価格が税額控除の対象となります。

他都市の例といたしましては、三重県いなべ市が、楽器寄附ふるさと納税として、市内の学校の吹奏楽部などで不足している楽器の寄附を募っております。自治体側が希望する楽器をホームページ上で示して、寄附を申し出る個人がいれば、専門の業者による査定を実施して、その査定額を寄附者が了承すれば、楽器の査定額分の税額控除を受けることができる制度を実施しておりまして、現在では同市以外にも複数の団体において実施されていると承知しております。

○江川委員　物納の例としては、楽器寄附ふるさと納税が有名なところですね。ちょっと、この楽器寄附ふるさと納税を調べてみたんですけれども、この近隣で言えば、東神楽町さんがこの楽器寄附ふるさと納税ということで物納をいただいているということでした。

いずれにしても、こういう楽器が欲しいですよ、ないしは、こういうふうなことに使いますよっていうふうに先に使い道が定められているということが、この物納においても分かるというところ

があります。

ただ、寄附、寄贈じゃなくて寄附ですので、寄附っていうのは、まあ、そうですね、最初に、そういえば、定義すればよかったですね。寄附っていうのはお金、金銭っていうようなもの、そして、寄贈というと物納、物っていうようなところで、言葉の使い方が異なるかと思うんですよね、行政の用語を見ていくと。なんですけれども、寄贈に近いわけですね。自分たちが使った楽器を、もう次の人たちに使ってもらおう、そういう制度がこの楽器寄附ふるさと納税ということで物納だということが分かります。

つまり、物納であったとしても、ふるさと納税なので目的がはっきりしていて、どういったことで使いますよっていうのが分かるわけですが、旭川市のこの基金外物納、どういった目的で自治体として寄附を求めたものなのでしょうか。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　令和６年度に物納による寄附がございましたドイツの陶磁器でございますマイセンにつきましては、本市出身者であります寄附者が収集されているコレクションは大変貴重なものであると認識しておりましたことから、デザイン都市としての価値を高めるために寄贈を希望していたところでございます。

これを受けまして、個人で保管しているといずれ散逸の可能性があることから、一括で管理してもらえるなら市に寄贈したいとの御判断ですとか、寄附後においては、長年にわたり収集しました貴重なコレクションを市民の皆様に鑑賞していただきたいといった思いから寄附を申し出られ、市として寄附を受け入れたところでございます。

○江川委員　デザイン都市としての価値を高めるために寄贈を希望していたということです。

先に言っておくと、私、すっごい、このマイセンを楽しみにしているんですよね。リヤドロとか、そういうお人形さんを見るのが大好きで、陶器の人形って、どっか、他都市に行ったときには拝見するので、いや、もう、旭川で見られるなんて、子どもたちに見せるの、わくわくするわと思っているんですけど、その一方で、旭川市のデザイン都市の価値って、このお人形、マイセン、いわゆる芸術作品です。骨董品というよりは、もう本当に芸術的なものだと思うんですよね。そういったものは、何ていうんですか、ほかのこれまでの旭川市の道立美術館であったり、旭川市で持っている彫刻美術館、中原悌二郎記念彫刻美術館であったり、旭川市の博物館であったり、そういったところの収集コレクションの中にマイセンって入っていないなと改めて確認をしたところだったんです。

旭川市は、やはり、木材というか、木彫、家具、そういったところからのデザイン都市で、デザインの森っていう名前が出ているように、どうも、何か、このマイセン、芸術作品、そういったところと直接的には何となく結びつかないぞと。つまり、このマイセンというすばらしいコレクションを旭川市に、譲り受けて、子どもたちも市民も、もしかしたらわくわくするかもしれない、けれども、一貫性を持ったコレクションになり得るのだろうかっていうところがやや疑問なわけです。そして、それが本当に価値を高めるんだろうかというところが疑問なわけですね。

そして、散逸させずに一括で管理してほしいということ、もう当たり前です、これ。コレクションとして、散逸してしまったらコレクションになりませんので。それから、市民に鑑賞の機会を与えてくださる。もう、これは本当に寄附者の方の気持ちが伝わってくるなって、大事に保管してきたものを旭川市民に還元してくれるんだっていうところで、すごく分かります。そして、こういう

ふうに使途が明確にされている寄贈だっていうことですね。

で、気になっているのは、お金の納税とはやっぱり異なって、いろいろな経費、受入れ時の負担なんかもかかっているかと思うんですけれども、この物納に関してどういう経費がかかっているんでしょうか。決算額を、款項目と、経費の内訳を併せてお示しいただきたいと思います。

また、具体的に、いつ頃、受入れを行ったのか、伺います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　物納に関します経費につきましては、２款１項９目のふるさと納税推進費から支出をしておりまして、決算額の内訳といたしましては、寄附がございましたマイセンの、寄附者が在住されている東京都内からの美術品梱包費用と輸送費用及び旭川市における開梱作業代として３２６万９５０円、保険料として５１万５千１６０円、査定に要する費用といたしまして１７７万７千８０９円の合計５５５万３千９１９円を支出したところでございます。

また、マイセンを受け入れた時期でございますけれども、これは、令和６年の１２月２５日に受け入れてございます。

○江川委員　クリスマスプレゼントだったんですね。本当にありがたいものですね。

さて、款項目としてはふるさと納税のこの経費の中にこれが入っているということです。で、ふるさと納税の事業費の中に入っているということで大丈夫でしょうか。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　委員の指摘のとおり、ふるさと納税推進費の中で執行しているところでございます。

○江川委員　こういった事務経費というのが、ふるさと納税では、全て、いろんな通知を見ていくと、こういう事業費も全部含めてくださいねっていうふうになっていますね。新しい運用としてそういうふうになっているので、こういった、ここの経費の部分、受入れに係る経費の部分っていうのも今後きちっと考えていかないと、返礼品の調達費用とか、事務経費とか、ポータルサイトへお支払いするお金とか、そういったものを、全部含めて運用してくださいね、正しく運用してねっていうふうなことになっているわけだから、そういったところを少し今後気をつけていかないと、実質的に、運用上、問題になってしまう可能性があるのかなあっていうのをちょっと思ったところです。

この寄附者の方が、やはり、返礼品は要りませんよっていうふうなタイプの方だったからここは大丈夫でしたけど、そうじゃなければ、返礼品まで調達して提出っていうふうになると、経費も含まって超えてしまうというようなところがあるのかなというところがあります。

経費の多くのうち、輸送料ということです。東京からここまでトラックで運ぶ輸送料、ちょっと、何か、ちらっと、どのぐらい、普通、かかるもんなんですかねっていうのを聞いてみたら、まあ、そんな、すごい金額だねっていうような話があって、そこまでかかるんだろうか、この金額は本当に妥当なんだろうかっていうのもちょっと気になったところでした。

さて、物納は、ほかのふるさと納税とやっぱり異なる経済効果というのがあると思います。経済効果はどのように考えているんでしょうか。

そして、これ、予算の質疑のときに、市長が強く要望して受け入れたというふうな答弁があったかと思いますが、ふるさと納税と聞いているんですけど、どういった点で市民への活用を考えているのか、市として受け入れた後、どうなっているんでしょうか。

ふるさと納税であれば、寄附者において、寄附後の目的が、先ほど述べていただいたようにあり

ますので、併せてお示しをいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　金銭による寄附の場合につきましては、特段の手続を経ることなく事業等に活用できるところでございますが、物納の場合にあっては、いただいたものをいかに活用するかによって、その物に対する経済効果ですとか、あるいは、価値が発揮されるものというふうに認識しております。

今回御寄附いただきましたマイセンにつきましては、現在、総合政策部において活用方法等を検討していること及び市の内規において美術品については備品として取り扱うこととされておりますことから、備品として登録し、管理されているものというふうに伺っております。

○江川委員　備品登録がなされたということですね。うーん、美術品です、はい。

で、先ほどから御答弁いただいたように、どういうふうに活用するかによって、この金額の価値、物納の、ここに載っているおよそ２億円というこの価値が、さらに実は倍になることもあったり、逆に言うと、活用できなければゼロですよね。持っているだけというような状態になってしまうわけですが、それは寄附者としては望んでいないということが、今、繰り返しの答弁の中でも語られています。市民の皆さんに貴重なコレクションを、本当に貴重なコレクションですので、見ていただくという、ヨーロッパに行かなくても見られる、箱根に行かなくても見られる。箱根にマイセン美術館ってありますのでね。そういった、箱根に行かなくても見られる、旭川市内で見られるんだっていう、そういったところを大切にしてくださったものなんだと思います。

また、本当にいい方なので、旭川思いのいい方なので、いろいろなところで、やはり、そういった思いを大切にしてほしいなあっていうふうに、ないがしろにしないでほしいなと思うところなんですけれども、気になっているのが、さきの答弁では、デザイン都市としての価値を高めるために寄贈を希望したということで、デザイン都市って、今ここにいる方たちは所管はしていないですよね、そこまでで。何だろう、担当で、よくデザイン都市関連の事業なんかを構築するときには、経済部が出てきているようなイメージがありますし、で、美術品というところでも、私の中では、ぱっと浮かんだのは、やっぱり、博物館であったり、美術館であったり、そういったところは、やっぱり文化行政なので社会教育部かなっていうようなところなんですけれども、なぜか備品登録は、ね、総合政策部ということで、美術品にもかかわらず、そして、デザイン都市の価値を高めるためにもらった、いただいたものにもかかわらず、なぜ、総合政策部の備品となっているのか。その理由、そして、担当となった時期も併せてお示しください。

○狩野総合政策部政策調整課主幹　寄贈を受けたマイセンについては、世界的にも貴重なコレクションであり、本市においても展示、活用することで市民が文化に触れる機会を創出することに加え、市外からもマイセンコレクションを目的とする多くの人を呼び込むことができるものと考えております。

こうした様々な効果が期待できるため、その活用方法や展示方法については総合的な視点で様々な角度から検討する必要があったことから、昨年の寄附の受納時より総合政策部で所管することとし、備品登録の手続を行ったものであります。

○江川委員　１１月じゃなく、１２月２５日のプレゼントということですね。受納時から、受け取ったときからということですね。はい、分かりました。で、備品登録がなされているということです。

それでは、次、ちょっと伺いますけれども、令和６年度において、先ほど言ったように、これを見ていただいて、多くの方にいわゆる観覧料をお支払いいただいて、そして、その観覧料が支出した展示会とかなんかの金額を上回って初めて、その金額が、経済効果が生み出される、そういうような感じの流れになるのがこの物納という制度になります。

例えば、先ほど例に挙げていただいた楽器なんかだったら、それはもう、中学生とか、小学生とか、高校生とか、そういった市内の子どもたちが楽器を吹くっていうことが目的なわけだから、そこで、例えば、演奏会をしましたよというような還元の仕方があるわけですね。で、何より子どもたちの教育に資するものというところで、もう、それをいただいただけで効果があるわけですけれども、こちらに関しては市民に見せて初めてというふうなことになっています。

これ、複数年にわたって、プラスになるのかどうなのか。ここだけでの価値の効果測定がしにくいものなんだなということが分かりました。しかも、初めての制度、初めての寄附、物納、いつの間に物納できるようになったのかなあっていうのがちょっと気にもなったんですよね。いつから物納できるのか。私も、何か、ぜひ、何だろう、家にそんなすばらしいものはないのであれなんですけれども、市民税とか、税金とか、国保料とか、現金じゃなくて、あっ、物納できるんだったら物納したらいいのかなって思っちゃったぐらい、でも、それは絶対あり得ないんですけれども、そういうふうなことができるんだ、価値があるものがあるとできるんだなっていうふうにここで改めて思ったんですけど、やっぱり、複数年にわたってプラスになるかどうかっていうのは、私は分からないものなのかなっていうふうに思っています。

現在、やっぱり、２億円の経済効果って生み出しているんでしょうか。で、受入れ時に経費がかかっています。そして、複数年にわたってじゃないと、今年度プラスになる、つまり、令和６年度はまずそこまでプラスになっていないわけですね。で、聞くところによると、関東圏のとある都市でも、このマイセンコレクションっていうのがいただけたようなんですけれども、それは、ふるさと納税ではなくて寄贈だったようなんですけれども、そちらは、３０点の展示をするのに７千万円の市の予算が計上されて、議会で一度否決されて、少し金額が、１年かけて議論されて圧縮されて、ようやく今年の２月に展示会が行われたということです。

そのときも、保管料としては１年間に８００万円ずつ、そして、寄贈を受けてから３～４年かけて７千万円、圧縮されたからもう少し低いですけど、７千万円弱の展示会の予算が計上される、そんな状態なわけですが、査定や運送料、保管料、展示会の主催経費、そういった経費を差し引くと本当にプラスになるんでしょうか、見解をお示しいただきたいと思います。

○高橋総合政策部次長　マイセンコレクションの展示に当たりましては、一定の費用を要することは想定しておりますが、一方で、世界的にも価値のあるマイセンコレクションを有効に活用することで、本市の大きな魅力の一つとして、市民のみならず、国内外の多くの方々にＰＲすることが可能と考えております。

マイセンコレクションの展示を通じまして、デザイン都市としての価値を高め、文化の振興、交流人口の拡大、地域経済の活性化など多くの効果が期待されますので、費用以上の効果をもたらすことができるよう、中長期的な視点を持って取り組んでまいりたいと考えております。

○江川委員　中長期的な視点を持って取り組んでいくということで、そして、また再び出てきました、デザイン都市としての価値を高め。うーん、私、結構、デザイン都市関連の事業というのは、

大分前から参加をしているつもりです。その中で、関係者と話をしていて、マイセンっていう言葉を聞いたことがないんですよね。マイセン、ね。

副市長とも、デザイン都市の事業で会いますけど、そのときに、いやあ、マイセンあったら、価値、高まると思うんですよねっておっしゃったことはないと思うんです。で、ほかの方たちとも、ちょっと、事業の中でマイセンに少しか触れるような事業が、今年もなかったし、去年もなかったしと思っているんです。去年の「あさいち」とか、すてきだなって思ったけれども、マイセンの人形は、まあ、あんなところに並べないでねって思うから、あれなんですけど、少なくとも、何ていうんですか、お花の代わりに陶器の人形が、飾り物があるとか、そういうようなところで触れているんだったら、ああ、そこにマイセンがあったら、それは、確かに、朝の食卓、すばらしいと思うんですけど、何かそういうようなことが一切なかったっていうのがあるんです。だから、ちょっと、このデザイン都市としての価値を高めっていうのは無理があるんじゃないかなと思っています。

どうも、何か、取ってつけていませんか。大丈夫ですか。思いついた、これで何とか押し通そうって、流行語大賞になるぐらい押し通すみたいな、ないですかね、大丈夫ですか。というところが気になっているところです。

そしてもう一つ、何でふるさと納税なのっていうふうなところが気になるんです。一般の寄贈では駄目だったんでしょうか。違いを含めて、ちょっと教えていただいていいでしょうか。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　まず、ふるさと納税と一般寄附との違いについてでございますが、ふるさと納税の場合ですと、税控除として特例控除が対象になること、それと、市外の方からの御寄附でございましたら、返礼品をお渡しすることができるといったことが違いとして挙げられます。

今回の物納に関しましては、寄附者から、ふるさと納税を活用して寄附したいといった申出がございまして、控除申告を行う予定ということを伺っておりましたので、寄附に係る受領証明書の発行をしております。

なお、寄附者に対しましては、先ほど委員からもありましたけれども、返礼品はお渡ししてございません。

ふるさと納税として寄附をするか、一般の寄附とするかは、私たち自治体側の判断というものではございませんで、寄附者御自身がどういった控除を受けたいのか、そういったことで異なってくるものというふうに認識しております。

○江川委員　特例控除の対象になるということで、寄附者の方からのお申出だったということで、そこに関しては、ちょっと、こちらでどうにもできないんだよっていうような話なのかなというふうに思います。

もう本当に、どのような形であってもありがたく頂戴したというようなところなんだと思うんですけれども、うーん、これですね、ふるさと納税の物納に関しては、令和６年度のこの決算、やはり、この金額っていうのは、５．８９％の占有率を占めているにもかかわらず、実質的にこの金額っていうのをきちんとどう捉えていいのかっていうところが、私にはまだちょっと理解ができていないところです。

だって、こう考えると、いやあ、日本銀行券ってすばらしいなって思うんですよね。その等価交

換で、そのままの価値でいろいろなところにも使えるし、しかも財源としても基金の中に入っているので、基金の条例があってその基金の使途は明確にしないといけないですけれども、明確である中では、自由に、ある意味では使える、色がついていませんのでね。だから、日本銀行券っていうものは本当にすばらしいんだなっていうことが改めて分かるんです。使い勝手がいいということですね。

ところが、この物納に関しては、占有率は高い、とてもすばらしいもの、そして、本当だったら、もしかしたらこれ以上の価値があるかもしれない、うちになければ、旭川になければ。もしかしたら、都市圏とかにあったほうが、やっぱり、コレクターとか、見てみたいなっていう人っていうのは、人は向こうのほうが多いわけだから、おんなじものでも、多分、旭川に置いてあるのと向こう側に置いてあるのとでは、実は価値が違うかもしれないんですね。評価をする人がたくさんいれば、当然、価値は上がるわけですから。

そこをもっても思うわけですけれども、令和７年度の予算の審議時に、令和７年度中に市民に展示するっていうふうになって、実は、今年度８００万円の予算が組まれているんですね。で、昨年度の令和６年度の決算にも今回上がってきている。で、現時点で展示の見込みっていうのが聞こえてきていないなというふうに思っているんですけど、これ、本当にふるさと納税制度の適切な運用の中で行われたものなのでしょうか、ということが聞きたいと思います。

ふるさと納税制度って、いろいろな物議を醸したりっていうような部分もあるので、制度設計に関して、今すごくいろいろな審議が、毎年、通知が出されていますし、こういうところは気をつけましょうねっていうような通知って本当にいろいろあるんですよね。

改めて、全ての部分、遡ってみました、通知。もう、毎年、あっ、本当に、おんなじことを何度も何度も何度も何度も出してきているよねって、毎年、５月ぐらいですかね、通知を出していますよね。それを、あっ、本当に同じだなって、どう違うんだろうと思って、こう線を引きながら見るみたいなところがあったんですけど、物納って、その中に、私、なかなかちょっとまだ見つけられていないんですけど、どういうふうに考えたらいいんでしょうか。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　総務省からは、毎年度、制度改正の都度、ふるさと納税制度の適正な運用についてということで通知が発出されているところでございます。

私どもが認識している中では、一般的に、通知の内容といたしましては、募集の方法ですとか、いわゆる経費率基準の遵守ですとか、返礼品に関する割合、地場産品基準など、自治体として遵守すべき事項について通知がなされているというふうに認識しております。

私どもも調べたところ、物納に関する内容の通知というのはないように見受けております。

○江川委員　総務省の通知の中でも、ほぼ触れられていません。そして、ふるさと納税、物納っていうふうに、もう本当に普通に検索ワードとして入れていくと、最近話題なのは、企業版ふるさと納税での物納ということで、ちょっと制度が違うものが結構いっぱい出てくるんですね。それの中身を拝見していくと、やっぱりちょっと違うんですよ。

というのは、やはり、行政課題の解決っていうところが、今、ふるさと納税とか企業版ふるさと納税のポイントになってきているよなっていうふうに、私は、制度の部分、その根幹の部分を捉えていまして、特に、都市圏のほうが人口が多くて、しかも、その都市圏の人口というのは、実は地方から都市圏に行っているっていう、そこの部分からこのふるさと納税というのができたんだろう

なって。税収が外に流出してしまうところを少し戻すっていうようなイメージだったんです、ふるさと納税。だから、ふるさとってつくんだと思っていたんですよね。もしくは、応援ってついて、自分がふるさととしようと思っている、ふるさとの原風景に近いような、そういったところに納税をする。

今、どちらかというと、何ていうんですか、いろんなものを見ていくと、ちょっとした通販みたいなイメージで一般市民としては捉える感じだなあと思うんです。納税なんです。納税なんだけれども、何かちょっと、返礼品をもらうのに、まず、返礼品から探せるサイトになっていたりとかして、あっ、このブドウとこっちのブドウとこっちのブドウ、どっちがおいしいのかなみたいにみんな思っているんだろうなっていうのを、ちょっと、私の周りで、何ていうんですか、聞いて、聞いて、ふるさと納税で梅干しをもらったのって言って、こっちの梅干しとこっちの梅干しとどっちがおいしいと思う、食べ比べようって、教えてもらった方から、こういう感覚、普通だよねっていうふうに思ったんです。なので、そういうふうに考えていったときに、やっぱり、今回のこの基金外の物納というのは、本当に、これ、ふるさと納税の運用として適切なんだろうか、この使い方、適切なんだろうかっていうところが、今ずっとこうお話を聞いていても、私にはまだ理解ができていない。

ちょっと、何か、ふるさと納税じゃなくて、一般寄附――確かに寄附者の意向だから、こっち側なんだって言うのは分かるんですけど、そうじゃなくて、これは、本来だったら、寄贈だったらまだ分かるな、けれども、ふるさと納税と。マイセンは、やっぱり欲しいと思います。どうも、何か、私は、デザイン都市の会議とか、そういったところに出ていても、マイセンの話は一度も聞いたことがない。デザイン会議とかの中でも、陶器のお人形の話は、一度も、何か価値を高めるために人形が要ると思いますっていうような話は一回も聞いていない。今あるものをいかに活用するかっていう、今の課題をどう解決するのかっていう話が、ずっとこの３年間のデザイン会議の中ではなされてきましたけれども、その中には、課題解決の方法として、この陶器の展示物、美術品、高価なもの、こういったものは出されてきていないなっていう。そして、コレクションは、旭川市内のいろいろなそういう美術館とか、博物館とか、そういったようなところの収集方針というのが必ずありますよね。図書館にも収集方針がありますように、全部、収集方針ってありますけど、その収集方針の中にはどこにも入っていない。

というふうに考えたときに、やっぱり、これ、唐突だなと思うんです。適切なんだろうかっていうふうに思います。

今後、どういうふうに、このふるさと納税での物納、そして、これに関しての説明、市民にしていくんだろうかということを伺いたいな、どういうふうに見解を持っているのか、伺いたいと思います。

○浅利行財政改革推進部長　今回のマイセンの物納の経緯につきましては、これまで御説明を申し上げたとおりでございますが、マイセンに限ったお話ではないですけれども、物納につきましては、寄附受入れ後の用途ですね、目的、あるいは、場合によっては経済効果等々も含めまして、受入れの是非というのは、そのとき、そのときの状況に応じてやはり検討していかなければならないと思っていますし、今回のマイセンについては、総合政策部で、今後、市民の方々に見ていただくような機会がきっとできるんだなというふうには思っておりますが、そのマイセンというか、物納

の物自体の価値ということよりも、やはり、今、質疑を聞いている中では、いわゆる使用価値、本市として、その物がどのように使用されていって価値を生み出すのかというのが重要なことなんだろうなというふうにも認識しております。

今回寄附していただいた方というのは、本市出身の方で、実は、昨年は物納という形でありましたが、それ以前は、ずっと多額の寄附を、現金寄附を、もちろん返礼品なしという形の中でいただいている方でもございまして、やはり、自分のふるさと旭川に対する思いとか、あるいはお気持ちというのを、我々として、ふるさと納税を扱っている部局としては、そういったものを、きちっと大事に、大切にしていかなければならないと。つまり、逆に言うと、例えば、お金でありますと、いただいたお金をどのように活用するのか、どのような使途で使っていくのか、あるいは、物でありましたら、その物をどのように本市として活用していくのかというものを、やはり、大事にしていかなきゃならないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、ふるさと納税の制度、ある以上、我々は活用はしてまいりますが、本来の趣旨、今のような本市出身の方の思いとか、本来の趣旨というものを、きちっと、やはり、我々としても踏まえていかなきゃならないというふうにも思っておりますし、活用する、あるいは充当する基金、事業、いわゆる使い道の部分につきましても、寄附者はもとより、市民に対してもきちっとお知らせをしていく必要があるというふうにも考えておりますんで、今後も、そのような形で、皆様方に、貴重な財産、貴重なお金ということでございますので、きちっとその使用用途については御説明をしてまいりたいというふうに考えております。

○江川委員　きちんと説明をしていくということに尽きるというのは、今の部長の御答弁からも分かるんですけれども、唐突でしたよねっていう。これまでもずっと継続的にいただいているんです。で、私、議員になる前の前職でも、実はこの寄附者の方から応援をしていただいて、展示替えをさせていただいたっていう経緯がありまして、そのときに、本当に応援する、このまちの出身だからここを応援するんだって、だから、本当は、ほかにもっとたくさん出せるんだと思うんですけど、そうじゃなくて、旭川市を応援するんだっていうその気持ちがすごく伝わってきていて、そのときには本当に何かお返しできるものがないんだろうかっていうのを考えたんですけど、何も要らないっておっしゃったんですよね。市民に対して何か恩返しとおっしゃるんだけど、恩返しっていうよりは、こちらが恩返しですよねっていう、すごい、そういったところの部分を見てきた中で、今までずっと応援してきてくださっているわけですよね。で、これが、今回、物納っていうふうになったときに、ただしまっているだけでは、当然、その思いには応えていないし、そして、じゃ、それを展示するときに、ちょっとやっぱり困るよなっていうのが正直なところでした。

何でしょうね、旭川で展示するのと都市圏で展示するのとでは、見てくださる――旭川にとってはいいですよ。旭川市にとっては、やっぱり、旭川まで来てくれるかもしれない。かもしれないですよ。大阪・関西万博とかだってそうですよね。来てくれるかもしれない。けれども、やっぱり、それよりは、このマイセンさん、このマイセンの価値自体は、都市圏にあるほうが絶対高まると思うんです。たくさんの人が、こんなすばらしいものを、この新しいコレクションで、こんなふうに見られるんだと思って見に来てくれる。そういうふうに価値を生み出すようなものを、やっぱり、ただしまい込んでおくべきではないし、かつ、市民にとって、じゃ、そのマイセンってどのぐらいの価値なんだろうっていうのを、改めて今回考えさせていただいたなあというふうに思っていま

す。

結構いろいろ話をしたんですけど、うーんって言っていたのが、私は、いや、すごいよねって思うけれども、じゃ、これを、東京まで、絶対、コレクションとして見に行きたい、いつか手に入れたいとかっていうふうに思うかというと、それであるならば、やっぱり、別な絵画のほうが興味があるかもしれないなって、ルノワールとかのほうが見たいかなって思ったりするかもしれないなと思いましたし、札幌とか、そういったところで、ゴッホ展とか、いろいろな美術展がありますね。大体、毎年、行きますし、ミュージカルも大体ｈｉｔａｒｕまで行くんですけど、そういったところを考えたときに、ああ、もしかしたら、せっかくいただいたものの価値を生かし切れないんじゃないだろうかっていうので、とても残念な気持ちになったなあと思います。で、市民への還元は、それではなされないのではないかなというふうに思っているところです。

そして、かつ、この物納というのが、本当に唐突に出てきたような印象でした。１２月２５日にいただいたということで、クリスマスプレゼントとして本当にいただいて、最後の最後の年末のね、というのは分かるんですけれども、何か、そこの部分、副市長はどうお考えなのかなって、このマイセン。今まで、マイセンについて、副市長とデザイン会議とかでもデザイン都市関係では話をしたことがないですけど、突然じゃなく、やっぱり、これはどういう価値をもたらすというふうにお思いなのか、ちょっと、取りあえず、それで伺いますかね。

じゃ、ちょっと副市長に伺いたいと思います。

○菅野副市長　取りあえずっていうことでの御質疑でございますけれども、デザインとの関係で申し上げますと、デザインは、市としてデザインの定義であったり、幅を定める必要はなくて、様々なものが、やっぱり、デザイン性であったり、デザインという考え方の中で成り立っているものがございますので、デザインのよしあしは別にしても、様々なもの、いろんなものがやっぱりデザインとして成り立っているのかなというふうに私は思っています。

で、マイセンについて言えば、やはり、その芸術的な価値もそうなんですが、その成り立ちであったり、それが制作された背景であったり、これは織田コレクションもそうなんですけれども、そのときの社会情勢であったり、いろんな事情が背景にあるというふうに理解していますんで、やはり、一定のデザイン的な考え方の中で成り立ってきたものというふうに私は理解をしています。

あと、ふるさと納税の関わりでございますけれども、確かに、委員の御指摘のように、ふるさと納税は、首都圏をはじめ、都市と地方の財政的ないろんな事情から成立された制度というふうに私は理解をしています。そういう意味で言うと、現金のほうが、そのまま財政的な課題を解決するために直接利用できるんで、使用できるんで分かりやすいとは思いますけれども、やはり、制度の中である程度成り立っているというかな、制度として適正さを欠いていないものについては御寄附者の御意向に沿って受け入れる必要があるのかなというふうに思っていますので、ここは、御意向があったということで私は理解をしているところでございます。

で、マイセンをどうするかということでございますけども、やはり、委員の御指摘のように、いただいたものの価値をしっかり高めていくということがこれからは本当に必要だというふうに思っています。それは、確かに、首都圏であると、百貨店でお金を出して買い上げたマイセンを展示して、お金を取って見せている。多くの方が何か集まるように聞いていますけども、それぐらいの価値のあるものを、これから、旭川の市民が、旭川で、どのように、まあ、展示の仕方はあるんです

けど、見ることができるかにかかっているというふうに思っています。

したがいまして、今、どのような形で市民の方に見ていただくか、まだ最終的に結論は出ていませんが、市としては、貴重なものを市民の皆さんの手に届くように、目に触れるように、しっかりその展示の内容だとかを検討していきたいと考えています。

○江川委員　価値を高めるということ、それから、適切に物納なんかも含めて判断していくんだっていうような趣旨の御答弁かなというふうに思いました。

うーん、正直な話をすると、何で、市長、これ、欲しいって言ったのかなっていうのを正直に聞いてみたいなって私の中では思っているところなんですけど、なんですけれども、取りあえずは、今、副市長から、今後、市民の目にきちんと触れるようにして考えていきたいと。そして、今年、予算組みもしているので、今年度、ちゃんと本当になるんだろうかって、もう１０月を過ぎているので、ちょっと、あと５か月、厳しくないですかねって、何ていうんですか、価値を高めるための展示の方法は、あの金額ではちょっと難しいんじゃないでしょうかっていうのは私の中では思っているんですけれども、その辺も踏まえて、このコレクションに関しては、多々、市外の皆さんも注目をしている点ですので、私のところでは、取りあえずこの質疑は終わらせていただこうかなと思います。

○高橋ひでとし委員長　理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時５８分

再開　午前１１時０１分

○高橋ひでとし委員長　再開いたします。

御質疑願います。

○駒木委員　おはようございます。

経済建設常任委員会に所属になりまして初めての分科会であります。本当に旭川市ってこんなに多くの事業があるんだなって、日々日々、勉強をさせていただいております。今後ともよろしくお願いします。

では、女性のキャリアの保健室事業費について、女性活躍推進課に質疑します。

本事業は、旭川未来会議２０３０からの提案を起点に、女性のキャリア形成支援を具体化した先進的な事業であり、地域課題への実践的な取組として評価をしております。

では、２款１項１２目男女共同参画活動費、女性のキャリアの保健室事業費について、決算概要をお示しください。

あわせて、財源の内訳についても御説明ください。

○松山女性活躍推進部次長　本事業は、令和５年度に実施しました未来会議２０３０女性活躍分野からの提案事業を基に、就労継続やキャリア形成に課題が生じやすい女性の就労を支え、長く経済的自立を維持できるよう、専門家がアドバイスを行う働く女性のための相談窓口について、相談試行とアンケートによるニーズ調査を実施したもので、委託料３４４万９千６００円となっております。

財源は、地域女性活躍推進交付金２分の１と企業からの寄附金１０万円を充当しております。

○駒木委員　令和６年度の相談窓口試行事業についてお伺いをします。

令和６年度に実施された相談窓口の試行事業について、実施期間、相談形式、相談員の資格、利用件数など、事業の概要と利用実績をお示しください。

○松山女性活躍推進部次長　試行的に実施した相談窓口事業は、働く人々のキャリア形成や就業継続における課題解決を目的としたもので、期間を３か月間とし、週１回のペースで相談窓口を開設いたしました。相談形式としては、利用者の希望に応じて、対面相談や、またはオンライン相談を選択可能としまして、相談員としては、中小企業診断士やキャリアコンサルタントなど、有資格者が実施をしました。

利用実績につきましては、対面相談が２３件、オンライン相談が９件、合計で３２件の利用となりました。また、相談終了後に実施したアンケートでは、９割を超える利用者が相談内容が参考になったと回答し、窓口の設置については、全員の利用者から設置を望むとの評価をいただいております。

○駒木委員　相談員に中小企業診断士やキャリアコンサルタントなどの有資格者を配置したことで、専門性の高い支援が実現し、利用者の満足度も非常に高かった点は、大きな成果であると受け止めています。アンケートでは、相談内容が参考になった、窓口の継続を望むといった声が寄せられ、事業が実際のニーズに応えていたことが分かりました。また、対面、オンラインの選択制を導入したことで、利用者の状況に応じた柔軟な相談が可能となり、今後の事業拡充にもつながる仕組みとなっております。短期間の試行であっても利用の実績と高評価を得られたことは、令和７年度以降の事業の展開に向けた確かな基盤になったと受け止めています。

令和６年度に実施されましたニーズ調査では、働き続ける上での障害を感じている人が過半数を占め、約７割が専門家による無料相談窓口の設置を希望していました。特に、２０代から３０代では育児や出産、４０代以降でも育児が継続的な課題として挙げられており、産休・育休制度だけでは対応し切れない、そこで長期的な両立支援の必要性が見えてまいりました。

ニーズ調査の内容と結果について、明らかになった課題や傾向を具体的にお示しください。

○松山女性活躍推進部次長　ニーズ調査は、キャリア形成や働き続けるための障害について市内の働く方々の実情を把握する目的で、事業所を通じてですとかホームページ、チラシでの周知により実施をいたしました。

調査は、４２１名の方々に御回答をいただきまして、回答者の過半数が仕事を続ける上で障害になることがあると答えております。また、専門家による無料相談窓口の設置を希望する回答が約７割に達しており、働く上での課題解決に対する期待が非常に高いことが分かりました。具体的な課題としては、２０代から３０代の回答者を中心に育児や出産が挙げられ、４０代以降でも育児が継続的な障害となっているケースが見受けられたところです。

この結果から、産休や育休のみでは対応し切れない継続的な支援が必要となったところでございます。

○駒木委員　育児、出産が継続的な就労障害となっています。特に、２０代から３０代に加え、４０代以降でも育児が就労継続の障壁となっている実態が分かり、制度的支援だけでは不十分であることが分かってまいりました。相談支援への高い期待として、約７割が専門家による無料相談窓口の設置を希望しており、働く人々がキャリア形成や就労継続に対して強い不安や課題意識を持っていることが分かります。産休・育休制度だけでは対応し切れない長期的、継続的な両立支援が求め

られており、個別相談や企業との連携による柔軟な支援体制の構築が必要であります。

この調査結果は、今後の事業を展開するに当たり、実態に合わせた支援策と企業、地域全体での理解促進が必要と考えています。

令和７年度の事業方針について伺います。

令和６年度の実績から、令和７年度の相談窓口事業の方向性について、名称変更の理由や対象者の拡大など、具体的な方針をお示しください。

○松山女性活躍推進部次長　令和６年度の利用実績及びニーズ調査の結果を踏まえ、これまでの取組を発展的に継続することとしました。

名称につきましては、令和６年度に受託事業者が実施した市内事業者への窓口利用周知活動の際に、女性限定の窓口では周知が難しいという意見ですとか、男性従業員も利用できる窓口にしてほしいという要望が寄せられたことから、みんなのキャリアの保健室に改称いたしました。また、対象者については、女性に限定するのではなく、市内で働く全ての方を支援する形へと拡大し、より多様な働き方に対応できる窓口とする方針でございます。

以上により、男女を問わず、幅広い働く市民に対して、キャリア形成や就業継続に関する支援を提供しています。

○駒木委員　事業の名称が変更され、対象も女性限定から市内で働く全ての人へと拡大がされました。これは、男性従業員から利用希望といった現場の声であり、より多様な働き方や就労課題に対応する相談支援体制へと転換したことは、地域の雇用環境改善に向けられたことと認識をしています。

受託事業者の選定についてでありますが、先ほどの御答弁では、相談は中小企業診断士やキャリアコンサルタントが当たったとのことでありますが、女性のキャリアの保健室については委託事業として実施したとのことであります。

改めて、どのような事業者に委託をされましたでしょうか、また、受託事業者の選定方法についても御説明ください。

○松山女性活躍推進部次長　女性のキャリアの保健室は、５名の中小企業診断士が在籍する市内事業者に委託し、実施をいたしました。

また、未来会議２０３０の事業提案として、相談員は専門知識を有するキャリアコンサルタントなどの有資格者を置くということが必要条件でありましたことから、受託事業者の選定は、市内の就労環境に精通し、相談員として中小企業診断士、社会保険労務士、キャリアコンサルタントなどの有資格者を配置できることを要件として、公募型プロポーザルで決定しました。

○駒木委員　令和７年度事業への反映について伺います。

令和６年度のニーズ調査や試行事業を通じて明らかになった課題が令和７年度の事業にどのように反映されましたでしょうか、具体的な経緯をお示しください。

○松山女性活躍推進部次長　ニーズ調査及び相談窓口の試行事業を通じまして、働く女性を対象とした相談窓口の周知が困難であること、また、従業員が相談窓口を活用することに対する事業者側の抵抗感など、当初の予測では見えていなかった課題が浮き彫りとなりました。

これを受け、就労者の本質的な課題解決には事業者の協力が不可欠であることを認識しまして、受託事業者との協議を重ねた結果、就労者を支援するとともに、企業の人材確保に寄与し、地域全

体の雇用環境の向上を目指す事業へと方針を見直したところです。さらに、令和６年度の未来会議２０３０の場において、試行事業の成果や分析内容を参加者に報告しまして、市長との意見交換を実施したんですけれども、その中で事業の進むべき方向性について議論を深めてまいりました。

この協議の結果を踏まえて、働く人々を幅広く支援する事業として今年度の事業を位置づけ、具体的な対象拡大や新たな名称へ見直したものでございます。

○駒木委員　事業内容の変更点が分かりました。事業方針の見直しの内容について伺います。

今、御答弁にございました、就労者を支援するとともに、企業の人材確保に寄与し、地域全体の雇用環境の向上を目指す事業へと方針を見直したとのことですが、その具体的な内容や仕組みについても詳しくお示しください。

○松山女性活躍推進部次長　働く人が抱える就労上の悩みや課題を解決するために、専門家による相談支援を行い、健やかな長期就労の継続を支援しております。この相談活動を通じて得られたデータを分析することによって、地域の就労者ニーズを定量的に把握し、事業者への情報提供の仕組みを構築しました。この仕組みにより、企業に対して人材育成や従業員定着に役立つ実用的な情報を提供することが可能となりまして、働きやすい職場づくりを促進しております。

さらに、既存の女性活躍・ワークライフバランス推進費の事業なんですけれども、その中で実施しております多様な働き方推進事業と連携をしまして、認定・表彰制度を活用することで、就労者支援の成果を企業活動に反映させ、企業の意識改革を後押ししております。この取組は、地域全体の働きやすい環境づくりや女性活躍の推進につなげることを目指しており、具体的には、職場環境の改善や多様な働き方を支援する企業の認知度向上に寄与しております。

○駒木委員　相談支援を通じて得られたデータによって企業支援に生かす取組が構築され、個人と企業の両面から就労環境の改善を図っている点と、事業間連携により地域全体で働きやすさと多様な働き方を推進する流れが生まれていることが分かりました。

事業間連携の具体的な効果について、ここでお伺いをします。

みんなのキャリアの保健室事業と多様な働き方推進事業者認定・表彰事業との連携について、認定要件の変更やデータ活用など、具体的な連携内容とその効果についてお示しください。

○松山女性活躍推進部次長　多様な働き方認定・表彰制度ですが、多様な働き方に積極的に取り組む企業を認定、表彰しまして、職場環境の改善を促進する制度です。

認定は４区分、表彰は３分野に分けて実施しておりまして、今年度から、新たにみんなのキャリアの保健室への登録企業であることを認定要件に追加したところです。この変更によって、相談窓口の活用やセミナーへの積極的な参加など、従業員の働きやすさ向上に取り組む企業を評価し、制度の実効性を高めております。さらに、キャリアの保健室事業を通じて得られた地域の就労課題やニーズの分析結果は、認定・表彰事業の方向性検討や啓発内容の充実に活用しております。これに加え、両事業を連携させることで、地域の企業における意識改革を促し、働き方改革の推進と従業員の職場環境改善を後押ししております。

○駒木委員　事業継続の見直しについてお伺いをしました。みんなのキャリアの保健室への登録を認定要件に加えたことで、相談支援の企業評価が連動し、制度の実効性が高まったことは非常に意義深いと感じております。両事業の連携により、地域の企業の意識改革と職場の環境の改善が促進され、働き方改革の実践的な推進につながっています。

そこで、アドバイザー派遣事業の今後について伺います。

多様な働き方アドバイザー派遣事業の令和６年度の実績と令和７年度以降の対応方針についてお示しください。

○松山女性活躍推進部次長　多様な働き方アドバイザー派遣事業につきましては、令和４年度以降、利用実績がなく、令和６年度も実績がゼロでした。令和６年度の事業所調査においても派遣を希望する回答は得られなかったことから、令和７年度から休止し、みんなのキャリアの保健室登録事業者に対しては、希望に応じて中小企業診断士による個別相談を実施しておりまして、企業支援の機能は継続しております。

今後の事業の進捗や相談ニーズの変化を踏まえながら、必要に応じて派遣事業の在り方についても検討してまいります。

○駒木委員　今後の展開と中長期的なビジョンについてですが、みんなのキャリアの保健室事業と多様な働き方認定・表彰制度の連携による地域の就労支援について、今後の展開や制度の充実、中長期的な方向性についてお示しください。

あわせて、相談支援や認定制度の対象拡大などについても御説明ください。

○片岡女性活躍推進部長　本市では、多様な働き方認定・表彰制度を通じて、働きやすい環境づくり、職場づくりに積極的に取り組む地域の企業のいい事例というのを広く発信し、みんなで共有して、企業間でも共感や刺激を促して、そして、就労環境の向上を図っていこうというふうにして進めてまいりました。この取組を通じて地域全体で働き方改革のモデルを示して、多様な働き方を推進する基盤というものを後押ししてきたところでございます。

さらに、令和６年度に実施した女性のキャリアの保健室事業で得られた知見というのを基に、本年度から、みんなのキャリアの保健室と事業を発展することができました。この事業は、個人のキャリアの形成とともに、実際に企業の支援、個人と企業の両方に着目して地域全体での体制を効果的なものへ進化させています。特に、相談で得られた個人の課題ですとかニーズを企業の取組に的確に反映する、そして、認定・表彰制度も含む本市の制度設計や啓発活動の質も向上させていく、こういうことに力を尽くしてまいりました。

この認定・表彰制度では、企業の取組を見える化するということで、地域内に好循環を生み出して多様な働き方を支える環境の醸成というものも進めるとともに、特に、女性のキャリアの形成ですとか経済的自立というのを力強く支援していくことを目指していきたいというふうに考えています。

このキャリアの保健室事業は、市民の皆様の声、未来会議２０３０から出てきた本当に貴重な事業です。こうした事業をしっかり進めていくとともに、私たちも、この担当部局として、こうした自分たちの持っている事業間、またいろんな部局間との連携も含めて、相乗効果というのを最大限に活用し、地域の雇用環境、さらなる向上を後押ししていきたいと思っています。

引き続き、多様性を尊重した働き方を推進する社会の実現につなげられるように着実に取り組んでまいります。

○駒木委員　就労支援体制が構築され、事業間連携による相乗効果を地域全体に広げている点は、非常に前向きであります。この事業だけでも本当に多くの答弁が含まれていましたので、本当に今、置かれている女性の働き方、また、若年層にとっても、そういった環境って、もう本当に目ま

ぐるしく変わっている中であると思うんですよね。そしてまた、旭川市でも、こういったことが本当に求められてくる事業だと思います。そして、定着をさせていきたいなというふうに感じております。

私自身の友人も、女性起業家であって、ボランティアをしてみたいだとか、でも、始めたいけど、どうしたらいいかとか、そういったことで、その始めたいけれど、意欲はあるけれど、どこに聞いたらいいかっていうところなんですけど、この行政が関わるっていうことに、本当に信用性、信憑性があるので、安心して相談ができるということも好評でありました。で、また、多くの人に知ってもらいたい。相談を受けた友人は、こういうことを本当に知りたい、分かりたい、相談したいっていう人がいるっていうことを聞いたので、ここからが、この事業の発展的なものが見えてくるんじゃないかなというふうにも感じております。

特に、相談から得られたこういった課題を反映し、企業側にそういった取組を見える化していくということを促していくというか、そういったことで、働き方改革の実効性が高まっていくということを感じております。こうした事業を力強く支援していくことも、今後も期待をしていきたいと思います。

この項目については、以上であります。

続いて、同じく、女性活躍推進課のほうに別の事業で質問をしていきます。

３款２項１目児童福祉総務費についてお伺いをします。

女性相談つながりサポート事業費についてお伺いをします。

こちらは、令和５年第４回市議会定例会の一般質問で、困難を抱える女性相談のＬＩＮＥ窓口設置へ、様々に提案をさせていただきました。こうしたことから、令和６年から新規事業の開設となりましたことに心から感謝をしております。

この事業は、孤独や困難を抱える女性への支援において、従来の電話・来所型相談では接点を持ちづらい層へのアプローチが課題となっています。旭川市が導入したあしたばＬＩＮＥ相談は、匿名性と気軽さを生かした新たな支援手法として一定の成果を上げている一方で、運用面での課題も見受けられます。

そこで、事業の実績、課題、改善策、今後の展開について伺います。

まず、決算概要をお示しください。

○松山女性活躍推進部次長　本事業は、不安や困難を抱える女性を対象にした支援事業であります。民間団体等の知見やノウハウを活用したアウトリーチ型の支援と生理用品の配付を組み合わせた相談窓口の周知で、適切な支援や関係機関につなぎ、早期解決を目的としています。

具体的な内容は、困難を抱える女性に対する相談支援であるあしたばＬＩＮＥ相談、イベントと相談支援を組み合わせたつながるスペース、この２つの委託事業で合わせて５３１万４７０円、その他消耗印刷費、プロポーザルの審査会委員報酬として１９万８千８７０円、合わせて５５０万９千３４０円です。事業費のうち、４分の３は内閣府の地域女性活躍推進交付金を充当しております。

○駒木委員　ＬＩＮＥ相談の利用状況と年齢層の傾向について、令和６年度の相談件数及び相談者の年齢構成を踏まえ、特に若年層との接点確保における成果について、どのように評価をされていますでしょうか、お伺いします。

○松山女性活躍推進部次長　令和６年度の相談件数は１４８件で、相談者の年齢構成は、１０代が１１％、２０代が９％、３０代が３１％、４０代以上が４８％となりました。

この結果から、４０代以上の利用者が半数を占めている一方で、若年層との接点が確保できたという点が大きな成果であると認識しております。電話ですとか、市役所の窓口といった既存の窓口を苦手というか、避ける傾向にある若年層に対しましては、ＬＩＮＥというコミュニケーションツールを活用したことで、若い世代が相談しやすい環境を整備できたものと認識しております。

○駒木委員　相談件数が目標を上回り、若年層との接点も一定程度確保できた点と、特に、電話や来所による相談に心理的な抵抗を感じる若年層に対し、ＬＩＮＥという身近なツールを活用したことは、相談のハードルを下げる有効な手段であったと受け止めています。

一方で、年齢構成を見ると、４０代以上が約半数を占めており、若年層の１０代、２０代は合わせて２０％にとどまっている状況であります。これは、今後さらに若年層の利用促進を図るためには、相談者が気軽に利用できる窓口として非常に有益な取組であるとは認識をしていますが、周知方法や相談導線の工夫が必要ではないかと考えています。周知活動の内容が、ＬＩＮＥ相談の利用拡大や困難を抱える方々との接点の強化につながります。

そこで、お伺いをいたしますが、ＬＩＮＥ相談を必要とする方々にどのように窓口の情報を届けていますでしょうか、具体的な取組についてお伺いします。

○松山女性活躍推進部次長　相談窓口の存在をより多くの方々に知ってもらうことを目的に、生理用品の配付を通じた相談窓口の周知活動を展開してまいりました。令和６年度は、相談窓口を必要としている方々だけではなく、具体的な相談を検討していない潜在的な層にもアプローチするため、ＬＩＮＥ相談の存在を広く周知する取組を強化いたしました。具体的には、市内商業施設等で４千１２８個配付しまして、相談を考える前段階の層にも窓口の存在を広く知らせることができました。

この取組を通して、ＬＩＮＥ相談を知るきっかけを多くの方々に提供し、相談窓口へのアクセス向上を図っております。

○駒木委員　相談内容の傾向と支援につながった事例についてお伺いをします。

ＬＩＮＥ相談の運用開始から一定期間が経過していますが、これまでに寄せられた主な相談内容はどのようなものが寄せられていますでしょうか、可能な範囲で御答弁いただきたいと思います。

また、相談を受けた後、どのような支援につながった事例があるのかを具体的にお示しください。

○松山女性活躍推進部次長　これまでに寄せられた相談内容は、家族関係、生活に関する困り事、仕事に関する悩みをはじめ、かなり多岐にわたっております。具体的な支援の事例としては、ＬＩＮＥ相談から女性相談室を経由しまして生活保護の申請につながったケースですとか、母子生活支援施設への入所につながったケースなどがございます。

○駒木委員　寄せられた相談内容が、家族関係、生活困窮、就労不安など多岐にわたっている点、また、ＬＩＮＥ相談を契機に生活保護申請や母子生活支援施設への入所に至った具体的な支援事例があることは、事業の実効性を示す重要な成果であると受け止めています。

昨年、福岡市の産前・産後母子支援センターというところに視察に行きました。ここは、望まない妊娠だったり様々な家庭事情があって入る母子支援センターでありますが、ここにたどり着くま

でにどういった相談があるかというところをお伺いしたところ、やっぱり、ＬＩＮＥ相談から入ってくる、しかも、この福岡市に全国から若年層がいらっしゃるということが分かりました。

なぜ、ＬＩＮＥ相談なのかというところなんですけど、スマホや携帯代が支払えない、そういった若年層の女性が、コンビニのＷｉ－Ｆｉを使ってそこからなら相談ができる、もう誰にも声を上げられない、そういったような方がＬＩＮＥ相談というツールを使って、それが北海道であっても、あるのは福岡市だけ、当時はね。というところがあったので、ここが本当に匿名性も生かされながら相談にたどり着けるんだなということを感じております。

やっぱり、ＬＩＮＥ相談も、本当にここを入り口としながら、じゃ、どこに、生活保護だったり、家庭環境の、その場で解決する相談もあれば、伴走型にたどり着かないといけない、そういったことが旭川市も求められてくるのではないかというふうに感じております。

相談従事者の資格、研修体制についてお伺いをします。

ＬＩＮＥ相談を安心して利用するためには、相談従事者の専門性が重要であると考えています。本当に複雑化した悩みが多く、私のところにもございます。

こういったＬＩＮＥ相談業務の従事者はどのような資格や研修を受けているのでしょうか、お伺いします。

○松山女性活躍推進部次長　ＬＩＮＥ相談業務を担う従事者につきましては、相談者に寄り添った対応をするため、専門性を確保しております。具体的には、相談支援従事者やサービス管理責任者など関連資格を有するスタッフが相談対応を行っているほか、業務を受託している事業者が実施する相談支援者対象の研修動画を視聴するなど、相談業務に必要な基礎知識や実践的な対応力を習得しております。さらに、ＬＩＮＥ相談の実際の事例を共有する場を設け、課題解決のためのスキルを継続的に向上させる取組を実施しているということです。

○駒木委員　相談従事者に関して、関連資格を有するスタッフによる対応や研修動画の活用、事例共有の場の設置など、専門性の確保と継続的なスキル向上に取り組まれている点は、本当に心強く感じております。特に、ＬＩＮＥ相談という非対面、匿名性の高い手法においては、限られた情報の中で、相談者の状況をいち早く把握し、寄り添った対応を行う力が求められます。

その意味で、従事者の専門性と実践力の確保は、事業の信頼性と支援の質を左右する重要な要素であります。利用者の離脱や操作性に関する課題と改善策について、先ほど申しました私のほうに寄せられる相談も、相談が来たと思えば、途中で途絶えてしまい、期間が空いて、再びまた連絡が来るということがございます。本当にこういったことも心配な点の中ではあるんですけれども、まだまだ改善策はあると感じております。

相談開始までの操作が難しかったり、認知度不足による途中離脱者の存在など、これまでの課題とそれに対する具体的な改善策、登録の手続の簡略化、出張相談の実施等についても、成果も含めてお示しください。

○松山女性活躍推進部次長　ＬＩＮＥ相談の運用を進める中で明らかになった課題としまして、相談に至るまでの操作が分かりにくいという点ですとか、ＬＩＮＥ相談そのものが十分に認知されていないという問題が挙げられます。こうした課題に対し、相談者がより気軽に、かつ、安心して利用できる環境を整備するため、具体的な改善策を講じております。

まず、利用登録の手続が煩雑にならないよう、操作を簡略化する取組を進めています。これまで

の仕様では、友達登録後にグーグルフォームでアンケート回答やニックネーム入力を行う必要がありましたが、ちょっとこの工程の部分を見直しまして、友達登録後にトーク画面上でアンケートに回答するだけで受付が完了する仕組みに変更しました。これにより手続の負担を軽減し、利用者がスムーズに相談を開始できるようになっております。

また、ＬＩＮＥ相談の認知度向上を兼ねて出張相談を実施し、地域におけるさらなる普及を図っております。その具体的な取組として、シングルマザーや子どもが多く集まる子ども食堂などの場で出張相談を実施しています。この出張相談では、相談員がＬＩＮＥ相談の活用方法を直接伝えることで、相談しやすい環境というものを整備しております。

これらの改善策により、利用者の利便性や認知度が向上し、相談件数が増加したと考えております。

○駒木委員　相談に至るまでの操作性の課題や認知度の不足といった点に対し、具体的な改善策が講じられていることが分かりました。特に、グーグルフォームを介した手続からＬＩＮＥトーク画面上で完結する仕組みへと変更された点は、利用者の心理的ハードルを下げる有効な対応であったと思います。

また、子ども食堂など地域の実情に即した場で出張相談を実施し、相談方法を直接伝える取組は、潜在的な支援ニーズの掘り起こしにもつながる重要なことであると感じております。こうした草の根的な周知活動が、相談件数の増加になる大きな成果として受け止めています。今後も、こういった出張相談を継続していただきたいというふうに願っております。

ＬＩＮＥ相談を通じて従来の相談手段では接点を持てなかった層への支援が可能となったことについてでありますが、女性相談室や配偶者暴力相談支援センターの所管課としての今後の展開、関係機関との連携強化、相談体制の拡充等について見解をお伺いします。

○松山女性活躍推進部次長　これまで電話や対面による相談を受けてきた一方で、状況に応じて、より気軽に、かつ、匿名性を保持した形で相談できる窓口の必要性があると感じておりました。

こうした背景を踏まえ、新たにＬＩＮＥ相談を開始したことで、従来の相談方法では接点を持つことが難しかった層へのアプローチが可能になりました。具体的には、従来の対面や電話での相談には至らなかった方が、ＬＩＮＥ相談をきっかけに女性相談室の利用へとつながりまして、支援に結びついた事例が増えてきております。このように、ＬＩＮＥ相談は、既存の相談手段ではアクセスが限られていた若年層や、相談することに心理的ハードルを感じる方との接点を強化する点においても有効であるなと感じております。

今後も、関係機関との連携を一層強化し、より幅広い層の悩みや課題に適切に対応できる体制の構築を目指してまいります。

○駒木委員　従来の電話や対面による相談では接点を持つことが難しかった層に対し、ＬＩＮＥ相談を通じて新たなアプローチが可能となった点、また、実際に女性相談室の利用や支援につながった事例が増加していることは、事業の成果として高く評価できることであります。特に、匿名により気軽に相談できる環境を整備したことは、心理的ハードルを感じる方々にとって大きな安心となり、支援を広げる重要な取組です。こうしたことを踏まえ、ＬＩＮＥ相談が入り口ではなく、相談者にとってつながり続けられる支援の道筋となるよう、今後も関係機関との連携強化を進めていただきたいと思います。

一方で、国の交付金査定が厳しくなっていることもあり、財源確保の見通しが不透明な中、こうした事業の継続性と発展性をどのように確保していくのかが問われています。

そこで、事業の成果と課題、今後の展望についてお伺いします。

○片岡女性活躍推進部長　本市では、若年女性が困難な状況に陥ることを未然に防ぐことを目的として、この女性活躍推進部ができてから、この２年間、居場所づくり事業とＬＩＮＥ相談の取組を試行錯誤を重ねながら進めてまいりました。特に、ＬＩＮＥ相談は、従来の女性相談室にはつながってこなかった１０代から２０代の若年層の利用が確実に増加しており、これまで支援の手が行き届くことが少なかったところへ、アプローチがしっかりと可能になってきたなということが明らかになりました。

こうした成果を踏まえて、今後は、やはり、財政状況や私たちの課の人員体制、それから、ほかの部局の関連事業の進捗などを総合的に勘案して、より効果的で持続可能な支援の形を慎重に検討してまいります。

○駒木委員　ＬＩＮＥの相談件数が増加傾向であります。今後も増加をしていくと私は想定をしているところでありますが、引き続き、誰もが安心して相談できる環境づくりに向けた取組に期待をしております。

以上で、この項目の質問は終わります。

次に、総合庁舎掲示物の統一性についてを課題に、この項目は管財課と政策調整課に質問をいたします。

まず、旭川市の市役所の総合庁舎の１階は、市民の皆様が最初に訪れる市役所の顔となる場所でもあります。本当に御多忙の中、お急ぎで手続に来庁される、いろんな思いをそれぞれ持っていらっしゃる市民の皆様がいらっしゃいます。だからこそ、誰もが迷わず、目的の窓口へとたどり着けること、そして、居心地のよい空間であることが大切だと考えています。

総合庁舎は、行政の中心拠点であり、各部局が掲示する案内、告示物は、行政と市民をつなぐ重要なコミュニケーション手段であります。しかし、現在、掲示物のデザインや情報の整理方法、掲示の管理体制にはばらつきがあります。それは、各担当課の情報が数多くあることも総合庁舎であれば当然なことでもあります。しかしながら、市民目線に立つと、少し分かりにくいことや、視認性や市民の理解促進に課題が見受けられます。

そこで、庁舎内における掲示物の現状について確認をしたいと思います。

庁舎内には、エレベーターホールの前に張られたポスターのほか、庁舎の各所に設置された案内表示、エレベーターやトイレの位置、窓口の場所や利用時間など様々にありますが、手続に関するお知らせや注意喚起など、様々な掲示物が存在をしております。例えば、身近なもので、トイレットペーパーの持ち出し禁止などは衝動的に反応してしまいます。職員の皆様の節電と健康促進のために階段利用を促す御案内があることで、職員の皆さんの健康までが支えられています。それだけで、視界に入ることで、気づきの行動につながっています。こういった掲示物の管理は管財課が担っているとのことでありますが、管財課の役割を見ると、本当に大きな価値を生み出す担当課だなというふうに感じております。

掲示物を含めた庁舎管理に関する予算の事業の内容と令和６年度の決算事業について、具体的にお示しください。

○河原総務部管財課長　総合庁舎におけるポスターやのぼり等の掲示物の管理や庁舎共用部分における利用案内などの作成、掲示等に係る費用は、管財課の庁舎の維持管理を行う庁舎管理費の中で行っております。

令和６年度の庁舎管理費の全体の決算額では、６億４千４１３万７千４９３円となっており、主に庁舎の維持管理に係る光熱水費や清掃、警備、各種設備保守などの業務委託料のほか、第二庁舎ビルやフィール旭川のビル賃借料などがございます。そのうち、ポスターの掲示や入替え作業等の管理、利用案内等の看板などの作成は、管財課の事務補助員、施設管理人として任用する会計年度任用職員の業務の一部として行っております。

同事業費の会計年度任用職員につきましては、先ほどの事務補助員１人と施設管理人４人のほか、庁舎の夜間、休日等の受付、電話対応を行う宿日直員５人がおり、これら全員に支払った決算額で申し上げますと、報酬は２千２１６万２千４９８円、職員手当として６６３万８千８１０円、旅費のうち、通勤費用相当額として８３万９千３６９円となっております。

○駒木委員　御答弁から、総合庁舎の掲示物の管理は、庁舎管理費の一部として位置づけられ、専用予算ではなく、会計年度任用職員の業務の一環として対応されていることが分かりました。

新庁舎が開庁して、早いもので３年目を迎えます。掲示物の統一性や市民との対話空間の質をここで高めるには、こうした業務の重要性を改めて再評価していくこと、情報設計や掲示の環境の改善に向けた体制強化が求められてくると思います。

各部局が庁舎内で掲示物を掲示する際に、ルールやガイドラインは現在どのように定められていますでしょうか、御説明をお願いします。

○河原総務部管財課長　庁舎内における掲示物につきましては、庁舎管理規則及び庁舎内掲示物等許可基準により掲示等を許可できる掲示物を定め、運用しているところでございます。しかし、エレベーターホールなどで窓口の場所を知らせる案内や、発券機等の表示、窓口手続に係るお知らせや注意喚起を促す掲示物は、各所管課の窓口に来庁する市民の誘導や説明、注意喚起等の必要に応じて各部局で作成をしており、それらについては、掲示物許可基準等の厳格な適用までは行っておらず、各部局の判断で掲示しているところでございます。

○駒木委員　答弁から、庁舎内の掲示物には一定の許可基準があるものの、実際には、市民対応の必要性に応じて各部局が柔軟に掲示している実態が分かりました。

各部局の職員さんの本当に温かいメッセージ性が伝わるチラシも、すてきなものばかりであります。これからは、さらにもう一歩踏み込んで、情報が届きやすくするためにも、統一性の確保には、こうした現場の判断と全体の方針と、バランスをどう取っていくかが課題ではないかというふうに考えております。

掲示物の張り方に関する現状と、管財課の対応について、庁舎内に掲示されている案内板や発券機の表示、注意喚起の掲示物などについては、各部局が必要に応じて作成し、任意の場所に掲示している状況が見受けられました。

こういったことがあり、今年の夏頃に、市民生活部の担当課と総合庁舎の１階を回りながら、私自身が感じてきたものを担当課の方にお伝えしてきたことがあります。全体を見たとき、物の配置など、そういう点検、また、改善点がないかを確認し合いながら、今、改善に至ったところもありますが、まず、印象的だったものは、同じ内容の掲示物が多く張り出されていまして、まずＷｉ－

Ｆｉの表示が多くありました。こちらは、職員さんの優しさだったり、御来庁される皆様が不便にならないようにと、窓口業務での対応、こういったことも最小限にする効率的な方法であると受け止めてはいますが、少し残念なところとしましては、１階フロアの真ん中のガラス張りの２階までのエレベーターは、本当に、これ、きれいなガラス張りのエレベーターでありまして、ここは本当に存在感があるところであります。このガラスのところにセロハンテープでの貼り紙が、紙、コピー用紙で案内表示がありました。ここが本当に残念だなって思ったところでありまして、そこは、ちょっと見栄えが悪いですねということで、管財課に相談をしてくださって、早速、木目調の案内板に変更し、ガラス張りのエレベーターに設置をしていただきました。庁舎の雰囲気にも調和し、見やすく温かみのある印象になりました。

こういった、今ある掲示物、張り出し物、どれが正解かっていうのは、それぞれのセンスもありますからゴールはないものかと思いますが、一つ一つ、この新庁舎が開庁して２年になって見えてくるものがあるというふうに感じているところです。一つ一つ変えていきたいというところでありますが、さらに、特に気になるところをここで申し上げますと、その掲示物の貼り方で、細かいことではありますが、ガムテープや色つきの養生テープなどが使用されており、見た目の印象や庁舎の公共性を考えると改善の余地があります。ガムテープの使用は不適切であり、養生テープも色によっては視認性や統一感を損なう可能性があります。

職員の皆さんが、本当に忙しい中、市民の利便性を考えて対応してくださることは理解しています。だからこそ、掲示の方法にも一定の配慮をお願いしたいところです。例えば、市民課の発券機には、案内の表示として、よれよれになった紙がそのまま張られている状況が続いています。少なくとも、ラミネート加工を施すなど、見やすさを、清潔感を保つ工夫が必要ではないでしょうか。

あと、注意喚起を促すと、どうしてもその反動で反対の行動を起こす。冒頭に申し上げましたが、トイレットペーパー、持ち帰らないでくださいねってあると、持って帰ろうかなという心理が、私だけではないかなと思うんですけど、そういうふうにネガティブ的なものって、すごく、注意喚起を促すのは大事なんですが、あまりにもそれが多いと、ちょっと印象に暗い空気が漂うというのが、見えない空気があるのではないかなというふうにも感じています。

こうした掲示物の張り方や管理について、管財課として各部局に対して何らかの指導や助言を行っていますでしょうか。現状の対応についてお伺いします。

○河原総務部管財課長　各課で作成した案内表示等について、庁舎の壁や塗装が剝がれるおそれがあることから、粘着力の強いセロテープ等を使用しないよう掲示板で周知をしてございます。また、掲示物の美観等に関することへの指導については、所管課から掲示物の作成依頼や相談を受けたものについては当課で作成するといった支援をしてございますが、指導までは行っていないところでございます。

○駒木委員　庁舎の美観維持や保護の観点から、粘着力の強いテープの使用を避けるように周知している点は、一定の配慮がなされていると受け止めています。一方で、掲示物の貼り方や見栄えに関する統一的な指導は行われておらず、各課の判断に委ねられている状況であります。

これまで各担当課の思いを形にされて掲示をされてまいりましたが、市民の目に触れる機会が多いものだからこそ、旧庁舎と違い、新たな庁舎全体としての統一感や公共空間としての品位を保つためのルール整備が今後必要ではないかと考えています。

多くの市民の皆様が御来庁されておりますので、市民の皆様が日常的に目にする空間であることを踏まえると、庁舎全体としての見栄えなどの統一感や美観を保つために、掲示物の運用に関する庁内のルールを改めて整理、見直す必要があること、その旗振り役になる担当も必要になってくると考えております。

１階フロアには、本当に多くの各部の掲示がありますので、本当にもうどれも必要なんですが、ここの１階にあるものは、もしかしたら２階のフロアでもいいのではないかと思うこともあります。そういった、新築を建てたときに、こんなはずじゃなかったということもよくあることでありますから、ここ２年目にして振り返っていきたいなっていう、旗振り役になる担当が必要ではないかと思っています。その見解についてお伺いをします。

○和田総務部長　新しい総合庁舎は、ユニバーサルカラーなども用いまして庁舎内の色合いを統一するなどの配慮を行っており、職員も工夫しながら必要に応じて掲示物の作成は行っているところでございますが、庁舎の美観あるいはイメージ、雰囲気を乱すことは望ましいことではなくて、掲示物に係るルールの必要性については認識しているところでございます。

このため、まずは、先ほど来、るる委員から御指摘がありましたように、掲示物や案内表示で美観的に問題がある貼り付け方法や、テープを使用していたり、劣化しているもの等を点検いたしまして、問題がある場合には、貼付け剤や貼り付け方法の変更、新しいものに交換するなど、美観に留意することについて全庁に周知をしっかり行ってまいります。

また、案内表示などのルールや基準等については、今後、掲示物の現状を把握するとともに、他都市における掲示ルールについても調査研究をしてまいりたいと考えております。

○駒木委員　御答弁から、庁舎の美観維持に対する意識と掲示物の貼り方や劣化への対応を全庁的に進める姿勢が示されたことは、前向きに受け止めています。今後、統一的なルールの整備が進むことを期待しています。

ここから、政策調整課に質問をします。

庁舎内掲示物のデザインについて伺います。

総合庁舎の１階を見ただけでも、業務上、必要な案内や注意事項のほか、イベント告知のポスター、Ｗｉ－Ｆｉに関する掲示、デザインシステムの紹介ポスターなど、様々な掲示物が張られています。それぞれのデザインテーストが異なり、掲示物の数も多いため、庁舎全体としての統一感が損なわれている印象でありましたが、旭川市は、デザイン都市としてのデザインシステムの推進に取り組まれています。

庁舎内の掲示物を作成する際には、どのようなルールや基準がありますでしょうか、現状のルールについてお伺いします。

○高橋総合政策部次長　旭川市のデザインシステムでございます。

デザイン都市、デザイン創造都市にふさわしいデザインと統一感をつくり上げ、市民の認知度を高めていくとともに、国内外に向け、デザイン都市としてのブランディングをしていくことを目的としております。加えまして、市としてのデザインルールを定めることにより、市内外に分かりやすく情報発信するとともに、市民と行政の情報共有を円滑にするツールとしても位置づけております。

デザインシステムの活用を全庁的に進めるため、庁議や庶務担当課長会議において活用を依頼

し、ホームページやポスターなどの様々な広報媒体においてデザインシステムの活用を促進しており、庁内掲示板ではデザインシステムの特設ページを立ち上げまして、例えば、マークにつきましては決まった色使いをするとか、形を自由に変えないといったデザインシステムの利用ルールや活用事例などについて掲載をしているところでございます。

○駒木委員　旭川市が、デザイン創造都市としての統一感とブランド力を意識し、庁舎掲示物にもデザインシステムの活用を促していることが示されました。今後は、実際の掲示物へ反映されての運用を期待したいところです。庁舎内の掲示物や広報物については、一目で旭川市からの情報発信であると広く周知されていき、分かることを期待しています。

統一されたデザインによる発信は、市民の皆様の信頼や認知度の向上にもつながります。しかしながら、旭川市が推進しているデザインシステムを用いて広報物を作成することは、現場の職員にとっては難易度が高く、結果として活用が進まない一因になっているのではないかと感じています。

この点について、市としてどのように認識をしていますでしょうか、見解をお伺いします。

○高橋総合政策部次長　デザインシステムの浸透を図る上での課題といたしまして、職員がポスターですとかチラシを作成する際に、デザインマークをどのように配置したらよいか分からないですとか、どのようなデザインや色使いにしたらよいか分からない、作成に長い時間を要してしまうといったことがございました。

このため、デザインアプローチの浸透を目的といたしまして、職員研修での説明や、庁内掲示板においてオフィスソフトでそのまま使えるデザインテンプレートをダウンロードできるようにしたほか、旭川市チーフ・デザイン・プロデューサーであります石川ＣＤＰ監修の下、デザインシステムのルールに基づいたアプリケーションでありますデザインジェネレーターを開発し、先月から運用を開始したところでございます。

○駒木委員　職員が掲示物や広報物を作成する際に感じていた配置の難しさや色使いの迷い、作成に時間がかかるといった課題に対し、旭川市が具体的な支援策としてテンプレートの提供やアプリケーションの開発に取り組まれてきたことは、デザインシステムの浸透に向けた前向きな一歩と受け止めています。特に、デザインジェネレーターは、職員の負担軽減と統一感のある情報発信の両立に資するツールとして大いに期待をしています。

旭川市では、デザインシステムの浸透を図るために、職員向けの研修やテンプレートの提供に加え、デザインジェネレーターというアプリケーションを新たに開発し、運用を開始されました。ぜひとも、庁内の掲示物の作成に取り入れていただきたいと期待をしています。

このデザインジェネレーターについて、具体的に、どのような機能や特徴があり、職員や市民の皆様にとってどのようなメリットがありますか、御説明をお伺いします。

○高橋総合政策部次長　デザインジェネレーターは、パソコン上で簡単な操作をするだけで、デザインシステムに沿った一貫性のある情報に基づき、ポスターやチラシなどの広報物のデザインを作成できるものでございます。例えば、講演会のポスターを作ろうということになりますと、タイトルですとか開催日時、場所、写真などをそれぞれ選択していくことで、自動的に広報物のデザインを作成することができます。

これにより、職員の誰もがデザインシステムに基づいた統一感のある広報物を作成できることに

加え、広報物作成にかける時間を短縮できるなど、作業の省力化や迅速化といったメリットがあると考えております。

○駒木委員　自動的に広報物のデザインが作成されるという大変に優秀なデザインジェネレーターに期待でありますが、検討されているとは思いますが、イベントなどの申込みフォームがある掲示物にはＱＲコードが有効に働きます。市民参加を促す意味でも、掲示物を見てすぐにスマホに取り入れていただくように誘導する掲示物の作成も、ここで提案をさせていただきます。

これまでの御答弁をまとめまして、各部が連携し、旭川らしさを追求しながら、温かい庁舎の空間となるようにしていただきたいです。その意気込みについて、副市長の答弁を求めたいと思います。

市役所の顔とも言える総合庁舎の１階は、来庁される市民にとって、分かりやすく目的の窓口へスムーズにたどり着けること、そして、用件の有無にかかわらず、誰もが過ごしやすい空間であることが大切です。旭川市が掲げるデザイン都市としての姿勢を内外にさらに広く示す上でも、庁舎内全ての掲示物の質や統一感は重要であり、多くの市民が訪れる空間だからこそ、市の姿勢や配慮が自然と伝わるものだと感じております。

今後、各部局が連携しながら、より魅力的で心地よい庁舎空間づくりを進めていただきたいと願っておりますが、副市長としての意気込みをお聞かせください。

○菅野副市長　ただいま庁舎の掲示物についてのお尋ねでございましたけれども、新庁舎になりまして、もう本当に多くの市民の方が来庁されるようになって、特に１階の部分につきましては、手続や窓口の用務の方ばかりではなくて、例えばランチの方もいらっしゃいますし、それ以外の目的で来られる市民の方が多くいらっしゃるようになりました。

掲示物であったり、あるいは展示物というのは、それぞれに価値があって、市民の皆さんに対しては、必要な情報を伝える役割がございますし、それぞれの部署あるいは団体は一定の狙いだとか目的を持って掲示しているわけでございます。その掲示物は、どのように見せるかだとか、何を伝えたいのか、あるいは、見る方が何を望んでいるのか、そういうことを視点に置きながら、どのような形にするかっていうのはやはりデザインの考え方でありますし、今、デザインシステムを活用して広告物であったり展示物を作成するわけでありますけども、その張り方、掲示の仕方一つでやはり見る印象が変わるというふうには思っています。そこは、委員の御指摘のとおりだというふうに考えてございます。

市としましては、乱雑であったり、統一感がなかったり、あるいは、その掲示物、展示物の掲示期間を過ぎていたり、そういうことに注意をしながら、やはり、見ていただけるような――乱雑だとなかなか見ようとしないんですね。そういう意味では、市民の方に見ていただけるような、そういうような空間づくりに取り組んでいかなきゃならないと考えてございます。市としては、現状をまず点検して、心地よく過ごしていただける空間、その掲示物の価値が正しく伝わるような空間づくりに、やはり、全庁を挙げて取り組まなければならないというふうに考えています。

いずれにしましても、デザインシステム、あるいはデザインというのは、相手に対してどのような形で伝えていくかということが非常に重要な視点でございますんで、そこら辺のことを十分に配慮しながら、先ほど部長からも、調査研究し、ルールづくりを整備していくという話もございましたんで、市として、しっかりそこの部分については取り組んでまいりたいと考えてございます。

○駒木委員　総合庁舎１階には、市政情報コーナーもございます。しかし、本棚には何も入っていないところもあります。そこは、担当課がちょっと変わってきますので、そういった配置や活用方法なども今後も提案していきたいものが本当に盛りだくさんありますが、引き続き各担当の皆さんに随時相談をしていきたいと考えています。

この項目についての質問は、以上であります。

以上で、私の質疑を終わります。

○高橋ひでとし委員長　暫時休憩いたします。

休憩　午後０時０４分

休憩　午後１時１０分

○高橋ひでとし委員長　再開いたします。

御質疑願います。

○まじま委員　それでは、よろしくお願いします。

まず、地域振興部にお聞きをしたいと思います。

優良建築物等整備事業補助金の令和６年度の決算額と事業実績について、まず、伺います。

○佐瀬地域振興部次長　優良建築物等整備事業補助金は、中心部における市街地環境の整備、改善や都市機能施設の誘導に資することを目的として、一定の要件に基づき、建築物の建設を行う民間事業者に対して補助金を交付するものでございます。

令和６年度の決算ですが、当初予算として、優良建築物等整備事業補助金に４千万円、旭川市都市機能施設誘導促進補助金に１００万円、事務費として１０万７千円の合計４千１１０万７千円を計上し、決算額は２千９万６千５３６円となっております。

事業実績につきましては、１条通７丁目で再開発ビルを建設した事業者へ２千万円の補助金を交付しております。

○まじま委員　今の事業の中に、私たちが問題じゃないかと指摘をしてきた不均一課税が含まれていると思います。

そこで、旭川市都市機能の誘導に係る固定資産税の不均一課税に関する条例について、適用を受けた事業者の内訳と減免額についてお尋ねをしたいと思います。

○板谷地域振興部次長　都市機能の誘導に係る固定資産税の不均一課税の適用実績についてでございますが、決算年度までの軽減税額の合計額は３千４６９万３千２０４円となっております。

その内訳ですが、株式会社前田住設が令和２年度及び令和４年度から令和６年度までの適用で１２７万５千４６０円、株式会社ツルハが令和４年度から令和６年度までの適用で３千３４１万７千７４４円となっております。

○まじま委員　買物公園にあっても、その対象となる建物と対象にならない建物があるということをお伺いしました。税負担の公平性からも、この在り方はどうなんだというふうに指摘をさせていただきたいと思います。

今述べられたように、ツルハで３千万円を超える額が軽減されている。お話を聞かせていただくと、あと２年、これが待っていると。申請したらという話なんですけど、そうなると、この５年間で５千万円のお金が軽減される。自主財源に穴を空けてまでそういう対応が必要なのかどうかとい

うのが問題だということを指摘させていただきたいと思います。

条例の有効期間は５年間でした。実績としては、２つの企業に限ったものとなっております。振り返ってみて、この不均一課税が中心市街地の活性化につながったと言えるのかどうか、改めて見解を伺いたいと思います。

○板谷地域振興部次長　旭川市都市機能の誘導に係る固定資産税の不均一課税に関する条例は、丸井今井旭川店、西武旭川店といった大型百貨店の閉店などが続く中心市街地に都市機能を誘導することを目的として、中心市街地の対象となる区域内に都市機能施設を開設するための家屋を新設した場合などに、対象者からの申請に応じ、固定資産税の不均一課税を行うものであり、平成３０年１２月の条例制定後、中心市街地においては、旭川はれての開業やホテルの立地、高層マンションの建設が進み、活性化の兆しが見られるようになったものと認識しております。

建築工事の完了時期や進出される企業の判断もありますことから、必ずしも制度の適用となる建物のみの進出とはなってはおりませんが、条例に定められた５年間で２件の適用実績があり、旧西武Ａ館の跡地利用をはじめとした土地利用の促進、老朽化した建物の更新など、中心市街地における都市機能の誘導やにぎわいづくりの一環として、一定の効果があったものと認識しております。

○まじま委員　一定の成果があったという持論を述べていただいたといいますか、この一定の成果、一定とはどのくらいですかって聞いても深まらず、平行線だったということを、予算委員会のときの質疑を思い出しました。多分、これから聞いても同じことが返ってくると思うので、次に進みたいと思います。

次に、上限１０万円、家賃補助の中心市街地出店促進補助金というものがありますが、令和６年度交付実績と推移について伺いたいと思います。

○板谷地域振興部次長　中心市街地出店促進補助金につきましては、経済部の所管となりますが、空き店舗の活用を促進することにより、中心市街地の活性化とまちなか居住の利便性向上を目的に平成２３年度から実施しているものであり、令和６年度までの交付実績は合計で１４２件となっております。また、直近５年間の交付実績といたしましては、令和２年度は７件、令和３年度は３件、令和４年度は５件、令和５年度は１２件、令和６年度は６件となっております。

○まじま委員　平成２３年度から始めていて、令和６年度までで１４２件ということなんですが、ここ最近では、令和５年度が２桁、１２件いきましたけども、令和６年度、決算年度は６件ということで、こちらも苦戦をしているのかなというふうに思われます。

次に、不均一課税の条例が終了した後だったと思いますけど、都市機能施設誘導促進補助金、補助金に変わったということです。この実績、決算年度における実績はどうだったんでしょうか。

○佐瀬地域振興部次長　旭川市都市機能施設誘導促進補助金の実績ですが、令和６年度の補助金の交付の実績はございませんでした。

令和７年度につきましては、本年９月に事業が完了した１条通７丁目の医療施設に対し、補助金を交付したほか、２条通７丁目で建設されている宿泊施設に対し、補助金の交付決定をしております。

○まじま委員　令和６年度、決算年度はなかったということで、今、その後、令和７年度のことについては触れていただきましたけど、２件ということでありました。

今、２つの補助金についてお示しをいただきました。これらを踏まえて、中心市街地、どう変わ

ったのでしょうか。

私としては、依然として、中心市街地を歩くと空き店舗率が高いんじゃないかなというふうに感じるわけです。空き店舗率の推移と、空き店舗率がなかなか前に進んでいないというふうに思えるわけですが、その理由についてと、改善に向けた取組について伺いたいと思います。

○板谷地域振興部次長　買物公園の空き店舗率につきましてですが、中心市街地出店促進補助金の交付対象となる買物公園に面する１階路面店の調査結果で申し上げますと、令和４年度は１７．４％、令和５年度は１９．５％、令和６年度は１８．２％となっており、建物の老朽化が進んでいること、また、郊外と比べまして家賃が高いことなどから空き店舗率の改善はなかなか進んではおりませんけれども、同補助金によりまして空き店舗増加に対する一定程度の抑制効果が働いているものと認識しております。

また、今後は、買物公園エリアプラットフォームにおきましても、空き店舗等の利活用について検討を始める予定としており、商店街や関係者と協議を重ね、新規出店等の後押しにつながる取組を進めてまいりたいと考えております。

○まじま委員　次に、まちにち計画について伺います。

令和６年度は、約１か月の期間、取り組まれたというふうに思いますが、どのような結果だったのでしょうか、その結果、今後はどのように取り組まれていくおつもりなのか、伺いたいと思います。

○板谷地域振興部次長　買物公園エリアの社会実験では、本市を含む官民の関係者により構成された買物公園エリアプラットフォームが主体となり、人工芝やストリートファニチャーを配置した滞在空間を４か所設置し、簡素な手続でスペースを利用できるバスキングエリアを設け、エリアへの来街や滞在時間の増加を促進するとともに、電動モビリティーの運行も行い、エリア内での移動利便性の向上や周辺への人の流れの拡大に取り組んだところであります。

実施後の調査では、実施前の時期に比べて通行量が約２割、滞在人数も平均で２倍以上に増加し、ふだんよりも長時間滞在している方の割合も約１割増えるなど、エリア内での滞在や回遊に一定の効果があったものと認識しておりますが、その一方で、滞在を生み出す環境や仕掛け、沿道店舗の連携などでは課題も明らかになったところであります。

令和７年度の社会実験においては、滞在や交流を生み出す機能をさらに高めていくため、日陰で涼めるスペースや植栽の設置、沿道店舗の利用割引券などが当たるカプセルトイの設置など、滞在や交流が気軽に生まれる空間となるよう改良を行ったところですが、今後も、エリアプラットフォームのメンバーと検証を重ねながら、必要となる機能や環境などの検討を進めてまいりたいと考えております。

○まじま委員　成果もあった、一方で、課題もだんだん分かってきたということが述べられました。令和７年度も取り組まれていますので、また、折に触れて質疑をさせていただきたいと思っています。

次に、中心市街地活性化については、まちなかに来るとか滞在する、まちなかに住むということが目標だったと思います。しかし、まちなかに来ても、人の流れが限定的だっていう報道もたしかあったと思うんですね。この点については解決をされたのか、伺いたいと思います。

○三宅地域振興部長　中心市街地におけるにぎわい、また、来街の状況等についてでございます

が、まず、来街に関しましては、今年度７月に実施いたしました１日当たりの買物公園通行量調査の結果で申しますと１１万４千８１５人と、ほぼコロナ禍以前の水準まで回復している状況となっております。

滞在に関する指標につきましては、昨年度実施した社会実験において、ふだんより長く滞在したという方、これが約１割増加するなど、買物公園にこうした滞在や交流を生み出す機能を配置することにより、滞在時間が延び、にぎわいが生まれる可能性が確認できたものと感じております。

また、まちなかの居住でございますが、住民基本台帳ベースで公表されている中心市街地や北彩都地区の人口統計につきまして、最新の基準日となっておる令和６年１０月１日時点で１万３７０人となっており、近年、ほぼ同水準の状況が続いております。市内全域の人口が減少傾向となっていることと比較しますと、まちなかでの居住が総体的に維持されている結果となっており、また、中心部での高層マンション等の建設が進むなど、今後も、居住人口については、ある程度安定的に維持され、増加も期待できる状況にあるものと考えているところです。

人口減少、少子高齢化が進む中で、まちの活力や成長を生み出す中心市街地の活性化に向けては、様々な課題があり、明確な解決策を見いだすことは困難ではございますが、ハード、ソフトの両面から来街促進、また滞在機能の強化に取り組みながら、都市としての魅力を高めていくことで、民間活力や投資を呼び込んでいくことが重要であると認識しているところでございます。

○まじま委員　これまでも、まちにち計画という実証実験を行ってこられましたね。長く行えば、それだけ数字は大きく、成果が出ているように見受けられます。しかし、ずっとこのイベントをやり続けていくということでもないわけですよね。

昨年も、決算で、桝井副市長から御答弁をいただきましたので、１年間振り返ってみて、中心市街地はどのように変化したのか、その認識を伺いたいと思います。

○桝井副市長　今、いろいろ御指摘も、部長からも答弁がありましたけれども、なかなか、一瞬だけ見ると、あんまり進んでいないんじゃないかというような御指摘もあろうかと思いますけども、一方で、象徴的な面では、ハード面では、やっぱり１条通７丁目の再開発ビル、この１年の間にオープンしまして、ほぼ、毎日見ても、長蛇の列ができているような状況でございますので、それには一定の成果が出ているというふうに考えているところでございます。

一方で、まちづくりについては、市が進めるだけだと空回りしてしまって、やっぱり、そこに住んでいる商店の皆さんであったり、近くに住んでいる方々っていうのが主役になったまちづくりっていうのが重要かなと思っているところでございます。そういった意味では、市が独自に直営でやるというよりかは、中心市街地の経済活動、やっぱり需要と供給の面から見て、それぞれどうインセンティブをかけていくかということが非常に重要になるのかなと思っているところでございます。

現在、私たちの補助金、どちらかというと、ハード施設の再開発ビルや空き店舗対策ということで、供給面への対策の支援というのは充実しているのかなというふうに思っているところでございますけども、ハード面への支援だけで需要面が喚起されるかというと、必ずしもそうではなくて、やっぱり一過性の需要面への喚起になる傾向があるのかなと個人的には思っているところでございます。

そういう中で、一方で、需要面の喚起をどうしていくかという意味では、やっぱり、一方で持続

可能な需要を掘り起こすことが非常に重要でして、そのためには、まちに来る、住む、滞在するという３つの目標がございましたけれども、やっぱりまちなかに滞在するというのが特に重要かなと。住むにしても、来るにしても、やっぱり、滞在して楽しいところに来て住みたくなるのかなと思うと、特に、まちなかに滞在するという観点が非常に重要かなと思ってございまして、そういった意味では、行政任せにならず、市民の方であったり民間企業の方が、この前も言いましたけど、他人ごとではなく、自分事として捉えて活動に取り組むということが非常に重要かなと思ってございまして、今年も実施しました買物公園エリアプラットフォームのまちにち計画の取組って、まさにそういったところに合致した取組ではないかなと思っているところでございます。

まさしくメンバーの皆様方が自分事として捉えて、自分で企画して、場合によっては社会実験の中での様子なんかを見ながら、随時、工夫を自分で考えてしていく。これも、去年も答弁したことで、アジャイルなまちづくりということで答弁しましたけども、単に、行政に言われてやっているから、そのとおり、計画どおりやりましたではなくて、自分で考えて工夫しながらしていくっていうのはまさに理想的なところかなと思っているところでございます。

中心市街地の活性化は、見た目のハード的な変化にやっぱり着目しがちではあるとは思うんですけれども、その内側にある市民の活動の姿勢というか、気持ちこそがやっぱり重要であって、その気持ちっていうのは着実に今変わってきている状況かなと思っていまして、まさしくそういった気持ちの変化というのがやっぱり活性化の礎になるのかなというふうに思っているところでございます。

その礎が徐々に育ってきている今こそ、活性化が進んでいるというふうに評価できるのではないかなというふうに私自身は思っているところでございます。

○まじま委員　今、副市長から答弁いただきましたけども、これまではハードを整備する側面のものが多かったけれども、需要喚起をこれからしていくということで、少しずつ変わっていくのかもしれませんけども、実際、買物公園を歩いてみると、１条ぐらいまでは人が多いのかなと思うけど、２条以北とか、４条以北というのか、まだやっぱり人の流れはそんなに多くはないのかな。はれてとか、部分的にそういう商業的な施設ができていますけども、まだ全体としては弱いのかなという部分もありますので、また、経過を見て、来年の決算でも機会があれば質疑をさせていただきたいということを述べて、このテーマについては終わりたいと思います。

次に、総務部に対して質疑をさせていただきたいと思います。

１３款１項１目職員給与費について伺いたいと思います。

ちょっと先週の質疑とも重なる部分があるかと思いますけども、おさらいとしてお聞きいただきたいと思います。

令和６年度決算における職員の時間外勤務手当についてお尋ねをしたいと思います。

○坂谷内総務部職員厚生課長　令和６年度における職員給与費の時間外手当の決算額につきましては６億５千６３０万１千２１７円となっておりまして、時間外勤務の時間数は３４万４千２３５時間となっております。

○まじま委員　今の時間外勤務が３４万４千２３５時間と聞いても、多いのか少ないのか、分かりませんので、コロナの前の平成３０年度、コロナ期間中、そして令和６年度の時間外勤務を比較して現状の認識を伺いたいと思います。

○坂谷内総務部職員厚生課長　時間外勤務の時間数は、コロナ前の平成３０年度で３２万６千７５１時間でありましたが、コロナ期間中で最も多かった令和４年度には４０万３千３２時間となり、コロナ対応での時間外勤務が多い中でありましたけれども、地域経済を止めずに進めていくために中止していた多くの事業やイベントも再開されまして、その事業に携わったことで時間外勤務が増加しました。

令和５年度は、ほぼ通常の社会経済活動に戻りまして、３９万３千５１３時間と、前年度比２．４％減少したものの、高止まりの状態となっておりました。令和６年度につきましては、３４万４千２３５時間となっており、前年度比で１２．５％減少し、コロナ前の水準には至っておりませんが、減少傾向にあると認識しております。

○まじま委員　コロナのときって、本当に保健所とか市立病院とかの職員の皆さんが奮闘されていまして、そこの支援に入った全体の皆さんの奮闘もあるということは付け加えておきたいと思いますけれども、令和４年度に４０万時間を超えていたということです。令和５年度が、ほぼ経済活動が普通に戻ったと言っても３９万時間、時間外が発生した。決算年度は３４万４千時間ということなんですが、平成３０年度で３２万６千時間ということですから、コロナの前に比べるとまだ多いのかなという印象を持っております。単純に比較することはできないっていうことはお聞きしているんですけども、今そういう状況にあるということです。

次に、長時間の勤務の職員はどの程度存在されているのか、改善しているのかどうかについて伺いたいと思います。

○坂谷内総務部職員厚生課長　長時間勤務の是正を目的としました働き方改革による時間外勤務の上限規制におきまして、業務の量や処理すべき時期、業務の遂行について、自律的に管理することが困難な他律的業務の比重が多い部署におきましては、２か月から６か月の平均で８０時間以下、また、１か月では１００時間未満としなければならないとされておりますが、２か月から６か月までの平均で８０時間を超えた職員は、令和６年度で６０人おり、令和５年度の９０人と比べ、３０人減少しております。また、１００時間以上、時間外勤務をしたことが１か月でもある職員は、平均で８０時間を超えた職員と重なっている者を含めて、令和６年度で５４人おりまして、令和５年度の７３人と比べ、１９人減少しております。

こうした状況から、長時間勤務をする職員についても減少傾向であると認識しております。

○まじま委員　長時間勤務している職員数は減少している、そういう傾向があるということが分かりました。

メンタルヘルスの面からいっても、適正な勤務時間にする必要があると思います。精神疾患により欠勤している地方自治体の職員が増えているという新聞報道もありました。旭川市も例外ではないと思います。

そこで、職員の働く実態についてどのように把握をされているのか、伺いたいと思います。

○坂谷内総務部職員厚生課長　時間外勤務の時間数につきましては、原則として、所属長が各職員に業務に必要な時間数を確認して時間外勤務の命令を行いまして、翌勤務日に実績を確認しており、この時間数をシステムに登録し、職員厚生課で集計し、全体を把握しております。

昨年度からは、それまでの時間外勤務が高止まりであった状況を踏まえまして、時間外勤務の縮減と新しい働き方の実現に向けた取組について、行財政改革推進部と総務部から成る専門部会を設

置し、検討しているところでございまして、その一つとして、各部に対し、庁議の際に月ごとの時間外勤務の実績を示す取組を行っており、各部局で実績を確認し、時間外勤務の縮減に役立ててもらうこととしております。

また、昨年度、職員の業務や職場環境に関する意識を把握するため、職員意識調査を実施したところでございます。

○まじま委員　職員厚生課のほうで把握をしているということでありましたので、注視していただいているんだろうというふうに思います。

また、今の答弁の中で、職員の意識調査が実施されたことが分かりました。その調査結果のことについて、どのように認識をされているのか、お示しをいただきたいと思います。

○橋本総務部人事課主幹　令和６年度に実施いたしました正職員対象の職員意識調査では、性別等の基本的事項のほか、仕事や労働環境、ハラスメント等の５項目、合計４２の質問を設定いたしまして、正職員全体の５７．４％となる１千６６１人の職員から回答を得たところであります。

この中で、現在の業務量は適切かとの設問に対し、そう思う、どちらかといえばそう思うとの回答は５９．２％、全体の約６割が今の業務量は適切と考えている一方で、現在の業務や仕事上で過度な負担を感じるかとの設問に対しては、そう思う、どちらかといえばそう思うとの回答が５２．０％と、回答者の半数以上が相対的に過度な負担を感じていると回答しております。

このことから、業務の量よりも質における課題、担っている仕事の内容や責任等に対して、職員がより負担を感じているものと考えております。

○まじま委員　現在の業務量が適切かという問いに対して、約６割が適切だと答えている反面というか、一方、過度な負担を感じるというのが５２％ということで、半分以上の方が負担を感じているという結果にもなっているわけです。これ、基本、正職員の方を対象にした調査ということを伺っていますけれども、この間、正職員を減らして非正規職員に置き換えてきたことが影響として出ているんじゃないかというふうに思うわけですね。ＤＸ、この推進を掲げているわけですけども、それ以上に職員を増やすことが必要ではないでしょうか。

改めて、正職員の数、過去５年の数字をお示しいただきたいと思います。

○橋本総務部人事課主幹　フルタイムの再任用職員を含めた各年度４月１日時点の正職員数につきまして、令和２年度が２千９８５人、令和３年度が３千６人、令和４年度が３千２人、令和５年度が３千１５人、令和６年度が２千９９５人、そして、本年４月１日時点では２千９７７人となっております。

○まじま委員　過去５年間しかお聞きしていませんから、それよりも前の話はよく分かりませんけども、この５年間だけを取って見れば、令和５年度が３千１５人、ここのピークからだんだん下がってきた、で、本年４月１日は２千９７７人ということですから、約４０人少ない状況になっています。

職員の数が減っている要因、原因はどういうふうに把握されていますか。

○八木総務部次長　正職員の人数につきましては、例年、退職者の数を採用で補うことで一定の職員数を維持することを基本としております。

過去１０年間はおおむね３千人前後で推移をしてきているところでございますけれども、このため、定年及び再任用の満了年齢を迎える職員数に加えまして、自己都合による退職でありますと

か、採用辞退などの増減要素を見込む中で、試験結果と併せて最終合格者数を決定しているところでございます。ですので、結果的に増加となった年度がある一方で、令和５年度、また令和６年度におきましては、見込み以上に退職者数でありますとか採用辞退者、こういった者が増加をしたことから、結果として、退職者の数を補うだけの人員確保に至らず、職員数が減少したというところでございます。

○まじま委員　そこで、以前、たしか、菅野副市長から、職員の採用については難しくなってきているという答弁をお聞きしたことを思い出しました。

そこで、採用試験の申込者数、採用者数、採用辞退の割合について、過去５年間どうだったのか、伺いたいと思います。

辞退される場合の理由、これについても把握されている場合はお示しをいただきたいと思います。

○橋本総務部人事課主幹　本市職員の採用試験では、大学卒や短大・高校卒、社会人のほか、技術職や資格職など様々な区分で実施しておりますことから、採用区分として、大学卒で事務職員、そのうち募集職種が一般行政の場合でお答えいたします。

令和２年度に実施した採用試験の申込者数は４９４名、最終試験の合格者数３２名のうち、翌年４月１日に採用に至った人数は２３名、その結果、最終試験合格者の辞退率は２８．１％となっており、以下同様に、令和３年度は申込み１９６名、最終合格１２名、採用は８名で、辞退率３３．３％、令和４年度は、申込み２４５名、最終合格４３名、採用は２７名で、辞退率３７．２％、令和５年度は、申込み２５０名、最終合格２９名、採用は１６名で、辞退率４４．８％、令和６年度は、申込み２４５名、最終合格３６名、採用は２４名で、辞退率３３．３％となっております。

辞退の理由は、全ての具体的な理由は把握していないところですが、ほかの官公庁や、または民間に就職する理由から辞退の意向もいただいているところでございます。

○まじま委員　３３％から４４％という辞退率、令和５年度は４４．８％と、非常にたくさんの方が辞退をされているということで、それだけ、最近の状況でいえば民間のほうに人気があるということなのかもしれませんが、そういう状況が今あるということですね。

採用の時点でそういうふうに辞退される方が増えているという一方で、中途の退職者も増えてきていると思うんです。まずは、そういうことも踏まえると、必要な職員数を確保することが大事ではないでしょうか。職員意識調査でも、時間外削減の対策として適切な人員配置との回答が高くなっていると思います。

人員を確保することが必要ではないかと思いますが、見解を伺いたいと思います。

○八木総務部次長　委員の御指摘のとおり、令和６年度の職員意識調査では、時間外勤務を削減するための必要な取組を複数選択できる設問におきまして、回答者の５９．７％、２人に１人以上ですけれども、適切な人員・人材配置が必要と回答しており、職員からも、適切な人員の確保、配置が不可欠、こういった認識が示されたものと捉えているところでございます。

一方で、人口減少やライフスタイルの変化などから、民間企業においても処遇改善や働き方の見直しを通じて積極的に人材確保に取り組んでおりまして、地方自治体における人材確保は今後ますます厳しい環境にあるものと認識をしております。

本市といたしましても、令和４年度から大学卒の採用の１次試験で全ての受験者にオンラインの

個別面接を開始し、今年度からでございますけども、全ての採用区分でこういったオンラインでの個別面接を導入するなど、受験しやすい環境の整備を進め、より人物重視を意識した選考に取り組んできているところでございます。

今後につきましても、引き続き、試験制度の見直し等も図りながら、行政サービスを維持向上していくために、まずはしっかりと必要な人員の確保に努めてまいりたいと考えております。

○まじま委員　最初、令和５年度と比べて時間外勤務はどうだったのっていうことで入ったんですけど、職員の意識調査っていうことの結果も受けて、今、展開してきました。

職員の負担感の増大、満足度が低下しているっていうことにつながっているんじゃないかな、これで本当に市民サービスができているのかっていうふうなことも思うんですね。職員が意欲的に仕事に従事するためには、ＤＸが必要ないとは言いません。それも必要だと思います。でも、まずは、人に対する対応、制度改善、適正な人員配置が必要だと思うんですけども、重なる答弁にはなるかもしれませんが、改めて見解を伺いたいと思います。

○和田総務部長　今回の職員意識調査の結果につきましては、近年、行政需要が多様化、複雑化する中で、職員一人一人が仕事上での負担感を感じていたり、あるいは、職員の中には給料等の処遇や業務内容、責任が見合っていないなどの公務職場に不満があることを改めて理解したところでございます。

また一方では、現在の業務にやりがいを感じている職員が全体の約７割、市の職員として誇りや使命感を持って仕事に取り組んでいる職員が８割弱と比較的高く、先ほどの時間外勤務削減に必要な取組の設問におきましても、適切な人員配置とともに、必要性の低い業務の削減、あるいは業務効率化を求める回答が高い結果となるなど、やりがいを持って今の仕事を見直そう、あるいは効率的に業務を進めようという職員の前向きな意欲、気概も感じたところでございます。

今後、少子高齢化が一層進みまして、人口減少に伴う労働力不足が懸念される中においては、限られた職員数で必要な行政サービスを持続的かつ安定的に提供できる体制の構築が必要となってまいります。ＤＸ等を活用した業務の見直しや効率的な仕事の進め方も欠かせない視点ではあると認識しておりますので、引き続き、行財政改革推進部とも連携しつつ、今後は、さらに人員の確保や適正な人材配置、職員の生活状況に応じた多様な働き方の取組など、働きやすい環境整備や制度の充実を進めて、職員が、安心して意欲を持ち、継続して働くことができる職場づくりに努めてまいります。

○まじま委員　このテーマでは、総務部の皆さんの答弁の機会はこれで終わるんですけど、これに関連して行財政改革推進部に伺いたいと思います。

職員の働き方について今お聞きしてきました。総務部から、ＤＸの活用の業務見直しとか効率的な仕事の進め方、これは欠かせないというふうな答弁もあったわけですけど、そこで、ＤＸ推進に取り組む行財政改革推進部にお聞きをしたいと思います。

ＤＸは、一定、進んだのか、どのような成果があったのか、お答えください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　令和６年度は、プログラミングの知識がなくても取り組めます業務用アプリの開発を進め、６年度末までに２０７の業務用アプリが本格運用しております。その中には、子ども医療費受給者証の申請アプリなど、職員自らが手がけたものや、業者の支援を受けて作成いたしました粗大ごみ等受付管理アプリなどがございまして、業務改善につながっただ

けではなく、市民の利便性向上ですとか、自前で実施することにより経費節減の成果も得られたところでございます。

また、単純作業を自動化するＲＰＡをこれまでに５３業務に導入し、６千４６０時間の業務時間の削減につながったほか、職員同士のチャットツールの活用によりまして、内線電話の対応に要していた時間を１人当たり年間７２時間の削減につなげるなど、ＩＣＴツールを活用した業務改善に成果が出ているものと考えております。

特に、各課で様々なツールを駆使しながら職員自らが業務改善に取り組む職場風土が広がっていることが、一番の成果と考えているところでございます。

○まじま委員　ＤＸで業務改善が進んできたっていう部分を述べていただきました。

そこで、先週も質疑がありましたけれども、令和６年度、ＢＰＯ導入可能性調査っていうのを実施しています。成果報告書では、事業の成果として、ＢＰＯの導入には至らず、解決すべき課題が可視化されたということだったと思うんですね。

解決すべき課題とは何か、まず、伺いたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　今回対象といたしました１０業務につきまして、業務の詳細分析を行い、ＢＰＯの導入に適しているかどうかといった調査を行ったところですが、その結果、各業務において、業務フローの一部にＢＰＯを導入し、職員の負担軽減は期待できるものの、業務全体を委託するとなると、その過程で正職員の確認ですとか判断を仰ぐ必要があるなど、業務手順に関することですとか、各業務を集約した場合、年間を通じた繁閑差が大きく、ＢＰＯを実施するには非効率的であるといった業務量に関することが課題として見えてきたところでございます。

○まじま委員　この事業、予算のときにもちょっと述べたんですけど、そもそもが、民間企業が行った業務量調査の結果を受けて検討が開始されたというふうに聞いています。結局、１年たって結果が見えてきた、何が分かったかっていうと、民間企業の話にうまく乗せられたんじゃないのっていうことだと思うんですね。可能性調査でこういう結果が出ましたけど、もっと詳しく知りたいんだったら、もっとお金を出してくださいよって、お客さんになっちゃっている部分だと思うんですね。ですから、どうだったのかなって思うんですよ。それだったら、庁内で横断的にプロジェクトチームをつくって、対応するのにテーマを絞ってやっていけば、また別な観点で今の仕事の見直しってことはできたんじゃないかなというふうに思うんですね。

重なるかもしれませんけど、導入に至らなかったということは調査自体がどうだったのかっていうふうなことにもなると思うんですが、そこについての見解を伺いたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　今回の調査につきましては、ＢＰＯの導入の可能性を民間に委託して調査したものでございまして、その結果、各業務の手順や業務量などから調査した１０業務については、現状のままＢＰＯを導入するには費用対効果を得るのが難しいと判断したところでございます。

しかしながら、将来的に職員数の減少が見込まれるといった状況でございますので、限られた人材で市民サービスを維持向上させていくためには、職員がモチベーションを持って効率的に働けるよう担うべき業務を集中していく必要があり、その手法の一つとして、引き続き、ＢＰＯ導入の可能性の検討は必要ではないかというふうに考えております。

今回、解決すべき課題を可視化できたことについては一定の成果があったものと考えておりますし、業務委託の中で、管理職を対象とした業務分析の手法ですとか、組織マネジメントに係る研修を実施したことで、職員自らが課題を発見し、業務分析・改善を積極的に考える環境ができたことも成果と捉えているところでございます。今、委員さんからも御指摘がありましたけれども、職員にとって、こういった環境が少しでもできたということで、業務改善にもつながる要素はあるのかなと思っております。

今後につきましては、こういった調査結果を踏まえまして、業務手順の見直しですとか集約による業務量の確保も含めまして、費用対効果が得られるようなＢＰＯ導入可能性の調査について引き続き検討してまいりたいと考えております。

○まじま委員　ここでも一定の成果があったと、地域振興部と同じような答弁をいただきましたけども、次に進みたいと思います。

今回、ＢＰＯ導入には至らなかったと。一方、やっぱり、職員のモチベーション向上には、これ、改善が必要だということは改めて言っておきたいと思うんですね。今後、どのように職員の働きがい改革を進めていくのか、最後に伺いたいと思います。

○浅利行財政改革推進部長　今回の１０業務におけますＢＰＯの導入の可能性については、今申し上げたとおり課題が明らかになったということで、導入には至らなかったところでございますが、一方で、その前に話題となっておりましたＤＸの関係でございますけれども、職員自らがＤＸに取り組むという意識醸成というものは、ここ数年で非常に高くなってきたのかなというふうにも認識しているところでございます。

職員の働きがい改革、働き方改革、これらにつきましては、市長から直接指示を受けまして、先ほど職員厚生課長の答弁にもありましたとおり、昨年の４月に、行財政構造改革推進本部会議に設置する専門部会として時間外勤務・働き方改革検討専門部会、こういったものを設置しまして、私がその部会長を務めているわけでありますけれども、行財政改革推進部と総務部が一体となりまして、時間外勤務の削減でありますとか、新しい働き方の実現に向けた様々な取組を進めてきたところでございます。

その成果、具体的な取組といたしましては、例えば、テレワークでありますとか、フレックスタイム、時差出勤といった新たな働き方の試行実施を人事課で行っておりますし、職員厚生課では、庶務事務システムの更新を通じた業務効率化などを実施したところでございまして、これらいずれもＤＸと不可分な取組となっておりまして、専門部会の中で議論してきたもの、それらを連携して進めてきた結果というふうに受け止めているところでございます。

今後につきましては、旭川市の人口減少によりまして、職員数の確保というものがますます厳しくなってくるという状況が見込まれるわけでございますが、そのような中にあっても、市民サービスの低下をさせることなく、行政の担うべき役割というものをしっかり果たしていかなければならないということでありますので、そのためにはこのＤＸの推進というのが非常に強力な武器になるものと思っておりまして、プラスして、職員の働き方、あるいは働きがいについての改革を推し進めていきたいというふうにも考えております。

ＢＰＯ、民間の活力とかノウハウを活用しながら、ノンコア業務などをできるだけ職員自らが行うんではなくて委託等を行うということで、職員にはよりクリエーティブな業務に携わっていただ

くということを例えば進めるなどして、職員一人一人の職務に対する意欲を高めていければなというふうにも考えております。

それらを進めることによって、例えば、本市への就職を希望する方々が増加したり、あるいは、途中で離職をする方が減少したりということにつなげてまいりたいというふうにも考えておりまして、結果として持続可能な行政サービスの提供というものを今後続けていくということにつながっていくのではないかなというふうに思っております。

○まじま委員　以上で、職員の働き方、総務部の皆さんと行財政改革推進部の皆さん、終わりたいと思います。

最後ですけども、総合政策部に伺っていきたいと思います。

物価高騰のことについて伺いたいんですが、令和６年度も、様々、物価高騰対策を実施されてきたと思います。１点だけ聞きたいんですが、物価の状況についてどういうふうに把握されているのか、令和５年度と令和６年度の比較でどのようになっていると把握されているのか、お示しをいただきたいと思います。

○小澤総合政策部次長　総務省が公表している消費者物価指数の総合指数では、令和２年度平均を１００とした場合の令和５年度平均は１０６．３、令和６年度平均は１０９．５であるため、令和５年度と令和６年度では３．０％の上昇となっております。特に、生活に欠かせない光熱水道で７．８％、食料品で５．０％の上昇となっておりますことから、市民生活にも物価高騰の影響が及んでいるものと認識をしております。

○まじま委員　次に、大綱質疑のところでも少し財政的なことについて触れたんですけど、義務的経費について少し触れたいと思うんですね。

令和６年度決算における義務的経費は約９６４億円という答弁がありました。直近１０年の推移について伺いたいのと、この義務的経費が増加しているのはなぜなのか、その要因について伺いたいと思います。

○今田総合政策部財政課主幹　まず、義務的経費の推移についてでございますけれども、平成２７年度が８８４億円、その３年後の平成３０年度が８９１億円、さらに３年後の令和３年度が９０７億円、令和４年度及び令和５年度が９２１億円、令和６年度が９６４億円であり、増加傾向となっております。

次に、義務的経費、こちらが増加している要因についてでございますけれども、義務的経費のうち、人件費は、人事院勧告に準じた職員の給与改定等により、また、扶助費につきましては、障害者福祉や子ども・子育て関係の給付費の増などによりそれぞれ増加している一方で、公債費につきましては、過年度の市債発行額の抑制等によりおおむね横ばいとなっております。

○まじま委員　扶助費は、子ども・子育て関係って言われましたけど、その分は国から収入が入っているというように、大綱質疑のときに話をお伺いしたかなというふうに思いました。人件費は、これからまた伸びていく可能性があるということなんですね。ですから、義務的経費の増加は、これからも、一気に行くか、微増なのか、分かりませんけども、高まっていくんじゃないかと。

その影響は、財政の硬直化を招くというふうに言われています。そうなれば、さらに厳しい財政状況になっていくんじゃないかと。今後、旭川の財政運営は大丈夫なのか、心配なんですけれども、その点についての見解を伺いたいと思います。

○小澤総合政策部次長　義務的経費は任意に削減できない経費であるため、その増加は財政の硬直化につながりかねないというふうに認識をしております。

今後におきましては、引き続き、ＤＸ等による業務の効率化や既存事業の見直しなどにより経費の抑制に努めるほか、歳入面では、市税やふるさと納税による寄附金、あと、使用料、手数料など自主財源の確保にも取り組みながら、安定した財政運営を今後も行ってまいりたいと考えております。

○まじま委員　手持ちの資料でいただいたんですけど、義務的経費と任意的経費の割合なんですけど、旭川市は義務的経費が５５．５％で任意的経費が４４．５％というふうになっています。で、不交付団体なんですけども、豊田市を見れば、３６．６％が義務的経費で、６３．４％が任意的経費という割合になっていますね。そうなれば、いろんなことを豊田の場合はできるということなんだと思うんですね。義務的経費が多くなれば任意的な様々な事業展開が難しくなってくるということですから、そうなれば、やっぱり、自主財源をどうやって確保するかっていうことが必要だと思うんですけど、地域振興部のところで触れましたように、不均一課税という固定資産税の軽減というのをやってきましたよね。担当された副市長さんもいらっしゃると思うんですけど、そこに穴を空けていいのかというふうな思いもありますので、自主財源をしっかり確保できる、そうした財政をつくっていくことが必要だということを強調して、私の質疑を終わりたいと思います。

○高橋ひでとし委員長　理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩　午後２時０３分

再開　午後２時０６分

○高橋ひでとし委員長　再開いたします。

御質疑願います。

○いしかわまさき委員　自民党・市民会議のいしかわまさきです。

私は、決算審査特別委員会の分科会で質疑させていただくのは初めてでありますし、不慣れな点がございますことを御容赦いただきたいと思います。

それでは、総務常任委員会所管分の質疑といたしまして、総務部管財課の２款１項８目の公用電気自動車導入費、約５６１万２千円に関連して質疑させていただきます。

本件の費用は、いわゆる電気自動車の導入に伴って、軽乗用の電気自動車の購入費用と電気自動車の充電設備工事のほか、保険料やリサイクル手数料の合計金額になっているものと確認しております。

私は、長年、電気自動車に類するプラグインハイブリッド車に乗っておりますので、電気自動車の性能やメリット、デメリットについては熟知しているところであります。

ちなみに、プラグインハイブリッド車というのは、通常のハイブリッド車に容量の大きな電池を積み、電気自動車と同じように充電して、電池が残っている間はモーターを使って走行し、電池がなくなったら通常のエンジンを使って走行するというものです。

現在は、４輪駆動のプラグインハイブリッド車に乗っていますが、過去には２輪駆動のプラグインハイブリッド車に乗っていましたので、今回導入した２輪駆動の電気自動車の走行性能についてはほぼ同様の性能を経験しているところであります。

さて、本市では、令和３年１０月にゼロカーボンシティ旭川を宣言し、２０５０年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指す政策を進めている中で本事業が行われたものだと認識しております。電気自動車の購入、運用というものは、初めて行われた事業でありますから、本事業に伴う費用対効果や今後の課題等の観点から御質問させていただきます。

既に質疑が行われていますことから、若干重複する部分があることを御容赦いただきたいと思います。

それでは、まず初めに、本事業費の規模で、予算額７５５万６千円と決算額には約２００万円の開きがありましたので、その要因についてお答えください。

○河原総務部管財課長　公用電気自動車導入費に係る不用額１９４万３千７４０円が発生した要因でございます。

まず、備品購入費として予算額６３５万２千円に対して、決算額は５１３万５千９００円となり、不用額は１２１万６千１００円発生しており、こちらは電気自動車を入札で購入したことによる契約差金によるものです。また、修繕費の予算額１１０万円に対して、決算額３９万３千８００円であり、不用額が７０万６千２００円となっており、こちらについては、充電コンセントを修繕費で作製したその実際の修繕作業が予算計上時の見積りを下回ったものでございます。

○いしかわまさき委員　それでは、次に、決算額の財源のうち、市債として４７０万円計上されており、こちらは、国の脱炭素化推進事業債、いわゆる電気自動車導入事業債に当たるかと思いますが、この事業債の概要についてお答えください。

○小澤総合政策部次長　脱炭素化推進事業債の対象事業は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて行われる脱炭素化のための地方単独事業で、再生可能エネルギー設備等の整備や公用車における電気自動車の導入などとなっております。

本地方債の事業期間は令和７年度までとなっており、充当率は９０％、元利償還金に対する交付税措置率は、事業によって異なりますが、再生可能エネルギー設備等の整備事業で５０％、電気自動車の導入事業で３０％などとなっております。

○いしかわまさき委員　ただいまの答弁からいたしますと、脱炭素化推進事業債は、電気自動車を購入する際、３０％は国に負担していただけるものと理解いたしましたが、今後、さらに電気自動車を購入するとなった場合、本事業債を利用することは可能なのか、見解をお答えください。

○小澤総合政策部次長　脱炭素化推進事業債の事業期間が令和７年度までであるため、期間の延長がなければ、原則、令和８年度以降の電気自動車の導入に本地方債を活用することはできないものであります。

○いしかわまさき委員　本事業により電気自動車を購入後、Ｄｅｓｉｇｎ　Ｓｙｓｔｅｍ　ＥＰＶ展示と題して、本庁舎１階ロビースペースにおいて、令和６年１０月８日から１１日までの４日間、車両展示が行われました。

車両展示によって、市民の皆様のゼロカーボンシティーへの認識や電気自動車への理解が進んだ等、市民の皆様のお声や御意見等を把握しているのか、お答えください。

○河原総務部管財課長　実際に市民から管財課宛てに電気自動車導入に関わって意見等が寄せられたことはございませんが、１階ロビーに展示し、窓口にお越しになる市民や職員が立ち止まり、近くで見ていたり、展示会の様子などを新聞にも取り上げていただきましたことから、多くの市民に

お知らせできたものと考えております。

○いしかわまさき委員　それでは、電気自動車は走行時に二酸化炭素を排出いたしませんが、本事業の電気自動車の運行実績に伴って、ガソリン車と比較した場合、二酸化炭素の排出量はどの程度削減できたのか、お答えください。

○河原総務部管財課長　ガソリン車と電気自動車のＣＯ2排出量の比較についてであります。

ＣＯ2の排出量を本市が持つガソリン軽自動車と電気自動車で比較しますと、軽自動車では１キロメートル当たり０．１６１キログラムとなります。これに対して、電気自動車は、走行時に排気ガスを発生いたしませんが、発電所での発電時にＣＯ2を排出するため、これを１キロメートル当たりで計算いたしますと、０．１３２キログラムとなりますので、ガソリン車と比べますと、１キロメートル当たり０．０２９キログラム、電気自動車のほうが排出量を抑えられることになります。

令和６年度に電気自動車は２千７６０キロメートル走行いたしましたので、削減された量といたしましては、約８０キログラムのＣＯ2が削減された計算となります。

○いしかわまさき委員　それでは、今回の公用車へ電気自動車を導入した目的は、ゼロカーボンシティ旭川の普及啓発と、積雪寒冷地における冬期間の電気自動車の運用検証という２つの側面があったものと理解しております。冬期間の運用検証については、既に御質問が行われておりますので、私からは、ゼロカーボンシティ旭川の普及啓発に電気自動車が適していたのかの側面から御質問させていただきます。

電気自動車を用いたゼロカーボンシティ旭川の普及啓発の方法としては、主に３つが考えられると思います。１つ目は、Ｄｅｓｉｇｎ　Ｓｙｓｔｅｍ　ＥＰＶ展示と題して行ったような視覚的効果によるＰＲ、２つ目が、実際に二酸化炭素を排出しない電気自動車の性能によるＰＲ、そして、３つ目が、ガソリン等の化石燃料を必要とせず、充電することで走行可能になることだと考えます。

１つ目の展示は実際に行われ、２つ目の性能については二酸化炭素排出量が削減されたことが示されましたので、３つ目の電気自動車の充電に関して触れさせていただきますと、今回、電気自動車の導入に際し、充電設備は、第二庁舎の立体駐車場内に充電用コンセントが２基設置されております。

そもそも、なぜ一般の市民が駐車することのない駐車場に設置することになったのか、お答えください。

○河原総務部管財課長　充電コンセントについては、公用車として初めて導入する電気自動車２台に充電をするためのものとして、一般市民への貸出しや利用を想定しない公用車専用として設置するものであり、充電コンセントの管理が可能な第二庁舎立体駐車場内に整備したところであります。また、現在、庁舎周辺整備工事で第三庁舎の解体や駐車場の整備工事が予定されており、市民用の電気自動車の充電スタンドは、電気容量等からも、新しい駐車場を整備する際に検討することが望ましいとしたものでございます。

○いしかわまさき委員　充電用コンセントの設置場所が決まった理由について理解いたしました。

ただ、昨今、旭川市民のみならず、観光客の皆様でも、電気自動車や電気自動車に類するプラグインハイブリッド車を利用している方は増えておりまして、充電インフラを求めるケースが増えて

きております。充電インフラは、実際に利用される方の利便性はもとより、有料化することで収益を確保することも可能であり、何より本事業の目的であるゼロカーボンシティ旭川の普及啓発にも寄与するものであります。

また、北海道内の多くの道の駅には充電インフラが備わっており、公共施設に充電インフラを備えている自治体もございます。ただ、本市の道の駅や公共施設に充電インフラはございません。本市においても、充電インフラの新規設置が必要だと思われるところ、令和６年度の決算審査特別委員会における答弁で、新たに整備する第三庁舎跡地の駐車場に設置する可能性に触れられておりますが、その計画、そして可能性について変更はないのか、お答えください。

○河原総務部管財課長　新たに整備する第三庁舎跡地の駐車場については、充電スタンドが設置できないか、環境部と連携して引き続き検討を進めているところであります。

現時点で、公用車の電気自動車の増車計画がありませんので、公用車専用としてではなく、市民用の充電スタンドの検討をしているところでございます。

○いしかわまさき委員　ただいまの答弁で、第三庁舎跡地の駐車場に充電設備を設置する可能性が高いことをお聞きいたしましたが、その充電設備は、現在、第二庁舎に設置されている２００ボルト型充電器を考えているのか、それとも、多くの道の駅で設置されている急速充電器をお考えなのか、お答えください。

といいますのも、電気自動車等の充電をする場合、２００ボルト型充電器ですと、満充電になるまで最低でも５時間から６時間、電池容量の大きい車ですと１０時間以上の充電が必要となります。自宅や会社などで、一晩、充電するといった環境であれば２００ボルト型でも十分ではございますが、市民や観光客の皆様が立ち寄って充電する場合、約３０分で充電が終了する急速充電器でないとほぼ利用されないという現実があります。

その辺のことも踏まえて、今後の方向性についてお答えください。

○河原総務部管財課長　第三庁舎跡地の駐車場は、市役所に手続等のためにお越しになる方のための駐車場として設置し、来庁目的以外の方の駐車を制限する方向で検討しており、平日の日中は市役所に手続等でお越しの方で短時間の利用が主になるものと考えております。

お尋ねの電気自動車に係る急速充電器を含む充電器の設置については、ゼロカーボンシティ旭川のＰＲや推進に充電スタンドの設置は有効であると考えておりますが、実際に設置する駐車場の利用者の見込みや設置・維持費用等も考慮しながら、今後、環境部とさらに協議し、検討してまいりたいと考えております。

○いしかわまさき委員　ただいまの答弁で、第三庁舎跡地の駐車場に充電設備を設置する可能性が高いこと、設備環境によっては急速充電器の設置可能性があることもお聞きすることができました。

電気自動車等の充電インフラを道の駅や公共施設に設置するということは、単に一部の利用者の利便性を高めるための設備という側面だけではなく、本市がカーボンニュートラルに積極的なまちであることをＰＲすることにもつながります。その結果、電気自動車ユーザーの移住促進、電気自動車の製造メーカーの投資意識を高めることにも寄与すると思います。

さらに、もう一歩、未来的なことをお話しさせていただきますと、ＦＣＶと言われる燃料電池車が究極のエコカーとしてトヨタ自動車を中心に開発が進められており、既に市販車も存在しており

ます。

燃料電池車の燃料電池は、水素と酸素の化学反応によって電気エネルギーを得る電池で、得られた電力で電気モーターを駆動して走行いたします。水素と酸素の反応によって電気を得るため、排出するのは水だけで、走行時に二酸化炭素は一切発生いたしません。燃料電池の源となる水素は水素ステーションから補給し、酸素は空気中の酸素を使用いたしますことから、電気自動車よりも環境に優しい車という位置づけとなっております。

電気自動車と燃料電池車の違いは、電力を外部から供給しているか、車内部で発電しているかでございます。電気自動車の場合、外部から供給される電力をバッテリーに充電してモーターの電力源にしております。一方、燃料電池車の場合は、水素ステーション等で水素を充塡し、自動車に搭載された燃料電池が発電を行って得られた電力で電気モーターを動かす方式となっております。

北海道内の燃料電池車の導入事例といたしましては、北海道の本庁舎に１台、十勝総合振興局に１台、胆振総合振興局に２台導入されておりまして、札幌市や室蘭市での導入も行われております。将来的な話ではありますが、本市においても、燃料電池車の導入を検討する時期が来るかもしれませんし、燃料電池車導入に伴って水素ステーションの設置を検討することが必要になるかもしれませんので、今のうちから燃料電池車の市場動向に関する情報収集を行っておく必要があると考えます。

それでは、最後の質問になりますが、本事業では、２台の電気自動車導入に伴い、約５６１万２千円の予算を費消いたしました。課題としては、軽乗用の電気自動車に４輪駆動車がないことや、冬期間の航続距離の短さなどが挙げられる一方、ゼロカーボンシティ旭川の普及啓発には一定の効果があったものと認識しております。

市といたしましては、この課題と効果、そして費用に鑑みたときに、今後さらに電気自動車導入を前向きに考えていくものなのか、それとも、課題が克服されるような技術革新や新商品が世の中に出てくるまで様子を見ることになるのか、見解をお答えください。

○和田総務部長　これまでの検証結果から、厳冬期はバッテリー負荷が大きくなり、航続距離が半分程度になるまで短くなるため、行政区域が広大で、さらに、災害等に出動するケースもある通常の公務使用に当たっては、航続距離、あるいは４輪駆動車がないことは、利用する上でまだ一定の制限があるものと認識してございます。

これらについて、技術の進歩による航続距離の改善、あるいは４輪駆動車の開発等の改善が望まれることから、本市では、令和６年度以降、国に対しまして、積雪寒冷地向けの４輪駆動電動車やバッテリーの開発を後押しする施策等について要望をしてきているところでございますが、現時点では、これらの課題が解消されるまでは電気自動車の計画的な導入までは難しいのではないかと考えているところでございます。

一方では、先ほど委員から御指摘がございました水素を活用するＦＣＶ、燃料電池自動車につきましては、特に積雪寒冷地である北海道では、ＥＶ、電気自動車には航続距離が短くなるとの問題点があることから、それに代わる次世代自動車としてＦＣＶに関する取組が活発に行われていると認識しており、ゼロカーボンの推進において重要な選択肢になるものと考えております。

このため、このたび導入した電気自動車については、そのメリットを生かした公務における有効活用を目指し、貸出し車両として利用実績を蓄積しながらさらに調査研究してまいりますととも

に、中長期的には、公用車へのＦＣＶ等の次世代自動車の導入も含めて、環境部と連携しながらゼロカーボンの取組を進めてまいりたいと考えております。

○いしかわまさき委員　ただいまの答弁にありましたとおり、現状の電気自動車の価格、性能、航続距離等に鑑みますと、公用車として本事業と同様の電気自動車をさらに導入するというのは難しいのではないかと思われます。

とはいえ、こうした検証ができたのは、今津市長が、ゼロカーボンシティ旭川を宣言して、カーボンニュートラルに関する新しい施策に取り組み、本事業で電気自動車を本市のような積雪寒冷地に公用車として導入したからこそ分かったことであります。今回導入した電気自動車の冬期間の運用は、内燃機関の自動車の走行能力に劣る部分があるのは否めませんが、夏季期間の走行性能については、加速力や静粛性等、様々な面で内燃機関の自動車を上回っているのは間違いございません。

それは、私自身の経験から、電気自動車を経験すると再び電気自動車を利用したくなるほど快適でございまして、本事業の電気自動車を利用された職員の皆様もそのように感じていると思います。

さらに、電気自動車開発の技術革新というのは日進月歩でございまして、さらに、電気自動車の核でもある電池につきましては、全固体電池を搭載した電気自動車が数年のうちに市場導入されると言われております。そうなりますと、現在の航続距離の２倍程度、充電時間も大幅に短縮され、電気自動車の需要は一気に高まるとも言われております。

また、先ほどの答弁では、ＦＣＶ導入の可能性にも触れていただき、このことが世の中に出ますことで自動車メーカーからの注目も高まると思います。

本市がこうした技術革新を予測して、電気自動車や燃料電池車に理解の深いまちであることをＰＲいたしますことは、投資機会を呼ぶことはもとより、ゼロカーボンシティ旭川の啓発にもつながると考えております。まさに、それこそが電気自動車を活用した本事業の意義であったと述べさせていただき、私からの総務常任委員会所管分の質疑を終わらせていただきます。

○高橋ひでとし委員長　暫時休憩いたします。

休憩　午後２時２８分

再開　午後３時０５分

○高橋ひでとし委員長　再開いたします。

御質疑願います。

○高橋紀博委員　それでは、お願いいたします。

私も、先ほど江川委員が質疑していましたふるさと納税推進費について、それと、まじま委員が質疑しておりました中心市街地活性化推進費、この２点について質疑させていただきたいと思います。

まず、江川委員のこの資料にもありますふるさと納税、各基金等への寄附状況、この一覧表の中で、先ほど質問にあった占有率というところで、非常に高い占有率を、位置づけられている一般寄附という項目がございますけども、まず、この一般寄附となる要因は何なのか、また、この一般寄附で受け入れられた寄附はどういったところに納められるのか、お示しください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　寄附金の使い道のうち、一般寄附となる要因につきましては、寄附金の使い道は、寄附者が寄附手続の際に任意でお選びいただくものでありますことから、あくまでも推測ということでお答えさせていただきます。

こちらは、あえて使い道を指定せずに幅広く本市行政に使ってほしい場合ですとか、特に指定する使い道がない場合に一般寄附が選ばれるものというふうに認識しているところでございます。

一般寄附となった場合の使い道といたしましては、２０款１項１目一般寄附金の歳入に入りまして、一般財源として本市の様々な事業の財源として活用させていただいております。

○髙橋紀博委員　目的というものが特に定められていない、一般財源として事業の財源として活用されるということで理解をいたしました。

また、クラウドファンディング型というのが３つほどここに記されておりますけども、このクラウドファンディング型のふるさと納税というのは、ほかの基金とはどのような違いがあるのか、お願いいたします。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　クラウドファンディング型ふるさと納税と通常のふるさと納税の違いについてでございますが、最も大きな違いは使い道の具体性ということが挙げられます。通常のふるさと納税では、寄附金の使い道が大まかな分野、本市の一例で申し上げますと、旭山動物園への支援ですとか、子ども・子育て支援などというふうに示した中から使い道をお選びいただいておりますが、クラウドファンディング型では、地域の課題解決のための具体的なプロジェクト単位で示され、寄附者はどのプロジェクトに寄附するか、選べるものでございます。また、クラウドファンディング型では、募集を行うポータルサイトの規定に従いまして、募集期間をあらかじめ定めます。また、プロジェクトごとに目標寄附額を設定し、目標に向けて事業担当課が積極的にＰＲを行うといった側面もございます。

なお、いずれも、税制上のメリット及び税控除に係る手続に違いはございませんで、返礼品の設定も自治体が選択できるものとなっております。

○髙橋紀博委員　一般寄附とは違う、異なって、クラウドファンディング型は明確にこの目標金額がある、また、プロジェクトごとの目標金額というものを設定されているということであります。

では、この３つ、クラウドファンディング型で寄附をいただいておりますけども、それぞれの目標に対する達成率をお伺いいたします。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　令和６年度におけますクラウドファンディング型ふるさと納税の目標額とその達成率についてお答えいたします。

まず、スポーツ推進課で実施いたしました陸上競技女子やり投げの北口選手のパレードに関するプロジェクトにつきましては、目標額２千万円のところ、寄附額が５５９万２４円で約２８％、観光課で実施いたしました旭川冬まつりへの応援に関するプロジェクトでは、目標額２千万円のところ、寄附額が１千２５６万３千円で約６３％、農業振興課で実施いたしました全国の子ども食堂やひとり親家庭の子どもたちへの旭川のお米を届けるプロジェクトで、目標額が２千万円のところ、寄附額が２千８８１万６千３００円で、約１４４％の達成率となっております。

○髙橋紀博委員　この３つ、行われた中で、子どもの、やっぱり子ども食堂ですとか、やっぱり、ひとり親世帯の子どもたち、旭川のお米を届けるっていうことで、これ、まだお米騒動になっていたか分からないですけども、こういったところにはきちっとこういう寄附が集まっているんだとい

うのがちょっと納得できるような感じかなというふうに思いましたけども、この返礼品との関係ということで、寄附額として最も多い金額は幾らなのか、また、その部分の返礼品というものをどのように開拓するのか、お聞かせください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　令和６年度において最も多く選ばれました寄附金額の区分といたしましては、１万円以上２万円未満の返礼品でありまして、返礼品が選ばれた寄附総額のうち約６０％を占めております。

返礼品の開拓につきましては、令和６年度は本市ふるさと納税管理業務を委託しております株式会社ＪＴＢから、ふるさと納税市場におけます上位返礼品の情報ですとか、検索数の多いワードなどの情報提供を受けまして、同社と本市が連携しながら実施してまいりました。

一方で、寄附金額が１０万円以上の返礼品につきましても、返礼品が選ばれた寄附総額のうち約２０％を占めておりますことから、寄附単価の高い旭川家具のＰＲに注力した成果であるものとも認識しているところです。

本市ふるさと納税の特色の一つとして、様々なカテゴリーの返礼品を取り扱えているというところがありますので、今後におきましても、特定の寄附区分にこだわらず、幅広に魅力ある返礼品の開拓に努めてまいりたいと考えております。

○髙橋紀博委員　多いのが１万円以上２万円未満の返礼品ということで、一番納付しやすい金額なのかなというふうに理解するところでございます。

このふるさと納税、この間の決算の内容、ここ、グラフで表れていますけども、本当に、これ、日経平均株価のようにが一っと上昇している、非常に、旭川市のふるさと納税のこの取組の成果というふうに評価できるんでないかなというふうに思っているところでございます。

しかしながら、今、また、このふるさと納税に関しても、様々な議論というか、され始めてきております。そういった中で、昨年度、制度改正が行われ、令和７年、今月から、１０月からポイントを付与する仲介サイトを通じた自治体のふるさと納税寄附募集、こういったものが禁止されることになりました。

そのことによって、寄附、今まで、こういう、江川委員からすれば、ちょっと通信販売みたいな感覚で皆さんが利用しているっていうのもありますけども、そういったことがなかなかしにくくなるんではないかなっていう、寄附者というものが減少してしまうんじゃないかなっていう懸念も言われております。

旭川市は、これだけ、この間、増えてきているところでありますので、特に、ここには、地元の企業、旭川は大きな企業はないんですけども、本当に中小零細企業の方々、忠和のジンギスカンの日乃出さんなんかもそうなんですけど、そういったところがやっぱりいいものを提供して、それが全国の人たちに受け入れられて、評価されて、こういった納税という形で旭川に募られてきているんでないかなというふうに思いますけども、今言ったようなポイントですとか、こういったことによってふるさと納税離れみたいのが進んでしまうと、やっぱり、せっかく、今まで、そういった地元の企業も、ふるさと納税によって、ある程度、収益とかそういったものにもなってきていたという面もあると思いますので、今後、ふるさと納税がどういうふうになっていくか分からないですけども、そういったところに関しても、しっかりと市が責任を持ってＰＲしていっていただくようなことを考えていただきたいなと思いますけども、寄附者というものが減少した中で、旭川市におい

て返礼品を取り扱う中小企業への影響、こういったところについてどのような考えがあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　ポイント付与が禁止された制度改正の影響についてでございますが、ふるさと納税によります税額控除ですとか、寄附に対する返礼品をお渡しできるという寄附者にとってのメリットについては、そこは大きなメリットなんですけれども、その部分についての変更はないということになっております。

また、大手寄附受付ポータルサイト運営事業者でございます株式会社さとふるが行った利用者アンケートによりますと、７割弱の方がふるさと納税に対する意欲は変わらないというような回答をされているということでございました。したがいまして、これまでのふるさと納税経験者の多くは、引き続きこの制度を利用され続けていくのかなというふうに推察しているところでございます。

しかしながら、委員が御指摘のとおり、寄附者が減少するという場合も考えられなくもございません。そういった場合には、寄附実績の減少につながる可能性というのも当然ございますので、そうなった場合には、返礼品提供事業者の売上げにも少なからず影響はあるのかなというふうに思っております。

したがいまして、本市に対する寄附実績が減少することのないように、引き続き、本市のＰＲですとか、本市が持っている返礼品をＰＲして、これまで以上の寄附獲得に向けた取組について努力していきたいと考えております。

○髙橋紀博委員　ＰＲっていう、結構、旭川の食っていうのが全国的にすごい評価されていて、ユーチューブ動画でも、何か、旭川に食べに行っただとかというのが出たり、バラエティー番組だとかで芸能人も旭川の食レポに来ていて、ある意味、旭川の食べ物っていうのもすごく評価されているので、ぜひ、そういったところも含めて、積極的にこの旭川の食の魅力の発信というのにも努めていっていただきたいなというふうに思っているところでございます。

また、ふるさと納税ということでありますので、先ほど江川委員がマイセンを寄贈いただいたということで質問をされておりました。その質問を聞いていながら、私も、何か、マイセンを寄附として寄贈されたことをこのふるさと納税として扱ったということがどうなのかなっていうのは、私もちょっと感じたところでありますけども、令和６年度は、そのマイセンというものを旭川市にということで、それを受け入れるのに約５５０万円の支出になっていたということでありますけども、令和７年度、今、政策調整課のほうでこの先ということでこの扱いということを検討しているという答弁になっていたかと思いますけども、現時点で、このマイセンの扱いというか、展示に向けた調整の中で、この予算、令和７年度、現時点で費用として支出されているものがあるのであればお示しいただきたいと思います。

○熊谷総合政策部長　マイセンの展示費用でございますが、マイセン、繰り返しになりますけども、市民の皆様に広く文化に触れていただく機会を創出することや、市外から人を呼び込むこと等を目的に展示を行うものでございまして、先ほど江川委員のときに御答弁いたしましたけども、副市長からもありましたが、マイセンの価値を高める、そういった展示であったり、あと、寄贈者の意向を十分に考慮しなさいといったお話もありましたので、現時点におきましては、令和７年度の部分につきましては、８００万円の予算の範囲の中で、寄贈者と調整しながら、年度内の展示に向

けて、現在、準備を進めているところでございます。

○髙橋紀博委員　いずれにしても、市の備品という扱いで保存、保管されているということでありますけども、先ほど来、出ておりますけども、デザイン的な価値ということでいただいた、そういった目的を持って寄贈を受け入れたということでありますけども、聞いているところによりますけども、それが、やっぱり、こう、しまっているだけでは価値は生み出さないので、しっかりと、旭川市にとっては２億円という財産というものになっているかと思いますけども、これは、市民にとって本当にどれだけの価値になるのかというのはこれからではないかなというふうに非常に感じているところであります。

逆に、そのものを持っていることによって、様々な費用っていうか、負担というか、かかってしまえば、やっぱり価値のあるものと市民は感じないふうにもなってしまいますので、そのところをしっかりとそうならないように、ちゃんとそのマイセンの価値が市民の価値になるようにしていっていただきたいということを、今後、注視していきたいなというふうに思っております。

江川委員の言っていた唐突感のあるような、いきなりもらってしまってどうしようっていうことではなく、しっかりこの価値というものを市民にとっての価値というものにつながるようにやっていただきたい。それは、ただ時間をかければいいということでもないと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいというふうに、私も、今後、注視していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、このふるさと納税についての質問は終わりたいと思います。

引き続き、中心市街地活性化推進費についてお伺いしてまいります。

先ほど、まじま委員からも質問がされておりました。私のほうからは、令和６年度のこの推進費の中で取り組まれていた買物公園エリアの社会実験、まちにち計画のことについて少しお伺いしていきたいと思います。

まず、このまちにち計画の事業概要について御説明願います。

○板谷地域振興部次長　令和６年度に実施いたしました買物公園エリア社会実験、まちにち計画は、官民連携の買物公園エリアプラットフォームが主体となり、買物公園エリア未来ビジョンの実現に向けて、８月から９月の約１か月間にわたり、買物公園への来街の促進や人の流れをエリア全体に広げるために必要な取組や環境などを見いだすことを目的に実施したところでございます。

主な内容といたしましては、買物公園内に人工芝やストリートファニチャーを配置した４つの滞在空間を設置したほか、簡素化した手続で様々なイベントなどが利活用できるバスキングエリアを設け、エリアへの来街や滞在時間の増加を促進するとともに、電動モビリティーの運行も行い、エリア内での回遊性創出、周辺への人の流れの拡大に取り組んだところでございます。

○髙橋紀博委員　バスキングエリアということで、今月の「あさひばし」でしたっけ、このまちにち計画の写真がいっぱい載っていて、あれを見ると何かすごくいい取組をやったんだなって、まちの中に笑顔がいっぱいあふれてっていうふうに、今年も、そういうふうに私は受けて、ああ、いい感じなのかなと思いましたけども、令和６年度のこのまちにち計画について、まず、この成果、課題、こういったところの受け止めをどういうふうに捉えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○板谷地域振興部次長　各種調査の結果から、社会実験の実施前と比較いたしまして、通行量は約

２割増加し、滞在人数も平均で２倍以上となったほか、バスキングエリアでは大道芸や飲食店など計１２３件の出店がございました。また、電動カートなどのモビリティーは、延べ１千２４５人と幅広い年齢層の方に利用され、買物公園エリアでの滞在や回遊性の向上に一定の効果があったものと認識しております。

また、取組全体に対する満足度につきましては、アンケートで９割を超える方から、よいことだと思うとの意見や、継続実施を望む声が寄せられたところでございますが、一方では、取組そのものの認知度ですとか沿道店舗との連携の必要性などにつきましては、課題として明らかになったところでございます。

○髙橋紀博委員　まちにち計画、令和６年度の取組の中でありますけども、電動モビリティーの活用というところで、電動カートの運行もされておりました。その内容についてお聞かせください。

○板谷地域振興部次長　買物公園エリア及び周辺での移動の利便性を高めるため、旭川駅前から８条通まで買物公園上を直線で結ぶルートと、観光客の利用の可能性も含めて検証するために、繁華街やホテルなどを経由しながら旭川駅前と７条通を結んだ周遊ルートの２種類のルートで、１週間ずつ、低速の６人乗り電動カートを運賃無料で定時運行いたしました。延べ利用人数は、直線ルートが７５５名、周辺ルートは３８４名の計１千１３９名となったところでございます。

○髙橋紀博委員　直線ルート、買物公園の中を直線で走るのと、周遊ルートっていうことで、確かにあのときは走っておりましたけども、この電動カートの運行で、どのような効果、もしくは課題、こういったものがあったのか、お聞かせください。

○板谷地域振興部次長　電動カートの利用者の約８割から便利になったとの反応をいただき、実際に約４割の方から徒歩と比べてより遠くの目的地に移動できたとの回答を得たことから、エリア内での移動利便性の向上につながったと考えられるとともに、一般の歩行者からも、移動に便利、歩行者に優しい乗り物だと感じたとの好意的な声が多数寄せられたところではありますけれども、今後導入するとした場合においては、安全性の確保はもとより、利用ルールの整備やマナーの周知、さらには、広告収入など運賃だけに頼らない運営スキームの構築が必要とされたところでございます。

○髙橋紀博委員　非常に反応としてはよかった、しかし、それを継続するにはまだ様々な課題があるということなのかなというふうに受け止めました。

私は、当時、見ていて、まず、物珍しくて乗っている人がすごく、あれがずーっと走っていたら、果たしてどれぐらいの人が本当にそれを利用するのかなっていうのはちょっと点々々っていうふうな感じで見ていたんですけども、ただ、やはり便利ですよね、便利だという声があるので。私は、買物公園の中だけじゃなくて、もう少し範囲を、１条、４条１５丁目辺りと、日本醤油さん辺りとやれば、結構、観光の人とかもそれに乗ってそこまで行って買物をしたりっていうふうに、中心エリアの範囲も広がるんではないかなというふうに考えたんですけども、もう少し範囲を見直してやればそういった効果にもなるんではないかなと思いますけども、その辺の見解をお聞かせください。

○板谷地域振興部次長　中心市街地における回遊性を高めるための移動支援につきましては、平成２３年度から平成２６年度までの４年間、年度において違いはありますけれども、夏季の約１か月から３か月程度を期間としまして、三浦綾子記念文学館や旭川市科学館なども含めました中心エリ

アにおきまして、観光や商業施設などを巡る循環バスの運行に取り組んでおりましたが、１便当たりの平均利用人数が最も多い年で３．９人、少ない年で０．６人と利用の低迷が続き、運行を中止したという経緯がございまして、昨年の社会実験におきましては、買物公園エリアを中心として運行ルートゾーンを絞りながら取り組んだところでございます。

今後につきましては、こうして取り組んだ実績ですとか知見も踏まえながら、需要や採算性を十分見極めていくことが必要と考えておりまして、改めて、回遊性を高める取組について検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○髙橋紀博委員　以前、ちょっと広い範囲でバスを使って、ちょっと小さめのバスですが、使って走っていたっていうのは見ましたけども、また、カートっていうのがまたちょっと魅力で、面白みがあって、その乗り物の形によっても乗りたいっていう気持ちになるのも、違うか、冬はちょっと難しいかなと思うんですけども、夏の観光シーズンあたりはちょっと考えてもいいのかな。

また、そういった、今、当別ですか、自動運転でロイズの工場とを走っていますけども、ああいった企業のちょっと実験的なところを旭川市内でうまく取り入れてやれるようなこととかも、何かやれればいいんでないかなっていうふうには思いますけども、範囲も、いきなり遠くまで、三浦文学館辺りを行ったり来たりしていたら利用する人はそれなりにいるかもしれないですし、ちょっと工夫してやれる方法があればいいんではないのかなというふうに考えているところであります。

滞在空間ということで、開催されるイベント、そういったものの有無などの影響もあったのではないかなというふうに思っております。ただ、にぎわっているときとそうではなかったとき、この落差も何か大きかったんじゃないかなというふうに私は感じております。そういったところでもう少し工夫が必要ではないかな、滞在空間ということの工夫というものも必要ではないかなというふうに感じたところでありますけれども、今後の方向性はどのようになっているのでしょうか。

○板谷地域振興部次長　令和６年度の社会実験では、各滞在空間において、子どもたちや学生、家族連れなどの様々な世代の方に読書や休息、飲食など思い思いの時間を過ごしていただく様子が見られたほか、バスキングエリア出店者同士の交流なども生まれたところでございます。

まちにち計画は、買物公園を、多くの方に、これまで以上に自由に過ごし、使っていただくスペースとしていくための社会実験と位置づけており、昨年度の振り返りの検討を踏まえ、令和７年度の社会実験においては、滞在や交流の機会を生み出していく機能をさらに高めるため、日陰で涼めるスペースの設置や植栽の配置、沿道店舗等との交流を生み出す仕掛けなど、より立ち寄りやすく滞在しやすい空間となるよう改良を加えたところであり、今後も検証を重ねながら、必要な機能や環境などについて検討を進めてまいります。

○髙橋紀博委員　バスキングエリアは、もうちょっと、期間を、夏の間、広く開放するようなことも考えてもいいのかなというふうに思うところでありますけども、この社会実験、全体の今後の方向性についても伺っておきたいと思います。

○板谷地域振興部次長　買物公園エリアの活性化に向けては、エリアプラットフォームが中心となり、今後も未来ビジョンの実現に向けた取組を継続して行う必要があると考えております。

未来ビジョンにおきましては、将来像として「わたしの『毎日』がここにある」ということを掲げておりまして、買物公園エリアがさらに訪れやすい憩いの場所となるなど、暮らしの一部となり、満たされるエリアとなることを目指しております。

社会実験は、こうした姿を実現するための取組や環境、仕組みなどを見いだしていく取組であり、実験結果を丁寧に検証しながら、多くの関係者とともに進めていく必要があります。今後につきましても、こうしたビジョンや方向性に基づく取組を継続し、改善を加えていくことで、買物公園エリアが、日常的にさらに居心地がよく、人が集まり、滞在しやすい空間となり、その結果としてエリアの利用価値がさらに高まっていくという好循環を生み出してまいりたいと考えてございます。

○高橋紀博委員　滞在する時間、今まで、中心市街地の活性化は、大きなお店なんかがなくなって、どんどん、まちなかに人が来なくなって衰退していくっていうことで、やっぱり、そういった、経済的なっていうか、商業的な観点で結構言われていることが多かったと思うんですけども、逆に、まちに集めるという、時間を長く滞在することによって、魅力的なまちに、にぎわいが出てきて、そこから、今度、居住っていうものにもつながるっていうようなことで、今、答弁されていたかと思うんですけども、これから人口減少というのが進んでいくっていうことが想定されております。特に、持続可能なまちづくりを進めていくためには、コンパクトなまちづくりが重要、これは、私、総合戦略検討懇談会ですか、平成２７年の最初のときから私はこの委員でやっておりまして、この頃から、これから旭川が人口減少に向かっていくっていう、そのビジョンを掲げながら、どういうふうにそこに向き合っていくんだということで、もう、コンパクトに、コンパクトに、まちの中に人が住むようなことに進めていくんだと。

私の頃、労働組合の立場で参加していたので、もっと雇用だとか、そういったところでばっかり話していたんですけど、そのとき、そういった話がされていたなっていうのは、すごく、今、思い出しておりました。まさに、今、それが求められるようなことになってきているのかなと。

先日、香川県の高松市ですか、あそこの丸亀町商店街のお話を聞かせていただいて、まさに旭川市はあれぐらいのことをやろうと思えばできるんじゃないか。整っているんですよね、環境的には。あとは、建物もある程度あるし、そこに住める環境というものを整備することによって、人が住めるようになるのか。医療も、結構、まちなかはありますから、やっぱり、特に高齢者の方々がまちの中に安心して暮らせるような空間があれば、そこからお店が集まってくると。高松市ではそういうふうに言われていたと思うんですよね。実際、調べたら、人が住んでいなかった、住んでいることになっているけど、いないっていうことを、じゃ、どうやったら住めるようになるんだって、桝井副市長も聞いておりましたけども、まさに、そういった、やっぱり考え方一つでそういうふうにやっていけるんだと。

前例があるわけですから、そこを、先ほど、自治体がやることではなくて、やっぱり、そこの住んでいる人ですとか、商売をされている人たちがまず積極的にやるような、そこをちゃんと支えているよっていうものを市が見せることによって、少しはそういう気にもならないかなって思ってはいるんですけど、この間、杉村太蔵さんに会ったとき、どうなっているんだって言ったら、ちょっと頑張りますなんて言っておりましたけども、もうそういうことだと思うんですよね。

やっぱり、当時はコンパクトなまちというのは、あまりちょっとぴんときていなかったんですけど、今になっては、やっぱりそういったことなのかなと。旭川市はそういったものができているわけですから、銀座を歩行者天国にするっていうことを何か発表して、今そこに向かっているって、全域を歩行者天国にするんだって、銀座をするんだっていうのを、この間、日本経済新聞に出てい

ました、何年か後にはそうするっていうことで。

やっぱり、それぐらいのことをやっていくっていうふうに、少しずつ、少しずつ、まちの中心部もにぎわいが戻ってきている。これ、私もすごく感じているところでありますけども、もう少し、少しずつではなく、大胆にやるような発想も必要ではないかなというふうに思っておりますけども、今後、この中心市街地の活性化をどのように進めていこうというふうに考えているのかをお聞かせください。

○三宅地域振興部長　本市におきましては、人口減少、また少子高齢化など、社会経済環境が変化する中でも、誰もが安心して健康で快適な生活ができるよう、都市機能、また居住地等がまとまったコンパクト・プラス・ネットワークの考え方に基づく都市づくりを進めておりまして、これまでも、様々な都市機能、また交通結節機能が集積している中心部に宿泊、居住などの機能誘導を促進し、地域の活性化に取り組んでまいりました。

特に、中心市街地の居住人口、これを増やす取組につきましては、中心部での恒常的なにぎわい、また経済活動を創出する観点から、中心市街地活性化基本計画において、まちなかに住む、これを目標の一つと掲げ、北彩都地区における市営住宅の建設、優良建築物等の整備事業など、国の補助制度の活用により居住機能など都市機能の誘導に取り組み、居住促進を図ってきたところでございます。

本市の中心市街地は、北北海道の拠点として滞在に適した高い都市機能が集積するエリアでございまして、滞在、飲食、商業、業務など様々な機能や施設がさらに充実することで、観光、ビジネスなど、広域の周辺エリアを含めた幅広い波及効果が期待できます。こうしたことから、今後も、さらなる民間の活力、また、投資から来街促進、また滞在機能の強化、回遊性の向上などに取り組み、都市としての魅力をさらに高め、将来にわたって、暮らしやすさ、またにぎわいが確保されるように取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋紀博委員　北彩都のガーデンも、結構、昼間、学生さんたちとかも何か座り込んだり――私が小学校ぐらいのときだったら、自転車でまちに出てきて――これ、親に見つかったら怒られるんですよ、まちに遊びに行っているっていうのが。おもちゃ屋さんとかに見に行くだけでも楽しかったんですけども、まちまで自転車で、小学校ぐらいに。中学、高校になったら、高校生になると、もう、まちの中しかたまるところがなくて、昔からロッテリアが集まり場になっていたんですけども、子どものときは、やっぱり、買物をするにしても、服を買うにしても何をするにしても、丸井さんですとか、あの辺のデパートで買って、そして、亀や食堂で何かハンバーグだとかを食べるって、そういうのがあって。丸井さんの屋上にカウンタックを展示したことが小学校のときにあって、どうやってあの屋上に置いたのかっていうのが分からなかったんですけども、エスカレーターで上げるわけにいかないのでね。それぐらい、まちの中っていうところに足を運んでいたんですけども、ただ、今でも、旭川市は、北海道の中で、札幌に次いで駅周辺というのは人がいるんでないかなって、私は胸を張れるというふうに思いますので、ぜひとも、やっぱり、まちの中で、今度、住める環境っていうのを積極的に考えながらやっていただければ、まだまだ、旭川は、買物公園も生きていけるんじゃないかなと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

以上をもって、私の質疑を終わらせていただきます。

○高橋ひでとし委員長　理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩　午後３時４２分

再開　午後３時４３分

○高橋ひでとし委員長　再開いたします。

御質疑願います。

○高花委員　９款１項２目非常備消防費についてお聞きしたいと思います。

まず、令和６年度の決算について伺います。

○沼田消防本部総務課消防団担当課長　消防団に係る経費につきましては、９款１項２目非常備消防費の３事業で、令和６年度の決算額は、総額で１億６千８４８万６千４４４円でございます。

事業別の決算額につきましては、まず、消防車両の維持管理等に要した消防活動費の決算額が７２７万９千３８円、消防団員への報酬や被服の貸与、消防施設の維持管理等に要した管理事務費の決算額が１億５千７０９万８千９０６円、また、消防団活動に係る装備品の整備に要した消防団活動推進費の決算額が４１０万８千５００円でございます。

○高花委員　そのうち、女性消防団に関わる決算について伺います。

○沼田消防本部総務課消防団担当課長　女性消防団員への報酬の支給や被服の貸与など、直接関わる経費の決算額につきましては、９款１項２目非常備消防費の管理事務費のうち、年額報酬として１２２万２千８７５円、災害に出動した際の出動報酬として９万６千円、会議、訓練、防火、防災等の普及活動等に係る報酬として３７２万４千円、退団した女性消防団員への退職報償金として７６万４千円、制服や活動服などの貸与品の購入経費として８０万７千２９０円、これら決算額を合計しますと６６１万４千１６５円でございます。

○高花委員　今回、資料要求させていただいた中で、この決算額の内訳のところの女性のところを今細かく言っていただいて、その合計が６６１万４千１６５円だということが分かりました。

私は、消防団の質疑を初めてさせていただくので、基本的なことを伺うかもしれません。

まず、地域分団と女性分団、この違いについて伺いたいのと、あと、それぞれの役割、どのように違うのか、伺います。

○沼田消防本部総務課消防団担当課長　地域分団とは、旭川市消防団が組織する３５個の分団のうち、第１分団から第３３分団までの分団があり、消防車両を格納した消防団詰所を構え、災害対応活動を行う自己管区担当区域を持つ分団でございます。この地域分団に属する女性団員は、男性と同様に、火災等に出動し、災害対応を行うほか、災害に備えた訓練や消防車両の維持管理業務等を行っております。

一方で、女性分団に属する女性消防団員は、通常の火災や水災害に出動する業務はなく、活動範囲を市内全域として、市民に対する火災予防の広報や、防火、防災、応急手当て等の普及啓発活動を主として活動しているところでございます。

○高花委員　それでは、消防団員への報酬、退職報償金、これも資料にありますけれども、まずは、どのような種別があるのか、そして、男性消防団と女性消防団、その報酬の違い、退職金の違い、いろいろ相違点、あるのでしょうか。

○沼田消防本部総務課消防団担当課長　報酬につきましては、旭川市消防団員の報酬に関する条例に基づき、年額報酬と３つの区分の出動報酬を支給しております。まず、年額報酬につきまして

は、階級に応じて３万６千５００円から８万２千５００円までの額を各年度の末日までに各団員に支給をしております。次に、出動報酬につきましては、火災などに出動し、災害対応したときに１回８千円の災害出動報酬を、訓練や会議等に出席したときに１回７千円の訓練出動報酬を、災害発生の予防または警戒に当たったときに１回７千円の警戒出動報酬を支給しております。また、退職報償金につきましては、旭川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例に基づき、５年以上勤続した団員が退職する際に、階級及び勤務年数の区分により２０万円から１０７万９千円までの報償金を支給しております。

なお、これら各報酬と退職報償金につきまして、男性と女性という区別はございません。

○高花委員　そもそも退職報償金があるということ自体が、退職金があるということが、初めて、私、分かりました。本当に、また、地域分団、女性分団の違いも、災害の現場に行くか、行かないかの違いでもあるということも、今回、勉強させていただきました。本当に、いざというとき、大変な現場に行ってくださる消防団の方であります。

私が消防団と接したのは、辺別川が氾濫したとき、すぐ西神楽に行きまして、そうしましたら、先ほど３３分団まであると答弁されていましたけれども、何番目の分団か分かりませんが、本当に、消防団の方たちが来てくださって、もう、非常に心強い思いといいますか、ただ、川がもう田畑を流していましたから、中に入ることはできませんけれども、あっ、消防団の方って、本当に、いざというとき、急にもかかわらず駆けつけてくださるんだと、初めて、そのとき、目の当たりにしました。

次に目の当たりにしたのは、地元の防災訓練で、はっぴというんでしょうか、あれ、何て言うのか分からない、着ているだけでもかっこよく見えるというか、すごく頼りになる、消防団っていうことが分かるという部分が、なかなかすごいなといいますか、地域の火消しというか、火消しだけじゃないと思うんですけれども、助けるというか、その部分があるんだなと。かつ、報償に関しても男性と女性の区別はないよという部分もすばらしいことだなと思います。

この資料におきまして、備考のところを見ますと、地域分団は１９０回、また女性分団というのが３４２回という、地域分団は災害があったときに駆けつけるということですから、少ないほうがいいんでしょうけれども、非常にこの差があるというか、活動回数が、非常に、女性分団、多いなというふうに思いまして、先ほどいろんな役割のことをおっしゃいましたけれども、こんなにこの回数が多い、これ、何か意味があるのか、また、どのような活動をもって、この回数、されているのか、ちょっと詳しくお聞きしたいと思います。

○沼田消防本部総務課消防団担当課長　女性分団の具体的な活動といたしまして、まず、訓練出動に当たる活動として、消防訓練大会への出場やそれに向けた訓練、出初め式、消防記念日式典への参加のほか、分団内における研修会等を行っております。また、警戒出動に当たる活動としては、老人クラブ等を対象とした防火、救急、防災の講習会を実施しており、令和６年度におきましては、１０回の講習会を実施、１回の講習会で２人から４人の女性分団員が講師として活動をしているほか、春と秋の火災予防運動期間中に市内一円で火災予防に関するチラシを配布するなどの広報活動を行っております。

地域分団と女性分団に所属する女性団員の活動回数につきましては、それぞれ１人当たりの平均活動で比較をいたしますと大きな差はありませんが、火災への出動や訓練や会議への参加、広報な

どの活動回数については、団員それぞれ本業、仕事の都合や家庭の事情などで各年度や季節によっても差があることから、一概に比較できるものではないと認識しているところでございます。

○高花委員　そんなに差がないと、今、答弁がありましたけれども、回数的に言えば何か差があるように見えますが、上のほうに女性３５人の消防団員がいて、地域分団１２名、女性分団２３名、これを１９０回と３４２回で割った比率とかいろいろ見ますと、地域分団では１２回の出動だと。で、この女性分団に関しては、２３人で割ると約１４．８回、１５回まではいかないまでも。そういう意味では、今、御答弁がありました、そんなに差がない、比較できる部分ではないというようなことが分かりました。回数だけ言うと、すごく女性分団は忙しいんじゃないかなって、啓発やいろんなことをするために多いのかなと思いましたけれども、人数割合からすると決してそうではないということが分かりました。

それでは、この後、私の質問のメインでございまして、女性消防団の被服等の貸与品について伺っていきたいと思います。

○沼田消防本部総務課消防団担当課長　女性消防団員への被服の貸与につきましては、旭川市消防団の組織等に関する規則で被服等の仕様、規格を定め、旭川市消防団員の被服貸与規則に基づき、一般被服である制服上下、夏服の上下、活動服上下、防寒衣、雨がっぱなどを新規入団時に一式貸与しているほか、地域分団に所属する女性団員には、一般被服に加えて、現場活動時に着用する防火衣、防火手袋、ヘルメットなどの防火被服を貸与しているところでございます。

○高花委員　資料の中を見ますと、下の２段、貸与品（新入団員）備考のところに地域分団３人、女性分団３人、同じ人数で、実はこの決算額が違います。約１０万５千円ほど、正確には１０万４千８３０円違うわけですが、この差は何なのか、同じ人数で予算額が違う。

それが、今、御答弁された、例えばヘルメットなのか、防火靴なのか、いろいろあると思いますけれども、突然で大変恐縮ですが、そのあたりを教えていただけますか。

○沼田消防本部総務課消防団担当課長　地域分団の女性と女性分団に貸与する品目の種類については大きな違いはありませんが、冬の制服の替えについて、女性分団に所属する女性分団員にはスカートを貸与していることに対し、地域分団に所属する女性団員には、スカートに加え、ズボンも貸与しているところでございます。こういう部分について金額が変わってきているところと認識しております。

○高花委員　地域分団の女性団員には冬用のズボンを貸与しておりますね。ところが、女性分団にはズボンが貸与されていない。その分の、２３人分の差がこの金額の差にも関わってきているということが分かりました。

なぜ貸与されないのか。長靴というか、安全靴等もあるかもしれないんですが、必要がないのかもしれませんけれども、なぜそのズボンや靴に関して貸与していないのか、伺います。

○沼田消防本部総務課消防団担当課長　冬の制服につきましては、主に消防出初め式など消防の行事や記念式典などで着用しており、女性分団の制服の替えにつきましては、女性分団の発足した当初から全国の例を参考にしてスカートを採用し、現在に至っている状況でございます。一方、地域分団に所属する女性団員に対しましては、行事や記念式典中に災害が発生した場合、制服の上から防火衣を着装して出動する可能性があることから、スカートのほかにズボンの貸与をしているところでございます。

また、長靴につきましては、規則において貸与品と定めてはいなく、地域分団に所属する団員には、防火被服である防火靴を降雨時には長靴として兼用していただいている状況にありますが、女性分団につきましては、現在の通常の活動内容に鑑みて、降雨時に屋外の不整地での活動が見込まれていないとの理由でこの防火靴を貸与していないところでございます。

○高花委員　分かりました。

何年か前、出初め式に参加させていただいた際、制服で、防寒着も着ず、スカートでパンプスの消防団員の方がいまして、寒くないですかってお声かけしたら、寒いですと、当然ですよね。でも、私たち、ズボンが当たらないんですというお声を聞きました。

なぜなのかなと。幾ら災害に出ないから、災害現場に行かないからといっても、この御時世、高校生でもズボンとスカートが選べるようになっている。また、最近は、女性警察官もズボンが支給される方向で見直しているということをある筋から聞きました。女性消防団はこれでいいのかと思います。できましたら、来年の１月に出初め式もございますので、もしこの２３人にズボンを貸与するということになれば予算が幾らぐらいかかるのか、そして、今年度中に貸与できないのか。また、長靴についても、安全靴までとはいかなくても、大雨の日もあれば、日程を組んだときに大雪の日もあると思います。そういったときに、今、貸与されていないズボン、靴と、これが貸与できないのか、その予算額等について見解を伺いたいと思います。

○河端消防長　まず、予算につきましては、現在の女性消防団員、現在２５名おられますが、全てにズボンを貸与する場合の経費は約６０万円、長靴については約１３万円と見込んでいるところでございます。

委員の御指摘のとおり、屋外の出初め式は、例年、相当寒い中で実施をしております。消防団員としての服制上、行事や式典においては一つの小隊として服装を統一する必要性がありますことから、女性分団の意向を十分に確認した上で、動きやすさや寒冷対策としてズボンの貸与については、早期導入に向け、協議を進めてまいります。また、長靴につきましては、女性分団の今後の業務範囲の拡大などの検討と並行して、女性分団の意見を確認しながら、貸与について検討してまいります。

○高花委員　本当に、何年もきっと寒い思いをしてきた方たちがいらっしゃいますよね。そこに気がつかないというのもいかがなものかと私は思いますけれども、でも、すぐ、早期導入と言っていただきましたので、来年の出初め式には、予算がついて、貸与されていることを望みたいと思います。

以上、消防本部に関しては、これで質疑を終わらせていただきます。

次に、防災安全部にお聞きしたいと思います。

９款１項４目、防災対策費、事業概要及び決算額について伺います。

○伊藤防災安全部防災課主幹　防災対策費は、市民の防災意識の高揚及び災害による被害の軽減を図るため、旭川市地域防災計画に基づき実施した災害対策等に要した費用でございます。

令和６年度は予算現額７１８万４千円に対しまして、決算額は６８２万５千１７４円、執行率は９５．０１％となっております。

○高花委員　詳しいことは会派の皆川委員からも質疑がありましたので、私は、ここもちょっと女性に特化して伺いたいと思います。

まず、この防災対策費の報酬、ありますけれども、旭川市防災会議、この防災会議委員の構成及び令和６年度の報酬支給額についてお聞きします。

○伊藤防災安全部防災課主幹　旭川市地域防災計画を審議する旭川市防災会議の委員は、災害対策基本法及び旭川市防災会議条例で、北海道開発局、旭川地方気象台、上川総合振興局などの指定地方行政機関と陸上自衛隊、北海道警察、教育長、消防長、消防団長などの指定公共機関、指定地方公共機関や学識経験者などで構成することが定められており、令和６年７月開催の会議出席者のうち、報酬を支給した委員は６人で、決算額は４万６千２００円でございます。

○高花委員　令和６年度、支給対象が６人だったと。いわゆる、これ、４万６千円ほどの決算額になっていますが、防災会議は１回しか設けていないということで認識したいというふうに思っておりますけれども、１回でいいのかなって、これ、回数が決まっているのかなっていうことは、後ほど部長からまとめて言っていただければと思います。

次に、旭川市防災会議の女性割合について、うちの会派は、このことは一般質問などで何回も聞いてきました。予算要望もしてきました。４０％と言ってきたこと、ありました。でも、とてもそこまでいかない。３５％まで下げて予算要望したこともございます。

今現在、どれぐらいなのか、伺いたいと思います。

○伊藤防災安全部防災課主幹　防災会議構成団体のうち、北海道看護協会上川南支部、北海道獣医師会上川支部、旭川市女性防火クラブ連合会、市民委員会連絡協議会女性部会、旭川食生活改善協議会から、女性委員の推薦をいただき、防災会議委員として就任いただいておりまして、現在、委員３０名のうち、女性は６名、構成率は２０％となっております。

○高花委員　２０％だと。でも、ようやくここまで来たんだなっていうような印象を受けております。

全国的に防災会議の女性比率はいまだに低いです。これが問題となっておりまして、やはり、半分は女性の意見を聞かなければ、女性でいかないと、女性の声ってすごく大事で、そこら辺のところは私もこれまで何度も訴えてきました。

じゃ、この防災会議も含めまして、今まで、防災安全部として、女性の声を聞いて何か実績っていうのはございますでしょうか。

○紺田防災安全部防災課長　避難所運営や備蓄品の整備を推進する上では、女性の視点を取り入れることが重要であると認識しております。

本市地域防災計画や避難所開設・運営マニュアルの直近の改定では、女性をはじめ、子ども、高齢者、病弱者、性的マイノリティー等の多様なニーズへの配慮に努めることとしております。また、現在行っている備蓄計画の改定作業では、今年度から新たに防災課に配置された女性職員も含めた複数の職員で意見交換を重ねるなど、女性の視点も取り入れて進めております。

○高花委員　実績の部分、認識はしているんだ、女性の声は大事だということは認識していますよと。でも、私は、それまでずっと防災会議のことで女性をもっと入れるべきだと言ってきましたが、そもそも防災安全部に女性がいないんじゃないか、防災課にいないんじゃないか、そこに気がつきまして、昨年の一般質問で言わせていただきました。１名じゃかわいそうだから２名入れていただきたいと言わせていただいたところ、今年度から２名入ったんですね。

先ほど主幹が答弁されましたけど、防災課で初めて女性が答弁されたということですよね、今回

が初めて。うれしい限りですね。これ、当たり前じゃなかったんですね。だから、昨日は記念すべき日に勝手にしていきたいというふうに思っておりますけれども、非常に女性の視点は大事で、意見も大事だということは分かっているけれども、来てほしいけれども、来てくれないって、どっか心の中で諦めていませんか。でも、動けば来てくれるということが、今回の――きっと副市長の手助けもあったかもしれませんけれども、２人の女性職員が防災課に入ったことで、そこら辺からまず大きく変わっていただいて、今後は、防災会議も、全国的に厳しいけれども、旭川市は、やはり、半分近くが女性の声を拾っている、また、意見を聞いている、会議のメンバーであるということを目指していただきたいと思います。

もう一つ、避難所のテントのことについて伺いたいと思います。これも、会派の皆川委員が質問させていただきました。

で、女性というのは着替えなければいけない。また、そこも認識はしているという答弁なんです。でも、実際にテントを立てたことがあるのかどうかという、この実績があるのか、ないのか。

先ほども言いました辺別川、避難所が設けられました。行きましたけど、とてもじゃないけど、テント、そのときは、もうベッドも段ボールベッドもないですし。

避難所というのは常に進化しているそうです。私ども、この間、この避難所についての研修会を受けてきました。そこで言われたのが、これでよしということではない、段ボールベッドも常に進化している。で、今は、まがいものとまでは言わないですけれども、強度の弱い段ボールベッドも出てきている。

私、総務常任委員会だったときに、防災センターに行って防災訓練を受けてきて、市民の方と常任委員会のメンバーと分かれて段ボールベッドを組み立ててきました。どこが一番早いかなんて、消防本部も、こう、競い合うような、頑張ってみんなで組み立てて寝ましたけど、硬くて、なかなか、寝られるんですね、硬くて、布団を敷けば。あと、マットの幅、いろんなことを避難所訓練で経験させていただきましたけれども、その経験がありますので、やっぱり、硬くて寝られない方もいらっしゃるだろう。２人は寝られない。小さいお子さんとかいたとき、子どもと親が別々で寝なきゃいけない。いろんなことが現場で、次々、問題となって、そういった進化をしております。

一つは女性の着替え、それについて、何か考え、テントを張る、そういうことを用意されているのかどうか、考えがあるのか、見解を伺います。

○紺田防災安全部防災課長　避難所の運営につきましては、本市地域防災計画や避難所開設・運営マニュアルで、授乳室や更衣室などはテントを使用して確保することも検討するよう明記しているほか、女性や子ども、高齢者、病弱者、性的マイノリティー等の多様なニーズの配慮に努めることや、女性専用の相談窓口や授乳室の設置、また、女性による物資配付等を明記してございます。

○高花委員　何か考えがあるのかというふうに聞きましたら、明記しております、答弁でございます。

考えについて、また、部長、最後のほうにお述べいただければというふうに思います。

次に、避難所での携帯電話の充電対策について伺います。

ブラックアウト、もう本当に、乾電池、売り切れる。いろんなものがコンビニからなくなって、本当に命綱とも言われる携帯の充電が非常に問題となってくるのではないかというふうに思いますが、本市の充電対策について伺います。

○伊藤防災安全部防災課主幹　本市では、平成３０年の胆振東部地震でのブラックアウトの際、旧総合庁舎を含む４か所で携帯電話などの充電場所提供を行いました。また、大規模停電の教訓を踏まえて、発電機の整備を進め、現在、指定避難所１３６か所に対して１０５台を保有しております。

○高花委員　避難所１３６か所に対して発電機１０５台、足りないというふうに思いますけれども、その不足分の対応について伺います。

○紺田防災安全部防災課長　発電機につきましては、指定避難所１３６か所のうち、災害時に優先的に避難所として開設することとなる市有施設の小中学校６６か所にそれぞれ配置しております。

配置していない指定避難所につきましては、旧旭川第２小学校に備蓄しているものを移送するほか、物資供給に係る防災協定に基づき、民間事業者から必要な機器を調達する体制を取っております。また、トヨタ自動車、日産自動車、三菱自動車と防災協定を締結いたしまして、災害時には、各社の給電車、電気自動車、電動車両等による避難所などへの電力供給、非常用電源として活用させていただくこととしております。

○高花委員　民間と防災協定を結んで電気自動車等を使うと。

今日、先ほどいしかわまさき委員から電気自動車のことがいろいろありました。ブラックアウトのときに、私の知り合いがもう既に電気自動車に乗っていて、炊飯器で御飯を炊いていいよって言われまして、でも、とてもできませんでしたけれども、電気自動車ってそういうこともできるのかと、もうびっくりいたしました。足りない分は、そういった防災協定を結んでいるところから対応できるということで安心いたしました。

令和６年、能登半島地震を踏まえて、旭川市ももっと真冬の宿泊型の防災訓練も必要だと思いますし、その際の女性専用のテントを用意するということも必要ですし、それが、市の職員だけじゃなく、みんなでそれが設置できて、いち早く、暖房も含めてできるような体制っていうのは、日頃からやっていないと無理だっていうこともありますので、この本市の避難所運営、まだまだ改善の余地があるのではないか、必要性、あるのじゃないかと。

先ほど申しました、どのように考えていますかって言ったら、に明記しておりますという答弁です。こういったことも含めて、今後の見直し方針について伺います。

○内村防災安全部長　まず最初に、委員から御指摘がありました防災会議の回数につきましては、年１回だよということではありません。必要に応じてということでありますんで、今、本市でやっているのは、防災会議の改定に合わせまして、年１回程度、開いているということが現状でありまして、必要があれば複数回の開催というのは可能となっております。

それから、委員が先ほども言いました避難所の対策っていうのは進化しているよ、日々進化しているよということで、私どもで、できるだけそういった新しい対応に向けてということで、例えば、以前、旭川で備蓄食料といえば総務部が防災担当をしていたときに、乾パン、いわゆる缶に入っている乾パンだけだったんですね。で、これではちょっと心もとないなということで、たしか平成１７年か１８年だったと思うんですけども、市内の婦人防火クラブの方、１５０名程度集まっていただいて、その中で、今、旧花月会館で、アルファ化米っていうのが世の中にできてきたということで、実際に炊き出し訓練をして、乾パンと、それから、何ですか、今入っているアルファ化米、これを食べ比べてみていただいて、災害時にはどっちがいいですかっていうと、１００％の感

じでアルファ化米と言われまして、アルファ化米に変更させていただいたということがあります。

それから、テントの部分なんですけれども、たしか１４～１５年前は、避難所生活では段ボールの１メートルぐらいの高さの間仕切りで段ボールっていう時代がありました。これが、日本中でいろんなところで災害があって、特に西日本豪雨のときなんですけども、そのときには、初めて、テントという形で、白いカーテンで覆われた部屋であるだとか、それからテントだとかっていうものが増えてきて、現在は、天井のないテントを使っているところもありますけれども、旭川市については、現在、テントを１００張り置いてありますけれども、そちらについては天井がついているテントを使っています。

これは、女性への目線が気になるということがあって、これも、万全ではなくて、やっぱり、テントも継ぎはぎっていうか、なっていますから、意図的にやろうと思えば、スマートフォンを入れたりとか何だとかっていうことができるんですよね。こういったことを少しでも減らしていくために、例えばガムテープを用意して目張りをするだとか、そういったことを対策としては今考えております。

そういったことも含めて、避難所の運営の今後の見直しっていうことについては、一番最近で言いますと、能登半島の地震を踏まえて、国のほうで改正されました国の避難所ガイドラインに沿って本市の各種マニュアルの改定作業を行うほか、現在、来年度に向けて、本市の備蓄計画に基づき、女性でありますとか要配慮者などに配慮した備蓄品の整備と、発災当初からできるだけ可能な限り良好な避難所環境を目指せるように、質の向上を重点的に整備するよう見直しを検討しております。そうしまして、本市の災害対応力といいますか、の向上を進めてまいりたいなと考えております。

○高花委員　この新庁舎ができて、災害対策本部が出来上がる部屋もありますし、この研修会を受けたときに、言っておりました。アルファ化米、そしてまた、おにぎり、そしてパン、そういった配給はあるんだと、全部、炭水化物なんですと。何が欲しいか、特に寒いとき。温かいもの、スープなんだそうです。熱電源も必要でしょうし、そういったお話を伺いました。そうだよなあ、食べるものばかりが炭水化物だと、やはり、体にもよくない。そういった部分も、やっぱり、今後、検討項目の中に入れていただきたいと思います。

防災安全部の質問は、これで終わらせていただきます。

前半の最後、選挙管理委員会に行きたいと思います。急ピッチでさせていただきます。

２款４項３目選挙執行費の中で、令和６年衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行費、これは、事項別明細書では１億６千７３２万９千１１円ということは分かっております。

そのうち、期日前投票に関連する費用について、決算額、伺います。

○蛯名選挙管理委員会事務局主幹　令和６年の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行費のうち、期日前投票に係る費用は４千７６１万６千９３８円であります。

○高花委員　昨年の衆議院議員選挙のときから、この期日前投票所の時間、これが短縮されましたね。で、このことについて、既に一般質問だとか、質疑をされています。でも、どうしても納得いかないんですね。私たちも知りませんでした。それまでずっと午後８時までやっていたのが、午後５時１５分になったという、この、なぜ短縮されたのか、まずは、短縮した内容、これについて伺いたいと思います。

○蛯名選挙管理委員会事務局主幹　前回、令和３年の衆議院議員総選挙における期日前投票所の開設状況と、昨年、令和６年衆議院議員総選挙における状況を比較して申し上げますと、総合庁舎については、公示日翌日からの１１日間、午前８時３０分から午後８時まで行っており、従前と変更はございません。支所７か所については、開設期間は従来どおりですが、開設時間については、午前８時４５分から、一部の支所を除き、午後８時までとしていたものを、終了時間を繰り上げ、午後５時１５分までと短縮しました。商業施設４か所は、開設期間を公示日翌日からの１１日間としていたものを、投票日前の８日間とし、３日間短縮したところです。各商業施設の開設時間は変更ございません。

○高花委員　ちょっと時間も迫ってきたので、短縮した理由については、これまで議会で人手不足だということを言ってきましたので、ここについては、そこは分かっておりますので、なぜ、じゃ、従事者の人員確保が難しいと思うのか、その集まらない理由というのはどのようにお考えなのか、伺いたいと思います。

○鳴海選挙管理委員会事務局次長　全国的にも多くの業界で人手不足が課題となっておりまして、選挙事務においては、従事者の確保が困難であるということを理由とした投票所の統廃合や投票時間の繰上げが行われるケースが増加しているものと認識しております。

選挙事務従事者が集まらない理由としては、雇用期間や賃金などの雇用条件のほか、従前からの従事者が高齢化してきたことですとか、仕事や働き方に対する多様化、価値観の変化など様々な要因があると考えております。

○高花委員　全国的な人手不足が問題で、投票所の統廃合もあると。でも、集まらない理由には、雇用期間、賃金、こういった部分が含まれているんじゃないかということでした。ある意味、単発的で、朝から晩までずっとっていう、そういった部分がきついのではないかと。また、従来やってきた方の高齢化、そういった部分があるということは分かりました。

昨年の衆議院議員選挙、どうしても急に解散して人を集めるのは大変なのは分かります。ところが、今回行われた市長選、そして、その前、７月の参議院議員選挙というのは前から行われるということが分かっていました。それでも、この期間といい、時間といい、短縮されたままです。

ということは、募集の時期に、募集の仕方が少し分かりにくいというか、やりたいと思わない内容的な募集の仕方ってことはないと思いますけれども、どのような募集の仕方をしてきたのか伺って、また、その確保をしてきたのか、伺いたいと思います。

○鳴海選挙管理委員会事務局次長　期日前投票所の事務従事者や投票立会人については、予定されている選挙の都度、あらかじめ希望者を募集し、登録しておくことで選挙に備えていたところでありまして、ホームページや広報誌、ＳＮＳなどに募集内容を掲載するほか、経験者には登録の意向を確認する文書を個別に送付するなどの対応も行っておりました。

令和６年についても、当初は予定された選挙はなかったものの、衆議院が解散することを想定し、４月から募集を始め、希望者の登録を行っていたところでございます。

○高花委員　分かりました。半年近く募集をしたということですね。

で、一つの国政選挙に必要な従事者、何人いて、この衆議院選挙のときは何人の人が集まってくださったのか、前もって伺いたいと思います。

○鳴海選挙管理委員会事務局次長　昨年の衆議院議員総選挙につきましては、期日前投票を行う場

合、従前どおり開設する場合には約２２０人の従事者が必要でありまして、結果的に、このうち、登録者の中から確保できた人数は約６０人程度ということでございました。

○高花委員　１６０人足りなかったということですね。ほとんど、そうしましたら、大変な作業であったとお察しいたします。

で、それでも私はやっぱり諦め切れなくて、投票率向上のために選挙管理委員会もこれまでいろんな努力をされてきているのは分かります。私は、選挙が終わるたびに、投票率の向上のためにというテーマで、一般質問だったり分科会だったり大綱質疑だったり、いろんな場で質疑をさせていただきました。例えば、１８歳選挙権が始まるときには、大学で投票ができるようにしてはどうか、また、障害児の方が二十歳になったときに、初めて、選挙、その場でできないので、模擬投票をやってはどうか、また、高齢者の方、これまで真面目にずっと投票に行ってくださった方が、投票所が遠くなって行けない、そういった方のために移動投票所をやってはどうか、これは会派でも要望させていただきましたけれども、そういったこと、選管も考えて考えて実施をしてきてくださっているところは評価していきたいと思っております。

この場で、人手が足りなくて、期日前投票所が時間短縮される、そこが意外で、私はどうしても納得いかないところがあります。

でも、人が集まらないんですから、幾ら工夫をしても、半年かけても、２２０人欲しいところ、６０人しか集まらないこの事実。今後、どうしていくのか。政局がいつ、どうなるか、分からないものもありますので、かつまた、２年後には地方統一選挙もございます。もう１年半後ぐらいですね。分かっている選挙がある、そこにもどうしようもないものがあるのか、それについて今後の見解を伺います。

○長谷川選挙管理委員会事務局長　衆議院選挙を行うには、投票、開票全体で約１千６００人の従事者が必要であり、そのうち約１千人が市の職員、約６００人が会計年度任用職員や地域の皆様などに御協力いただきながら選挙を行ってきました。

特に、期日前投票所については、平成１６年の制度創設以来、徐々に拡大し、現在は１２か所になりましたが、それに伴い、人員も約２２０人に増加しました。平日のため、市職員の代わりに主に会計年度任用職員を充てていましたが、従事者の確保は年々苦しくなり、先ほども申し上げたとおりですが、あらゆるところにお願いをして、投票所開設の数日前にやっと従事者が確保できたというような状況が実は今までも多々ありました。人集めだけで職員が疲弊するようなありさまでした。

このため、昨年の衆議院選挙から業務委託を導入しましたが、それに合わせて、円滑な運営のために開設可能となる期間や時間等も見直しました。正直なところ、市民の反応は気になりましたが、結果的には、期日前投票者数は増加し、市民にも定着してきたものと考えています。

昨今の人手不足の状況下においては、期日前投票所を今後も安定的に運営していくことの難しさを感じていますが、高花委員の御指摘や思いについてはとても理解できますし、選管としても投票率の向上を目指すところはぶれていませんので、市民の投票への影響に配慮しながら、周知啓発をはじめ、市民が投票しやすい環境づくりに試行錯誤しながら取り組んでまいります。

○高花委員　大変気持ちの籠もった局長からの答弁、ありがとうございました。

私は、一斉に、一律に２０時まで延ばしたらどうですかということではありません。投票率が高

いところもあれば、もしかしたら、１人、２人増やすことで午後５時１５分が１９時までになったりとかできるところ、そういった柔軟性も必要ではないかなと思います。やはり、苦情があったかどうかは今ここでは聞きませんけれども、皆さん、驚いたと。やっぱり、夜じゃないと投票できない方は諦めてしまう方がいた。

今回の市長選の結果も思ったより低かった。あっとびっくりしました、これには、私も。もっと統一地方選は下がる可能性が出てくるんです。やっぱり、選管ができること、一律な考えじゃなくてもいいですから、柔軟性を持って今後また検討していただきたいと指摘して、私の前半の質疑、終わります。

○高橋ひでとし委員長　理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩　午後４時２９分

再開　午後４時３０分

○高橋ひでとし委員長　再開いたします。

御質疑願います。

○佐藤委員　自民党・市民会議の佐藤でございます。

私は、北海道金魚すくい競技連盟というところの会長をやっておりまして、毎年７月に北海道大会、菅野副市長も一度お見えになっていただいて、来賓として、やっておりまして、今年で１２回、護国神社でやっておりまして、これは、全国大会の予選会ということで、上位者が全国大会に出られるわけですけど、全国大会というのは、奈良県の大和郡山市というところ、ここは金魚の名産地なんです。そこで全国大会を開いているわけでございまして、全国から約２千名の方が、予選を通過した方が集まって、そこで金魚スクエアというところの会場でやるわけですが、ようやく、１２回、去年、小中学生の部でようやく３位に滑り込み、今年の８月、大会、団体戦があるんですが、これ、北海道チームは３位や４位に、そして、小中学生の部で何とか６位に入賞できたということでございました。

実は、大和郡山市っていうのは、今回、自民党の総裁になられた高市早苗総裁の出身地でございまして、毎年、開会式には、高市議員というか、代議士の秘書の方が出ておられる。来年、もしかしたら、総理大臣で来るんじゃないかということを楽しみにしておりますけど、この金魚スクエアという、大きい、いわゆる体育館みたいなところですが、約２５の水槽があって、そこで競技をするわけでございまして、この金魚スクエアっていうのが災害時には避難所になるということで、避難絡みの関係で、防災安全部に質疑をしていきたいと。

もういつ入るんだと言われるから、９款１項４目の、今、いろんな方が防災の関係を質問されていますが、防災施設等整備費についてお伺いしたい。

もう既に、備蓄品整備状況については事前に資料をいただいておりますので、その資料に基づきまして、この達成率が書いてあると思うんですが、これが６０％未満のもの、これの目標達成の時期についてはどのように考えているのか、まず、お伺いしたいと思います。

○伊藤防災安全部防災課主幹　備蓄計画に基づき整備しております備蓄品のうち、達成率６０％未満のものですが、毛布が５６．９％、マットが５１．５％、寝袋が４７．６％となっております。

計画に定める備蓄品は、段階的に整備を進めておりますが、災害での教訓や社会情勢の変化を踏

まえ、必要に応じて計画の見直しも含めた検討を行いながら整備していくとしておりますことから、現時点においてこれらの目標達成時期を明示することは難しいものと考えております。

達成率の低い物資については、市民、事業者等に対し、自助、共助による防災対策を推進していくほか、不足する備蓄品については、国や都道府県からのプッシュ型の支援のほか、民間事業者との防災協定に基づく流通備蓄の調達なども含めて、円滑に調達できるよう体制づくりを進めているところでございます。

○佐藤委員　それでは、この表に示されている避難所運営用資機材についてちょっとお伺いしたいと思うんですが、避難所の運営用資機材の保管場所、また保管状況について、現状、どうなっているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○伊藤防災安全部防災課主幹　ストーブや発電機などの避難所運営用資機材の保管は、指定避難所である市内の小中学校や地区センターなどの空きスペースを借用しており、毎年購入している食料品の更新に合わせて保管状況を確認するなど、定期的な維持管理や点検を行っているところでございます。

○佐藤委員　そこで、ちょっと、今、高花委員からも質問があったんですが、暖房器具と発電機が全ての避難所に備蓄されているのか、そして、その燃料の保管状況についてはどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○紺田防災安全部防災課長　指定避難所のコークスストーブや石油ストーブなどの暖房器具や発電機の配置状況は、指定避難所１３６か所のうち、暖房器具については６７か所、発電機については６６か所にそれぞれ配置してございますが、配置していない指定避難所につきましては、旧旭川第２小学校に備蓄している暖房器具や発電機を移送するほか、物資供給に係る防災協定に基づき、民間事業者から必要な機器を調達する体制を取ってございます。

次に、燃料の保管状況についてですが、石油ストーブや発電機の燃料は、消防法に定められた危険物でございまして、数量と管理に規制があるほか、長期保存ができないため、災害時は、旭川地方石油販売業協同組合などとの防災協定を活用いたしまして、民間事業者から優先的に供給していただけるよう協力関係を築いてございます。

○佐藤委員　北海道新聞で防災のアンケートを取っているんですね。それで、７月３０日にカムチャツカで地震があって、そのときの影響について、それぞれ８２の市町村にアンケートと結果が新聞に載っているんですけども、この避難所の暑さ対策が必要ということで９割の市町村が回答しているわけですけど、本市の避難所の暑さ対策についてはどのように考えているのか、お示しいただきたいと思います。

○内村防災安全部長　避難所の暑さ対策についてですけれども、福祉避難所にも指定されております市内の小中学校の保健室、こちらについては、全ての学校でルームエアコンが整備されたほか、普通教室には簡易クーラーや遮熱カーテンが設置されているものと確認しております。また、令和６年度からは、普通教室や職員室にもルームエアコンの設置が進められているところでございます。

しかしながら、避難生活の主な場所となる体育館につきましては、現在、冷房設備が整備されていないことから、災害時には必要に応じて物資調達・輸送調達等支援システムや防災協定を活用し、避難生活の長期化に備えて扇風機や冷房器具を調達することとしております。

近年の記録的な猛暑が続く状況の中で、避難所の暑さ対策は一つの課題と認識しておりまして、今後につきましては、体育館におけるスポットクーラーの活用など、可能な限り避難所における良好な生活環境が確保できるよう努めてまいります。

○佐藤委員　令和９年度には、全小中学校にルームエアコンが入るということでございますので、ぜひとも、スポットクーラーですか、これも、ぜひ避難所の暑さ対策に活用していただきたい。関係部署にはよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次に、令和６年度の防災訓練や防災講習を実施したと思うんですが、その実績についてお示しください。

○紺田防災安全部防災課長　各団体や小中学校から依頼を受けて実施した防災講習は、５１回、延べ３千１９６人の方々に受講していただいております。

本市主催の訓練や講習につきましては、令和６年８月３１日に東旭川地区で実践した市民参加型の総合防災訓練に１１９人の地域住民の方々に御参加いただいたほか、冬季の災害を想定した避難所における備蓄品の取扱いと避難所運営について習得することを目的として、隔年で実施しております冬季防災訓練を１２月２１日に東光スポーツ公園武道館で行いまして、市民、関係機関及び職員を含めて６６人の方に受講をいただきました。また、令和７年１月１６日に総合庁舎で実施した防災講習会では、８４人の市民の皆様に受講いただきました。

次に、職員を対象とした訓練につきましては、災害対策本部事務局訓練を３回実施してございまして、延べ１３０人が参加したほか、避難所開設運営訓練を８回実施し、延べ１１０人が参加してございます。また、地域防災計画での事務分掌に応じた部局ごとの個別訓練には、５部局、延べ２２０人が参加してございます。そのほか、新規採用職員研修のカリキュラムで、５４人の新規採用職員に講習を実施しております。

○佐藤委員　今、報告がございましたが、この防災訓練や防災講習を実施した成果と、今後の防災訓練をどういうふうにやっていくかという考え方についてお示しをいただきたいと思います。

○内村防災安全部長　防災講習は、各団体の依頼により実施しておりまして、昨今は、各地の災害発生状況による市民の防災意識の高まりにより、依頼件数、受講者が増加しております。講習内容は、本市ホームページに掲載しております旭川市避難マニュアル（市民用）に基づきまして、災害の基礎知識や災害への備えについての講話のほか、避難所で使用する段ボールベッドの組立て等を実施しております。

本市職員を対象とした訓練につきましては、人事異動による担当者の変更等を考慮し、毎年度、実施しておりまして、災害対策本部訓練では、災害発生から終息までを想定した連絡調整や情報収集等、また、避難所開設運営訓練では、開設時の留意点や避難者受入れの流れ等の実習を行っております。

防災講習、職員訓練ともに、実際の災害対応や避難所生活の一部を体験することで受講者のイメージが膨らみまして、災害に備えるといった行動につながる成果が得られるものと考えております。市民参加型の総合防災訓練につきましては、昨年度まで郊外地区で実施しておりましたが、今年度は、商業施設で実施しまして、関係機関の協力の下、各種展示や体験等の多様なブースを設置しまして、市民をはじめとする多くの参加者に防災知識の普及ができたものと考えております。

今後につきましても、防災講習や防災訓練を通じまして、職員及び市民の防災意識の向上、ま

た、関係機関との連携を深めることに努めてまいります。

○佐藤委員　私も、先日、イオンモール旭川西で開かれた防災訓練のほうをちょっと見学させていただきました。本当に、家族連れで、いろんな体験、煙とか何か、それと、いろんな資機材を見るというようなことを、皆さん、やっておられました。

旭川は災害が少ないまちっていうのを売り物にしているようなんですけど、しかし、これは、逆に取れば、もし災害が起こったときにはパニックになるわけですよね。だから、やはり、自分の命は自分で守るという、今、丁寧にやっていただいていますけど、防災意識、これを、しっかり、身につけるものは小さいときからそれを身につけてもらうということは大切なので、引き続きよろしくお願いしたいと思います。

以上で、防災安全部のほうの質問は終わりにいたします。

次に、消防本部のほうに、ドローンについてお伺いしたいというふうに思います。

まず、令和６年度決算について、９款１項１目の災害対応ドローン運用体制整備費の決算額と事業内容についてお伺いします。

○狩野消防本部警防課主幹　災害対応ドローン運用体制整備費の決算額でございますが、災害対応ドローンの操縦員を養成するための受講料や機体本体の保険加入に係る費用など、災害対応ドローンを運用するための必要な体制整備に要した費用で１１９万４２０円を執行してございます。

また、本事業につきましては、令和５年度から実施しており、管轄区域で発生する各種災害におきまして、災害対応ドローンを活用し、上空から避難状況等に係る情報収集を行い、効率的かつ安全性の高い消防活動を実施することや、道内外で発生する大規模災害等において適切な消防応援活動を行うための体制整備を図ることを目的とした事業でございます。

○佐藤委員　今の答弁で、本事業が令和５年度から開始しているということでございますけれども、消防本部として現在まで行ってきた経緯について、もう一度お伺いしたいと思います。

○狩野消防本部警防課主幹　災害対応ドローンにつきましては、令和２年度に総務省消防庁において緊急消防援助隊用の資機材として無償貸与整備事業に基づく意向調査が行われたことから、道北地区の代表消防機関である本市としても配置を要望し、令和５年５月に配備されてございます。また、そのほかにも、民間事業者様から複数の機体の寄贈をいただいておりましたことから、それぞれの機体を災害現場で活用するために、事業化への必要な準備を進め、令和５年度から事業を開始し、これまでに６人の操縦員を養成するとともに、令和６年９月から暫定的に運用を開始したところでございます。

○佐藤委員　今、総務省の消防庁から無償貸与されている機体と、民間事業者から寄贈を受けた機体に関して、現在、消防本部で何基の災害対応ドローンを保有したのか、また、それらはどのような機器性能を持っているのか、お示しください。

○狩野消防本部警防課主幹　現在の機体の保有数につきましては６基でございます。その内訳としては、総務省消防庁から無償貸与機体が１基、民間事業者様から寄贈いただきました機体が５基となっております。

性能としましては、最も性能のよい機体で最大飛行時間が４２分間であることに加え、雨天時にも飛行可能な耐水性能を有しております。そのほか、全ての機種に共通する性能としましては、熱を感知する赤外線カメラのほか、地図作成機能、追従機能を有しております。

○佐藤委員　性能については確認をさせていただきました。

それで、この災害ドローンを運用することで消防活動にどのような効果が期待できるのか、また、これまで災害現場で活用した実績があればお示しをいただきたいと思います。

○狩野消防本部警防課主幹　災害対応ドローンの運用による消防活動への効果につきましては、火災や救助現場等において、上空から映像を取得することで、災害状況や、活動上、危険な場所など、早期に把握し、これにより迅速かつ的確な活動へと展開が可能となるとともに、河川等での水難事故や土砂災害などの大規模災害では、負傷者等の早期発見と救出、活動隊員の安全環境を確保することが可能となるものでございます。

また、これまでの災害活動で活用した実績につきましては、本年６月に市内河川で発生しました水難救助事案に２回出動しまして、検索活動を行っております。

○佐藤委員　現在、消防本部で構築しているこの災害ドローンの運用体制についてお伺いいたします。

○泉消防本部警防課長　現在の運用体制でございますが、令和５年度に定めた災害対応ドローンの運用要領に基づき、出動時には操作員として指名を受けた者のうちから、指揮者、操縦者、安全監視者の役割を割り当て、３人以上で小隊を編成することとしております。また、出動の基準につきましても、当該要領に基づいて、安全飛行管理者を警防課長とし、市内で発生した各種災害にドローンの活用が有効と判断した場合と、災害現場の最高指揮者からの要請があった場合に出動することとしております。

なお、運用時間帯につきましては、飛行条件を日の出から日没までと制限するなど、安全な飛行に努めて運用しているところでございます。

操縦員につきましては、これまで養成した６人のほか、自費にて受講した１人を加え、現在、７人を指名しており、毎日勤務職場に３人、交代制勤務職場に４人を配置しております。

○佐藤委員　今、運用体制については確認をさせていただきましたが、現在は、ちょっと暫定的っていうか、仮に３名、４名ということで運用しているということでございますけども、将来はどのような体制を目指しているのか、お伺いしたいと思います。

○河端消防長　消防本部としましては、今後も継続的に必要な操縦員を養成しまして、管轄区域で発生する火災、救助、自然災害などに対し、２４時間３６５日、運用可能な体制を構築するとともに、道内外で発生した大規模災害などへの広域応援出動や緊急消防援助隊としての出動など、道北地区の代表消防機関である本市としての責務も果たす必要がありますことから、今後とも、操縦員のさらなる養成と技術の向上を図りながら、万全な運用体制の構築に努めていかなければならないと考えているところでございます。

○佐藤委員　この災害ドローンというものの活用ですね。これは、人命救助、それと災害情報の早期入手、非常にこれは効果的だと思うんですね。今、ニーズがどんどん高まっていると思うんで、今後とも、今、新しい体制をつくるというのはなかなか難しいと思いますけども、予算面も含めて、積極的なドローンの活用を推進していただくことをお願いして、消防本部への質問を終わります。

○高橋ひでとし委員長　佐藤委員、午後５時まで、過ぎるかどうかということなんですけど、大丈夫ですか。

午後５時を少しぐらい過ぎても、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高橋ひでとし委員長　じゃ、そのまま続けます。

では、続けて、佐藤委員。

○佐藤委員　せっかくお待ちなので。

ちょっと私ごとの話をさせていただく。先日、私も、テレビ、大好きな昭和歌謡の番組がございまして、それを見ておりましたら、何と、私のふるさと、福島県伊達郡桑折町が番組で取り上げられたわけですね。びっくりしまして、何で取り上げられたかというと、歌碑、昭和の歌の碑ですね。この紹介なんですね。その歌碑っていうのは、舞鶴港にある歌碑だったんですが、２つ歌碑がある。一つは、二葉百合子さんが歌った、「母は来ました　今日も来た」っていう、リバイバルしました、あの「岸壁の母」っていう歌碑、もう一つが、これは「今日も暮れゆく　異国の丘に」という「異国の丘」という歌謡曲、この２つが舞鶴の港にある。シベリアから帰ってきた方々のあれですね。

実は、この「異国の丘」の歌碑はもう一つある、それが私の町でございました。作曲したのは吉田正さんという方なんですが、作詞したのが増田幸治という、伊達郡桑折町、私の町の出身で、それが桑折町の駅前にあるっていうんですね。慌てて、私、妹に、委員長も知っていると思いますが、駅前で割烹料理のおかみをやっているうちの妹に電話したんですね。そうしたら、「おい、歌碑、あるのか」って言ったら、「ある」って言うんですよね。知らなかったんです、私。

詳しい話はもう割愛をいたしますけども、その、やはり、歌碑、「異国の丘」っていう、シベリア抑留という歴史の史実を裏づけるこの歌碑っていうものの存在と、先人たちの偉業を伝えるこの郷土史というのは、やっぱり、必要だと思うんですよね。

それで、変わりまして、総務部に旭川市史デジタルアーカイブ推進費についてお伺いをしたいと思います。

事業の概要と決算額をまずお示しいただきたいと思います。

○金総務部次長　旭川市史デジタルアーカイブ推進費につきましては、従前の市史編さん事業から手法を転換し、旭川の歴史に親しみやすい環境を整備するため、年表や写真、地図などをデジタル化し、インターネット上で公開するもので、決算額は６６２万３千５９４円となっております。

その内訳といたしましては、ウェブサイト制作の委託料として５９９万４９０円、学識経験者や市民等の意見を伺うために設置する検討会の運営費として９万７０４円、事業構築の情報収集を目的に行う先進自治体への調査費として５４万２千４００円となっております。

なお、委託料の２分の１は、国のデジタル田園都市国家構想交付金を充当しております。

○佐藤委員　このデジタルアーカイブの具体的な内容や特徴についてお示しをいただきたいと思います。

○金総務部次長　デジタルアーカイブの内容としましては、現在は、新旭川市史全８巻の内容を基に昭和２０年までの情報を掲載しており、デジタル化により容易にキーワード検索が可能となった年表のほか、細部まで高精細で閲覧できる写真を４５８点、地図を５９点、データベース化し、分野ごとに探しやすくまとめました。さらに、これまで発刊してきた市史や関連書籍３９冊をデジタル化し、国立国会図書館が開発した先進的な技術を活用して、キーワード検索で該当ページを直接

探せるようにしております。

また、史料を活用して、現代のマップ上に大正１５年の地図を重ね、透明度を調整することでその変化を感じられる機能や、市内３か所でドローン撮影した３Ｄパノラマ画像に写真や地図等の歴史情報のリンクを配置するなど、デジタルならではの技術を生かし、視覚的、直感的に歴史に親しめるコンテンツを備えております。

○佐藤委員　現在は、まだ、昭和２０年、戦前までの内容ですけども、様々な情報とか機能が掲載されているということですけれども、このアーカイブの制作は事業者に委託しているということですが、市と事業者の役割分担はどのようになっているのか、お示しいただきたいと思います。

○金総務部次長　制作の役割分担といたしましては、市は、歴史情報や史料を整理、収集、選定するほか、ウェブサイト全体の構成について、事業者に対し、指示、調整を行っており、事業者は、学術的な使用目的に応えられる仕様のアーカイブシステムの整備と、これを基盤としたウェブサイトを構築するほか、市から提供、指示のあった歴史情報や史料をデジタル化、データベース化しております。

○佐藤委員　ウェブサイトの利用状況ですね、まだつくられたばっかりですけども。あと、利用者の声ですね。反響もありましたらお聞かせをいただきたいと思います。

○金総務部次長　ウェブサイトの利用状況は、本年、令和７年３月２５日の公開から９月末までにトップページへのアクセス回数で１万３千回を確認しているところで、今後、段階的に内容を追加、更新していくことに伴いまして、さらなる利用者の増を目指しているところでございます。

利用者からの意見といたしましては、検討会の参加者からは、歴史情報が見やすくなった、調べやすくなったといった感想のほか、写真、地図の拡大機能や書籍の検索機能の有用性などについて評価をいただいております。また、図書館や学校などの現場でも一部で利用を進めていただいているといった報告を受けており、利用者からはおおむね好意的な反応があったと伺っております。

○佐藤委員　最後に、事業が始まったばかりですけれども、今のところの成果をどういうふうに捉えているのか、また、今後どのようなアーカイブ事業を展開していくのか、お聞かせいただきたいと思います。

○和田総務部長　ウェブサイトの構築によりまして、誰もが、いつでも、どこでも旭川市の歴史に親しめる環境を整備できたものと考えております。また、ウェブサイトの制作と同時に進めてきた検討会において様々な立場や年代の参加者から貴重な御意見をいただいたことで、今後の編集に向けて幅広い視点を取り入れた編集方針をまとめることもできたと考えてございます。

今後につきましては、その策定した編集方針に基づき、引き続き、検討会や市民の意見を参考にしながら、今年度から令和９年度までの３年間を重点的に編集期間と位置づけまして、現代までの年表や史料等の基本の歴史情報を段階的に追加、更新していくほか、学校の授業や高齢者のレクリエーションなど、研究目的だけではない、様々な世代や場面で親しみやすく活用されるようなコンテンツを拡充いたしまして、歴史を後世へ継承するとともに、地域の魅力を広く発信できるようなデジタルアーカイブ事業を着実に展開してまいりたいと考えております。

○佐藤委員　私の好きな昭和歌謡もぜひアーカイブに載せていただくことを希望して、私の質疑を終わります。

○高橋ひでとし委員長　それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日午前１０時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。

本日の分科会は、これで散会いたします。

散会　午後５時００分

○令和７年１０月１５日（水）

開議　午前１０時００分

散会　午後　４　時４７分

○出席委員（１６名）

委員長	高橋　ひでとし	委員	まじま　隆英
副委員長	小林　ゆうき	委員	髙橋　紀博
委員	いしかわ　まさき	委員	高木　ひろたか
委員	あべ　なお	委員	佐藤　さだお
委員	江川　あや	委員	能登谷　繁
委員	駒木　おさみ	委員	金谷　美奈子
委員	皆川　ゆきたけ	委員	高花　えいこ
委員	石川　まさゆき	委員	安田　佳正

○出席議員（１名）

決算審査特別委員会委員長	杉山　允孝

○説明員

副市長	菅野　直行	観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹	大久保　啓子
副市長	桝井　正将	農政部長	林　良和
総合政策部長	熊谷　好規	農政部次長	冨田　康文
総合政策部次長	小澤　直樹	農政部次長	杉山　利勝
行財政改革推進部長	浅利　豪	農業センター所長	細矢　美紀子
行財政改革推進部行政改革課長	梶山　朋宏	建築部長	岡田　光弘
女性活躍推進部長	片岡　晃恵	建築部建築指導課長	酒井　陽司
女性活躍推進部次長	松山　由夏	土木部長	富岡　賢司
経済部長	三宮　元樹	土木部雪対策担当部長	高橋　正樹
経済部次長	田村　哲也	土木部次長	時田　秀樹
経済部経済交流課長	住吉　俊彦	土木部雪対策課長	石持　真
経済部経済交流課主幹	小松　一恵	土木部公園みどり課長	星　孝幸
経済部産業振興課長	後藤　哲憲	土木部公園みどり課主幹	和田　光矢
工芸センター所長	内田　和博	土木事業所長	田中　治雄
旭山動物園主幹	中田　真一	土木事業所主幹	今井　謙一
観光スポーツ部長	菅原　稔	水道事業管理者	佐藤　幸輝
観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長	山内　善裕	監査委員	大鷹　明
観光スポーツ部スポーツ施設整備課長	川原　久明	監査事務局次長	稲田　英樹

○事務局出席職員

議会事務局長	稲田俊幸	議事調査課書記	髙橋理恵
議事調査課主査	長谷川香織	議事調査課書記	朝倉あゆみ
議事調査課主査	信濃孝美		

開議　午前１０時００分

○高橋ひでとし委員長　ただいまから、決算審査特別委員会総務経済建設分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、全員でありますので、これより会議を開きます。

ここで、特に御発言はございますか。

○江川委員　後半部分の資料をお願いいたします。

土木部に、過去１０年の除雪費の予算、決算、気象状況、労務単価、燃料単価の推移が分かるものをお願いいたします。

○皆川委員　経済部に、貨物自動車運送事業者支援金の概要の分かるものをお願いいたします。

○能登谷委員　花咲スポーツ公園新アリーナ事業の事業者募集に係る事業方式の決定過程についてが分かるものをお願いしたいということと、もう一つ、雪対策関連事業の予算と決算の増減が分かるもの、割合も含めて分かるものを過去５年に遡ってお願いします。

○高橋ひでとし委員長　暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時０３分

再開　午前１０時０４分

○高橋ひでとし委員長　再開いたします。

ただいま御要求のありました資料につきまして、提出の可否と時期について、理事者に発言を求めることといたします。

○高橋土木部雪対策担当部長　江川委員から御要求がございました過去１０年の除雪費の予算、決算、気象状況、労務単価、燃料単価の推移が分かるもの並びに能登谷委員から御要求がございました雪対策関係の過去５年の予算、決算の増減及び割合が分かるものにつきましては、いずれも委員の質疑の前までに提出させていただきます。

○三宮経済部長　皆川委員から御要求がございました貨物自動車運送事業者支援金の概要が分かるものの資料につきましては、皆川委員の質疑の前までに提出させていただきます。

○菅原観光スポーツ部長　能登谷委員から御要求がありました花咲スポーツ公園新アリーナ事業の事業者募集に係る事業方式の決定経過の分かるものの資料につきましては、能登谷委員の御質疑前までに提出いたします。

○高橋ひでとし委員長　ただいま御要求があり、提出可能な資料につきましては、決算審査特別委員会の資料といたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、資料に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

それでは、昨日に引き続き、認定第１号の分担部分のうち総務常任委員会所管分及び認定第４号の以上２件を一括して議題といたします。

ここで、昨日の分科会での髙橋紀博委員の質疑に対する答弁について、理事者から発言の申出がありますので、これを許すことといたします。

○浅利行財政改革推進部長　昨日の本分科会におけます髙橋紀博委員のふるさと納税推進費に係る質疑の中で、クラウドファンディング型ふるさと納税の目標額及び達成率についての答弁に誤りが

ございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

誤りの内容でございますが、スポーツ推進課で実施をいたしました陸上競技女子やり投げの北口選手のパレードに関するプロジェクトで、目標額２千万円のところ、寄附額が５５９万２４円で約２８％と答弁をいたしましたが、正しくは、目標額１千万円のところ、寄附額が５５９万２４円で約５６％の誤りでございますので、訂正しておわびを申し上げます。

今回の誤りにつきましては、当該プロジェクトが２つのサイトで同時にクラウドファンディングを実施しておりまして、目標額の設定の際には、スポーツ推進課と行政改革課の間で両サイトを合わせて１千万円としたところでございますが、答弁の作成に当たりまして、当該目標の設定を失念していたことによるものでございます。

今後、このようなことがないよう正確な答弁に心がけてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○高橋ひでとし委員長　ただいま理事者から答弁を訂正する旨の発言がありましたが、そのとおり訂正することでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高橋ひでとし委員長　それでは、そのように扱わせていただきます。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○小林委員　皆さん、おはようございます。

朝から機材トラブルということで、委員会室ではなく議場での開催ということで、すっごく緊張しますね。いかに、分科会で使っている委員会室っていうのが、理事者の皆様と距離が近くて、親しみを感じられるかというところを、今、自覚しているところです。ここで質疑を交わすというのがなかなか緊張してしまいますので、皆さんも緊張しちゃうかもしれないんですけど、ちょっとゆっくり話していきたいと思います。よろしくお願いします。

まずは、２款１項１２目男女共同参画活動費の男女共同参画推進費のほうから行きたいと思います。

こちら、１１４万９千２６９円のうち、男女共同参画苦情処理制度についての決算状況についてお示しください。

○松山女性活躍推進部次長　男女共同参画苦情処理委員の報酬として、予算額２万７千円に対しまして、実績がなかったことから決算額はゼロ円となっております。

○小林委員　予算額２万７千円に対して、決算はゼロということでした。

この苦情処理制度というのを、いまいち、聞きなじみがなくてよく分からないなと思ったので、本制度の目的と概要をお示しください。

○松山女性活躍推進部次長　旭川市男女共同参画苦情処理制度は、市の施策や市民間の問題において、男女共同参画を阻害する事案に対しまして助言や改善要望を行うことを目的に設置された制度でございます。

旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例第２５条に基づきまして、非常勤特別職の委員２名が配置され、市の施策に関する苦情やＤＶ、セクハラ等の民民事案にも対応いたします。関係機関との連携を図りながら資料提出や説明を求め、必要に応じて改善の意見を述べることで、

男女平等の推進に寄与する仕組みです。

○小林委員　ごめんなさい、冒頭でお伝えし忘れていたんですが、これからの全ての質疑に関して、元号を使わずに西暦でちょっとお答えいただきたいなと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

苦情処理制度というのは、男女共同参画を阻害する事案に助言、改善要望を行える、その対象は市の施策等に限らないというものですね。

しかし、ＤＶ、セクハラ等の民民事案にも対応しますということだったんですが、市でも女性相談を行っていますし、法テラスであったりとか労働基準監督署などなど、その他の機関でも利用できる制度はいろいろあるんじゃないかなと思うんですが、こちらの制度とはどのようにすみ分けられているのか、お示しください。

○松山女性活躍推進部次長　旭川市男女共同参画苦情処理制度は、市の施策や市民間の事案において、男女共同参画の観点から課題が生じた場合に、助言や改善の要望を行うことが可能な仕組みです。類似する対応機関としましては、法務局、労働基準監督署、警察署などがあり、それぞれ法的な救済措置や行政指導の役割を担っておりますけれども、本制度は、そうした法的枠組みとは異なり、市民の声を受け止める窓口として対応するものです。

○小林委員　法的な解決ではないということなのかなと思います。で、助言や改善の要望ができる、声を受け止める窓口であるということでした。

法務局とか、労働基準監督署とか、ＤＶ相談ってなると、個別の、何ていうか、問題に対して対応するという感じなので、この、一応、苦情処理制度というのは、労働問題とか暴力問題とかに限らないことであるとか、男女共同参画に特化しているということ、女性のみを対象にしていないことなどなど、様々な特徴はあるのだと思います。で、声を受け止めることで、まちの中の課題の可視化につながるというところもあるのかなというふうに思うところなんですが、次に、これまでの対応件数についてお示しいただきたいと思います。

○松山女性活躍推進部次長　２００３年の条例制定後、制度を開始してから６件の実績でございます。

○小林委員　条例制定から２２年ほどたつんですが、実績６件ということで、ほとんど利用されていないということが分かりました。

その６件について、どのような相談があって、どのような対応をしてきたのか、お示しいただきたいと思います。

○松山女性活躍推進部次長　６件のうち、男女共同参画に係る市の施策についての苦情が１件、男女共同参画を阻害すると認められるものが５件、その５件のうち４件がセクシュアルハラスメントに関するもの、１件がその他で、市のホームページで掲載しております。

なお、申出があった時期が、２００３年度から２００６年度であり、当該文書について、保存期間満了に伴い、既に廃棄済みでありますことから、各案件の詳細につきましては承知していないところでございます。

○小林委員　文書を廃棄しているため、各案件の詳細は分からないということだったんですが、これ、保存年限が経過してしまって廃棄しているということなんですが、経過した文書っていうのを必ず廃棄しなきゃいけないものなんでしょうか、教えてください。

○松山女性活躍推進部次長　旭川市事務取扱規程におきまして、保存期間の経過した文書は、歴史的資料として総務課に移管するものを除き、原則として廃棄するとされておりまして、当該文書についても原則どおり事務処理を進めたものでございます。

○小林委員　原則廃棄ということ、理解はしたんですが、過去の記録が一切ないと、今後申出があったときに手探りでの対応になっちゃうんじゃないかなと思ったりもします。

対応に関しては、事務的な文書として処理してしまうのも分からなくはないんですけど、条例があって使った制度ということで、その記録がないとよくなかったんじゃないかなと思ったりもします。何らかの形で、対応記録、事務文書は処分してしまったとしても、それ以外の２次的な記録という形でもよかったんで、何らかの形で対応記録を残しておけなかったのかなというふうにも思うんですが、こちらについて認識を伺いたいと思います。

○松山女性活躍推進部次長　正式な文書が残っていない状況においては、過去のデータが正しいものかどうかの判断が難しく、データとして保存していくことには課題が多いものと考えております。

長期間活用がなかった制度であり、実際に申出があった際には、過去に対応した職員がもう当課におりませんことから、御指摘のとおりの状態になるっていうのは想定されます。そのため、本制度の適切な運用に向け、旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例施行規則に基づきまして、手順等を再確認し、進めてまいります。

○小林委員　手順等の再確認と、もちろんなんですけど、次の申出に備えて、マニュアルの整備であったりだとか情報の引継ぎ体制の構築など、もちろんこの制度をずっと運用していくつもりなのであれば、そういったことをぜひ検討していただきたいなというふうに思うところです。

また、先ほど話したように、様々、特徴がありまして、まちの課題の可視化にもつながるんじゃないかなと思うところです。この苦情処理制度が使われていないからといって、決して、旭川が男女平等、男女共同参画が実現されたまちになったというわけではもちろんないと思うんですよね。当然、その需要がないわけではないんじゃないかなというふうにも思うんです。ただ、実際は、ほとんど利用されていないというか、もう全く利用されていないというか、もはや制度が休眠しているような状態と言えるんじゃないかなというところで、非常に残念だなというふうに思います。

この制度の存在自体、知らないという市民も多いんじゃないかなと思うんですね。制度自体は、旭川市の施策に対しても苦情を言えるということだったんですけど、私、当選してすぐの決算、２年前の決算の質疑でですかね、保育士の婚活事業について質疑を行ったんですけど、すごくジェンダー平等っていう視点が欠けている制度だったんじゃないかというのを質問させていただいたんですが、やはり、その制度を知ったときって、一市民だったんですよね。その苦情処理制度を知っていたら苦情を入れたかもしれないなって、議員になって決算の質疑をするっていう形以外で市の取組にきちんと意見を言えたんだなって、ちょっと知っていたかったなというふうにも思うところでした。

存在自体、知らないっていう市民も多いんじゃないかなって思うんですが、周知ってどのように行っているんでしょうか、お示しください。

○松山女性活躍推進部次長　本制度につきましては、旭川市公式ホームページにて御案内しているほか、ほかの相談窓口と併せまして、当課作成のリーフレットに掲載しておりまして、当課の事業

や各種会議の場などで配付し、周知をしております。

○小林委員　ホームページで案内している、リーフレットにも掲載しているということだったんですが、苦情処理制度って、何か言葉がよくないなというふうにも思うんですよね。苦情処理って、何か、すごいハードル高そうだなとも思いますし、そもそもこの苦情処理制度っていう単語を、この言葉を知らないとなかなか見つけられない。例えば、旭川市、セクハラ、相談とか、旭川市、男女共同参画、相談とか、グーグルとかで検索してみても出てこないんですよね。引っかかってこないんです。で、まあ、相談じゃなくて苦情処理制度だからですっていう話かもしれないんですけど、なかなかこの名称っていうのが一般的でないというところもあって、見つけられないなというふうに思っています。

というところで、あと、あさひかわ男女共同参画だより「ハーモニー」っていうのを出していますよね。年１回ですかね。こちらにも掲載がないんですよね、この制度っていうのが。ちょっと、制度の広報、不足しているんじゃないかなあと。ちょっと休眠しているんじゃないかっていう話もしていましたけど、使ってもらうことを想定しているのかなって、ちょっと疑問なんですよね。

この広報についてどのような認識かを伺います。

○松山女性活躍推進部次長　御指摘のとおり、年度末に当課が作成し、配付しております情報誌ハーモニーなんですけれども、ここに男女共同参画苦情処理制度の記載をしておりませんでした。今後は、御指摘いただいたこの「ハーモニー」も含めた広報媒体においても、制度の趣旨ですとか利用方法を漏れなく掲載しまして、より丁寧な発信に努めてまいります。

当課では、女性相談室ですとかＬＩＮＥ相談、今年度から開始しましたみんなのキャリアの保健室など、多様な相談機能を展開しておりまして、それぞれのニーズに応じた支援を通じて、誰もが、性別にかかわらず、安心して暮らせる地域社会の形成を目指しております。今後とも制度の実効性と相談体制の充実に向けて取り組んでまいります。

○小林委員　いろいろ、相談窓口、増えているよという話も今していただいたんですけど、女性相談室、ＬＩＮＥ相談、みんなのキャリアの保健室、ただ、この苦情処理制度って、民民案件みたいなものでも助言や改善の要望をできるということで、例えば、会社からのセクハラ、まあ、セクハラだと労働局でいいんじゃないかという話もあるんですけど、市のほうで、そういったところ、話を聞き取って要望なりをすることができはするということですよね。

そういう意味では、そのほかの相談室よりは権限が強い、それ以外の労働局とかに比べたら権限が弱いという、なかなか使いどころはどこなのかなみたいな気持ちもあるんですけど、そういうところで、ほかの相談室よりは権限が強い部分もあるので、うまく活用できればいい部分もあるのかなというふうにも思うんですよね。

なので、この項目の最後に、今後の活用についてどのような認識をしているのかというところを伺いたいと思います。

○松山女性活躍推進部次長　条例制定時に本制度を設置し、これまで継続してまいりましたが、女性相談室をはじめ、今年度からのキャリアの保健室など、時代や市民ニーズに即した相談機能の充実に努めてまいりました。これも含めて、現在は、条例制定時に比べて、市役所以外も含めた市民の相談先の選択肢というのは増えたのかなとは思っております。

改めて、各種相談窓口の役割や機能を整理しまして、広報の在り方も含めて検討することで、市

民の皆様がそれぞれの課題に応じた支援を受けられる体制づくりを進めてまいります。今後も、誰もが、性別にかかわらず、安心して暮らし、自己実現を図ることができる住みやすく生きやすい地域社会の形成を目指し、男女共同参画の理念の下、施策の充実に取り組んでまいります。

○小林委員　役割や機能を整理しということで、そうですね、私も、今、権限がこれよりは強い、これよりは弱いみたいな話をしていて、実際、具体的にどういうものならここが適切なんだろうというのがなかなか見えにくいんですよね。

ただ、国のほうであったりだとか都道府県単位でやっているものは、まあ、多くはないですけれど、実際、相談というか、苦情処理制度を利用されている方はそれなりにいらっしゃるんですよね。ほかの自治体を見ていても、この施策がちょっと男女平等じゃないんじゃないかっていう苦情が来ていたりだとか、使われている例はいろいろあるというところで、どういうふうに、どういうふうなものが使えるのかっていうところをぜひ整理していただいて、活用につなげていただきたいなと思っております。

この項目については以上となります。

続けて、３款２項１目児童福祉総務費のうち、女性相談つながりサポート事業費の、さらにそのうちの女性の居場所づくり事業について伺いたいと思います。

当選して初めての一般質問、２０２３年の第２回定例会で女性の支援について質問させていただきました。ＬＩＮＥ相談窓口とか設置したらどうですかとか、常設の居場所づくりとか検討してほしいですってお願いしたと思います。ほかにも、いろいろな、皆さん、ほかの議員さんが、居場所づくりのことであったりとか、ＬＩＮＥ相談のことをたくさん質問してくださって、結果的にそのどちらもが実現に至ったということで、とてもうれしいな、女性の居場所づくりに取り組んでくれてうれしいな、ありがたいなというふうに思っておりますが、ちょっと、実際始まると、私の想像していたのとちょっと違うなっていう、いわゆる居場所づくりとちょっと違うかもというふうに思いました。そのため、ちょっとここについて確認させてほしいと思います。

まずは、この居場所づくり事業に関する決算状況と財源についてお示しください。

○松山女性活躍推進部次長　本事業は、イベントと相談支援を組み合わせた女性の居場所づくり事業、つながるスペース、その委託料として１８１万９千４００円、事業費のうち４分の３は内閣府の地域女性活躍推進交付金を充当しております。

○小林委員　地域女性活躍推進交付金を活用し、４分の３を充当しているということでした。

委託料としては１８１万９千４００円の決算額ということですが、この内訳ですね。この１８１万９千４００円、何に使われているのか、項目ごとの金額というのをお示しいただけますでしょうか。

○松山女性活躍推進部次長　内訳の金額というところはちょっと御答弁できないんですけれども、その含まれる項目というところで言いますと、報酬ですとか手当、企画だとか人件費に当たるものですとか、報償費、出展者や相談員とかいらっしゃいますので、その謝礼的なものですとか、あと、需用費、チラシ等ですね。あと、役務費、保険料や広告費等で、あと、会場使用料となっております。

○小林委員　ちょっと詳細な金額は出せないということだったんですけど、これ、どうして出せないのかなと思ったので、その理由についてお示しいただきたいと思います。

○松山女性活躍推進部次長　市の決算においては、委託契約に基づき、委託料として一括計上しておりまして、個別費目は開示しておりませんけれども、これは地方自治体における委託契約の一般的な取扱いと認識しているところです。

○小林委員　最初に言ったとおり、実際に始まると、想像していたものと違ったなあって思っているわけなんですよね。なので、この１８１万円がどういうふうに使われているのか、知りたいんですよね。

委託契約で一括計上のため個別の金額は開示しておりません、これが一般的な取扱いですということで、まあ、理解はするんですけど、一方で、そうなると、委託事業って、どういうふうに内容を精査して、ああ、間違った使い方はされていないねとか、そういう決算認定に至るのかなっていうのがちょっと分からないんですね。そこは、ちょっと疑問だなというふうに思いますが、続けていきたいと思います。

続けて、本事業の概要と対象について伺いたいと思います。

○松山女性活躍推進部次長　居場所づくり事業は、若年層をはじめとする、自身の困難に気づきづらい層に対して、困り事の掘り起こしや緩やかなつながりの創出を通じて適切な支援につなげることを目的としております。加えて、就労への興味、関心を喚起することで、困難な状況に陥らないための環境づくりへの意識づけを図ることも重要な狙いの一つです。

そのため、スキリングをテーマとしたワークショップと相談支援を組み合わせることで、参加者が自らの可能性に気づき、必要な支援にアクセスできるような機会提供を目指しました。

○小林委員　この事業の対象は、若年層をはじめとする困難に気づきづらい層であると。で、目的は、１つ目、つながりを創出して適切な支援につなげること、２番目に、困難な状況に陥らないように就労への興味、関心を喚起するということで、ちょっと、２番目、よく分からないなとも思うんですけど、そうですね、適切な支援につなげることということで、今、困難な状況に陥っている人を支援につなげるというのと、２つ目のほうは予防的な側面、その２つがあるのかなというふうに思って聞いておりました。

次に、この事業の成果について伺いたいと思います。

○松山女性活躍推進部次長　令和６年７月から１１月までの３か月間、中心市街地にあるアッシュアトリウムと駅前イオン４階ホールを会場に４回開催し、来場者数は概数で３４０人です。参加者数は、会場内の目視と、イベント開催後、ワークショップ出展者や相談員、運営スタッフなどに実施したアンケート調査を集計したもので、正確な属性などを把握できなかった場合もありますが、主に学生を中心とする１０代が３割、２０代、３０代がそれぞれ全体の２割で、２０代以下が過半数を占める結果となっております。

本事業の実施に当たっては、広く市内高等学校等にチラシを配付するとともに、ＳＮＳでも積極的に情報発信に取り組んだこと、また、参加した方の口コミなど、回数を重ねるたびに事業の認知度が上がり、最終回は１００人以上が参加しまして、相談窓口や各種支援情報等を広く提供することができました。また、イベント内で、相談員をはじめ、ワークショップブース出展者や運営スタッフに相談した参加者は延べ５０人に上り、相談支援としても一定の成果があったと認識しているところです。

○小林委員　ＳＮＳでも積極的に情報発信に取り組んだということで、そのとおりだと思っている

んですけど、ちょっとこの後で指摘できるタイミングがなさそうだなと思うので、１個だけ指摘を交えたいと思うんですが、ＳＮＳのほうで、フォロワーを増やすために、この投稿を、このアカウントをフォローしてこれをリポストしたら何々が当たりますみたいな、そういった企画をやっていたと思うんですね。で、それは、スターバックスの券とかコメダ珈琲店の５００円券とか、何かそういう感じで、総額、計算してみたら大体３万円ぐらいしかかかってはいないんですけど、何か、それがすごく効果としてどうなのかなって思った部分があって、やっぱり、ＳＮＳで懸賞って、旭川市とかでもやってはいると思うんですよね。懸賞で、お米、当たりますとか、やっていると思うんですけど、やっぱり、それは、市外というか、旭川市じゃない人にも、たくさんの人に届けるという意味では効果的かなと思うんですが、旭川市の若年女性をメインターゲットとしたイベントですよというときに、ＳＮＳで懸賞のようなことをやっていたわけですけど、いろいろ、リポストしている人とか、ちらっと見てみたんですけど、懸賞に応募することを主目的としたアカウントとか、たくさんあったんですね。これって、この人たちがリポストして旭川市の若者に届くのかって、ちょっとそこも疑問だったっていうところもありますし、何か、お金の使い方として、旭川市民でもない方に、リポストしてくれてありがとうって食べ物を配るみたいなのが、何かちょっと、本当であったら、居場所づくりに来てくれる女性たちに配れたほうがいいんじゃないとか、何かいろいろ思っていて、何か、それで、実際、効果的に広報できるような、何というか、フォロワーばっかりになるのかなとか、何か、そこら辺、すごく疑問だったんですよね。

なので、ＳＮＳでの情報発信はすごい大事だとは思っているんですけど、その手法でフォロワーを増やすことがこの事業において効果的かどうかっていうのはちょっと疑問だったなと思ったので、そこだけちょっと指摘させていただきます。

で、成果として、４回実施しました、合計３４０人来ました、最終回は１００人以上来ました、で、２０代以下の参加者が過半数を占めました、で、相談につながった参加者は５０名でしたということで、すごく数として何か成果ありますというふうに見えますね。

実際、成果なのかなあというふうにも思いますが、一方で、事業の課題と感じたことが何かあれば伺いたいと思います。

○松山女性活躍推進部次長　事業目的である既存の相談窓口や各種支援を広く周知し、必要な支援につなげることができた一方で、本事業における継続的な支援というのは難しい現状にあります。

今年度は、前年度の課題を踏まえまして、これまでのイベントに既存の居場所を紹介する居場所体験会を組み合わせまして、常設の居場所につなげる取組を進めているところです。場所として居場所を広げる取組の一歩ではありますが、この事業を通して若年層を対象とした支援やつながりが広がることを期待しています。

○小林委員　事業における継続的な支援に課題を感じたということでした。で、今年度は、既存の居場所を紹介する居場所体験会を組み合わせた、で、常設の居場所につなげる取組を進めているということなんですが、やっぱり、ここが私のよく分からないところで、市で、居場所づくり、やります、そして、既存の居場所につなげます、居場所がなかったから居場所づくりをしているんじゃないのかなっていう、やっぱり疑問があるんですよね。旭川市でそんなに女性の常設的な居場所がたくさんあるっていう認識がなくって、何か、つなげる、居場所につなげる居場所づくりっていうのが、何かこう、どういうことなんだろうと毎回疑問に思うんですね。

で、この件について深掘りするために、これ、居場所につなげる居場所づくりは今年度からみたいですけど、昨年はどういうつもりでやっていたのかなというのが決算の確認だと思うので、昨年の委託業務仕様書について伺いたいと思います。

この仕様書を見てみたんですが、居場所づくりイベントという言葉が記載されているんですね。居場所づくりイベント、居場所づくり事業、居場所づくりイベント、これ、居場所づくりイベントって何だろうとちょっとよく分からなかったので、この居場所づくりイベントという言葉の意味についてお示しください。

○松山女性活躍推進部次長　本事業は、常設の居場所を設けるものではございませんが、数回のイベントを通じて、安心して過ごせる時間や他者とのつながりを感じられる機会を提供するということを目的としております。物理的な空間の提供にとどまらず、心理的、社会的な自分の居場所を目指すものであり、参加者が孤立せず、必要な支援につなげるきっかけとなるよう、柔軟な形の支援として居場所づくりイベントと表現しております。

○小林委員　ちょっと、私には理解が難しいなと思いました。

続けて、居場所という言葉の認識についても伺いたいと思います。

○松山女性活躍推進部次長　居場所とは、安心して過ごすことができ、他者とのつながりを感じられる場を指すものと認識しております。

物理的な空間に限らず、相談や交流を通じて孤立を防ぎ、自己肯定感や社会との接点を得られる機会も含めて、広く居場所と捉えております。

○小林委員　今、居場所とは、安心して過ごすことができて、他者とのつながりを感じられる場を指すものと認識していると。で、先ほど、居場所づくりイベントって、そういう言葉は何ですかって言ったときに、同じ答弁なんですね。安心して過ごせる時間や他者とのつながりを感じられる機会を提供することを、イベントを通して提供することを目的としているということで、おおむねこの２つはニアイコールのものなのかな、そういった認識をされているということでいいのかなあというふうに理解したところです。

次に、委託業務仕様書で、年４回以上の開催、開催に当たり、１か月、間隔を空けることというふうにも定められておりました。こちらは、どうしてそういったことを定めたのか、理由について伺いたいと思います。

○松山女性活躍推進部次長　本事業の目的は、自身の困難に無自覚な層に対し、自然な形で気軽にイベントに参加することで、困り事の掘り起こしや緩やかなつながりをつくり出し、適切な支援につなげることで、間口を広げるために一定程度の規模のイベント開催としたところです。

そのため、開催頻度は、事業者の運営負担や参加者の定着状況、開催時期の気候、当課の事務体制を総合的に勘案しまして、集客への影響も考慮しまして、１か月、間隔を空けての開催といたしました。

また、今後、参加者のニーズや事業の成果を踏まえ、必要に応じて頻度や内容の見直しを検討してまいります。

○小林委員　イベントという形にすることで、より多くの人に届くと考えたということですよね。それには一定の理解ができるかなと思います。

一方で、以前、関東のほうで女性の支援を行っている、居場所づくりをしたりしている団体の話

を伺ったんですが、やっぱり、困難を抱えていたり生きづらさを抱えている女性等は中長期的な関係性というのが重要であるという、すてきなお話をされていたんですね。１回会ったぐらいでは、やっぱり相談しようともならないし、そこを安心して居場所って感じることもなかなか難しいということで、本当に年単位で関わり続けている団体さんだったので、いや、それはすごいことだなと思って聞いていました。

また、同じ道内で同じ交付金を利用して居場所づくりをしている自治体ってあるんですけど、そこでは週１回の定期的な開催をしているんですよね。やっぱり、週１回開催していれば、それなりに頻度が高く会えますし、その中で、居場所感を感じたりだとか、相談につながったりだとか、時には、自分が困難を抱えていて、困難を抱えている友達を連れてくることができるとか、何か、そういった長期的な関わりの中でつくられていくものもあるんだなと思っているところなんですが、一定規模のイベントとするために期間を空けることを定めたよという話なんですけど、イベントっていう形にちょっとこだわり過ぎじゃないかなというふうにも思うんですよね。

例えば、年４回だと、たまたまアッシュへ行って通りがかって、あっ、こんなことやっているんだ、興味あるぞと思ってチラシを見た、だけど、今日は出かけるためにそもそもアッシュを通ったわけだし、ちょっと今日は参加できないぞ、じゃ、次回行こうかなと思ったときに、もう、それ、１か月先になっちゃうんです。１か月以上先になっちゃうんですよね。その頃にそれを覚えてくれているか、そこに感じた魅力をまだ気持ちの中で持っていてくれるかというところもあると思いますし、１回目に参加しましたとか、３回目に参加しました、で、数回開催してようやくスタッフの方と関係性が少しつくれたっていうところで、はい、４回で事業が終わりですとか、周知がようやく進んで、行こうかなと思ったらもう事業が終わりですって、すごくもったいないよなあって思うんですね。やっぱり、年４回だと難しいところもあるよなって思うんです。やっぱり、そこが、一番最初、課題を伺ったときに出てこなかった、継続的なつながりに課題があるとは言っていたんですけど、何か、回数の見直しというところをもっとしていかなきゃいけないんだろうなというふうに思いました。

年４回のイベントが、安心して過ごせる、まあ、知らない人たちばかりで、初めて行ったイベントで、その年４回のイベントが、居場所、安心して過ごせる、困り事の掘り起こしにつながる、今、居場所となり得るのか。掘り起こしっていうことは、それなりに関係性をつくって話をして、ようやく困っている、困り事の相談ではなくって、この子って、もしかしたらこういうことに困っているのかなって、こっちが察するためにも時間がかかるものじゃないですか。それって、年４回でできるのかなって、居場所となり得るのかなって、すごく疑問なんですね。

ここについて、ちょっと、市の認識、伺いたいと思います。

○松山女性活躍推進部次長　本事業は、常設の居場所を提供するものではなく、困難に陥る前段階の女性を含めまして、広く市民に対して相談窓口や既存の支援資源を周知することを目的とした啓発イベントとして位置づけております。そのため、イベント自体が居場所そのものではなく、居場所につながるきっかけや支援情報を知る場として機能することを重視しております。

また、冬季の厳しい気候も踏まえ、参加者の安全や集客への影響を考慮し、まずは、月１回、年４回の開催からスタートをしたところです。

○小林委員　今の御答弁も、先ほどこの居場所づくりの話をしていて、居場所づくりイベントです

よって、で、その居場所づくりイベントって、大体、居場所と、まあ、ニアリーイコールぐらいかなって理解して、多分、間違っていないと思うんです。だけど、今度、啓発イベントとして位置づけていますよって言うんですね。で、イベント自体が居場所そのものでなくという話もありましたが、いや、居場所として、数回、イベントを通して提供、居場所をですね、提供しているんじゃなかったのかなってやっぱり思うんです。答弁を聞いている中で、何かどんどん変化していっているような気がしていて、何か、そこが不思議だなと。啓発イベントとなると、また事業の評価というのも変わってくるんじゃないかなというふうにも思います。

で、また、居場所につながるきっかけって言うんですけど、先ほども言ったように、居場所がない、生きづらさを抱えている女性に対した、官民を含めた市内の支援って多くないと思うんですよね。それが多くないから居場所づくりっていう支援が必要だったんじゃないんですかって、それがないと思ったから事業化したんじゃないんですかっていうふうに思うんです。

これ、市としては、まあ、官民を含めた市内の支援ですね。っていうものが十分にあって、だけど、情報が届いていないから啓発をするんですっていう話なのかなと思ったんですが、どういった認識なのか、伺いたいと思います。

○松山女性活躍推進部次長　御質問の居場所づくり事業につきましては、市内には様々な支援や相談窓口があるものの、それらの情報が必要としている方々に十分に伝わっておらず、結果として利用につながっていないというケースもあるものと認識しております。

しかし、本事業は、単なる周知を目的とするというわけではなく、家庭や学校以外に気軽に足を運べる場として、地域資源を活用し、女性が孤立せず、どこか安心して過ごせる時間を提供することを重視しております。特に、困り事を抱えた若年女性に対しては、当課の女性相談室やＬＩＮＥ相談など、具体的な支援につなげるためのきっかけづくりも本事業の重要な目的の一つです。今後も、女性に寄り添った支援の在り方を模索しながら進めてまいります。

○小林委員　まあ、ちょっと私の理解力の問題かもしれないんですが、どうしても、その居場所、居場所づくりイベント、啓発イベント、居場所につながるきっかけと、何か質問によって答弁が一貫していないように私は感じるんですね。

そこは一旦置いておいて、続けて、委託業務仕様書の目的に、就労への興味・関心の喚起っていう文言が入っています。これを入れた意図についてお示しいただきたいと思います。

○松山女性活躍推進部次長　困難を抱える若年女性の中には、就労経験が乏しい方や社会との接点が限られる方も多くいらっしゃいます。そのため、イベントの中で就労に関する情報提供や体験的な機会を設けることで将来的な自立への一助となるように、強制的な就労支援ということではなく、関心を持つきっかけづくりとして位置づけています。

○小林委員　この目的のためにどのようなことを行ったのか、具体的に行ったのか、お示しください。

○松山女性活躍推進部次長　ネイルチップ制作やメーク体験、マッサージやカラーセラピーなど、女性の関心が高く、若年層も興味を持てる内容を踏まえたスキリングをテーマとしたワークショップを実施しました。また、ワークショップのほか、職業選択の一つになることを期待し、動物愛護パネル展なども実施し、様々な体験を通して就労に対する意識づけを図りました。

○小林委員　先ほどの答弁で、困難を抱える若年女性の中には就労経験が乏しい方がいらっしゃ

る、就労に対する意識づけもあっていろんなワークショップをしましたという話なんですが、意図は全然理解できなくはないんですけれども、これまでも、多分、様々、ほかの議員の皆様が指摘しているかなと思うんですが、何か、市の女性支援って、すごく、女性活躍、女性の起業家とか、就労支援とか、何かそういったところにすごく偏っているんじゃないかなって感じるんですね。

で、居場所づくり事業の中で、そこで関わっている中で、就労支援が必要かも、この人はって思う方がいたときに、そういうときに使える支援って様々あると思うんですね。若者サポートステーションであったりだとか、ジョブカフェであったりだとか、ハローワークとかもそうですけど、いろんな就労支援であったり、就職の制度ってたくさんあるので、居場所の中で関わっている中で、必要を感じたときに、それこそ既存の支援につなげたりとか、そこと連携していくっていうことをすればよいのではないかと。なぜ、この居場所の中で就労支援というのをするのかなと、ちょっと、そこがやっぱり分からないです。

また、就労への関心喚起のためにワークショップをやっているよということなんですが、実際に行ってみると、ワークショップができるテーブルしかなかったんですね、私が行ったときは。あんまり何もせずにいられるテーブルというのがなくって、それが会話のきっかけになるからっていうのもすごく分かるんですけど、目的があるから参加しやすいっていう人もいる一方で、何かしていないと滞在できないっていうのが、参加しにくいなって感じる人も多分いるんじゃないかなと思うんですね。生きづらさや困難を抱えた女性が、ただいることができる、ただ休んでいられるという居場所の重要性もぜひ認識していただきたいなと思います。

で、就労支援、就労に対する意識づけというところで、結果として、ネイル、メーク、マッサージなどのワークショップ、カラーセラピーとかをしたということなんですが、女性の関心が高くと答弁はあったんですが、すごい、女性の関心とか就労への固定観念を感じるんですね。そこは、バイアスの強化につながらないように気をつけていただきたいと指摘させていただきます。

これら、様々、課題を感じるのですが、プロポーザルの委託業務仕様書ってどのように検討したんでしょうか。また、これまでいろいろ御指摘させていただきました。この指摘に対する市の認識、あれば伺いたいと思います。

○松山女性活躍推進部次長　まず、仕様書部分ですが、本仕様書は、当課にとっても初めての事業でありましたことから、他都市での先行事例ですとか地域で活動する関係団体や民間事業者と意見交換を重ねまして、実効性と現実性を踏まえて検討してまいりました。また、契約手続に係る準備期間ですとか当課の人員体制も考慮して、限られた資源の中でできるだけ早く事業を開始できるように、仕様内容を段階的に積み上げて作成したものです。

本事業は、困難な状況にある女性に必要な支援を届けることは重要と考えております。同時に、若年女性がちょっとしたきっかけで困難に直面するリスクというのを少しでも減らし、安心して日々を送れるようサポートすることも重要であると考えております。そのため、就労体験などを通じた経済的な安定っていうのは、女性が自ら選択肢を広げ、意思決定しやすい状況をつくる上でも大切なポイントであるとの認識の下、取り組んでおります。

また、ワークショップのテーマ選定に関しては、多くの女性にとって、参加しやすく、関心を持ちやすい内容を意識して設定しております。ネイルやメークといったテーマについては、参加者が気軽に楽しみながら取り組めるという点ですとか、自然な会話が生まれやすいという特徴を踏まえ

たものであります。一方で、ジェンダー観の強化につながる懸念もしっかり受け止めまして、参加する皆様の状況やニーズに合わせた多様な支援を工夫してまいります。

○小林委員　続いて、次の質問に入りますが、居場所づくり事業の中で相談支援を行っていたと思います。これについて、まず概要をお示しいただきたいと思います。

○松山女性活躍推進部次長　毎回、イベントスペース内に相談対応が可能な人員を配置しまして、簡易ながらも相談スペースを設けました。来場者が気軽に立ち寄り、悩みを話すきっかけとなるよう、イベントと相談支援を一体的に実施することで支援へのアクセスを広げることを目的としています。不特定多数の方が通行する開かれた空間で、偶然立ち寄った方にも支援情報を届けられるという利点があります。既存の支援につながっていない方々に対して、支援の入り口となる機会を広げるため、あえて開かれた場所でのイベントと相談支援を同時に実施したところであります。

○小林委員　まあ、出張相談所みたいな感じかなと思うんですが、相談支援を一緒に行うということ自体は、まあ、いいのかなとは思います。

続いて、スペースに来た方、そのイベントスペースに来た方がどのように相談につながるのか、伺いたいと思います。

というのも、相談スペースがあるということがちょっとあまり分かりにくかった、で、相談スペースを使うためにスタッフに話しかけるみたいな、ちょっと、何か、何ていうか、ＲＰＧスタイルだねみたいなことを言っている方がいらっしゃって、確かにそうだなと思ったので、どのようなフローで相談につながるのかっていうところを伺いたいと思います。

○松山女性活躍推進部次長　出展者を含めたスタッフが必要に応じて声かけをして、相談員につないだり、市の女性相談やＬＩＮＥ相談等をお知らせしておりました。イベントの参加を通じて、家族のことで悩んでいた若年層が相談につながって、継続的な支援を受けることができた事例ですとか、既存の居場所を設置している団体へ橋渡しができたという事例がございました。

こうした実績からも、イベントとして開かれた場での相談支援が支援につながるきっかけとして一定の効果も上げているのかなというふうに認識しております。

○小林委員　一定の効果、実際に相談につながって支援を受けることができたということで、それは本当にありがたい、ありがたいなと思います。

ただ、ちょっと、相談のフローがやっぱり難しいですよね。必要に応じて声かけをしたりという形だったので、必要かどうかっていうのは、やっぱり、ぱっと見で分からないことも多いので、そこは分かりやすいように今後していただきたいなって、気軽に相談できるように相談までのハードルを少しでも減らしていただきたいなと思います。

続いて、昨年のその相談支援の場で相談ブースみたいなのがあったと思うんですけど、これ、何でかよく分からないんですが、相談者の顔が通行者に見えるような座り方になっていた、そういう配置になっていた。逆じゃないかなって思うんですよね。相談している姿は、全然見られてもいいよっていう方もいるとは思うんですけど、やっぱり、困難を抱えていて、例えば、家庭とか学校とか、そういうところに困難を感じているって中で、相談しているのをあんまり通行人に見られたくないなと思うんですよね。これ、何で見えるようになっていたんだろうって、ちょっと不思議なんです。

相談者のプライバシー保護についてどういった認識だったのか、伺いたいと思います。

○松山女性活躍推進部次長　イベント内スペースでの相談支援は、相談者が安心して悩みを話せる環境を整えることが極めて重要であるというふうに認識しております。

昨年度は、会場ですとか相談スペースの構造上、相談者の顔が見える状況であったことを受け止めまして、今年度は、相談スペースについ立てを設置しまして、イベント会場の一角に小さな空間を用意しました。

今後も相談者のプライバシーには十分配慮した環境整備に努めてまいります。

○小林委員　その部分は今年度にはもう解消しているよということで、見に行きたいなと思います。

で、相談対応、先ほど成果を聞いたときに、相談対応を５０人しましたということだったんですが、相談はどのような資格を持った人が対応したのでしょうか、お示しください。

○松山女性活躍推進部次長　毎回、相談には、市内で子ども食堂の運営に携わり、地域の子どもや家庭の課題に精通した社会教育士が従事しております。また、毎回ではありませんけれども、弁護士も参加しまして、法的な観点からの助言が必要なケースに対応できる体制を整えました。

○小林委員　毎回、社会教育士の方がいましたよ、たまに弁護士さんもいましたよということでした。相談対応５０件、４回なので、１回当たり１０件以上、相談対応をしているわけですよね。

これって、全員、この社会教育士の方であったり、有資格者の方が対応したんでしょうか、お示しください。

○松山女性活躍推進部次長　資格を持った方のほか、イベント出展者も各ブースにおいて相談対応に当たったものでございます。

○小林委員　イベント出展者なども相談対応に当たったということでした。イベント出展者は、当然、相談対応というのが本業ではないですよね、そうじゃないブースを出展するわけなので。なので、相談に関するというか、資格があるわけではないということだと思うんですけど、まあ、専門性が大事なケースもあるとは思うんですけど、私自身は、相談対応を行う人って、必ずしも有資格者である必要はないとは思っているんですよね。そうじゃないほうが話しやすいことがあったりだとか、支援者だと、何かこう、構えちゃうみたいなこともあると思うので、気軽に話せるという意味で、有資格者が、相談、聞きますみたいな感じで相談に乗らなくていいとは思っているんです。

ただ、ジェンダーのことであったりだとか、女性が困難を抱える社会背景みたいなものに一定の理解がある人が対応してほしいなって思うんです。相談内容によっては、そういった視点が欠けた対応をされて傷つくっていうこともきっとあると思うんですね。

で、先ほどワークショップの内容についても指摘しました。ステレオタイプというか、バイアス強化につながるんじゃないですかっていう話をしたんですけど、その社会背景だったり、そのワークショップを出すことによってもたらすかもしれない課題、まあ、強化ですよね。そういった課題っていうのは認識していて、その上で、なお、それが目的に対して効果的であると考えて行っている、自覚的に実行しているというのは問題ないかなと思っているんですね。そこは、やっぱり、自覚的にやっているのであればと思うんです。

ただ、事業報告書を以前いただいて、それを読ませていただいたときに、例えば、マッサージ体験についての報告に関してで言うと、それを学ぶことで他人や親を癒やしてあげたいと思う入り口になってほしいって記載があったんですね。で、これ、マッサージの出展者の方は、特に、本当に

そう思って、人を癒やしてあげたいと思ってマッサージをされているんだと思いますし、そういうふうに思ってもらいたいなっていうのもすごく分かるんですけど、一方で、家族関係に悩んでいるとか、親のケアにしんどさを感じているとか、すごく不安定な家庭で、ずっとケアの役割を押しつけられてきているとか、そういった方も当然いるわけですよね。そういった方がブースに行って、もし、そういった、これで、お母さんとかお父さんのことをやってあげてねとか言われたり、まあ、言われなかったとしても、会話の中で、そういう家族を癒やしてあげたいって思ってほしいみたいな、何かそういう感じを感じたら、すっごいしんどいなあって、しんどいだろうなって思ったんです。

なので、有資格者が行う必要は必ずしもないけれども、認識っていうのは、すごい、非常に重要だと思うんですね。相談対応というか、お話をする方の認識、家族、まあ、困難を抱えている女性への、解像度とか、そういうところってすごい重要だと思うんですよね。

で、事業を委託するに当たって、そういった課題を共有したりだとか、研修みたいなことって行ったりしているんでしょうか。

○松山女性活躍推進部次長　昨年度は、事業実施前に研修などは行っておりませんが、関係者が本市の現状などを共に学び、事業目的を共有することは、着実な執行と成果につなげるためにも、御指摘のとおり、大切な視点であります。

今年度は、出展者向けに、ジェンダー平等の視点ですとか困難を抱える女性への配慮のためのマニュアルを作成し、事業実施前にも、市も同席しまして、出展者と重要な情報や留意点を共有する時間を設け、対応の質の向上と意識醸成を図ってまいります。

今後も、事業の趣旨に沿った適切な運営となるよう必要な改善を重ねてまいります。

○小林委員　今年度、マニュアルを作成して対応しているということなので、御対応をいただいてありがとうございます。そういった、大きなことではないけれども、小さな態度であったり言葉で傷ついて、もう大人なんか信用できるかみたいな、そういった若者が増えないように、ぜひ配慮いただきたいなと思います。

最後に、ちょっと気になる点を何点か指摘して質問を終えたいと思うんですが、これまで多くの答弁をいただきました。２０問ぐらい、もう答弁をいただいていて、ありがとうございます。

居場所づくり事業なのに、啓発イベントであり、既存の居場所につなげることが目的ということで、１点目の指摘としては、事業名と目的に違和感があるんですね。居場所づくり事業って言っているのに、目的が、何かこう、あっちゃこっちゃ行っているような気がするんです。ので、今後はもう少し事業内容を整理する必要があるんじゃないかなというところを指摘させていただきます。

また、困り事の掘り起こしとか、困難に陥る前の若年女性をって繰り返し答弁いただいていると思うんですけど、この事業のＳＮＳ、見ていると、ＳＮＳ、こう、名前が書いてあると思うんですけど、そこに放課後や育児中に寄れる場所って書いてあるんですね。放課後って学生ですよね。育児中って言ったら母子ですよね。その中間ってどこに行っているんですかって、やっぱり、その中間こそがつながれていないんじゃないですかっていうのを、議員になってから、ずっと繰り返し、質疑を通して伝えているところだったので、そこ、空いちゃっているんじゃないですかってところで、まあ、そこは受託事業者さんが書いていらっしゃるところだとは思うんですけど、そこ、女性活躍推進部ときちんと認識を共有していっていただきたいというふうに思うんです。

放課後や育児中に寄れる場所っていう書き方もそうなんですけど、事業自体も、昨年、４回のうち、１回って子ども縁日だったんですね。やっぱり、それも、子どもと母親、母親、まあ、母親ですね。子どもと母親を対象にしている。で、最後の会は、教職員や保護者向けの講演会も同時に開催していたりするんですね。で、市内高校への周知もしましたっていう話をしていたんですけど、教職員や保護者向けの講演会かあって思うんです。何か、すごく想定が子どもや学生未満や母親にちょっと偏っているんじゃないかなと思うんです。

例えば、まあ、学校でいろいろあって学校へ行けていないとか、高校を中退しちゃったとか、そういう方が高校生がいっぱいいるところに来られるかっていったら、来られないかなって、もちろん、中退する前の高校でそこの同級生と仲よしだったっていう方はまた別かもしれないけど、学校でいろいろあって学校へ行けていないって子が、学生がいっぱい来るところに来られるかって言われたら、難しいんじゃないかなって思ったりもするんです。

で、家族関係に悩んでいて、まちでたむろしていてとか、大人や行政に対する信頼感が低くて、そもそも関わろうとすら思わないとか、そういった若年女性がいて、やっぱり、そういう方こそ、事件であったりだとか性被害、性犯罪に巻き込まれたりするということがありますから、できれば、そういった方にこそ中長期的な関係性が構築できる居場所があってほしいと思っていますし、居場所づくり事業というのであれば、やっぱり、そういったこと、そうですね、今、届いていない層というのも想定した事業づくりをしてほしいと思うんですよね。

公募のプロポーザルでというのも分かるんですけど、委託業務仕様書があるわけですから、そういったところで、まあ、市がどういう認識を持っているのかっていうところ、どういうところを求めているのかというところまで、きちんと共有できるようにしていただきたいと思います。

というところで、最後に、市が本事業を実施するに当たり、市内の女性の、どんなところに、つながれていないかなって課題感を持っているのか、どこにアウトリーチするべきだと考えているのか、ちょっと、最後に改めて問題意識を伺いたいと思います。

○片岡女性活躍推進部長　この居場所づくり事業は、昨年度、私たちも初めて実施しました。４回あったうち、私も４回とも行ってみたと言ったら変ですけど、参加いたしました。

その中の一つを御紹介したいと思うんですが、ある高校生の女の子が、学校の帰りに、１回目、来てくれました。で、私と立ち話をして、また今度あるから来てねと言って別れて、そして、次にも来てくれました。で、だんだんそうやって顔見知りになっていって、そして、実は、とてもやっぱり悩んでいることがあったということが分かりました。で、私だけではなくて、やはり、年頃のお子さんを持つお母さんでしたり、それこそ社会教育士の方が中心となって、その子を、そのイベントだけではなくて、自宅に近い居場所に、招待すると言ったら変ですけど、今度遊びにいらっしゃいということで、いろんなことを話すことができるようになりました。

なかなか、初めは、自分のことを自分の言葉で話すことが、きっと緊張もしただろうし、きっと悩みも多かったんだろうと思うんですけれども、そうやって毎回同じ人が行くことで、少し、そういう若い世代が相談しやすい、そういう人にも届いたものなのかなっていうふうでは、ありました。

たくさんいろいろ改善したいなという部分もあるんですけれども、本市が実施しておりますこの居場所づくり事業というのは、やはり、若い世代で困難に陥る前の段階にある、そういう女性を主

な対象としています。具体的には、やはり、まず家庭、それから学校、それから地域の中で、なかなか自分のことを話せなかったり、そして、孤立感や不安感を抱えながらも、いまだにどうしていいか分からなかったり、支援につながっていない、そういう層に対して、こういうところだったら相談に乗れるよとか、ここじゃなくて、こういうところがあるよとかっていうのを紹介するような存在っていうのを広くお知らせしたいなと思って、既存の居場所の紹介ですとか、実際のイベントの体験を通じていろんな話をしながら、例えば将来の悩み、例えば進学だとか、例えばネイルっていうのも、アルバイトできるよねとか、いろんな、とにかくいろんな話をする、そういうきっかけになっている、そういう場を提供するっていうことを大変大きな狙いとして実施したというところがあります。

こうした背景から、そのイベント性、誰でも、いつでも、ちょっと立ち寄れる、そういうのを重視した構成としまして、参加者に、市役所ではない、市役所の相談というのは、すごく、若い人はなかなか相談に来にくいですので、参加者のハードルを下げるっていう工夫を行って実施したところであります。本当に、御指摘のとおり、イベント形式に対して、なかなか、やはり、逆に参加しづらいという、感じる方もやっぱりいることも承知しています。

また、学校にチラシを配付している点につきましては、在学中の若い世代の中にも、自分が実際にやっぱり第三者から見て困っているんだよっていう、その状況に気づいていない、そういう声を上げづらいという、そういう状況があるというふうに思っているものですから、そうした方に対して、できる限り、こんなところに相談に来たらいいよ、こういう人だったら信頼して相談できるよというところをお知らせすることの手段として、大変有効だなというふうにも認識しています。

一方で、学校に通っていない方で、既に困難な状況にある方への支援というのも大変大切だというふうに考えており、十分認識もしているんですが、その方々に対しては、ＬＩＮＥ相談などの事業も通じてアプローチできるように努めているところでございます。

本事業は、限られた財源の中で、広くその目的を果たすための啓発的な取組でありますし、全ての人にとって満足のいくという、その啓発をできているかといったら、必ずしもそうじゃない部分というのもありますけれども、そういう満足度の高い内容にするというのは、本当に私たちの中でも目標として理想とはしていますけれども、現実的には、一つ一つ段階的に、それともう一つ、多層的に、いろいろな視点からの支援っていうものの構築が必要であるというふうに考えています。

今回、御質疑でいただいた委員の御意見も踏まえまして、事業の在り方というのを丁寧に検討を重ねて、より多くの方に届く支援の形というのを考えてまいりたいというふうに思います。

○小林委員　おっしゃるように、様々な、何というか、多層的な支援の構築は必要だと思っているんですね。で、ＬＩＮＥ相談ももちろんあるんですけど、昨日の質疑の中でも出てきたかと思うんですけど、やっぱり、関係性が途絶えてしまった後、もうつながりようがなかったりするというのもあります。それは、居場所づくりでも同じだと思うんですね。

なので、多くの若年女性が、いろんな形でやっぱりつながれるようにということを考えていただきたいというのもありますし、やっぱり、学生さんが、今後、困難を抱えるかもしれないからとか、今、困難を抱えているかもしれないからアプローチするんだ、それは、本当に何も間違っていなくて、正しいことだと思うんですけど、そうじゃなく、見えていない部分というところもあるんじゃないか、そこにも目を向けていただきたいなというところだったので、そこはもう、ぜひ今後

とも頑張っていただきたいですし、何か協力できることがあれば協力していきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

で、ちょっと、ここで女性活躍推進部の皆さんへの質疑を終わりたいと思います。

ちょっと時間がなかなかなくなってきてしまったので、ちょっと急ぎめになりますが、よろしくお願いいたします。

最後の項目ですね、２款１項２目人事管理費の業務改善推進費の中で、ＡＩチャットボットについて伺いたいと思います。

ＡＩチャットボットについては、昔、２０２３年の第４回定例会ですか、その一般質問で触れています。ちょっと、何というか、チャットボットの使用感、市のホームページを使用するのとあんまり変わらないんじゃないかとか、自分がどんな状態でどんな情報が必要なのかを理解していないと活用しにくいんじゃないですかというふうに指摘しています。一方で、ＡＩチャットボットなので、ＡＩが発達したり、キーワードのひもづけが進むことで精度向上ができるんじゃないか、それに期待していますっていうふうに述べたと思います。

まず、このチャットボットに関わる決算状況と財源についてお示しいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　チャットボットの運用につきましては、委員の御指摘のとおり、業務改善推進費の中で執行しておりまして、システムの保守管理に要する委託料として２９１万８６４円を支出しておりまして、財源は、全額、一般財源となっております。

○小林委員　決算額約２９０万円ということで、一般財源ということでした。

次に、チャットボットの概要と導入目的について伺いたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　現在導入しておりますチャットボットは、市民向けのものと職員が業務上の質問等に活用できるものの２種類を導入しております。

市民向けのものにつきましては、市のホームページですとか公式ＬＩＮＥを通じて、市民からの問合せに２４時間３６５日対応可能なシステムとして、市民サービスの向上と職員の電話応対に係る負担の軽減を目的に導入したところでございます。

また、職員向けのものにつきましても、業務上、必要な情報の検索ツールとして自分のタイミングで利用が可能となっておりまして、職員間の基本的な業務相談に係る負担軽減を目的に導入したところでございます。

○小林委員　今回、ちょっと市民向けのチャットボットのほうに注目して質疑していきたいと思うんですけど、導入目的は、市民サービスの向上と電話応対に係る負担の軽減ということでした。

このＡＩチャットボット、どういうシステムなんでしょうか、どのように更新されていくのか、お示しいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　チャットボットは、問合せに会話形式で自動応答するシステムでございまして、問合せ及び応答内容につきましては、各部局が想定した内容が登録されております。更新につきましては、各部局から随時申請を受けまして、管理者であります行政改革課が登録内容を更新していくといった手順になっております。

○小林委員　各部局が想定質問に対する返答、応答をつくって、それを行政改革課のほうで登録、更新していくというものでした。

私、一般質問をしたときに、ＡＩだから学習していくんだろうと思ってお話ししていたんです

ね。だったけれども、実際、手動の更新ということですよね。ということで、ＡＩチャットボットというよりは、キーワードに答える自動応答システムのように感じるんですが、これ、ＡＩチャットボットって言えるんでしょうか。

また、導入時に、学習型とか生成型のＡＩチャットボットというのは検討したのでしょうか、お示しください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　現在のチャットボットにつきましては、２０２３年度に公募型プロポーザルにより選定しまして導入したものでございますが、当時からＡＩチャットボットとしての導入を予定しておりまして、プロポーザルにおけますＡＩ機能としての最低要件を、人が設定したルールに従って受け答えを行うことができるといったことを求めております。現在のチャットボットにつきましては、この要件は満たしているものとなっております。また、その他、ＡＩが使われている機能といたしましては、部分一致でヒットさせられなかった際に、通常は不一致となる質問を、対象のワードがシナリオに入っている場合については、階層に関係なく質問を集めてくるといった機能もございます。

しかしながら、委員のお話のとおり、ＡＩチャットボットとして一般的に想像されるような、質問に対して機械自身が市のホームページ内の情報を見つけ、これに基づいて学習をし、適切な回答を導くことができるといった機能の導入には至っていないところです。

こうしたＡＩチャットボットにつきましては、ＱＡを一つずつ登録する必要がないため、職員の負担軽減につながるものとも考えておりますけれども、その回答の内容が本当に旭川市の情報として正しいものなのかといった確認をどういったふうにしていくかといった検討も必要と考えているところでございます。

○小林委員　ちょうど、先日、生成ＡＩによる誤情報問題、＃――あっ、数字がぱっと出てこなくなっちゃった、ごめんなさい。救急のダイヤルですね。について取り上げたばっかりだったので、生成ＡＩによる誤情報問題というのは、懸念は、本当、妥当なものだと思うんですね。

しかし、答弁にあるように、ＡＩチャットボットと言ったときに一般に想像するものとはやっぱり乖離があると思うんです。で、利用者の期待と実際の機能の差っていうのが課題になるんじゃないかなと思うところです。

続けて、市民向けチャットボットにはどのような質問が来ているのか、内容ですね、内訳についてお示しください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　２０２４年度の実績についてでございますが、利用者数につきましては、期間中の、Ｃｏｏｋｉｅと呼ばれるブラウザーごとに付与される識別子が重複しないユーザー数でカウントしておりまして、人数が２万３千９６人、返答数は、チャットボットとユーザーの会話１往復を１カウントとしておりまして、回数が１２万１千２７７回、利用者の質問をチャットボットが認識して、お役に立てず申し訳ありませんと不一致時の応答以外で回答した割合がトータルで９２．２％となっております。

質問が多かった内容といたしましては、主に旭山動物園に関することですとか、ごみに関することという結果になっております。

○小林委員　不一致時の応答以外の何らかの返答があったものが９２．２％ということで理解しました。しかし、その返答は９２．２％だけど、その正答率というのはイコールではないと思われま

す。

この問合せというか、質問に対してきちんと対応できなかった件数というのが分かればお示しください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　対応できなかった件数として把握できておりますのは、最終回答の下に表示されます、問題は解決しましたかといったことに対して、未解決として、いいえが押された件数で言いますと、３千６７９件となります。これに対して、はいを押した回答数は４千６８２件となっております。

しかしながら、これらの数値は、はい、またはいいえのいずれかを押した場合にカウントされることから、対応できなかった全ての件数を把握できているわけではないということでございます。

○小林委員　答弁のとおり、解決した、しなかったの回答って任意なので、実態の把握には不十分かなと感じるところです。

質問していって、望む返答を得られないとか、該当しない選択肢しか出てこないという時点で、ブラウザーバックと言っていいのか、戻ってしまって、その先に進まずに終わらせてしまうという方も多いんじゃないかなと思います。

対応できなかったものについては、その後、どのようにフォローしているのか、お示しください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　保守管理業者からは、毎月、未解決数の多い質問、上位１０件について実績報告を受けているため、該当する課に回答の修正を依頼してきております。しかしながら、未解決数の多い質問として報告されるのが毎月同じ内容の質問でありまして、具体的に申し上げますと、旭山動物園の行き方を質問されると旭山動物園ホームページのアクセスページに誘導する答えになるんですけれども、これに対して問題が解決しないといったような結果が出されることもありまして、なぜ解決しなかったのか理由が分からない状況でありまして、この中で修正を重ねても未解決数の減少につながらなかったといったことから、現在はその手法を取っておらず、この改善策についてどういったことができるのかといったことを検討している状況であります。

○小林委員　現在その手法を取っていないということなんですけど、毎月、修正依頼をしていたのをやっていないということなんですが、いつからやっていないんでしょうか。今、どのように対応しているのか、お示しください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　各課への直接の修正依頼につきましては、２０２４年１２月で一旦停止いたしまして、その後は、３か月に１回程度、職員内部のネットワークにございます掲示板上で更新の呼びかけと月次レポートの掲示を行っております。また、未解決数の改善と回答の精度を向上させる方法につきましては、職員の負担が少ない手法で何とかできないものかと考えておりまして、現在、保守管理業者と協議を重ねている状況でございます。

○小林委員　まあ、おっしゃっていることは分かったんですが、３か月に一度の呼びかけということで、実質的な改善サイクルが長くなっちゃいますよね。これによって回答精度のさらなる低下につながらないか、ちょっと懸念されます。

回答の精度の向上というのが課題だということなんですが、対応できた割合、解決数というのは少しずつでも増えているんでしょうか、お示しください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　解決確認によります解決率で見ますと、２０２４年度の解決率は１４．５％に対しまして、２０２５年の４月から９月までの実績で申しますと、回答率１２．９％というふうに数値が低下している状況でございます。したがいまして、回答精度の向上に課題を感じている状況でございます。

○小林委員　修正頻度の減少が理由かは分かりませんけれども、実際、解決率は低下傾向にあるということでした。

私自身も結構使うんですが、正直、サイト内の検索をしているのと変わらない使用感だなって思うんですね。これについてどのような認識か、お示しください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　チャットボットにつきましては、問合せ内容がはっきりしている場合、先ほども委員から御指摘がございましたけれども、サイト内検索と変わらない使用感かもしれませんけれども、調べたい項目ごとに関連する回答が出てくるシナリオフローでも検索ができるといったふうになっておりますので、自分が知りたい項目だけでなく、それに関連する内容も確認できるといった利点もあるのかなというふうに思っております。

○小林委員　説明は理解できますが、関連する項目として、関連性の低いものが大量に表示されることもあるんですよね。それによって、逆に情報を見つけにくいなって思うときもあって、それも課題であると感じます。

実際、これ、目的、問合せ等の負担軽減もあったと思うんですけど、チャットボットの導入によって電話等での問合せって減っているんでしょうか。目的がどの程度達成できているのか、伺いたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　今回、２４時間３６５日、問合せができる手段を設けたことで、開庁時間にかかわらず問合せができるようになりました。こういったことから、市民サービスの向上には一定程度つながっているのではないかと考えております。

代表電話で受付した件数について管財課で把握している件数でいきますと、２０２３年度の件数が１６万２千９２２件で、２０２４年度が１４万５千７５４件と、１万７千１６８件減っております。チャットボットにつきましては、２０２３年の１０月から導入していますので、チャットボットの影響もあったのかなというふうにも思うところではありますけれども、実際の相関関係については何とも言えないというような状況でございます。

○小林委員　まあ、実際の相関関係は不明ということで、この数字だったら成果として出してもいいのに、相関関係は不明ですってことで、非常に誠実な答弁だなと思っております。

ただ、市全体の予算とかで考えると、金額規模って約３００万円なので決して大きくはないんですけれども、一般財源の年間約３００万円という経費であります。利便性向上と職員の負担の軽減につながっているのか、きちんと効果の検証をしていただきたいなと思います。

続けて、伺います。

広報広聴課だと思うんですけど、公式ＬＩＮＥがありますね。で、そこは、情報の発信だけじゃなくて、ごみの分別検索ができるんですよ。鏡って何ごみですかって聞くと出てこないんですけど、鏡って送ると、鏡は何ごみですみたいな感じで教えてもらえるんですよね。これ、すっごい便利だなと思っていて、私、結構使うんですが、チャットボットのほうで、同じように、鏡とか、鏡って何ごみですかみたいなふうに質問しても、何ごみですとかじゃなくって、分別の一覧を出せま

すみたいな感じで出てくるんですよね。同じ回答を得られないんです。

で、そもそも、何でごみに関する質問だけ公式ＬＩＮＥで対応しているんだろうって、公式ＬＩＮＥとチャットボットってどんなふうにすみ分けられているのかなあと何か疑問に思ったんですよね。将来的に、チャットボットにも、同様に、鏡と送ったら鏡は何ごみですみたいなふうな同様の返答が出てくるようになるんでしょうか。すみ分け、どうなっているのか、伺いたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　公式ＬＩＮＥにおきましては、家庭ごみの分別に関する質問に限って、トーク画面に直接入力すると、それが何ごみに該当するかといったことが簡単に検索できます家庭ごみ分別検索機能といったものがございます。委員が御指摘のとおり、ホームページ上のチャットボットでの応答とは異なったものが表示されている状況でございます。

どちらもＱＡにつきましては所管課の職員が作成しているものですので、市民の利便性を考慮した上で、公式ＬＩＮＥと同じような回答が得られるようにできないか、所管課と協議してまいりたいと考えております。

○小林委員　聞く場所によって回答方法が異なる、同じことでも回答方法が異なるし、似た機能を持つ窓口が複数あってすみ分けが明確じゃないと、誤解が生まれると思うんですよね。で、すごく不便だなと思うんです。こっちはどっちなんだみたいな、この話はどっちでやったら対応してもらえるんだろうって、分かんなくなっちゃうんですよね。

で、今、そのチャットボットのほうの回答を充実させていくという答弁だったと思うんですけど、そもそも公式ＬＩＮＥの導入のほうが先なんですよね、チャットボットより。で、他自治体では公式ＬＩＮＥにチャットボット機能を合わせているところもあるんです。

導入時にＬＩＮＥのチャットボットっていうものを検討しなかったんでしょうか、お示しください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　私どものチャットボットの導入の前提といたしましては、その掲載場所を市のホームページをメインとしたものを想定していたことから、ＬＩＮＥのチャットボットについての導入は検討していないところでございます。

○小林委員　続けて、旭川市の公式ＬＩＮＥの登録者数、分かればお示しください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長　公式ＬＩＮＥの友達登録者数につきましては、２０２５年１０月１０日現在で３万２千５３７人となっております。

○小林委員　最後の質問になりますが、ホームページって、アカウント登録の必要はなくて、誰でも利用できるという利点があると思うんですね、ホームページのほうでチャットボットを使えると。そういう利点はあると思うんですけど、利用数、年間２万３千９６人ということで、さらに、これはブラウザー単位の延べ人数ですよね。なので、実際の利用者とイコールではないと思うんです。もっと少ない可能性があるかなと思うんですよね。なので、公式ＬＩＮＥの友達登録者数は３万人を超えているわけですから、そういったことを踏まえると、ＬＩＮＥ側への統合のほうが利用者の利便性は高い可能性があるんじゃないかと思うんです。

で、これは、ＬＩＮＥ側に統合したほうがいいんじゃないですかって話ではなくって、可能性の話をしているんです、それだけなんですけど。いろいろ、こう、質問していって、様々な課題を感じたので、見直しをする必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、これについての認識を伺って、私の質疑を終えたいと思います。

○浅利行財政改革推進部長　委員さんのほうから、いろいろチャットボットについての課題等の御指摘をいただいたところでございます。

もともとの目的としては、もちろん、業務改善推進費という予算科目から出している関係上、やはり、職員の皆さんに、使いやすい、そして、業務効率の上がるようなチャットボットを導入するということがもちろん目的ではあるんですが、一方で、市民にとってそれが使いづらいものであれば何の意味もないということになりますので、２０２４年度から３年間の長期契約で、今回、チャットボットを契約しておりますので、今現在使っている最中でございますが、その課題を現在洗い出している状況でございます。で、３年後になった際に、そのままこれを生かしていくのか、それとも、委員さんの御提案のありました、例えば、ＬＩＮＥのチャットボット、こういったものに移行していくのかということについて、現在、検証作業を運用と同時にしている状況でございます。

ＡＩというか、ＩＣＴのツールというのは、技術的な部分では日進月歩というような状況でありまして、この１年でもまた新たなものが出てこようかと思います。そういったものをしっかり我々も追いかけていって、市民にとって、さらには職員にとって利用しやすい、そして、業務改善につながるようなこういったツールというものを今後も探っていきたいというふうに考えております。

○小林委員　予定時間を超過してしまい、皆さん、大変申し訳ございません。

以上で、私の質疑を終えたいと思います。

○高橋ひでとし委員長　他に御質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○高橋ひでとし委員長　他に御質疑がなければ、以上で、認定第１号の分担部分のうち総務常任委員会所管分及び認定第４号の以上２件に対する質疑は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時３７分

再開　午後　１　時００分

○高橋ひでとし委員長　再開いたします。

それでは、認定第１号の分担部分のうち経済建設常任委員会所管分、認定第３号、認定第９号及び認定第１０号の以上４件を一括して議題といたします。

ここで、休憩前の分科会で江川、皆川、能登谷各委員から要求のありました４件の資料につきましては、委員各位に御配付申し上げておりますので、御確認願います。

資料の説明は必要でしょうか。

（「要りません」の声あり）

○高橋ひでとし委員長　それでは、資料の説明につきましては、省略させていただきます。

なお、資料に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○あべ委員　平仮名４文字、あべなおです。

ＳＮＳとかで、結構、私、出しているんですけど、農業婦人として、今年はカボチャの栽培に取り組みました。大体１ヘクタールぐらい栽培させていただいて、春の種まきから、間引きとか、夏

を通して、大体、今、出荷が終わって、直売所を見に行くと、結構、市役所の部長さんたちも何人かお見かけして、私が栽培したカボチャ、私の名前では出荷していませんけど、籠をちらっと見て、買ってくれているなというふうに思ったこともあります。

出荷も大体終わりってことで、今シーズン、昨年もやったんですけど、昨年、妊婦だったんで、途中でちょっと農作業を離脱したんですけど、いろいろ、２シーズンやってみて、振り返ってみると、やっぱり、農作業というのはすごい気分転換になったなあというふうに思います。もちろん、それは、私が経営者じゃないっていうことも当然あるんですけど、やっぱり、こういう農作業が好きな人にとっては、もしかしたらストレスが結構軽減されるものなんじゃないかなあとか、来シーズンも、議員活動に支障が出ない程度に――支障が出るようなことがあったら本末転倒ですね。議会は農作業で休んだりしたら駄目ですよと思いますが、支障が出ない程度に来年も農業に携わらせていただこうかなあなんて思いながら、マイセンではなく、ノリタケのカップ、動物園限定の公式のマグカップがありますね。あれでお茶を飲みながら、昨日の夜、ちょっと考えたりもしました。

それで、ちょっと質疑に入っていきます。

今回は、農政部のほうにお伺いします。

強い園芸産地づくり支援費についてお伺いします。

令和６年度に実施した園芸作物施設等整備導入支援事業における補助メニューの概要をお示しください。

○杉山農政部次長　令和６年度における園芸作物施設等整備導入支援事業につきましては、大きく分けて３つの補助事業を実施したところで、１つ目は、ハウス内において自動で散水を行い、労働の効率化を図る自動散水システム等の導入支援、２つ目は、夏場の気温上昇により、園芸作物の品質低下や農業者の作業効率の悪化を防ぐ暑熱対策資材の導入支援、３つ目は、高収益作物の生産拡大に資する農業用機械等の導入支援を行いました。

○あべ委員　自動散水システム等の導入支援と暑熱対策資材、それから、生産拡大に資する農業用機械の導入支援と、大きく分けて３つの補助事業を実施したとのことですが、このメニューというのは毎年変わるものなのでしょうか。

○杉山農政部次長　この事業の補助メニューに関しては、農業者や農業関係団体の要望や本市が行う需要調査に基づき、必要に応じて変更しております。

○あべ委員　農業者や関係団体から実際に寄せられた要望や市のニーズ調査に基づいて補助メニューの内容変更を行うとのことでしたが、令和４年度や令和５年度はどのような補助メニューがあったのか、お示しください。

○杉山農政部次長　令和４年度は、耐久性ハウス及び冬期野菜栽培用ハウスの補強資材等の導入支援を行いました。また、令和５年度は、令和６年度と同一メニューで補助事業を実施しております。

○あべ委員　今回、なぜ園芸農家に関するこういった補助メニューについて伺っているのかといいますと、本市の新規就農者の大半が園芸から入るということがあるからです。

その理由として、農家さんから伺っているところでは、お米っていうのが、作付面積が大きくないと採算が取れないそうで、１０ヘクタールでは大体赤字、２０でとんとんかなあといったようなレベルだというふうに伺っています。

それだけの規模で水稲栽培を始めようとなると、田んぼで使用する機械はもちろんなんですけど、納屋とか乾燥機といった設備、全部、整える必要があって、そういうのを全部そろえるとなると、初期投資額が億単位の話になってなかなか始められないというふうに伺っています。

新規就農者は、単身者、いわゆる独身であることも多くて、やっぱり人手が欲しいというところもあるんでしょうけど、園芸に関しては、本市の特徴として小規模栽培が挙げられるということでありますから、設備投資も水稲ほど高額にならないといった理由から始める人が多いとも伺っています。

ここで、お伺いしますが、過去１０年間における新規就農者の就農傾向についてお示しください。

○冨田農政部次長　新規就農者についてでございますが、平成２７年から令和６年までの過去１０年間の新規就農者のうち、新規参入された方は１８名となっております。

その内訳でございますが、委員の御指摘のとおり、施設園芸の野菜が最も多く１４名、同じく施設園芸の花が１名、そのほかは、お米、和牛繁殖、ハーブがそれぞれ１名となっております。

○あべ委員　じゃ、どうやったらこの新規就農者の人が一人前になるのということで、今、旭川では、２年間の農業研修期間を過ぎた後に独立するということがほとんどであるそうで、その２年間の研修期間は、国の補助金を活用して生計を立てている研修生というのが少なくないということで、しかしながら、２年間、２シーズン研修でやって、いきなり独立っていうのもすごく難しいそうで、栽培技術とか営農に関する指導とか助言というのはまだまだ必要な段階であることのほか、何を作ったら稼げる農業になるのかという知識や情報が少ない場合も多いという現実があるそうです。

新規の就農者全てが地域に溶け込んで農業地帯を形成する一員になれているのかと言われたら、そうではない場合も少なくなく、今、私が述べたような栽培や営農の指導であったり、いわゆる稼ぎ方に関する知識や情報が得られない場合も多いと伺っています。

旭川で新規就農する方は、就農するに当たり、何を作るのかをどのように決定するのか、お示しください。

○冨田農政部次長　市内ではおよそ６０品目の野菜が作られておりますが、品目によって作られる地域が異なっている状況にございます。

就農希望者の希望する作物が決まっていない場合には、市内での生産状況等を説明いたしまして、農作業体験等も通して品目を決めていただいているところでございます。また、就農を希望する地域がある場合は、その地域で生産されている品目から、自身の想定する営農に合う品目を選定し、該当する地域の農協に相談をしているところでございます。各農協におきましては、その作物について指導できる農家さんを確保できるかと同時に、就農予定地を確保できるかなども考慮した上で受入れの判断をしていただいているところでございます。

旭川で野菜を作られている農家さんは、一つの品目のみで営農されている方は少なく、営農の規模や確保できる労働力等を考慮し、複数の品目や品種、作型を組み合わせて営農されているところでございます。就農希望者は、指導農家の下で学んだ品目を主体に、５年間の就農計画を作成し、就農することになります。また、研修を開始する際には、指導農家、農協、地域の農業委員、北海道の農業改良普及センターと旭川市によりサポート体制を整え、合意形成を経て研修を開始してお

り、就農後も、そのメンバーを中心に就農状況を確認し、地域で順調に営農していけるよう支援を行っているところでございます。

○あべ委員　何を作るのかの決定に関するプロセスとして、条件として、生産状況だったり、農業体験、それから、地域とか就農予定地、指導できる農家さんとか、結構、思ったより細かくいろんな項目があるんだなというふうに思いました。

今週、新規就農者の御夫婦からちょっとお話を伺う機会がありまして、早朝から深夜まで働いて、売上げが、大体、年間で、１シーズン１千万円、経費とかいろんなものを差し引いて手元に残るのが５００万円ぐらいだということでした。御夫婦でやっているってことなので、単純に２で割ったら１人２５０万円ということでなかなか厳しいといったお話のほか、市に対しては、多分、市内での生産状況に係る話だと思うんですけど、単に市場価格が安定しているっていうことのみならず、地域や道内での年間需要であったり、旭川で作ることにどれだけ価値があるのかとか、飲食店の多い本市の特徴を踏まえた需要などといったより具体的な野菜の情報が欲しかったというふうに言っていました。

これに関しては、私も、新規とはいえ、経営者であることに変わりはないので、新規就農者、自分から情報をつかみに行くっていう姿勢ももちろん大切だっていうこともお伝えさせていただきましたし、旭川で栽培することの価値っていうのを知りたいとも言っていたんですけど、それに関しては、その農業者自身がつくっていくものなんだと思うっていう話はさせていただきましたが、そういう意見が声として市に対してあったというのは事実ということで、今、述べさせていただきました。

答弁の中で、一つの品目のみで営農する方っていうのは少なくて、複数、組み合わせて作るよといった話がありましたが、そこで、ベテラン園芸農家さんからいただいた声を御紹介します。

農協の買取り価格が安く、安定しないため、経営が大変と。これは、農協もよくないんだと思うんですよね。市はあんまり関係ない。しかしながら、お金も稼ぎたいけど、パートさんの仕事もしっかりつくりたい、少数ロットの作物生産は、手間も経費もかかり、かなり難しいが、自分たちが作った野菜が出荷されて、スーパーなどでお客さんの手に取られ、籠に入れられていくのを見るのが醍醐味だというふうに言っていました。こういったお話を伺って、稼げる農業には何を作るか、どう売るかっていうのがすごく重要なんだなあと実感しました。

令和６年度にも実施した高収益作物の生産拡大に資する農業用機械の導入支援については、何を作れば稼げるかという点に目を向けて、栽培する野菜の選定についても指導や助言をしていくべきではないかと思いますが、見解を伺います。

○杉山農政部次長　高収益作物の生産拡大に資する農業用機械等の導入支援については、ＪＡごとに、今後において、地域で、どのような作物を振興し、生産拡大を図っていくかということを協議していただきまして、補助申請の際に導入機械やその対象作物に係る事業計画を策定していただいております。

そのため、本市といたしましては、野菜の選定や今後の振興も含めて、我々よりも専門知識が豊富なＪＡの意見も伺いながら補助申請を審査し、高収益作物の生産拡大を図っているところでございます。

○あべ委員　今お話がありました高収益作物の生産拡大ということですね。サツマイモも含まれる

と思うんですが、このサツマイモの生産とか出荷に関する農業用機械の導入支援となっていると思いますこの高収益作物生産拡大支援事業、これに関しては、私も非常に高く評価しているところであります。

ＳＮＳを見ていても、サツマイモの栽培だったり収穫の状況を細かく発信している農家さんも増えましたし、ふだん、結構、農家さんのところに訪問すること、多いんですけど、意外と、行くと、出荷していないし、サツマイモ部会にも入っていないけど、サツマイモを作り始めたんだ、うまくいけばもっと多く作って、部会にも入って出荷できるようにしたいんだというようなお話もたくさんいただいて、今後、さらに生産拡大が進み、より一層、市としての支援が求められるのではないかなというふうに思います。

一方で、トマトやチンゲンサイといった、旭川市における生産額が多い園芸作物の生産支援にはビニールハウスが不可欠だと思うのですが、これの補助を令和６年度に実施しなかった理由がありましたらお示しください。

○杉山農政部次長　令和６年度にハウスの補助を実施しなかった理由といたしましては、令和２年度から令和４年度の３か年にわたり耐久性ハウスの補助を行い、さらに、令和５年度には、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用してビニールハウスの補助事業を実施したところでありますが、令和５年度において予算額１千４７０万円に対して執行率が５１％となりました。これをもちまして一定の需要は満たしたものと判断したことから、令和６年度においては、一度、ハウスの補助を取りやめ、需要が高まってきた際に改めて補助事業を実施しようと考えたところでございます。

○あべ委員　今、答弁で伺いましたように、執行率が約半分となっている理由が、答弁の中にもあった需要の問題というのも大きく影響してくるものなんじゃないかなと私も思います。

令和５年度は、強い園芸産地づくり事業ではなく、国の物価高騰対策としてビニールハウスの補助事業を実施したとのことですが、今、お隣の鷹栖町で、このビニールハウスの補助額が高いと、この農業かいわいでうわさになっていると農業者から聞いています。これに関しては、トマトジュースの関係で、何か、いろんな栽培するものの諸条件があって、それを満たした場合、町が出している補助に関係団体が補助を上乗せして出すような形っていうふうに伺っていまして、ちょっと本市とは状況が違うのかなあというふうに思います。ただ、鷹栖は補助金額が高いと。今、ハウスを建てるのも高くて仕方ないから羨ましいといった声とかうわさというのは、あっという間に広がるんだなあというふうに思いました。

そういったわけで、近年の急激な物価高騰の中で、このビニールハウスの購入は園芸農家にとって大きな足かせとなっていると考えます。どのくらい、ビニールハウスの購入費用は高騰しているのでしょうか。

○杉山農政部次長　国の農業物価統計に基づきますと、物価高騰の影響によりビニールハウスに使用する資材の価格は上昇傾向にあり、農業用ビニールは５年前より３１．６％、農業用ポリエチレンは３９．３％、硬質塩化ビニール管は４３．８％も上昇しております。そのため、ビニールハウスの購入についても、５年前より少なくとも３～４割以上の価格上昇があるものと考えられます。

○あべ委員　今の答弁を聞いて、本当に、何でも、物価、上がったなと思います。昔、コロナ前なんか、スーパーの特売、卵９８円でしたけど、今、安くても２５８円とか２３８円で、何でもかん

でも上がるんだなあというふうに思いました。

ちなみになんですけど、令和７年度、どのような補助メニューを実施しているのか、お示しください。

○杉山農政部次長　令和７年度におきましては、暑熱対策資材及び高収益作物生産拡大に資する農業用機械の導入を支援しております。また、この事業による補助ではありませんが、省力化資材導入支援費において、園芸作物の生産に係る生分解性マルチの導入支援も行っているところでございます。

○あべ委員　答弁にありました生分解性マルチ、これについて、私、過去に質問したこともあります。当時は、こんないいもの、ないなと思って、実際、農作業の効率化とか環境によいと言われていますが、毎年購入の必要性があって、補助の申請にも手間がかかるっていうふうに農業者さんから言われて、そういった声も聞いたりしたこともあったんですけど、自分自身も、去年、今年と農業を体験してみて思ったんですけど、毎年購入するとか、毎年申請って、その手間がちょうど農繁期に差しかかる頃で、とてもじゃないけど、何か、忙しくて手が回んないって言っているのはよく分かるなっていうふうに思いました。農作業自体は、省力化っていうのがスマート農業とかいろんなのでどんどん進んでいるとは思うんですけど、こういった、何か、細かい、見えない手間っていうのがなかなか省力化されにくい現状があるんだなあというふうなことも実感しました。

それに、やっぱり、毎年毎年、申請して補助金をもらうっていうのが、一部の農家さんから、毎年、お金配っているだけじゃないかっていうふうな声もいただいてしまいまして、実際は、もちろん市としてそんなことはないんですけれども、何だか、補助した後の効果といいますか、費用対効果を検証せず、要望があったからっていう理由で消耗品に補助金を出しているんじゃないかみたいな声もいただいてしまったと。

そういったことから、市としてせっかく補助をするのであれば、末永く使用できる機械とか設備の補助だったり、消耗品の中でも比較的長く使用できるビニールハウスなどを補助すべきではないかなと思いますが、見解を伺います。

○杉山農政部次長　委員の御指摘のとおり、本市といたしましても、機械や資材の補助については、公費を支出する以上は、耐用年数が長く、長期的に使用していただけるものの導入支援を行うことを念頭に支援事業を実施しておりますが、生分解性マルチにつきましては、農業者や農業関係団体からの強い要望があり、補助事業を新設したところです。

生分解性マルチの導入支援を継続するかどうかにつきましては、今後、関係者と協議してまいりたいと考えております。

○あべ委員　もう、市として、いろんなところから、あれもやってくれ、これもやってくれ、やっぱり、これ、やめれとか、いろいろ大変なんだろうなっていうふうに思います。実際に、私も農家さんを訪問して、１軒隣の農家さんに行っただけで全く要望が違うので、困ったなって思うとき、いっぱいあるので、非常にお気持ちをお察します。

それで、ビニールハウスってさっきから言っているんですが、このビニールハウスというのが、やっぱり園芸農家さんの生産基盤そのものであるのではないかなと思います。物価高騰により、ハウスの新設とか更新というのもままならず、園芸作物の生産を諦めていく農業者もいるというふうにも聞いています。

一般質問で、野菜の生産支援体制について質問した際の答弁にもありましたが、本市の野菜生産額はここ２０年で約３６％も減少している。これ、いろんな野菜を含めた数字だと思うんですけれども、野菜の生産にも、スマート農業とか省力化技術の導入、暑熱対策資材の導入支援をするとも答弁にありました。こういうのは、私が思うに、基礎のキの次の次ぐらいの段階の話で、まず、基礎のキであるビニールハウスにも目を向けていただきたいなと思います。

今後も園芸作物の生産を維持していくために、ビニールハウスの補助を復活させるべきと私は考えますが、見解をお伺いします。

○杉山農政部次長　これまで農業者や農業関係団体等の意見を聞きながらビニールハウス等の導入支援を実施してきたところですが、先ほど申し上げましたとおり、当面の需要は満たしたものと判断し、令和６年度及び今年度につきましては実施しておりません。

しかしながら、御指摘のとおり、ビニールハウスは園芸農家の生産基盤そのものであり、減少する本市の園芸作物の生産維持には欠かせない設備でありますことから、農業者や関係団体の意見をしっかりと伺いながら、限られた予算の中でありますが、ビニールハウス等の導入支援についても検討してまいります。

○あべ委員　今まで市としても最大限の支援をしてきたところだと思いますが、これ以上、本市の野菜生産額とか生産者が減少することがないよう、引き続き力強くきめ細やかな支援をお願いしたいと申し述べて、次の質問に行かせていただきます。

次、国際家具デザインフェア旭川について伺います。

国際家具デザインフェア旭川、通称ＩＦＤＡに係る決算額と事業内容の内訳をお示しください。

○内田工芸センター所長　国際家具デザインフェア旭川２０２４開催費の決算額は５５０万円で、全額、国際家具デザインフェア旭川開催委員会への負担金となってございます。

○あべ委員　この国際家具デザインフェア旭川、通称ＩＦＤＡということなんですが、このＩＦＤＡのこと、私、実は議員になるまで全く知りませんでした。

昨年、ミラノサローネに市長も行ったかなと思うんですけど、このミラノサローネは毎年開催している。しかし、このＩＦＤＡはそうではない。私、結構、今日、インターネットの中継、見てくれているって方が多いんですけど、家具かいわいの人じゃないと、この質問を聞いてくれている方もＩＦＤＡのことを知らない人が多いと思うんですよね。

そこで、改めて聞きます。

このＩＦＤＡについての概要を教えてください。

○内田工芸センター所長　国際家具デザインフェア旭川、通称ＩＦＤＡは、３年に一度のトリエンナーレ方式の家具デザインを競う催しとして、今回で１２回目の開催となりました。今回の開催を含めて、これまでの応募総数は、世界７７の国と地域から９千４３３点に及びます。応募作品のテーマは木製家具で、新たに創作された未発表の作品に限ります。

審査は、画像による予備審査と家具実物による本審査で行われます。この本審査で使われる実物の作品制作に当たっては、旭川地域の家具メーカーが全面的に協力しており、応募したデザイナーの案を基に短期間で制作する厳しい作業になるのですが、世界各国の豊かな感性や最先端のデザインを吸収し、デザイナーの思いを忠実に再現する技術力、言わば職人の腕を鍛える機会にもなってございます。

○あべ委員　今でこそ、旭川家具といえば、椅子とかテーブルとか、おしゃれな、例えばうちだったら、乳歯入れ、歯が抜けた、子どもの歯を入れるやつとか、へその緒を入れるやつとかもあるんですよね、旭川家具で。最近びっくりしたのが、子どもに、リバーシ、欲しいと言われて、リバーシ、全く何だか分かんなくて、ちょっとググったら、オセロ、オセロのことを今どきの子どもはリバーシって言うって、こういうリバーシも、何と、旭川家具の木工のやつで、すごい高いんですけど、ある。私、つつましい主婦なんで、バターケース、買ったぐらいなんですけど、そういうのも何かちょっと丁寧な暮らしをしているような気分になるんで、バターケースを主婦の皆さんにはお勧めします。

昔は、こういうものの需要だったり、そもそも商品としてあんまりなかったんじゃないかなと思います。昔だったら、何か、いわゆるたんすとかドレッサーとか、実家にうちの母がお嫁に来たときに持ってきたような一式、セットがあって、やっぱり、家具っていったらそういうイメージがあったんですけど、現在のこういう形になったＩＦＤＡの開催に至る当時の背景というのはどんなものがあったんでしょうか、お示しください。

○内田工芸センター所長　国際家具デザインフェア旭川は、第１回目を平成２年に開催してございます。当時、昭和から平成という新しい時代に入り、人々の暮らしが変化し、生活様式そのものが変わっただけでなく、今、委員がおっしゃられたような婚礼家具の需要が減ったことにより箱物家具の売上げが減少し、国内のたんすメーカーは相次いで廃業する状況にございました。こうした中で、旭川の家具業界は、需要の変化に対応して、箱物家具だけではなく、椅子などの脚物家具にも力を入れ、より積極的に家具にデザインを取り入れることとし、デザイン力を旭川家具の強みにしていきました。

現在、国際家具デザインフェア旭川の中核であります家具のデザイン性を競う家具デザインコンペティションは、海外からも注目されるイベントにまで成長してございます。

○あべ委員　前の質問にもありましたけど、ＩＦＤＡ、３年に一遍ということですね。前回はまだコロナ禍だったのかなと思いますが、開催にも多くの困難があったんだろうなというふうに、今、何かいろいろ、歴史と変遷みたいなものを聞いて、思いました。

それで、３年前の決算額っていうのは幾らだったのかということをお示しください。

○内田工芸センター所長　前回、３年前のＩＦＤＡについてでございますが、当時、コロナ禍の影響もございまして、開催年を移行したため、令和２年度、それから令和３年度の合計で国際家具デザインフェア旭川開催委員会への負担金は５００万円となってございます。

○あべ委員　３年前と比較して、今、大分、物価が上昇していると思うんですけれども、今回、３年前と比較して５０万円の増額だけで開催に至ったというのは、これはこれですごいことだなあと思います。きっと、多くの工夫とかを凝らしたのではないかなと思います。

今回のこの開催は、イタリアのミラノサローネの熱もまだ冷めやらぬ中での開催ということで、より、何か、こう、新しいことをしたほうがいいんじゃないかみたいに考える人も多かったんじゃないかなあと思います。

そこで、お聞きします。

前回になかった試みと、前回と今回の来場者数をお示しください。

○内田工芸センター所長　前回と今回の比較でございます。

最終審査と表彰式において、今回、２つ、新たな試みが行われました。１つ目は、最終審査の場面で、応募者が、直接、デザインに込めた思いやコンセプトをプレゼンテーションすることにしたこと、２つ目は、表彰式会場においてプレゼンテーションした応募者が並ぶ中で結果が発表され、その後、受賞セレモニーとなりました。そして、その直後に、審査員が登壇する、作品と審査の様子について語るトークイベントへ進行していくものとなりました。

また、ＩＦＤＡの入賞入選作品展の展示期間を含めた旭川デザインセンターの入場者数は、前回の令和３年は５千１７７人、今回の令和６年は２万１千４１７人となってございます。

○あべ委員　前回はコロナ禍だったっていうこともあるんでしょうけど、かなり人数が今回は増えたということで、４倍ぐらいですね、４倍も増えたということで、応募者が直接思いをプレゼンしたりできたということで、今まで以上に、作り手の熱というか、温度感が来てくれている方にも伝わったのかなというふうに思います。審査の様子もトークイベントを通して知ることができるというのも、聞いている側としたら、やっぱり自分も参加しているっていう感じがあって、よかったのではないかなというふうに思います。

今回、こういった新たな取組に至った経緯というものがありましたらお示しください。

○内田工芸センター所長　コロナ禍の影響がございまして、前回はリモートでのイベント開催を余儀なくされた場面もございました。

そこで、今回は、リアルにこだわり、直接、その場での盛り上がりを共有すること、そして、ドラマチックな展開による興奮と感動を応募者、関係者、観客で分かち合おうとする意図で実施していこうと、開催委員会で議論された経過がございました。

○あべ委員　ドラマチックな展開による興奮と感動って、何かこう、映画の宣伝みたいな感じで、すごいいいなというふうに思いました。結構、ＳＮＳがこんなにいっぱい普及した背景の一つに体験のシェアができることがあるというふうにも言われていて、今回のこの取組、リアルにこだわるっていう部分はまさにこれのことなのかなというふうに思います。会場で当事者が体験していることを、いわゆるリアルをシェアする、会場のシズル感をシェアするっていうのは大事だなというふうに私も思います。ぜひ、今度もこういった体験のシェアを感じられる取組を期待します。

それで、これ、優勝すると賞金をもらえるってことなんですけど、この賞金について、今回と前回の金額をお示しください。

○内田工芸センター所長　ＩＦＤＡの賞金につきましては、最優秀賞であるゴールドリーフ賞が３００万円、続くシルバーリーフ賞が１００万円、ブロンズリーフ賞が３０万円、メープルリーフ賞が３０万円となっております。これらは前回と変わりません。

○あべ委員　最優秀賞であるゴールドリーフ賞が３００万円ということで、これを安いと捉えるか、高過ぎると捉えるのかというところなんですけど、ちょっと調べてみたら、台湾国際学生デザインコンペティションというのが今年の５月から７月にかけて開催されたと。これは、大賞が４０万台湾ドル、大体１９０万円から２００万円ぐらいで、ここでは２００万円としますが、学生向けのコンペで２００万円ぐらいの賞金が出る。ＩＦＤＡに応募する方って、みんな、世界中で、もうその道何十年もやっているプロですよね。それが１００万円の差の賞金なんだっていうふうにちょっと私は個人的に思ってしまいました。

この賞金の金額の妥当性と、ほかの大会の事例についてどう考えるか、お示しください。

○内田工芸センター所長　ＩＦＤＡが始まった当初から、最高賞の金額は現在と同じ３００万円でございます。諸物価が高騰する中におきましても、従前の額を維持してございます。

他のデザインコンペティションとは、その性格の違いや狙いや目的、開催サイクル、権威づけなどもあり、単純な比較をすることが困難でございます。むしろ、そうした独自性が世界から評価されているとも言えます。金額が安定していることが継続する信用、信頼につながっているものと考えます。

一方、この間、円安が進行したことで、賞金のドルベースでの価値としては低下している状況にございます。

○あべ委員　金額の安定が、継続して安定していることが信用、信頼につながるというのはよく分かりますが、約３０年前から始まって、その当初から３００万円の賞金だということで、その当時は、３００万円、すごいってなったと思うんですけど、答弁にありましたように、物価が高騰する中でも、この金額のまま、個人的にはもっとばーんと出してもいいのではないかなというふうに思います。確かに、ほかのコンペとは正確な比較はできない、それは答弁のとおりだと思います。だけど、このＩＦＤＡで最高賞を取ったっていうこと自体が物すごく箔がつく、あのＩＦＤＡかみたいな、ブランド力というか、価値とか、優勝したその人とか企業とか団体の技術とかデザインが確かなものだって証明するっていうか、安心感につながるような、そういう家具業界とか家具かいわいを代表するコンペであってほしいからこそ、もっとばーんとど派手に、賞金、いってほしいなと思いますが、まあ、いろいろあるでしょうね。

先日、家具メーカーさんたちの意見交換の場っていうのにちょっとお邪魔する機会がありまして、そこでいろいろなお話を伺ってこられました。そこで、こういったコンペの場を活用した旭川家具の振興についてというふうなお話がありまして、今回は、このＩＦＤＡ、国際コンペということで、世界中から応募があって、今回に関しては２万人を超す来場者があったとのことで、それに関しては経済波及効果もすごく大きいものだったんじゃないかなと思います。

で、旭川は、家具とデザインのまちだと知ってもらうこともＩＦＤＡでできているわけですし、さっきの答弁でありましたけど、デザイン力を旭川家具の強みにしているわけですから、やっぱり、旭川家具の振興につながるフェア内容であることが大事だと思いますが、見解を伺います。

○内田工芸センター所長　国際家具デザインフェア旭川は、デザイン都市旭川を語る上で欠かすことのできない看板事業でございまして、旭川家具のブランド価値と国際的な認知度を高める大きな役割を担ってございます。

実際に、今月、日本貿易振興機構、ジェトロを通じてオーストラリア、台湾、中国上海から家具のバイヤーをお迎えした際に、先方からＩＦＤＡや旭川デザインウィークの名前が自然に語られるなど、国際的にもその名前が広く知られていることを実感しております。このように、ＩＦＤＡは、旭川家具の輸出拡大やブランド発信を支える主要なキーワードであり、その存在が地域の家具産業の振興に確実に寄与していると考えてございます。

今後は、こうしたＩＦＤＡの意義や成果を地域内でもしっかりと共有しまして、ものづくりとデザインの両面から旭川家具のさらなる発展につなげてまいります。

○あべ委員　今の答弁の中に、ジェトロを通じて、台湾、オーストラリアとか、バイヤーをお迎えする商談会の話というのがありましたが、私も、報道で、それ、道新で見ました。先ほど申し上げ

ました意見交換会をした家具メーカーさんのうちの一つから、この前、近々、台湾で行われる商談会に出す家具の、コンテナに入れて発送する作業とか、現地のバイヤーさん向けの台湾の言葉に直したパンフレットの作成で物すごい忙しいっていうような、うれしい連絡をいただいて、デザイン力はもちろん、その確かな技術とか品質っていうのが旭川家具としてもっと世界に広まっていけたらいいのかなあというふうに、今、思っています。

そういうわけで、この旭川家具のデザイン振興を目的とするコンペとしては、このＩＦＤＡがある。その一方で、競技で競うものとして、家具組合主催の旭川木工技能競技大会というのも開催されています。

しかしながら、組合加入の有無とか、入っているとか入っていないとか、技能検定試験のような、経験年数にとらわれないで、旭川家具自体を振興する取組っていうのはできないのかなあと思いますが、見解を伺います。

○内田工芸センター所長　旭川家具の振興に当たりまして、デザインの創造力を競う国際家具デザインフェア旭川と、木工家具の製作技術を磨く旭川木工技能競技大会が、地域の盛り上がりをつくる上で車の両輪としてそれぞれの役割を果たしております。一方で、御指摘のとおり、様々な機会を通じ、幅広い人材が技能や創意を発揮できる機会を設けることは、旭川家具の将来にとって極めて重要であると認識しております。

このため、当センター、旭川市工芸センターでは、組合の加入、非加入を問わず、若手職人やベテラン、経営層からの参加者を含め、技術講習会やセミナー、受入れ研修、派遣研修、技能五輪出場に向けた訓練などを通じまして、デザインを実現する人材の裾野を広げる取組を進めてございます。引き続き、これらの取組を維持するとともに、家具業界の全体を対象に把握した個別のニーズについて検討をしてまいります。

こうした取組により、経験や所属を問わず、若い世代や多様な人材が旭川のものづくり文化に関わり、次の時代の旭川家具を担う基盤を広げていけるよう努めてまいります。

○あべ委員　私、何で、こんなに家具屋さんに出入りしているかというと、どっかの定例会か何かで言ったこともあるんですけど、実は、お米、炊いた御飯を入れるおひつをずっと旭川家具で作ってほしいというので、いろんな家具屋さんを回っているんですけど、何か難しいみたいで、技術とか、どこも断られている。しようがないのかなと思うんですけど、もしおひつが完成した日には、一番初めに連絡いただければすぐに買いに行きたいと思います。

これで、この項目の質問は終わりにします。

それでは、次、行きます。

旭山動物園についてですね。

動物園事業特別会計のうち、施設管理費について、事業内容及び決算額についてお伺いします。

○中田旭山動物園主幹　旭山動物園の施設管理費につきましては、動物園職員の人件費や動物飼育に要する施設の光熱水費や燃料費、動物の餌代のほか、来園者対応や園内維持管理に係る委託料など、動物園の運営管理を行うために日常的に必要となる経常的経費として計上しているところであります。

令和６年度の決算額は１０億８千３２６万８千９３８円となっております。

○あべ委員　私、結構、動物園へ行っていて、結構どころか、昨日の夜、自分の手帳、過去のやつ

を見返していたら、７年前の５月に旭川市に転入してから旭山動物園に行っていない月がないですね。毎月行っていて、子どもが生まれてからは、週に１回ペースで、必ず、１５分だけでも行っているという、絶対に市議会のどの議員よりも動物園に行っていると私は自分で思うんですけど、動物園、そういうわけでいっぱい行っているんですけども、うちは子どもが３人いて、どんどん子どもが年数とともに増えていくわけですよね。それで、ベビーカーを借りることっていうのが度々あるんです。

何か、ここ近年は、新品同様のベビーカーが園内にあって、しかも、それを無料で借りることができて非常に驚いています。園内に保有しているベビーカーの台数と、購入したのであれば、その費用についてお伺いします。

○中田旭山動物園主幹　本園におきましては、現在７１台のベビーカーを保有しておりますが、このうち３５台については、令和５年度に購入により取得したものであり、経費は２０７万９千円となっております。

なお、残りの３６台につきましては、動物園で御家族連れが楽しく過ごしてほしいとの趣旨により、旭川ライオンズクラブや国際ソロプチミスト旭川からの御寄附をいただいたほか、旭川明成高等学校の生徒が、小さな力でも役に立ちたいと募金活動を行った動物園支援プロジェクトからの御寄附により、取得したものであります。

○あべ委員　私がお借りしたあのときのベビーカーは、皆様からの御寄附だったり、募金活動により用意してもらったものなんだなあと思いました。

このベビーカーなんですけど、利用についてというところで、大体、ベビーカーって、取扱説明書を見ると２歳ぐらいまでのイメージがある、２歳半とかですね。ベビーカーの利用について、本来、いわゆる赤ちゃんから幼児のために利用されるべきと思いますが、園内においては、年齢を問わず、インバウンドの方が時々利用していたり、かなり、小学校高学年ぐらいの年なんじゃないかなあと思う子がびょーんと乗っていたりとか、特におトイレとかでそういう場面をよく見ますが、国内の方々でも年齢や用途にちょっとそぐわないのではないかなという利用をしているのを見かけることが度々あります。

こういった利用の仕方は、ベビーカーの故障とか破損につながると私は思うんですけれども、動物園ではそのような事実を把握しているんでしょうか。

○中田旭山動物園主幹　ベビーカーの利用状況について、委員が御指摘されるような状況については、頻繁ではないものの、時折見かけることがあるとの報告を受けております。これについては、インバウンドか日本国内の方かを問わず、利用に適した年齢の子だけではなく、年上の子も乗せているケースや、子どもが歩きたいと言って、代わりに荷物を載せているケースなど、様々な状況があると把握しているところであります。

○あべ委員　荷物を代わりに載せるっていうのはうちもあるんですけど、明らかに度を越すような荷物を載せている状況も度々目にして、非常に心配しています。

こういったベビーカーの破損や故障につながるような利用が頻発する場合、動物園としてどのような対応を取るのか、お伺いします。

○中田旭山動物園主幹　現状、本園においては、破損や故障につながるようなケースは発生しておらず、利用者への積極的な説明や注意等は行っていないところでございます。

しかしながら、委員が想定されるようなケースが頻発する場合には、利用者に対し、適正な利用を呼びかけるなど、対応が必要であると認識しております。

○あべ委員　せっかく皆さんの善意でいただいているベビーカーですから、やっぱり、大事に使わなきゃいけないと思うんですよね。今後、こういったベビーカーの適正な利用がなされなければ、修繕や購入に係る財源確保の取組が必要になってくるものと考えます。

道内の事例として、札幌の円山動物園では、利用客の不適切な使用事例があったことなどから、貸出しの有料化に踏み切っています。その貸出しのときには、名前と連絡先を書いてもらうことを求めているほか、使用対象の適齢ですね、２歳までですよとかっていうのを事前に説明することで、利用状況がかなり改善されたというふうに伺ってきました。

旭山動物園においても、せっかく皆様の善意でいただいたベビーカーを長く大切に使い続けるためには、貸出しの有料化に踏み切るべきだと思いますが、見解を伺います。

○田村経済部次長　札幌市円山動物園をはじめ、全国、他の動物園においてベビーカーの貸出しを有料としている事例があることは承知しており、有料化をすれば修繕や購入のための一定の財源確保になるものと認識しております。

一方で、有料化に当たっては、御寄附いただいた団体や学校への理解や同意を得ることはもとより、来園者に対し、新たな費用負担を求めることや、対価を支払うことで不適切な使用を正当化する人が出てくることなども考えられますので、慎重な判断が必要であると考えています。

本園といたしましては、他園とは異なり、急な坂が多く、平たんではない園内を快適に過ごしていただけるよう、来園者サービスの一環としてベビーカーを無料貸出しとしている事情もありますので、まずは適正な使用を呼びかけ、必要に応じ、注意を徹底するほか、過度に不適切な使用が認められる場合には使用をやめさせるなどの強い対応を取ることで、現状においては、無料での貸出しを継続しつつ、今後の状況を踏まえながら有料化の可否についても模索してまいりたいと思います。

○あべ委員　答弁の中に、対価を支払うことで不適切な使用を正当化するとありましたが、じゃ、払わなければこの不適切な使用を見過ごしていいのかっていうと、きっとそういうわけではないと私は思うんですよね。しつこいようですけど、有料化したほうがいいと私は思います。

円山動物園では、ベビーカー貸出しに当たり、入園受付のスタッフが対応していました。実際に見に行ってみました。それで、別途、人員配置はしていないとも聞いています。

本市においても、円山動物園と同じ状況なのではと認識しています。新たに人員配置の必要性がないとも私は思うんですけれども、そういったことから有料化への対応というのは可能ではないでしょうか、見解を伺います。

○田村経済部次長　本園では、ベビーカーを園内３か所の入園門に振り分けて貸し出しておりますが、例えば、東門の建物では、料金を徴収する券売窓口とベビーカーを貸し出す改札口のフロアが異なっているなど、現場で対応する委託業者には、オペレーション上、新たな負担やコストが生じるものと想定しております。

とりわけ、繁忙期であるゴールデンウイークや夏休み期間、１月、２月においては、時間帯によっては入園門での混雑が見込まれるため、スムーズな入園対応を最優先に考えておりますが、有料化に伴う対応がその妨げとならないよう慎重に検討を進める必要があると考えております。

○あべ委員　私もいつも東門から入るんですけれども、東門は確かに料金所の券売窓口と貸し出してくれる改札口の階は別だなあというのは私も分かります。

でも、ベビーカーを借りるときに、そこにいるチケットもぎりみたいな人に、ベビーカーを貸してほしいって声をかけると、意外とべったりくっついて、ベビーカーを広げて乗っけるまで荷物を見ていてくれてとか、全部やってくれて、人、空いているじゃんというふうに思うときもあるんです、大混雑のときは違うんでしょうけど。

そういった点でも何か可能なんじゃないかなというふうには思いますが、先日の本会議でも、入園料の値上げについてっていうの、ちょっと話があったかなと思うんですが、それに対して、経済部のほうで非常に前向きな答弁があったということは、皆さん、覚えていると思います。

財源の確保っていうのは、やっぱり、私、大事だと思っていまして、せっかく皆さんの善意でもらったベビーカーがぼろぼろになってから、いや、どうしようって、新しく買うのか、直すのか、お金、ないとかってなるのは駄目だと思う。きちんと自前で購入とか修繕ができるように備えておくべきだと指摘させていただいて、次の項目に移らせていただきます。

園内中央にサポートセンターなるものが設置されていますが、これは、いつ設置されたんでしょうか、設置目的や設置費用、運営体制についてもお伺いします。

○中田旭山動物園主幹　旭山動物園では、行動展示などをきっかけに、全国各地や海外から急激に多くの来園者が訪れる状況が生じたため、地域の観光情報など幅広い情報提供を行うことを目的に、市の観光課が、平成１８年４月に、園内のインフォメーションや観光情報センター、救護所の機能を持たせたサポートセンターを設置したもので、設置費用は３４８万６千円となっております。

観光ボランティアが配置された時期もありましたが、現在は、救護対応の看護師１名と来園者案内対応を行う委託業者１名の計２名を配置し、運営しているところであります。

○あべ委員　サポートセンターについて、なぜ私がこの存在を知ったかというのが、結構、国内外からお客さん、お友達とかゲストを連れていくときに、いろんな情報を得るのにどこで聞いたらいいのかっていうところでサポートセンターの存在を知ったという経緯があるんですけども、このサポートセンターの建物自体や看板とかが老朽化しているのではないか、何か朽ちているような感じにも見える看板があったりもして、ちょっと存在感というものが示せていないというふうに感じています。

来園者に対して、やっぱり、もっとこう、サポートして、利用してもらえるような修繕をすべきと私は考えますが、いかがでしょうか。

○田村経済部次長　サポートセンターは、設置から２０年近くが経過しておりますことから、委員の御指摘のとおり、建物自体の老朽化が進んでいるものと承知しており、今後は随時の修繕が必要になってくると認識しております。

インバウンド需要の増加などに伴う様々な来園者ニーズに対応するため、サポートセンターのさらなる活用につながるよう、観光課とも協議の上、外観等の修繕や改修について検討を進めてまいりたいと考えております。

○あべ委員　このサポートセンター、園内マップを見ないと、来園者が何の建物なのかなっていうのが分かりづらいと思います。逆に、サポートセンターで聞いてくださいとかって言われても、ど

れがサポートセンターなのか、ぱっと見じゃ分かんない。そのくらい、何か、ちょっと老朽化が目立つ。

でも、全部を修繕するとなるとやっぱり予算も相当なものになりますし、なかなか難しいというところで、せめて看板をもっと大きなものにするとか、建物の存在自体を、何かこう、目立つようにするような取組なんかをしたほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○田村経済部次長　サポートセンターにつきましては、来園者がアクセスしやすいよう、多くの方が滞在する園の中央エリアに設置しており、動物園ホームページのほか、ウェブマップ、園内各所に設置している案内看板などにより周知しているところであります。

しかしながら、情報を知りたい方や困っている方などが誰でも速やかにサポートセンターを訪れるためには、表記や案内の仕方においてまだまだ改善の余地があると認識しております。

今後は、サポートセンターの存在を目立たせるような工夫を行い、来園者への周知向上を図るとともに、利便性の向上につながるようサポートセンターの充実にも努めてまいります。

○あべ委員　園内のあちこちに、味のある絵が結構置いてあるかと思うんですけど、結構、それぞれの絵の前で写真を撮っているお客さんというのが多いんですよね。カバのところに、何か、カバの口があーんってなっていて、これが牙ですよみたいな、お口が開いているのがあって、結構、それ、触って、お手々を入れた状態で写真を撮っている子どもとか、すごい見かけるんですよね。せっかくなら、こういった看板とかもフォトスポットになるような看板にしてほしいなと要望して、次の項目に行きます。

動物園で、この夏、ソフトクリームのスタンプラリーを実施していましたが、この事業内容についてお伺いします。

○中田旭山動物園主幹　ソフトクリームのスタンプラリーにつきましては、来園者が増加する夏休み期間に、動物を楽しんでもらうだけではなく、園内の各売店を巡り、動物園の新たな魅力を発掘していただくことや、リピーターの創出などを目的に、７月２６日から９月３０日にかけて実施したところであります。

なお、本事業は、本園の提案により、園内の売店事業者で構成する連絡協議会による事業として実施したところであり、本事業に必要となる経費につきましては、同協議会により負担しております。

本園としましては、企画打合せに参加したほか、動物園ホームページやＳＮＳでの情報発信により周知などを行ってきたところであります。

○あべ委員　ソフトクリームのスタンプラリー、私もしょっちゅう動物園へ行っているんで分かるんですけど、全部、日本語で案内が書いてある。旭山動物園には多くのインバウンドが来園していまして、割と人数の多いグループで来園している状況というのも頻繁に見られて、お土産もたくさん購入している印象があります。それこそ、ベビーカーにいっぱいお土産を載せています。

私自身も、結構、ゲストをたくさん動物園に連れていくって冒頭でもお話ししましたけど、今月は、台湾とシンガポールから、友達が、それぞれ現地人が来ますし、年末は埼玉、冬まつりのときにはまたシンガポールとかオーストラリア、埼玉って、結構、いっぱい毎月のように誰かしら来るんですよね。

インバウンドから見た動物園って、動物を見ることとか、もぐもぐタイムとか、ペンギンが歩く

のを見るとか、あと、それから、売店でお土産を買うっていうのが結構メインになっているような感じで、スタンプラリーとかそういう催しがあっても、やっぱり案内がないからちょっと分からないみたいで、もったいないなというふうに思っています。

今回のソフトクリームなんて、日本のソフトクリームの大きさだったら、その日のうちに、６種類ぐらいのたしか食べ比べだったかなと思うんですけど、すぐ達成すると思うんですよね。結構、インスタとかで旭山ＺＯＯとかってググったりすると、園内のソフトクリームと写真を撮っているのとかが見えるんですよね。

なので、やっぱり、こういう催しも、インバウンドの方にもっと動物園自体を楽しんでもらって、なおかつ、もっとお金を使ってもらえるように、こういうスタンプラリーとかっていうイベントにおいて、インバウンド向けにももっと訴求力の高い周知方法を取ったほうがいいと私は考えますが、いかがでしょうか。

○田村経済部次長　日本国内におけるインバウンド需要の高まりを背景としまして、旭川や周辺エリアにおきましても多くのインバウンドが訪れており、宿泊及び飲食をはじめとして、地域の活性化や経済波及に大きな効果がもたらされているものと認識しております。

本園におきましても、近年では、ペンギンの散歩を実施している冬期開園期間を中心に、アジアをはじめとして、海外から非常に多くの皆様に御来園いただいております。このような状況を踏まえ、新たな魅力発見やリピーターの創出を見込んで実施しております、今回のソフトクリームスタンプラリーのような園内周遊型のイベントにつきましても、インバウンド来園者のさらなる購買意欲や満足度の向上につながるよう、外国語対応を行うなど、内容の充実に向け、検討を進めてまいります。

○あべ委員　今まで以上に世界から愛される動物園になってほしいという気持ちから、今回、このような質問立ちをさせていただきました。よいところいっぱいの動物園を目指して頑張ってほしいとエールを送らせていただきまして、私の質疑を終わりにします。

○高橋ひでとし委員長　理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩　午後２時００分

再開　午後２時０２分

○高橋ひでとし委員長　再開いたします。

御質疑願います。

○金谷委員　それでは、令和６年度決算の分科会で、経済建設所管分に対して質疑をさせていただきます。

５項目、用意しております。順番に、経済部の創造拠点運営事業費、次に、土木部の公園事業、次に、観光スポーツ部の予備費について、また、次に、建築指導費について、最後に、農業センターについて、順次、行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、７款１項２目の創造拠点運営事業費について伺ってまいります。

まず、事業概要と決算額についてお示しください。

○後藤経済部産業振興課長　創造拠点運営事業は、旭川地域に蓄積されたデザイン人材と産業資源を生かし、デザインで暮らしを豊かにすることを目的としています。

市民、学生、企業、クリエーターが集い、交流と創造を行う拠点である旭川デザインギャラリーの運営管理と、フードフォレスト旭川構想の推進を中心に展開しており、令和６年度の決算額は２千４７５万６千３０２円となっております。内訳は、デザインギャラリー管理負担金７７０万円、デザイン拠点運営負担金２６３万８千円、地域おこし協力隊経費４７７万２千７６８円、フードフォレスト旭川構想補助金９６４万５千５３４円となっております。

○金谷委員　令和６年度は不用額が少し多かったように見えます。その理由についてお聞かせください。

○後藤経済部産業振興課長　本事業における不用額は６３８万１千６９８円となっておりますが、そのうち、主な要因である地域おこし協力隊の任用についての不用額は５６２万７千２３２円となっております。

この不用額が生じた理由は、年度当初の令和６年４月からの任用を目指して募集等を行っていましたが、令和７年３月からの任用となり、当初見込んでいた報償費や活動経費の一部が未執行になったことによるものでございます。

○金谷委員　この事業は特定財源を利用しておりますが、どのような内容なのか、お聞かせください。

○後藤経済部産業振興課長　デジタル田園都市国家構想交付金を９４０万３千７６５円、産業振興基金繰入金を３８５万円、デザイン振興基金繰入金を１９０万７千円充当しております。

○金谷委員　今お示しいただきましたように、２つの基金から入っているのと、あと、国の補助金を使ったということであります。国の補助金、１年目ということでありました。

地域おこし協力隊についてですけれども、採用している理由、また、その効果についてお聞かせください。

○後藤経済部産業振興課長　令和５年１１月から、デザインの推進活動等を行う者１名を委嘱しており、旭川デザインギャラリーの運営や情報発信、若手クリエーターとの共同イベント開催や、学生、市民との交流企画の立案等を行ってまいりました。それらの活動がギャラリーの利用促進や認知度向上、地域のデザイン活動の担い手育成という面において一定の成果があったことから、令和６年度においても、より本市のデザイン活動を充実させるべく、１名を増員したところであります。

○金谷委員　デザインギャラリーの運営ということで先ほどお示しいただきましたけれども、これはもうずっと継続しております。新規事業としたこの内容、そして理由についてお聞かせください。

○後藤経済部産業振興課長　令和５年度以前から引き続き実施している取組もありますが、あさひかわ創造都市推進協議会の理念でもあります自然・人・文化で育むデザインの森の創出を、食の分野で具現化するものとしてフードフォレスト旭川構想の推進という新たな要素を加え、創造拠点での活動や取組がより市民の暮らしに密着したものとなるように、新たに創造拠点運営事業費として再構築したことから新規事業としたものでございます。

○金谷委員　今お示しいただきましたフードフォレスト旭川構想、初めて聞きますが、これはどのようなものでしょうか、また、内容と効果についてもお示しください。

○後藤経済部産業振興課長　フードフォレスト旭川構想は、旭川の農産物や食文化をデザインの視

点で再構築し、食を通じて新たな価値を創出する取組で、令和６年度は、デザイン会社ＫＥＳＩＫＩによるブランディング支援も行い、旭川の食文化を市内外に発信いたしました。

具体的には、本市の優位性を生かした他地域との差別化を図るため、取りたて野菜やお米が主役となる朝食に焦点を当て、朝のあさひかわとして各事業を検討し、旭川デザインウィークのオープニングイベントとして「あさいち」を企画し、２日間で約７千３００人の来場者があったほか、下國伸シェフによるユネスコデザイン都市旭川会議での特別朝食の提供や朝御飯メニューコンテストなど、地元の高校生、大学生、シェフ、事業者が関わりながら多彩な企画を実施したところでございます。

○金谷委員　フードフォレスト旭川についてですけれども、この点、主要施策の成果報告では、課題、今後の取組については入っておりませんでした。この点はどうなっているのでしょうか、お聞かせください。

○後藤経済部産業振興課長　具体的な事業を進める中で把握した課題ですが、まず、事業を継続的に担う人材の確保と育成が必要であること、そして、関係機関や企業との連携体制を強化し、食、観光、教育等、様々な要素を横断する取組により体系的に進めていくことと認識しております。

そのため、今後は、構想の実現に向けて、イベント等の各種の取組に学生やクリエーター、事業者等の多くの方々の参加を得て、旭川の食文化を地域資源として育てる仕組みづくりを進めてまいります。

○金谷委員　３年間の国の補助金ということで、この後、２年続くということになるわけですが、今回のこの新事業は、デザインギャラリーの運営が主なもの、残りが今のフードフォレスト旭川構想というように見えるわけなんですけれども、ギャラリーの運営費は、一番初めにお示しいただきましたように、市からの負担は１千万円弱、９００万円以上ということですが、同じくフードフォレスト旭川構想に費やしたのも同じような金額なんですよね。１千万円以下９００万円以上ということで、同じ程度の費用となったこの２つの――１つの事業の中に２つの要素がありますけれども、片や、デザインギャラリーは１年間を通じての管理運営なんですよね。その費用がたった数日のフードフォレスト事業で同じ金額を使っているということが分かっているんですね。

ちょっと、これで、使い方としてどうなのか、バランスが悪いのではありませんか。

○後藤経済部産業振興課長　委員の御指摘のとおり、令和６年度は、フードフォレスト旭川構想補助金９６４万５千５３４円が、デザインギャラリー管理負担金７７０万円を上回っております。デザインギャラリー管理負担金は、運営主体であります旭川デザイン協議会がギャラリーを運営するのに必要な経費の一部を市が負担しているものであり、利用者からの利用料収入なども含めて、令和６年度のデザインギャラリーの歳出決算額は８４０万１千５９４円となっております。一方で、フードフォレスト旭川構想補助金については、構想の立ち上げ年度として単年度で一定の発信効果を得る必要があったことから、新たな地域ブランド創出に向けた広報、イベント、調査、開発経費を集中的、重点的に投入したものであります。

現在は、旭川デザインギャラリーが本市における様々なデザイン活動を創造する拠点施設としての役割を果たしていますことから、デザイン創造都市旭川を支える施設の運営費と、創造的な様々な活動を推進する事業費とのバランスを取りながら、引き続き、デザイン推進を図ってまいります。

○金谷委員　デザインギャラリーの運営費があまりにも低いのではないかというふうに今までも思っていたわけなんですけれども、現在、物価高ということで、上川倉庫さんから借りている賃借料につきましても、これも本来であれば値上げしてくる状況、また光熱費も上がっている、そして、契約の内容がそうなのか分かりませんけれども、建物の中の改修はギャラリー側で行っていると思うんですよね。普通は持ち主側が行うのではないかと、賃借の場合は、思うんですけれども、そういった内容の中で、運営費はこれまで非常に削減をされ続けているんです。

片や、先ほどお示しいただきました地域おこし協力隊ですか、採用しているということで、この方々、現在２名なんですけれども、お１人当たり５００万円ぐらいの費用が出ておりますよね。しかし、ギャラリーのほうは、管理運営の専従の職員の給与は２００万円なんですよね。これだけ差があって、さらに、このようにギャラリー運営費が減らされている状況の中で、どこを減らすかっていうと、もう人件費しかないんですよ。その方に我慢していただくしかないんですね。これは、もう、このギャラリーの運営のところの総会でも、会員からもおかしいんじゃないかというところで指摘があったというふうに私は記憶しております。いらっしゃいましたよね、そのときね。そういったこともあります。

運営費は削減され続けていますが、本当にこのままでよいのか、見解をお聞かせください。

○三宮経済部長　先ほど来御答弁申し上げているとおり、旭川デザインギャラリーというのは、本市における様々なデザイン活動を推進する拠点施設として重要な役割を果たしている施設でございます。

委員の御指摘のとおり、ギャラリーという施設を管理運営していくためには、光熱水費やそこに携わる人件費の上昇などで年々厳しくなるということは理解をしておりますが、ここは、デザイン活動を活発にすることでデザインギャラリーの稼働率を高め、その結果、利用料の収入を得ていくということが必要だという考えから、地域おこし協力隊を配置したところでございます。そのため、今後も、地域おこし協力隊の活動充実による施設使用料のさらなる増加や、デザインギャラリーで行われている様々なデザイン活動を情報発信することで、多くの方々からこの活動が評価されて、デザイン振興基金などの増加にもつなげていきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、デザインギャラリーが創造拠点機能をさらに発揮いたしまして、活動の充実がその結果として活動資金を生んでいくという、こういう好循環を生んでいけるように目指してまいりますし、運営主体であります旭川デザイン協議会とも十分に協議をしながら、より効率的な施設運営と創造的なデザイン活動の推進に努めてまいります。

○金谷委員　経済部はおしまいです。

続きまして、次の項目です。

８款５項３目緑地公園費、公園管理費について伺いたいと思います。

令和６年度決算の内容についてお聞かせください。

○和田土木部公園みどり課主幹　８款５項３目緑地公園費のうち、公園管理費の令和６年度決算額につきましては１３億６千６０９万２千３２２円となっております。

次に、主な事業の内訳につきましては、都市公園の維持管理を行う公園施設維持管理業務指定管理に１３億３千７７９万８千円、児童遊園の維持管理を委託する児童遊園等維持管理業務委託や、その他事務的経費に２千８２９万４千３２２円などとなっております。

○金谷委員　それでは、指定管理業務の中で、忠和体育館についてお聞きしたいと思います。

まず、施設概要をお聞かせください。

○和田土木部公園みどり課主幹　忠和体育館は、平成９年６月に設置された延べ床面積３千９２２平方メートルの施設であり、１階には、体育室のほか、トレーニングマシンを設置しているトレーニングコーナーや研修室、子どもを対象としたプレールームなどがあり、２階には一周１４２メートルのランニングコースがあり、市民が一年を通して自分の体力に応じてスポーツ、レクリエーションを楽しむ施設として利用されております。

○金谷委員　それでは、この体育館の利用状況について、利用されている種目、また、利用方法や利用者の数をお聞かせください。

○和田土木部公園みどり課主幹　体育室の個人利用種目につきましては、バドミントン、ミニバレー、バスケット、卓球、バウンドテニスなどがあり、午前、午後、夜間の時間枠で種目を入れ替えながら利用いただいております。

利用者数は、体育館全体で令和６年度実績では１０万９千８９２人となっております。

○金谷委員　今お示しいただきました種目は、私も卓球の練習で利用させていただくことがあります。住んでいるところは豊岡なんですけども、その豊岡の方々もかなり忠和体育館まで練習に通っているという状況なんですけれども、市民の利用は１０万人を超えているという、今、答弁がありました。

現在、築２８年ということなんですが、利用者の要望はどうなっているでしょうか、どのように把握しているか、内容をお聞かせください。

○星土木部公園みどり課長　利用者からの意見や要望、苦情などの受付状況ですけれども、体育館のスタッフに直接伝える場合や、体育館に設置している利用者アンケートに記入して提出いただくほか、本市の未来創造ポストやホームページなどを通して意見や要望などが届いております。

内容としましては、多岐にわたっていますが、施設に関する要望として、クーラーや扇風機を設置してほしいという要望のほか、Ｗｉ－Ｆｉを設置してほしいなどの要望があります。また、利用状況に関することとしまして、楽しく利用することができたという好意的な意見をいただいている一方、団体で来てコートを占領し、ほかの人になかなか譲らない人がいるといった苦情や、異なる種目でコートを半面ずつ分割して利用する際、混雑具合に偏りがあるので改善すべきといった意見、トレーニング機器を使用していないのに、スマートフォンを見て長時間座っている人がいるなどの苦情が届いております。

○金谷委員　いろいろな使い方をされておりますので、今お示しいただいたような苦情もあるのだなということはよく分かります。

しかし、管理運営側からそこをどこまで申し上げるのか、なかなか難しいかなと思いますけれども、施設の整備については、やはり、要望をしっかり聞いていく必要があると思いますが、今お示しいただきました、施設利用者のクーラーの設置要望があるという答弁がありました。

この要望に対してどのように考えているのか、お聞かせください。

○富岡土木部長　忠和体育館へのエアコンの設置についてでございますけれども、今年の夏も、昨年と同様に、全国各地で４０度を超える、そういった猛暑となりまして、７月には道内各地に熱中症警戒アラートが発令されるなど、本市も記録的な猛暑に見舞われておりまして、利用者や体育館

に勤務する職員の健康にも関わるということでありますので、喫緊に対応を要する課題の一つであると認識をしております。

現在、忠和体育館で使用している照明ランプが数年以内に生産中止になる、そういった可能性が高いということで、照明のＬＥＤ化、これを優先して進めておりまして、エアコンの整備は今後の課題となりますけれども、当該施設は規模が大きくて多額の費用が必要となるということでございますので、施設の利用状況、またその整備方法、どういった整備方法がいいのかということも含めて、有利な財源なども調査するなど、整備に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

○金谷委員　体育館の照明がなくなってしまうと困りますよね。今現在はＬＥＤ化を優先して直しているということですが、今後について、エアコンも検討していきたいという御答弁をいただきましたので、使用者の要望として、ほかの市有施設も、様々、要望がある中なので、なかなかその優先順位があると思いますけれども、ぜひ御検討を願いたいと思います。

これで、土木部は終了いたします。

さて、次の項目です。

予備費の充用について、１０款６項１目保健体育総務費、この予備費は何に使いましたか、お聞かせください。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長　予備費の充用先でございますが、北口榛花選手凱旋パレード実行委員会へ負担金を支出する目的といたしまして、スポーツ大会等誘致推進費に充用したところでございます。

○金谷委員　これは北口さんのパレードに使ったということなんですけれども、この決算内容についてお聞かせください。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長　パレードの決算でございますが、総事業費が１千９３６万３０２円で、まず、歳入の内訳といたしましては、旭川市からの負担金が１千３３６万３千１３０円、協賛金が２５０万５千円、募金が４９万３３７円、北海道からの補助金が３００万円、利息収入が１千８３５円となってございます。

次に、歳出の内訳でございますが、委託料が１千８４３万７千３２５円、消耗印刷費が５７万８千１４７円、報償費が１９万９千円、租税公課等で１４万５千８３０円となったところでございます。

○金谷委員　お示しいただいた事業、費用については、たしか、パレードをやるということをおっしゃった折、クラウドファンディングでこれを賄うのだというふうに市民は聞いていたと思うんですよね。

それでは、今お示しいただきました中でのクラウドファンディングでの目標額、それに対して、実績について改めてお聞かせください。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長　クラウドファンディングの目標額と実績でございます。

財源の確保とパレードのＰＲを目的に、ふるさとチョイスガバメントクラウドファンディングとＪＡＬふるさとクラウドファンディングの各サイトで募集した結果、目標額１千万円に対し、３８４件、５５９万２４円の御支援をいただき、返礼品等の必要経費を除いた３０７万４千５１４円を負担金の特定財源としたところでございます。

○金谷委員　３００万円くらいがクラウドファンディングで、実質、使えたのだという答弁です。

それでは、目標を下回ったのはなぜか、理由をお聞かせください。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長　北口選手のメダル獲得からパレードの開催までの期間が短く、結果として、クラウドファンディングについても募集期間が令和６年９月１０日から１０月１２日の３３日間と短期間であったことが、目標を達成できなかった理由の一つと考えてございます。

○金谷委員　短期間だったということが理由だというふうに今お聞きをいたしました。

そもそもが１千万円を目標で始めた事業だとして、これが、実際には今お聞きしたような１千９００万円にも上る事業費となったんですよね。これの内訳について、まずお聞かせください。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長　事業費のうち、最も多額だったのは委託料の１千８４３万７千３２５円でありますが、その主な積算の内訳について申し上げますと、雑踏警備員をはじめとする警備業務人件費などで約４５３万円、パレード動線と観客を分離するフェンスの設置等に係る費用で約４１９万円、その他運営スタッフの人件費などで約１００万円となってございます。

積算では、警備に係る経費に多くが占められておりますが、パレードの実施に当たっては、安全に行うために必要な人員や設備について警察と事前協議を重ねてきたところでございまして、その結果、これらの経費が必要になったところでございます。

○金谷委員　１千９００万円にも上る事業費となった。１千万円を目標にお金を集めるのは３００万円にとどまった。

さて、そのパレードですけれども、時間は僅か３０分とお聞きをしております。それでは、この３０分、僅か３０分に１千９００万円をかけたということなんですね。

いきなりこういった形で予備費を使っていくということはどうなんだろうというふうに思うのですが、これからもスポーツでは考えられるのかなあというところで、この部分について、同じようにまたこれからも予備費を使っていくということなのか、考え方があるのか、お聞かせください。

○菅原観光スポーツ部長　今後の予備費を使ったスポーツ選手等のパレード等の実施でありますが、現時点において明確な基準はお示しすることはできませんが、パリオリンピックで北口選手が成し遂げた偉業と同等であり、本市のみならず、日本全国にとっても喜ばしいものと多くの方が認めるようなものであれば、今後も予備費を使った開催を検討する場合があると考えております。

このたびのパレードの実施に当たりましては、予備費総額５千万円のうち、８００万円を充用させていただいたところでありますが、委員の御指摘のとおり、予備費も限りがございますし、あらかじめ予算案として議会にお示しすることが、手続上、最も適切な方法と考えますが、実施の有無が不確定であるという事業の性質上、充用額は、担当部局と協議の上とはなりますが、予備費による執行が一定程度必要と考えております。

○金谷委員　予備費なので予算が初めにあったわけではないので、そうなりますと、かかったらかかっただけでいいやではないんですけれども、予定よりもどんどん多くかかっていくことが想像されるというふうに思うんですね。

今回も、クラウドファンディングが目標額を下回った、その理由については期間が短過ぎたっていうことなんですけれども、そういったところも含めて、この企画そのものに未熟さがあったので

はないかというふうに考えるわけです。

このクラウドファンディングの期間については、しっかり目標額が上がるように設定をし、やっていくとしたら、予備費は半減できたと思うんですけれども、ただ、本当に期間が短かったのが理由なのかどうか、私はちょっと疑問を持っているんですね。そういうことではなかったのではないかと思っておりますが、これらについて見解をお聞かせいただきたいと思います。

○菅原観光スポーツ部長　北口選手がパリオリンピックで金メダルを獲得したのが８月１１日の深夜で、パレードの開催日は１０月１３日であり、準備期間はおよそ２か月と、タイトなスケジュールで開催にこぎ着けたところであります。

委員の御指摘のとおり、十分な準備期間を確保できればクラウドファンディングの周知期間も長く取れましたので、一般財源からの支出はある程度抑えられた可能性はございます。しかしながら、これまで御答弁させていただいたパレード開催の目的を達成し、最大限の効果を得るためには、できるだけ早く開催することが重要であると考えたところであります。

また、クラウドファンディングでの目標額は、結果として未達とはなりましたが、パレードの事業趣旨を御理解いただき、多くの企業から協賛をいただくなど、財源の確保についても短い期間の中で可能な限り取り組んだものと認識しておりますので、御理解をいただきたいというふうに存じます。

○金谷委員　今の御答弁もお聞きした上で、決算の判断としたいと思います。

それでは、この項目は終わりますので、観光スポーツ部の関係は以上になります。

続きまして、８款１項３目建築指導費、空家等総合対策費についてお聞きいたします。

事業概要、内容についてお聞かせください。

○酒井建築部建築指導課長　令和６年度空家等総合対策費につきましては、不良空き家住宅の除却に要する費用の一部を補助したほか、所有者不在の空き家等に対する財産清算人の選任申立て、倒壊等の危険性がある空き家等の解体に伴う緊急安全措置、空家等対策協議会を開催したことなどにより、予算現額４０１万２千円に対し、決算額は３２６万９千６８８円となっております。

○金谷委員　空家等対策計画、これを自治体はつくるということだったと思います。策定状況についてお聞かせください。

○酒井建築部建築指導課長　空家等対策の推進に関する特別措置法の施行を受け、平成２９年３月に旭川市空家等対策計画を策定したところであり、現計画は令和４年に改定したものとなってございます。

○金谷委員　空家特措法の中で定められている住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項、この部分ですね、非常に大事だと思っております。定めることとなっていますが、市の計画ではどのように記載されていますか、また、条例において位置づけはどうなっているのか、お聞かせください。

○酒井建築部建築指導課長　市民や町内会等からは、周辺に悪影響を及ぼしている空き家に関する相談を数多くいただいております。こうした空き家につきましては、まず、所有者に対し、空家特措法に基づく助言や指導を行い、改善が見られない場合は勧告、命令等の措置を講じるといったことを計画に記載しているほか、所有者が存在しない、または所有者が不明の場合には、相続財産管理人、これは、現制度では相続財産清算人となりますが、こうした人の申立てといった法的な手続

を進めることや、除却費用の一部補助によって所有者による除却を促す取組などを計画に記載しております。

一方、条例においては、空き家の所有者等から相談が寄せられた場合には情報提供など必要な支援を行う旨を規定しておりますが、町内会や付近住民等から相談が寄せられた場合の規定は、特段、位置づけはございません。

○金谷委員　特段、法では規定されていない。市民からの相談というのは、やっぱり、空き家のごみ問題というところも大きいと。もちろん、老朽化で危ない、危険だというところは、今、市としても対応をし始めているところということは分かりますが、このごみなどに関する相談、どのくらい寄せられているのか、５年間の推移をお聞かせください。

○酒井建築部建築指導課長　ごみ単独での相談件数は集計しておりませんので、ごみや臭いなど衛生に係る相談件数としてお答えしますと、令和２年度は２４件、令和３年度は１９件、令和４年度は７件、令和５年度は１１件、令和６年度は１６件となってございます。

○金谷委員　お示しいただきました昨年の問合せの中に、私も受けたものがございました。敷地内にごみが放置されて、町内で、隣地の方を含めて、皆、非常に困っているという豊岡の空き家の件です。

市の対応状況をお聞かせください。

○酒井建築部建築指導課長　当該空き家につきましては、令和４年の２月及び４月に町内会から相談を受け、現地確認と所有者調査を行い、是正を要請してまいりました。その後、令和６年１０月に所有者が変更され、札幌に居住しているという事実を市でも把握したところですが、積雪期を迎え、雪がある状況では所有者において物品の放置状況を確認することが難しいであろうことや、市においても是正されたかどうかの確認が難しいことから、雪解け後に指導を行うこととしたところです。

今年３月には、同じ所有者が市内に所有する別の空き家で落雪事案が発生したことから、適正管理を要請したところ、その所有者から応答があり、本件についても併せて管理を要請したところでございます。

現場では、物品の増減が見られ、作業の痕跡が確認されておりますが、根本的な解決には至っていない状況でございます。

○金谷委員　この場合、解決策がないのか、市はこうした空き家に対してどう対応するのか、お聞かせください。

○酒井建築部建築指導課長　空家特措法や条例による措置は、危険性の高い空き家に対するもので、物品の放置に対する適用というのは想定しておりません。根本的な解決方法といったものはないため、所有者等に助言や指導を繰り返し行うこととなります。

○金谷委員　この空き家に限らず、本来、所有者が適切な管理をしなければいけないわけですが、それを怠っているケースですよね。周辺に悪影響を与え続けるということになります。

市としてどのように対応していくのか、お聞かせください。

○酒井建築部建築指導課長　空家特措法では、空き家等の所有者に対し、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切な管理に努めるよう規定しており、一義的には、空き家等の所有者等が自らの責任により適切に空き家等を維持管理していただく必要があります。

市としましては、所有者に対して空き家の適切な維持管理について助言や指導を粘り強く行い、所有者による自発的な措置を促すことで、周辺に悪影響を与えるような空き家の減少に向けて取り組んでまいります。

○金谷委員　このままでは、いつまでもこのごみは放置されたままっていうことなんですよね。今の御答弁では、市は、指導を粘り強く行い、自発的に所有者がきれいにしてくれることを指導していくっていうことなんですけども、現実問題、私にこの件が情報としてもたらされたのは昨年ですよね。ただ、その２年前からもう市に相談があったということでありました。

所有者は把握しているんですね、市はね。こういったケース、町内では非常に困っております。そのままの状態に置いておくというのは非常に厳しいわけなんですね。こういったときに何かできることはないのかなっていうことを考えているところなんですけれども、例えば、町内会や市民ボランティアが、自発的に、その周りを、燃やせるごみと燃やせないごみに分けて、ごみ袋に入れてごみに出していくみたいなことできれいにしていくということは、これはできないことでもないんですよね、実はね。

ただ、所有者のほうは、特に、ここの内容につきましては、所有者が札幌ということなので、しょっちゅうこちらにいらしているわけでもありませんし、全く、自分が住んでいる家でもありませんよね。そうすると、無関心にならざるを得ないっていうのも理解できますし、もともとごみがあったのが問題なんですけれども、それが理由でほかの誰だか分からない人がまたごみを置いていくという状況も見受けられるとしたら、所有者もそれを自分が有料で片づける気にもなれないっていうのも、一部、理解はできるんですよね。

そういうような中で、何とか、所有者を知っているわけですので、市が間に入って地域との間を取り持つ、そして、これを解決に向かわせるということはできないことではないのではないか、そのように考えますが、市の見解をお聞かせください。

○岡田建築部長　今回の豊岡のような案件につきまして、町内会などが地域の美化の活動の一環として清掃あるいはごみ処分を行うということにつきましては、所有者の同意がある場合につきましては差し支えないと考えております。

また、市として間に入って対応してもらえないかということにつきましては、助言、指導の過程で町内会の意向をまず所有者にお伝えすると。所有者のほうも、ちょっと話を聞いてみたいという姿勢がございましたら、お互い、連絡を取り合って協議をしていただくような、連絡先の交換ですとか、そういったことで地域と所有者との間の円滑な協議などにつなげられるような役割は担っていけるものと考えております。

○金谷委員　お願いします。本当に困っておりますので、何とか解決できるように、できるところはやっていただきたいと思います。

それでは、建築指導課はおしまいになります。

それで、委員長、あと２０分に来ているんですけど、最後の項目、ちょっと長くて、２６回ぐらいやり取りがあるんですよね。委員長にお任せします。

○高橋ひでとし委員長　じゃ、今の時点で休憩に入りたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩　午後２時４４分

再開　午後３時１５分

○高橋ひでとし委員長　再開いたします。

御質疑願います。

○金谷委員　それでは、私、後半最後の項目、農業センターについて伺っていきたいと思います。

すみません、委員長、２６回、間違っていました。ちょっと計算が違って、１８回です。ごめんなさい。ですので、もうちょっと短くなると思います。

それでは、６款１項４目の農業センター管理費について伺ってまいります。

農業センター、いわゆる、私たちは花菜里ランドと申し上げておりますが、ここで行っている試験研究について伺いたいと思います。

取組内容、概要について、まず、お示しください。

○細矢農業センター所長　農業センターでは、主に園芸作物を対象としまして、地域の基幹品種を選定するための品種比較試験や、気候変動に対応した新たな作物の導入、資材に関する試験など、市内の生産現場のニーズに即した試験を行い、その結果を普及しております。

令和６年度は、サヤインゲンなどの品種比較試験やブロッコリーの栽培法試験など、１３課題の試験を行いました。試験結果については、旭川青果物生産出荷協議会会員などへの試験成績書概要版の配付、ホームページでの公開、栽培研修会における紹介、栽培マニュアルの配付、試験成績発表会の開催などを通じて普及しております。

○金谷委員　今お示しいただきました１３課題について試験研究を令和６年度は行ったということですが、では、この試験課題に対して何を試験研究するのか、それについてのニーズをどのように把握し、課題を決めているのか、伺います。

○細矢農業センター所長　野菜や花卉の生産者が組織する旭川青果物生産出荷協議会には品目別の部会が組織されていますが、基幹品種とは、旭川の気候条件における栽培の安定性、収量性や品質が優れた品種を部会として選定し、栽培に取り組むことにより、安定的な生産供給を図るものであります。

農業センターでは、各部会のニーズに基づきまして、種苗メーカーが販売する数多くの品種の中から有望なものを絞り込んで品種比較試験を行い、その結果は部会の基幹品種選定の資料として活用されています。品種比較試験を含め、試験課題の決定に当たっては、出荷協議会や農協などの関係機関及び個々の生産者からの聞き取りを基に、ニーズを把握し、試験を行う必要性や内容について検討した後、上川農業改良普及センターなどとの協議を経て決定しております。

○金谷委員　主に協議会や農協というところの団体さんのニーズが中心かなというふうにお聞きをいたします。

それでは、個人の農家さん、そういったところに対しての考えがあればお聞かせください。

○細矢農業センター所長　農業センターが試験課題としている園芸作物の生産者のほとんどが、旭川青果物生産出荷協議会のいずれかの品目部会に所属されていることから、それらの課題に対応することによって地域の課題解決につながるものと考えておりますが、新たな作物や栽培法の導入に関する試験など、部会が組織されていない品目についても試験を行っており、部会に所属していらっしゃらない方の個別の問合せや見学もお受けしております。

○金谷委員　対応は個人の農家さんにもできているよということで、安心をいたしました。

さて、今、非常に関心が高まっております有機栽培、また、新しい栽培として自然栽培というものもございます。これらに関する試験はこれまで取組がないと思っておりますが、実施しないのでしょうか。

○細矢農業センター所長　本市における農業者の大部分が慣行農業を行っていることから、慣行栽培技術に関する試験が中心となっておりますが、過去には有機栽培に関する試験も実施しております。有機物の施用による土づくりや病害虫の発生を予防する技術など、有機栽培に関連する技術は慣行栽培とも共通するものが多く、持続可能な農業において重要と考えておりますことから、今後、試験の実施に当たっては、社会情勢や地域のニーズ、必要性などを検討しながら対応していきたいと考えております。

一方、自然栽培は、外部からの肥料の投入を基本とする慣行栽培や多くの有機栽培と異なっており、土壌にすむ微生物などの働きを利用して作物に必要な栄養分を自律的に供給できる土壌システムをつくり上げることによって、ほぼ無肥料で作物の栽培を可能とする技術です。近年、自然栽培の仕組みに関する研究が進み、徐々に科学的な裏づけがなされてきていますが、技術の体系化が十分に進んでいないことや、市内における試験ニーズなども考慮すると、現状では試験などを実施することは難しいと考えております。

○金谷委員　難しいということで、今のところは理解したいと思いますけど、可能性は十分あるかなと思っておりますので、続いて、お聞きいたしますが、農業担い手研修育成費、この部分についての事業、取組内容を伺いたいと思います。

○細矢農業センター所長　本事業では、次世代を担う農業者の育成、確保のため、本市で新規就農を目指す方に対する就農前研修と、就農後の経営安定化のための技術的なサポートを行い、あわせて、新たに園芸作物の栽培に取り組む農業者に対する技術研修や技術指導を行っております。

新規就農希望者に対する研修内容は、農業センターが北海道認定の研修教育機関として２年間のカリキュラムを組み、主に就農予定地域の指導農家の下で日常的な栽培管理技術を学ぶ実践研修と、農業センターが年８回程度実施する作物栽培、農業経営、農業機械、販売、流通、土づくりなどについて学ぶ専門研修を並行して行っております。新規園芸参入者については、市内だけでなく、連携中枢都市圏の協定を結ぶ８町の希望者も参加可能としており、農業センターが実施する専門研修を受講していただいております。また、本市の新規就農者に対しては、就農後の営農技術支援として継続的な訪問指導や相談対応を行い、園芸参入者に対しても必要に応じて同様の対応を行っております。

令和６年度の決算額は２０万２千８５６円となっております。

○金谷委員　るる事業としては行っていらっしゃるけれども、なかなか決算額は小さな数字だなあというところですよね。

さきの質疑でも出ておりました新規就農について、私は、この花菜里ランドでの研修について、その受入れ人数、実際の就農した人数をお聞かせください。

○細矢農業センター所長　令和元年度から北海道認定の研修教育機関として本市に新規就農を希望する方を研修生として受け入れておりますが、令和７年度までに１６名の研修生を受け入れまして、そのうち１０名の方が就農され、現在も営農されており、４名は現在研修中となっておりま

す。さらに、１名は就農後に離農され、１名は研修中止となっております。
○金谷委員　実績として、あまり多いようには見えないというところですね。そういったことについて、受け止めはどうでしょうか。
○細矢農業センター所長　本市の新規就農者受入れの一般的な流れについてですが、農政課が最初の相談窓口として就農相談を受け、その後、複数回の相談によって希望する作目や資金など、就農の実現性に関する聞き取りを行います。次に、聞き取り内容に該当する農協に相談し、希望によっては農業者の下で農作業体験を行い、地域側も就農希望者の適性などを確認し、就農予定地を確保できるかなども考慮した上で、受入れ可能か検討しております。その後、地域の農協や農業委員などで構成するマッチング会議で御意見をいただき、就農の実現性が高いと判断された後に、指導農家を確保し、指導農家、農協、地域の農業委員、農業改良普及センターと旭川市によってサポート体制を整え、合意形成を経て研修開始を決定いたします。
　このように、就農実現性を重視した受入れ体制となっておりますことから、就農前研修生は平均して毎年２名程度の受入れとなっております。一方で、少人数での研修でありますことから、営農に必要な技術や知識を習得しやすい環境となっており、就農後も職員が継続的に訪問し、営農技術面でのサポートをしております。
　現在のところ、研修を受けた方が着実に就農され、その後の離農が少ないことについては、就農地域や関係機関の御支援に加えて、本事業の取組も貢献しているものと受け止めております。
○金谷委員　なかなかハードルも高いのだなというふうにお聞きいたしました。
　私も、１人、道内の農家の方を、旭川で新規就農に入りたいということで、つないでほしいということで御紹介させていただきました。何とか着実な就農実績につなげていただきたいと思います。
　次に、土づくり対策支援費、このことについて伺いたいと思いますが、事業についてお聞かせください。
○細矢農業センター所長　土づくり対策支援費は、環境負荷の低減や生産性の維持及び健全な土づくりを推進するため、土壌分析診断を行うとともに、土づくりに関する巡回指導や相談対応、情報発信を行うものです。
　令和６年度は、主に農業者の圃場を中心とした土壌分析診断１千５４６点、土づくりに関する技術指導や相談対応を行うための圃場巡回を５２回、土づくりに関する技術情報を広く農業者に発信するニュースレターを４回発行いたしました。
　決算額は、６６４万７千６７３円となっております。
○金谷委員　かなりの数ということでお聞きいたしました。１千５００点を超える土壌を分析したということですよね。
　具体的内容、また、使用する機器はどのように使われているのか、御説明をお願いいたします。
○細矢農業センター所長　土壌分析診断は、作物の生育に必要な窒素、リン酸、カリなどの肥料成分が土の中にどの程度含まれているのかを分析し、その結果を基に、作物別の施肥の基準に照らし合わせて新たに投入する肥料の量や種類を診断するものです。
　農業センターでは、生産者が肥料の設計をする上で必要とするほぼ全ての肥料成分を分析する総合分析と、主に家庭菜園向けの必要最低限の項目のみ分析する一般分析を実施しております。総合

分析では、土壌の性質や肥料成分に関する１７項目の分析を行いますが、水田は１０項目、野菜は１１項目などのように、作目別にそれぞれ必要な項目を組み合わせて分析を行っております。分析項目に応じて、原子吸光光度計、オートアナライザー、分光光度計などの分析機器を使い分けております。

○金谷委員　私も、先日、花菜里ランドに伺って調査させていただき、その機械なども実際に見せていただきました。

市民も、当然、農業者もですが、市民もこれはやっていただけるということで、そんなに多くの土の量でなくても、持ち込めばやっていただけるということもお聞きしたところですが、事業効果、また、課題があれば伺いたいと思います。

○細矢農業センター所長　生産者が土壌分析を行う頻度は作物や営農の状況によって異なっていますが、土壌分析に基づいて過不足のない肥料を使うことによって、生産性の維持と肥料コストの抑制、環境負荷を抑えた持続的な農業の実現にもつながることから、今後も本事業の取組を通じて土壌分析の利用促進に努めていくことが重要であると考えております。

また、この事業では、作物の生育不良の原因を特定するため、生産者の圃場を垂直に掘り下げてその断面を調べる土壌断面調査を行っていますが、地下に硬い層があって排水や根の伸長を妨げていたり肥料成分が偏って分布しているなどの事例が、就農して間もない方やベテランの方にかかわらず見受けられることから、土壌の物理性改善などの土づくりに関する幅広い提案をしていくことが必要と考えております。

○金谷委員　もう初めて聞くようなお話で、非常に興味深い、本当に詳細な支援というか、助言というか、そういったところにつながっているのがよく分かりました。ぜひ、これは利用を続けていただきたいと思います。

次に、クリーン農業技術試験研究費、これについて、どのような事業であるのか、お示しください。

○細矢農業センター所長　クリーン農産物の生産を推進するために、旭川地域で生産される野菜を対象とした残留農薬分析による栽培防除体系の検証を行い、農薬の適正な使用について、農業者への普及啓発を図ることが主な内容となっております。

令和６年度は、３１検体の分析を行い、検証や調査を進めるとともに、農薬の適正な使用に関する啓発活動として、各種研修会における講義や農薬の登録状況に関する資料の作成、農協などを通じた配付を行っており、決算額は９４万８千５７９円となっております。

○金谷委員　この部分、分析について、具体的にどのような機器を使用して行われるのか、御説明ください。

○細矢農業センター所長　栽培防除体系とは、旭川地域で生産される主な野菜の種類ごとに整備され、地域で発生する病害虫に使用できる農薬の種類や使用回数などが記載されており、農業者が参考としているものです。

本事業では、主にこの栽培防除体系の検証と農業者に対する普及啓発を目的とし、部会が組織されている品目や直売所における主要な品目について、営農現場で使用頻度の高い農薬成分を中心とした残留農薬分析を行っております。分析に当たっては、検体から農薬成分を抽出する前処理までを農業センターで行い、その抽出液を、後日、保健所に配置されている高速液体クロマトグラフ質

量分析装置及びガスクロマトグラフ質量分析装置を用いて分析しております。

○金谷委員　保健所に最終的な部分を、分析を任せるというところが分かりました。

分析の検体数がやや少ないように見えます。クリーン農業は進んでいるのでしょうか、どの程度の効果があるのでしょうか、お聞かせください。

○細矢農業センター所長　本事業では、計画的かつ継続的な分析調査を行っており、その結果を栽培防除体系の検証や日常の農薬使用に関する注意などの周知啓発に広く役立てることによって、本市におけるクリーン農業推進の取組の中で農薬残留事故の抑止に対する一定の効果があるものと認識しております。

○金谷委員　一定の効果はあるということですね。

旭川の農作物、特に野菜などはＹＥＳ！ｃｌｅａｎに登録がかなり割合として多いということで、本当に誇りにしてよいという農政だと思っているんですけれども、そういった中で、農薬の分析についてもう少し利用が進むことが本来望ましいのかなと思いますけれども、それは指摘して、次に進みたいと思います。

農業センター管理費ですが、特に、今までは農作物や農業者に対してのいろいろな試験分析などをお聞きしましたけれども、都市と農村の交流、こういった活動の事業もあるということです。どのような取組なのか、お聞かせください。

○細矢農業センター所長　都市と農村の交流に関する事業では、市民に農業への関心や地域の農産物に対する理解を深めていただくことを目的とした事業を行っており、令和６年度は、野菜の栽培方法などをテーマとした家庭菜園講習会を４講座５回、アイスクリームや豆腐の農産加工体験を４回、また、近年、市内で生産が盛んになっているサツマイモについて深く学ぶ試食つきの講習会を１回開催し、それぞれ参加した方に好評をいただいております。このほか、市民体験農園の運営やホール、農産加工室などの貸出し、花壇や池などのある公園エリアの開放を行っております。

○金谷委員　様々な取組もあると。多く、よく聞くのが、トマトジュースを作りに花菜里ランドに行くとか、そういったことも、いろいろ市民の中でお話が出ているところです。

それでは、市民体験農園について、今お話が出ました。貸出し状況、応募の状況についてお聞かせください。

○細矢農業センター所長　市民体験農園は、野菜などの栽培体験を通じて農業への関心や理解を深めていただくことを目的として、毎年、利用者を募集し、５月１日から１０月３１日までの期間に有料で貸し出しております。

体験農園には、慣行栽培で野菜を育てる１６平米の一般区画、９６区画と、有機農業や有機農産物に対する理解増進を目的として、令和５年度からの３年間、試験的に設置している３２平米の有機栽培体験区画が５区画あり、それぞれ抽せんによって利用者を決定しております。開園期間中は、農業技術指導員による相談対応や体験農園ニュースなどの発行により、野菜づくりを楽しんでいただけるようサポートしております。

一般区画の応募倍率は、令和２年度から６年度までの５年間の平均で１．４６倍、有機栽培体験区画は、最大３年間利用できることとしており、応募倍率は３．６倍でありました。

○金谷委員　この市民体験農園、私も、以前、使わせていただきました。子どもが小さいときにジャガイモを作らせていただきまして、非常に豊作だったということで記憶しております。

今お示しいただいたように、普通のほうの農園は１．４倍なんですよね。だけれども、有機のほうは３．６倍と。区画の数も違いますので、何とも、ニーズがどうかというのは難しいところですが、使いたくてもなかなか使えない、当せんしないと申しますか、そういったところがあるんだなということですね。

有機栽培体験区画、これのニーズや利用の状況、利用者の反応など、お聞かせください。

○細矢農業センター所長　有機栽培体験区画では、化学肥料や化学合成農薬を使わないことを条件として、有機肥料などを使った継続的な土づくりを体験していただくため、１区画の面積を一般区画の２倍の３２平米として最大３年間使用できるようにしております。５区画に対して１８名の応募があり、一定のニーズがあるものと感じております。利用状況は、４区画については３年目まで継続されていますが、１年目で中止された１区画については、再募集により、２年目以降、別の方が使用されております。

利用者に対しては、栽培計画などについての個別相談や肥料の選び方などについて助言を行い、やむを得ず病害虫の防除が必要になった場合は、有機ＪＡＳで使用が認められている農薬の中からホームセンターで入手しやすいものを紹介しております。

利用者からは、最初は難しい部分もあったが、結果的に生育がよかったですとか、有機農産物を購入する機会が増えたなどの感想をいただいております。

○金谷委員　先ほどは自然栽培に関する試験の取組はない、技術的に今のところは難しいだろうという答弁だったんですが、それでは、こういった市民体験農園の中の区画に、例えば、自然農法などの栽培をしてみたいと言う方がいらっしゃった場合に、それはできるようになっているのか、可能なのか、見解をお聞かせください。

○細矢農業センター所長　来年度以降の有機栽培体験区画の実施については、体験農園利用者へのアンケートなどを基に検討しますが、取組の効果として、自ら有機栽培を体験することによって、環境に優しい農産物に対する消費者としての見方が変わり、生活に取り入れようとする行動につながることなどを期待しており、市内産の有機農産物はまだ少ない状況ですが、長期的に見ると、このような効果によって本市における有機農業の振興にも寄与するものであると考えております。

自然農法や不耕起栽培につきましては、今後、農業センターとして情報を収集しながら、利用者が希望される場合は、隣接する区画に迷惑がかからず、体験農園の管理上、影響のない範囲において、自然栽培の考えを取り入れた栽培方法や不耕起栽培の体験をしていただくことは可能と考えております。

○金谷委員　可能ということで、非常にうれしい答弁だったと思います。ぜひ、そういったニーズがある可能性が今後出てきますので、対応をお願いしておきたいと思います。

自然農法への展望、可能性について見解をお聞きしたいと思います。

花菜里ランドの土地は非常に広くて、いろいろ試験などもできると思うんですね。見させていただきました。こういったところで、やはり、試験栽培を、ぜひ自然農法の試験栽培をしていただきたいんです。肥料も要らない、農薬も要らないっていう農法なんですよね。

この成功例をつくっていくことができるのではないか、それを行政としてやっていただきたいとは思いますが、今後、考え方があればお聞かせください。

○林農政部長　農業センターについて、かなり幅広いところから御質疑をいただきました。

農業センターは、御承知のことかと思いますけれども、園芸作物の試験研究、あるいは、土壌、今も質疑にありましたけれども、土壌診断分析ですか、それから新規就農者への研修、こういったことが主な取組になっていますけれども、そこに、今回、有機栽培あるいは自然栽培という横串で全部をつなぎ合わせて御質問いただいたような、そんな受け止め方をしております。

自然栽培については、質疑の中でもお答えさせていただいていますけれども、やはり、その効果、メリットについては十分承知をしております。ですので、いわゆる環境との調和ですとか持続可能性を考えたときには、有機農業のさらに取組を進めた形なのだろうというふうには承知しております。

しかしながら、実際に進めていくとなれば、かなりの時間をかけたりだとか、いろんな工夫をしながら、あるいは、技術的な問題もあるかと思いますけれども、そういったノウハウがしっかりしていないとなかなか難しいということ、それから、一定の基準に基づいて評価をするだとか、いわゆる認証制度だとか、そういったことがまだあるわけではなくて、人によって受け止め方が様々だと思うのですね。ですので、こういったことから、一般化をしているだとか、普及性が高いだとか、そういう状態には残念ながらまだなっていないということから、直ちに具体的に取り組むということは、正直、難しいところもあるとは思っております。

ただ、農業センターについては、私どもの中でもいろいろ話していますけれども、公立の試験研究機関という側面があります。これ、公立で持っている、市立で持っているというのはすごく強みであって、現に、年度末に試験成績の発表会というのを毎年やっていますけれども、かなり多くの関係者の方々、ＪＡですとかホクレンをはじめ、青果物出荷組合連合会だとか、種苗メーカーの方々も集まって、結構大がかりに発表会をやって、すごく関心があるのと、市に対する期待が分かる、そういった場面も実際にあります。

ですので、有機あるいは自然栽培ということだけではなくて、農業センターが、今は試験研究にかなり特化した施設ですけれども、質問の中にもありました市民向け体験農園だとか、そういうことも含めて、もう少し拠点機能を発揮できるような、そんな在り方についてもいろいろと検討しながら、その中で、自然栽培ですとか、そういったものについても時期を見ながら適切な見極めをした上で対応してまいりたい、そういうふうに考えております。

○金谷委員　お伝えしておきたいのは、私も、自然農法の講演会というのかな、そういうのに参加させていただいたんですけれどもね、今年。本当に広い会場がいっぱいだったんですよね。そして、その講師の方は、御自身が自然農法をやっていらっしゃって、その状況を、作物、取れた農作物の状況も写真でよく具体的に見せていただいておりました。

心配しているような、肥料を使わないから収量が少ないのではないかというような心配を普通はすると思うんですけれども、実際にやってみて、一般的な農業よりもっと多く取れるというところを見せていただいたんですよね。そうなると、軌道に乗ってくれば、本当に肥料も農薬も要らないっていうことになりますと、本当、お金がかからないっていうところもあって、可能性は大きいんじゃないかと非常に思いました。

会場からは様々な質問が出ていまして、丁寧に講師の方はお答えになっていらっしゃいましたけれども、そういった具体例もございますので、そして、あれだけの方が関心を持って詰めかけているということになりますと、もしかしたら反応は大きいかもしれない。ぜひ、花菜里ランドを使っ

て、自然のそういった作物もできるというのを見せていただきたいというふうに思いますので、期待をいたしまして、今日は、本当に農業センターさんのたくさんの事業、よく分かりました。これからもぜひお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○高橋ひでとし委員長　理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩　午後３時４８分

再開　午後３時５１分

○高橋ひでとし委員長　再開いたします。

御質疑願います。

○皆川委員　公明党、皆川です。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は、後半は２つの事業についてお聞きをしていきます。

初めに、経済部のほうに聞いていきますね。

まず初めに、本年の第１回臨時会において補正予算で実施されました、７款１項１目の貨物自動車運送事業者支援金について伺っていきたいと思います。

近年、燃料費のまた高騰だったり、物価上昇という、そういう影響によりまして、車両価格であったり、またタイヤなど、車両資材の価格について高騰が続いて、物流を支えるトラック運送事業者の経営というのは一段と厳しさを増しているところであります。

そこで、こうした状況下で実施された本事業について、まずは、事業概要、そして決算額、あわせて、財源についてお示しをいただきたいと思います。

○小松経済部経済交流課主幹　事業概要でございますが、市内に本店または営業所を有する中小企業者及び個人事業主で、貨物自動車運送事業法に定める一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業を営業しており、今後も事業を継続する意思のある事業者に対して、一般貨物自動車及び特定貨物自動車は１台につき２万円、貨物軽自動車は１台につき１万円、１事業者当たり１００万円を上限として支援金を給付したもので、令和６年度の決算額は４千６６７万１４０円となっており、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施いたしました。

なお、本事業は、より多くの事業者に申請していただけるよう、申請期間を令和７年２月３日から令和７年４月３０日までの３か月間確保したことから、令和６年度決算の対象は３月中に申請手続が完了した分となっており、４月以降に完了したものにつきましては令和７年度予算からの執行となってございます。

これに伴う令和７年度への繰越額は３千６８９万７千８６０円となります。

○皆川委員　今回の事業というのは、地域の物流を支える貨物自動車運送事業者の経営支援を目的として実施されたというふうに承知はしておりますけども、数ある業種の中からなぜ貨物自動車運送事業者を対象として支援金事業を実施するに至ったのか、改めて、背景と経緯について伺いたいと思います。

○小松経済部経済交流課主幹　本事業は、燃料と物価高騰の影響を大きく受けています貨物自動車運送事業者の事業継続を支援することにより、本市の経済を支えている物流体制の維持を図ること

を目的として、公益社団法人北海道トラック協会及び一般社団法人旭川地区トラック協会からの要望も踏まえまして、支援内容を検討し、実施したものでございます。

○皆川委員　トラック協会とか、そういう業界団体からの要望も踏まえて、支援内容を検討されて実施したということでありました。

続いて、支援金の対象となる車種及びそれぞれの想定台数について、どのような根拠から設定したのか、伺いたいと思います。

○小松経済部経済交流課主幹　対象となる車種につきましては、トラックやバンのほか、ダンプ、ミキサー車、トレーラーの牽引車となり、想定台数につきましては、旭川運輸支局及び軽自動車検査協会旭川事務所に確認を行いまして、一般貨物自動車は３千６００台、特定貨物自動車は１０台、貨物軽自動車は９００台の合計４千５１０台としたところでございます。

○皆川委員　本事業は、受付期間が年度をまたいだ形ということで、そういう取扱いとなっているということで、令和６年度給付分と令和７年度の給付分に分けたそれぞれの事業者数、また、給付台数の実績についてお示しいただきたいと思います。

○小松経済部経済交流課主幹　給付実績でございますが、令和７年第１回臨時会で補正予算の議決をいただいた後、令和７年２月３日から４月３０日まで受付を行いまして、令和６年度分は２５１事業者で２千３７４台、令和７年度分は２３３事業者で１千２４７台となり、総数で４８４事業者、３千６２１台に対して給付をいたしました。

○皆川委員　こういった支援の到達度を検証するためには、想定台数に対する実績の割合というのを確認することが重要かなと思っております。

そこで、一般貨物自動車、特定貨物自動車、そして貨物軽自動車、それぞれの総給付台数はどの程度となったのでしょうか、また、想定台数から見てどれくらいの給付割合となったのか、お示しいただきたいと思います。

○小松経済部経済交流課主幹　総給付台数でございますが、一般貨物自動車と特定貨物自動車を合わせて３千１１９台、貨物軽自動車は５０２台となっておりまして、想定台数における給付割合は、一般貨物自動車と特定貨物自動車を合わせて８６．４％、貨物軽自動車は５５．８％となってございます。

○皆川委員　ただいま御答弁いただきました。提出資料もいただきました。それを見ますと、貨物軽自動車の給付割合が５５．８％と、想定台数が９００台となっているんですね。それに対して大きく下回って、実際に給付されたのはかなり少ない５０２台ということになっております。

こうした個人事業者層への情報周知というのが徹底されていなかった可能性もあるんじゃないかなというふうに考えますけども、その原因をどのように分析されているのか、お聞かせください。

○小松経済部経済交流課主幹　一般貨物自動車と特定貨物自動車につきましては、一般社団法人旭川地区トラック協会が会員事業者へ周知いただけたほか、申請の取りまとめをしていただけるなど、申請漏れのないように対応していただいたために給付割合が高まったと考えてございます。一方で、協会に加盟していない事業者ですとか個人事業主に対しては、商工団体などに会員事業者への周知を依頼するほか、広報誌やフリーペーパーでの周知、また、ＳＮＳ広告なども活用いたしましたが、予算で想定したほどの申請はなかったものと考えております。

なお、想定台数につきましては、旭川陸運支局及び軽自動車検査協会旭川事務所に問い合わせて

算出した台数ではございますが、一般貨物自動車運送事業と特定貨物自動車運送事業は、国土交通大臣の許可が必要でありまして、事業年度ごとに実績報告書等の提出義務があることから実数の把握が可能となっておりますが、貨物軽自動車運送事業は、届出制であるために、旭川陸運支局及び軽自動車検査協会旭川事務所でも実際に稼働している台数の把握が困難であるということが原因ではないかとも考えております。

○皆川委員　軽のほう、そっちのほうに関しては、実際に稼働している台数の把握、なかなか困難だっていうお話でありました。

本市では、令和４年度にも燃油価格高騰の影響を受けた貨物自動車運送事業者に対して同様の支援金給付事業を実施しておりますけども、そこで、令和４年度の事業概要及び給付実績、給付割合についてお示しいただきたいと思います。

○小松経済部経済交流課主幹　令和４年度に実施しました貨物自動車運送事業者支援金ですが、対象とする事業者及び車種は今回と同様になりますけれども、支援金につきましては、一般貨物自動車及び特定貨物自動車は１台につき３万円、貨物軽自動車は１台につき２万円、１事業者当たり１５０万円を上限として支援金を給付いたしました。

給付実績は４１７事業者、３千４６７台であり、想定台数における給付割合は、一般貨物自動車と特定貨物自動車を合わせて８５．３％、貨物軽自動車は４３．２％となっております。

○皆川委員　今回の支援金は、前回の令和４年度と比較して、支援単価だったり、上限額が引き下げられております。また、給付上限を１事業者当たり１００万円と設定していますけども、特に車両を多く保有する事業者にとってみれば、なかなか、ちょっと、十分とは言えないっていう声も想定されるかなと思いますけども、この上限額の設定根拠と見直しの理由について伺いたいと思います。

○住吉経済部経済交流課長　令和４年度につきましては、コロナ禍を踏まえた燃油価格高騰に対する支援策として実施しており、自動車輸送統計月報や給油所、小売価格調査のデータ等から、コロナ禍の令和元年度から令和３年度までの平均とコロナ禍からの回復期である令和４年度の平均を試算し、１か月当たり３万円程度、経費が増額することが分かったことから、このような状況から支援金の額を決定したものでございます。

しかし、燃料油価格の急激な上昇は国の対策により抑えられたものの、その後も依然として高い状況が続き、貨物運送事業者の経営環境は引き続き厳しい状況に置かれていたため、先ほど御答弁いたしました、トラック協会から事業継続のために再び支援を求める要望書の提出を本年１月８日に受けたところです。このため、今回は燃料油価格の上昇額ではなく、同時期に北海道が実施した支援金の算出根拠や、本市が前回実施した支援金額も参考にしながら算出したものでございます。

なお、上限額につきましては、１事業者当たり５０台で算定しており、これは令和４年度と同様となっております。

○皆川委員　令和４年度同様ということで、上限額５０台で設定をされているということでありました。

御答弁いただいた中にもございましたけども、同じく、北海道においても同様の支援策が実施をされておりますけども、この道の事業概要や支援単価のほか、また、対象となる車種の違いなど、本市の支援策との違いについて具体的にお聞かせいただきたいと思います。

○住吉経済部経済交流課長　北海道が実施いたしました支援事業では、対象車両は、本市が対象としている一般貨物自動車及び特定貨物自動車に当たる営業用貨物及び被牽引車としており、支援金額は、営業用貨物が１台当たり１万４千円、被牽引車が１台当たり６千円、１事業者の上限台数は１００台となっております。

本市では、駆動装置がない、自走できない被牽引車は対象としておりませんが、支援金額は北海道よりも高い１台当たり２万円といたしました。また、本市では、北海道では対象としなかった貨物軽自動車についても対象とし、幅広い事業者の支援を行ったところでございます。

○皆川委員　貨物の軽自動車も本市としては対象にしているということで、そういった意味では、もう、事業者の皆様にとってもよかったのかなと思いますけども、結果としては、令和４年度と比べ、給付台数、給付割合ともに増加しているということでありますが、この要因をどのように分析しているのか、また、今回の事業における改善点や具体的な効果についてお聞かせをいただきたいと思います。

○住吉経済部経済交流課長　令和４年度に引き続き、一般社団法人旭川地区トラック協会などの業界団体の御協力を得られたことに加え、一度、同様の事業を実施していることで事業者に制度内容の理解を得やすかったことが挙げられます。

また、前回の実施内容を踏まえ、今回は主に３つの点について拡充いたしました。１点目は、申込期間につきまして、令和４年度は約２か月半のところ、約３か月へ延ばしたこと、２点目は、申込み方法について、令和４年度は郵送による申請のみだったものを、今回は利便性の向上と事業者の負担軽減を図るため、オンライン申請も可としたこと、３点目は、周知に当たって、本市ホームページや広報誌、フリーペーパーに加え、より多くの事業者の目に留まるようＳＮＳやウェブサイト上に広告を掲示するなど、より多くの広報媒体を活用したこと、こうしたことが複合的に合わさり、給付台数や割合が増加したものと考えております。

○皆川委員　前回と比べて、２度目ということなので制度内容の理解を得やすかったということで、申込期間を延ばしたことと広報媒体を活用したことも給付台数や割合が増加したとのことでありました。

また、利便性向上の観点からオンライン申請も導入されたと、今、お話がありましたけども、その効果を検証するためにも、申請方法別の利用件数及び申請手段別の件数と割合など、内訳についてお示しいただきたいと思います。

○住吉経済部経済交流課長　申請の方法の内訳でございますが、オンライン申請が１７０件、郵送による申請が１５３件、一般社団法人旭川地区トラック協会を経由したものが１２１件、窓口において申請を受けたものが４０件となっておりまして、オンライン申請が一番多く、全体の約３５％となっております。

○皆川委員　オンライン申請、全体の約３５％ということでありました。

やっぱり、給付金の入金というのはスピード感が非常に大事かなと思います。そこで、給付金の交付事務における申請受付から給付までの平均処理期間はどの程度だったのか、また、事務効率やスピード感、書類不備への対応状況など、課題があればお示しいただきたいと思います。

○住吉経済部経済交流課長　申請の受付から給付までの平均処理期間につきましては、書類等を受け付けた後、審査及び誤りのないよう再度の確認を行い、申請者の口座に入金されるまで平均約３

週間となっておりました。オンライン申請の導入や記載内容の簡素化等を実施し、なるべく早く給付できるよう取り組みましたが、例えば、Ａ６判サイズの電子車検証の場合、確認に必要な事項が記載されていないため、自動車検査証記載事項の写しを提出いただくこととしておりましたが、こうした書類の添付忘れや記載不備があった場合は、給付まで１か月程度かかってしまうこともございました。

○皆川委員　書類不備がもしなければ３週間ぐらい、オンラインの申請のほうでちょっと手間取って、書類の添付忘れ、また記載不備などがあれば１か月程度かかってしまうということでありました。ただ、今後はもう少しスピード感があってもいいのかなと思います。

それでは、今回の支援に対しまして、この事業を実施したことで、現場の事業者さんとか関係団体から、何か反応とか、評価とか、寄せられていたのか、もしあれば伺いたいと思います。

○住吉経済部経済交流課長　個別の事業者からの感想等はいただいておりませんが、一般社団法人旭川地区トラック協会からは、事業継続のための支援金は大変ありがたかったとの言葉をいただいたところでございます。

○皆川委員　現在も、燃料とか物価高騰の影響は続いております。今回の支援金、大変ありがたいというお話も今ありました。

運送事業者さんは、もう本当に厳しい経営環境に置かれております。物流の停滞や縮小は、もう最終的には消費者にも大きな影響を及ぼすことが懸念されます。安定的な物流体制の維持のためにも、やっぱり、本市として引き続き支援策を講じていく必要があるというふうにも考えますけども、今後の展開に対する本市の考えについてお聞きをしたいと思います。

○住吉経済部経済交流課長　物流は、地域住民の暮らしや経済活動を支える基盤であり、その持続的な確保は大変重要であると認識しております。

他方で、貨物自動車運送事業者が事業を安定的に継続するためには、燃油価格の上昇分やドライバーの労働条件改善などの経費が適切に運賃に転嫁されることや、より効率的な物流体制の構築も必要となってきます。

現在、物流の維持に関して、トラック協会や商工会議所等、関係団体と情報交換を実施しておりますが、今後につきましても、事業者の状況把握に努め、国や北海道の動きも注視してまいりたいと考えております。

○皆川委員　本市の物流を支える貨物運送事業者の皆様は、地域経済と、また市民生活の血流を担う大切な存在でありますので、引き続き、現場の声に基づいて、実効性ある支援と、また、周知、手続、またさらなる改善を要望しまして、経済部への質問はこれで終わりたいと思います。

続きまして、土木部のほうに、今度は８款２項３目の雪対策費について伺っていきたいというふうに思います。

まずは、この厳しい寒さの中で、昼夜を問わず除雪作業に当たってくださっている関係者の皆様には、本当に心から感謝を申し上げたいというふうに思っております。

本市における雪対策は、市民生活や、もう本当に経済活動を支える上で欠かすことのできない、極めて重要な事業の一つであるというふうに認識しているところであります。特に、冬期間においては、安全で快適な生活環境の確保はもちろんのこと、道路交通や物流、そして、地域経済の維持にも直結する極めて重要な分野であります。

一方で、年々、オペレーターの高齢化でありましたり人手不足が課題となる中で、効率的で持続可能な除雪体制をどのように確保していくのか、そういうことが問われているところであります。

それでは、最初に、決算額と事業概要、また、その内訳についてお示しいただきたいと思います。

○石持土木部雪対策課長　令和６年度の雪対策費の決算額は６千５３７万５千８７４円となっており、主な事業概要と内訳につきましては、除雪車両の購入費として４千１５２万５千円、除雪車両等運転免許取得費助成が１９７万９千円、除雪ＤＸの推進に要した費用が１千６９万５千円、雪堆積場の整備、拡張に要した費用が５９４万７千円、広報プロモーションの実施が３６７万４千円となっております。

○皆川委員　近年、各分野で、デジタルトランスフォーメーション、ＤＸが進む中、除雪分野においても、人手不足や業務効率化への対応としてこのＤＸの推進が大変重要になっているというふうにも感じております。

その中でも、ただいま御説明いただきました雪対策費の内訳にありましたけども、除雪ＤＸの取組のその部分について、今回は少し詳しくお聞きをしていきたいというふうに思います。

それでは、令和６年度の除雪ＤＸの取組状況についてお示しください。

○石持土木部雪対策課長　除雪ＤＸの取組について、令和６年度は、郊外路線のパトロール業務の省力化や除雪の出動判断の効率化を図るため、現地に積雪センサーやカメラを設置し、遠隔地でも気温や積雪状況などの確認ができる積雪状況監視・通報システムを構築し、西神楽地区の旭川空港のアクセス路線１か所で運用を開始しました。また、国のｉ－Ｓｎｏｗの取組の一つであり、吹雪時のカメラ映像を鮮明化してリアルタイムでモニターに表示する技術により除雪作業をサポートする、映像鮮明化装置を郊外路線で作業する除雪トラック３台に増設し、新雪除雪や吹きだまりの解消などに使用したところです。

○皆川委員　今、御答弁の中にありましたけども、積雪状況監視・通報システム、そのことについてですけども、現地の積雪や気温を遠隔で確認できるというのは非常に先進的で実用的な仕組みでありまして、大変注目すべき取組だなというふうにも感じております。

この積雪状況監視・通報システムの具体的な仕組みや機能、また運用体制など、詳細についてお示しいただきたいと思います。

○石持土木部雪対策課長　積雪状況監視・通報システムは、積雪センサー、カメラ、風向・風速センサー、降水量センサー等のＩｏＴ機器を観測地点に設置することにより、積雪深、降雪量、気温、風向、平均風速、最大風速、降水量といった気象情報と道路状況の画像を１０分間隔で自動的に測定及び撮影し、インターネットを通じてクラウド上にデータが一元化され、パソコンやスマートフォンでシステムにアクセスすることで各地点の最新情報や過去の情報を閲覧できるものです。また、１日５回の定時と、降雪量や風速などが基準値を超えたときにメールで通知する機能も備えており、出動判断等の参考にしているところです。

○皆川委員　ただいま御説明いただきましたけども、こうした新しい技術というのは、もう実際に現場で活用している除雪企業やオペレーターの方々からの意見だったり評価も、今後の事業展開においては非常に重要な視点になるのかなというふうにも考えます。現場の感覚に合っているかどうか、今後の改良にも大きく影響してくると考えます。

この積雪状況監視・通報システムや映像鮮明化装置について、除雪企業やオペレーターの方々からはどのような評価や意見が寄せられているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○石持土木部雪対策課長　積雪状況監視・通報システムを導入した地区の除雪企業への聞き取りでは、スマートフォンやパソコンでいつでも現地の積雪状況が確認できることからパトロールの省力化につながったとの御意見を伺っており、利用者アンケートでは除雪業務の効率化が期待できるとの回答が９割以上を占めたことから、省力化や効率化への効果が見込まれるところです。

映像鮮明化装置につきましては、オペレーターへのアンケートでは、車両等が接近したときの警告表示がよい、車両、標識等が見やすくなったとの評価もありましたが、従来とは変わらなかった、分からなかったとの御意見もありました。

本装置は、気象が悪化した際に特に能力を発揮するものであるため、数年間使用していただいた中で御意見を聞き、評価、検証を続けてまいりたいと考えております。

○皆川委員　映像鮮明化装置も、どんなに悪天候であっても、視認性、向上させるというものであるということです。積雪状況監視・通報システムについても、今シーズンの運用を通じて除雪現場の業務効率化・省力化に一定の成果が見られたとすれば、今後、より広い地域での展開も期待されるところであります。

一方で、市民からの除雪に関する要望というのも、年々、多様化しているのかなというふうにも感じます。

そこで、この積雪状況監視・通報システムの今後の拡大に向けてはどのように検討しているのか、伺いたいと思います。

○石持土木部雪対策課長　今シーズンは、積雪監視システムの運用を郊外全域に拡大するため、新たに１２か所追加設置し、業務全体の効率化や除雪センターの負担軽減に取り組んでまいります。

今後につきましては、利用者アンケートでは、除雪センターなど、市街地への機器設置の希望があることから、市街地へのシステム拡大について検討するほか、シーズン後に効果や課題について確認しながら検証を進め、業務の効率化につなげてまいりたいと考えております。

○皆川委員　積雪監視システム、新たに１２か所、追加設置されるということでありました。

導入したセンサー類は、気温や降水量など気象観測にも対応しているというふうにも伺っております。せっかく整備されたシステムですので、冬季、冬以外の季節でも有効活用できるのかという点も重要だと思います。

そこで、通年でのこのシステムの運用や活用方法についてお聞かせをいただきたいと思います。

○今井土木事業所主幹　設置している装置は、降雨量や風速など気象状況を計測する機能を有しております。郊外地域にバランスよく配置されることから、夏季における局所的なゲリラ豪雨や突風といった地区ごとに生じる異常気象の把握が可能となることを生かし、シーズンを通した効果的な土木施設の維持管理に向け、運用を図ってまいります。

○皆川委員　冬だけではなくて、夏の間も効果的な運用ができるということかと思います。

それでは、次に、除雪車両の購入、更新についてちょっと伺います。

今年度、新たに購入された除雪グレーダーにはどのような特徴があり、安全性やＤＸ対応の観点から新たに追加された機能などがあればお示しいただきたいと思います。

○石持土木部雪対策課長　令和６年度は除雪グレーダーを１台購入しており、バックモニターが標

準装備となっており、安全性確保に対応したものとなっておりますが、能力や規格については、これまで本市で導入してきた車両と同一のものとなっております。

○皆川委員　新たな除雪グレーダーはバックモニターが標準装備とのことで、今後、除雪車両新規導入の際には、安全性確保にはさらなる対応をお願いしたいなというふうに考えます。

本年１月に、残念ながら、除雪作業中に大変に痛ましい重大な事故も発生をしております。こういった事故を二度と起こさない、また、起こさせないという強い気持ちで、再発防止に向けて安全第一で作業を行うということは何よりも優先すべき基本で、現場の安全管理やこういった装備面の見直しが求められているところであります。

こうした事案を踏まえて、今シーズンにおける再発防止の取組、また、安全対策の強化や現場管理の改善策への取組について伺いたいと思います。

○田中土木事業所長　事故の再発防止の取組につきましては、今シーズンの業務実施に当たりまして、排雪作業時の安全対策に係る仕様書の見直しを行い、現場監視、現場巡視を行う専任の現場担当者の配置や、作業時における標準的な交通誘導警備員の配置強化のほか、作業範囲の明確化のためにのぼりやバリケードなどを設置することで道路利用者への注意喚起を図るなど、現場管理を強化するとともに、入札参加に必要となる除雪グレーダー台数に安全補助装置としてバックモニターとＡＩによる人感センサーの設置を義務化するなど、安全対策を徹底してまいります。

○皆川委員　事故の再発防止の取組につきましては、もうしっかりと強化をしていただいて、答弁にもありましたけども、安全補助装置、こういった大きい車両っていうのは、本当に、特に死角となって見えない部分というのがあるもんですから、やっぱり、こういったバックモニターだったり、ＡＩによる人感センサーってすごくいいなって思いますけども、そういったものの設置の義務化なども、やらなければいけない安全対策についても今後しっかりと進めていただきたいなというふうに思います。

引き続き、除雪車両そのもののＤＸ化について伺いますけども、先ほどもありましたけども、国でも進めているｉ－Ｓｎｏｗというこの取組では、自動化技術の導入や衛星測位を活用した制御など新しい技術が実証段階にありますが、こうした除雪分野での除雪車両のＤＸ化の現状や、また、本市での導入に向けた課題についてお示しいただきたいと思います。

○石持土木部雪対策課長　北海道開発局が進めるｉ－Ｓｎｏｗの取組では、ロータリー除雪車の投雪作業の自動化への取組を行っており、準天頂衛星みちびきを活用した除雪装置、自動制御つきロータリー除雪車の実働配備が行われているほか、除雪トラックについても、北陸地方整備局が開発した自動化技術を基に、作業装置の自動制御の導入など、主に郊外路線を対象とした取組を進めていると伺っております。

こうした車両の導入は、経験の浅いオペレーターでも運転が可能となるなど、担い手確保の観点から有効な取組ではございますが、導入費用が大変高額と伺っており、市街地での導入実績がないことが課題と認識しております。

○皆川委員　ここまで、除雪ＤＸの取組について、様々、伺ってまいりました。あらゆる分野で人手不足であったり、担い手不足が大きな問題となっておりまして、負担軽減や安全性向上、また、業務の効率化、省力化に向け、ＤＸが進められております。作業装置の自動制御が進めば、今お話にもありましたけども、経験の浅いオペレーターでも運転が可能というお話がありました。こうい

った問題を抱える除雪業務においても例外ではありませんが、だからこそ、これまでの取組を踏まえて、さらにＤＸを発展、推進していく必要があるというふうにも考えますが、最後に、今後の除雪ＤＸ推進に向けた市の考え方と、今後、重点的に取り組んでいく方向性についてお伺いをして、私の質疑を終了したいと思います。

○高橋土木部雪対策担当部長　除雪ＤＸの推進は、委員からも御指摘ありましたが、業務の効率化、省力化や生産性の向上のほか、作業の安全性の向上が図られ、除排雪業務の大きな課題であります人手不足、担い手不足に対する有効な対応策だというふうに考えており、持続可能な除排雪体制の構築につながるものと考えております。

現在、本市と同様に、道内外の自治体において、先ほど答弁させていただきました積雪センサーですとかカメラですとか、そういった除雪ＤＸの取組も進められております。また、民間企業におきましても、いろいろな可能性を探って、様々なアイデアの下、研究や実証実験が行われているところであり、こうした取組が進められると、いろいろなデータが蓄積されて、さらに、そのデータを使うことによって技術が進み、広がって、いろいろ活用できる分野もさらに広がっていくというふうに考えております。このため、市でも、いろいろ情報収集や意見交換を、今、積極的に行っているところでございます。

また、除雪機械のＤＸに関する情報につきましては、先ほども答弁させていただいたとおり、今、国が先行して行っている状況ではございますが、国、北海道、本市の３者の連携協定に基づく会議の中で情報共有をしているところであり、引き続き、動向を注視しながら、本市に適した除雪ＤＸの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋ひでとし委員長　理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩　午後４時２８分

再開　午後４時３０分

○高橋ひでとし委員長　再開いたします。

御質疑願います。

○能登谷委員　それでは、前半戦は春の小川でさらさらやりましたので、後半戦のほうも、秋はつるべ落としということですっかり冷え込んできましたので、雪虫も飛んでいるという状況になりましたので、まず、雪対策から伺っていきたいというふうに思います。

雪対策関連の決算の増減について、まず、伺いたいと思います。

令和６年度の雪対策に関わる決算、これは、土木部だけでなく、様々な部署に横断していると思いますので、どのような事業があるのか、合わせて幾らになっているのか、雪対策の全体像をお示しいただきたいと思います。

○今井土木事業所主幹　雪対策に関する事業といたしましては、土木部が所管する事業として、除雪業務や雪堆積場の整備・解体業務を実施する除雪費、河川雪堆積場の測量や解体に係る費用の国や北海道からの受託費用である雪堆積場融雪促進業務受託費、流雪溝や消流雪河川の管理を行う消流雪管理費、維持車両や除雪車両の更新等に要する土木車両購入費、寄附金等、雪対策に関する取組の財源として積立てを行う雪対策基金積立金、雪対策基本計画に基づき雪対策の取組を実施する雪対策費の計６事業がございます。このほか、建築部が所管する融雪槽などの設置補助を行う住宅

雪対策費、社会福祉部が所管する町内会などが高齢者の間口処理などを実施する高齢者等除雪支援事業費、同じく、高齢者宅の屋根の雪下ろしにかかる費用を助成する高齢者等屋根雪下ろし事業費、高齢者の住宅入り口から道路までの除雪をマッチングした、ボランティアにより実施するファミリーサポートセンター等運営費がございます。

これら計１０事業の令和６年度の決算額は、１千円単位で申し上げますと、３４億８千９２万１千円となっております。

○能登谷委員　資料もいただきましたが、雪対策のここのところの当初予算は約３９億円計上されているということが分かります。資料にはありませんが、令和７年度、今年度も３９億円を超えていますので、なかなか、３９億円時代ということで力が入っているのかなあというふうに思います。

決算で見ると、令和６年度の雪対策の決算は合計で約３５億円と、今、伺いました。それでは、雪対策関連の全体の予算と決算の差及び執行割合、この５年間の動向をお示しいただきたいと思います。

○今井土木事業所主幹　過去５年間の雪対策関連事業費の全体の当初予算と決算の差及び当初予算に対する執行割合といたしましては、１千円単位で申し上げますと、令和２年度が４億９千８５４万２千円の増、執行割合は１１５．３％、令和３年度が３千２３９万５千円の減で、執行割合は９９％、令和４年度が１千１１８万８千円の減で、執行割合は９９．７％、令和５年度が１億２１５万９千円の減で、執行割合は９７．４％、令和６年度が４億９千６００万２千円の減で、執行割合は８７．５％となっております。

○能登谷委員　予算と決算で、結構、差が開いているというか、違いが出ています。特に、令和６年度、今の決算は約５億円の減となっていますので、８７．５％と大きな差ですが、その理由をお聞かせください。

○今井土木事業所主幹　予算と決算で差が大きい理由といたしましては、気象状況に伴う除雪費の増減のほか、国からの交付決定額の減によるもの、受託費や基金積立金など、当初見込みとに差異が生じたものでございます。

○能登谷委員　予算と決算の差が出ているということで、降雪量との関係がある部分と、それから固定的な部分と、それぞれあるんでないかなと思いますので、それがどういう内容なのかもお示しいただきたいと思います。

○今井土木事業所主幹　当初予算と決算額に大きな差が生じている主なものは除雪費でありますが、除雪費のうち、除雪業務につきましては、過去１０年の平均降雪量と当該年度の降雪量を比較し、２割以上の増減があった場合、６割までを限度として契約変更の対象としておりますが、近年は変更対象となっておらず、固定的な業務として位置づけられているものとなっています。

一方、排雪業務につきましては、排雪量の出来高に応じて契約変更することとしておりますが、その年々の気象状況の影響を受けて大きく変動する状況となっております。

○能登谷委員　補正のときにも聞かせてもらったんですが、私たちは、むしろ、除雪費が２割以上変化があるときは増減があるけれども、排雪業務のほうは出来高で、どちらもそんなに差がないものかなと思っていたんですが、意外と、これで見てみると大きな変化があるということなんですね。

除雪業務の契約変更は近年はないということなんですが、なのに、令和６年度は８７．５％、これは排雪業務の影響が大きかったということなんでしょうか。

各年度の降雪量と決算額の増減との関係がどうなっているのかも伺いたいと思います。

○田中土木事業所長　令和２年度から令和６年度の初雪から３月末までの降雪量と決算額は、１千円単位で申し上げますと、令和２年度が降雪量５２８センチメートル、決算額が３７億６千１１３万１千円、令和３年度が同様に４１８センチメートル、決算額３２億９千３４０万５千円、令和４年度が３８５センチメートルの降雪、決算額が３８億６千８１８万６千円、令和５年度が降雪量４８５センチメートル、決算額が３８億１千３６２万７千円、令和６年度が降雪量４５３センチメートル、決算額が３４億８千９２万１千円となってございます。

決算額の増減と降雪量の大小、必ずしも一致しておりませんが、近年は特に雪の降り方や気温の影響によりまして排雪量の変動が大きくなっておりまして、気象状況がその年々の決算額に影響を与える傾向にあると考えているところでございます。

○能登谷委員　令和２年度、３年度と、４年度からは変わるというのは、何となく、何となくというか、分かるんですよね。それまでは追加で補正していくというやり方だったのが、当初からどんと積むという方式に変わっていますので、それは違うかなと思うんですが、それにしても、雪の量と決算額の、もう少し何か、一定の傾向があるかなと思いますが、そうでもないということなんですよね。なので、ここはそれで終わりますけれど、除排雪の契約についてもちょっと聞いていきたいと思うんですよね。

補正でも議論したんですが、市民から見ると、雪が少ないのに必死に削って出来高払いの排雪で稼いでいるように見える、それから、事業者から見ると、人も機械もそろえているのに雪が少ないからといって減額されるのは困る、そして、市から見ると、雪が少なくても雪対策費はどんどん増えていく、これ、お互いに不幸な方式ではないのかということを指摘させていただきました。

その続きみたいなもんなんですが、それで、市民から見ても、業者から見ても、市の財政から見ても、透明性のある分かりやすい契約方式であるべきだと思うんですが、その点での課題整理が今後必要なのではないかと思うんですが、見解を伺いたいと思います。

○田中土木事業所長　除排雪業務の設計につきましては、除雪業務は、降雪量により変更要素はあるものの、固定的経費として計上してございまして、排雪業務につきましては、排雪量の出来高に応じて契約変更することとしているところでございます。

除排雪業務は、気象状況と関係なく、シーズンを通して人や機械の確保が必要でございまして、近年の気象状況は、従前より少雪暖冬傾向がより増している中、持続的な除排雪体制の確保のため、本年度、待機費用を含めた最低補償制度の見直しを行ったところでございます。今後におきましても、除雪の企業が、雪の状況によらず、より安心して除排雪作業に携わっていただけるよう、国やほかの自治体の動向も注視しながら制度の検討をしてまいりたいと思います。

○能登谷委員　夏場の土木事業の需要はどうなっているのかなということも伺いたいと思うんですが、これも、今回の補正で、道路、側溝に対する予算、追加したと思いますけれども――合計だったか、合計でないか、たしかね。必要な仕事はどれぐらいあるのか、そして、それに対して計画的に事業執行がされているのか、それぞれ伺いたいと思います。

○時田土木部次長　道路、側溝などの生活道路整備につきましては、主に未改良の道路を対象に進

めており、市道約２千１４５キロのうち、約２割に当たります４６２キロが未改良の道路となっております。

損傷の度合いや地域からの要望を踏まえ、順次、整備を進めておりますが、市民の皆様から毎年多くの要望が寄せられておりまして、整備を待つ路線は２７４キロに及んでおります。優先度の高い路線を選定し、計画的に整備を行い、年間で１０キロ程度、整備を進めておりますが、整備完了までには多くの時間を要する状況でありますので、今後も限られた予算の中で着実に整備を進めていかなければならないと考えております。

○能登谷委員　整備を待つ路線が２７４キロある、そのうち、整備を行うのは年間１０キロだということです。

今のペースのままですと、毎年増える要望との関係では、整備を待つ路線が減らないのではないでしょうか。

○時田土木部次長　令和６年度の要望実績で申し上げますと、新規の要望は約６キロとなっておりますので、少しずつではありますが、整備を待つ路線は減少しております。

現在の要望路線の延長２７４キロの対応だけでも、要望路線の整備完了までには２７年かかる計算になりますが、整備手法の工夫などによりコストの縮減をするなど、少しでも早く要望に応えられるよう整備を進めてまいります。

○能登谷委員　少しずつ減ると言っても、年に４キロしか減らないんだから、相当かかりますよね。なので、決して胸を張れる状況ではないのではないかなあと思うんですね。

なぜ、それを聞いているかというと、夏場の土木の需要が相当あるということですよね。だから、年間を通しての土木事業のコントロールの中で、冬季の状況を踏まえた除雪企業への夏季の業務や工事の発注などが必要ではないかと考えているのですが、それに対する認識もお聞かせください。

○石持土木部雪対策課長　建設業を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、中でも、除雪企業は、オペレーターの高齢化や担い手不足のほか、不規則な勤務形態など、さらに厳しい状況と認識しております。

これまで、除雪企業の経営体力の強化への取組として、平成２６年度から、年間を通じた安定的な雇用や経営基盤の強化につなげるため、冬の総合除雪業務に春の雪堆積場解体業務の一部や草刈り業務などを加え、通年の業務委託として発注を行っております。また、令和２年度からは、除雪業務の実績を加点要素とする地域貢献特別簡易型総合評価一般競争入札による工事の発注を実施しているところであります。

除排雪業務は、市民生活を支える重要な事業であると考えておりますので、工事などの発注における多くの企業の受注機会を確保するという視点を考慮しながら、企業の除雪業務への参入意欲を高め、安心して携わっていただけるような取組について検討する必要があると認識しております。

○能登谷委員　最後、雪対策基本計画の見直しの方向性についても伺いたいと思います。

これも補正予算でも議論したんですが、ざくざく路面とか圧雪管理方式ではもうなかなか難しくなっているということも、そのときの答弁であったと思うんですね。それで、気候変動に対応した除雪方式の転換が必要ではないかということも指摘させていただきましたが、これにはどんな課題があると捉えているのか、伺いたいと思うんですね。

あわせて、今年度もどう取り組んでいくのかも含めてお示しいただきたいと思います。

○石持土木部雪対策課長　圧雪管理は、積雪寒冷地である本市の気候特性を生かし、道路上に雪を圧雪状態で堆積することにより、道路脇の雪山を少しでも軽減し、排雪量を抑制するなど、作業の効率性と経費の両面で効果があるものとして採用している手法ですが、近年の温暖化傾向など、気候変動に伴い、ざくざく路面の発生による交通への影響がより大きくなっております。

ざくざく路面対策として圧雪厚を薄く管理する場合には、道路の幅員の狭小化や交差点の雪山の増大が見込まれることのほか、除雪出動回数が大幅に増加することにより、根本的な道路状況を解消する排雪作業に遅れが生じるなど、現状の除排雪体制での対応が難しくなることが課題と認識しております。

こうした課題も踏まえ、本年度は、初冬期に生活道路の圧雪を削り取る雪割り作業を試行的に行い、圧雪を薄く管理するなど、予防的な対応を強化し、ざくざく路面の発生抑制や発生時の早期改善を図る取組を進め、効果と課題を検証しながら、引き続き路面管理手法の在り方について検討してまいります。

○能登谷委員　この部分はこれで終わりたいと思います。

もう１項目あるんですが、これは、やり始めると５０～６０分かかるかもしれないと思っていますので、できれば区切りをつけていただければありがたいなと思っています。

○高橋ひでとし委員長　それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日午前１０時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。

本日の分科会は、これで散会いたします。

散会　午後４時４７分

○令和７年１０月１６日（木）

開議　午前１０時００分

散会　午後　４　時４７分

○出席委員（１６名）

委員長	高橋　ひでとし	委員	まじま　隆英
副委員長	小林　ゆうき	委員	髙橋　紀博
委員	いしかわ　まさき	委員	高木　ひろたか
委員	あべ　なお	委員	佐藤　さだお
委員	江川　あや	委員	能登谷　繁
委員	駒木　おさみ	委員	金谷　美奈子
委員	皆川　ゆきたけ	委員	高花　えいこ
委員	石川　まさゆき	委員	安田　佳正

○出席議員（１名）

決算審査特別委員会委員長	杉山　允孝

○説明員

副市長	菅野　直行	建築部建築総務課主幹	紙谷　由紀子
副市長	桝井　正将	土木部長	富岡　賢司
経済部長	三宮　元樹	土木部雪対策担当部長	高橋　正樹
経済部次長	小島　浩吉志	土木部雪対策課長	石持　真
経済部次長	田村　哲也	土木部土木管理課長	尾崎　理人
経済部産業振興課長	後藤　哲憲	土木部公園みどり課長	星　孝幸
工芸センター所長	内田　和博	土木部公園みどり課主幹	和田　光矢
旭山動物園主幹	中田　真一	土木事業所長	田中　治雄
観光スポーツ部長	菅原　稔	土木事業所主幹	今井　謙一
観光スポーツ部次長	松田　英志	水道事業管理者	佐藤　幸輝
観光スポーツ部観光課長	上田　征樹	上下水道部長	幾原　春実
観光スポーツ部スポーツ施設整備課長	川原　久明	上下水道部料金課長	稲場　勝之
観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹	大久保　啓子	監査委員	大鷹　明
建築部長	岡田　光弘	監査事務局次長	稲田　英樹
建築部建築総務課長	柴　昌克		

○事務局出席職員

議会事務局長	稲田俊幸	議事調査課書記	髙橋理恵
議事調査課長補佐	浅海雅俊	議事調査課書記	朝倉あゆみ
議事調査課主査	信濃孝美	議事調査課会計年度任用職員	河合理子

○高橋ひでとし委員長　ただいまから、決算審査特別委員会総務経済建設分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、全員でありますので、これより会議を開きます。

それでは、昨日に引き続き、認定第１号の分担部分のうち経済建設常任委員会所管分、認定第３号、認定第９号及び認定第１０号の以上４件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○能登谷委員　ここのところ、スポーツのいろんな大会がめじろ押しになっていまして、昨日はセ・リーグのクライマックスファイナルでＤｅＮＡと阪神タイガースが戦っていまして、うちに、約１名、生まれたときからでないかと本人は言っていますが、タイガースファンがいますので、熱狂的に応援しているという状況で、一喜一憂しながら見ている。おとといは、サッカーの日本代表がブラジルに歴史的な初勝利ということで、相当、スポーツ観戦は脳の活性化につながっているんでないかなと思うんですね。

昨日は、あまりにも騒音が激しいので仕事はできませんでしたけど、おとといは、比較的、サッカーを見ながら質問の調整なんかもしていました。パソコンを打ちながら見たんですけど、相手が決まったり、こっちが決まったり、ゴールが決まるたびに、活性化するんですよね。だから、質問が増える、勝ったら勝ったで、よしということでまた増えるということで、なかなかスポーツ観戦と議会質疑の調整というのは合うなということで本日に至っておりますので、それで、スポーツ振興にも関わりながら、本市のスポーツ振興、特に花咲新アリーナの決算状況なんかについても聞いていきたいなというふうに思っています。

資料もいただいていますので、それらを見ながらということでやりたいと思います。

まず初めに、総合体育館、これが古いっていうことが原因になっていますけども、総合体育館レベルのものが２つ必要になるということが、どうなんだろうか。東光スポーツ公園の複合体育施設と花咲新アリーナと本当に２つとも必要なんだろうか、その根拠は何かということをまず伺っていきたいと思います。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹　東光スポーツ公園複合体育施設と花咲スポーツ公園新アリーナの必要性についてでありますが、スポーツ団体との意見交換や市民アンケートなどから、大会開催や市民の日常利用などのニーズに対して体育館が不足している状況でありますことから、現在の総合体育館があることを前提に、平成２８年度に東光スポーツ公園基本計画（複合体育施設）を策定したところです。

また、花咲スポーツ公園の総合体育館は、建設から４０年以上が経過し、一部が耐震基準に合っていない状況にあります。本市は、災害の少ない地域にあり、これまで震度５以上の経験はありませんが、万が一、これまで経験したことがないような地震が起きた際には、利用者の生命、身体に影響を与えるリスクは拭えないと考えており、令和５年度に策定した花咲スポーツ公園再整備基本構想において、建て替えにより新アリーナの整備を行うこととし、花咲と東光の２施設により、競技スポーツや市民のスポーツ利用の需要を満たすことを想定しております。

○能登谷委員　現総合体育館の後継施設は、東光スポーツ公園複合体育施設というふうに定めていますよね。それは、どこで、どういうふうに定めたのかもお示しいただきたいんですが、行財政改革では市有施設は減少させる方向にありますよね。人口も減少するし、いろんなものの老朽化もあって、全部、財政事情ではできないということで、どちらかというと、維持、更新または縮小という方向です。

体育館だけ１つ増やすのは不自然なんですけども、明確な根拠が必要だと思うんですね。なので、不足する市民ニーズ、その根拠はどのように把握されたのか、お示しいただきたいと思います。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹　令和６年度の花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画策定に当たってのスポーツ団体への調査において、大会の規模により東光複合体育施設だけでは開催できない大会がある、施設が２つあることで、これまで誘致できなかった大規模な大会を誘致できるといった意見をいただいており、現在のスポーツニーズを満たすためには２つ施設が必要と判断をしたところです。

○能登谷委員　結局、数値的な根拠はないんでしょうか。ニーズがある、スポーツ団体に聞いたら、もう一つあったらいいんじゃないのと意見をいただいたと。それだけでぽんとできるものでもないと思うので、建物だけで１４０億円、外構も入れれば１９０億円もかかるというものを、数値的な根拠もなしに、ああ、そうですかって増やすということは、普通、ない。行財政改革の中でも、そんなことにもなっていない。

なので、少し具体的な数値も含めて、どれぐらいの大会日数、どれぐらいのところの要望が来ているとか、そこの具体的なところを示していただかないとなかなか分かりにくいと思うんですね。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長　令和６年度の実績でございますけれども、希望どおりに実施できなかったという大会については、２７大会あったというふうに把握しているところでございます。

○能登谷委員　それはそれで事実なんですが、だからといって、それで、今ある需要は確かに満たしていないかもしれないけれど、東光に後継施設として移りますよと。だから、老朽化していてどうしても建て直さなきゃならないというのであれば、それは東光でもう満たされているんですよね、話は。そっちが後継施設ですよって、皆さんの計画で定めているから。

それで、今、受け入れ切れていない新しいものをどうするかっていう話は、全く新しい話で、そうであれば、２７大会は何日でできるとか、具体的な調査がないと、新たに１つ増やしてもいいかっていう話なんです、今。そこが明確でないんじゃないですか。

○菅原観光スポーツ部長　令和５年度に策定をいたしました花咲スポーツ公園再整備基本構想におきまして、花咲スポーツ公園の新アリーナと、それから東光スポーツ公園の複合体育施設と併せて市民スポーツ推進の受皿とするということを定めておりまして、花咲の総合体育館を東光に移転して終わりということでは市民のスポーツ需要は満たされないと。こういうことから、花咲と東光の両スポーツ公園に体育施設を設けるということにしております。

○能登谷委員　だから、その詳しい根拠が知りたいんですよ。そうやってそのとき言った、誰かに聞いたらそう言っていたという話でなくて。１個丸々、１つ増やさなきゃなんないほどの事情、行革の方針にも反して、市が金がないと言いながら。それがよく分からない。また後で言います。

続いて、花咲新アリーナの事業手法の選定過程について、その経過をお示しいただきたいと思います。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹　花咲スポーツ公園新アリーナ事業の事業者募集に係る事業方式選定の過程につきましては、旭川市ＰＦＩ活用指針に基づき、令和６年度、官民連携導入可能性調査を実施し、庁内の検討会議である花咲スポーツ公園再整備事業におけるＰＦＩ導入検討会議に調査結果を報告し、官民連携手法での実施は妥当であるとの結果をいただきました。

これを踏まえ、令和７年２月６日に、本事業については、従来方式ではなく、官民連携手法により実施することを決定し、令和７年度から具体の事業方式の選定に向けた検討を開始しております。

具体の事業方式の決定につきましては、外部有識者も含めた花咲スポーツ公園再整備事業事業者選定委員会を設置し、令和７年７月２日に会議を開催し、非保有方式での実施が妥当との意見をいただきました。その後、経済建設常任委員会への報告を経て、令和７年９月２９日に事業者募集の事業方式を非保有方式とする決定をしております。

○能登谷委員　花咲新アリーナの事業手法を決めた時期はいつなのかなと。新年度予算、令和７年度予算に計上されていますのでね。だとすると、決算年度、令和６年度の間におおよそ決めていたということになるのではないかと思いますが、どうでしょうか。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹　新アリーナの事業者募集に係る事業方式の決定は、令和７年９月２９日となっております。

令和７年度予算の花咲スポーツ公園再整備費につきましては、事業者募集に向けた事業方式の選定及び事業者選定のための費用として予算を計上したものです。

○能登谷委員　非保有とはっきり定めたのは今年の９月２９日で最近ということなんですが、２０２５年度予算の提案、これは、決算年度中に意思形成し、提案したものですよね。そのときに提案の根拠を持っているはずですが、どのような趣旨で予算計上されたんでしょうか。

一つは新アリーナ整備事業４千１００万円何がしか、花咲スポーツ公園再整備基本計画の策定も４００万円何がしかで計上されていますが、その趣旨についてお答えください。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹　令和７年度の花咲スポーツ公園再整備事業費につきましては、令和７年２月６日に新アリーナ整備について官民連携手法による事業実施を決定したことから、令和７年度より事業者募集等の手続に入るため、その予算を計上しております。

また、花咲スポーツ公園再整備基本構想に基づき、令和７年度より、花咲スポーツ公園全体の再整備基本計画策定に向けた検討を行うための予算についても計上しております。

○能登谷委員　それで、事業手法選定の根拠についても伺いたいんですが、非保有方式に既に決定したと先ほど答弁されました。

ですが、従来方式と、いわゆる官民連携、ＰＰＰ、官民連携の違いがあると思うんですよね。それから、その官民連携のうち、市が保有するＰＦＩ方式、または市が保有しないリース方式など、それぞれ事業方式が違っていると思いますので、それぞれの特徴とか、それに対する市の総合評価もあるようですので、お聞かせいただきたいと思います。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹　令和６年度に実施した官民連携導入可能性調査において、本事業に適用の可能性のある官民連携の事業方式は、ＤＢＯ、ＢＴＯ、ＢＴコンセッシ

ョン、リース、民設民営となっております。

従来方式との比較につきましては、従来方式は、設計、施工、維持管理のそれぞれについて、市が仕様を定め、個別に発注する方式でありますが、これらの官民連携手法につきましては、設計、施工、維持管理、運営が一括で行われるため、より事業者の持つノウハウが発揮しやすく、さらに、事業方式によっては、建設費の資金調達を民間事業者が行う場合や、維持管理・運営費の一部または全部を事業収入により賄う場合もあります。

市が施設を保有する方式は、ＤＢＯ、ＰＦＩ手法のうちＢＴＯ、ＢＴコンセッションとなっており、ＢＴＯ、ＢＴコンセッションについては、資金調達を事業者が行い、さらにＢＴコンセッションについては、運営権を設定するため、施設運営の自由度が高い方式となっております。市が施設を保有しない非保有方式は、リース方式、民設民営方式となっており、どちらも事業者が資金を調達し、施設を整備、保有することで、経営の自由度が高く、公共利用分については市がリース料または使用料を支払うこととなります。

官民連携導入可能性調査の総合評価では、従来手法以外の官民連携手法において、スポーツ施設等の類似施設での適用事例があり、かつ、事業者アンケート及びヒアリングから実施の可能性が確認できた、公共施設として整備、運営するＰＦＩ等の事業手法においては、ＶＦＭについて確認ができた、民間施設として整備、運営する民設民営方式等においては、さらに詳細な構想を確認することで経済性が担保される可能性が確認できたとしており、官民連携手法による実施は妥当と判断をしております。

○能登谷委員　事業手法がいろいろある中で、今、いろいろお答えいただきましたけど、いただいている資料の２枚目の上のほうに総合評価も載っている。その一番左の従来方式、これは、市が直接やる従来方式ですよね。それから、２番目のＤＢＯからＢＴＣまではいわゆるＰＦＩだ、右の２つ、リース、民設民営は非保有方式だ、だけど、ＤＢＯからずっと右端の民設民営までは大きく言えば官民連携だというような押さえですよね、仕組みとしては。それは聞かなくてもいいと思うんだけど。

こういうふうになっている中で、これ、見ても分かるように、一番下のところに総合評価となっていますけど、総合評価、二重丸になっているのは、ＢＴＯとＢＴＣ、ＢＴコンセッションですね、この２つだけが二重丸で評価が高い。しかし、それ以外は評価は低いんですよ、一重丸だったり、三角だったり。

だから、官民連携全般がいいっていう話でなくて、ＰＦＩの２方式、これが総合評価が高いというものになっている中で、なぜ違う方式に決まるのかが分からないんですけど。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長　令和６年度に実施いたしました官民連携導入可能性調査につきましては、旭川市ＰＦＩ活用指針に基づき、市場調査による事業者の参画意向や、事業手法の定性評価、それから定量評価を基に総合的に評価をしておりまして、庁内のＰＦＩ検討会議を経て、本事業は官民連携手法による実施をまず決定したところでございます。

この決定を受けまして、事業者募集に向けた検討に着手しており、外部の有識者も含めた事業者選定委員会を設置いたしまして、本事業の特性を踏まえた事業方式の選定の考え方、それから採用すべき評価の視点などについて議論をいただきまして、その結果を踏まえ、非保有方式での実施を決定したところでございます。

○能登谷委員　うーん、分かりませんね。官民連携全部が評価が高かったわけでなくて、官民連携の中で、その一部のＰＦＩ、しかもＰＦＩの中での２事業だけ、これが総合評価が高かったのであって、非保有方式については評価が低いんですよ、はっきりと。低いどころか、後でも言いますけども、ＶＦＭは、バリュー・フォー・マネーは分からないんですよね、ここでは。分からないって書いていますね、この評価でも。アスタリスクの１とかアスタリスクの２とか、１とか３とか、いろいろ書いていますけど、結局、算出できないからね、方式が違うから。だから分からない。

だけど、アスタリスクの２を見ていただくと、民設民営の参入意向企業から低コストだという回答があったと。だから、やりたいよという人は低コストだって言っているというだけで、こちらのほうの調査で比較検討して低コストですよっていう評価ではないんですよね。やりたいという人に、民間企業に聞いてみたら低コストだよと言っているからそうなんだとここに書いているだけで、結局、ＶＦＭ、バリュー・フォー・マネーは算出できない。だから、二重丸にはならないんですよ、リースも民設民営も、非保有方式はね。

重ねて聞きますけど、それでも決定した理由とその時期、それぞれ伺いたいと思います。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長　先ほどもお答えいたしましたとおり、選定委員会におきまして、本事業の特性を踏まえました事業方式の選定の考え方や採用すべき評価の視点などについて議論をいただいた上で、プロフィットセンター機能の発揮、それから、事業者の経営の自由度、将来的な市の財政に与える影響、こういった評価の視点として設定をいたしまして、事務局から示したその個々の評価結果を踏まえ、選定委員会からは、事業方式の比較については了承し、総合的な評価により非保有方式で進めることは妥当、ただし、非保有方式による事業提案がなかった場合、あるいは提案内容が一定の水準を満たさない場合には、改めて保有方式で進めることを含めて検討することとの意見をいただいたところでございます。

この結果につきまして、本年７月及び８月の経済建設常任委員会に報告をした後、令和７年９月２９日に決定をしたところでございます。

○能登谷委員　非保有方式に最終的に決まったのが、今言われている、つい最近だから、令和７年だから決算認定になじまないんじゃないかというふうに言われそうなので、先に言っておきますけど、確かに、新年度に全て決まっているんであればなじまないと思いますね。そうではないんですよね、中身を見ると。新年度に決める新たな要素はありませんから、これは、この後、明らかにしますけど、決算年度から継続した課題、または、そういう材料しか与えられないで、今、決定していますので、だとすると、十分、この決算認定の中で確かめなければならないなというふうに思います。

その一つの要素は、総合評価が低いのに選定委員会が総合的に妥当と判断できるためには、新年度になってから新たな判断材料が加わったことになりますけれども、新たな判断材料があったのであればお示しいただきたいと思います。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長　本事業の事業者募集に係る事業方式の選定につきましては、事業者選定委員会において、本事業の特性を踏まえた事業方式の選定の考え方、それから、採用すべき評価の視点などについて議論をいただいたところでありまして、この点が新たな判断材料として加わったものでございます。

○能登谷委員　考え方や視点、これは、既に決算年度の中で定めていたことでないでしょうか。

具体的にはどんな考え方とか評価の視点になりますか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長　先ほどもお答えをさせていただきましたが、新たな視点といたしましては、プロフィットセンター機能の発揮、それから、事業者の経営の自由度、将来的な市の財政に与える影響、こうした点につきまして、評価の新たな視点として設定をいたしまして、議論、評価をいただいたところでございます。

○能登谷委員　今、言っているプロフィットセンターとしての課題とか自由度、それから財政負担、将来についてですね、これは、もともと、決算年度の中で、ＰＦＩの中でもう定まっていたことではないですか。

当然、選定委員会で議論していただくためには考え方とか評価の方法とかは必要ですけども、新たなものではないんじゃないかなと。基本的に検討会議や基本計画に書かれている内容と同じだと思うんですけど。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長　令和６年度にまず実施をいたしました官民連携導入可能性調査につきましては、庁内のＰＦＩ検討会議で、その官民連携手法が妥当かどうかという判断をするために調査を行っておりまして、その取りまとめたのが、こちらの資料でもお示しをしております２ページの上の表になっております。

これにつきまして、ＰＦＩの検討会議、庁内の検討会議に諮るために取りまとめたものでございまして、これらを基本といたしまして、本年度、令和７年度に入ってから事業者選定委員会を設置いたしまして、外部の委員さんからも議論をいただいているところでありますけれども、新年度に入りましてから、先ほど申し上げました３点も加えて新たな評価の視点として設定をいたしまして、議論をいただき、評価をいただいたところでございます。

○能登谷委員　評価の視点を設定したと。その前から見えていましたけど、ＰＦＩの議論の中で、検討会議で。新たな視点だとは思えないのです。

じゃ、具体的には、総合評価が高かったＰＦＩの２方式、金額の比較がありますが、非保有方式について、先ほども述べましたけど、決算年度での金額の比較、これはなかったんですが、じゃ、この後、新たなデータを選定委員会に示したんでしょうか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長　選定委員会に対しまして、金額についての新たなデータというものはお示ししてございません。

○能登谷委員　結局、示せないですよね、新たなことがないから。だから、選定委員会にかけたものは、決算年度において示した以外の総合評価はない、金額の比較もない。そうであれば、どうやって総合評価も将来負担も有利と判断できたんでしょうか、根拠をお示しください。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長　繰り返しにはなりますが、選定委員会におきましては、本事業の特性を踏まえた事業方式の選定の考え方や採用すべき評価の視点などについて議論をいただいておりまして、この点が新たな判断材料として加わっております。決算年度に示した評価の視点ではなく、新たな評価の視点により総合評価を行っているものでございます。

将来負担につきましては、昨年度の官民連携導入可能性調査により、保有方式に当たる事業方式はＶＦＭについて確認できており、非保有方式に当たる事業方式につきましては、同調査におけるヒアリングを行うことで、詳細な構想を確認することで経済性が担保される可能性が確認できたといたしまして、いずれも従来方式と比較してコスト面で有利となる可能性が確認されたところでご

ざいます。

○能登谷委員　ヒアリングで経済性を確認できたとのことですが、要するに、さっき言ったあれですよね。ここに出ているアスタリスクの２、民設民営の参入意向企業から聞いた、安いですよって。自分たちで何か確認した事実はないわけですから、金額の比較も総合評価も決算年度に出たもの以外ない。だから、ＰＦＩ導入調査、昨年度に行った中で、それを基にしていますよと。僅かに新しい評価の視点ぐらいはあるかもしれないけど、実際の金額が幾らという話には何も影響していないですよね。低コストだという回答があったと。まさか、聞いただけで低コストだと決めつけているわけでないでしょうから、じゃ、その根拠は何なのか、お示しいただきたいと思います。

そして、そもそもヒアリングは、いつ行いましたか、併せて確認させてください。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長　事業者に対するヒアリングでありますけれども、昨年の１２月２日から１２日にかけて実施をしております。この際には、計８社からヒアリングを実施したところでございます。

このヒアリングの中で、先ほど委員からの御質問にもございましたけれども、民設民営など、参入意向企業から低コストで建設、整備、管理が可能であるという回答を確認したところでございます。

○能登谷委員　結局、令和６年度、この決算年度におけるヒアリングで、民間の会社が、経済性が担保される可能性あるよ、低コストだよと言っていたからしかないんですよ。その根拠は何かということはないんですよ。相手が言っているというだけで、本当に経済性があるのか、何も確かめていないということなので、それをここにもわざわざ書いている、議会資料にも。

だから、結局、新年度ではなく、決算年度に意思形成されていたということですよ。それを基に、今年度、いろいろ決めていった、オーソライズするために形だけなぞったのかなと思いますけど、ということだと思います。

次に、非保有方式は事業の破綻が懸念されると書かれていますが、しかも、その対策が必要だとされているのですが、それはどのような内容なんでしょうか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長　非保有方式におきます事業破綻リスクへの対策につきましては、他都市の事例では、基本協定において保証金の支払いや構成企業の保証など原状回復費用の支払いを担保する方法や、定期的な財務モニタリングを実施することで、財務状況の改善に向けた協議を行うなどの対策を行っております。

○能登谷委員　協議はできても、人の会社ですからね、市が保有しない場合、関与はなかなか限定的ですよね、率直に言って。

非保有方式と定めたのが、先ほどの話では令和７年９月２９日と聞きましたが、直前には、２４日、経済建設常任委員会もあって、本日のような懸念が相当示されておりましたが、議会の議論は無視されたのでしょうか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長　経済建設常任委員会におきまして御質疑いただいた内容につきましては、市の考え方を説明させていただいたところでありまして、事業破綻リスクにつきましても、今後の事業実施に当たり、慎重に対応してまいります。

○能登谷委員　リスク、慎重にと言われましても、いずれにしても、非保有方式と定める前提条件が見当たらないんですよね。だから、そのときも、これは簡単でないなと思いましたし、懸念を示

しました。前提条件が見当たらない以上、先に決まっていたからとしか言いようがないのではないでしょうか。

特に、ＰＦＩの２方式以外は、総合評価は低いんですよね。したがって、正確には官民連携の中のＰＦＩの２方式だけが優位だったと結論づけるべきだったのに、評価が低いほうも含めて、官民連携全体が優位であるかのように装って選定委員会にかけたのではないでしょうか。

○菅原観光スポーツ部長　繰り返しの答弁になりますけれども、官民連携導入可能性調査を受けまして、庁内のＰＦＩ導入検討会議において、従来方式と比較して官民連携手法についてメリットがあり、個別のＰＦＩ手法それぞれを選定するといったような会議ではございませんでした。それを受けて、従来手法よりも官民連携手法のほうがメリットがあるということで、決算年度においてはそのように決定をしたところであります。

○能登谷委員　よく分かりませんね。しかも、選定委員会の非保有方式の将来的な優位性、これは、長期的なニーズがない場合に成り立つ論理ではありませんか。そこを、将来の優位性についてちょっとお示しいただけませんか。

○菅原観光スポーツ部長　事業年度はおおむね３０年程度というふうに設定をしておりますけれども、長期間にわたることによって、事業者が様々な事業に取り組むことによって施設の効果を高めていくということは可能であるというふうに考えております。

○能登谷委員　要するに、何で有利かというと、市は保有しないから、１５年ぐらいまでやって、その後、市民的なニーズがなくなって、施設が破綻したときの処理とかいろんなことについてしなくてもいい、市が持っていないからという記述じゃないですか。そこについて聞いているんです。

○菅原観光スポーツ部長　事業期間の設定の中で、確かに、経済状況ですとか社会情勢の変化によって施設の需要というものは変化していくものというふうに予想されております。

そういった意味で、柔軟に対応できるといった意味では、こうした長期間にわたる計画を持つということは優位性があるというふうに考えております。

○能登谷委員　結局、長期的なニーズがあるから体育館は２つ必要だって言っているんです。だけど、選定委員会のほうは、１５年ぐらいで破綻しても、その後、破綻処理は向こうでするんだから、市は将来的な負担は要らないんだよと言っているんですよ、簡単に言えばね。正確なやつは、これ、貸してあげるから読んで。

だとすると、無理に２つの体育館が必要だという理由にならない。論理が破綻していませんかということです。

○菅原観光スポーツ部長　長期的な事業実施の中で経済情勢ですとか社会的情勢が変化するということは申し上げましたけども、現時点において、スポーツ団体あるいは市民からスポーツ施設が不足していると、こういった強い声を反映するために２施設が必要だということで設定しているところでございます。

○能登谷委員　事業破綻リスクも抱えるという問題点も明確になっているんですが、保有していなくても、破綻した場合は市が引き取るリスク、古くなって民間が放り出してから市が修繕費用を莫大にかけるというリスク、そういうリスクもあるんじゃないですか。

○菅原観光スポーツ部長　リスクというのは確かにございますけれども、それができるだけ市の財政に影響を与えないような形で、他都市の事例を参考にしながらリスク回避についての方式につい

て検討してまいります。

○能登谷委員　官民連携、ＰＰＰの一番の問題は、利益は民間に、負担は市民にという構図ですよね、一般的に懸念されているのは。まさに、花咲新アリーナでもそういうシナリオになっているんでないかと懸念しているんですよ、我々は。論理が破綻しているっていうのも今言ったとおりで、しかも、装った官民連携の中で低い評価の非保有方式に誘導したとしか言いようがないんじゃないかな、これだと。総合評価はないに等しい、低いも何も。そっちに行っているということを心配せざるを得ないんですよね。

続いて、次の質問に行きますが、市長の市政方針と基本計画、新年度予算の関係についてもお聞きしたいと思います。

市長の市政方針は、決算年度においてやったんですけども、新しい今年度向けの市政方針では、「総合体育館の再整備につきましては、花咲スポーツ公園の再整備基本構想の下、令和６年度策定中の新アリーナ等基本計画と、官民連携導入可能性調査の結果を踏まえ、令和１２年度のオープンを目指して、具体の整備手法及び事業者の選定などを行ってまいります。東光スポーツ公園の複合体育施設につきましては、花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画において役割分担を図っており、令和１２年度のオープンを目指して、令和７年度は実施設計に入り、施設規模や配置等を整理してまいります」と述べています。今津市長は、「令和６年度策定中の新アリーナ等基本計画と、官民連携導入可能性調査の結果を踏まえ」と述べています。

で、お聞きしたいのは、市長の市政方針の日付、それと、基本計画の策定日、基本計画の発表日、それぞれいつでしょうか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長　市長の市政方針につきましては、令和７年２月２５日でございまして、花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画につきましては、令和７年３月３１日に策定をいたしまして、同日、公表したところでございます。

○能登谷委員　そうすると、市長は、いまだ決まっていない基本計画を基に市政方針を述べたことになるんでしょうか。

○菅原観光スポーツ部長　３月３１日策定の花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画では、官民連携手法を総合的に比較検討し、適切な事業者を選択するものと整理をしておりますが、これに先立つ１月２９日開催のＰＦＩ導入検討会議において、官民連携導入可能性調査結果として官民連携手法の導入を決定し、実施方針の策定、公表の手続に着手することが妥当と判断され、２月６日に官民連携手法の導入を決定したことから、市政方針で具体の整備手法及び事業者の選定などを行うと述べたものであります。その時点で未策定であった基本計画の内容を考慮して、具体の整備手法及び事業者の選定などを行うこととなるため、市政方針で基本計画について述べることは適切と考えております。

○能登谷委員　２０２６年度予算も決まっていない。これから提案ですね。２０２５年度予算も、決まっていない基本計画を基に提案したことになりますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

○菅原観光スポーツ部長　繰り返しの答弁になりますが、基本計画策定に先立つ１月２９日開催のＰＦＩ導入検討会議において、官民連携導入可能性調査結果として官民連携手法の導入を決定し、実施方針の策定、公表の手続に着手することが妥当と判断され、２月６日に官民連携手法の導入を

決定したことから、新年度予算案に該当予算を計上し、市議会に提案したところでございます。

基本計画につきましては、予算の執行時に考慮すべき事項を取りまとめたものでありまして、基本計画を基に今年度の予算を提案したものではございません。

○能登谷委員　市政方針も新年度予算も基本計画も、結局、１月２９日のＰＦＩ導入検討会議、それから、２月６日に官民連携手法の導入を決定した、だから、新年度予算に当該予算を計上し、市議会にも提案したということになっているんですが、官民連携手法の導入決定は、いつ、議会に報告されましたか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長　官民連携導入可能性調査の結果につきましては、本年４月に開催をされました経済建設常任委員会で報告させていただいたところでございます。

○能登谷委員　新年度予算はいつ決定されましたか。

○菅原観光スポーツ部長　議決日は３月２５日ですが、市としての予算案の決定といたしましては、２月６日となっております。

○能登谷委員　微妙ですよね。議会に官民連携で行くぞって報告したのは４月の常任委員会です。これは、だから、全部、議論が終わってから。新年度の予算も決まり、方針も決まって、その後ですよ。

それから、新年度予算案はいつ決定されたか、２月６日。官民連携手法を導入したその日に予算も決定していますから、普通は間に合わないですよ。その日、決定して予算に反映されるなんていうことはあり得ないですから。そうじゃありませんか。

○菅原観光スポーツ部長　決裁日につきましては２月６日。それぞれ予算案の決定、それから、官民連携導入の決定については、いずれも２月６日でありますけれども、それ以前に、１月２９日の開催のＰＦＩ導入検討会議におきましては、市長を含めて会議が開催されておりまして、合意は形成されているものというふうに考えております。

○能登谷委員　ちょっとまた細かいお話に戻しますが、先ほど見た資料の２ページ目のアスタリスクの３つ目、既存施設の管理運営は――既存施設というのは花咲スポーツ公園再整備全体の話ですよね。新アリーナと別途発注となる想定、これがＰＦＩ導入検討会議のときから決まっていますが、花咲スポーツ公園再整備計画は、令和８年度、来年度に定めることになっていませんか。

だとすると、市長は、花咲新アリーナ基本計画を構想するための予算ものせ、新アリーナの予算ものせているんですが、花咲公園全体の再整備も計画も決まらない中で、事実上、事前に内容を執行しているとしか思えないんですが、そういうことなんでしょうか。

○菅原観光スポーツ部長　このアスタリスクの３つ目、既存施設の管理運営は新アリーナと別途発注となる想定というふうにしているところでございます。

基本計画につきましては、新年度以降の予算執行に係る内容を体系的に整理するものというふうに理解しております。

○能登谷委員　それで、大分、ずっとかみ合わないんですよ、言っていることがね。何がかみ合わないかというと、一つは、体育館を２つにするという明確な根拠がない。聞いたら、そうだと言っている、スポーツ団体がね。何日分ぐらいとか、大会幾つだったから何ぼだとか。それは、今ある総合体育館の機能は東光に移るわけだから、新しく体育館を造らなきゃなんないほどの理由にはなっていないんですよ。それが、一つ疑問です。

それから、花咲新アリーナを東光と同じ２０３０年度に建設する意味、これは、今まで聞いてきた中でも、ヴォレアス北海道の都合しかないんじゃないか。いろいろ精査した上で、やっぱり２つ目、造るわと言っても、２０３０年度にする意味っていうのが見つけられない、一つも、ヴォレアス北海道以外に。

それから、官民連携にすると判断したのは、ＰＦＩ導入調査や、その後の官民連携何だか会議で２月６日に決めたってさっき言っていましたけど、その判断、その総合評価もあってここにも出ているということと、その後に決められる事業手法との整合性が持てない。金額の比較もない。

これらは、どうやって市長が判断したり指示されてきているんでしょうか。

○桝井副市長　これまでも、多分、御説明しているとおり、決裁を取っている中で、市長がそれぞれ判断しているということになろうかと思ってございます。

また、その判断材料につきましては、それぞれ、その過程、過程の中で判断していきますが、能登谷委員が御理解ができていないということでございますけれども、今、２つ、必要性がないんじゃないのという御指摘がありましたけれども、当然、私どもとしては、これまでも答弁してきているとおり、必要だという認識の下に立って考えているところでございます。

また、２０３０年、ヴォレアスありきではないかということでしたけども、この点についても、これまで答弁してきたかと思います。今日は答弁していないですが、これまでの答弁の中で説明しているかと思いますけれども、花咲については、耐震性もない中で早急な対応が必要ではないかという観点の中で、実務的な最速の可能性を考慮した結果、２０３０年になっているというふうに考えているところでございます。その点につきましても、これまでも、多分、御答弁してきたかなというふうに認識しているところでございます。

また、耐震性のない施設を従来どおりいつまでも続けていくというのは本当にいいのかという判断もございます。市民の方がけがする施設を使い続けることが妥当だという判断があれば、この期限は延ばすこともあろうかと思いますけれども、今時点においては、実現可能性がある期限の中で最速で整備することによって、利用者の安全、安心を確保することは非常に重要な観点かなというふうに認識しているところでございます。

あと、３点目、申し訳ない、３点目、どういう御指摘だったか、もう一回教えていただいてもよろしいでしょうか。すみません、話、ちょっと忘れてしまって。

○能登谷委員　ついでだから今のことも言いますけど、私が理解できないんでなくて、納得できない。理解できるほどの中身が答弁されていないから、それが一つ。

それから、耐震性とおっしゃるんだったら、じゃ、文化会館もないでしょう。文化会館はもっと前からないと言われていて、どんちょうも落ちて危険だと言われている。しかも、東光を建てるから、耐震性のことは理由にならないんですよ。後継施設は、まずは東光だから。新しく別なものを建てる理由にはなっていませんよ、おっしゃっていることは。

それから、最後、聞きたかったのは、官民連携が必要だと判断した内容、総合的な判断に二重丸が２つあったけど、そのことと、最終的な事業手法は金額の比較もない中で非保有になった、その整合性がないですよっていう話です。

まず、そうしたら先に伺いますけど、文化会館の耐震性はあるんですか、ないんですか、どっちが優先ですか。

○桝井副市長　文化会館も、当然、耐震性がないことはこれまでも御説明しているところと思います。文化会館につきましても、現実的な最速のスケジュールで進める中で、当然、利用者の安全、安心を確保することが重要でございますので、そういった中で、今、議論をしている過程であるというふうに認識しております。

こちらについても、現実的な建て替えができる最速を可能な限り努力しているというのが市のスタンスと認識しているところでございまして、どちらにおいても、安全、安心の確保について差があるものではないと認識しているところでございます。

最後、官民連携の在り方についての３点目だというふうに認識しておりますけれども、こちらについては、多分、納得できないということかもしれませんけども、私たちの行政判断といたしましては、昨年度の判断というのは、従来方式と比較して官民連携全体として妥当かということを判断したところでございます。また、その中においては、従来方式に比べて著しく劣るものがなかったというふうにもなっているかと認識しているところでございます。

そういう中にあっては、従来方式と比較して劣るものがないので、次のステップとしては、また詳細に評価すべき観点を再整理いたしまして、新しい観点の中でどのような手法が妥当かということを判断していくことについては今年度検討しているものでございまして、まさしく、評価の仕方が変われば同じ真実であったとしても見方が変わるということで、評価の結果は変わるものと認識しております。

過去の評価の視点のとおりすればそのとおりでございますけれども、新たに設定した評価の視点においては、評価が変わらないということは一切なくて、評価の観点が変われば、当然変わるものでありますので、その点については納得いただけるものと思います。

２つの施設が同時に必要かということで、後継はそうですけれども、ニーズに応えるには２つの施設でニーズに応えるというふうに考えてございますので、その点については、また、これまでも答弁しているとおりでございますけれども、御理解はいただけるけど、納得できないということでございますので、納得というのは主観だと思いますので、また、委員の御意見として伺わせていただければと思います。

○能登谷委員　一つは、評価の視点、事実は同じでも変わると言っているんだけど、評価の視点は、プロフィットセンターとか自由度とか、将来の負担ですよね。それは、もともとありましたよねと、決算年度から、その前から、新しくはないですよ、率直に言って。

それで、私の最終的に聞いていることは、市長の判断と指示はどうだったんだと。それぞれのときに判断した、それでは分からないです。市長としても同じ考えですか。

○桝井副市長　まず、先に申しますと、市長の判断ですけれども、当然、市長も決裁をしていただいているので、その判断を妥当として決裁をしているものと認識しております。

もし市長が違う判断であれば、当然、決裁は押されないわけですので、決裁があるということは同じ判断であると、自明だと思うんですけども。その点がよく理解できないんですけれども。委員の御指摘はよく理解できないところでございます。決裁があるということはそういうことだと思ってございます。

○能登谷委員　その時々の判断を言っているんですよ。最終的に、今の事業手法選定、９月に決めたというときの指示でなくて、どういう指示を、じゃ、それぞれのときに市長はしてきたんです

か。出来上がるまで何も言っていないの。これだけ市政方針でも言っておきながら。

これ、ずっとやっていてもしようがないので。結局、理解も納得もできないですね、率直に言って。説明が足りない、皆さん方の。だって、整合性が持てないもの。

官民連携の全体がいいと言っていない総合評価なのに、官民連携が、全体がいいようにして、最後は評価の低いほうで決めていくようなやり方、それがどうしてもおかしい。

耐震性と言ったって、耐震性はないから東光を造るわけで、それ以外にもう一個造る理由には耐震性はなっていない。今の説明は本当になっていないです。

だから、決算年度までというか、そこまででいろいろ意思形成してきたものの中で、どうしても意味が分からない、皆さん方の説明では。

なので、これ以上やっていても仕方がないと思うので、市長に、直接、市政方針でも語った内容、そして予算もつけたということもあるので、そこに聞きたいと思いますので、手続をお願いします。

○高橋ひでとし委員長　能登谷委員にお伺いいたします。

ただいまの御発言につきましては、総括質疑のお申出ということで取り扱わせていただいてよろしいでしょうか。

○能登谷委員　はい。

○高橋ひでとし委員長　それでは、そのように扱わせていただきます。

引き続き、御質疑願います。

○能登谷委員　それでは、総括質疑の部分を除いて、後半分を終わりたいと思います。

○高橋ひでとし委員長　理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時５６分

再開　午前１０時５８分

○高橋ひでとし委員長　再開いたします。

御質疑願います。

○安田委員　後半のほうは、旭山動物園の決算について、幾つかお聞かせ願いたいと思います。

旭山動物園は、１９６７年７月１日、今から５８年前に、日本最北の動物園として、北海道では札幌の円山動物園、おびひろ動物園に次いで３番目の動物園として開園いたしました。数年間の入園者数は、当初４０万人ほどで、１９８３年には５９万７千人をピークに減少状況になってしまいました。１９９４年には、ニシローランドゴリラとワオキツネザルがエキノコックス症で死亡するという事態が発生し、施設面も含めて予防策を検討するため、８月２７日で営業を切り上げました。市民の不安は大きく、１９９６年には年間入園者数が２６万人にまで減少しました。

私が市議になったのは、今から３０年前の１９９５年、市議会内でも、３億円の借金があるんだから閉園したほうがよいのではないかという議論もされていたときでありました。そういう中であっても、毎年、動物園の質問をさせていただき、当時の会派の会長が杉山議員に、安田の質問に予算をつけてやれと。杉山先生は、市長だとか、その頃はまだ副市長っていない、助役なんですけど、助役の方とお話をして、いろいろ予算をつけてもらった思い出があります。そこから私の動物園人生が始まったと言っても過言ではございません。

そこで、質問ですが、旭山動物園の令和６年度の入園者数の状況と内訳や傾向についてお答えください。

○中田旭山動物園主幹　令和６年度の入園者数につきましては１３９万６千１８０人となっており、前年比で１０万２千６３７人の増となり、コロナ禍前と同水準まで回復したところであります。内訳として、有料入園者数が全体の約７５％となっており、ほかの動物園と比較し、有料入園者の割合が多いものと認識しております。一方で、パスポート購入数が減少していることから、地元を中心にリピーターが減少しているものと分析しております。

また、時期による動向としては、夏期開園において前年比では微減となっているものの、冬期開園につきましては、インバウンド需要の伸びが顕著であり、平成２１年度シーズン以来、１５年ぶりに５０万人を超え、特に１月は、１か月で１４万２千４９０人と、冬期の単月としては過去最高となったところでございます。

○安田委員　答弁に出てきた冬期の開園のことでありますけれども、１９９９年に、たしか、冬の緊急雇用対策か何か、国の予算があって、それを使わせてもらって開園をしたと思います。今までは半年しか開園をしていなかったんですけど、冬は実験的に手探りで開けていたのを思い出します。

開けたのはいいけど、暖を取るところも全くなくて、質問してこの予算がついたことについて責任を感じて、一度見に行ったんですけども、人は全然いませんでした。１週間に５日間ぐらい、１１時から１４時まで、３時間限定で冬の開園をしていたのを思い出しました。その後、数年後、ペンギンの散歩などを行うことによって、だんだん人が集まるようになってきて、先ほどの答弁ではもうたくさんの人が来ているということで、大変うれしく思っております。

冬期、とりわけインバウンドが増加しているようでありますが、インバウンドの来園状況を詳しくお答えください。

○中田旭山動物園主幹　インバウンドの来園状況については、入園対応時において、オペレーション上、全ての来園者の国籍を把握することが困難なため、正確な実数を持ち合わせていないところです。

しかしながら、来園者傾向を把握する上でインバウンドの動向についても捉える必要があるため、令和６年度においては、毎月、期間を定め、改札口にて実施した外国人向けの声かけ調査により、どの国や地域から訪れているのか、把握したところでございます。

声かけできる範囲での調査のため、実数はそれよりも多いと考えておりますが、その結果によりますと、昨年度の外国人の比率は、通年でおおよそ２割程度であり、夏期は１割程度、冬期は４割程度となっており、このことから、冬期はインバウンドの来園者が多数を占め、冬期来園者数の増加の大きな要因となったものと分析しています。

なお、国・地域別では、台湾、中国本土で半数以上を占め、続いて、タイ、香港、シンガポール、マレーシア、韓国となっており、アジア圏が多数を占めておりますが、北米やヨーロッパ、オセアニアからの来園も一定数あり、多国籍化が進んでいると認識しております。

○安田委員　先日も旭山動物園に行ってまいりました。本当にいろいろな言語が飛び交っていて、たくさんいろんな国から来ているんだなと感じました。

来園者数がコロナ禍前の水準に戻り、インバウンドも増加したことによる新たな課題はあるので

しょうか。その対応策とともにお答え願います。

○田村経済部次長　コロナ禍以降、本園におきましても、インバウンドの増加が顕著となっており、段階的に様々な対策を取ってきた一方、さらなる充実を図っていく必要があると認識しております。

これまでの主な取組としまして、入園券の購入に係る対応においては、インバウンドがより購入しやすいよう、海外ＯＴＡなどを通じて入園券の外部販売の充実を図りましたほか、キャッシュレス決済の導入や拡充を進めてきたところであります。

その他の対策としましては、園内マップのウェブ化に伴う多言語対応、コインロッカーの増設などを進めてきましたほか、インバウンドの来園が多い冬期開園期間におきましては、足元が滑りやすい園内での砂まき強化などを行ってきたところであります。

今後も、外国語対応のできる案内スタッフ増員の検討を行いますほか、インバウンドの利便性や満足度の向上につながる取組、動物園を安心、安全に楽しんでいただける対策を進めてまいります。

○安田委員　先ほどの答弁で、パスポートの購入数が落ちているとのことでありましたけれども、どれぐらい落ちているのか、また、市民料金の状況はどうなのか、お答え願います。

○中田旭山動物園主幹　旭山動物園の年間パスポートの令和６年度購入数につきましては２万７千７２１枚であり、前年比で３千６６９枚、１１．７％の減となっているところでございます。

また、同様に市民特別料金入園券の購入数は２万６千６６５枚であり、前年度比で１千４１８枚、５．０％の減となっており、昨年度においては、市民、地元やリピーターが減少しているものと認識しております。

○安田委員　パスポートについては、一番最初からあべ弘士さんの絵を利用していて、ずっと私も集めてはいるんですけど、財布の中に入れておくとちょっと薄れてきてしまうので、と思っていたら、何か振興公社がまとめて売りに出していたのを見てびっくりしてしまいましたけれども、本当はちょっと欲しかったです。

ほかの動物園へ行っても、１回しか行かないかもしれないけど、できるだけパスポートを買って、いろいろ、どんな工夫をされているのかなというものをちょっと見ているところであります。

先ほどは販売ベースでお聞きしましたけれども、入園者数で見た場合、市民や地元の利用状況はどうなっているのか、お答えください。

○中田旭山動物園主幹　市民の利用につきましては、市民特別料金入園券だけではなく、パスポート購入の場合もあるため、その利用状況を把握することはできておりません。また、周辺町や道内からの地元来園者数につきましても、入園口において来園者の地域属性を確認していないため、正確な数値は持ち合わせておりませんが、パスポート利用のほとんどが市民や地元を中心としたリピーターの来園者であると認識しております。

令和６年度のパスポート入園者の状況を申し上げますと、９万５千７４４人となっており、前年度比で９千９４９人、９．４％の減となっているところでございます。

○安田委員　私が議員になった頃は、地元のリピーターをどのように増やしていくかということで、このパスポート制度もやっていただいたと思うんですけども、やはり、地元の方々に足を運んでもらうということが大切なのかなといまだに思っております。

１年に１か所、どこか新しい施設を造ることによって、またそれを見に地元の方が来てくれるのかなという夢の下、今、菅野副市長が嫌な顔をしていましたけど、今、そんな予算がないっていうのはよく分かっていますので。

市民や地元のリピートの入園者数が減っている現状をどのように認識しているのか、そして、何か対策は講じているのか、お答えください。

○田村経済部次長　入園者数が順調に回復してきた中で、市民やパスポートの利用が落ち込んでいることは懸念材料であり、足が遠のいている要因を分析し、速やかに手だてを打つ必要があると認識しております。

これまで、本園では、市民特別料金を設けたり、年間パスポートの料金を一般料金の１．４倍、市民特別料金の２倍相当と割安な設定とし、できるだけ地元の方が気軽に来園できる料金体系としてきたところであり、このほか、旭川市民の日である８月１日には、市民の入園料を無料としているところでございます。また、市内路線バス事業者との連携による旭山動物園ラッピングバスの運行や、市内商業施設でのＰＲ動画の放映など、動物園を再認識してもらう取組や、園内売店事業者と連携し実施したソフトクリームのスタンプラリーなどを通じ、動物園にリピートするきっかけづくりに努めてきたところです。

今後とも、これらの取組を継続、充実させるとともに、季節ごとのイベントや地域住民向けの企画を効果的に実施するなど、地元の方々が気軽に訪れやすい環境を整え、より多くの皆様に利用していただけるよう努めてまいります。

○安田委員　令和６年度は、総じてどのような取組を行ったのか、新たな取組や力を入れた取組はあったのか、お答え願います。

○田村経済部次長　令和６年度は、新たな動物舎のオープンはありませんでしたが、施設整備に関しましては、ぺんぎん館ほか施設での日よけの設置、ほっきょくぐま館等の屋外放飼場の擬岩修繕など、老朽化した施設や設備の改修、修繕を行ったところであります。

ソフト面におきましては、６月には、小学生だけの特別開園であるあさひやま・キッズ・Ｚｏｏ、９月には、小学生が園内に宿泊しながら動物の世話などをするスタディキャンプと、いずれも初の試みとして開催するなど、子ども向けの内容を中心に各種イベントの充実を図りましたほか、ＳＮＳによる情報発信など広報活動にも力を入れ、動物園の魅力向上に努めてきたところであります。

また、地元にも目を向け、道内の動物園、水族館と連携しました北海道産いきもの保全プロジェクトの活動を本格化させましたほか、ゼロカーボンＺＯＯの取組としまして、園内剪定枝を燃料に活用したペレットストーブを３台設置するなど、生態系の保全や環境保全に関する取組を推進してきたところでございます。

○安田委員　さっきスタディキャンプの話が出ておりましたけども、昨年の９月１６日の新聞でそれは拝見させてもらいました。子どもたちがあざらし館で寝袋や毛布などを使って宿泊するんですけども、あの明るい中で寝られるのかなと思ってちょっと心配ではいたんですけど、何か楽しそうな子どもたちの様子を見るとすごくうれしかったです。

地元や子どもを意識しているようですけれども、その理由や思いについてお答え願います。

○田村経済部次長　旭山動物園は、多くの来園者にお越しいただける北海道を代表する観光施設と

なっておりますが、経済波及効果といった側面だけではなく、地域社会に対し、広く貢献していくことが重要だと考えております。地球環境の課題は、ローカルな視点からの行動が第一歩であり、地域に根差した動物園だからこそ活動できること、発信できることも数多くあるものと認識しております。

また、動物園は、次世代を担う子どもたちにとって、動物や生態を学ぶとともに、環境に対する感受性を育む場となっており、持続可能な未来や地域社会のために果たすべき役割は大きいものと認識しております。

旭山動物園は、苦難の時代にも応援し、支えていただいた地元の皆様の存在とともに現在がありますので、今後とも、環境保全への貢献はもとより、地域社会にとっても必要不可欠とされる動物園であり続けられるよう努めてまいります。

○安田委員　毎年、１回、ずっと私も動物園の質問をさせていただいておりましたけれども、まさか、動物園という場所が観光になるっていうことは、全く想像も当時はできなかったのが本当のところであります。

飼育の係の方が、ワンポイントガイドなどを始め、けど、昔からの職人さんみたいな飼育係の人たちが、何か、そんなことをやるのが面倒くさいとかという話はちょっと聞いたことがあるんですけど、そういうことを始めることによって、テレビで取り上げられ始め、当時、小菅園長から電話が来て、東京からツアーを組んで旭山動物園に来る変わった人たちがいるんだよと。そのときに電話があって、バスを止められるところがあるかって聞かれたんですよ、議員と言われたときに、えっ、ツアーで旭山動物園に来るんだと、そんな気持ちでいっぱいでした。

そんな中、ただ、昨年度は、２月に発生した東門に向かう坂道での多重衝突事故によって大型バスの通行が一時制限されましたけれども、団体の送客に影響は出なかったのか、お答えください。

○田村経済部次長　２月１５日に発生した多重衝突事故では、東門に向かう坂道が通行止めとなりましたが、事故車両が撤去され、通行の安全が確認された１８日からは、大型車両を除き、通行止めが解除されたところでございます。大型車両につきましては、積雪路面時での車両擦れ違いにおいて安全性が確保できないための措置でありましたが、安全確認体制の強化や、来園ピーク時間帯でのバスの下り走行を制限するなどの対策を講じ、３月８日からは全面解除となったところです。

団体の受入れにつきましては、東門からの入園を基本としておりますが、事故発生から通行止めが全面解除されるまでの２１日間は東門での受入れができませんでしたので、緊急的にスタッフ配置を変更し、正門前駐車場をバス待機場とするなどして正門からの受入れを行ったことで、団体送客への影響はほとんどなかったところでございます。

○安田委員　あの事故はいろんなニュースで流れて、私がいまだに頭に残っているのは、軽自動車がバスに押されて滑っていく様子が映し出されて、本当にぺっしゃんこにならなくてよかったな、ちょっと生々しい映像だったなって、頭の中に今残っています。

正門からの受入れで乗り切ったとのことでありますけども、安全面から団体の受入れを恒常的に正門に移すということはできないんでしょうか。

○田村経済部次長　現在の東門は、当時急増していた団体客専用の入園口を新たに設け、来園者の入園動線を分散させることを目的としまして平成１８年度に移転整備したもので、東門前には、大型バスの乗降場所であるロータリーエリアが設けられ、付近にはバス待機場も有しております。

一方、正門からの団体受入れについては、園内での高低差が負担となる小学生以下の団体や障害者を含む団体に限定しておりますが、仮に全ての団体を正門から受け入れるとなると、新たなバス待機場のためにまとまった土地を確保する必要がありますほか、来園者の多くが正門に集中することが想定されるため、正門周辺での混雑や、それに伴う安全確保が大きな課題になると考えております。

このことから、団体の受入れにつきましては、引き続き東門からの入園を基本とする考えでありますが、東門に向かう坂道の路面管理や注意喚起、バス車両の擦れ違い制限など安全対策を徹底するとともに、今年度は冬季においても夏場と同じ車道幅員を確保する道路整備を行っているところであります。今後におきましても、さらなる安全策を講じられないか、検討を重ね、来園者の皆様が安心、安全に御来園いただけるよう努めてまいります。

○安田委員　正門のほうには難しいということでありますので、東門を使う場合にも、あのような事故が起きないように、何か、いろいろとまた検討していただければいいのかなと思っております。

ちょっと決算とは全く関係ないんですけど、先日、居酒屋に行くと、そこのお客さんが、安田さんは動物園議員なんですよねって、何か懐かしいことを言われて、聞いていたら、お盆に永山墓地に行くとオオカマキリがいたんですということでありました。

北海道には実はカマキリはいないはずなんですけど、今、生態系がどんどん変わってきて、いろんな動物が北海道にも上陸しているんですけれども、温暖化の影響で旭川でもこのようにカマキリが確認されているようですけど、動物園としてこの状況をどのように捉えているのか、お答え願います。

○田村経済部次長　昨今の気候変動により動植物の生息環境が変化し、食物連鎖にも影響を及ぼすことで、種の絶滅を引き起こすリスクが高まっているものと認識しております。

ここ旭川においても、委員が御指摘のカマキリのほか、これまで見られなかったミンミンゼミやアブラゼミといった南方系のセミの生息が確認されるなど、生息分布が北上しており、今後は生態系にどのような影響が出てくるのか、注視していかなければならないと考えております。

動物園は自然を知る玄関口という言い方をされますが、旭山動物園では、動物の飼育展示にとどまらず、園内外をフィールドとした自然観察会や様々な教育活動を実施しておりますので、これらの活動を通して目の前の現状に気づいてもらい、私たちに何ができるのかを共に考え、行動してまいりたいと考えております。

○安田委員　そうですね、確かに、最近、ミンミンゼミが鳴いているのにちょっと驚いていますね、私も。やっぱり、本当に今まで北海道にいなかった昆虫や動物が北海道にいて、これから本当に生態系が変わっていくのかなと思ってちょっと心配しているところであります。

旭山動物園では、年間どれぐらい餌代がかかっているのか、動物園の予算規模ではどれぐらいの割合となっているのか、一番、餌代がかかる動物は何なのか、お答えください。

○中田旭山動物園主幹　旭山動物園の動物餌代につきましては、令和６年度決算の飼料代が４千７７３万２千３０２円となっており、動物園事業特別会計の経常費である施設管理費１０億８千３２６万８千９３８円に対し、割合は４．４％となっております。

また、購入単価を基にしたデータによりますと、動物個体当たりでは、体格が大きく、肉、魚、

野菜と様々な餌を多く与えているホッキョクグマが１日当たり４千１３３円と、最も高額になっております。一方、動物種当たりで算出した場合、１０頭を飼育しているチンパンジーが１日当たり１万９千７４０円と、最も高額となっているところでございます。

○安田委員　なぜこれを聞いたかというと、実は、いろんな動物園に行ったんですけども、コアラの餌代がすごいんですね。コアラの餌代が、最高で１頭当たりで年間２千万円かかっているところもあるんですよね。コアラというのはユーカリという木を食べるんですけども、ユーカリには９００種類ぐらい種類があるんですけども、そのうち、コアラが食べるのは３０種ぐらいのユーカリで、特に新鮮なものしかコアラって食べないから、栽培をしないとならないんですよ。僕が行った動物園では、瀬戸内海のほうで５～６か所、やっぱりユーカリを育ててもらっているから、結局、人件費だとか土地の管理費などがとても高くなって、餌代が高くなるという話を聞きました。

あのパンダでさえ、年間３６０万円ぐらいなのかな、たしか。ただ、パンダの場合は、中国人が１人ついてきちゃうんですよね。それの生活費やなんかが１億円ぐらいかかるっていうことをちょっと上野で聞いたことがあります。

飼育している動物が備品扱いになっていることに違和感をいまだに感じておりますけれども、昨年度、残念ながら死亡した主な動物についてお答えください。

○中田旭山動物園主幹　昨年度死亡した動物につきまして主なものを申し上げますと、チンパンジーやシンリンオオカミなど哺乳類が６種７点、鳥類がフンボルトペンギンやクマタカなど３種３点、計９種１０点となっております。

○安田委員　私が今心配しているのは、昔、中田さんなら分かると思いますけど、ノシオというミナミシロサイが展示されていました。２００９年の１１月１７日に腎不全で死亡してしまいまして、このことにより、北海道ではもうサイを見ることができなくなりました。

たしか、ホッキョクギツネも旭山にはいたと思うんですけども、あれ、いろいろと調べると、やっぱり、日本の動物園では旭山動物園ぐらいしかいなかったみたいなんですよ。これから、もしかすると動物園でももう見られなくなってしまう動物たちって出てくるんじゃないのかなと思って、今、とっても心配しています。

種の保存の観点はもちろんのこと、動物園の魅力向上や話題性といった面でも動物の繁殖が期待されておりますけれども、令和６年度の繁殖実績についてお答え願います。

○中田旭山動物園主幹　動物の繁殖は、関係する職員にとっても大変喜ばしい出来事であり、同時に、話題性のあるものとして動物園の魅力向上や来園者増につながるものと認識しております。

本園におきまして、動物の繁殖に当たっては、日頃から、担当動物の体調管理や給餌を適切に行うとともに、できるだけストレスをかけない飼育環境づくり、繁殖環境づくりに努めながら、動物のペアリングに取り組んできたところでございます。このような日々の取組により、令和６年度においては、４月にシマフクロウ１羽の人工ふ化に成功したほか、５月には、エゾタヌキが８頭、７月には本園では２０年ぶりとなるエゾモモンガが３頭、さらには、８月にアムールヒョウの雌１頭が誕生するなどの実績があったところです。

○安田委員　今、エゾタヌキとエゾモモンガの話が出ましたけど、山を登っていくところにエゾタヌキがいるのかな、何か、いっぱい集団で固まっていたから、ああ、これかっていう感じでちょっと見ていましたけど、あと、エゾモモンガが、やっぱり、どこへ行ってもそうなんですけど、夜行

性の動物を展示するときに、どこにいるか分かんないっていうのか、見えないので、何か、もう少し工夫していただければありがたいかなと思っております。

先日、「朝メシまで。」という番組を見ていると、ホッキョクグマの寝室に産室を造っている様子が映っていました。ホッキョクグマの繁殖に向けてペアリングを行っていたと思いますけれども、子どもの誕生は期待できそうなのでしょうか。

○中田旭山動物園主幹　ホッキョクグマについては、一般的に雌の発情期間が短く、ほかの動物と比較しても受胎率がかなり低いため、繁殖が難しい動物であると言われております。

このような中、本園においては、雄のホクトと雌のピリカでペアリングを行い、令和３年１２月には、本園では４０年ぶりとなる雌１頭の繁殖に成功しておりますが、昨年度より再びこの２頭によるペアリングを行い、交尾も確認しているところでございます。ホッキョクグマは胎児が非常に小さく、妊娠しているかを事前に把握することができないため、現在、注意深く体調に変化がないか観察しているところでございます。

○安田委員　１９７４年に、国内で初めて旭山動物園においてホッキョクグマの繁殖に成功して、２０２１年には４０年ぶりにゆめが誕生しておりますし、これからもぜひホッキョクグマの子どもが生まれるように期待しております。

それでないと、今、どうなのかな。昔は、動物園水族館協会で、ホッキョクグマの移動は旭山が何かいろいろそういう権利を持っていたんですけど、いろいろまた動かしていかないとそういう子どもが期待できないんじゃないかなと思っております。

旭山動物園に新たな展示施設ができることを期待している人は多いと思いますけれども、今後の施設整備の展望についてお答え願います。

○三宮経済部長　旭山動物園では、現在、マヌルネコ舎の増築工事を行っております。また、遊具エリアの整備も進めておりまして、いずれも令和８年度のシーズンからオープン、供用開始を予定しているところでございます。

大型の展示施設の整備となりますと、直近では令和４年度にえぞひぐま館を新設しておりまして、ここ最近は大型の展示施設の整備というのはないことになっておりますけども、これまで議論いただきましたように、動物園が苦境の時代がございました。そのときから、安田委員は応援でいろいろと質問していただいたということで今お聞きさせていただきましたけども、この苦しかった時代にも、飼育スタッフが思いや夢を語り合って理想の動物園をまとめた１４枚のスケッチというものがございます。それを一つ一つ実現してきたのが今の旭山動物園でございまして、一部、まだそのままのものが実現していないものはありますけども、コンセプトを落とし込んだ施設が代わりに整備されておりまして、一定の区切りはついたというふうに思っております。

ただ、いろんな有名となった施設がありますけども、それらが、今、老朽化してきておりますので、そういったものの建て替えが中心になっていくと思いますけども、建て替えのときも、単に今あるものを直すというだけではなくて、その根底にある概念というものを継承しつつバージョンアップした施設とするとか、あとは、新規の展示施設を整備する場合には、皆様の御期待に応えられるように、旭山動物園ならではの視点を持った、そういったコンセプトを打ち出して、新たな発見や気づきが得られる魅力ある動物園に引き続きしていきたいと思っておりますので、今後ともそのように努めてまいりたいと思っております。

○安田委員　苦境の時代があったから職員の手作りの看板やなんかがあるのかなと思っているし、３００万人来た頃の観光客の方も、観光客って、ほかの動物園の方か、あの看板はどこに注文したらできるんだって聞いていた方がいらっしゃったのも事実ですし、今まで職員の方々がいろんな御苦労があって一生懸命やってこられたから今の動物園があるのかなと思っております。

そのおかげで手づくり郷土賞だとか、北海道の動物園では初めて、昨年、博物館法に基づく登録博物館に認定されたと思っております。これからも、ぜひ、一生懸命、動物園のためにお力をお貸しいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで、私の質疑は終わります。

○高橋ひでとし委員長　暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時３２分

再開　午後　１　時００分

○高橋ひでとし委員長　再開いたします。

御質疑願います。

○石川まさゆき委員　後半部分は、２事業、観光スポーツ部と経済部に質疑をさせていただきたいと思います。

まずは、観光スポーツ部のほうに、スポーツ大会開催負担金・補助金、そしてバーサーロペット・ジャパン開催負担金について、質問させていただきたいと思います。

９月２８日、旭川ハーフマラソン大会が、晴天の中、行われました。令和６年度より、大雪アリーナを発着地点としてコースを大幅にリニューアルさせ、私の地元である神楽地区の公道を走るコースが用意されたのに加え、大雪アリーナの中でのイベントや、屋外駐車場では旭川ラーメンをはじめとするキッチンカーなどの飲食ブースが用意されまして、おいしいグルメで、マラソン参加者も応援団の方も、誰もが楽しめるイベントとなったと思います。

今年は、準備不足で私はエントリーできなかったのですけど、昨年は１０キロコースを走らせていただきました。

一方で、バーサーロペット・ジャパンは、１９８１年に第１回が開催され、今年で４５回を終えたところであり、本市を代表する冬の風物詩のスポーツ大会であることは間違いないのですが、近年の温暖化の影響で雪が解けかけた状態の中でコースづくりをしたり競技をしたりなど、歩くスキー愛好家の方もたくさんいますので一概には言えませんが、昨今のスキー離れもあり、組織委員会の方々は様々な御苦労があり、さらに、運営面でもいろいろ大変なのかなというふうに思います。

まずは、スポーツ大会開催負担金・補助金の事業目的、また、令和６年度の事業概要と決算額についてお聞かせください。

○松田観光スポーツ部次長　１０款６項１目のスポーツ大会開催負担金・補助金につきましては、本市で開催される大規模スポーツイベントでありますハーフマラソン大会、バーサーロペット・ジャパンの円滑な大会運営のため、事務局の運営に係る経費や大会に対し、補助を行おうとするものでございます。

令和６年度の決算額は、ハーフマラソン開催負担金が１千２００万円、旭川市スポーツ協会の補助金が１千８８０万円の合わせて３千８０万円となっております。

○石川まさゆき委員　続きまして、旭川ハーフマラソン大会の参加料とその合計額、また、支出の概要についてもお示しください。

○松田観光スポーツ部次長　昨年度のハーフマラソン大会の参加料でございますが、ハーフで一般が６千５００円、高校生が４千円、１０キロが一般４千５００円、高校生２千５００円、２．５キロが２千円などとなっており、参加料収入の合計は１千８２１万８千５００円となっております。

実行委員会の決算といたしましては、参加料に加えまして、市からの負担金１千２００万円、その他協賛金などで合計３千４２２万５千２１８円となっております。支出でありますが、最も大きい経費が、警備業務や記録計測、コーンや看板の設置に係る委託料でありまして、ここに１千５２４万２千９３円、参加記念品やメダル等の報償費が４８３万２千２８５円、業務車両や搬送バス、仮設トイレなどの使用料、賃借料が２４８万９２５円となっており、支出の合計は３千２２５万５千７８２円となっております。

○石川まさゆき委員　支出で最も大きいのが警備や記録、あとは、コーンや看板設置に係る委託料で１千５００万円ちょっと、その他合計で３千２００万円ちょっと、ただし、市からの負担金やその他協賛金で収入は合計３千４００万円ちょっと、そのうち、収入で大きいのが参加料収入で１千８００万円ちょっと、いろいろ計算しますと、令和６年度は１９６万９千４３６円の繰越金があったということだと思います。

ハーフマラソン大会は、令和６年度の参加者数が増えたというふうに聞いています。今年度の参加者数の状況はどうであったのか、また、その要因についてどのように分析しているのか、お聞かせください。

○松田観光スポーツ部次長　ハーフマラソンの参加者数ですが、昨年度は３千４８３人で、その前年度の令和５年度の２千２２５人と比較して１千２５８人、約１．５倍に増加しておりまして、先月行われました今年度の大会では３千９２８人と、さらに４４５人増加しております。

このように増加している要因といたしましては、昨年度は、コースを大幅にリニューアルし、大雪アリーナを発着地点とし、公道を走れる距離を伸ばし、プラタナス並木や北彩都地区を走れるコースとしたほか、ご当地エイドといたしましてカステーラや旭豆などをランニング中に食べられるようにしたこと、それから、ご当地マラソン協議会に加入することで、東京マラソンなど他の大会でのＰＲを行えたことなど、実行委員会において様々な取組を行ってきたことがあると思われます。

○石川まさゆき委員　令和５年度と比べて１千２５８人の増加、令和７年度、今年度はさらに４４５人の増加ということで、順調に推移しているのかなと思います。

この４４５人の増加で参加料が幾ら増収したのか、まだちょっと計算できないので分かんないんですけど、さらに繰越金が増えたのかなというふうに思います。

私も、昨年参加しましたので経験したんですけど、ランニング中に食べられるカステラや旭豆があるというのは、まさに市民マラソンという感じでユニークでいいのかなというふうに思うんですが、私は１０キロ走ったんですけど、やっとの思いで走ったんですよね。で、その走っている中で、とてもじゃないけど、口の中で水分を奪われるカステラを食べる気にはなれなくて、食べようと思って取ったんですけど、手に持ったまま、最後、完走したということもありました。

もちろんいろんな楽しみ方があるので、記録を狙うために一生懸命速く走る方もいれば、食べる

ということを楽しみにして走るのもいいのかなというふうには思いますけれども、いずれにしても、実行委員会で様々な取組をしている努力が成果として出ているのかなというふうに分かりました。

では、次に、この旭川ハーフマラソン大会をさらに発展させて、よりよい大会としていくためには、どのような取組を進めていくのか、今後の見通しと方向性や、改善点などがあればお示しください。

○松田観光スポーツ部次長　今後につきましては、道外向けにＰＲを拡大していくことのほか、大会の魅力向上のために実行委員会において検討を進めているところでございます。

改善点といたしましては、昨年度は駐車場に入る車で渋滞が起きましたが、今年度は予約制とすることで一定程度解消できたところでございます。

昨年度は、参加者の９４％が道内からの参加者となっており、さらに、道外の方向けにＰＲや魅力の向上を検討しているところでございます。

○石川まさゆき委員　川のまち旭川ですから、川の近くを走ることができるのがやっぱり旭川の大会の大きな魅力かとも思いますし、旭川商業高校の吹奏楽部の方がいろいろ演奏されていて、それにも勇気づけられたなというふうに思っています。

ご当地エイドをやっぱりもっと充実させてもいいのかなというふうに思います。さすがにスポーツ大会なので、日本酒を出すとかそういうことはちょっとできないかと思いますけれども、大盛況だった菓子博の流れを受け継いで、旭川の様々なお菓子を食べられるとか、あと、動物福祉というか、動物のまちということもありますんで、例えば、別のコースでワンちゃんと一緒に走るコースがあるとか、何か、そんなようなことも考えるといろいろ名案もあるんじゃないかなというふうに思います。旭川の魅力が感じられて、道外の方も参加したくなるような大会をぜひ目指していただければというふうに思います。

今津市長は、以前より、フルマラソン化を目指すとお話しされていますけれども、今後はどのような予定であるのか、お聞かせください。

○松田観光スポーツ部次長　フルマラソン化につきましては、道内の状況で申し上げますと、函館マラソンで経費が約２億円、千歳マラソンで約７千万円かかっているというような情報がございまして、本市の昨年度の決算額約３千４００万円と比較し、倍以上となっている状況でございます。

こうしたことから、実行委員会におきまして、まず、その財源をどうするか検討する必要がありますし、毎年、参加者が増加しておりますハーフマラソンの内容を充実し、さらにその増加も目指していきたいというふうに考えております。

○石川まさゆき委員　フルマラソン化の実現は、まだまだ程遠いということです。まずは、ハーフマラソンでしっかりとした実績を積み重ねていただくことを御期待申し上げたいと思います。

それでは、続きまして、バーサーロペット・ジャパンについて、何点かお聞きしたいと思います。

まずは、バーサーの開催負担金の令和６年度の決算額と事業概要についてお聞かせください。

○松田観光スポーツ部次長　１０款６項１目のバーサーロペット・ジャパン開催負担金につきましては、冬季スポーツの振興と市民の体力づくりを目的に、クロスカントリーと歩くスキーの大会の開催に対する負担金でございまして、昨年度の決算額は１千６８０万円となっております。

○石川まさゆき委員　続きまして、バーサーの令和６年度の参加料とその合計額、また、主な支出についてもお示しください。

○松田観光スポーツ部次長　バーサーロペット・ジャパンの昨年度の参加料でございますが、クロスカントリーの５１キロが５千５００円、３４キロが５千円、１７キロが１６歳以上で４千５００円、１６歳未満が４千円、歩くスキーが一般で１１キロ４千円、４．５キロが３千５００円となっており、参加料の総額は４０２万５千１００円となっております。

実行委員会の歳入の決算といたしましては、これ以外に、市からの負担金１千６８０万円、各社協賛金などで合計３千４７８万６千８７２円となっております。

主な支出につきましては、会場及びコース整備費として１千５１３万６千３７９円、ゼッケン製作や参加記念品製作、記録計測業務などの競技運営費として７６７万１千３４３円、業務車両借り上げ等や申込みサイト手数料などの事務推進費として３３８万８千２７０円などの支出となり、支出の合計といたしまして３千２０８万６千１２６円となっております。

○石川まさゆき委員　こちらも、支出で最も大きいのが会場とコース整備費で１千５００万円ちょっと、その他合計で３千２００万円ちょっとはハーフマラソン大会とほぼ同じ額で、しかし、参加料収入は４００万円ちょっととハーフマラソン大会と比べると大きく下がりますけれども、各社の協賛金を計算しますと約１千４００万円ぐらいある計算となって、スポンサーがたくさんいらっしゃるのかなと思います。

また、いろいろ計算しますと、令和６年度も約２７０万円の繰越金があるということが分かりました。繰越金が算出できても、市の負担金は１千６８０万円と、旭川市の財政状況からすると高額だなと。

バーサーは参加者数が減少傾向であるんですけれども、市は課題をどのように認識していますか。

○松田観光スポーツ部次長　バーサー大会の参加者数でございますけれども、コロナ禍後の令和５年度以降は微増しており、昨年度の参加者数は１千３９３人でございましたが、ピーク時の昭和６１年の１万３千２５２人と比較しますと約１０分の１に減っております。

現在の課題といたしましては、こうした参加者数の減少に加えまして、温暖化によるコース整備の困難さや、圧雪作業を行っていただいている方の高齢化、経費の削減など、様々あるところでございます。

○石川まさゆき委員　参加者数がピークの昭和６１年と比べると約１０分の１ということで、このクロスカントリーや歩くスキーは、子どもたちが、全ての小学校ではないにせよ、学校の授業で経験はしますけれども、それから、やっぱり中学生以上となるとなかなかやらなくなっているのが現状ではないかなと思いますので、競技人口が少なくなってしまうのは必然的かなと思います。

また、バーサーは３月上旬に開催していますけれども、温暖化の影響もあり、市内の雪も解け始め、雪が解けた状態でのコース整備もかなり大変だというふうに聞いています。

また、圧雪作業などに関わる方々の高齢化も課題なんですけど、コース整備でいろいろと経費がかかるわけですけれども、２月から、ほぼ毎日、圧雪作業が必要なのも経費がかかりますし、１万人参加しても１千人参加しても、コース整備には同じだけの経費がかかるということだと思います。経費の削減ということも言われていましたが、やはり、こちらも限度はあるのかなというふう

に思います。

今後のバーサーの運営についての見解をお聞かせください。

○松田観光スポーツ部次長　バーサー大会の課題につきましては、先ほど申し上げました課題を踏まえまして、現在、開催時期ですとか開催の規模、それから市民の参加のしやすさなどの視点から、実行委員会内に在り方検討ワーキンググループを設置し、令和８年度からの見直しに向けて現在検討を進めているところでございます。

○石川まさゆき委員　いろいろお話しさせてはいただきましたけれども、バーサーの開催に反対しているわけではありません。

事業目的にもありました冬季のスポーツの振興と市民の体力づくりという点では必要な事業でありますし、何よりも旭川を代表する冬のスポーツ大会ですし、当日は、子どもからお年寄りまでいろいろな形で参加者がいて、キッチンカーも出店するなど、やはり、一つのお祭り的な要素もあるかなと思います。

令和８年度からの見直しに向けて、バーサーの在り方について検討をされているようなので、たとえその規模が縮小したとしても、お祭り的要素も含んだ旭川の冬の風物詩の灯を消さないように市も頑張っていただきたいなというふうに思います。

次に、視点が変わり、今、私が一番気になる点についてお聞きしたいと思います。

両大会の成功には欠くことができない、陰ひなたで大会当日をサポートしていただく救護スタッフやボランティアの方々の存在を忘れてはいけません。

運営に関わった方々の職種や人数などをお示しください。

○松田観光スポーツ部次長　今年度のハーフマラソン大会におけるボランティアとして協力していただいた方は、監察員としてスポーツ推進委員や、救護員として理学療法士会や柔道整復師会、鍼灸師会など、エイドステーションには生命保険会社など、その他高校生のボランティアなど、総勢で４６２人となっておりまして、そのうち救護関連の方は６２人となっております。

昨年度のバーサー大会におけますボランティアの総勢は３４２人でございまして、そのうち救護関連は７２人となっております。

○石川まさゆき委員　両大会ともかなりの人数の方々に支えていただいているということが分かりました。

特にハーフですけれども、４６２人中６２人の方が救護のスタッフであるということが分かりましたが、理学療法士等の医療専門職であり、両大会はスポーツの大会ですので、競技中の転倒事故や予期せぬ負傷など様々な問題があろうかと思います。繰り返しになりますが、その方々の支えがあって両大会が安全に行われているのは言うまでもないと思います。

どのような手法と経緯で救護スタッフとボランティアを募り、運営に関わっていただいているのか、お聞かせください。

○松田観光スポーツ部次長　ボランティアを行っていただいている団体が多く、その経緯も様々でございますが、おおむね参加者へのサービス向上や大会魅力のアップのために地域貢献という視点で取り組まれておりまして、実行委員会から依頼している団体や、団体側から申出があったものなどがございます。

○石川まさゆき委員　医療専門職である救護スタッフも、他の一般的なボランティアと同様に地域

貢献という視点で取り組まれていると市は認識しているとのことです。

両大会の救護スタッフやボランティアなど、運営に関わった方々への市の認識をお聞かせください。

○松田観光スポーツ部次長　両大会におきましても、多くの方に大会を盛り上げたいとの気持ちからボランティア的に関わっていただいておりまして、こうした方々の協力なくして大会は成り立たないことから、大変ありがたいものと考えております。

○石川まさゆき委員　旭川市は、医療専門職である救護スタッフの方々の協力なくして大会は成立しないけれども、あくまでボランティア的な関わりであるというふうに認識しているということです。

それでは、過去５年間のボランティア的な位置づけで関わっている救護スタッフ等の報酬をお知らせください。

○松田観光スポーツ部次長　ハーフマラソン大会におけます救護スタッフ等の報酬としてはお支払いしておりませんが、交通費として１千円のほか、当日のお弁当、飲物、ファストフードのチケットをお渡ししております。バーサー大会も同じく、交通費として２千５００円のほか、お弁当、飲物、タオルをお渡ししております。

いずれも、過去５年間で変更はないところでございます。

○石川まさゆき委員　報酬としては、日当はなし、交通費としてハーフは１千円、バーサーは２千５００円、その他お弁当などを支給しているということです。あえて報酬としないために交通費としているというふうに思いますけれども、報酬のくくりとしては日当も交通費も一緒だと私は思います。

お示ししていただいていませんけれども、ある協会のほうに活動時間を確認すると、大体、朝の７時から１４時までで大体７時間ぐらいというふうに聞いています。

実は、今回、北海道内で行われている他都市のマラソン大会の救護スタッフの報酬について調べました。

まずは、札幌市の北海道マラソンは、活動時間が朝の７時半から１６時までで、早番と遅番があるようですけれども、時間は旭川よりも２時間長いんですけど、日当は１万５千円です。交通費は日当に含まれていて、お弁当の支給のほか、Ｔシャツと帽子の支給があるようです。旭川のハーフとは大会規模が違うのも事実だと思いますけれども、救護スタッフとして理学療法士４７名、看護師４０名、医師が６名の配置があって、日当１万５千円は個人への謝金扱いですが、北海道理学療法士会などに対しては協力金として１５万円を大会から寄附されているとのことです。

続きまして、函館マラソンは、活動時間は８時から１６時の８時間で、何と、日当は２万円です。交通費は日当に含まれています。お弁当と帽子の支給があるようです。

次は、釧路湿原マラソンになりますけれども、こちらは、活動時間は７時から１４時、旭川の大会と同様の７時間、日当は４千円で交通費は含まれているということです。弁当の支給があって、２年前までは帽子の支給がありましたが、現在は廃止されているということです。

以上の結果から、旭川市との違いについて理解はしていただいたかなというふうに思いますけれども、旭川のハーフで支給されるファストフードのチケットがありますけれども、これ、マクドナルドのポテトの無料券ですからね。これ、スマホでアプリとかＬＩＮＥでマックの無料券はもらえ

ますからね。協賛していただいているマックからの支給だと思いますけれども、あまりにも旭川市はちょっとせこいんじゃないかなというふうに私は言えると思います。

交通費１千円は、時給換算すると１４３円ですからね。この１０月から最低賃金１千７５円ですから。これまで、旭川市は、そういった報酬なしというか、低報酬で運営してきたと思いますけれども、市の認識をお聞かせください。

○松田観光スポーツ部次長　現在お支払いしているのはあくまで交通費でありまして、労働に対する対価等の報酬ではございませんが、両大会とも、必ずしも潤沢に経費があるわけではない中で、低い金額で御協力いただいており、大変感謝しているところでございます。

○石川まさゆき委員　先ほどの答弁では、救護スタッフの方々の協力なくして大会は成立しないと答弁されているのですから、やっぱり、市はここの部分を考えていただきたいなと思います。

しかも、旭川市の救護スタッフの方々は、これ、日曜日ですから、休日返上で救護をしていただいていると思いますし、そこに、年休とか代休とか、そういう扱いはないと思いますので、完全に善意であるということをやっぱり理解するべきなんじゃないかなと思います。この方々に見切りをつけられちゃったら、やっぱり大会は成立しなくなるのではないでしょうか。

繰り返しますが、大会の成功に向けて救護スタッフなどの協力は必要不可欠であると考えます。報酬や待遇の改善が必要と考えますが、市の認識をお聞かせください。

○松田観光スポーツ部次長　委員がおっしゃられるとおり、救護スタッフなどのボランティアの皆さんの協力がなければ、大会としては運営できないものというふうに考えております。

交通費として支払う額が低いというお話につきましては、まさにそのとおりでございますので、それぞれの実行委員会において課題意識を共有し、その在り方を検討するようにしてまいります。

○石川まさゆき委員　救護スタッフもボランティアとしての待遇なので、報酬という形ではなく、交通費として扱い、低い金額に抑えられているのだと思います。実行委員会もお金が潤沢にあるわけではないと私も理解していますので、例えば、純然たるボランティアと専門的に知識を持った救護スタッフの両者は、根本的に枠組みを別にしてはどうかと考えます。そのように差をつけることで全体の額を抑えるなど、検討をしたらいいのではないかなと考えます。

これまでの質疑で、ハーフで言いますと、ボランティア４６０人中、救護スタッフは６２人と、全体で見ると限定的に、少数というか、できますので、また、ハーフとバーサーの合計で大体４７０万円ぐらいの繰越金もあるということも明らかとなっていますので、捻出も検討できるんじゃないかなと思います。

これまでの全体の答弁を総括するとともに、救護スタッフの報酬や本事業の今後の方向性について、部長に答弁を求めたいと思います。

○菅原観光スポーツ部長　ハーフマラソン大会につきましては、ここ数年、参加者が増加傾向にありますが、特に道外からの参加者が少ないことから、さらに魅力の向上を図ることで増加を目指してまいりたいというふうに考えております。また、フルマラソン化につきましても、経費の面ですとかコースなどの課題はございますが、その実施に向けて前向きに検討を進めてまいります。

バーサーロペット・ジャパンにつきましては、冬期間のスポーツイベントとして、昭和５６年から４５年もの間、継続してきた本市にとって重要なイベントではありますが、一方で、参加者数の減少や、委員からも御指摘がありましたが、温暖化の影響によるコース整備の難しさなど、課題も

出てきているところです。このため、こうした課題に対応するための手法を検討し、令和８年度からの見直しに向けて引き続き検討を進めてまいります。

委員から、少ない金額で御協力をいただいているというふうな御指摘をいただきました。私どもといたしましても、大会の成功にはなくてはならないスタッフの方々だというふうに思っております。委員が、冒頭で、青空の中、ゴールされた方が笑顔だということもおっしゃっていただきましたが、私どもとしては、やはり、働く側、支える側のスタッフも笑顔でなければ、愛される大会になっていかないのではないかというふうに考えているところでございます。経費的な課題ということはありますけれども、対象者の在り方、それから増額について、本市も参画する実行委員会において検討が前向きなものになるように進めてまいります。

いずれの大会も、本市の大きなスポーツイベントでありますので、今後も、その盛り上がりのため、参加者だけでなく、御協力いただいている方にも気持ちよく関わっていただけるよう見直しを検討してまいります。

○石川まさゆき委員　部長、ありがとうございます。前向きに答弁をいただいたというふうに思っています。大会に参加する、競技に参加する人もよし、やっぱり、携わって、関わってくれるボランティアとか救護スタッフもよし、それで大会が成功するんじゃないかなと思いますので、ぜひ、そういういい大会を引き続き目指していただきたいとお願いしまして、この質問を終えたいと思います。

では、続きまして、経済部に質問させていただきたいと思います。

スタートアップ伴走支援費についてお聞きしたいと思います。

旭川市での新規起業には幾つかの課題があります。

まずは、若者の流出です。高校卒業後や大学進学時に都市部に流出して、その多くが地元に戻らない傾向があります。これにより、地域経済を支える人材が不足し、若者だけではなく中高年層の労働人口も減少し、高度なスキルを持つ人材の確保が難しい状況にあります。これは、例を挙げると、除雪のオペレーターや公共交通機関のバスの運転手なんかにも言えるのではないかなというふうに思います。

さらには、資金調達の難しさや支援機関などの情報不足です。東京や札幌市などに比べて、起業に対する支援機関や情報共有の場が少なくて、適切なアドバイスや支援制度を活用しにくいケースもあるんじゃないかなと思います。

旭川市の地方創生を実現するためには、地域に根差したビジネスモデルの支援が求められます。旭川には、農産物、観光、家具、自然環境など独自の資源が存在しています。これらを活用することで、旭川ならではの魅力を持つビジネスの展開が考えられます。地域資源を活用したビジネスは、地域経済の活性化だけではなく、地域の魅力を再発見し、外部からの人材や地方への流入を促進する効果も期待されます。

スタートアップ伴走支援費の事業目的と、令和６年度の事業概要、決算額についてお示しください。

○後藤経済部産業振興課長　本事業は、新たな地域経済の担い手となる起業を促進するため、機運醸成や事業者のニーズに合わせた伴走的、連続的な支援を行うもので、令和６年度においては、一般財団法人旭川産業創造プラザによる伴走支援事業をはじめ、市内で起業する事業者への補助、道

北ビジネスプランコンテストの開催、市政アドバイザーである岸博幸慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授と連携した旭川若者起業家育成プロジェクトを実施し、決算額は１千３９１万１千６１０円となっております。

○石川まさゆき委員　続きまして、本事業のスタートアップ伴走支援事業、スタートアップ支援補助金、道北ビジネスプランコンテスト、旭川若者起業家育成プロジェクト事業について、それぞれの成果と課題についてお示しください。

○後藤経済部産業振興課長　スタートアップ伴走支援事業につきましては、起業に必要な知識のノウハウを気軽に学ぶことができる場として、道北あさひかわＢｉｚＣａｆｅを毎月１回開催し、延べ２４６人の参加をいただきました。

次に、スタートアップ支援補助金では、創業間もない事業者の新商品やサービスの開発、販路開拓に関する取組への支援として、小規模枠５件、成長枠３件を採択しております。

また、道北ビジネスプランコンテストは、オンラインを含めて１５０人の参加をいただき、１次審査を通過した５人のプレゼンテーションを行ったほか、ビジネスプランのブラッシュアップを支援しました。

これらの３つの事業は、いずれも一定の成果を収めたものの、参加者や応募者のさらなる拡大を図るための事業周知の強化が課題であると認識しております。

旭川若者起業家育成プロジェクトにつきましては、令和６年７月から令和７年２月までに開催した全８回のワークショップを通じ、参加者が地域課題を深掘りし、自分たちがアクションプランを練り上げました。２月の成果発表会では、それぞれのプランに対して岸教授から助言があり、今年度は実際のアクションに向けた取組を進めているところであります。

○石川まさゆき委員　道北あさひかわＢｉｚＣａｆｅでは、毎月１回開催して、延べ２４６人の参加があったということで、こちらのほうは、たくさんの方が参加していることが分かりました。

カリキュラムも拝見したんですけれども、民間企業の講師に加えて、旭川信金や日本政策金融公庫などの金融機関だったり、あと、中小企業診断士の講師の方が参加して、起業や経営に必要な事業計画や資金計画の作成であったり、あと、事業に大切なマーケティングの授業であったり、充実した内容だなというふうに見させていただきました。

そのほか２つの事業については、参加者や応募者の拡大を図る必要があるというような課題が示されました。

私も、実は会社を経営しておりますけれども、私も起業するときに、旭川じゃなくて札幌に住んでいて、札幌で起業したんですよね。その勉強をするために、そのときは札幌商工会議所で主催している創業セミナーみたいなものに参加させていただいて、創業について、起業を学びました。

それから、旭川に戻ってきて事業をしたのですけれども、この道北ビジネスプランコンテストとはまた違うんですが、旭川信金が主催している旭川しんきん創業アワードというのがありまして、実は、私は、２０１８年にそのコンテストに出て最優秀賞をいただいています。２０１８年なんですけれども、このコンテストは、創業２年以内が対象で、事業内容の新規性や革新性、あとは、成長性や将来性、あと、地域経済の活性化への貢献度を評価するというようなコンテストでした。そのとき、頑張ってやったんですけど、今、なかなかちょっとあれですけど、自慢ではないんですけどね。ちょっと、私もそういうのに出たことがありますよという話です。

それでは、今度、旭川若者起業家育成プロジェクトについてでありますけれども、参加対象や参加者数、また、参加者からどのような地域課題やアクションプランが出てきたのか、お聞かせいただければと思います。

○後藤経済部産業振興課長　本プロジェクトは、参加対象を中学生、高校生とし、２月に開催した成果発表会においては、８チーム９名の生徒から発表がありました。参加生徒からは、学生が活動できる場が少ないことや、地元の人が旭川の魅力を知らないことなどを地域課題に設定し、買物公園で誰もがチャレンジすることができるスペースをつくることや、路線バスを活用した地域の隠れた魅力発見ツアーを実施することなどのプランが発表されたところであります。

令和７年度につきましては、引き続き、プラン実現に向けた活動や新たなプランの創出に取り組んでいるところであります。

○石川まさゆき委員　学生が活動できる場が少ないことや、地元の人が旭川の魅力を知らないなどの課題が挙がったということで、令和７年度も引き続き活動されているということで、すばらしいプロジェクトだなというふうに思います。

若者の発想は、当たり前を疑う柔軟な発想を持っていたりとか、あと、生まれたときからインターネットやスマホが身近にある、デジタルネーティブ世代というんですか、そういう世代ですから、特にＤＸ推進に求められる資質を自然と身につけていますので、もっとこの事業がクローズアップされてもいいかなというふうに思います。

続きまして、概念について触れておきたいのですが、スタートアップの概念と市がスタートアップ支援に取り組む意義についてお聞かせください。

○後藤経済部産業振興課長　スタートアップ企業につきましては、一般的に革新的な技術やビジネスモデル、いわゆるイノベーションを活用し、短期間での急成長を目指す新しい企業と定義されることが多いところであります。また、令和４年に政府が策定したスタートアップ育成５か年計画におきましては、社会的課題を成長のエンジンに転換し、持続可能な経済社会を実現するものと位置づけられております。

本市におきましても、イノベーションの活用や、急成長を遂げる事業者を念頭に置きつつも、その規模、技術の高度さ、成長速度の見込みにかかわらず、起業全般をスタートアップと広く捉えております。その上で、地域課題の解決に資する創業や創業初期における経営の安定化を支援していくことが、地域経済の活性化や新たな雇用の創出につながるものと認識しております。

○石川まさゆき委員　旭川市においても、いわゆるイノベーションを活用した企業の進出はやはり必要不可欠だと私も考えます。さらには、起業する方全般をスタートアップと広く捉えて、特に地域課題の解決に資する創業や創業初期の安定化の支援をしていくということは、地域経済の活性化や新たな雇用の創出につながると思いますので、そういった考え方はぜひ推進していただきたいというふうに思います。

私も、経験上、創業初期の経営の安定化支援が特にやはり必要なんじゃないかなと思いますので、市も、そういう対象となり得る補助金の申請の支援だったりとか、あと、相談しやすい窓口の体制などのバックアップできる体制をしっかり構築していただきたいというふうに思います。

次に、視点が変わっていきますけれども、旭川市に今後期待される成長分野について、旭川市はどのように認識しているでしょうか、また、各事業がありますけれども、どの分野の企業からの応

募が多いのか、お聞かせください。

○後藤経済部産業振興課長　経済産業省の推計によりますと、２０４０年の産業構造においては、観光、医療、介護などのエッセンシャルサービス業や製造業などが変化に対応することが重要とされており、本市におきましても、食料品や機械金属関連、家具工業などのものづくり関連企業のほか、増加するインバウンドの高付加価値化や、高齢化の進展に伴う医療・福祉分野への支援が重要であると認識しております。

本市のスタートアップ支援補助金におきましては、行政書士や言語聴覚士、エステサロンなど、保有する資格やスキルを生かした事業で起業する方の申請が多くなっております。

○石川まさゆき委員　続きまして、市内における過去５年間の創業者の推移についてもお示しください。

○後藤経済部産業振興課長　旭川市まち・ひと・しごと創生総合戦略におけるＫＰＩとして使用している、ハローワーク旭川の新規に開業した雇用保険適用事業者の件数では、令和２年度が３３７件、令和３年度が３１３件、令和４年度が２７６件、令和５年度が２４９件、令和６年度が２８１件となっております。

○石川まさゆき委員　令和２年度、３年度が３００件以上ありましたけれども、令和４年度以降は３００件を切っているという状況にあります。

示されたこの数字ですけれども、旭川市の創業者数は、他の中核市と比較してどうなんでしょうか、また、その実態について、市の認識を伺いたいと思います。

○後藤経済部産業振興課長　中小企業庁の統計によりますと、令和６年度の各自治体における創業支援を受けた創業者数において、本市は中核市６２市中４８番目となっており、同規模の自治体と比較して少ない状況でございます。その要因といたしまして、身近にロールモデルとなる起業家が少ないことから、学生や若者にとって起業という選択肢が身近に感じられにくい環境であることが一因と考えております。

このため、本市では、令和６年度から、若者の起業家精神を育む取組として旭川若者起業家育成プロジェクトなどを推進しており、今後も、起業への関心を高める機運づくりと、地域全体で創業を後押しする環境整備に努めてまいります。

○石川まさゆき委員　旭川市は、中核市の中でも創業者数は少ないという実態が分かりました。

先ほどの答弁で本市に期待される成長分野について示されましたけれども、事業計画や資金繰り支援など、創業支援を、そういう事業に対して、やはり、優先的かつ集中的に旭川市としてもしていただければなというふうに思います。

続きまして、成長分野を後押しする上で、産学官金連携による支援は欠かせません。総務常任委員会でも今年度のテーマとしておりまして、市民との意見交換会も予定しているところでありますが、これまで、産学官金連携から成る、本市とスタートアップの地域課題解決に向けた連携実績をお示しください。

○後藤経済部産業振興課長　過去の実績の具体的な事例としましては、地域木材を活用した新たなたるの試作事業、高精度加工機導入による生産性向上、医療機器等の開発事業などがございます。

これらの取組は、スタートアップ支援補助金や旭川産業創造プラザの夢づくり・ものづくり支援事業助成金による財政的支援のみならず、専門家の紹介や展示会出展支援などの伴走支援をきめ細

やかに行うなど、大学、高専などの教育機関、市や支援機関、金融機関、地域企業がそれぞれ強みを発揮し、知見とネットワークを結集することで実現した産学官金連携型支援の好事例でございます。

○石川まさゆき委員　３つの開発事業が示されまして、本市においても財政的支援の実績があるということが分かりました。また、教育機関や金融機関と連携して好事例が生まれたということです。これらの事業は、最初から産学金連携を意識して始めたものなのか、自然とそのような方向に行ったのもあるというふうに思いますけれども、行政側は、それぞれの機関をつなげていくコーディネーター的な役割もあるんじゃないかなと思います。

スタートアップと市の今後の連携に向けた取組と課題についてもお示しください。

○後藤経済部産業振興課長　旭川産業創造プラザにおいて、関係機関との交流ネットワークに加え、様々な事例や知見、ノウハウを駆使して、スタートアップに限らず、企業の販路拡大、人材育成、新産業の創出に係る支援を行っております。

引き続き企業の円滑な成長と新産業の創出を図ってまいりますが、多くの事業者に相談先として旭川産業創造プラザが認知されるよう、事業周知の強化が課題であると認識しております。

○石川まさゆき委員　産業創造プラザの役割や支援の内容について、水面下での産学金連携ではないと思いますが、やはり、その周知不足といいますか、取組の経過の認知度が低いといいますか、ちょっとそういう課題はやっぱりあるんじゃないかなと感じています。

次に、本事業とは別に、スタートアップに限らずとも、地域課題解決に向けた事業者もやはり多く存在すると思います。地域課題に挑戦する事業者向けのビジネスコンテストを開催して、貢献度の高い事業者を表彰する事業を開催することはできないのかなと思います。

そのことについてどのように認識されているのか、この際、お聞かせください。

○後藤経済部産業振興課長　様々な社会課題や複雑化している地域課題の解決に向けて挑戦している企業が本市にあることを多くの市民に知っていただくことは、重要であると考えております。

一方、コンテスト形式によって企業の取組に優劣をつけることがそぐわない場合もあることから、既に本市として行っている、多様な働き方に積極的に取り組んでいる事業者を表彰する多様な働き方推進事業者認定・表彰や、旭川市ポイ捨て禁止運動取組団体認定制度、ＡＳＡＨＩＫＡＷＡ１００ＰＲＩＤＥによる紹介など、関係部局と連携し、地域課題に向き合っている企業を多くの市民に知っていただけるように取り組んでいきたいと考えております。

○石川まさゆき委員　事業は、スタートさせることはもちろん大変なんですけど、やはり、それ以上に継続していくということがもっともっと大変です。既にある表彰制度を活用できるということですので、地域課題に貢献し続けている事業者を広く市民の方々に知っていただけるような取組を推進していただければと思います。

最後の質問になりますけれども、今後、本市の地場産業の発展に向けて、新産業の創出や販路拡大支援など、さらには、人材育成を含めた市の連携や支援に向けた考え方についてお聞かせください。

○三宮経済部長　まず、本市には、旭川産業創造プラザのほか、旭川商工会議所ですとかあさひかわ商工会といった経済団体、それから、先ほども委員からお話がありました金融機関もこういった創業に力を入れておりまして、信金は創業アワードを持っている、旭川の道北ビジネスプランコン

テストも信金賞というものを出していただいています。それだけ金融機関も創業には大変力を入れておりまして、こうした多くの支援機関や団体がございます。地場産業の振興や発展に向けて、日頃からばらばらに動くんではなくて、密接に連携をしながら様々な取組を行っているところでございます。

これに加えまして、高等教育機関においても、地域の課題に主体的に取り組む人材の養成が進められておりますけども、とりわけ、令和８年の４月には、旭川市立大学の地域創造学部が開設をいたします。ここも、そういった地域課題を創業につなげていくことをテーマに学問が進められると思っておりますけども、もともと旭川のような地方都市は、人口減少や少子高齢化、また積雪寒冷地などいろいろな地域課題がありまして、そういったものは、逆にビジネスチャンスになる、そういった種がたくさんあるというふうに言われております。

そうしたたくさんある課題をビジネスにつなげていく、そして、多くの支援機関が連携して、地場産業の発展に向けて、産学官金それぞれが連携をしてさらにこれらを推進いたしまして、スタートアップだけではなく、本市の企業が元気に活躍できるよう、地域経済のさらなる活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

○石川まさゆき委員　今回、答弁の中で本市の開発事業である３つの産学官金連携の好事例を示されましたけれども、これまで旭川市に創業者が少なかった要因として、先ほどの答弁で、身近にロールモデルとなる起業家が少ないということも言われていましたけれども、旭川医大もあるんですけど、やはり、そういう大学などの研究機関がこれまで少なかったという点も挙げられるんじゃないかなと思っています。これから旭川市立大学で新学部が誕生しますので、それもやっぱり追い風になるんじゃないかなと思いますので、市も大事に育てていただきたいなというふうに思います。

スタートアップの考え方として、市は、コーディネーター的な役割を担って、チャレンジしやすい風土をつくるということも必要なんじゃないかなと思います。そして、事業としての価値を高めて、産学官金連携の協働による連携事業であるということを広く周知して、旭川ブランドといいますか、その認知度を上げて、全国もしくは世界とかにやっぱり発信していくということ、そういうことで事業に関わる民間企業だったり、金融機関だったり、教育分野だったり、そういうところの波及効果もやはり期待できるんじゃないかなというふうに思っています。

半導体とかデータセンターとか、そういう誘致も大切だと思いますけれども、やっぱり、本市のスタートアップを支援して、地元から大きな企業の誕生が一番の望みであるというふうに思いますので、地域経済の活性化に本市もリーダーシップを取っていただいて、取り組んでいただきたいということを願いまして、質疑を終えたいと思います。

○高橋ひでとし委員長　理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩　午後１時５３分

再開　午後１時５５分

○高橋ひでとし委員長　再開いたします。

御質疑願います。

○江川委員　では、午後からなので、穏やかに参りたいと思います。

前半、後半を通して、基本的に、私は、決算、予算ともに人に関わるような部分、人材確保に関

わるような部分、人口動態とか、そういったところを気にしながら質疑をさせていただいております。

前半、ふるさと納税に関しての部分を質疑させていただきました。私は、本来は、これから行わせていただく５款労働費１項労働費２目緊急地域雇用対策費、こういった事業がふるさと納税にはとてもふさわしいんじゃないかなというふうに思っているところです。

さて、今回、５款１項２目の若者地元定着奨学金返済補助事業費について伺ってまいりたいと思います。

資料では０４番とついています、決算事項別明細書の１１０ページ、１１１ページ、ここに載っている下のほうの事業なんですけれども、同じ項目に市有施設補修費というのが一緒に載っていて、これ、何だろうなと思って、結構額が大きいよなと思って、併せて聞けるのかしらと思って確認をしたところ、何と総務部の所管だった、市有施設の補修を地元企業に落としたらここから出るということが分かって、何て便利な、そして、いつの間に、経済部じゃなくて、これは総務部のものだったんだろうかというふうに一瞬思ったところでしたので、この上の部分、若者地元定着奨学金返済補助事業費について伺ってまいりたいと思います。

まず、この事業なんですけれども、若者の地元定着を促進することを目的にして行われております。過去３年間の補助金交付額及び予算現額に対する執行率をお示しいただきたいと思います。

○小島経済部次長　この補助金の過去３年間の交付額と予算現額に対する執行率についてでございます。

まず、令和４年度の補助金交付額につきましては、４０４万２１５円で、予算現額に対する執行率は８２．２％、令和５年度につきましては、３００万８４円で執行率は７２．３％、令和６年度は、４５７万１千６３８円で執行率は９３．２％となってございます。

○江川委員　では、過去３年間の交付人数及び出身高校の内訳をお示しください。

○小島経済部次長　補助登録者が交付対象となった初年度の交付実績について申し上げますと、令和２年度の初年度交付人数は２８名でございまして、うち、２３名が旭川市内の高等学校を卒業した方でございます。残りの５名が旭川市外の高等学校を卒業した方でございます。同じく、令和３年度は３６名でございまして、うち、２８名が市内高等学校を卒業、残りの８名が市外高等学校を卒業、令和４年度で申し上げますと、５２名いらっしゃいまして、うち、４２名が市内高等学校を卒業、１０名が市外高等学校を卒業した方となってございます。

○江川委員　この事業のいわゆる出身高校を伺った理由としては、旭川市内から、例えば、そのまま就職されている方も対象ですし、一方で、市外に進学されて旭川市内に戻ってきた方というような方たち、全く、今度はＩターンとかＪターンとか、関係している方が使っているというようなことの部分で、どういうふうになっているのかなというのを確認したところ、やはり、旭川市内の高校を卒業された方の割合というのが大変多いのかなというふうに感じているところです。

では、制度の変遷についてお伺いいたします。

○小島経済部次長　この制度についてでございますけれども、平成２８年度に創設したところでございます。

補助対象経費につきましては、令和３年度まで日本学生支援機構第１種奨学金のみを対象としてございましたが、令和４年度からは第２種奨学金も対象とし、交付申請の時期につきましても、就

職した年度の市内定着日から２か月以内としていたところを、就職した翌年度の８月３１日までとしたところでございます。

また、令和６年度からは、１年度当たりの補助上限額を、大学卒はそれまでの８万６千円を１０万円に引き上げたところでございますし、短期大学、高等専門学校及び専修学校卒につきましては５万５千円から７万円に引き上げたところでございます。また、日本学生支援機構の代理返還制度を活用いたしまして、企業が本人の代わりに奨学金の返済をした場合にその２分の１を補助する企業連携制度を開始したことにより、本人が補助される額は実質倍額となり、大学卒で最大２０万円、短期大学、高等専門学校及び専修学校卒は最大１４万円の補助を受けることが可能となったところでございます。

○江川委員　この制度自体が、日本学生支援機構の代理返還制度を活用したものであるということです。

今、日本全国、いろいろなところで、例えば、企業さんは、人手不足の解決の一つとして、こういう奨学金をうちで返済しますよというような求人なんかをよく見るような気がいたします。いろいろな自治体で行っている制度の一つなのかなというふうに受け取っているんですけれども、それがとても難しいなと毎回感じるのが、奨学金を借りて進学する、そして、若い人たちというか、こういう仕事に就きたいなと思って大学に進学する場合、大学院に進学する場合、そして職業訓練校とか専修学校とか、いろいろな進学、あると思うんですけれども、そういった人たちの自分たちの希望に関係しないだろうかと、自分が借りている奨学金の額がやっぱり大きいから、そういう企業にできれば就職しようかなって私なら思うなあって思うんですよね。

なので、職業選択の自由との関係の部分というのはなかなか難しいなというふうに感じているところであったり、あと、いわゆる実践的な、高度教育施設の一つなんですけど、職業訓練校とか、そういったところがややこの奨学金の制度から少し外れてしまうんですね。省庁の直轄なので、お給料をもらいながら学校に行っているような職業訓練校であったり、そうじゃなくて、ちゃんと進学費用を払ってというようなところで、いろいろな兼ね合いがあって、そこの部分というのを考えなきゃいけないんじゃないかなというふうに感じているところです。

では、対象登録年度が複数年となった背景をお示しいただきたいと思います。

○小島経済部次長　令和３年度までではございますけれども、令和３年度までの補助登録者は、奨学金を返済する年度と同一年度に交付申請及び実績報告をしていただいておりましたが、令和４年度の登録者からは、奨学金を返済した翌年度に交付申請を行うよう制度改正を行ってございます。これは、令和３年度までの登録者は、年度末までの短期間で奨学金を返済した書類などを提出していただかなければならなかったことから、申請者の負担軽減を図ったものでございます。

これによりまして、令和４年度の登録者の申請年度が、１年、それまでよりもずれまして、補助交付対象者の登録年度が一時的に４年度分から３年度分というふうになってございますが、令和９年度以降は補助交付対象者の登録年度は４年度分となります。

○江川委員　私は、これ、大綱質疑で市長答弁をいただいています。若年層の流出が続いているため、奨学金返済補助の拡充というふうなお言葉をいただいているんですけれども、今の御答弁、簡単に申し上げますと、令和６年度、広がっているように見えるよね、拡充しているように見えるよね、実は、対象登録年度が複数年になっていたということがここの答弁で明らかになるわけです。

つまり、登録者が令和４年度ぐらいのところから変わっていって、途中でカウントの仕方を変えているんですよね。だから、へこんだところと増えているところとあって、一瞬、令和５年度の決算で減っている、そして令和６年度で増えているというところで、実は、並べてみると、大きくすごく伸びたという感じではなく、まあ、微増なのかなっていうようなところで、うーん、すごく胸を張って拡充ですと言えるようなところではないんだなということが分かりました。

ちなみに、これ、事業者のニーズっていうのをしっかり捉えて行っている制度だと私は受け止めています。

旭川市内の事業者さんのニーズとしては、例えば、こういう職業に関するようなところというのはどういうものがあるんでしょうか。

○小島経済部次長　本年６月に実施いたしました第５６回旭川市中小企業経営状況アンケート調査における自治体等への要望事項といたしましては、人材確保の支援が６７．７％と高い割合を占めておりますことから、雇用に関する支援ニーズは高いものというふうに認識しているところでございます。

○江川委員　まさに、雇用に関係する支援のニーズというのがとても高いということです。

中小企業経営状況アンケート調査、それから雇用実態調査、そういったものを、経済部は、ずっと、数年に一度、行っていることと思います。その中で、年々、人材確保に関する部分というのが高くなっている印象を受けております。実際、例えば、高校生とか大学生とかの就労イベントなんかに、私、伺わせていただくことがあるんですけれども、そのときの各ブースの皆さんの、何というんですかね、必死なリクルート活動に、何か、ああ、本当に人手が不足しているんだなっていうふうに思うわけです。

一方で、もう一つ、仕事を探している側の視点でいくと、年代ごとのハローワーク、いわゆる公共職業安定所さんのデータなんかを見ている限りでは、確かに人材不足なんですけれども、どうも、有効求人倍率を、市内の部分をずっと追っていくと、毎回、２５歳とか３０歳未満の部分というのは物すごく有効求人倍率が高いんですね。そういう人たちが求められている。全体的に人数が少ないところに、そこの年代が欲しいっていう人たちが多い。けれども、それ以降、３５歳以降ないしは３０歳ちょっと過ぎたあたりから、突然、谷間のようにがくっと落ちているわけです。職業を求めている人たちのほうが多くなる、そういう実態があるわけです。

その点については、どうお考えでしょうか。

○小島経済部次長　求人につきましては、それぞれの企業の経営方針等により行われておりまして一概に申し上げることは難しいところではございますけれども、一般的に申し上げますと、長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、若年者を期間の定めのない労働契約の対象として採用したいというふうに考える企業が多く、その結果として、若い年代の有効求人倍率が高くなって、年代が高くなるにつれ、有効求人倍率は低くなっているものというふうに考えられるところでございます。

○江川委員　若い年代の有効求人倍率が高いというところですね。うーん、つまり、じゃ、人材がすごく不足しているかというと、マッチングとよく言うんですけれども、実際のところは、年代ごとの求人倍率というのがすごく差があって、若い人は求められているんだけれども、少し社会人経験を得てきていると思われる年代になるとなかなか仕事が見つからないというような実態があるわ

けですね。この実態、そこの求人に関係するような考え方というところが変わっていかないと、この問題っていうのは解決しないんじゃないかというふうに思っています。

この部分、なぜそういうふうになっていったのかという、雇用の関係の年代なんか、社会的な背景を踏まえて捉えていくと、若年者の困難、今の若者たちの職業に関する困難というのは、やはり賃金のことを含めても、やっぱり、私たち世代の氷河期世代から始まっている雇用の、社会の問題なんだなというふうに捉えています。

特にその時代ですと、奨学金返済、奨学金を抱えたまま定年を迎えるというようなことも、今現在、予想がされているわけで、ローンを背負ったまま現役を終えるという可能性もあるわけです。そういった苦労を、本当は、世代として、次の世代には決してつなげてはいけないと私は思っていまして、例えばなんですけれども、今現在、この奨学金のこの制度、若者地元定着奨学金返済補助制度というのは、既卒から３年以内というふうになっています。しかも正職員という部分で、それ以外の細かい規定というのは、運用というのはあるんですけれども、既卒してから３年以内に正職員でというところが、ハードルがやや高い現状もあるのではないかと思っています。

ですので、まず、幅を少し広げて、やはり３０代とか、既卒からというようなところの部分を少し広げる、拡充をするというようなことを考えてはどうかと思いますが、まず、その点について見解を伺います。

○小島経済部次長　この補助金につきましては、地元就職の定着を目的としているもので、これまで答弁しましたとおり、地元定着の効果を確認しながら徐々に制度を拡充してきた経緯がございます。

特に、企業連携制度は他都市ではまだ事例が少ないものでございますし、大学卒で企業負担分を合わせて年間２０万円、３年間で最大６０万円の補助金というのは、就職先として本市と比較対象となる札幌市よりも高額であり、道内でもトップクラスとなっているところでございます。

そのため、当面は、連携企業を増やし、今以上に本制度を活用していただけるよう周知を図っていくことに力を注いでまいりますが、現在の制度内容が若者地元定着に十分な内容になっているのか、他都市の事例も踏まえながら常に検証はしていかなければならないものというふうに認識しているところでございます。

○江川委員　名前が若者地元というようなことになっているんですが、本来であれば、人材地元定着奨学金返済補助事業というふうにもう変えてしまって、若者に限らず、若年世代というふうな言い方でもいいですし、人材を確保していくための方策の一つなんだというふうに考えてもいいのではないかなというふうに思っています。

というのが、移住をしたりとか、ここを地元にしようっていうふうに考えるのって、いろんなサイトを見る限りでは、例えば、子どもが小学校に上がるときにどういう環境にするか、それから、生まれるときにどういう環境にするか、ないしは、結婚とかライフステージの変化のときにやっぱり移住とかっていうのを考えるときだと思うんですよね。まさに就職のときに何とかというものなんだとは思うんですけれども、そうではなくて、ライフステージの変化のところに照準を当てた何か制度設計をしてもいいのではないだろうかっていうふうに思っているところです。

若者、特に若年者の世代の部分というのは、特に、高校の先生なんかとよく話をするんですけど、定着を考えるときには、今、伴走というのがもう必要不可欠な状態になっている。何かある

と、「先生」って言って、来るような人たちがいっぱいいるっていうのを聞いているので、そういったところの結びつきをさらに広げるっていうようなことも、深めるっていうようなことがまず必要なんじゃないかと思いますが、そのことに関してはどのようにお考えでしょうか。

○小島経済部次長　伴走支援ということについてでございます。

旭川のまちなかしごとプラザ内に設置しておりますジョブカフェというものがございますけれども、そこでは専任相談員による個別カウンセリングを行ってございますし、また、働く人の相談窓口と企業の人材定着支援を組み合わせたみんなのキャリアの保健室では、キャリア形成や仕事と生活の両立、多様な働き方や起業、副業、それから職場での困り事などに対し、専門家がアドバイスを行っているところでございます。そのほか、今年度におきましては、市内の高校・大学生など若年層を対象とし、キャリアデザインについて学び、将来的な地元定着につなげるＭＩＮＴと呼ばれる事業でございますとか、働く女性を対象といたしまして交流等を通じて地域で働き続けることを支援するネットワーク形成事業、ＭＩＮＴ　ＴＡＬＫという事業でございますけれども、こうした事業を開催しているところでございます。

今後についてでございますけれども、高校ですとか、あるいは大学など、関係機関の皆様の御意見を伺いながら、地元定着を促進するため、どのような手法が有効であるか、検討をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○江川委員　そうですね、今やっている事業自体がいろいろと実はあるんですよね。予算額、決算額とかを見ても、すごく大きな金額では、正直、ないんですけれども、私は、市内のいろいろなところで人手不足ですっていうのをずっと言われ続けている中で、今、答弁をいただいた担当課の仕事というのは、すごく大きな仕事を本当はしているんだよなというふうに評価をしているところです。

今のいろいろな事業の話も聞きましたけれども、実は、すごく、現場に出て、そこで、現場で拾った地元の企業さんであったり、高校や大学などの学校関係者の話なんかと一緒に結びつけて事業構築をしてきたものというのがたくさんあるんですね。なので、すごく丁寧に拾い上げながら事業構築をしているんだなというふうに受け止めています。

名前も、なかなかキャッチーな名前だったんですけど、今、少しそれが変わって、番組名も変わりましたので、変わって、何だろう、今、別な名前になったというようなこともあるんですけれど、すごく、これ、今後、きちっと広げながら、そして、そういったこともあるんだよっていう広報を踏まえて本当はやってほしいところなんです。

さっきから何かちょっとしゃべりたそうなので、最後、１問だけ追加して伺いますけれども、部長に伺いますが、先ほども申し上げましたように、私、これはふるさと納税の対象になり得る事業だと実は思っているんです。特に、若者地元定着奨学金返済補助事業、奨学金を返済する補助をするんですよ。企業も応援できるし、若い人たちを応援するんだっていう事業だと思っているんです。なので、そういったことに関して、今後、雇用、労政全体を考えてですけれども、どういうふうに事業構築をして、どういうふうに財源を確保していきたいというふうにお考えなのかをちょっと聞いてみようかなと思います。

○三宮経済部長　ただいまのお尋ねでございますけども、これまで質疑していただいて答弁してきたとおり、今の制度が完成形だというふうには思っておりません。私が経済部長をやって、今、５

年目になりますけども、その間にも、１種から２種、そして金額も上げて、企業連携制度っていうのを、担当部署と、あるいは企業のニーズを聞きながらつくってまいりました。で、まだそれが十分に使われていないということで言えば、まだまだ見直す余地があるんだろうなというふうに思っています。

その中で、必ず問題になるのは財源確保の問題です。今、委員から御提案のありましたふるさと納税、ふるさとを応援したいということで寄附をしていただいている方々の思いに応えるためには、やっぱり、地元が元気で、働く場があって、若い人たち、それから、全ての世代の方々が生き生きと暮らしているような、そういうまちになってほしいという願いを込めて寄附をしていただいていると思っておりますので、そういった財源をこの就職に結びつくような制度に充てるべきかどうか、そういったことはこれから常に考えていかなければならないというふうに思っておりますし、先ほど来、言っております、今の制度もまだまだ十分使われておりませんので、その周知を含めてしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○江川委員　何かの機会を捉えて再度議論をしていきたいなというふうに申し上げて、この項目を終えたいと思います。

さて、先ほどから人に関係する部分ということで伺ってまいりました。経済部の皆さんは、こちらで終わりで、大丈夫です。

この人手不足の部分というのは、特に、今後、社会インフラが支えられなくなる日が来るのではないかというおそれが私はあると考えております。本当にそこの部分で危機感を持って、前半部分、バスの運転手さんに関係するような部分を聞いてまいりました。あと５年で半分ぐらいの人数になるよねっていう恐ろしい人数構成だったということが分かったわけですが、次、同じく、除雪に関しての部分で伺っていきたいと思います。

８款２項２目の除雪費に関してです。

ここ数年、ここ数年なんです、運転手さんなんかと一緒に、かなり除雪の要望が急増している感じがしています。除雪費もすごくあって、令和６年度で言うと、最終的な予算現額は３６億２千７９万４千８９円、そして決算額が３１億７千７４１万８８４円、８７．５％の執行率であったというふうにさきの質疑の中で明らかにされている除雪費ですけれども、うーん、予算がたくさんある中で、何でこんなに除雪に関する要望が来るんだろうっていうふうに感じていました。

資料をいただいております。

資料を見ていただきますと分かるんですけど、過去１０年間の除雪費の予算、決算、気象状況、労務単価、燃料単価の推移でいただいておりまして、１０年間、見ていくと、いわゆる降雪量、最深積雪とか気象台降雪量というのがありますけれども、この部分に応じた決算になってきているんだなということが分かります。

ところが、この４年間というのは、降雪量というのは、実はそれほどでもない、割には決算の額がちょっと多いんじゃないかというのが私の中の疑問点でした。つまり、それは制度設計に何らかの課題があるのではないだろうかという点です。さきの質疑でおおよそ視点が重なっている部分に関しては消化ができているんですけれども、なので、少し視点を変えて行いたいと思います。

除排雪業務の課題というのは、今、現状、何があるのでしょうか、そして、その要因を市はどのように捉えているのかを伺います。

○今井土木事業所主幹　除排雪業務の課題といたしましては、大雪や季節外れの暖気など気候変動への対応のほか、人件費など固定的経費の増加や、除雪オペレーターの高齢化と担い手不足や、除雪機械の老朽化など、除排雪事業を取り巻く環境が年々厳しくなっております。そんな中、近年は、企業数の大きな変動はございませんが、将来にわたって除排雪体制を維持していくことが課題であると認識しているところでございます。

これらオペレーターの高齢化、除排雪業務体制の維持の課題につきましては、全国的な少子高齢化の影響に加えて、除排雪業務特有の夜間作業が多いことや、天候にも左右される不規則な勤務体系を余儀なくされることなどから、若年層の入職が進まないことが要因の一つであると認識しているところでございます。

○江川委員　ここでも若年層の入職が進まないというような答弁がありました。

働くということに対する意識の変化もあるとは思うんですけれども、それ自体が、実は社会課題、これまでの教育が積み上げてきたものであるというふうに私は受け止めています。例えば、費用対効果とか、タイムパフォーマンスとか、いろいろ、そういう時間とお金に関係するような、相関関係のあるような言葉というのが今いろんなところで言われますね。そういうふうに考えたときに、簡単に言ってしまうと、割に合わない仕事だというふうに捉えられがちなのではないだろうか。それは、賃金とか、そういうところだけではなくて、自分のライフスタイルに合わせた部分で続けられるのかどうなのかというようなところなんだと思うんです。

人件費など固定費の増加があるというふうになっているんですが、労務費、燃料費に対して、委託費の中での積算根拠をまず伺いたいと思います。

○今井土木事業所主幹　除排雪業務の労務単価につきましては、国や北海道と同様に公共工事設計労務単価を使用し、燃料費につきましては北海道建設部策定の地方資材単価を使用しており、いずれも積算時における最新の単価で積算しております。

○江川委員　資料にも積算単価と、日当たりとありますが、これは、日当たりというか、８時間労働ということですね。

公共工事設計労務単価、ちょうど３月に出されたばかりで、国土交通省さんの資料なんかをこう見ていると、令和７年度は５％以上上がったということで、労務単価に関してはかなり上がっている。

ところが、資料を見ていただいて、令和５年度と令和６年度の燃料単価、ガソリンと軽油を見ると、何か、そんなに去年下がりましたっけと思ったんですよね、ガソリン。単価が下がっていると思って、それは何でなんだろうと思ったら、それは北海道だったということで、それに関しては、ちょっと別なあれなのかなと思うんですが、労務費、燃料費の過去１０年間の推移について伺いたいと思います。

○今井土木事業所主幹　労務費の過去１０年の推移でございますが、除排雪業務の積算で主に使用している普通作業員、一般機械運転手、特殊機械運転手、交通誘導員について申し上げますと、令和６年度の労務単価は、１０年前の平成２７年度と比較して、普通作業員が約４５％、一般機械運転手が約４８％、特殊機械運転手が５０％、交通誘導業務にまつわる資格保有者である交通誘導員Ａが約６０％、警備業者の警備員で交通誘導員Ａ以外の交通誘導に従事する交通誘導員Ｂが約５４％と、全ての職種において約５割、最大６割上昇し、それぞれ労務単価が大きく引き上げられて

おります。

また、燃料費につきましても、コロナ禍からの世界経済の回復に伴う原料の需要増や一部産油国の生産停滞などによる原油価格の高騰を受け、平成２７年度と比較しますと、ガソリンが約２０％、軽油が約１５％と単価が引き上げられております。

○江川委員　そうですね、資料を見ると、やっぱりそういうようなことで、燃料費に関しては、燃料単価は北海道の基準なので、令和６年度はちょっと下がっちゃったということなんです。

うーん、これ、確かに基準というのは分かるんですけれども、労務単価も、令和７年度の国土交通省の単価なんかを見ていくと、実は北海道って一番低いんですね、全体的に。大きく見ても、やっぱり５千円近く差があるような、都市との差があったりということがあるので、そこを最低基準にしているんだっていうことは分かるんですけれども、やっぱり、ここの積算の部分というのは、私は考え直さなければならないのではないかなというふうに思っているところです。

そうしないと、燃料だって、結局、北海道はそうかもしれないけれども、運んできてってなると、どうしても値段的にやっぱり旭川は高い気がするんですよね、ほかの都市に比べると。そうなると、もたないでしょうというふうに思うわけです。そうなると持続することができなくなるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、オペレーターの年齢構成について伺いたいと思います。従事している人の年数と併せてお示しください。

○田中土木事業所長　令和６年度の当初登録時における年齢及び除排雪業務の従事年数で申し上げますと、除雪機械のオペレーターの年齢構成につきましては、全体の人数は６２３人でございますけども、そのうち、３０歳未満では５７人で約９％、３０歳から４０歳未満では５６人で同じく約９％、４０歳から５０歳未満では１４９人、約２４％、５０歳から６０歳未満では１９５人で約３１％、６０歳以上では１６６人で約２７％となってございます。

また、除雪事業の従事年数につきましては、３年未満の方が８３人で約１３％、３年から１０年未満の方が２１９人で約３５％、１０年から２０年未満の方が１６７人で約２７％、２０年以上の方が１５４人で約２５％となってございまして、従事者の高齢化傾向が顕著に現れている一方、経験年数が１０年未満のオペレーターが約５割となってございまして、今後、離職していく高齢運転者を補うべき若手入職者の確保と技術の継承、これが課題であると認識しているところでございます。

○江川委員　６２３人、従事してくださっていて、うち、５年後、どのぐらい現役でいるんだろうかっていうのを、ちょっと、今、出したくないなという感じの年齢構成ですね。というか、そこの時点で働いてくださっているっていうのはすごくありがたいんですけれども、体がちょっと心配だなというところなんですが、そうなると、１０年未満の割合が５割、技術の継承が課題、おっしゃるとおりだと思うんです。

この技術の継承って、難しいのが、どのぐらいで継承ができるんだろうか。特に、技術なので、日々、日々、重ねながらということで、まだまだ技術はどんどん身につけていく必要があるんだ、勉強していかなきゃいけないんだっていうようなことではあるんです。けれども、ある程度、一人前の仕事ができるようになるのはどのぐらいの年数が必要なのかというところがあるんですが、どのぐらいの年数でおおよそ独り立ちができるもんでしょうか。

○田中土木事業所長　オペレーターの技術熟成、独り立ち、これに至るまでの期間につきまして

は、作業機械の種類によって異なりますが、主に除雪業務に使用する除雪トラックや除雪ドーザーにつきましてはおおむね３年、主に排雪業務に使用する除雪グレーダーやロータリー除雪車、こちらにつきましては５年から１０年を要する旨、除排雪企業から伺っているところでございまして、公道での除排雪機械の使用には一定程度の経験が必要であると認識しているところでございます。

○江川委員　除雪業務で、大体３年間ぐらいでようやく独り立ちができるのかなという状態で、排雪に関しては５年から１０年ということで、今まさに、今後、排雪はできませんよというふうにならないように頑張っているところだということが分かるわけです。どんどんと荷が重くなっていくわけですね。一定程度の経験というのは当然重要です。

ただ、やはり、無理のない継承というところをきちんと考えて、そこに対して支援をするというのが制度設計、そして市の役割だと思うんですけれども、路面状況に合わせた技術の継承について、どのように受け止めて対策を考えていますでしょうか。

○石持土木部雪対策課長　技術の継承につきましては、オペレーターの高齢化等の背景を踏まえ、若年層の入職者数の安定的な確保に加え、可能な限り早期の作業機械操作に関わる熟練度向上が必要と考えているところでございます。

近年の状況につきましては、除雪企業数やオペレーターの人数そのものに大きな減少は見られないものの、高齢化の現状から、将来を見据えた場合には予断を許さない状況であると受け止めており、官民が一緒になって対策に取り組む必要があると認識しているところでございます。

本市といたしましては、除排雪機械の免許取得に係る助成の継続や、実務経験が少ない若手オペレーターへの技術指導を行う訓練除雪の実施のほか、今年度から、従事者の意識の高揚と社会的評価の向上を目的として、後進の育成や除雪技術向上に努めたオペレーターなど、業務に従事してきた方を対象とする表彰制度を拡充するなど、オペレーターの継続確保に向けた取組を進めたところでありまして、今後についても、引き続き、旭川除排雪業者ネットワーク協議会と連携して、オペレーターの確保や技術の向上に向けた取組について検討してまいります。

○江川委員　そうですね、本当にありがとうございますというふうに言うことは、すごく大事だと思うんです。ただ、それで増えるのであれば、課題というのは、とうにもっと早く解決するようなところだと思うんですけれども、やっぱり、モチベーションだけでは生活に見合わない、そして続けていけないというような実態があるんだと思うんです。

早期の熟練度向上を求めるというようなことがあると思うんですけど、こういったことなのであれば、やっぱり、人的部分に特化した補助金の創設の必要性というのがあると思いますが、見解をお示しください。

○石持土木部雪対策課長　オペレーターの熟練度の向上に向けましては、まずは経験を深めていくことが重要になりますが、早期に向上を図るためには、補助金など一定の支援を行うこと、これについては有効な手段の一つと考えておりますので、企業のニーズを把握しながら、必要性も含めて調査してまいりたいと考えております。

○江川委員　基本的な金額の部分を保証するというところに、少しでも上げたいという企業のニーズもあると思うんですよね。なので、そこに対して補助をするというのは結構有効なんじゃないかなって、都市圏の例なんかを見ていて思っているところです。

まずは調査ということで、比較的前向きなのかなというふうには捉えておきたいと思いますが、

こういう技術を持った人っていう方たちを、正しくやっぱり評価できるようになってほしいなというふうに思っています。

よく話をする方たちも多いんですけれども、こういう現場に出ておられる職業運転手の方たちというのは、実は、結構、旭川市内出身の方がほとんどで、市外の方も、どういうところっていうのを聞くと、例えば町村だとか、旭川よりも人口規模が少ないところからこちら側に来てくれているというようなことを見ていますので、地元の定着にはすごく貢献する仕事なんだよっていうのが分かるわけです。

そういう人の育成とか、インフラとしての除雪というようなことが最近言われていると思うんですけど、そういったことの見解と併せて、この冬に向けて意気込みを伺って、私の質疑を終えたいと思います。

○高橋土木部雪対策担当部長　除排雪業務は、社会インフラであります道路の冬季の機能を維持するものであり、最近では、道路の除排雪作業そのものをインフラとする見解もありますが、いずれにいたしましても、雪国の安全と市民生活、経済活動を支える重要な事業だというふうに認識をしております。

その除排雪業務につきましても、先ほど答弁もさせていただきましたが、気候変動への対応やオペレーターの高齢化、担い手不足などの課題を抱えており、目の前の降ってきた雪や積もった積雪の対応ももちろんですけども、将来を見据えて持続可能な除排雪体制を構築する取組も進めていく必要があるというふうに考えております。

こうした状況を踏まえまして、今シーズンは、近年の暖冬傾向を踏まえて、ざくざく路面対策として初冬期に予防的に生活道路の圧雪を削り取る雪割り作業に取り組んでいくほか、業務の効率化、省力化に向けまして、積雪センサーの設置拡大などＤＸの推進などに取り組んでまいります。

また、今シーズンはどういった気象状況となるかはまだ分かりませんけども、状況に合わせた適切な除排雪作業に努め、シーズン終了時には多くの方々に今シーズンの除雪はよかったと感じていただけるようにしっかりと取り組んでまいります。

○高橋ひでとし委員長　暫時休憩いたします。

休憩　午後２時４１分

再開　午後３時１０分

○高橋ひでとし委員長　再開いたします。

御質疑願います。

○駒木委員　こんにちは。

公明党の駒木おさみです。よろしくお願いします。

まず初めに、都市計画公園整備費、永山中央公園再整備計画について質疑します。

８款５項３目緑地公園費のうち、都市計画公園整備費について、令和６年度の決算額をお伺いします。

そのうち、永山中央公園に関する決算額についてお示しください。

○和田土木部公園みどり課主幹　８款５項３目緑地公園費のうち、都市計画公園整備費の令和６年度決算額につきましては、令和５年度からの繰越分が４千３６４万２千４０円、令和６年度が２億

７千７５６万６千１９２円、合計では３億２千１２０万８千２３２円となっております。

次に、永山中央公園の事業内容につきましては、神陵公園の老朽化施設の再整備と合わせて実施設計を行っており、令和６年度末時点の契約額２千４０１万３千円のうち、神陵公園分の決算額が６２０万２１６円、永山中央公園の決算額は６５５万１千７８５円となっており、神陵公園分の残額１千１２６万９９９円について、令和７年度への繰越しを行っております。

○駒木委員　永山中央公園の地域住民の皆様から再整備に関して多くの声をいただいていますので、ここを中心に質問を進めていきたいと思います。

永山中央公園の再整備に向けた実施設計の業務内容についてですが、特に、地域住民の意見を反映する仕組みや、施設健全度調査などの具体的な内容についてお示しください。

○和田土木部公園みどり課主幹　永山中央公園の再整備及び改修に向けた実施設計につきましては、整備当時のコンセプトを尊重し、老朽化した施設の改修などを軸とした整備を基本とすることを目的としており、業務内容としては、測量調査及び遊具や噴水等の損傷状態等を確認する施設健全度調査、地域の方からの意見をいただき、整備案に反映することを目的とした意見交換会開催のための資料作成及び支援業務、工事設計の際に使用する実施設計図作成や概算工事費の算出などの業務内容となっております。

○駒木委員　老朽化により更新することとした施設について、確認をさせてください。

施設健全度調査の結果を踏まえ、老朽化により更新を予定している施設について、具体的にどの施設が対象となっているのかを確認させてください。

○和田土木部公園みどり課主幹　施設健全度調査等の検討結果から老朽化により更新を行うこととした施設につきましては、令和３年６月より使用禁止としている築山・大型複合遊具広場の児童用複合遊具や管理棟前のウッドデッキ休憩広場、漏水が原因で更新を検討した噴水及びせせらぎ水路と併せ、園内の灯具ランプに使用している水銀灯のＬＥＤ灯への更新を予定しております。

○駒木委員　特に、使用禁止となっている大型複合遊具については、１０年以上たち、またさらに使えなくなってくるというのが重なって、長期にわたり利用できない状態が続いており、地域の住民や子どもたちにとっても大きな影響があったものと受け止めています。

また、腐朽といった安全面の課題に加え、照明のＬＥＤ化など、環境面への配慮も含めた更新が予定されている点は、持続可能な公園整備の観点からも本当に重要なことであると考えておりますが、永山公民館で実施されました意見交換会がありましたが、その開催の趣旨についてもお伺いします。

また、参加者からどのような御意見が寄せられたのか、主な意見について、御答弁いただける範囲でお答えいただけたらと思います。

○星土木部公園みどり課長　永山中央公園再整備に伴い実施した意見交換会の開催趣旨につきましては、近隣の地域の方々及び町内会を対象とし、改修案に対する意見、要望などの聞き取りを行い、その改修案へ反映することを目的として開催しております。

次に、参加者からの意見の内容につきましては、１回目の意見交換会では、現状の児童用複合遊具は危険であるため、早く撤去してほしい、インクルーシブ遊具の導入を考えてはどうか、休憩広場の舗装材は劣化しにくい材質を検討してほしいなどの意見が出ており、施設改修計画素案の説明を行いました２回目の意見交換会では、滑り台の座面は夏場は熱くならない素材にしてほしい、水

飲み台は子どもが利用できるものにしてほしい、フワフワドームの表面は、暑くなった場合、はだしでの利用は可能なのか、幼児用遊具広場の位置は、遊びの連続性などを考えて多目的舗装広場から離し過ぎないほうがよい、駐車場から幼児用遊具広場までのアプローチはバリアフリーに配慮してほしいなど、多くの意見をいただいております。

○駒木委員　永山中央公園の再整備の期待が、これだけ、本当に多くの声がありました。全てを反映していくのは本当に厳しいことではあるかなというところなんですけども、この地域は、上川総合振興局まで、小学校、中学校、高校等がある、遠くからも車で来られる場所だったり、また、幼稚園や保育所の遠足場所にもなっている、本当に多くの市民の皆様が御利用されている場所であります。そして、スケートボードパークも、唯一、旭川市で設置されている場所っていうのもあって、この計画に関していろんな意見が寄せられていました。私も参加させていただいていましたが、本当に、この公園みどり課の皆様が意見を集めるのも大変だったのではないかなというふうにも感じているものもあります。

こういった意見交換会で出された市民の声は、どの程度、今回の設計に反映されたのでしょうか、具体的な反映事例についてお伺いします。

○星土木部公園みどり課長　意見交換会の参加者からの設計への意見につきましては、極力、反映するように努めておりまして、設置する施設に関する意見に対しまして、滑り台の座面についてＦＲＰ製の材質を使用することや、水飲み台を幼児の身長でも届く高さに蛇口を設けることなどの反映を行っております。また、各施設の配置やバリアフリーの配慮などに関する意見に対しましては、幼児用遊具広場と利用対象年齢が異なり、多数のスケートボード利用のある多目的舗装広場との間に、５メートル程度の緑を確保し、お互いの広場の見通しが利くよう植栽間隔に配慮するなどの反映を行っております。

○駒木委員　今年度、リニューアルが進められている木製大型複合遊具については、こちらも１０年以上使われていないっていうところで、今回、小学校から中学校に上がるまで、一度も遊んだことがないよっていうのがいらっしゃるっていうことは、本当に残念だなあというふうに過ごしていました。私、永山中央公園の隣に住んでいます。今、再整備の状況も、ダンプが上がってくるところとか、そういったところも見てはいるんですけど、そういった子どもたちがいるっていうことが、この先の都市公園の再整備の計画では、こういうことがなく整備が進んでいったらなあというふうに感じているところでありますが、この子どもたちが本当に熱望している大型複合遊具については、使用開始の見込み、時期をここでお示しいただけたらと思います。

○星土木部公園みどり課長　築山・大型複合遊具広場の木製大型遊具につきましては、主要部材であるはりと支柱を極力活用し、改修を行うこととしておりまして、現在は、腐朽が著しい木製部材のほか、摩耗したネットや滑り台、ターザンロープなどの撤去工事を行っております。

今後は、化粧材や様々な遊びの要素を取り付けるための工事を進め、本年１２月に工事を完了し、使用開始については融雪後の令和８年５月頃を予定しております。

○駒木委員　永山中央公園の整備計画において、永山地区の中心になっている大きな公園であり、利用者も、先ほど申し上げましたように、本当に多いです。整備に対する期待も多い中でありますが、全体の整備完了までどれぐらいの年数を見込んでいますか、また、国の交付金との関係で遅延の可能性があるかについてもお伺いします。

○星土木部公園みどり課長　永山中央公園において更新を予定している施設につきましては、更新工事を順次行うこととしており、令和１１年の整備完了を予定しておりますが、施設の更新は、国の交付金を活用し、事業を行っていることから、交付金の充当状況によりましては計画に遅れが生じることが考えられます。

○駒木委員　交付金の充当状況によって計画の遅れが生じることもあるということは受け止めました。

その上で、令和１１年完了予定と御答弁をいただきましたが、そういった中でも、地域の方からいろんな様々なお声が寄せられると思いますが、そういったときは、計画の中でも柔軟に対応いただきたいなということをお願いします。

視点を変えまして、忠和公園に旭川市初のインクルーシブ遊具が設置されました。今年の４月から供用開始されましたが、体幹が不安定な子どもが安心して遊べる背もたれつきのブランコが、共に遊べるという設計であって、本当にこちらも大変に好評であります。

永山中央公園においても、インクルーシブ遊具の導入が進められていくと伺っていますが、現在の対応状況について伺います。

○和田土木部公園みどり課主幹　永山中央公園で更新を行う遊具につきましては、築山・大型複合遊具広場と幼児用遊具広場に設置している遊具の更新を行うこととしておりますが、このうち、幼児用遊具広場に設置を予定している５基のうち、４基についてインクルーシブな要素を取り入れた遊具を設置することとしております。

○駒木委員　試験的に導入した忠和公園に続いて、２番目の導入となる永山中央公園でありますが、これからの公園整備では、インクルーシブな公園づくりは非常に大切であり、議会質問を通して、導入に関することに提案をし、公明党会派としても予算要望を重ねてまいりました。

今年の３月の予算等審査特別委員会民生子育て文教分科会において、子育て支援部と土木部の情報共有が大事であるということをお伝えいたしました。

子どもたちが遊ぶ公園のそういった意見を子育て支援部から土木部に、で、土木部の予算を子育て支援部にって、そういった細かい情報共有が大事ではないかということを質問させていただきましたが、こういったインクルーシブな公園を目指すために、旭川市としてはスタートしたばかりでありますから、こういった説明をするよりも、実際に普通の既存の遊具よりも、体験しなくては見えないものがあります。ぜひとも感じていただきたいということを伝えてまいりましたが、公園の所管部局である公園みどり課の皆様に、インクルーシブ遊具とは何かということを知って進んでいくということをこの先も続けていただきたいなと思います。

その上で、札幌市の農試公園が、北海道初のインクルーシブ遊具の公園ができて２年目になりますが、早速、今年の夏、公園みどり課の皆様が視察に伺ってくださったということをお聞きしました。その導入の事例として、視察の概要と得られた知見について確認をさせてください。

○和田土木部公園みどり課主幹　インクルーシブな公園づくりの先進事例である札幌市の農試公園の視察を、公園みどり課職員４名で８月２５日に実施しております。

視察の概要につきましては、札幌市建設局みどりの推進部みどりの推進課へのヒアリングと現地視察を行い、ヒアリングでは、公園のインクルーシブ遊具導入の経過を確認しており、再整備以前から児童発達支援施設の利用が見られ、公園全体の再整備計画があったことや、十分な駐車場が確

保されていたことなど、公園利用のしやすさが導入の理由であったと説明を受けております。

今後は、本市としても、札幌市へのヒアリングの結果を踏まえ、遊具更新の際の参考としてまいりたいと考えております。

○駒木委員　ただいまの御答弁は、主にハード面での整備に焦点が当てられたと受け止めています。しかしながら、インクルーシブ遊具の設置においては、遊具の機能や遊び方を説明する看板の設置など、ソフト面での配慮も重要であることを重ねて議会で申し上げてまいりました。

なぜそのような看板が必要とされるのか、また、インクルーシブ遊具の設置が本来どのような目的を持っているのかについて、視察を通じてどのように理解をされてきたのか、ソフト面の考えも含めてお伺いをします。

特に、障害のある子どもやその保護者にとって遊具の使い方が明示されていることは、安心感や参加の意欲につながっていきます。また、誰もが共に遊べる環境づくりというインクルーシブ遊具の理念を実現するためには、物理的な整備だけではなく、情報提供や心理的なバリアの除去も不可欠です。この点についてお伺いします。

○和田土木部公園みどり課主幹　インクルーシブ遊具は、歩行困難や視覚障害など、障害の有無にかかわらず誰もが遊ぶことができることを目的とし、使用者の意見が反映された構造や配色などの工夫がされております。

農試公園では、これらの特性などを遊具に反映している様子や、子どもたちがみんなで遊ぶ方法などがインクルーシブのポイントとして、それぞれの遊具に設置される看板により説明されておりました。また、こうした遊具を利用する子どもたちへのソフト面での配慮と併せ、公園に一緒に遊びに来ている保護者の方が利用するあずまややベンチなども多数配置されており、遊具を設置するだけではなく、保護者や子どもたちの公園の利用しやすさなど、ソフト面における環境整備の必要性について認識したところでございます。

○駒木委員　インクルーシブの遊具が１基ありまして、その周りにベンチがあるっていうのがよく目につくところなんですけど、何でそれが必要なのかっていうところなんですけど、障害のお子さんが、そこに、遊具で遊んでいるときに、周りの保護者の人って、みんな、知り合いではないんですよね。だけど、そこに集まった点と点が線になるような会話ができる、コミュニケーションが生まれるっていうところもあって、このインクルーシブ遊具って、障害の有無っていう言葉が独り歩きしてしまっているんですけど、実は、本当の遊具って、このアルファベットだったり、点字ブロックだったり、国際的にも、海外の御家族が旭川にいらっしゃったところで、移住されたところでも本当に何の偏見もなく、子どものうちから、幼少の頃から、そういったところの公園からメッセージ性が出てきて、つながりを持てるっていうところのメリットがあるんではないかなというふうにも感じていますので、ハード面ももちろん大事ですが、もっともっとこのソフト面を深めて見ていただきたいなというふうに感じています。

永山中央公園以外にも、市内の各地の公園で老朽施設の改修が進められていると思いますが、しかし、追いついていないのが現状であります。一方で、旭川市のこの予算には限りがあり、施設のスリム化も課題となっています。

そこで、今後の老朽化施設の改修における考え方について市の方針を伺います。

○星土木部公園みどり課長　公園施設の改修を行う際は、人口減少や少子高齢化などの現状を踏ま

え、子どもなどの公園利用者の数が減っていくという課題を考慮する必要があり、また、幅広く誰もが利用できる施設への改修も検討していく必要があると考えております。

一方で、現在行っている公園施設改修の主な財源としましては、国の交付金を活用していますが、２ヘクタール以下の面積の公園では、遊具の更新しか交付金の活用ができないなどの対象要件があることから、財源の面における課題もございます。

今後における公園施設の改修検討を行う際には、地域との協議において、公園が造られた当時の利用状況が変わり、地域のニーズに合わなくなった公園について、設置される遊具を廃止し、同一区域内にある利用率の高い公園の遊具を更新するなど、機能の見直しや再配置に取り組みながら、公園施設の改修に努めてまいりたいと考えております。

○駒木委員　スリム化の課題は、時代の背景とともに、これは大事なことだなというふうに受け止めていますが、優先順位の中で早期に修繕をお願いしたいところがあります。

公園つながりで言えば、常磐公園の木の柵の下がすごく腐っていて、私自身も、何度か公園みどり課さんのほうにつながって、一つ一つ修繕をしてもらうんですけど、物すごい、一体になって腐り始めているので、そこはもうインバウンドの方もいらっしゃるし、地元の方もラジオ体操をしている大きな公園であるからこそ、こういった人が多く集まるところというところも、優先順位の一つ上に、どんどん上に押し上げて直していっていただきたいなというふうに思います。ここはお願いを申し上げたいです。

最後の質問になりますが、インクルーシブ遊具は、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に遊び、育ち合う場をつくるものであり、地域の共生社会の実現に資するものです。インクルーシブとは何かを伝えるメッセージ性があります。公園整備においても、単なる遊具の更新にとどまらず、誰もが安心でき、利用できる空間づくりの視点が求められると考えています。

インクルーシブ遊具の積極的な導入等は、今回、初めて市長の公約にも掲げられており、忠和公園に続き、今年度は、愛育センターや旭山動物園など、事業は違いますけれども、こういった公園以外の施設においても、インクルーシブ遊具が、広場の設置が進められていくものとこの先も期待をしているところであります。

こうした取組の広がりを見せる中で、今後の公園整備において、インクルーシブ遊具の設置をどのように位置づけ、推進していくのか、本市の認識をお伺いして、この質問の項目は終わります。

○富岡土木部長　今、委員の御指摘にありましたとおり、インクルーシブ遊具は、年齢や性別、障害の有無にかかわらず利用ができて、誰もが同じ空間で楽しむ中で共に生きる心を育んでいくことが期待できるものでございまして、今後もその必要性は高まっていくというふうに認識をしております。

市内の公園におきましては、引き続き老朽化した遊具の更新を進めてまいりますが、公園全体のバリアフリー化の状況など、課題を確認して、より多くの方の利用が見込まれる公園選定を進めながら、インクルーシブ遊具の導入の検討を進めるということとともに、利用する方に対して、そのインクルーシブ遊具の導入、設置の意義、また使い方などの周知もしっかり行ってまいりたいと考えております。

○駒木委員　次の項目に移りたいと思います。

７款１項４目の観光プロモーション推進費について質問をします。

みんな大好きな旭川市のシンボルキャラクター、あさっぴーを中心に質問を展開してまいりたいと思います。

あさっぴーは、旭川市民の記憶と感情に寄り添う存在です。あさっぴーが誕生してから今月で１５年、子どもたちの笑顔、イベントのにぎわい、そして、市民の誇りの中にいつもその姿がありました。大雪山のＴシャツ、旭橋のベルト、ラーメンのフリンジ、そのファッションには旭川への深い愛が込められていて、見るたびにこのまちが好きだと思わせてくれます。ゆるキャラグランプリで道内１位を獲得したときは、まち全体があさっぴーを誇りに思いました。観光に大きく貢献してきたあさっぴーであります。その存在は色あせることなく、市民の皆様の心に残り続けています。その愛着を次の世代にもつなげていくとの思いで、観光に関わる事業が数多くございましたが、この項目を取り上げさせていただきました。

ちょっと話は変わりまして、いものこちゃんという、買物公園に出没する、未確認生物と言われている、物すごいかわいいキャラクターなんですけど、こういった、見たよとか、見ていないよっていう子もいるんですけど、最近、現れてきたんですよね。本当にかわいいんですけど、このいものこちゃん、買物公園のネーミングから取ったいものこちゃんらしいんですけども、小学生を中心にすごい人気が、今、出てきているそうです。写真の数は、あさっぴーよりも、いものこちゃんの数が多いというふうにもうわさで聞いております。そういったところもありながら、このあさっぴーといものこちゃん、様々ないろんなキャラクターを共に旭川市のまちの活性化へとつなげていけたらなというところなんですが、あさっぴーもうかうかしていられないなということで、次の質問に入らせていただきたいと思います。

あさっぴーの着ぐるみ、着ぐるみってあまり言いたくないんですけども、着ぐるみに関する補修、クリーニング、保険料等で約３０万円が計上されていると伺いました。その内訳とあさっぴーに関わる決算額とその内容についてお伺いします。

○上田観光スポーツ部観光課長　あさっぴーに係る決算額につきましては、着ぐるみの補修費が９万３千５００円、クリーニング代が１６万５千円、クリーニングに係る送料が２万４千３９８円、着ぐるみの動産保険料が１万６千３６０円の合計２９万９千２５８円となっております。

○駒木委員　あさっぴーの世界観と観光資源の連動についてですが、あさっぴーとゆっきりんが誕生した経過や目的について確認させてください。

○上田観光スポーツ部観光課長　あさっぴーとゆっきりんが誕生した経過及び目的でありますが、あさっぴーは、旭川市のイメージアップや認知度向上、市民をはじめ、多くの人に親しみを持ってもらうことを目的に、旭川市シンボルキャラクターとして、平成２２年度の旭川市開村１２０年記念事業の一つとして、当時流行していたゆるキャラを制作することとし、市民からデザインと愛称の公募を行い、選定したものであります。

また、ゆっきりんにつきましては、あさっぴーの活躍をさらに広げることなどを目的としてサブキャラクターを設置することとし、平成２６年度に誕生しております。デザインについては、あさっぴーとの親和性や世界観を踏まえ、あさっぴーと同一のデザイナーが制作しております。

なお、愛称については、公募を行い、選定しております。

○駒木委員　あさっぴーが誕生して１５年ということですが、あさっぴーとゆっきりんのキャラクター設定やデザインについて、旭川市に存在する様々な観光資源がちりばめられていますが、再確

認させてください。

○上田観光スポーツ部観光課長　あさっぴーは、もともとはゴマフアザラシの男の子でありまして、ある日、憧れの存在だったホッキョクグマの姿に変身し、旭川のハッピーを願うヒーロー、あさっぴーとして誕生したものであります。旭川をこよなく愛し、ファッションにもこだわりがあり、大雪山連峰をモチーフにしたＴシャツや旭橋のベルト、川をイメージしたストライプパンツ、大好きなラーメンはフリンジとして上手に着こなしております。

次に、ゆっきりんですが、あさっぴーの幼なじみのキリンの女の子であり、ある日、大好きな旭川の雪と融合した姿に変身したものであり、ふだんは気は強いが、本当は優しい女の子というキャラクター設定となっております。ゆっきりんのファッションにつきましては、雪だるまのアンテナ、雪の結晶柄のワンピース、神居古潭のリンゴの袖と花のブローチ、江丹別そばのフリンジブーツをはいており、あさっぴーと同様にこだわりの着こなしとなっております。

○駒木委員　キャラクターの設定がユニークで、オール旭川の設定で誕生した旭川のキャラクターということが分かりました。

誕生した当時、私、個人的には、何でも入れてきたキャラクターなんだなと思った記憶があります。きっと心がすさんでいたのではないかなって思いますが、また、ほかには旭川の魅力は一体何なのかと。ほかの自治体のキャラクターと違って何でも入っているっていうところが、分からないまま出来上がったのではないかという、そういった声も少しはあったのではないかなというふうに思いますが、そんな声があっても、旭川のハッピーを願うヒーローとして市民の皆様に親しまれる存在になりました。

この衣装に新たな地域資源を取り入れるならば、例えば、旭川産のサツマイモ、シャインマスカットなど、衣装をグッズに反映させることで、観光ＰＲとの連動をさらに強化できるのではないかなと考えています。

次の質問ですが、子ども向けイベントでは、あさっぴーとの触れ合いを楽しみにする家族連れが多く、写真撮影での行列ができます。例えば冬まつり会場とか、そういったところで、旭川市で生まれ育った子どもたちは、あさっぴーとの触れ合いをしながら記念撮影をしてきた家族が多い中でありますが、私自身も、今、中学１年生の息子がいますが、子育ての思い出の写真にはあさっぴーがいつもいたなあと、意識して写真は撮っていないんですけど、振り返ったらあさっぴーがいたなっていうふうに感じているところです。

一方で、このあさっぴーに聞いたところ、触れ合いの中で、あさっぴーに向かってくる子どもたちを見たときに、承認欲求が満たされるだとか、モチベーションが上がるという、そういった声もあります。中には、口の中にグーパンチをされる、そういったことがありますが、本当にこういう笑顔の中で喜びの輪が広がるイベントがありますが、こういった各種、様々なイベントの中で、あさっぴーをマネジメントされるのは一体どなたになりますでしょうか。

○上田観光スポーツ部観光課長　あさっぴーの管理運用につきましては、観光課が所管しておりまして、各種イベント等への出演に係る日程調整のほか、キャラクターデザインの使用承認を行っております。

○駒木委員　特に写真撮影では長蛇の列が並び、先ほども申し上げましたが、あさっぴーにたどり着けたところで撮影終了になるということを聞きます。極寒の中、保護者の皆様は、我が子のため

に一生懸命に並ぶんですが、やっとたどり着けたところで撮影終了というようなことがあるっていうことも、多々、ちょっと聞くことがありますので、そういったことも配慮していただけたらなと思います。また、そのスケジュールの中では、写真撮影はちょっと時間を多めに取っていただけたら、あさっぴーやゆっきりんにも時間の余裕が生まれてくるのではないかなというふうに考えています。

着ぐるみの貸出しやデザインの使用は可能となっていますか、確認をさせてください。

○上田観光スポーツ部観光課長　あさっぴーは、本市のシンボルキャラクターとして旭川市の観光ＰＲに資するイベントや、広く一般の方が参加、観覧できるイベントに着ぐるみの貸出しを行っております。ゆっきりんは、サブキャラクターとしての設定であることや、登場機会のプレミア感を持たせるため、市が開催するイベントを中心に出演しており、一般への貸出しは行っておりません。また、デザインにつきましては、旭川市のイメージアップやキャラクターのＰＲに寄与する目的であれば、申請をいただいた上で、本市が所有する基本パターンのイラストやロゴを使用可能としております。

○駒木委員　あさっぴーは、行政や民間の印刷物、広告でよく登場しています。手拭い、ピンバッジ、ぬいぐるみなど、イベント限定のグッズなどは、毎年、好評であり、市民が日常的に使うアイテムにも登場し、市民生活に溶け込んでおります。既に広く浸透していますが、あさっぴーがデザインされた商品はかなりの数があると思います。

その中でも、カプセルトイはインバウンドにも大人気であります。こちらは、例えば旭川空港に設置するという方法でも、試験的に置くにしても、収益につながると思っています。このようなグッズを、さらに――カプセルトイだけじゃないですよ。このようなグッズをさらに広げていく方向性についてお伺いします。

○上田観光スポーツ部観光課長　あさっぴーやゆっきりんを活用したグッズにつきましては、これまでも多くのものが販売されておりまして、例えば、旭川夏まつり応援サポーターの特典であるあさっぴー手拭いや、旭川冬まつりの公式グッズとして姉妹都市とコラボしたピンバッジですとか、大阪・関西万博公式キャラクターであるミャクミャクとコラボしたぬいぐるみなど、本市を代表するイベントで販売されております。このほか、赤い羽根共同募金のピンバッジですとか、市内事業者が製造した食料品など、広くデザインが活用されております。

あさっぴーやゆっきりんがデザインされたグッズは市民や観光客に大変人気がありまして、本市に愛着とよいイメージを持っていただくためにも、新たなグッズ製作など、さらなる活用を進めてまいりたいと考えております。

○駒木委員　あさっぴーは、市内外のイベントに多数出演をされています。ガチャピンは宇宙にも行きました。でも、あさっぴーはまだ宇宙に行けていませんが、そういう日を夢見ていきたいなと思っています。道外、道内の催しにも多数登場し、旭川の魅力を発信し続けてまいりましたが、１週間ほど前には、ついに公式インスタグラムが開設となり、フォロワー数も順調であります。

ここまで私もあさっぴーに熱を入れて質問してまいりましたが、正直、そんなに、私、あさっぴーはそんなに好きではないんですよね。そんなに好きではないんですけれども、やっぱり、子どもたちの声が多数届いているので、これは前に進めなきゃって思っているところなんです。ついに公式インスタグラムの開設となりまして、フォロワー数も増えてきましたが、海外の方にも目に触れ

るチャンスだなというふうに思っています。

ミャクミャクは、大阪・関西万博が終わりまして、ついに、ついにじゃないですね、お話ししていました、動画で。３万２千の「いいね！」がついていましたね。ここを超えていきたいなというふうに思っています。そういった目標も決めながら、インスタグラムの発信を強化していただきたいなというふうに期待をしています。

今年は、特に、猛暑日が続いて、本当にこの暑がりのあさっぴーも、表舞台では元気な表情で笑顔を届けてくれましたが、裏方に回ると、本当に汗だくで、暑くて、たまにはしんどいというような声も伺います。最低気温日本一のまちのキャラクターですので、暑がりは仕方がないのかなというふうにも思っています。

しかし、最近、あさっぴーの衣装を見ると、とてもより、かなり汚くなってきたように感じています。その衣装を見た子どもたちが、ちょっと、少し悲鳴にも似たような心配の声がございます。写真にもくすんだ色が目立つようにもなりました。誕生から１５年を迎えるあさっぴーは、もしかして思春期や反抗期があるのでしょうかと心配になります。あさっぴーが抱える悩みや課題はあるのでしょうか、お伺いします。

○上田観光スポーツ部観光課長　あさっぴーは大変人気がありまして、道内はもとより、道外、海外のイベントにも多数出演してまいりました。クリーニングや補修を行いながら大切に使用してまいりましたが、限界を迎えつつあり、このままでは出演の頻度を維持することが困難な状況となっております。このほか、広く貸出しを行っているため、イベント出演時に一貫性のある動きになっていないですとか、あさっぴーは暑さが苦手なため、近年の猛暑により、夏場の出演が体力的に厳しい状況となっております。

今後につきましては、新たな着ぐるみの製作を含めて、運用方法の見直しを検討していく必要があるものと考えております。

○駒木委員　今後の着ぐるみの更新に当たっては、軽量化や通気性の改善など、夏のイベントにも対応できる仕様を検討していただけたらと思います。

また、複数体の着ぐるみを整備することで、貸出し時の動きの一貫性や管理体制の強化も図れると考えています。特に、子どもたちとの交流を考えるならば、これまでのイベント等の活躍に貢献してこられましたあさっぴーに１５年目を迎えての衣装を新調していくのはいかがでしょうか。

○上田観光スポーツ部観光課長　先ほど答弁しましたとおり、あさっぴーは暑さが苦手なため、夏場においては、１回の出演時間が約３０分程度が限界ということで、休息を取りながら市民等との交流を行っております。

近年の猛暑により熱中症対策の重要性が高まっておりますので、新たな着ぐるみの製作に当たっては、軽量化ですとか通気性のよい衣装に改善するなど、あさっぴーがより活躍しやすい仕様となるよう検討を進めてまいります。

○駒木委員　あさっぴー、ゆっきりんに続く新たなキャラクターをつくる考えはありますでしょうか。子どもたちからも、家族やきょうだいがいないのかと聞かれることがあります。例えば、あさっぴーの弟と仮定して、あさっぷーが、子育て世代包括支援センターのｗａｋａ・ｂａにいるよというような話だったり、兄がいるよ、必ず旭川に帰ってくるよっていう、そういうような仮の設定を子どもたちでつくったりっていう声もあります。

子どもたちからそういう声を受けて、私自身の視点なんですけども、観光の分野では、ナイトタイムエコノミーの活性化の取組が注目を浴びています。これまで私もこのナイトタイムエコノミーについて市議会で一般質問を展開してまいりましたが、今後は本市としても重要となってくる夜間の経済活動の活性化だと思っています。例えば、新たなキャラクターをよるっぴーと命名し、仮称ですが、夜間の経済活性化に活用していくことも、旭川市にとっては効果的ではないかと考えています。旭川市のナイトタイムエコノミーを盛り上げる新キャラクター、よるっぴーは、あさっぴー、ゆっきりんの世界観を継承しつつ、旭川市の夜のまちの魅力と安心感を発信する存在として大きな可能性を秘めています。

また、夜の市長、ナイトメイヤーと呼ばれるものがあります。都市の夜間活動を専門に、担当に、役職や、象徴的な存在として欧州を中心に広がり、近年では東京やニューヨークでも導入の動きがあるナイトメイヤーです。こういった発想も入れながら、よるっぴーを制作するならば、反射板をつけて、夜のまち歩きやホワイトイルミネーションの案内役、夜間の安心、安全を啓発する存在として、また防犯、交通、マナーなど、多岐に活躍の場が広がると思います。

あさっぴー、ゆっきりんとの連携に期待をしていきたいというふうに感じていますが、性格は、例えば、旭川市の夜のまちを静かに見守る優しい存在など、こういったよるっぴーをぜひとも望む声が、多数、世代――これはお話を盛っているわけじゃないです。このよるっぴーって、本当に多いんですよね。そういった提案をここで申し上げていきたいなというふうに考えています。

この点について、この提案に対しての見解をお伺いします。

○上田観光スポーツ部観光課長　あさっぴー、ゆっきりんに続く新たなキャラクターの制作につきましては、現在、あさっぴーの老朽化もありますので、まずは、あさっぴーの出演頻度が低下しないように、新たな着ぐるみの製作、こちらを優先して取り組む必要があると認識しております。

本市の観光は、インバウンドの増加により宿泊延べ数が増加傾向となっておりますが、さらなる観光振興へ向けて、観光の閑散期に宿泊を増やす取組ですとか、繁忙期であっても観光消費額を増やす取組が重要であると考えておりますので、委員から御提案のあった新たなキャラクターの制作や活用、こういったものも含めてナイトタイムエコノミーの取組を検討してまいります。

○駒木委員　今、御答弁の中にありました宿泊の部分で閑散期等々のお話がありましたが、集客を、集めるのに、私も、以前、ホテルのプロジェクトチームだとかにいたときがあったんですけども、こういう、一般の人が分かる、シンボルになるようなところって、安心して人って集まるんですよね。ただ、内輪の中で集客を目指しているところって、少しの、多少の不安感があって、なかなか地元の人が集まらないっていったところも壁になっているんではないかなと思います。この旭川市のシンボルキャラクターというところの存在、確かな場所っていうところに、夜の集客は、私は、これは進めていかれるものがあるんじゃないかなってちょっと本気で思っているところです。こうした旭川の夜に新たな物語をともす存在であるというふうに思っています。

市民の生活時間が多様化する中で、夜のまちに、親しみと――夜は危険だっていう印象がどのまちにもあるんですが、そこが安心だよっていうところを、キャラクターを通して観光、経済、文化のかけ橋となることを期待しています。ナイトタイムエコノミーの推進、新規事業として進めていただきたいです。補助金、協賛の活用なども検討していただき、期待をしています。

１５年目を迎えられました今月、１０月は、何度も申し上げますが、誕生日であります。多大な

貢献をしてこられましたあさっぴー、ゆっきりんに感謝を込めまして、あさっぴーの今後の活用について、部長からの意気込みをお伺いして、この質疑は終わります。

○菅原観光スポーツ部長　あさっぴーの今後の活用についてでありますが、あさっぴーは、平成２２年度の誕生以来、これまで、市内外の様々なイベントや広報活動を通じて旭川市の魅力発信に大きく貢献してまいりました。その結果として、平成２７年度にはゆるキャラグランプリで道内１位を獲得するなど、多くの市民の皆様をはじめ、道内外の方々からも広く認知され、誕生から１５年がたった今もなお、愛されるキャラクターとして成長を遂げております。

私も、平成２２年から観光課に在籍をしておりまして、誕生したあさっぴーを連れて、よく頻繁にイベントに足を運び、連れてまいっていたところであります。それを重ねるうちに、小さな子どもさんから、私のことを、あさっぴーといつも一緒にいるおじさんだというふうに言われたこともありまして、私といたしましても、あさっぴーに対する思いは非常に強くあるというふうに考えております。

今後も、こうしたあさっぴーの人気を生かして、旭川市のイメージアップや認知度向上を目的に、積極的に市内外のイベントや観光キャンペーンなどに出演してまいりたいというふうに考えております。旭川の顔として、そして市民に親しまれる存在としてあさっぴーを活用し、本市の魅力向上につなげてまいります。

○高橋ひでとし委員長　理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩　午後３時５６分

再開　午後３時５８分

○高橋ひでとし委員長　再開いたします。

御質疑願います。

○まじま委員　それでは、私のほうから質疑をさせていただきたいと思います。

まず、経済部、家具等国内外販路拡大支援費について、決算の概要をお示しください。

○内田工芸センター所長　家具等国内外販路拡大支援費の決算額は３０５万８千３８１円となっております。

毎年４月に開催されるイタリア・ミラノサローネ国際家具見本市へ、昨年４月１４日から２１日の期間、今津市長らが訪問したことに係る経費でございます。内訳は、航空券代、宿泊費、現地交通費等の出張旅費が２９１万４千３９６円、現地での旭川ＰＲ用品の購入として消耗印刷費が７万５千９００円、緊急時等の連絡手段の確保のための機内及び現地Ｗｉ－Ｆｉ通信料として通信費が６万８千８５円でございます。

○まじま委員　市長がビジネスクラスを使って海外視察を行ったというふうに指摘させていただきました。なぜビジネスクラスの必要性があったのかということも含めて、改めて、市長１人にどれだけの経費がかかっているのか、お示しください。

○内田工芸センター所長　先ほど御答弁させていただきました旅費のうち、市長支給額としては１５０万７千５５０円でございます。また、仮にエコノミークラスを利用した場合との差額は７９万４千８０円となっております。

○まじま委員　エコノミーとの差額、約８０万円を使ってビジネスクラスを使ったということです

が、ひょっとして、市長はビジネスクラス分の費用を返還したのではないかというふうな思いもあるんですけど、どうなっていますか。

○内田工芸センター所長　返還した経過はございません。

○まじま委員　あくまでも公務だということなんですね。今回の場合は、旅費規程で言えばエコノミーだということを指摘させていただきました。特別の事情があるということだったと思います。

ビジネスクラスを使うに当たって、旭川市職員の旅費に関する条例第３０条の規定額を超過することから、旅費条例第３９条第２項により協議をするというふうになっておりますが、どのような協議を行ったのでしょうか。

○内田工芸センター所長　ビジネスクラスを利用することの妥当性につきまして、同条例に基づき、総務部を通じて協議、確認を行ったものでございます。

○まじま委員　総務部も入れて協議を行ったということなんですね。

それで、決裁の文書を見ると、この視察の同行者はビジネスクラスを利用する予定という記載があります。それで、市長は、往復の機内においても、行程や訪問先での対応、また帰国後の対応などに関して同乗者と打合せを行う必要があることから、ビジネスクラスの必要性があるというふうなことが書かれています。結局、同乗者がビジネスクラスを利用するから、それに合わせたということが真相なのではありませんか。

○内田工芸センター所長　今回の旅費の積算に当たりましては、現地での要人との面会が予定されるなど直前まで調整が続いていたこともあり、機内での調整も想定をしていたところでございます。また、この出張における日本発の国際線のフライト時間は約１６時間でありまして、さらに、日本とイタリアとの時差は７時間に及ぶものでございました。現地に到着後の公務におきまして、即刻、万全の体調で臨むことなどを考慮しまして、ビジネスクラスの利用が妥当と判断し、所定の手続を経て決定したものでございます。

○まじま委員　もう一つなんですけど、体調面から予防的措置としてビジネスクラスを使うとされておりまして、到着日のスケジュール、これも見させていただきました。で、ミラノ・マルペンサ空港到着後は、確かに、スケジュール、入っています。ですが、これ、ＡＭＤＬ　ＣＩＲＣＬＥというイタリアデザイナーのスタジオ見学、その後、ＴＩＭＥ＆ＳＴＹＬＥのショップ訪問、その後はオープニングセレモニーと夕食会、公式行事は入っていないんですね。その２～３日後に公式行事が入っている。ということは、本当に必要だったのか、このビジネスクラス、見解を伺いたいと思います。

○三宮経済部長　私が同行いたしましたので、その点についても申し上げたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、スケジュール調整は直前まで流動的でございまして、当初、ミラノ市に入ってすぐの１５日に現地要人との面談の可能性もございましたけども、結果として出発直前に４日目の１８日に変更となっております。

ただ、ミラノに到着した１５日の行事について申し上げますと、フライト時間が１６時間と先ほど答弁させていただきました。また、日本との時差はマイナス７時間ということでございまして、日本時間との差も含めて申し上げますと、まず、空港到着、現地１０時となっておりますけども、日本時間では１７時でございます。その後、現地１６時までチェックインができないため、前日到着していた方のホテルの部屋に荷物を預けまして、着替えた後、すぐに現地の関係者とのミーティ

ングを行っております。で、この後、ミケーレ・デ・ルッキさんのスタジオ、ＡＭＤＬというところですけども、そこで取材対応がございました。で、その後、旭川家具のメーカーでありますＴＩＭＥ＆ＳＴＹＬＥの現地ショップを訪問いたしまして、また、ミケーレ氏のスタジオで行われましたオープニングイベント、これも招待されておりましたので、ここに参加をしております。このとき、既に現地時間１８時、日本時間で申し上げますと午前１時となっております。その後、関係者との夕食会と打合せを終えて、ホテルにチェックインできたのは、現地時間の２１時、日本時間では１６日の午前４時となっております。

この間、市長は、ほぼ休むことなく多くの関係者と精力的に挨拶等を交わしておりましたし、翌日は、現地時間では８時半頃の出発でございましたので、体調管理のためにビジネスクラスのフライトは必要であったと改めて実感しているところでございます。

○まじま委員　市長は、令和６年度の予算編成方針で様々な無駄遣いを削減すると言いました。予算の記者発表のときにも、行財政改革を進めるんだと。歳出削減とか言いながら、一方で、予算発表後に今回の海外視察の事務手続が水面下で進んでいって、４月に海外視察を行ったということなんです。おかしいんじゃないかなと思うんですよね。

副市長も決裁に印鑑を押しています。副市長は、この事務手続に矛盾を感じなかったのでしょうか。予算編成方針と矛盾しているというふうな思いはなかったんでしょうか。経済部の立場でなくて、財政全体を見た上での視点でお答えください。

○菅野副市長　ただいま御指摘のございましたイタリアのミラノの出張でございますけども、この出張は、世界中から、家具であったり、デザイン関係者、メディアやバイヤーが多く集まる世界最大規模の国際家具見本市であるミラノサローネにおきまして、旭川家具のブランド力を高めたり、あるいは、デザイン都市旭川としてのＰＲということを考えたものでもございます。

予算編成方針では、事業の構築に当たって、コスト意識を持ちながら、必要性、緊急性、費用対効果など、事業の優先度を十分精査することとしてございますが、委員の御指摘のこの出張につきましても、必要性を踏まえ、判断したものでございまして、旅費条例などルールに基づいた事務手続を進めたものでございます。

○まじま委員　実は、経済部の事業で、以前にも、市長は、ビジネスクラス、使っているんですね。間違いなければ、どれだけの事業費で、ビジネスクラスにどれだけの費用がかかったのか、この点についてお示しください。

○三宮経済部長　令和５年の１１月１５日から２０日まで、本市の経済界とともに、ベトナム・クアンニン省との意見交換やシンガポールでの観光プロモーションを目的に、北海道フェスティバルｉｎハロン及びシンガポール高島屋「大北海道展」への参加をいたしております。

このときの旅費として、市長への旅費は７８万６千１３５円を支給しておりまして、仮にエコノミークラスを利用した場合との差額は１９万６千７５０円となっております。

○まじま委員　そのときには、シンガポールとタイに行っている。フライト時間は６時間とか７時間なんですね。今回ほど長くはない。また、時差も１時間から２時間。結局ね、様々な理由づけして、ビジネスクラス、使っているんじゃないですか。

海外視察にビジネスクラスを使うかどうかは、今後は、旅費規程ではなくて、市民の声を聞いてから行うべきではないでしょうか。

続いて、今回の出張が市民生活にどう生きているのか、お示しをいただきたいと思います。

○三宮経済部長　海外出張における旅費の支給におきましては、条例を基に支出しているところでございまして、先ほども申し上げたように直前まで決まらないことも多くございますので、市の予算の執行における迅速な対応等も求められるものと認識をしております。

今回、ミラノへ出張した令和６年度につきましては、昨日、あべ委員からも質問がございましたけども、国際家具デザインフェアがあった年でございまして、それは、ミラノを見たことで多く影響を受けております。また、ユネスコデザイン都市旭川会議が行われた年でもございまして、現地において、多くのメディアや関係者にデザイン都市旭川を宣伝したり、ＩＦＤＡやデザイン都市会議の開催を発信したところでございます。

また、イタリアのデザイン界の巨匠ミケーレ・デ・ルッキさんとその後もつながりがありまして、本市のデザインアンバサダーの就任につながるなど、世界に向けて本市の存在が広く認識されたことがきっかけとなりまして、本市のブランド力、そしてシビックプライドの醸成にも寄与しているものと認識をしております。

また、現地では、ミラノサローネに出展している日本の他地域の家具メーカーの方々ですとか、現地で訪問した在ミラノ日本国総領事館、そしてジェトロという日本貿易振興機構の方々からも、市長が自らこの世界最大の家具の展示会を視察するというその行動力に対して称賛を受けました。また、地元の家具産業の振興にも力を入れているということでの本気度が伝わったものと考えておりまして、各機関が、旭川がそこまで本気であれば協力できることは何でもするよというような言葉をいただいております。

また、市長の現地訪問によりまして、世界の家具のトレンドですとか、その中での旭川家具の位置づけを確認できたということは非常に大きな成果だと思っておりますし、多くの関係者と直接的なつながりを得ることができたことは、今後の地域経済の発展、ひいては市民生活の向上に生きてくるものと思っております。

その一例を申し上げますと、本市への誘致が実現いたしましたデンマークの高級家具メーカーアイラーセンの代表者が市長と面談をした際に、ミラノサローネを視察したということで非常に話が弾みまして、そこまで見に行く市長というのは今まで聞いたことがない、それぐらい熱心に家具産業を支援するということであれば、安心して、誘致というか、進出できますねというようなお話もございました。

また、ミラノで出会った大阪・関西万博のイタリア政府代表のマリオ・ヴァッターニさんという方がいらっしゃいまして、その方が御尽力いただいて、ミラノ市が州都でありますロンバルディア州と、先々週、１０月の５日に万博内で会談をすることができました。

このように、市長が行動することで多くのことがスピード感を持って動き出しているということを実感しているところでございます。

○まじま委員　打合せにないような長い答弁をいただきましたので、これからは、経済部と質疑をするときにはもうちょっと十分な調整をさせていただきたいというふうに思います。

市長は、歳出の削減、抑制に全庁一丸となって取り組み、必要性、緊急性、費用対効果などから事業の優先度を十分精査し、後年度の財政負担を見据えた中で、前例にとらわれずに事業の在り方を徹底的に見直すというふうに言っているんですね。

大綱質疑でもお聞きしましたけど、住宅改修補助金の性能維持・向上分については、空き家対策でもあって、中小企業の経済対策という側面もあるにもかかわらず、事業関係者に対して説明を丁寧に行わず、廃止として不安にさせた。また、決算年度においては、子育て支援部の子育て支援センター事業費について、令和７年度予算、約７０万円が査定されました。後に、保育関係者から撤回を求める要請書が提出されて、予算の削減は撤回されたということがありました。市民要望の強い事業が削られて、議会質疑等を経て復活するような事態になっていることがあります。

こうしたことが起きると、行政に対する信頼が揺らぐのではないでしょうか。予算、税金の使い方は、市民サービス向上が優先されるのではないでしょうか。たとえ市長の提案だったにしても、適切な判断ができる組織体制でなければならないのではありませんか、副市長に改めて見解を伺います。

○菅野副市長　予算の執行につきましては、本市の厳しい財政状況を理解した上で、常に目的意識やコスト意識を持つ必要があると認識をしてございます。

あわせて、最大限の事業効果を上げることも大切でございまして、今回、御指摘のあった市長の出張においてもやはり同様というふうに認識してございます。

市長の出張につきましては、先ほど来御答弁させていただいているとおり、必要性を踏まえて、組織的な意思決定の下、行われたものというふうに認識をしてございます。

ただいま、市民サービス向上が優先ではないかという御指摘もいただきました。物価高騰対策であったり、市民の暮らしの安全、安心を実現することは、本市としての使命でございますけれども、あわせて、その財源にもなり得る地域経済の活性化など、未来への投資という視点も持ちながら、やはり、その事業一つ一つの優先性やあるいは必要性を適切に判断しながら、一つ一つの事業の執行に努めていくことが市として必要ではないかと考えてございます。

○まじま委員　納得はいきませんけれども、今日はこの辺で終わりたいと思います。

経済部の方は、退席していただいて結構です。

次に、水道局に伺いたいと思います。

水道局に伺う点は、決算については大綱質疑で伺いました。

今回、分科会では、水道料金、下水道使用料の減免制度についてお聞きをしたいと思います。

２０２２年７月から水道料金が平均１５％引き上げられました。一方、生活支援を目的とした減免制度が縮小されております。水道料の引上げと減免制度の縮小という二重の困難を経済弱者に強いているという状況です。

生活保護世帯と独居高齢者世帯の減免制度について、減免件数と減免額はそれぞれどのくらいとなっているのか、お示しをいただきたいと思います。

○稲場上下水道部料金課長　水道・下水道事業に係る減免制度の令和６年度決算につきまして、生活保護世帯に対する減免額は、水道料金、下水道使用料を合わせまして４千６６７万３千７１６円、減免件数は、水道事業で４千１００件、下水道事業で３千９２３件、独居高齢者世帯に対する減免額は、水道料金、下水道使用料を合わせまして４千２１７万４千５７０円、減免件数は、水道事業で８千７８９件、下水道事業で８千７５７件となっております。

○まじま委員　たくさんの方がこの減免制度を使っているわけですよ。

それで、この間、激変緩和措置を行っています。激変緩和措置が必要と考えた理由について伺い

たいと思います。

○稲場上下水道部料金課長　生活保護世帯につきましては、生活保護費に光熱水費が含まれて支給されており、減免制度との重複が課題であったこと、独居高齢者世帯につきましては、令和４年７月の料金改定に伴い、基本水量制を廃止したことで制度導入時の理由が解消されたことから、それぞれの減免制度を令和６年４月に廃止とさせていただいたものでございますが、対象者への急激な負担増に配慮するため、段階的に減免率を縮小する激変緩和措置を行っているところでございます。

○まじま委員　この点については、今も配慮が必要でしょうっていうことを、私、言いたいんですね。

それで、今、生活保護世帯のことも触れられていましたけど、これ、生活保護世帯についてお聞きすると、必ず保護費に光熱水費が含まれているという答弁していますよね。さきの総務常任委員会の所管で、この間の物価高騰の状況についてお聞きをしました。総合政策部は、物価の状況について、生活に欠かせない光熱水道で７．８％、食料品で５％の上昇となっているというふうな答弁しているんですよ。確認しました。

生活保護世帯に光熱水費が含まれているかということじゃなくて、生活保護を受給している世帯の光熱水費の状況が物価高騰の基準に合っていないから、減免制度の維持、継続を考えなきゃいけないんじゃないですかっていうことなんです。見解を伺いたいと思います。

○幾原上下水道部長　生活保護世帯の減免廃止につきましては、対象者に対する一定程度の配慮を行ってまいりましたので、予定どおり進めていくことを考えており、今年度は約１５％の減免率とする激変緩和措置を講じながら進めてまいります。

なお、生活保護基準につきましては、担当部局である福祉保険部から、ここ数年のエネルギー価格や食料品価格の高騰を十分反映していないという認識の下、生活保護世帯を含む低所得世帯の方々に対する様々な支援策を、国の交付金に基づき、これまで実施してきていると伺っております。

○まじま委員　非常に、市民生活の状況を分かっているはずなのに、それに触れようとしていないとしか思えないです。しかも、生活保護の基準については、福祉保険部から、やっているから、私たちは関係ないとでも言いたいのかなというふうに思うような答弁かなというふうに思います。

次に、財政が厳しいからといって、減免制度を次の段階に移す。令和７年度は、生活保護の世帯は３０％から１５％、独居はゼロになるということで、さらに縮小になるわけですよね。

で、今の物価などのことを総合的に考えても、進めていいとは私は思わないんですよ。市民生活を考えれば、少なくとも令和６年度の減免基準を継続すべきではないのかと思うんですが、これは管理者に伺いたいと思います。

○佐藤水道事業管理者　水道・下水道事業に係る減免制度につきましては、社会情勢の変化、受益と負担の公平性などを背景といたしまして、生活保護世帯と独居高齢者世帯に対する減免制度につきましては、それぞれ、相応する理由をもって廃止とさせていただいたところでございます。

減免制度の廃止に当たりましては、当初の予定よりも約２年間の先送りを行ったこと、また、対象者の急激な負担増に配慮いたしまして激変緩和を実施しておりますことから、現行の予定どおりというふうに進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと

存じます。

○まじま委員　２年間先送りしたと。それでいいというふうには、私は思いません。２年間先送りしたからっていうことで、そこから思考停止になっているんじゃありませんか。

最後に、この点について、副市長に伺いたいと思います。

水道料の引上げにも関わり、減免制度の縮小にも関わってきた当事者の一人、減免した相当額の費用については、一般会計から水道局に補塡が行われていると思います。令和６年度の物価高騰の状況から見て、減免制度の維持、拡充を行って、補塡額を引き上げるべきではないでしょうか。

減免制度について、今後どちらに進むのか、減免制度の見直しにはパブコメでたくさんの反対の意見があったことを思い出しながら答えていただきたいと思います。

○菅野副市長　減免制度の見直し、水道料金の値上げも同時でございましたけれども、その検討は同時でございましたけれども、そのとき、上下水道部長でございまして、実際にパブリックコメントを目にし、市民説明会では、直接、それぞれのお声をお聞きいたしました。それぞれ、市民の皆さんからは厳しい御意見もいただきましたし、一つ一つが生活者としての切実な声だというふうに受け止めてもおりました。

一方、社会情勢の変化、市の厳しい財政状況であったり、あるいは、受益と負担の公平性などを踏まえますと、現時点でも、その減免制度の見直しについては必要であったものと考えてございます。先ほど水道事業管理者から答弁がありましたように、その手続については、当初の予定どおり進めていくという考え方は、水道局と市長部局は共有しているものでございます。

ただ、しかしながら、今後、物価高騰対策につきましては、国の対策や地方自治体への追加の財政措置の有無などを踏まえまして、市民の皆様により効果的に支援が行き届くように、対策の内容や規模などしっかり検討して対応してまいりたいと考えてございます。

○まじま委員　受益と負担の適正化って言いますけど、負担が今できない状況が続いているというふうに認識をしております。水道局と行政部局は共有しているのかもしれませんけれども、今の副市長の答弁を踏まえて、令和６年度決算の認定について考えていきたいというふうに思います。

以上で、水道局については質疑を終えたいと思います。

水道局の方は退席していただいて結構です。

次に、土木部に伺います。

永山取水施設関連の維持管理に関わる負担金が支出されておりますけれども、令和６年度の決算額についてお示しください。

○尾崎土木部土木管理課長　令和６年度の永山取水施設関連の維持管理負担金の決算額につきましては、永山取水施設維持管理負担金として６８５万５千２２１円、導水施設維持管理負担金として１９万７千５２３円、日本製紙サイフォン部維持管理負担金として４万５千３９７円、以上、永山取水施設関連の負担金の合計額は７０９万８千１４１円となっております。

○まじま委員　次に、日本製紙とＪＲ北海道が負担した令和６年度の永山取水施設の維持管理費についてお示しください。

○尾崎土木部土木管理課長　令和６年度の永山取水施設の維持管理負担金につきまして、日本製紙は４千３８５万９千２１５円、ＪＲ北海道につきましては、永山取水施設が２８万４千６５４円、左岸導水施設が２１万６千７２３円、サイフォン部分が５千３７円、ＪＲ部分の合計額で５０万６

千４１４円となっております。

○まじま委員　日本製紙とＪＲ北海道に対して、旭川市の徴収条例に基づいて令和６年度に全額免除した使用料は幾らになっていますか。

あわせて、これまでの累計額、これについてもお示しください。

○尾崎土木部土木管理課長　令和６年度の永山取水施設の使用料の免除額につきましては、日本製紙分が７千４８８万５千２８０円、ＪＲ北海道は、永山取水施設が４８万６千７２０円、左岸導水施設が２４１万８００円、ＪＲ分の合計が２８９万７千５２０円となっておりまして、２社の合計で７千７７８万２千８００円となっております。

また、これまで免除した使用料につきましては、平成２７年度から令和６年度までの累計額として、日本製紙分が８億８千１００万１千３６０円、ＪＲ北海道分は、永山取水施設が５７２万５千８２０円、左岸導水施設が２千６５９万３５０円、ＪＲ分の合計で３千２３１万６千１７０円、２社の合計で９億１千３３１万７千５３０円となっております。

○まじま委員　これまでの累計額で約９億１千３３１万円、非常に大きな自主財源を、穴を空けてしまっているというふうにしか思えません。

永山取水施設については、議会質疑において、事務手続や経過書類の不備など、事務執行上の様々な問題について指摘を受けた経過があったと思います。住民監査請求から住民訴訟に至るなど、市民に不信感を与えた、そうした経過もあります。

市として、市民生活や経済活動に対し、様々な取組を実施する上で貴重な自主財源となり得る使用料を全額免除にしていることについての土木部としての見解を伺いたいと思います。

○富岡土木部長　永山取水施設の使用料の減免につきましては、議会における様々な御指摘、住民監査から訴訟に至った経過などを重く受け止めながらも、様々な検討を慎重に重ね、施設の建設や使用に至る経緯等を総合的に判断した上で、厳しい財政状況の中、自主財源の確保は重要であると認識はしておりますが、使用料を全額減免としたところでございます。

今後も、施設の利用状況等を、都度、確認しながら、法令遵守はもとより、透明性、公平性を確保し、適正な事務執行に努めてまいります。

○まじま委員　永山取水施設に関しては、以上で終わりたいと思います。

続いて、同じ土木部に、８款５項３目緑地公園費のうち、公園管理費について、令和６年度決算額を伺いたいと思います。

○和田土木部公園みどり課主幹　８款５項３目緑地公園費のうち、公園管理費の令和６年度決算額につきましては１３億６千６０９万２千３２２円となっております。

次に、主な事業の内訳としましては、都市公園の維持管理を行う公園施設維持管理業務指定管理に１３億３千７７９万８千円、児童遊園の維持管理を委託する児童遊園等維持管理業務委託やその他の事務的経費に２千８２９万４千３２２円となっております。

○まじま委員　それで、そのうち、金星橋上流左岸広場にある硬式野球場の管理費について伺いたいと思います。

春先には、融雪剤を使って雪を解かしているという話もありますけども、そうした経費全部を含めて、一体幾らかかって管理しているのか、また、どのような管理契約を行っているのか、伺いたいと思います。

○和田土木部公園みどり課主幹　公園管理費のうち、金星橋上流左岸広場硬式野球場の管理費としましては、巡回点検やグラウンドの草刈り、内野グラウンドへの土補充、散水タンクへの水補充、トイレ清掃などの費用として約１３２万円となっております。

管理契約につきましては、都市公園Ｂグループ指定管理業務として、金星橋上流左岸広場を含む２０３か所の都市公園について、本市と株式会社旭川公園管理センターにおいて協定を締結し、当該指定管理者が維持管理を行っております。

○まじま委員　旭川市と旭川公園管理センターが協定を締結しているということで、第一義的には公園管理センターが管理をするということなのかもしれませんけども、まず、左岸広場のことについて伺いますけど、河川公園ではスポーツはできないんじゃないでしょうか。野球場を整備してきた経過があるということなんですけど、どのような理由で野球場を整備することができたのか、その点について伺いたいと思います。

○和田土木部公園みどり課主幹　河川敷地を利用した公園は、治水上、支障は生じないものであることや、ほかの河川利用を著しく妨げないものであることを基本的な条件として設置されており、市民の利用ニーズに応じて、野球場だけではなく、パークゴルフ場やサッカー場、テニスコートなどのスポーツ施設が整備されております。

○まじま委員　で、野球場ができたわけですが、当初、軟式の野球場だったっていうのが、硬式の野球場に変わっていった理由についてお尋ねをしたいと思います。

○星土木部公園みどり課長　当該野球場につきましては、昭和５８年度にバックネットやベンチなどを設置し、２面の野球場として整備され、その後、平成１８年度より硬式野球場として取り扱われておりますが、理由につきましては、硬式野球を行う方の利用環境を考慮してのことと考えております。

○まじま委員　この金星橋左岸の硬式野球場は、大体いつも同じ野球チームが使われているという話をお聞きします。

で、伺いたいのは、どのような使用状況になっているんでしょうか。ほかのチームの使用は可能なのか。誰でも使えるという話も出ていますが、使用中、立入禁止の札があって、誰でも使えるような状況ではないという話も伺います。

この間、そういう使用については調整した経緯があったのかどうかも含めてお答えください。

○星土木部公園みどり課長　使用の状況につきましては、指定管理者と使用を希望するチームで利用調整を行うこととしており、調整の結果として中学生の硬式野球チーム１チームが多く使用している状況となっております。

利用調整につきましては、使用したいというチームがあった場合は、指定管理者と使用を希望するチームで調整を行うこととしております。また、使用中、立入禁止の看板につきましては、グラウンド使用中に第三者がグラウンド内に入ると危険なため、設置したものです。

○まじま委員　この硬式野球場の中にコンテナがあって、それが保管庫の役割をしているというふうに聞きました。コンテナには、公園みどり課というふうに表記がされていると。

基本的に誰もが使えるグラウンドであるならば、特定の団体に許可を与えることは問題ではないかと思いますが、この点についての見解を伺いたいと思います。

○星土木部公園みどり課長　当該球場に設置された物置は、グラウンドの状態を良好に保つため、

ボランティア活動用の物品などを収納する用具保管庫として設置しており、物置の管理は、グラウンド整備を積極的に行うため、公園施設管理許可によりグラウンドを使用しているチームが管理しております。

○まじま委員　それで、地域住民の方からの話として、使用団体がたき火を行ったり除草剤を使って草刈りをしているというようなことがあったと。そういう使い方はできるのかどうか、伺いたいと思います。

○星土木部公園みどり課長　公園内で許可なくたき火を行ったり除草剤を使用することは禁止しており、そのような行為があった場合は、施設利用者に対して、事実関係を確認し、注意や指導を行っております。

○まじま委員　令和６年度、決算年度においても、野球団体が練習を行っているというふうに聞いております。

問題だと思われる点として、紛失球ですね。なくなったボールの扱いがどうなのか。それが、グラウンドを越えてたくさん転がっているんだという話なんです。

管理者として、使用団体に注意を行うのか、それとも、管理者が、そうした紛失球も含めて、全部片づける必要があるんじゃないかと思うんですけども、地域住民からの苦情が届いている、このことについての認識を伺いたいと思います。

○星土木部公園みどり課長　現在、当該野球場と河川敷地の境にはネットを設置しており、練習終了後には、毎回、利用者において河川に飛び出したボールを拾っておりますが、夏場には河川敷地内に雑草が繁茂することもあり、全てを拾い切れず、河川に残ってしまう状況もあることから、引き続き、利用者に対してボールの回収を徹底するよう指導してまいります。

○まじま委員　利用者に対して指導していくということなので、ぜひ徹底していただきたい。困っている方、いらっしゃるわけで、ぜひ、そこはそのように指導していただきたいと思います。

改めて調べると、主に利用している団体に対しては、行政として複数回の注意、指導を行っているのではないかと思うんですね。私としては、ルールを守って公平に利用してもらいたいと思います。行政として、今後どのように利用を促していくのか、見解を伺いたいと思います。

○星土木部公園みどり課長　当該球場は、硬式野球を楽しむ方が利用する球場として使用されており、利用を希望するチームがある場合は、公平に利用の機会が確保されるべきものと考えております。今後につきましても、利用希望の状況に応じて適切な運営を行うほか、利用頻度が低くなっているほかの既存施設もございますので、その有効活用についても検討する必要があると考えております。

また、使用者に対しましては、グラウンド使用のルールやマナー啓発を行い、適切な使用が行われるよう、施設管理者として今後も働きかけを行ってまいります。

○まじま委員　以上で、公園管理については終わりたいと思いますので、退席していただいて結構です。

最後の項目になります。

先ほども少し触れました住宅改修補助金について伺います。

大綱質疑でも触れた経緯はありますけども、改めて、令和６年度の住宅改修補助金の決算概要についてお示しをいただきたいと思います。

○紙谷建築部建築総務課主幹　住宅改修補助制度は、省エネルギー型と維持保全型の２種類があり、良質な住宅ストック形成を目的としております。

令和６年度の決算額は２千６５７万８千８０１円で、補助金の内訳は、省エネルギー型１２７件、８８０万３千円、維持保全型３００件、１千５００万円でありました。

○まじま委員　令和６年度当初の予算の編成過程で、この維持保全型、一旦廃止というふうなことがありました。その判断なんですけど、そもそもこの判断は建築部だけで行ったのか。当然、予算編成に当たっては、総合政策部も関わっていると思います。どのような検討体制の下で廃止の方向が整理されてきたのか、伺いたいと思います。

○柴建築部建築総務課長　各年度の予算編成に当たりましては、全ての事業を対象に、事業の効果、目的の整理を行っております。

住宅改修補助金につきましては、建築部として、制度の意義を踏まえつつも、限られた財源の中で、ゼロカーボンや子育て支援など、喫緊の課題への重点配分をどう図るか、検討を行ったものであります。その過程の中で、一度、廃止の提案を行いましたが、これは、あくまでも建築部として検討した結果を基に、関係部局と調整を経て、市全体の財政状況を踏まえた上で最終的に整理されたものであります。

予算編成当初から廃止ありきで検討を進めたものではなく、全庁的な議論の中で事業の在り方を検討したものであります。

○まじま委員　私たちの受け止めは、突然の廃止提案だったというふうに受け止めております。事業者や関係団体への事前の相談、意見聴取もないまま、市が一方的に廃止を決めた、これは、関係団体もそのような思いでいると思いますよ。

その点についての市の認識を伺いたいと思います。

○岡田建築部長　住宅改修補助金の廃止案の検討に当たりましては、限られた時間の中で内部調整を進めた経緯もございまして、結果として、関係団体への説明ですとか意見の聴取の面といったところでは、十分とは言えない、丁寧さを欠いた対応であったと認識しております。

一方で、行政運営においては、個別事業ごとに、全ての関係者の御意見を、逐一、伺うということは難しいという状況はございます。

ただ、そういった中でも、今後につきましては、制度の見直し、あるいは運用の変更といった際には、影響の及ぶ範囲ですとか、関係性を踏まえた対応を心がけてまいりたいと考えております。

○まじま委員　この住宅改修補助金は、何回も言いますけど、地元建設業者にとって大変重要な受注機会でもあります。地域経済を下支えするという側面もあります。しかし、補助額や件数の縮小により、住宅の質の向上や地域業者の受注機会が減る懸念もあります。今は、新築住宅があんまり増えないっていうことだから、余計にリフォームをすることの必要性って出てきているんだと思うんですよね。

市としては、こうした地域経済への影響や制度の今後の方向性についてどのように考えているのか、伺いたいと思います。

○柴建築部建築総務課長　この補助金が、地元の建設業者の方々にとって一定の受注機会となり、地域経済の循環にも寄与しているということは、十分に認識をしております。

補助額の見直しがどのような影響を与えるかは、今後、実績を見極めていく必要があると考えて

おります。その上で、制度の在り方についても、地域経済への影響も念頭に置きつつ、将来、まちづくりの全体の中で検討を進めていきたいと思います。

○まじま委員　今回、令和６年度、上限が１０万円だったものを５万円にして規模が縮小して、ひょっとしたら、建築部は、これ、いずれ制度をなくすんじゃないかというふうな懸念も、私、持っています。

今後検討していきますっていう言葉が答弁としてあるんですけども、実際に制度の維持、充実をさせていく意思があるのか、市として積極的に進める姿勢があるのか、確認をして、後半の質疑を終えたいと思います。

○岡田建築部長　住宅改修補助金につきましては、令和６年度の予算編成の過程で、一旦、廃止を検討したというものの、議会の審議、あるいは要望等、関係者からの要望等を踏まえまして制度内容を見直して実施してきた、その結果、これまで約２００件という交付件数が３００件まで拡大したというところでございます。こうした経緯を踏まえまして、議会からの御指摘が制度をより多くの市民に活用いただける形につながったというふうに受け止めております。

現在、国において次期住生活基本計画の改定作業が進められておりまして、本市におきましても令和９年度に住生活基本計画の改定を予定してございます。そのため、国の動向ですとか社会経済情勢を踏まえまして、より効果的な支援の在り方を見定めていくことが今後重要であり、必要だと考えております。

引き続き、住宅政策全体の中で位置づけを整理し、住宅支援の在り方ということ、そういったことの方向性を見極めてまいりたいと考えております。

○高橋ひでとし委員長　それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日午前１０時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。

本日の分科会は、これで散会いたします。

散会　午後４時４７分

○令和７年１０月１７日（金）

開議　午前１０時００分

閉会　午後　２　時１０分

○出席委員（１６名）

委員長	高橋　ひでとし	委員	まじま　隆英
副委員長	小林　ゆうき	委員	髙橋　紀博
委員	いしかわ　まさき	委員	高木　ひろたか
委員	あべ　なお	委員	佐藤　さだお
委員	江川　あや	委員	能登谷　繁
委員	駒木　おさみ	委員	金谷　美奈子
委員	皆川　ゆきたけ	委員	高花　えいこ
委員	石川　まさゆき	委員	安田　佳正

○出席議員（１名）

決算審査特別委員会委員長	杉山　允孝

○説明員

副市長	菅野　直行	建築部市営住宅課長	中村　旬辰
観光スポーツ部長	菅原　稔	建築部市営住宅課主幹	吉岡　秀彦
観光スポーツ部観光課長	上田　征樹	建築部市営住宅課主幹	村上　卓也
観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長	山内　善裕	建築部建築指導課長	酒井　陽司
農政部長	林　良和	水道事業管理者	佐藤　幸輝
農政部次長	冨田　康文	監査委員	大鷹　明
農政部次長	杉山　利勝	監査事務局次長	稲田　英樹
建築部長	岡田　光弘		

○事務局出席職員

議会事務局長	稲田　俊幸	議事調査課書記	朝倉　あゆみ
議事調査課主査	佐藤　友紀	議事調査課会計年度任用職員	河合　理子

○高橋ひでとし委員長　ただいまから、決算審査特別委員会総務経済建設分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、ただいまのところ１５名であります。

よって、開議の定足数に達しましたので、これより会議を開きます。

なお、本日の会議に、あべ委員から遅れる旨の届出があります。

それでは、昨日に引き続き、認定第１号の分担部分のうち経済建設常任委員会所管分、認定第３号、認定第９号及び認定第１０号の以上４件を一括して議題といたします。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○いしかわまさき委員　おはようございます。

自民党・市民会議のいしかわまさきです。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私から、経済建設常任委員会所管分の質疑といたしまして、８款１項３目土木費、土木管理費、建築指導費のうち、空家等総合対策費３２６万９千６８８円に関連して質疑させていただきます。

本対策費は、近年、全国的な問題となっております空き家に関する対策費であり、本市でも、年々、空き家問題というのは、市民の皆様の安心、安全な暮らしを脅かす問題に発展してきていることから、本対策の内容と効果や対策費用が適切なものかという視点で取り上げさせていただきたいと思います。

空き家問題に関しては、令和６年第３回定例会一般質問においても問題提起されたほか、本定例会においても、先般、審議、可決された議案第８号、旭川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定の際、質疑が行われ、改めて空き家問題がクローズアップされているところであります。

私からは、昨年の定例会一般質問や、本定例会の質疑の内容を踏まえ、既に指摘されている問題点や答弁内容を勘案し、重複しないよう気をつけながら御質問させていただきます。

それでは、まず初めに、空き家問題に関する市民の皆様からの相談件数の推移を、過去５年分、お答えください。

○酒井建築部建築指導課長　過去５年の相談件数の推移でございます。

令和２年度は２３２件、令和３年度は１７０件、令和４年度は１５１件、令和５年度は２４８件、令和６年度が２７８件となっております。

○いしかわまさき委員　ただいまの答弁にありましたとおり、空き家問題に関する相談件数というのは、雪の影響で増減はあるものの、増加傾向にあり、市民の皆様の困り事になっているのは明らかであります。

そもそも空き家問題で問題になってくる事柄を整理しておきますと、空き家になると建物の老朽化の進行が速くなり、老朽化に伴う建物の倒壊や火災発生のリスクが高まったり、犯罪現場に使われる、害虫や鳥獣類のふん等による衛生面の問題、冬期間における屋根からの落雪、さらには、雑草が生い茂ったりするなどして景観の問題が発生する等、隣近所の住人からすると、安心、安全な日常生活にも影響を及ぼす問題となっております。しかも、その問題というのは、何ら落ち度のな

い住民に降りかかってくる問題であり、国においても関連する法律を改正しているものの、なかなか解決が難しい問題となっております。

そこで、次の質問ですが、本市における空き家の総数と、空家等対策の推進に関する特別措置法で定義されている特定空家等と管理不全空家の件数について、過去５年間の推移をお答えください。

○酒井建築部建築指導課長　本市における空き家の総数は、令和５年住宅・土地統計調査によると２万５千６７０戸でございます。

過去５年間の特定空家及び管理不全空家の件数につきましては、空家特措法改正前の令和４年度まではそれぞれを区分せずに把握しておりまして、合計で令和２年度が５８３件、令和３年度が６０７件、令和４年度が６０４件でございます。法改正後は、令和５年度が特定空家で４８件、管理不全空家で６４２件、令和６年度が特定空家４３件、管理不全空家が７２７件となっております。

○いしかわまさき委員　ただいまの答弁にもありましたとおり、空き家問題に関する相談件数と比例して空き家の件数が増加している現状があります。

そもそも、空き家が増える背景には、新築物件に変更することにより発生するもの、高齢化による居住者不在の発生、都市部への転居や中心市街地のマンション等への転居、相続問題、処分に係る金銭的・心理的ハードルといった複数の要因が絡み合って発生し、少子高齢化の進展がより空き家を増加させていることにもつながっております。また、相続した方からすると、空き家を相続したけれども、手をつけられない、解体や管理にお金がかかるということで放置したり、そもそも所有者が不明、不存在になっているケースも数多く見受けられます。

空き家対策の法律といたしましては、先ほど申し上げました空家等対策の推進に関する特別措置法が平成２７年５月に施行され、本市においては、法施行の前年に市民の良好な生活環境の保全や安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的として、旭川市空き家等の適正管理に関する条例を施行、法施行に合わせて同条例を旭川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例として改正しております。また、この措置法は、令和５年１２月に改正が行われており、改正のポイントといたしましては、空き家の活用拡大、管理の確保、特定空家の除却等の３つとなっておりまして、本市の対策も、この３つを中心に行われていると認識しております。

そこで、次の質問ですが、本市が平成２８年度に策定し、令和３年度に改定が行われた旭川市空家等対策計画における空き家問題の対策の流れについてお答えください。

○酒井建築部建築指導課長　空き家対策の流れとしては、まず、市民から相談、苦情が寄せられ、我々として、現地を調査し、所有者を探索し、その見つかった所有者に対し、必要な措置を講ずるよう助言または指導を行い、助言や指導による改善が見られない場合は状況に応じて勧告を行います。勧告に従わない場合は命令を行い、命令に従わない場合、そしてやむを得ない場合には最終的に行政代執行を行う、そういった流れとなっております。

○いしかわまさき委員　ただいまお答えいただいた対策は、基本的には所有者が存在している場合の対策になるかと思いますが、現実には所有者が不明であったり不存在のケースもあります。

そこで、次の質問ですが、先日の条例改正議案の審議の際にも取り上げられておりましたが、空き家の所有者が不存在であったり不明の場合、どのような対策が取られるのか、お答えください。

また、その対策を行う場合の費用について、令和６年度の決算額についてもお答えください。

○酒井建築部建築指導課長　所有者が不存在または不明な場合は、本市が利害関係人として裁判所

に財産清算人の選任申立てを行い、空き家の管理や処分を進めることになります。この際に必要となる予納金や公告料など事務費用については、令和６年度の決算額としましては３件で１５１万７千９９４円となっております。

○いしかわまさき委員　ただいまお答えいただきました相続財産清算人は、選任するかどうかの判断や、時間や費用を要する点、その費用を不動産売却益等で回収できるか等、大変難しい判断になろうかとは思いますが、所有者が不存在であったり不明な場合の唯一の対策である以上、費用がかかったとしても運用していくのはやむを得ないのではないかと思われます。

次に、所有者が自らの意思で空き家を解体したいという意思がある場合、本市では旭川市不良空き家住宅等除却費補助事業というものがございます。この補助事業の概要についてお答えください。

また、本補助事業が、過去５年、何件利用されていて、その補助金額はどうなっているのか、さらには、今後の見通しについてもお答えください。

○酒井建築部建築指導課長　除却費補助の制度でございますが、不良空き家住宅の除却に要する費用の一部を補助するもので、工事費の３分の１以内、上限３０万円として補助するものでございます。対象は、市街化区域内で倒壊の危険があり、不良住宅または市の危険度判定基準で危険と判断された特定空家となります。

過去５年間の利用実績についてですけども、令和２年度は３件で８５万３千円、令和３年度と４年度は、両年度とも２件で６０万円、令和５年度、６年度、これは両年度とも４件で１２０万円となっております。

今後につきましても、空き家問題の迅速な解決に有効と思っておりますので、継続的に実施してまいりたいというふうに考えております。

○いしかわまさき委員　本市では、空家等対策計画に基づき、庁内の関係部局や関係団体との情報共有と連携を行い、様々な対策を行っていると認識しております。

そこで、次の質問ですが、空家等対策計画の実施等について協議を行う機関として旭川市空家等対策協議会がありますが、その会議の中で示された令和７年度の施策について、その担当部局と取組業務についてお答えください。

○酒井建築部建築指導課長　メインの取組は建築指導課が空き家担当部局として行いますが、そのほかで行う主な取組と担当部局は、ネズミ、衛生害虫の相談ですとか、蜂の巣の撤去については健康保健部、空き地の雑草や野生鳥獣等に関する相談は環境部、また、空き家からの落雪による市道の安全確保等に関しては土木部が対応する施策として協議会には示されております。

○いしかわまさき委員　ただいまお答えいただきましたとおり、庁内横断的に各部局が空き家対策を実施しているところではありますが、それでもなお空き家問題が増加しているということは、所有者の責任感や倫理観の問題、あるいは金銭的な負担の問題、さらには相続問題というものが高い壁として存在している現実があるのではないかと思われます。こうなってくると、行政が一歩踏み込んだ対策として挙げられる緊急安全措置と行政代執行というものを視野に入れなくてはなりません。

そこで、質問ですが、先日の議案審議の際、旭川市で空家等の適切な管理に関する条例が制定された平成２６年以降、緊急安全措置が行われたのは８件と伺っております。このうち、直近の過去５年の実績と、その５年の具体的な措置内容をお答えください。

また、その緊急安全措置に要した費用をお示しいただくとともに、その費用は所有者等から回収に至ったのか、お答えください。

○酒井建築部建築指導課長　緊急安全措置の過去５年間の実績ですが、令和２年度に関しては、落雪危険空き家２件の雪下ろしで１９万４千７００円、これは、資力不足のため、回収が不能でございました。令和３年度、これは、外壁落下の防止措置として１件、４８万４千円、これは所有者が不存在で回収不能でございました。令和４年度、倒壊危険家屋の解体が１件、これは９万９千円、所有者が不存在で回収不能でございました。令和５年度、落雪危険家屋の雪下ろし１件で４万９千５００円、所有者が不存在で回収不能でございました。令和６年度、これは、倒壊危険家屋の解体が１件、３５万３千円、これは相続人が不明で未回収となっております。

過去５年、いずれも所有者等について不存在または不明であったり、資力がないといったことから、費用の回収には至っていないということでございます。

○いしかわまさき委員　緊急安全措置の次の段階であり、空き家を除却するために行政が行う最後の手段とも言われているのが行政代執行でございます。

そこで、質問ですが、行政代執行は、過去、何件行われているでしょうか、また、それぞれの行政代執行に要した費用をお示しいただくのと、その費用は所有者等から回収に至ったのか、お答えください。

○酒井建築部建築指導課長　これまで、３件の行政代執行による解体、除却を実施しております。

１件目は、平成２９年に実施したもので、その費用は４１０万４千円で、土地等を公売し、費用、延滞金を含めた全額５７９万５千２５９円を徴収済みです。２件目は、令和３年に実施したもので、その費用は１９８万円、所有者に資力がなかったことから、滞納処分の３年間の執行停止後、納付義務が消滅しております。３件目は、令和４年に実施したもので、その費用は１９９万１千円で、土地の公売により６５万２００円を徴収したところですが、残金１３４万８００円は、義務者に支払い能力がなく、滞納処分の執行を停止中であります。

○いしかわまさき委員　それでは、今、答弁された過去行われた行政代執行において、行政代執行の手続が必要であると判断された根拠等についてお答えください。

○酒井建築部建築指導課長　行政代執行を実施した３件は、いずれも、外壁崩落や倒壊危険が高まり、助言、指導、勧告、命令を行っても改善が見られなかった事案であり、倒壊時に道路を通行する方の人命ですとか、車両等、財産への損害も懸念され、他に有効な手段がないと判断し、やむを得ず実施したものでございます。

なお、実施に当たっては、顧問弁護士への相談、旭川市空家等対策協議会での審議を経て、妥当というふうな意見を得ております。

○いしかわまさき委員　ただいまの答弁にもありましたし、令和６年第３回定例会一般質問、本定例会議案審議の際も、行政代執行の実施に当たっては、所有者等のモラルハザードの問題、財政負担、危険性や緊急性等を総合的に勘案して判断すると答弁されており、公共の福祉に資するのかという点からも、行政代執行を実施するには相当ハードルが高いものであると理解しているところであります。

とはいえ、市民の皆様の安心、安全な暮らしをお守りする観点から、空き家問題の対策について、私から、次の５つの改善提起をさせていただきますので、その可能性や見解についてお答えくださ

い。

まず、１つ目ですが、旭川市不良空き家住宅等除却費補助事業について、実質的な補助金額は、最高は３０万円で、建物を解体しようとする場合の解体費用には遠く及ばない金額となっております。

この補助金額の最高額を引き上げる等の余地はないのか、見解をお答えください。

○酒井建築部建築指導課長　昨今の工事費高騰を踏まえた補助額の上限引上げの要望というのはございますが、適切に管理しているものが補助の対象外であることに対し、管理を怠った所有者へ手厚く補助をするということは公平性を欠くのではないかといった懸念もございます。

現状の３０万円上限でも一定の需要があり、現時点での見直しは考えておりませんが、今後の応募状況等によっては検討の余地はあるというふうに考えております。

○いしかわまさき委員　次に、２つ目ですが、旭川市空家等対策協議会で協議を行う際、全市的な空き家問題を取り扱うだけではなく、個別の空き家問題について、現地の状況を踏まえてどのような対策が有効か等を協議事項に加えるとともに、その個別空き家の近隣住民から直接意見を聞き取りする等の手法も加えてはと思います。それによって市民と行政の問題意識が共有されると思いますが、こうした手法についての見解をお答えください。

○酒井建築部建築指導課長　これまでも、全市的な状況のほか、行政代執行を行う場合など、重要な案件については個別に協議をしてきたところでございます。今後、全ての空き家について協議するということは難しいですけども、対応が長期にわたっているもの、または危険度が著しく高いもの等については、近隣住民からの相談内容や意見を協議会に報告した上で、協議会の場においても問題意識を共有できるよう検討してまいります。

○いしかわまさき委員　次に、３つ目でございますが、空き家の利活用の観点から、現在７件の掲載にとどまっている北海道空き家情報バンクをもっと積極的に活用する、さらには、本市と空き家問題対策に関する提携先でもあります北海道宅地建物取引業協会旭川支部や、旭川司法書士会等の意見交換を密にして空き家を増やさないための対策、空き家の売買や賃貸を推進する方法、空き家の相続や登記に関する問題等について、協議の場を拡大していく必要があるのではないかと思います。また、既に連携して対策を実施しているとは思いますが、今後さらに連携を強化して実施が可能と思われる施策について、見解をお答えください。

○酒井建築部建築指導課長　旭川市においては、民間運営の住宅・不動産サイトの物件件数が多いことから、北海道空き家情報バンクにつきましてはあまり活用されていない状況でありますが、空き家の売買や賃貸を促進するためにも、情報サイトの充実は望ましく、利用増に向けたＰＲなどを進めてまいります。

また、これまでも、北海道宅地建物取引業協会旭川支部や旭川司法書士会など関係団体と連携を図っているところではありますが、今後におきましても、引き続き連携を図り、例えば空き家予備軍への予防啓発セミナーを開催するなど、効果的な取組を実施してまいります。

○いしかわまさき委員　次に、４つ目でございますが、緊急安全措置の運用拡大というか、解釈の拡大を行ってはいかがでしょうか。

というのも、空き家に隣接する住民の多くが問題とするのは、夏季期間の雑草問題や害虫等の衛生問題、冬季期間の除排雪の問題であり、何か緊急性を持って安全を確保しなければならないとい

うケースは少ないのではないかと思います。そうであるならば、緊急安全措置を拡大して、例えば、生い茂った雑草を刈り取ったり、害虫を駆除したり、除排雪を行ったりすることも必要なのではないかと考えます。

既に庁内の各部局で対応しているものもあると思いますが、それらの作業は、委託することによって費用が明確になり、その費用は、所有者に事前通告した上で回収するといった方法がよいのではないかと思います。所有者側からすると、解体等の除却費用は高額になって金銭的な負担が大きくなるものの、軽微な緊急安全措置であれば、費用も安く、支払いも可能になってくるのではないかと考えます。

こうした対策に関する見解をお答えいただきたいのと、あわせて、本提案によって緊急安全措置に関する予算措置の拡大も必要になってくるかと思いますが、その可能性についての見解もお答えください。

○酒井建築部建築指導課長　旭川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例第１３条で、人命や財産に重大な危険が急迫している場合に限り、緊急安全措置を行えるというふうに規定しております。危険性の伴わない夏季の樹木繁茂や冬季の除排雪への運用拡大は困難であるというふうに考えております。所有者の管理責任を明確にする観点からも、慎重な対応が必要というふうに考えております。

○いしかわまさき委員　先ほどの行政代執行の質問の際、行政代執行を行う前には、事前に旭川市空家等対策協議会で協議する旨の御答弁がございましたが、この手続を緊急安全措置を実施する際にも運用し、条例第１３条を前提としつつ、所有者のモラルハザード等のバランスに鑑みながら、個別に緊急安全措置の実施の是非を判断するような仕組みをつくっていくことはできないのか、その上で前向きに緊急安全措置を実施することはできないのか、見解をお答えください。

○酒井建築部建築指導課長　緊急安全措置についてですが、対応が長期にわたっているものなどについて、その状況を協議会に報告するといったことは可能です。また、協議した際に、市による措置を行うべきという意見が協議会から出た場合は、市としても大きな判断材料になるものというふうに考えております。

○いしかわまさき委員　ただいまの御答弁で、緊急安全措置の運用に少しだけ柔軟性が持てる可能性を見いだしましたが、緊急安全措置が難しいとなった場合、現実的な対応として、先ほどの答弁でありましたような庁内横断的に各部局が行っている空き家対策を実施していくしかないと思います。

その場合、市民の皆様が問合せをする先や相談窓口を一元化並びに周知する必要があると考えますが、見解をお答えください。

○酒井建築部建築指導課長　空き家に関する相談は、落雪、草木の繁茂、蜂の巣など多岐にわたることから、ホームページで相談窓口一覧のページを設け、市民向けに案内しているところでございます。また、市の代表電話に空き家に関する相談が寄せられた場合は、まず、建築指導課につながり、相談内容に応じて建築指導課から関係課につなげるといった運用を行っているところでございます。

今後も、市民が空き家の相談先で戸惑うことがないよう、ホームページですとかリーフレットをより分かりやすくなるよう充実させ、ＰＲや周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○いしかわまさき委員　市民の皆様にとって、空き家問題は悩みの種として、今後、担当部局への相談はますます増えてくることが予想されます。そのたびに、担当部局は庁内横断的な対応が求められてくるところでございますし、また、市民の皆様からは厳しい言葉をもって担当部局に苦情を寄せられる方もいると聞いております。

担当部局からすると、隣近所の空き家問題で困っている市民の皆様への対応ですから、丁寧な対応が求められるところでありますが、その御苦労は察して余りあるものがあると思います。しかも、その空き家が所有者不在や不明であれば責任の所在というものが曖昧になりますが、所有者がいながら、その処理を行わずに放置しているという空き家の場合、所有者の市民に責任を求めたくなります。とはいえ、担当部局としては、所有者の行動を待ってばかりはいられないところでありますし、この辺の対応につきましては、本市における空き家対応の仕組みを検証していかなくてはならないものと思います。

こうした背景を踏まえ、空き家問題対策の改善の提起、最後、５つ目でございますが、やはり最終手段としての行政代執行に関する予算措置も必要ではないかと考えます。行政代執行の費用は、原則、所有者が負担するものでありますが、所有者に問題があったり、所有者が不明だからこそ、行政代執行を選択しなくてはならない現実に鑑みますと、予算措置を行った上で行政代執行の判断の是非を行うべきではないかと思います。

令和７年度予算では行政代執行分の予算計上が行われておりませんが、行政代執行は、予算の有無や財政負担を第一義的に判断の是非にするべきではなく、あくまでも市民の皆様の安心、安全が担保されているのか否かの視点で判断されるものであり、そのためには相応の予算措置を行っておくべきと思いますが、見解をお答えください。

○岡田建築部長　行政代執行の実施につきまして予算措置をすべきではないかという御指摘につきまして、行政代執行に至るまでの物件というものについては、長期間、指導助言等を行っているもので、当然、そういう案件がない場合に予算措置をするというのは抵抗を持つところでございますけれども、空き家の協議会ですとか、そういうところに諮った上でそろそろ行政代執行に踏み込むべきと判断される場合につきましては、当然、適切に予算措置をしていくという考え方を持っております。

行政代執行の執行につきましては、予算ですとか財政負担ということではなくて、まず、市民の生命、財産に重大な危険性を及ぼさないようにということが大前提になりますので、今後につきましても必要な措置を適切に講じてまいりたいと考えております。

○いしかわまさき委員　以上、空家等総合対策費に関連して質問させていただきました。空き家問題は今後ますます増加していくことが予想されながらも、現行の法律や条例ではどうすることもできない事案が多々発生しているのも事実であります。

私は、地元、永山地域の住民から寄せられている相談で、ある火災現場が放置されている問題に直面しております。その火災現場は、昨年５月に発生した火事によって２人の住人が亡くなり、ほぼ全焼した家屋は今もそのままの状態で放置されている状況下にあります。特定空家等に近い状況から、建築指導課が担当部局として建物の所有者と粘り強く交渉を続けていると聞いておりますが、金銭的な問題からか、所有者からは建物解体等の前向きな回答は得られていないと聞きます。

近隣住民からすると、焼け焦げて残っている建物を見るたびに火事の恐怖を思い起こすのと、人

が２人も亡くなっている現場がそのままの状態で存在しているという心理的な負担は計り知れないものがございます。この火災現場を空き家と呼べるかどうかはともかく、対策といたしましては空き家問題と同等にあると思います。この空き家の近隣住民には何らの落ち度がないのに、安心、安全な暮らしが脅かされている状況下にあります。運が悪かった、公共の福祉にかなわないということで片づけられることなく、一人でも多くの市民の皆様に、旭川市に住んでいてよかったと思ってもらえるような空き家対策が行われることを切に願いまして、私からの経済建設常任委員会所管分の質疑を終了いたします。

○高橋ひでとし委員長　理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時３６分

再開　午前１０時３８分

○高橋ひでとし委員長　再開いたします。

御質疑願います。

○髙橋紀博委員　それでは、後半戦のほう、質疑させていただきます。

私のほうからは、建築部と観光スポーツ部に２件質問させていただきます。

まず、建築部のほうなんですけども、８款６項３目市営住宅改善事業費のうち、令和６年度市営住宅改修費の執行額及びその内訳について、まずはお示しいただきたいと思います。

○吉岡建築部市営住宅課主幹　令和６年度市営住宅改修費の執行額は３億５千７９１万５千５５８円となっており、内訳は、昇降機制御装置や自動消火装置の更新業務などの委託料８千７０７万４千２７０円、忠和団地内部改修工事や受水槽室改修などの工事請負費２億６千３１０万５千５７４円、忠和団地内部改修工事に伴う入居者の移転料５５８万５千８００円、事務費２１４万９千９１４円となっております。

○髙橋紀博委員　今お示しいただきました。で、執行額として約３億６千万円、そのうちの約２億７千万円が忠和団地の改修に関わる費用だということで、今、お示しいただきました。

その忠和団地の改修費が主な内訳になっていますけども、それでは、その忠和団地の概要と現在の入居戸数についてお示しいただきたいと思います。

○吉岡建築部市営住宅課主幹　忠和団地は、鉄筋コンクリート造５階の住棟が１１棟、管理戸数は４００戸であります。また、入居戸数は、本年９月末時点で２１６戸となってございます。

○髙橋紀博委員　５階建ての住棟が１１棟ということで、管理戸数４００戸のうち、今は２１６戸が入居されているということで理解いたしました。

忠和団地の内部改善ということで、この間、行われてきておりますけども、まず、改めてになりますけども、改善する目的と現時点における工事の着手時期を改めてお示し願います。

○村上建築部市営住宅課主幹　平成２４年３月に作成した旭川市営住宅長寿命化計画では、昭和５５年度から５８年度に建設された忠和団地は、建物の老朽化や設備の劣化が進んでおりまして、住棟及び住戸における設備等の機能向上を図り、居住性を高めるといった目的で住戸改善を実施する団地とされております。

これに基づきまして、平成２８年８月に忠和団地改善基本計画を作成しまして、平成３０年度から給排水設備や換気設備の更新、浴室のユニットバス化に加えまして、内装を断熱性が高い樹脂窓

に取り替える住戸改善を進めております。

○髙橋紀博委員　今、昭和５５年度から建設が始まったということで、これ、よく小林委員が言う、昭和で言われると何年前っていうのはぴんとこないで、これ、１９８０年ということなのであれば４５年前ということになりました。改修工事が始まったのが平成３０年度ということなので、これも西暦に置き換えて計算すると７年前から改修工事が始まっているっていうことであります。

令和６年度末までの改善済みの住戸数と事業の進捗状況についてお聞かせ願います。

○村上建築部市営住宅課主幹　住戸改善は、平成３０年度から令和３年度までの４年間は毎年１５戸程度、令和４年度から６年度の３年間は年間２５戸、実施しております。令和６年度末まで、昨年度末までに１３３戸が改善済みとなっておりまして、割合で申し上げますと約３３％となってございます。

○髙橋紀博委員　約３３％ということでありました。それに期間が７年かかっているということであります。今の御答弁によりますと、４００戸あるうち１３３戸が改修されているということなので、あと残り２６７戸、まだ改修していかなきゃならないということだと思いますけども、年間２５戸ずつってなれば、少なくとも１０年、この先１０年はかかるっていうことで理解いたしました。

住戸改善の進め方、進捗率が非常に低いんじゃないかなっていうふうに受け止めるわけでありますけども、そのことに関する理由があればお聞かせください。

○村上建築部市営住宅課主幹　現在の進め方ですけれども、入居者に同じ住棟の空き住戸へ仮移転していただきまして、元住戸の改善工事を完了後に戻っていただくといったような方法で進めてございます。この方法では、低層階にお住まいの高齢世帯の仮移転先が場合によっては上層階の住戸になることもございまして、移転することが困難だといったような理由で計画どおりに進められていないというケースもございます。

また、２５戸分の住戸改善には、おおよそ１億５千万円程度の費用がかかることも、厳しい財政状況に鑑みますと、年間の実施件数は２５戸程度、限界であるということも進捗力が低調となっている大きな要因であると認識してございます。

○髙橋紀博委員　２５戸程度っていうのも、財政的なところで、お金があればもっともっと一遍に進めていけるって。改修って言いましても、浴室のユニットバス化ですとか給排水設備ということなので、そんなに難しい改修じゃないのかなっていうふうな気もするんですけど、大変なのかな。

私の家が、今年、お風呂とトイレと全部変えたんですけども、１週間かからないぐらいですぽっと終わったんですけど、そうはいかないのかなと。建物が全然違いますから、そういうことだと思います。

ほぼ５０年近く前の建物、これ、改修していないお風呂っていうのは、当時のお風呂のままっていうことで理解してよろしいですか。

ああ、なるほど、分かりました。なかなか、財政的な面も含めて、進んでいかないということであります。

といっても、改善済みというところが３割ということで、まだ７割ほどの住戸が改修していかなきゃならないということでありますけども、このまま、今、答弁のあった方法で、今後もこの改善というのを行っていくつもりなのか、その辺のところもちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○中村建築部市営住宅課長　令和８年度までは、一つ前の答弁で説明をさせていただいた方法で進

めることというふうにしておりますが、令和９年度からは、現在空いている住戸改善を進め始めまして、また、入居者の方には、仮移転先としていた住戸を含めた改善済みの住戸のほうに住み替えをしていただくという方法で進める予定というふうにしております。これによりまして、元住戸に戻る期間を工事の期間に充てることが可能となります。財政状況にもよりますが、住戸改善の対象戸数を増やすことができれば、これまでよりもスピード感を持って進められるものというふうに考えております。

○高橋紀博委員　少し改善がされていくという、改善したところに一旦引っ越してもらって、住んでいた部屋を直したところにまた戻ると、また違うところがそこに入ってっていう繰り返しだけども、もう行きっ放しで住むような状況になるっていうことだと思います。スピード感を持って取り組んでいけるということでありますけども、ただ、そういう形にしましても、やっぱり、まだ約７割という大きな戸数なので、それ相当の時間とお金がかかるっていうことになるかと思いますけども、この忠和団地改善基本計画に基づいてということで、この計画の中では全ての住戸を改善するということになっているのか否かということをちょっとお聞かせください。

○中村建築部市営住宅課長　基本計画の策定時には、入居者を対象としたアンケート調査を行っておりまして、約５０％の入居者の方が住み替えや仮移転を望まないという回答でありました。この結果から、仮移転先とする空き住戸や仮移転希望者の住戸を先行して行い、住み替えなどを望まない住戸につきましては、入居者の退去で空きとなった住戸、これらが一定程度まとまった段階で改善を行うということとして、現時点においては全住戸を改善するという考えであります。

○高橋紀博委員　考え方としては全戸を改善していくってことでありましたけども、まず、今、住まれている方で、そういう住み替えですとか改善、そういったものを望まないっていう方も、それ相当、いるっていうことでもありました。

まず、全戸を改修していくとなると、やっぱり、時間と相当なお金が必要となってくるっていうことと、この先、将来の人口推計等を見ましても人口減少ですとか少子高齢化が顕著であります。さらに、財政状況も非常に厳しい状況に旭川市はある。そのほかに、先ほど答弁にありましたけども、高齢の入居者が上階層に仮移転するっていうことが厳しいということなどを考えると、新規入居者を募集しても上層階では申込みがあるのかなというふうに考えるところです。そもそも、改修しても、建物自体がもう５０年前の建物で、あの団地の階段を５階まで上がるってなると、私でもちょっと引いてしまうなっていうふうに感じる建物なんですよね。

この間、７年かかってやってきているんですけども、新たな入居をもうずっと止めたままでやってきているっていうことですよね。であれば、４００戸あるけども、２００戸ちょっとで、ほぼ半分はもう空室の状態がもう７年間、しかも、それが、この先、１０年までかからないにしても、相当な年数っていうことは、もう半分の空間だけで賄えているような状況にあるのではないかなというふうに考えられるわけですよ。

５階建ての建物で４００戸ということは、１階当たりが８０戸っていうことになると思うんですね、八五、四百で。そしたら、８０戸で３階までであれば、八三、２４０戸でやっていけば、ある程度、３階までほぼほぼ今の人たちのところは収まるのかなあと。で、いえば、もっと増やしていくんであれば、４階層までだとか、本当に５階層まで全部４００戸を改修して、この先、それが１０年後ぐらいに改修が終わりましたよってなったときに、そこが、本当にちゃんと、居住する人

たちが、望む人たちがいるのかっていうことを考えると、まず、改善していくっていうことの対象っていうか、改善対象戸数というものも見直していく必要があるのではないかなと私は考えるところでありますけども、市の見解を伺いたいと思います。

○中村建築部市営住宅課長　今、委員の御指摘のとおり、本市の将来人口は減少傾向にあります。また、昨今の物価高騰や人件費の上昇等から、住戸改善の費用も増額していくということが見込まれるところであります。また、令和６年度の定期募集における申込みの実績では、入居申込者１千２４２名のうち、６５歳以上が７６５名おりまして、割合にしますと６１．６％が高齢者の申込みでありまして、高齢者の申込みは増加傾向でありますが、エレベーターのない住棟の３階以上の住戸では高齢者の申込みはほとんどないという状況で、また、世代を問わず、申込みのないという住戸もあります。

こうした社会情勢の変化や、今後想定されます改善費用の上昇などのほか、入居の申込み状況などを見極めながら、全住戸を改善する必要性について検討をしてまいります。

○髙橋紀博委員　本当、これ、十分検討する余地があるのではないかなというふうに思いますので、まずは、３階、４階でも、１１棟全部を４階までする必要があるのかということも、少しずつ改善されたところに募集をかけながらっていうようなやり方もあると思いますので、検討していただきたいなということで、建築部の質問は終わらせていただきます。

次に、観光スポーツ部ということでありますけども、１０款６項１目保健体育総務費のうち、旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会負担金とありますけども、令和６年度決算で７６３万６千円の負担金を支出しているというふうにありました。

まず、この同協議会の決算概要と、その主な事業についてお示しください。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長　旭川市スポーツ合宿誘致等推進協議会の決算概要でございますが、まず、収入の合計は１千２２８万５千４３４円で、その内訳といたしまして、負担金で７９３万６千２６９円、補助金で１８０万円、利息収入等で３千３７４円、繰越金で２５４万５千７９１円でございます。

次に、支出の合計ですが、９７３万９千６４３円で、内訳といたしましては、委託費で６４２万６千１２７円、旅費で９８万６千６８１円、消耗印刷費で７７万７千４６９円、使用料で６３万２千６８円、通信運搬費で３６万５千１８１円、食糧費で１８万５千４８６円、報償費で１６万８９６円、交際費で１５万２千１９５円、そして、その他の支出で５万３千５４０円で、この収入と支出の差額でございます２５４万５千７９１円を次年度繰越金として処理したところでございます。

また、主な事業内容でございますが、慶應義塾体育会野球部の合宿、近代３種世界選手権大会派遣選手の第２次強化合宿、パラノルディックスキー合宿の受入れや、２０２４年パリオリンピックのパブリックビューイングの実施ですとか、レスリング金メダリストの講習会の開催、そして、車いすラグビー金メダリストの報告会などの事業を実施したところでございます。

○髙橋紀博委員　うちの会派の上野委員だったら、この慶應義塾体育会野球部合宿がすごく気になるところだと思いますけども、私はちょっと違った視点で質問させていただきたいと思います。

今、事業内容の中でありましたレスリング金メダリスト講習会が令和６年度に開催されているということで、その概要についてお聞かせください。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長　レスリング金メダリスト講習会に

つきましては、２０２４年パリオリンピック、レスリング女子で金メダルに輝きました藤波朱理選手と鏡優翔選手らを講師として本市にお招きし、令和６年１０月１３日と１４日の２日間にわたりまして大成市民センターで開催したところでございます。

当日は、同日同会場にて行われた北海道ジュニアレスリング大会に参加していた子どもたちを中心に３００名の参加等がございまして、両メダリストからの実技指導や講話に加え、金メダルを触らせたり個別に記念撮影を行うなど、金メダリストを身近に感じることができる会とすることができ、参加者の親御さんを含め、御好評をいただいたところでございます。

○髙橋紀博委員　私も、このとき、その会場におりまして、いろいろお手伝いさせていただいていたんですけども、今、答弁にありましたとおり、子どもたちもすごく喜んでいました。それとあわせて、やっぱ、親御さんが本当に感動して、鏡選手と藤波選手の対応もすごくよかったんですけども、もう本当に子どもたちを膝の上に乗せて写真を撮るぐらい、あと、サインですよね。求められれば、もうシャツでも何でもサインをしたりっていうことで、その対応に、やっぱり、親御さんが、もうあり得ないっていうような、本当、また、パリオリンピックが終わった後で、すごい話題性のある選手でもあったので、やっぱり、この競技をしている親御さんたちにとってもすごく誇らしいような場面だったんじゃないかなと思います。

ただ、この講習会の、こういったことがあるよっていうことがどのような形で周知されていたのか、お伺いしたいと思います。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長　周知の取組でありますが、本市からは、広報誌である「あさひばし」９月号でクローズアップ記事に掲載したほか、本市ホームページ、ＳＮＳでの発信に加え、共同主催者である旭川レスリング協会からも関係者等にお知らせするなど、事前の周知に取り組んだところでございます。また、開催後におきましても、講習会の模様を市のＳＮＳやユーチューブで公開しまして、次回開催に向けた認知度の向上に向け、取り組んだところでございます。

○髙橋紀博委員　講習会ですから、当然、関わる子どもたちですとかになるかと思いますけども、そういったことが旭川で起きていたんだっていうことが、もっともっと旭川市民の人たちに伝わったらいいのになあというふうに思ったのと、当日、北口選手の凱旋パレードが同じ日に行われていたんですよね。この講習会っていうか、ジュニアレスリング大会の会場では、もう、この鏡選手と２人が来ているっていうことで盛り上がっているけど、外に出ればもっともっと市民が北口榛花さんで盛り上がっているって、ただ、私、すごくもったいないなと思ったんですけども、せっかくメダリストが来ているのに、それ、どうなんだという思いもすごい持っていました。

もっと聞くところによると、令和６年度ですけど、レスリングのメダリストが来ているっていうことはありましたけど、ほかにもメダリストが来ている事例っていうのが、令和６年度、あるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長　オリンピックメダリストによる本市でのイベント開催事例について、令和６年度の実績で申し上げますと、女子のやり投げの北口選手、レスリングの鏡、藤波選手に加えまして、２０１８年の平昌オリンピック、カーリング女子で銅メダルの本橋麻里選手によります講演会ですとか、２０２０年東京オリンピック、女子体操で銅メダルの村上茉愛選手による体操教室、また、２０２４年パリパラリンピック、車いすラグビーで

金メダルを獲得いたしました池崎大輔選手と島川慎一選手による体験会が本市で開催されたところでございます。

○髙橋紀博委員　それなりっていうか、そうそうたるというか、このメダリストが、この令和６年度、旭川に来て、いろいろ講習会なり何なりということが開催されていたということで、毎日、ここにメダリストの人が来ていまして、今ちょっといなくなっちゃって残念なんですけども、そうですね、本当に多くのメダリストがこの旭川に、特に東京オリンピックが開催されてから、そういったメダルっていうものに市民の人たちもすごい関心があるし、やっぱり、永瀬さんがメダルを見せると、みんな、喜んで首にかけて写真を撮ったりっていう、非常に、そういった人たちというのが来ているっていうことは誇らしいなというふうに思ったんですけども、先ほど申し上げましたけども、当日も、当然、地元の北口選手だから、そちらは盛り上がるのは当然ですけれども、同時に、メダリストであるレスリングの人も来て、体操のメダリストの人もその日に来ていたっていうことで、今日は、もうこれだけの人、メダリストが旭川に集まっているんだよっていうことが、市民の人たちに、そういうふうに伝わっているのかっていったら、なかなかそういうふうに伝わっていないんじゃないかなっていうので、ちょっともったいないよねっていう気もしました。

また、今年も、この間、レスリング大会でメダリストということでやったんですけども、そのとき、永瀬さんも来て、ちょっとお話ししたら、実は、旭川って、オリンピック、パラリンピック、こういった競技の選手の輩出が、多分、自治体レベルでいえば日本一出しているんじゃないかって言われているっていうようなことを、永瀬さん、言っていたんですよね。

そんな会話をしていたら、今津市長が挨拶する場面で、そういったオリンピック、パラリンピックだとか、デフリンピックだとか、そういった競技でメダルを一番獲得しているのは旭川なんだよみたいなことを言っていた、日本一、得意の日本一ということで言っていたんですけど、残念だなって思うのが、やっぱり、そういったことが今行われている、もしくは行われたですとか、旭川市はそういうスポーツに関してはそういう環境なんだっていうことが、市民の人たちが全然分かっていない、私も分かっていなかったんですけども、そういったところが非常に残念だなというような思いを持っております。

当日のことも、それだけの人たちがいるっていうことであれば、何か、こう、例えば、駅前、北口さんがパレードする前に、オリンピックで活躍した選手、体操の選手、レスリングのメダリストもいるんだ、一回、お披露目するとか、何か、そういうやりようっていうのもあったんではないかなっていうふうに思いますけども、その辺についてちょっと御見解をお願いいたします。

○菅原観光スポーツ部長　初めに、今年度のレスリング講習会につきまして答弁をさせていただきたいというふうに思います。

今年度は、旭川レスリング協会様の御協力もいただきながら、２０２４年パリオリンピック、レスリング男子で金メダルを獲得した樋口黎選手、それから文田健一郎選手、この２人をお迎えして、さらに、１９６４年の東京オリンピックで金メダルに輝いた本市出身の吉田義勝さんを講師としてお招きして、昨年と同様に、今月の１２日、それから１３日に開催いたしました。講習会に参加した約１２０名の子どもたちにとっては、世界最高峰の技に触れることができる大変貴重な機会だったと思いますし、一般の見学者も多く訪れたこともあり、大盛況のうちに終えることができました。

また、同日ではありますけれども、同日というか、１２日、１３日ではありますけれども、日本

航空様のお計らいで、日本航空所属のアスリート社員の４人の皆さんが旭川に訪れて陸上教室を開催していただきました。北口榛花さん、それから、この前の世界陸上でも人気となりましたけども、村竹ラシッドさん、走り高跳びの選手、それからパラリンピックの選手の４名の選手がいらっしゃいました。

こうした、旭川レスリング協会様もそうですが、日本航空様も、企業、団体の皆様に御協力をいただきながら、アスリートに触れる機会、メダリストに触れる機会をつくっていただきましたことは、大変ありがたいことだというふうに思っております。

今、委員からお話がありましたけれども、金メダルにつきましては、本市からは、本市に最初に金メダルをもたらした吉田義勝さんをはじめ、３大会連続で吉田さん、中田さん、加藤さんと金メダルを取られております。それから、柔道では惠本さん、上野さんが金メダルを取られていて、最近のパリオリンピックでは北口さんが取られていて、金メダリストとしては６名の方がいらっしゃいます。また、銀メダリストまで広げますと、陸上の髙平さん、スノーボードアルペンの竹内智香さん、バスケットボールの町田瑠維さん、それから、パラリンピック、アイススレッジホッケーの永瀬さんなど、多数のメダリストが多くいるのが本市というふうになっております。

こうしたことを市民にお伝えする機会というものを今後も十分設けていきまして、スポーツに打ち込む子どもたち、それから若者が夢を持ってスポーツに取り組んでいける環境というものを、市としてできる限りつくっていきたいというふうに考えております。

また、周知について、これからも取り組んでいかなければならないと思いますし、今、委員からも御指摘いただきました。今後も、引き続き、こうした事業を継続しながら、広報、ＳＮＳ等を活用して、引き続きスポーツの認知度向上、それから、シビックプライドの醸成といったものにつなげてまいりたいというふうに考えております。

○髙橋紀博委員　今、聞いて、ホームページに、メダリストって、これ、調べたら、旭川市のホームページで出ているんですよね、ゆかりの選手のメダリストですと。これが本当に日本一のメダルっていうふうになるのであれば、昨日の駒木委員の質問を聞いていて思っていたんですけど、メダルをかけたあさっぴーとか、何か、そういうのも、日本一のメダルであれば、そういうのも面白いのかなと。何で、ミャクミャクのあさっぴーがいるのに、やり投げのポーズを取ったあさっぴーがいないのかなとか思ったりするんですけども、そういったことでも、少し、市民の人たちにも、ああ、旭川ってそうなんだっていうような、誇らしいことなので、認識してもらえるようなことがあってもいいと思う。

また、メダリストだけじゃなくて、本当に活躍している市民っていうのも、今日、道新にも出ていましたよね。スポーツじゃないんですけども、小林白炎さんが、またフランスで、何かこう、表彰を受けたと。これも、何か、世界的にすごいものなんだけど、それが、なかなか、一部の人しか分かっていないのかな。これ、市で職員として働いている小林さんですよね。

というのがあったり、レスリングでもあれですけども、中学生が、今年、アジア選手権で銅メダルを取って帰ってきているんですよ。これも、すごいことだと思うんですよ。中学２年生だったかな。女の子なんですけども、そのとき、報告を受けたときにも、悔しい銅メダルみたいな、アジア大会で銅メダルが何で悔しいのかなって、私は、もう誇らしいでしょうって思ったんですけども、もう悔しい銅メダルだったって言って、帰ってきて、何か、言っていたんですけども、そういった、

やっぱり活躍している市民というのもいっぱいいる。だから、市長だけが活躍しているわけじゃないので、もう広報も、もっともっとそういった人たちもクローズアップしながらやっていく必要もあるのかなっていうふうに思いました。

そういったことも含めて、やっぱり、こういったことは、市民の人たちが共有できるような環境を整えて、もっともっと整えるような努力をしていただきたいということを申し上げまして、私の質疑は終わらせていただきます。

以上です。

○高橋ひでとし委員長　理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時１２分

再開　午前１１時１４分

○高橋ひでとし委員長　再開いたします。

御質疑願います。

○高花委員　私は、３事業、質疑させていただきます。

初めに、農政部に質問いたします。

６款１項３目の強い園芸産地づくり支援費についてお伺いいたしますが、初めに、事業内容及び決算額、お示しください。

○杉山農政部次長　強い園芸産地づくり支援費の決算額といたしましては、園芸作物施設等整備導入支援事業として、暑熱対策資材や高収益作物の生産拡大に資する農業用機械等の導入支援に係る経費等として１千１３８万４千円、野菜や花卉、果樹の生産振興のため、旭川青果物生産出荷協議会や旭川市果樹協会に対する支援等として２４万１千円、合計で１千１６２万５千円となっております。

○高花委員　今日は、野菜農家に関わる部分で質問させていただきたいと思っておりますが、恐らく、この１０年間の中で野菜農家も減少傾向にあるのではないでしょうか。

そこで、１０年前に比べて、野菜農家数、また野菜の生産額、どのような推移となっているのか、そして、本市の水稲農家、お米と野菜の複合農家、野菜のみの農家、それぞれ、戸数、お示しいただきたいと思います。

また、本市の野菜の生産額のトップ３、教えていただけますでしょうか。

○杉山農政部次長　本市の１０年間の農家数の推移について、国の経営所得安定対策等推進事業に基づく平成２７年度と令和６年度の対比で申し上げますと、水稲農家数は７１０から４６３、その内数ですが、水稲と野菜の複合経営は４２３から２８０、野菜のみを栽培する農家数は１９４から１３８へとそれぞれ３０％前後減少しております。また、本市の１０年間の農業生産額の推移について、農林水産省の統計及び旭川青果物出荷組合連合会等への調査に基づく平成２７年度と令和６年度の対比で申し上げますと、水稲生産額は７７億３千７００万円が７６億８千６００万円と横ばいでありますが、野菜の生産額は１６億９千５００万円が１４億４千２００万円と１５％程度減少しております。

なお、本市で生産される施設野菜の生産額トップ３につきましては、令和６年度の数字で申し上げますと、第１位がコマツナで１億３千４４０万円、第２位がチンゲンサイで１億１千４３０万円、

第３位がミニトマトで１億８３７万円となっております。

○高花委員　水稲農家の数が、何分、圧倒的に多いですけれども、１０年前と比べて３５％減少しており、複合経営の方は約３４％、野菜農家のみという方は２９％の減少をしている。そもそも戸数が違います。水稲農家は７１０世帯、１０年前、ありました。野菜農家は１９４ありました。それが、今、野菜農家さんは１３８と、もともとそんなに多くないところで約３０％近くも減少している、このことに非常に危機感を感じております。

最近は、お米ばかりがクローズアップされ、新米も出ましたけれども、まだまだお米が従前より高い状況の中で家計を圧迫している感はありますけれども、野菜も、もしかしたら、食卓から消えはしないかもしれないけれども、少なくなる可能性があるのではないかと。

非常に、これは、野菜農家の方も心配をしておりまして、じゃ、本市として、この野菜農家さんを支援するためにどのような声を把握されているのか、伺います。

○杉山農政部次長　野菜農家の皆様からは、農業者の高齢化や後継者不足問題、機械や資材の高騰、温暖化による営農環境の変化など、様々な課題に直面していることをお伺いしております。

そうした中で、毎年度の予算要求及び事業執行に当たっては、ふだんからお伺いしている野菜農家さんの声や、旭川青果物出荷組合連合会との支援策の協議内容を事業に反映し、例えば、気温の上昇による作物の影響に困っているという声から暑熱資材の導入を支援するなど、限られた予算の中で要望のあった支援措置を実施しているところでございます。

○高花委員　以前、私、農家の方と女性議員との懇談会があった際のことを質問で触れたことがあるのですが、その際に、すごく暑い夏で、カボチャが土の中で沸騰しているというお話を伺いました。本当に、近年、旭川も非常に酷暑と言われるぐらい猛暑日が続いておりますけれども、野菜も暑さの中で頑張って成長しているということは分かりますので、その暑熱資材の導入を支援するというのは分かりますが、全て要望のあったことを支援しているわけではないというふうに思います。それが、今、答弁にあった、限られた予算の中でできること、またできないことがあるんだと思います。

特に、この野菜農家さんの方といろいろ話をしていく中で、課題の解決で機械や資材の導入ということも分かりますけれども、どちらかというと、農政部さんのお答えはそういう答弁が多いと思います。ところが、人手が足りない中でも、自分の土地の中に勾配がある場所があるんです。営農していくことが難しい、でも無駄にはしたくない、そういったお声も聞きました。

今後において、農政部の方は、この勾配に関して何か要望があったのか、本当にしっかり野菜農家と話合いをしているのか、この野菜農家の減少に歯止めをかけるために何か手だてをしているのか、ただ機械の導入の支援だけではない、ハード面、ソフト面も含めて、未来にわたって安心できる営農、この環境整備、支援策、どのようにお考えなのか、見解を伺いたいと思います。

○林農政部長　旭川農業に関しましては、今いろいろとお話がありましたけれども、確かに水稲が中心にはなっているかと思いますが、しかしながら、野菜に関しても、御承知のとおり、約６０品目ほどの多品種を扱っておりまして、私も、いろんなプロモーションの機会を通じて、当然、お米だけではなくて、野菜に関しても重要な農産物としてＰＲをさせていただいております。

昨日も、この庁舎の１階で直売されていましたけれども、当然、米だけではなくて、いろんな野菜があって初めて旭川農業なんだなということは、一市民としてもそういう受け止め方をしていま

す。

そういった中で、いろいろ課題を抱えて、野菜農家の皆さんも頑張っていらっしゃると思うんですけれども、特に、近年だと、気候変動だとか暑熱の話もありましたけれども、あるいは物価高騰だとか、いろいろな条件があります。私どもは、限られた予算と申し上げていますが、一応、国の制度の隙間を埋めるようなことも含めて、できるだけ声に沿った形で対応してきているつもりですが、当然ながら、全ての項目に対して応えているわけではないとは思っています。特に、今ありました土地の勾配の話についても、いろんな環境にある農家さんがいらっしゃると思いますので、そういった一つ一つの声に全て応えられていないかと、そういう反省は当然あります。そういった随時対応していることもそうですけれども、しかしながら、一方では、旭川農業を考えるときに、抜本的あるいは持続的な、そういった観点でこれからいろいろ考えていかなきゃならないというふうに思っているのも事実です。

昨年も若干触れましたけれども、今、農政部のほうでは、今後の旭川の農業について、どういった方向性で行ったらいいのかといったことを検討しているところです。かなり時間はかかっていますけれども、それだけハードルが高い懸案なんだというふうにも思っています。そういったときに、今いろいろ農家さんの声のお話もありましたけれども、そういった声をいただいているというのは、ある意味、すごく心強いというか、頼もしいなということもありますので、ぜひ、そういった方々とも一緒になって、この方針、考え方について整理をしていきたいなというふうに思っています。

安心して営農できる環境、それから稼げる農業、こういったことは、生産から流通、販売、そして消費に至るまで、いろんな場面が想定されますし、それぞれに応じた支援策が必要だというふうに思いますので、基幹産業である旭川農業について、今言ったような場面を細かく生産者の方々と共有しながら、行政でもそれをしっかり共有して、基幹産業にふさわしい、そういった環境を整えていくような進め方に我々としては努めてまいりたいと考えております。

○高花委員　私たちが考えている以上に、野菜農家さん、非常に危機感を持っておりました。伺ったんですが、１００均の、１００円の壁というのがあるそうです。１００均がこれだけたくさんあって、野菜も、今、キャベツは９５円まで値段が下がりましたね。これが１５０円になると売れなくなるそうです。その１００円の壁というのがあって、野菜の値段というのは、確かに、豊作のとき、いろいろありますけれども、値段が高いと売れなくなるっていう、そういう心理が働いてしまう。私も、ちょっと高いなあ、キャベツが２９８円だったら、欲しいけど、買えないな、白菜、鍋にしたいけど、難しいなって、やっぱり引いてしまいます。それが１００円以下になると売れるっていうんですね。その１００円の壁というのを今回伺いまして、それはいろいろな事情があるんでしょうけれども、やっぱり、生産者さんは、そういったことも考えて、時代を見ながら作られているんだなあということを思いました。

私たちができることは、できる限りの支援でありますけれども、もともと水稲農家に比べて多くない野菜のみを生産しているこの戸数、農家数を、やっぱり、これ以上減らさないという支援策を農政部としても今後考えていただきたいと指摘して、農政部への質問は終わりたいと思います。

次に、市営住宅についてお伺いしたいと思います。

８款６項３目の市営住宅改修費、ただいまも、質疑、ありました。私は、忠和団地と第２豊岡団地の部分でお聞きしたいと思います。

まず、この忠和団地内部の改修工事に係る執行額について、決算額について伺います。

また、その工事内容のうち、給排水設備の更新について、詳しい内容を伺います。

○村上建築部市営住宅課主幹　令和６年度市営住宅改修費のうち、忠和団地内部改修工事の執行額は１億４千８２６万５千７００円、この工事に伴います入居者の移転料としまして５５８万５千８００円、合わせまして１億５千３８５万１千５００円となってございます。

次に、工事内容なんですが、給排水設備の更新につきましては、台所、トイレ、浴室、洗面及び洗濯場のいわゆる水回りの部分の給水管と給湯管の取替えのほか、ユニットバス及び洗濯機置場の設置に伴います排水管を新設しております。

○高花委員　その排水管、洗濯置場の設置に伴う排水管というのが最後の答弁にございましたが、その工事が終わった後、洗濯機を置く位置が高さが１５センチ上がっているんです。

私も、実際、見てきましたけれども、この１５センチ高くなるというのは、設計からそのようなつくりとなっていたのか、なぜそうなったのか、ほかに整備方法はなかったのか、あわせて、１５センチ高くなるということは入居されている方に説明があったのか、伺います。

○村上建築部市営住宅課主幹　本工事の改修工事の設計に当たりましては、工事に伴う作業を住戸内で全て完結させるといったことが必要となります。新設する排水管を収めるため、洗濯機置場の床面を１５センチほど上げるといった設計としております。

ほかの整備手法としましては、洗濯機置場に合わせて、脱衣室の床面を上げる手法もございますけれども、こうした場合、入居者の動線上に段差ができてしまい、転倒による事故につながるなどの懸念がございます。また、下の住戸の天井内に排水管を収める方法もありますけれども、この場合につきましても、入居者が生活している下の住戸内で作業を進めることになるため、工事関係者の出入りのほか、発生する騒音や振動により生活の支障となるおそれがあります。こうしたことから、入居者の安全性と負担軽減を優先とした整備手法としたところであります。

また、説明がなされたのかといった点につきましては、平成３０年から着手しておりますけれども、そのときに説明されたかどうかということについては現時点で把握はしておりませんけれども、現在、工事を進めるに当たって、その対象となる入居者には、改善済みの住戸を内覧していただきまして、その段階で確認してもらうのと、あと、説明をさせていただいているといったところでございます。

○高花委員　多分、その方は聞いていなかった方だと思います、初期の方で。本当に、１５センチ上がるということは、背の低い方は小さい踏み台を用意して洗濯物を取っていらっしゃる、こんな状況でした。せっかく新しくなったのに何か使いづらい、こんな感を与えてしまっているんですね。

で、この住宅改善について、本当に入居者のことを考えてこのやり方で進めたのは、どうしても理解ができないんですね。例えば、１棟を丸ごと替えるんだったらここまでしなくてもよかったかと思います。また、階段ごとでできる、玄関ごとで改善できるんだったらこの方法もなかったと思います。どうしても、個別的に引っ越しをした、そういった１億円以上かけての今回のこの改修費の中で、新しくなるって期待していた分、かえって使いづらくなった、このことについて市の考え方を伺います。

○岡田建築部長　住戸改善をすることによって入居者の方に御不便をおかけしていると。で、整備手法についても、１棟丸ごとの改修、あるいは階段室ごと、玄関の向きごとなどの改修方法があっ

たのではないかということですけれども、従前、住戸改善につきましては、平成のまだ一桁の頃にやった以来、住戸改善というものをやっていなかったと私は記憶しているところですが、その頃につきましては、まだ財政状況が今ほど逼迫していないということもあって、１棟丸ごと、入居されている方に移転していただいて全て入れ替えるという改修工事をやっておりました。

しかし、現在のような財政状況の中、最低限でも階段室ごとにやりたいという思いはございましたけれども、入居者の中で、先ほど髙橋紀博委員の答弁の中でもお答えしましたけれども、移転したくないという希望を持っておられる方ですとか、移転するときに上の階になってしまうだとかっていう様々な要因で、なかなか、皆さんに退去していただいて一斉に改善するという手法を見いだせなかったという事情もございますけれども、忠和団地の住戸改善を今後どのように進めるかという中で、現在、もう歯抜けのようになってしまっている中では、こういった現在の改修方法を続けるということしか手法はないのかなとは考えておりますけれども、今後、可能な限り、入居される方の期待に沿わないような改修にならない手法というのをきちんと整理した上で進めていかなければいけないというふうに考えております。

○高花委員　まだまだ、住宅改修、必要な団地が旭川市には多くあると思います。それに関しては、入居者のことを考えて、しっかりと、何か場つなぎみたいなやり方ではなく、住みやすい環境整備に努めていただきたいと思います。

次に、第２豊岡団地について伺います。

１号棟、２号棟、終わりました。今、３号棟を進めているところだと思います。その第２豊岡団地の１号棟の外構について伺っていきたいと思います。

駐車場がありますけれども、駐車場の周りに緑地帯、芝生を整備されましたが、なぜこんな芝生が必要なのか伺いたいのと、その芝生を植えるために入居者の方がその緑地帯を草刈りしなければならない。これは行政から言われたということで、高齢の方が一生懸命草刈りをしましたけれども、どういった理由からそのようになっているんでしょうか。

○吉岡建築部市営住宅課主幹　緑地帯は、隣接地との敷地高低差の調整や冬期間の堆積スペースを確保する目的で整備しておりまして、降雨時の斜面の崩れや土の流出、強風による土ほこりの発生を防止するため、芝生としております。

また、緑地は、公営住宅法施行規則で共同施設と規定されておりまして、共同施設は、公営住宅法において、「公営住宅の入居者は、当該公営住宅又は共同施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。」と入居者の保管義務を規定しておりまして、この規定に基づきまして、入居者の方々に、草刈りを含めて、良好な環境の維持に努めていただくようお願いしているところでございます。

○高花委員　法律で決められている、入居者の方が草刈りをしなければならないということなんですが、そもそもせっかく新しく外構工事をしているのに、芝生を植える理由も、今、伺いましたけれども、防草シートを敷いて草刈りをしないように済む方法だってあったんじゃないかとか、いろいろ思ってしまうところです。わざわざ新しくしているところに手をかけなければならないやり方、高齢化となってきている中で、今後もずっと市民にそういった部分をさせていくのかということにはちょっと疑問を感じております。

そして、もう一つ、駐車場についてでございますが、非常に狭いと、お声もいただいております。

この駐車場の区画というのはどのような寸法なのか、定められているものなのか、その理由、そして、現在、住民が車を止めている同じ駐車場の向かい側は、全部、空いております。その空き区画に止めることはできないのか、伺います。

○吉岡建築部市営住宅課主幹　これまで駐車場を整備した北彩都団地を含めまして、駐車場の使用者負担の公平性を確保するため、区画寸法を幅２．５メートル、奥行き５メートルと統一して整備しているところでございます。

区画寸法の決め方は、旭川市営住宅条例施行規則で、駐車場に駐車できる自動車の規模を幅２メートル、長さ５メートルの範囲内としておりまして、この規模の自動車が収容できるよう、旭川市建築物における駐車施設の附置等に関する条例で定めている駐車区画の寸法、幅２．３メートル、奥行き５メートル以上を確保した寸法としているところでございます。

また、空き区画への移動は可能でございますが、冬季の除雪作業に配慮した区画の割り振りや、入居者間の公平性の確保について、自治会と入居者の間で調整していただく必要があるところでございます。

○高花委員　条例では２．３メートルと、奥行き５メートルと。ところが、旭川市の市営住宅の駐車場、それよりも、２．５メートルと５メートル、統一していますよということでした。

ところが、アルファード、全長４．９９５メートルあるんです。で、ヴェルファイアも同じです。ノアは４．６９５メートルなんですね。５メートルまでしかないところで、ほとんど全部使っちゃうわけなんです。そこで、冬、雪を下ろしたときに、後ろの車とは雪はねも入らないぐらいの幅しかないような、こういった車同士が並んでいると。そういうやり方で果たして大丈夫なのかという気がいたします。

そこで、先ほども申しました、これからまだまだ改修工事が必要な市営住宅が旭川市にはたくさんあると思います。今後の市営住宅の外構整備の在り方について伺います。

○中村建築部市営住宅課長　旭川市営住宅条例では、市営住宅及び共同施設は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するとともに、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならないというふうに規定しています。

第２豊岡団地の外構整備につきましても、条例に基づきまして、入居者が安全に通行するための通路や、入居者が使用する駐車場の確保のほか、堆積スペースとなるところで緑地帯を整備してまいりました。

今後の外構整備につきましては、今、委員から御指摘にもありましたとおり、入居者の方、いろんな事情があり、高齢化が進んでいるというようなこともあります。そういったことから、入居者の保管義務とされている共同施設について、必要な注意を払い、正常な状態において維持するための負担、これが少しでも軽減されるような整備内容について検討をしてまいります。

○高花委員　ぜひ、検討していただきたいなと思います。

委員長、もう１事業あるんですが、このままだとお昼を過ぎてしまう可能性がありますので、午後からにさせていただけないか、取り計らいをお願いいたします。

○高橋ひでとし委員長　承知いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１１時４２分

再開　午後　１　時００分

○高橋ひでとし委員長　再開いたします。

御質疑願います。

○高花委員　まず、８款１項３目建築指導費のうち、空家等総合対策費について、主な事業概要と決算額の内訳を伺います。

○酒井建築部建築指導課長　令和６年度空家等総合対策費の主な事業概要と決算額でございます。

不良空き家住宅の除却に要する費用の一部補助に４件で１２０万円、所有者不在の空き家等に対する財産清算人の選任申立てに３件で１５１万７千９９４円、倒壊等の危険性がある空き家等の解体に伴う緊急安全措置として３５万２千円、空家等対策協議会開催に伴う委員報酬として４万６千２００円などとなっております。

○高花委員　午前中も質疑がありましたけれども、私は、補正予算の本会議直接審議でも、最後のほう、少し言わせていただきましたが、老朽化した空き家にネズミが発生して衛生害獣がすみつくという相談が寄せられました。御近所さんでは、ネズミ捕り器を設置すると１週間で７匹も捕れた、ということはもっといる、そしてまた、その空き家の隣の御家庭が、台所から見るとネズミがうようよいる、これは、完璧に、公衆衛生上、よろしくない状況だというふうに思っております。

空家特措法で定めている公衆衛生上の対応として、ネズミの大量発生などの被害を受けている近隣住民、こういった方たちから、多分、行政のほうにも相談があると思いますけれども、そのときはどういった対応をされているのか、伺います。

○酒井建築部建築指導課長　衛生害獣に係る相談としましては、ネズミのほか、ハトですとかキツネといった野生動物、これが空き家への営巣をすることによって、ふん害ですとか悪臭を引き起こしている、そういった内容が寄せられており、令和６年度の相談件数は１７件となっております。

近隣住民から相談をいただいた場合の対応としましては、速やかに現地を確認し、所有者に対してネズミの駆除や侵入防止など必要な措置を講じるよう助言、または指導を行っていることに加え、所有者による対応がなされるまでの間は、相談者に対しても殺鼠剤ですとかネズミ捕りなどを用いた自衛的な応急な対応をお願いしております。また、庁内においても、健康保健部に相談内容を連絡し、必要な対応を連携して行うといったようなこともございます。

○高花委員　最終的には近隣住民が対応していくしかないということですね。非常に苦手な方もいらっしゃるかと思います。そういった業者に頼んだりする方もいらっしゃるのかもしれませんけれども、行政としては、そこまでの助言、アドバイスでしかないということは分かりました。

じゃ、この衛生害獣に限らず、雑草が生い茂ったり、空き家じゃなくても草を刈らないお宅もあると思いますけれども、そういったところにもネズミが発生いたします。当然、空き家なら、外も、中も、そういった害獣がいると思います。かつ、空き家だけではなく、空き地の中に、樹木の問題もあるのではないかと本会議直接審議で言わせていただきましたが、じゃ、先ほどは、ネズミの、そういった害獣の相談件数１７件ということでしたけれども、今度、草木や樹木に係る相談実績はどれぐらいなのか、伺います。

また、その敷地の中で樹木が成長して、もう見るからに電線に干渉してしまう、今にも倒れそうな樹木もある、そういった空き家や空き地が見られたときには、どのような対応をされているのか、

併せて伺います。

○酒井建築部建築指導課長　空き家等における草ですとか木、樹木に係る相談としては、樹木の枝が隣地に越境している、道路への枝の張り出しで通行に支障がある、または、落ち葉が道路や隣地に散乱して困っている、そういった内容の苦情が寄せられておりまして、令和６年度の相談件数は６２件となっております。

樹木が電線に干渉しているといったようなケースもございますけども、そういうときは、まずは、樹木の所有者に対して伐採や剪定など適切な管理を行うよう助言、指導を行っております。また、安全確保のために電線を所有している北海道電力などにも連絡するほか、庁内においても、例えば環境部などと必要な対応を連携して行うといったこともございます。

○高花委員　非常に、建築指導課としては各部局とも連携を取っているということが午前中の質疑で分かりましたけれども、６２件も樹木のほうの様々な相談がある、害獣よりも件数が多いということが分かりました。

あるところで、私は、樹木に電柱が刺さっている箇所がありまして、ＮＴＴ、そして北電に申しましたが、このままで結構ですって言われまして、何とかしようっていうのはないんですね。そこは近くにゴルフ場がありまして、停電になったら大変だし、もう本当に近隣住民も大変だっていうことで、それでも放置しているような、逆に、触れない部分もあるのかなというふうに思いましたけれども、近隣の方は不安で仕方がない部分だというふうに思います。

何で、こう、斜めになっているところに立てるのかなって、ちょっと分からない部分もあるんですが、見た目とはまた違う部分で、専門家から見れば大丈夫だということが分かったんですけれども、この樹木というのは物すごい生命力もありますので、今は危険そうにないけれども、柳の木なんかは倒れそうで倒れないし、流れる、こういった樹木もありますが、完璧に相手の敷地のところに樹木が入っていれば枝を切ってもいいという、法律上、大丈夫ということも学びましたし、それでも、その樹木と一緒にある空き家が、特定空家でも何でもない、危険ではない空き家であったとした場合は、樹木についても、何かこう、空家特措法で措置できるものはないのか、もうどっちの倒壊が先かっていう部分においては、見た限り、樹木のほうが危ないよといった場合は特措法で何とかできるのか、伺います。

そして、助言や指導を行って、当然、所有者に言うわけですけれども、その対応がなされない場合、根本的な解決として、本市ではどのように対応されているのか、また助言されているのか、伺います。

○酒井建築部建築指導課長　空家特措法は、空き家となっている建築物のほか、附属する工作物や敷地内の立木についても指導または助言等の対象とできることとなっており、法に基づく措置を行うことは可能となっております。

また、措置がされない場合の所有者への対応でございますけども、所有者の当事者意識の欠如のほか、経済的な理由等により適切に管理されないという空き家は一定数ございます。こうした空き家の所有者に対しては、空き家の適切な維持管理について助言や指導文書を粘り強く何度も送付し、所有者による自発的な措置を促す以外になかなか根本的な解決策がないというのが実情でございます。

また、衛生のうち、悪臭ですとか景観の悪化など、影響の程度を数値にしにくい事案も多く、個

人の感覚的な部分もあり、対応に苦慮するという場合もございますけれども、関係部局と連携しながら地域の悪影響の軽減に努めているところでございます。

○高花委員　年々、危険度は増していくのが空き家問題だったり、樹木の問題が出てくると思います。害獣もそうだと思います。ほったらかしにはできない部分だと思いますが、どうしても、行政としては、そこに所有者がいる場合、その方にやっていただかなければならないという、その方に通達をするという役目があると思いますが、文書で指導を行っても対応されないっていう場合は、何度も何度もきっと送付をされているんだと思います。

それでも改善されない場合、そこの部分についてちょっと何点かお聞きしたいと思いますけれども、所有者がその場にいないゆえに、例えば、道外にいたり市外にいたりする場合は分からない。もちろん、あれでしょうか、行政側としては写真を撮って写真も一緒に送っているのか、そして、それでも危機意識がないということなのか。私は、もしかしたら、その封筒すら開けていない場合もあるのではないかという心配もしておりますけれども、その文書の送付以外で所有者の方に通達をする方法があるのか、また、その文書を送付するときにも、例えば、これは重要ですと封筒から分かるような、赤文字で、重要って、そういった文を、スタンプなりを押して相手の方に中を見てもらうような工夫をされているのか、危機意識を持ってもらうようにするためにどのような工夫をされているのか、伺います。

○酒井建築部建築指導課長　まず、文書で助言、指導に当たっては、写真等も添付した上で相手には送付しておりますが、こうした指導に反応がない所有者に対しては、市内にいれば、直接訪問して口頭により指導を行うことで措置、改善につながった事例もございます。ただ、所有者が市外など遠方に居住している場合は、直接訪問することができずに、対応に苦慮しているところでございます。

所有者に危機意識を持ってもらうための工夫としましては、文書送付につきまして、そもそも封筒すら開けてもらってはいないのではないかという懸念もございます。今、委員からもお話がありましたけども、封筒に重要書類などの表示をして送るなどの方法は、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

また、総務省から発出されている所有者等に対する助言・指導等取組事例集というものがございますけども、この中に、他都市の例として、市からの指導に反応がない所有者に対して、再指導の文書を、最初は白ですけども、次に黄色い文書で、それでも効かない場合は、次は赤い文書、こうした色紙を使うことによって所有者からの返答が増加した例がある、こういった事例が紹介されております。こうした取組を参考にしながら、管理が不全な空き家に対する助言または指導等を効果的に行っていくよう取り組んでまいります。

○高花委員　他都市では、いわゆるレッドカード、その前にイエローカードみたいな黄色い紙、白い紙から始まって、それでも駄目な場合は黄色い紙、それでも駄目な場合は赤い紙といくようなことをされていると。それによって少しは改善されたのかなというふうに思いますが、今の御答弁だと、そういった例を総務省では事例集として出されているということですね。

御存じだったら、なぜ本市でそれをしないのか、するべきだったのではないかというふうに思います。では、そこは今後していく予定なのかどうか、併せて伺います。

○酒井建築部建築指導課長　様々な指導を効果的に行っていくために、いろいろ、我々としても努

力はしているところでございます。

今回、いわゆるイエローカード、レッドカード、こうした取組の仕方を我々も認識したところですので、今後、この例を参考に進めてまいりたいというふうに考えております。

○高花委員　まずは封筒で重要と、そこには白い紙があって、それでも無理だった場合は、そういうふうに色紙をつけていくと。やっぱり、何らかの工夫をしていかないと、いつまでも同じような状態で、延長線上であっては、迷惑がかかっている近隣住民の方への対応は難しくなってくると思います。

先ほど御答弁がありました、なかなかそこに対応してもらえないところに行政の皆さんも苦慮していると。本当に苦労されているんだろうなっていうことは、もう重々分かっておりますが、相変わらずのやり方では変わらないと思いますので、ぜひとも、そういった総務省で出している事例集も参考にしながら、効果を、検討して、出していただきたいなというふうに思います。

そういった対応をしても措置が期待できない、で、空家特措法の特定空家に認定して、行政代執行、この強力な措置、もうこれも今までさんざん議論してきましたけれども、所有者がいる限りなかなか手を出せない。で、略式代執行、いろんな緊急安全措置、ありますけれども、空き家だけでなく、樹木、いろんな、その空き地の中にある、関係する害獣も含めて、そういったことを措置すべきではないかなというふうに思います。それに合わせて、市の見解を伺いたいと思います。

○岡田建築部長　周辺の生活環境に著しい悪影響を及ぼすおそれがある空き家につきましては、年々増えているということもございますし、以前から指導しているものにつきましても、老朽化が進んでいるということに加えて、やはり、草木ですとか害獣といった害が出ている、あるいは、ごみが捨てられるということでごみ屋敷に変わっていくということもございます。

こういったものに対して、空家特措法に基づいて、助言、指導ということを、そういった措置を行っていくということを続けてきておりますけれども、これまでの議論の中にもありましたように、所有者による措置が講じられないということもやはり一定数ございます。そういった場合に、当然、特措法の中でも勧告、命令、行政代執行という手続があり、そのほかに、通常の行政代執行法に基づくものではなくて、略式代執行ですとか緊急代執行といった空き家特有の代執行の手法というものも整備されているということになっておりますけれども、空家特措法ができる前から、行政代執行は、当然、法としてもありますし、様々な法律の中でもそれに基づいてやれるという規定はありますけれども、なかなか執行されてこなかった。

で、空家特措法の中で位置づけられて、初めて、全国的にも、毎年数十件、最近はもう１００件に届くぐらいの行政代執行が行われているという中で、まだまだ、空き家以外、草木、害獣に対しての行政代執行というものがされているというケースについては報告がされていないという状況の中で、ただ、建物が老朽化していて、かつ草木が繁茂しているというものですとか、害獣が発生しているというものについては、併せて代執行を行っているというケースはございます。

近年、そういうケースが増えてきておりますので、単独でできるのかなど、そういったケースを実施した自治体などとも情報交換しながら、市が行政代執行を行うということは非常に厳格な運用がそもそも求められるということもございますけれども、そうは言っていられないという状況、これから、日本全国、人口が減少していく、世帯数も減っていくという中で、喫緊に対策を取っていかなければいけないという状況がございますので、一方で、何度も繰り返して答弁させていただい

ておりますけれども、モラルハザードを引き起こさないということも念頭に置きながら対策は進めていく必要があると考えております。

いずれにいたしましても、市民の安全で衛生的な住環境を守るということ、生命、財産を守るということは進めていかなければいけないと考えておりますので、今後も危険性や緊急性等を十分に勘案しながら、また、先進事例を積極的に調査しながら、必要に応じて適切な措置を講じてまいりたいと考えております。

○高花委員　どうしても空き家だけに注視されますけど、害獣とか樹木という部分も新たな視点で入れていただきたいなと私は思います。

で、本当に、ネズミなんか、私も見るのも苦手ですし、だけど、ミッキーマウスは好きですけれども、なかなかそれをやる方たちは大変だと思うんですね。

ネズミ捕りでやってくださいって行政は言いますけど、そのネズミ捕りも、今、売っているんだろうかって心配されていましたけど、売っているんですね。おっきいのもあるんですね。昔、ちっちゃいのしか見たことなかったんですけれども、そうやって、本当に、何か、夜も眠れなくなるような神経質な方もやっぱりいらっしゃいますので、根本的に解決する方法、これを、例えば、全国ではやっていないけれども、これも旭川モデルなんだと言えるような方法、そういったことを検討していただいて、年々増えつつある、１０年前よりも倍以上増えているこの空き家、この問題にやっぱり少しでも旭川市的な発想でやっていただきたいなと指摘して、私の全ての質疑を終わりたいと思います。

○高橋ひでとし委員長　理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩　午後１時２０分

再開　午後１時２２分

○高橋ひでとし委員長　再開いたします。

御質疑願います。

○佐藤委員　後段は、農政部のほうに質疑させていただきます。

初めに、鳥獣被害対策についてお伺いをしたいと思います。

現在、市内ではどのような鳥獣被害が発生しているのか、また、被害の推移、過去も含めてどのような推移になっているのか、被害額も含めてお示しをいただきたいと思います。

○杉山農政部次長　本市におきましては、エゾシカ、キツネ、アライグマ、ヒグマなどによる鳥獣被害が発生しており、農業被害額は年々増加傾向にあります。令和元年度に７３０万円だった農業被害額が、令和６年度は２千７０万円となり、３倍近くに増加しているところです。

○佐藤委員　それで、昨年、令和６年度は、市はどのような鳥獣被害対策事業を行ったのか、お示しください。

○杉山農政部次長　本市の鳥獣被害対策といたしましては、旭川市鳥獣被害対策実施隊を設置し、鳥獣による農作物の被害を防止するための事業を実施しております。

令和６年度の支出内訳は、鳥獣の駆除に当たる実施隊員の出動報酬として５１７万９千円、捕獲した鳥獣の残滓収集・処分業務の委託料として１３７万７千円を支出しております。

○佐藤委員　それでは、この鳥獣被害の対策ですが、具体的にはどのような対策を講じているのか、

お示しください。

○杉山農政部次長　鳥獣被害の対策としては、市が設置する実施隊が鳥獣の出没地域を巡回し、銃器やわなの設置による鳥獣の駆除を実施しております。また、農業者自身においては、圃場の周りに電気柵やフェンスを設置し、物理的に圃場への侵入を防ぐなどの対策を行い、農作物に対する鳥獣被害の低減に努めているところです。

○佐藤委員　今年は、例年になくアライグマの出没が増えているということですが、特に園芸作物への被害が多いと聞きました。過去の数年と比べて、このアライグマの出没というか、被害というか、そういう状況はどうだったのか、その点についてちょっとお示しをいただきたいと思います。

○杉山農政部次長　今年度のアライグマの捕獲頭数で申し上げますと、４月から９月までで３５６頭と過去５年の同期間で最高値となっております。また、農業者からも園芸作物の被害が多く出ているというふうに伺っているところで、アライグマの出没数の増加により被害も例年以上になっているものと認識しております。

　被害を訴える農業者に対しては、アライグマ用の箱わなを貸し出し、その際に、被害防除の方法なども説明しながら、アライグマによる被害防止に努めているところです。

○佐藤委員　箱わなを農業者の方に貸しているということですけれども、実際にその箱わなを使って、そのアライグマの被害について、どのように農業者のほうから御意見があるのか、聞いているんであればお示しをいただきたいと思います。

○杉山農政部次長　箱わなを貸し出した農業者からは、箱わなの設置によりアライグマが捕獲でき、被害がなくなった、これまで箱わなを貸し出してくれることを知らなかったが、近所の方から農政部が箱わなを貸してくれると聞いたので、わなを借りられてよかったなどという意見をいただく一方で、わなを借りて設置したが、捕獲できず、被害を防ぎ切れなかったという意見も多くいただいているところです。

○佐藤委員　私ごとですけれども、私が管理している金魚の館という、２千匹ほど飼っているところの、この金魚の餌を、先ほど、高花委員がおっしゃっていた、ネズミが食べるんですよね。そんで、ネズミ捕りというか、毒の入った餌とか、買ってきて置いておくんですが、全然捕まんない。で、粘着板といいますか、ネズミが歩いたらぺっと捕まる、その板を、館中に張り巡らして置いとくんですが、それでもなかなか捕まんないわけです。捕まったと思ったら、粘着板を食いちぎって逃げるわけですね。本当に、やっぱり、頭、いいですよ、ネズミも、捕まると嫌だから。恐らく、だんだん、その箱わなとか、もう見て分かっているアライグマもいると思うんですよね。

　やっぱり、そういう意味で、農業者の方も、先ほども、電気の柵をやったりと、自分でやっているわけですね。で、自分で自衛策を取っているわけですけども、私も、こうやって、ネズミ１匹のために、物すごいお金、かけているわけですけど、どうなんですかね。そういう個人で自衛策をやっている方に対する市としての支援というか、それについてのお考えをちょっとお伺いしたいと思います。

○杉山農政部次長　鳥獣による被害防止を図ることは、農作物の生産支援として重要な施策の一つであると認識しております。

　近年は鳥獣による被害額が増加傾向にあり、農業者や農協からも支援の要望があるところです。また、特にアライグマの被害は、先ほど答弁いたしましたとおり、今年度の上半期は過去５年間で

最も多い捕獲数となっており、それに伴い、被害も増加しているものと予想しております。

今後におきましては、鳥獣被害対策に関する防除資材の導入支援などを市で実施することができないか、必要な予算や支援策を検討し、農業者が安心して営農できる環境の整備に努めてまいります。

○佐藤委員　そういう検討をするということでございますけれども、被害を受けた方は、結局、収入が減るわけですよね。食われてしまって、収入が減る。なおかつ、自分で、金、出さなきゃいけないという、これ、二重の苦しみになるわけですよ。だから、いろいろ、お金、大変だと思うんですけれども、これについては、ぜひ前向きに検討していただいて、支援が具体的に届くようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

鳥獣被害対策については、これで終わります。

次に、新規就農者に対する支援についてお伺いをしたいと思います。

私も、桃農家の息子でございまして、家を継がずに自衛官になったわけでございまして、ただ、今、少子高齢化が進む中で、農業分野における担い手不足ということが、これは、大変な、これはもう旭川だけじゃないですね。全国的にそういう状況になっております。

そこで、本市の令和６年度の新規就農者に対する支援制度はどのようなものになっているのか、まず、お伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○冨田農政部次長　本市では、国の新規就農者育成総合対策を活用するとともに、市独自の支援策でございます新規就農確保・育成対策事業により新規就農者の支援を行っているところでございます。

国の制度では、就農前の研修期間に年１５０万円を最長２年間受給できる就農準備資金、また、就農後最長３年、年１５０万円を受給できる経営開始資金、就農後の経営発展のための機械や施設等の整備に係る事業費を、５００万円を上限として、国と道でその４分の３を支援する経営発展支援事業がございます。また、その残りの自己負担分４分の１についても、市独自で補助する新規就農者の経営発展を支援する補助金もございます。

一方、市独自の制度といたしましては、研修生の家賃の２分の１を補助する農業研修生住宅費助成事業、また、農業研修生を受け入れる指導農家に対して１日当たり３千円の謝金を支払う農業研修受入事業指導謝金、就農６年目以降１０年目までの一定要件を満たす新規就農者のさらなる経営発展に向けた取組に係る事業費の２分の１を助成いたします、新規就農者の飛躍を後押しする補助金がございます。

○佐藤委員　確かに、もう、新規就農者をぜひ増やすということで大変にいろんな制度が必要だと思うんですが、複数の支援メニューがあるようですが、具体的に、新規就農確保・育成対策事業の事業概要と事業費についてお示しをいただきたいと思います。

○冨田農政部次長　この事業では、全国的に担い手が減少する中、本市農業を力強く発展させ、地域を牽引する競争力の高い経営体を育成するため、行政と地域が一体となり、新規就農者の受入れから経営発展までの一貫した支援を行っているところでございます。

令和６年度の事業概要につきましては、農業研修生の受入れを行った指導農家に対する指導謝金や、農業研修生に対する住宅費の助成、新規就農後の設備投資に対する補助、また、新規就農者が就農後６年目以降の規模拡大等による経営発展に向けた補助など、新規就農者の育成及び経営発展

に向けた支援を行ったところでございます。また、新規就農者確保のための取組として、札幌で行われました就農相談会への参加、また、就農を検討している方に対する農作業の体験事業を実施したところでもございます。

なお、本事業の令和６年度の予算及び決算額につきましては、予算現額１千２０万５千円に対しまして、決算額５９５万１千２０円となってございます。

○佐藤委員　住宅補助とか設備投資助成とかいろいろなメニューをやっておられるわけですが、一方で、不用額、かなり出ているようですが、こんなに、一生懸命やろうとしているんですが、不用額が出ているわけですが、どういう理由で不用額が出たのか、お示しをいただきたいと思います。

○冨田農政部次長　本事業の令和６年度の不用額は４２５万３千９８０円となっておりまして、その主な内訳といたしましては、報償費で７９万５千円、補助金で３４４万１千円となっているところでございます。

報償費につきましては、農業研修生の受入れを行う指導農家への謝金として、当初は５名の研修生を想定しておりましたが、新たな研修生が３名から２名となったこと、また、研修生が自主研修を行ったことで指導農家に対する謝金が減少したことなどから、不用額が生じたところでございます。

次に、補助金の部分についてでございますが、研修生に対する補助金と新規就農者に対する補助金がございますが、研修生に対する補助金では、家賃の補助と、研修期間中にビニールハウスを設置する場合の補助を計上したところでございますが、ビニールハウス設置の活用がなかったことから、合計で９８万９千円の不用額が発生しているところでございます。また、新規就農者に対する補助金では、営農に必要な機械や施設等の整備に対する支援をするものとして、要望調査により５２３万円を計上していたところでございますが、対象となります就農者の経営判断によりまして整備時期の先送りや内容の変更がございましたため、２３７万２千円の不用額が発生したところでございます。

○佐藤委員　今お話がありましたが、予算の執行において様々な課題とか不用額が出ているということをお伺いいたしましたが、例年、この事業に対する予算は、多めに、何ていうんですか、確保しているのか、その辺のところについて、お考えというか、どういう状況なのか、お示しをいただきたいと思います。

○冨田農政部次長　この事業におきまして、例年多めに予算を確保しているというようなことはございませんが、新たに研修を開始する研修生を想定すること、また、経営が安定していない新規就農者にどれだけの支援が必要かを見込むことは、非常に難しい部分があるところでございます。

このような状況の下、予算編成に当たりましては、これまでの新規就農者の営農状況に基づく想定ですとか、新規就農希望者との日々の相談業務等によりまして、就農に向けた覚悟の把握、また、就農後も積極的なコミュニケーションを取ることにより、どのような支援をどの時期に行うことが効果的かなども考えながら、そのニーズの的確な把握に努めながら予算編成に努めているところでございます。

○佐藤委員　それでは、次に、新規就農者の状況についてお伺いをしたいと思うんですが、新規就農者が就農する地域はどのように決定しているのか、また、報酬費を出しているようですが、指導農家にはどのような人材を選定しているのか、お伺いします。

○冨田農政部次長　一般的な流れで御説明申し上げますと、就農希望者の希望する作物、また希望する地域によりまして、適応する地域の農協に相談をしているところでございます。各農協では、その地域で希望する作物を栽培し、研修生を指導できる農家を選定すると同時に、就農予定地を確保できるかなども考慮した上で受入れの判断をしていただいているところでございます。その後、指導農家、農協、地域の農業委員、北海道の農業改良普及センターと旭川市によるサポート体制を整えた上で、合意形成を経て研修の開始を決定しているところでございます。

なお、指導農家につきましては、北海道指導農業士のほか、地域で中心的な役割を担っておられる農業者の方々に受け入れていただいているところでございます。

○佐藤委員　それでは、過去１０年間における新規就農者の就農傾向についてどのようになっているのか、お示しをいただきたいと思います。

○冨田農政部次長　平成２７年から令和６年までの過去１０年間の新規就農者のうち、新規参入された方は１８名いらっしゃいました。その内訳といたしましては、大きな設備投資が不要で、小さな農地でも高収益を望むことができる施設園芸の野菜が１４名、同じく花が１名、その他、お米、和牛繁殖、ハーブがそれぞれ１名となっている状況でございます。

○佐藤委員　新規就農者の研修が行われているということなんですけれども、この研修生の研修期間中のスケジュール、これについてどのようになっているのか、お示しをいただきたいと思います。

○冨田農政部次長　研修生の研修スケジュールについてでございますが、一般的には２年間の研修期間を設定しているところでございます。最も多い施設園芸での研修の場合ですと、春からおよそ１０月末までの営農期間中は、朝８時から夕方５時頃までをめどとして指導農家においての研修を実施しているところでございます。季節によりましては研修時間を短くしたり長くしたりすることもございますし、また、休日も農繁期には少なくしたりと、研修生と指導農家がそれぞれ相談しながら、独立して営農ができるだけの知識や技術の習得をしていただいているところでございます。

このほかに、旭川市農業センターが実施する新規就農研修におきましては、土壌分析、農薬の使用方法、労務管理や経営管理等に関する研修も受講していただいているところでございます。また、冬期間につきましては、各自、自主学習などをしながら、人によりましては北海道立農業大学校で行われる短期プログラムを受講されたり、また、アルバイトなどをされている方もいらっしゃるところでございます。また、２月頃からはハウスを張ったり育苗などの作業が始まるという場合もございます。

○佐藤委員　就農に至るまで、結構、時間、２年間という、そういう研修期間もありますし、それと、経営資金の年額１５０万円という、こういう支援内容なんですが、ほかの業種から、じゃ、農業をやりましょうっていうことで参加するということでは、なかなか、その辺のところが、期間も長いし、お金もそんなにもらえないかもしれない。それは、その人によって価値観が違いますから分かりませんけども、やっぱり、今後ともしっかり新規就農者を確保していくと。今までも、一生懸命、事業をやっておられるんですが、今後ともこれをさらにどういうふうにしていくのか、市の見解をちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○冨田農政部次長　農業分野におきましては、今後も、就農者の高齢化や後継者不足により農業者の人口が減少していくことが予想されており、本市といたしましても、新規就農者の確保と定着、それから、経営発展を支援していくことの重要性というものがますます高まっていくものと考えて

いるところでございます。

新規就農希望者が目指す農業スタイルというのは、その方々によってそれぞれでございますけれども、自身で起業して営農していくためには、栽培技術や経営手法の習得というものは欠かせないものでございまして、一定期間の研修等の取組は必要不可欠なものと考えているところでございます。これまでの取組により、本市では、過去に就農された方が現在では地域の中心的な役割を果たされる方もおりますし、また、新規就農を目指していたかつての研修生が今では指導農家になるといった好循環も生まれてきているところでございます。

本市基幹産業である農業を持続的に今後も維持、発展させていくためには、これまでの取組を継続することはもとより、近年新たに生じている個別の課題やニーズ、これらにしっかりときめ細やかに対応し、支援していくことが重要であると考えてございますので、それに対応できる取組について今後とも検討してまいりたいと考えているところでございます。

○佐藤委員　ただいまの答弁にありました、旭川に来て成功している方もいらっしゃるわけですね。もう、生活環境がいい、旭川で農業をやって成功しましたという方がいらっしゃるんで、ぜひ、そういう方々を積極的にＰＲしていただきたいと思うんですよ、映像でも何でもいいから。やっぱり、そういうことも必要なんじゃないかなというふうに思います。

最後に、先ほどお伺いしました鳥獣被害対策、それと新規就農者の育成について、農政部長から御見解をお伺いして、私の質疑を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○林農政部長　ただいま、鳥獣被害対策、あるいは新規就農について御質疑いただきました。どちらも、私ども農政部としても非常に重い課題だというふうに受け止めております。

今議会でも、いろいろと、暑さ、寒さの話だったり、物価高騰の話も含めて御質疑いただきましたけれども、そういった意味では、農業を取り巻く状況というか、今、本当に時代の節目なんだろうなというふうに思っております。

鳥獣被害対策について言えば、先ほど個人への支援のお話もありましたけれども、なかなか個人だけではままならないような、そういった対策も必要になってきていると思います。鹿だとかアライグマがいいとは言わないですけども、そういった動物たちがいてもさほど危険性はないのかなと思いますけど、今、本当にヒグマの問題があって、熊が出てくると安心して農作業もできないような、そんな状況になってきています。それを個人で何とかっていうのはなかなか難しいでしょうし、そういった意味では、地域挙げて何とかしていかなきゃならないとか、いろいろな状況が変わってきているのかなと思います。

新規就農に関しては、担い手の確保や育成っていうのはどのジャンルでもかなり問題ではありますけど、一方では、そういった労働力が足りなくても、しっかりと営農ができて産業として成り立つような、そういったことを並行して考えていかなければならない。もう、実際、そういった時代になっていると思いますけど、ですので、政策目標でいけば、担い手の確保、何人とかではなくて、恐らく、耕作放棄地の解消だとか、そういうほうにシフトしていく、そんな時期でもあるのかなというふうに思います。

そういったことも含めて、今、国のほうでも、この令和の米騒動だけではないですけど、いろいろ、制度の抜本的な改正だとかがこれからどんどんまた進んでくる可能性もあります。そういった意味では、午前中の質疑でもお話ししましたけど、市としてどういった政策を持ちながら対応して

いくか、こういった目標地点の話というのはすごく大事になるんだろうなと思います。今までは、どちらかというと、農産物、物としての高付加価値化に目が行っていたかもしれないですけれども、産業ですか、旭川農業っていう産地としての高付加価値化をどうやって図っていくか、こういったことを中心にいろいろと考えていきたいなと、我々としては今考えております。

その結果、先ほどの鳥獣被害対策だとか新規就農についても、また違った視点からいろいろな支援策をつくり出せれば一番いいなというふうには思いますし、そういったことを一歩ずつ着実に進めることで、気候変動だとか、あるいは政策だとか、そういったことに左右されない、足腰の強い基幹産業として旭川農業をますます発展させていければというふうに思っているところであります。

○高橋ひでとし委員長　理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩　午後１時４７分

再開　午後１時４９分

○高橋ひでとし委員長　再開いたします。

御質疑願います。

○小林委員　最後の質疑となります。よろしくお願いいたします。

今回、前半で物すごく時間を使い過ぎてしまって、後半、いろいろ考えていたんですが、時間がとても少なくなってしまったので、たくさん、いろいろ教えていただいたりとか、お答えをいただいたんですが、質疑の項目、すごく減ってしまって、削らせていただいて、ちょっと御迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

私からは、１点のみ確認させていただきます。

７款１項４目の冬季観光滞在促進費における旭川冬まつり開催負担金について伺いたいと思います。

まず、決算額、伺いたいんですが、あと、２０２４年度が第６６回ですね。それと、第６５回、２０２３年度のものと比較して、来場者数が結構減少していたかと思うんですが、この原因の分析について、併せて伺いたいと思います。

○上田観光スポーツ部観光課長　２０２４年度の冬季観光滞在促進費における旭川冬まつり開催負担金の決算額につきましては、６千８３２万７千６５１円となっております。

来場者数につきましては、推計値となりますが、２０２３年度の第６５回が９１万５千人、２０２４年度の第６６回が８２万３千人となり、９万２千人の減となっております。その理由といたしましては、外国人観光客は増加しているものの、打ち上げ花火の日数減や、コンテンツ内容が、第６５回はドラゴンクエストの参加があったことによりまして、６５回には及ばなかったということで減少したものと考えております。

○小林委員　推計値ではあるが、６日間で８２万人を超える来場者っていうことで、減ってはいるんですけど、約８２万人ということでした。

私ももちろん行ったんですけど、平日の昼間だったんですね、行ったのが。なので、すごく閑散としているなという印象があって、「ほっ。とラウンジ」は、結構、人、いらっしゃったんですけど、ステージの前とか雪像の辺りがあんまり人がいなくて、なので、それを考えると、来場者が約８２万人という数字を聞くとすごく驚きます。旭川市民、３１万人ぐらいなので、それ以上の、倍

以上の人が旭川に来ていたというか、延べ人数なんでしょうけど、来ているということで、驚きだなあという印象です。

前年度９１万５千人ということだったんですけど、コロナ前の水準で、もうちょっと、９６万人とか、何かそれぐらいいたかなと思うので、２０２３年度がようやくコロナ前の水準に近づいたというところで、２０２４年度は９万２千人の減で、その理由として、主にコンテンツの内容ですね。花火であったりだとか、コラボした対象とか、そういった内容に減少の要因があると考えているということでした。

今回、冬まつりで行ったアンケートに関連して何点か伺いたいと思っております。

まずは、この冬まつりで行っているアンケートの概要についてお示しください。

○上田観光スポーツ部観光課長　旭川冬まつりにおける来場者アンケートにつきましては、来場者の客層や満足度、旅行者の消費動向を把握するため、２０１８年度の第６０回と２０１９年度の第６１回に、旭川冬まつり実行委員会と大雪カムイミンタラＤＭＯが協力してアンケートを実施しております。その後、コロナ禍の中断を経て２０２３年度の第６５回からは旭川冬まつり実行委員会単独で実施し、調査項目を増やしてアンケート調査を再開したところでございます。前回、第６６回の調査項目につきましては、総合的な満足度や来場者の属性をはじめとする基本的な項目、また、会場での消費額、魅力的だったコンテンツ、逆に、不便に感じた具体的な内容などを回答いただいております。

実施方法につきましては、インターネットによる回答として、来場者が滞留する休憩所、「ほっ。とラウンジ」ですけども、こちらにチラシを掲示して、ＱＲから誘導するとともに、旭川冬まつり公式ＳＮＳでも回答への協力をお願いしているところであります。

アンケート結果では、８２件の回答があり、総合的な満足度は５点満点で平均４．２３点と高い結果となっており、来場者の属性は、年代では３０代、４０代が多く、居住地は市内が５７％、本市以外の道内が２１％、道外が９％、海外が１３％という結果が出ております。

○小林委員　８２万人を超える来場者がいたという先ほどの答弁なんですが、それでいて回答が８２件ということで、アンケート、全体の０．０１％以下の方からしか回答いただいていない、１万人に１人からしか回答をいただけていないということで、やっぱり、そこはサンプル数の少なさに課題を感じるなあと思いました。総合的な満足点も５点満点で４．２３点だったよということなんですが、どうしてもサンプル数が少ないので、どの程度、信憑性のある数字になるのかなあというのが少し疑問です。

周知としては、「ほっ。とラウンジ」に掲示していましたっていうことで、私も、「ほっ。とラウンジ」、行きました。おいしいものを買って入ったんですけど、壁とかに多分張ってあったんですよね。入って、私、真ん中のほうで食事したので、目に入るところになくって、ちょっと、私、全然見つけられなかったなと思うので、そこら辺の周知というか、見える場所になかなかなかったっていうところで、回答数、少ないのかなあというふうにもちょっと感じたところでした。

続けて、アンケート結果から見える旭川冬まつりの課題について伺いたいと思います。

○上田観光スポーツ部観光課長　アンケートでは不便に感じたことや困ったことという設問がありまして、回答のほうは、トイレを水洗にしてほしい、手洗い場がないといったトイレの充実に関することや、会場内に駐車場が欲しいといった意見が多く、そのほか、滑り台やステージの待ち時間

が長く、寒くてつらい、休憩所を増やしてほしい、シャトルバスの運行といった会場へのアクセス充実に関することなどの回答がございました。

このような課題については、これまでも同様の意見を多くいただいているところでありますが、旭川冬まつりは石狩川の河川敷を会場として開催しており、給排水などの設備面での制約がありますし、物価や人件費の高騰の影響もあり、運営は大変厳しい状況となっているため、なかなか解決が難しい状況となっております。

○小林委員　８２件しか回答がなかった割に、不便に感じること、すごく具体的にたくさん出していただいているなと思いました。アンケート結果、見てみると、回答いただいたうちの３５％、２９件、冬まつりで不便に感じたことや困ったことがあったって回答していただいているんですね。内容として、衛生面の課題であったり、会場の課題であったり、アクセスの課題であったりといろいろありますが、聞いてみると、何か、みんな同じことを考えている、感じているんだなという印象がありました。

私も、まちなかから歩いて、常磐公園を通って会場に向かうこと、多いんですけど、常磐公園に入ってからも、すごく会場にたどり着くまでが長いなって思うんですね。私、健康な大人の体なのでまだたどり着けるんですけど、小さなお子様や高齢者、障害者とか、なかなか、そういった方々は、アクセスするの、大変だったりするんじゃないかなって思うところです。

で、会場に着いたときには、もう体がきんきんに冷えているんですね。何か買って、「ほっ。とラウンジ」で、ちょっと、一旦、温まろうかなって思えるので、出店者の売上げにはつながっているかもしれないなと思うんですが、「ほっ。とラウンジ」から、ステージ、見えないですよね。見えないですし、外は寒くてなかなか落ち着くことできなくて、会場に長時間いるっていうのはすごく難しいなって毎回思うんですよね。

周囲の同年代の友達、２０代、３０代ですけど、その方々とお話ししていても、市民ですけど、冬まつりは、遠いし、寒いから、ちょっと行く気にならないんだよねとか、何か、これまで旭川にずっと住んでいるけど、一度も行ったことないわとか、そういう声も聞くんです。冬まつりなんで寒いのは当然だとは思うんですけど、アクセスとか過ごし方っていうところの面ですごく課題があって、で、ドラゴンクエストのとき、すごく、来場者、多かったわけなんですけど、やっぱり、その課題を超える来場への誘因というのがあったからまだ多かったのかなって思うんですけど、その来場しようと思うような動機づけが、やっぱり、課題を超えないと感じている層っていうのが市民の中でも一定数いるんだなというふうに思っています。

で、様々、制約がありまして、改善は難しいという答弁ではあったんですが、これだけ、こう、不便に感じたよって、困ったよっていう声をいただいております。せっかくいただいた御意見ですので、この御意見を踏まえて、何かこう、改善したりとか、これから、こういうことを改善しようって思っていることがあれば伺いたいと思います。

○上田観光スポーツ部観光課長　過去に実施したアンケート結果から改善できた点についてでありますが、第６５回のアンケートで冬まつり公式グッズを充実してほしいという御意見をいただきまして、実行委員会では新たな収入確保という観点からも力を入れているところでありまして、この点については改善できていると認識しております。

今後の改善していく予定というものですけども、現時点では未定ではありますが、来年２月に開

催する第６７回旭川冬まつりへ向けて、本年８月１日から翌年の１月３１日までガバメントクラウドファンディングを実施しているところでありまして、花火の打ち上げやアクティビティーの実施、会場設営ですとか環境整備に皆様からいただいた寄附を充ててイベントの充実を図っていく予定としております。

○小林委員　これまで公式グッズの充実に力を入れました、これから、クラウドファンディングをやっているので、それを使って、花火やアクティビティーといったコンテンツの充実っていうところと、設備整備っていうところをやっていきたいと考えているというお話でした。

そうですね。やっぱり、来場者減の要因でも、コンテンツのお話、メインにされていましたし、アンケート意見の反映というところでも、花火であったりとかアクティビティーの拡充ということで、コンテンツの話が上がっているんですけど、やっぱり、意見としては会場環境の課題とかハード面の課題が多く指摘されているわけですから、会場環境の課題の解決というか、本整備のほうをぜひ進めていただきたいなと思います。

これ、お話、いろいろ教えていただいている中で聞いたんですけど、このクラウドファンディング、ふるさと納税型のクラウドファンディングで、２千万円を目標にやっているということだったんですけど、そのうち４５％ぐらい経費になっちゃうんですってね。で、２千万円集まっても、実際、この冬まつりのいろんなものに使えるのって１千１００万円ぐらいになっちゃうっていう話、聞いていて、何か、このクラウドファンディングって、ふるさと納税型というか、返礼品があるタイプのものじゃないと駄目なのかなあとか、返礼品がないもので、クラウドファンディング、できないのかなあとか、やっぱり、こう、冬まつりのものに使ってもらえると思って寄附して４５％が引かれる、１万円寄附したら、５千５００円しか実際には使われないで、それ以外は自分に返ってくる、もしくは、市内の人であれば、返礼品がないので、返ってこないわけですけど、何か、そういうことを考えると、普通のクラウドファンディングで集めてもいいんじゃないかなって思ったりもするんですが、そこは、もしかしたら、何か、自治体の制約とかがあるかもしれないので簡単には言えないんですけど、それもあり得るのかなというふうにちょっと感じたところでした。

で、ハード面の課題を多く指摘されていて、工夫次第で今後もっともっと人気になる、伸び代があるということなのかな、冬まつり、と感じていますので、最後、もう、すぐ最後で申し訳ないんですけど、最後になりますが、アンケートの設問内容や実施方法についての、ちょっと、課題認識を伺いたいなと思っています。

先ほどから話しているとおり、回答数の課題は、当然、認識されていることだと思いますが、その他、認識している課題や今後の課題に対する取組というのが何かあれば伺いたいと思います。

○上田観光スポーツ部観光課長　来場者アンケートですけども、第６０回から実施しておりますが、当初は、どちらかというと、冬まつりに来場された観光客の動向を把握するというマーケティング調査の色合いが強かった調査内容でございました。第６５回、コロナ明けからは、魅力的だったコンテンツや今後企画してほしいイベント、また、冬まつりで不便に感じたことなど、調査項目を増やしまして、旭川冬まつりを充実していく、その充実へ向けたアンケートということで実施しております。

アンケートは、ウェブでの回答により実施しておりますけども、前回は８２件しか回答をいただいておりませんので、まず、会場内での告知方法ですとか、あと、例えば、会場内でのイベントの

中で連携していくなど、来場者の目に留まって認識いただいて、多くの方に回答をいただけるように工夫してまいりたいと考えております。

○小林委員　そうですね、アンケートの目的自体が、マーケティング調査から質の改善とか、そういった方向にちょっと変わっていったっていう経緯があるのかなと思うんですけど、その目的が達成できるためにはどういった項目がいいのかっていうのをちょっと精査しないといけないんじゃないかなと、アンケートの結果を見てちょっと思ったりもしたんです。

今回のアンケートって、回答の動機づけのためにだと思うんですけど、回答者に抽せんでプレゼントをされていますよね。内容としては、羽田－旭川間の航空チケット、往復のですね、とか、１千円分のクオカードとか、それが抽せんで当たりますって。いや、去年、参加すればよかったなって、８２件のうち４名ぐらい当たるから、すごい当たりやすいので、それを知っていたら応募すればよかったななんてちょっと思ったりもしたんですけど、そういったものが当たるということだったんですけど、ちょっと、これ、疑問に思ったのが、やっぱり、羽田－旭川間の航空チケットが当たりますって、もう、旭川市民としてはすごく当てたいと思うんですけど、でも、それ、やっぱり、旭川市民であったりだとか関東にお住まいの方だったら、これ、当たったら使えるなって思うと思うんですけど、旭川以外の、北海道の札幌方面とか、何かそっちだと、旭川空港にわざわざ来る理由もないですし、関東以外の本州の方であったり海外の方ってなると、このチケットが当たっても、ちょっと、使いどころがないなと。ちょっと期限が短い場合もあるようなお話を伺ったので、それ、当たっても使えないと思うと、回答の動機づけとして、あるのはいいんですけど、その動機、これが欲しいって、当てたいって思う人って、こう、限られちゃうんじゃないかなと。そういう意味で、アンケートの結果にサンプルの偏りが生じて、結果に、偏りが生じるんじゃないかなって、ちょっと、そういうところ、疑問だったんですよね。

なので、このアンケートの中で、今、住んでいる場所、どこですかっていう質問があって、そのうちの５７％が市内ですっていうお答えをいただいているんですけど、すっごい単純な計算をしてしまうと、８２万人のうち５０％以上が旭川市民で、４０万人以上、旭川市民が、延べですけど、冬まつりに来ているよっていう話になるのであれば、何か、肌感覚とあんまりマッチしないような気がするんです。

なので、そういった抽せんで当たるプレゼントっていうところがアンケートの結果に影響する可能性があるので、そういったところも検討していただいて、目的達成のために、適切な、きちんとしたデータを取れるようになったほうがいいのかなというふうに思ったので、もしよければ、そこら辺、御検討いただけると幸いですというところだけお伝えして、私の最後の質疑を終えたいと思います。

○高橋ひでとし委員長　他に御質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○高橋ひでとし委員長　他に御質疑がなければ、以上で、認定第１号の分担部分のうち経済建設常任委員会所管分、認定第３号、認定第９号及び認定第１０号の以上４件に対する質疑は終了いたしました。

なお、能登谷委員からございました花咲スポーツ公園新アリーナ整備の妥当性と事業手法の決定経過についての総括質疑のお申出につきましては、その旨、本分科会閉会後、決算審査特別委員会

委員長に報告することといたします。

以上で、総括質疑を除き、本分科会に分担を受けております各号議案に対する質疑は、終了いたしました。

それでは、これをもちまして、決算審査特別委員会総務経済建設分科会を閉会いたします。

閉会　午後２時１０分